日野市議会会議録

平成元年第3回定例会

第25号～第32号

9月7日 開会

9月29日 閉会

日野市立図書館 ☎81-7354
1585629

日 野 市 議 会

次に記した日までに返して下さい。

お問合せ・ご連絡は

中央図書館 ひまわり号	電話代	81－7354
多摩平児童図書館	電話	81－4744
高幡図書館	電話	91－7322
日野図書館	電話	84－0467
社会教育センター図書館	電話	83－2561
平山図書館	電話	91－7772
百草台児童図書館	電話	91－7309
市政図書室（市役所内）	電話呼	85－1111（内490）

内図M－31－8（80×120） 上45 庁内印刷

1585629
日野市議会会議録
平成元年第3回定例会
第25号～第32号

平成元年　第3回定例会日程

9月　7日	（木曜日）	会期の決定、行政報告、諸般の報告
9月　8日	（金曜日）	審査報告、議案上程、請願上程
9月11日	（月曜日）	一般質問
9月12日	（火曜日）	一般質問
9月13日	（水曜日）	一般質問
9月14日	（木曜日）	一般質問
9月18日	（月曜日）	一般質問、請願上程
9月29日	（金曜日）	審査報告、請願上程

1585629

平成元年
第3回定例会

日野市議会会議録目次

○9月7日　木曜日（第1日）

出席議員 …… 1
欠席議員 …… 1
出席説明員 …… 2
議事日程 …… 2
開会 …… 3
会議録署名議員の指名 …… 3
会期の決定 …… 3
行政報告 …… 3
諸般の報告 …… 32
散会 …… 32

○9月8日　金曜日（第2日）

出席議員 …… 33
欠席議員 …… 33
出席説明員 …… 34
議事日程 …… 34
開議 …… 37

（請願審査報告）　（総務委員会）

請願　第63－28号　鉄道共済年金の安定的財政確立に関する請願 …… 37
請願　第1－3号　年金制度改革に関する陳情 …… 37
請願　第1－9号　年金制度改悪法案に反対する意見書提出を求める請願 …… 37

（設置・選任）

日野市議会昭和63年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任について …… 38

（議案上程）

議 案　第 71 号　昭和63年度日野市一般会計決算の認定について …… 38
議 案　第 72 号　昭和63年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について …… 39
議 案　第 73 号　昭和63年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について …… 39
議 案　第 74 号　昭和63年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について …… 39
議 案　第 75 号　昭和63年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について …… 39
議 案　第 76 号　昭和63年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について …… 39
議 案　第 77 号　昭和63年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について …… 39
議 案　第 78 号　昭和63年度日野市老人保健特別会計決算の認定について …… 39
議 案　第 79 号　日野市東部会館条例の制定について …… 41
議 案　第 80 号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 41
議 案　第 81 号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 41
議 案　第 82 号　日野市立シルバー人材センター条例の制定について … 41
議 案　第 83 号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 41
議 案　第 84 号　平成元年度日野市一般会計補正予算について（第２号） …… 64
議 案　第 85 号　平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第１号） …… 77
議 案　第 86 号　平成元年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第１号） …… 77
議 案　第 87 号　平成元年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第１号） …… 84
議 案　第 88 号　市道路線の廃止について …… 85
議 案　第 89 号　市道路線の認定について …… 85
（報　告）
報 告　第 2 号　昭和63年度日野市土地開発公社決算の報告について … 87
報 告　第 3 号　昭和63年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について …… 88
報 告　第 4 号　平成元年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告について …… 89
報 告　第 5 号　交通事故（日野市東豊田二丁目30番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について …… 90
（請願上程）
請 願　第 １－16 号　日野第二小学校校庭拡張に関する請願 …… 93
請 願　第 １－17 号　「義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持」に関する陳情 …… 93
請 願　第 １－18 号　市内に四季を通じて利用できる常設のキャンプ場の建設に関する請願 …… 93
請 願　第 １－19 号　日野駅ビル建設促進についての請願 …… 94
請 願　第 １－20 号　原爆被害者援護法即時制定の促進決議と国への意見書採択に関する請願 …… 94
散　　会 …… 94
○９月11日　月曜日（第３日）
出 席 議 員 …… 95
欠 席 議 員 …… 95
出 席 説 明 員 …… 96
議 事 日 程 …… 96
開　　議 …… 97
（一般質問）
土方尚功議員
１．まちづくりのなかにおけるトイレ設置の考え方を問う …… 97
高橋徳次議員

１．廃棄物処理の問題点と今後の対応について …… 103
２．西平山土地区画整理の進行状況とその問題点と今後の見通しについて …… 110
板垣正男議員
１．新町一丁目周辺の水害対策を急がれたい …… 115
２．中央高速道路の自動車騒音対策は、住民の立場に立った市の対応を強められたい …… 122
古賀俊昭議員
１．実践女子大学周辺道路の一方通行解除について …… 128
２．再度、市長交際費の支出先の公開を求める …… 134
小山良悟議員
１．心身傷害者の苦痛と不便さを積極的に解消せよ …… 141
２．市民政策委員会設置と市議会議員の役割について …… 146
３．飼犬の咬害と公害について …… 149
４．職員の意欲向上につながる人事について …… 151
馬場弘融議員
１．これからの老人福祉政策について …… 152
散　　会 …… 167

○９月12日　火曜日（第４日）
出　席　議　員 …… 169
欠　席　議　員 …… 169
出席説明員 …… 170
議事日程 …… 170
開　　議 …… 171
（一般質問）
福島敏雄議員
１．持家は困難、公営住宅の建設に力をいれよ …… 171
石坂勝雄議員
１．行政境の民間用地と整備について …… 183
２．市立病院の新築について …… 198
高橋　徹議員
１．市内河川敷を利用したスポーツ公園等の増設を図れ！ …… 206
谷　長一議員
１．学校教育施設の整備について …… 213
２．七小内に仮設中の学童クラブ用地を早く確保せよ …… 219
３．浸水地区解消を図るため、水路道路を早期に整備せよ …… 223
４．高齢者福祉施策、シルバーピアについて問う（その２） …… 225
川嶋　博議員
１．都市農政と農地宅地並課税について市長の考え方を問う …… 231
２．下水道工事に並行して都市ガス管埋設工事について …… 233
３．市内交通渋滞解消に行政は積極的に努力せよ …… 235
散　　会 …… 238

○９月13日　水曜日（第５日）
出　席　議　員 …… 239
欠　席　議　員 …… 239
出席説明員 …… 240
議事日程 …… 240
開　　議 …… 241
（一般質問）
竹ノ上武俊議員
１．将来を独創的な町並みの日野市とするために …… 241
２．燃えないゴミの収集回数はふやせないか …… 249
３．高齢者のボランティア活動について …… 252
中谷好幸議員
１．震災に対する防火対策の確立を！ …… 256
２．青年に魅力ある町を！――青年活動のセンターとなる宿泊型施設をつくれ！ …… 265
３．落川・百草・三沢地域に市内循環バスを延長せよ！ …… 270
米沢照男議員
１．急げガケ崩れ対策！ …… 273

２．ダストボックスの配置計画について …… 279
旗野行雄議員
１．区画整理事業の現状と関連の諸問題について …… 283
福島盛之助議員
１．祭囃子の保存と後継者の育成について …… 299
２．四ツ谷前（仮称）区画整理の現状と見通しについて …… 305
散　　会 …… 309

○９月14日　木曜日（第６日）
出　席　議　員 …… 311
欠　席　議　員 …… 311
出席説明員 …… 312
議事日程 …… 312
開　　議 …… 313
（一般質問）
天野輝男議員
１．日野市政10大基本政策について問う …… 313
２．市民の森スポーツ公園の南側地域の基盤整備の残されておる地域の事業について問う …… 327
３．市内、私道の危険区域の街灯を設置して暗い道路を明るくすることが市民の安全、住民の生命を守ることに関連すると思うがどうか …… 328
奥住日出男議員
１．安全で安心して暮らせるまちの実現について問う …… 330
夏井明男議員
１．地域問題について …… 339
２．リサイクル事業について問う …… 344
３．老後の不安 …… 347
４．多摩平団地建替問題のその後 …… 355
馬場繁夫議員
１．生き生きとした文化社会実現のため …… 359
２．公共施設の照明環境整備促進について …… 371
名古屋史郎議員
１．市職員の研修について――自治大学のことなど―― …… 378
散　　会 …… 385

○９月18日　月曜日（第７日）
出　席　議　員 …… 387
欠　席　議　員 …… 387
出席説明員 …… 388
議事日程 …… 388
開　　議 …… 391
（一般質問）
小俣昭光議員
１．防音工事助成区域内の公共施設に冷暖房機を設置せよ …… 391
２．上田100番地先周辺道路の整備について …… 397
黒川重憲議員
１．保留地処分の基本的な考え方を問う …… 398
２．市内空間の最大限の利用を進めよ …… 402
鈴木美奈子議員
１．老後を安心しておくるために、老人施策を前進させよ …… 405
宮沢清子議員
１．更に婦人（女性）の施策を前進させるために問う（婦人センターの建て替え問題等をはじめ諸問題について） …… 421
２．（再々）市民の健康を守るために誕生日月健診について問う …… 429
３．日野第三中学校をはじめ小中学校の給食について …… 434
（請願上程）
請願　第１－21号　日野市三沢742番地住宅地北側山林の開発と高層住宅建築反対に関する請願 …… 438
請願　第１－22号　消費税即時廃止を求める請願 …… 439
請願　第１－23号　七生養護学校にプール及びグランドの設置と日野地区に高等部単独の養護学校を新設するよう東京都に働き掛けて頂く請願 …… 439

請願　第 1－24 号　義務教育国庫負担制度の意見書の提出を求める陳情 … 439
散会 …… 439

○ 9 月29日　金曜日（第 8 日）
出席議員 …… 441
欠席議員 …… 441
出席説明員 …… 442
議事日程 …… 442
開議 …… 447
（議案審査報告）　（総務委員会）
議案　第 41 号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について …… 447
（総務・文教・厚生・建設）
議案　第 84 号　平成元年度日野市一般会計補正予算について（第 2 号） …… 456
（厚生委員会）
議案　第 79 号　日野市東部会館条例の制定について …… 461
議案　第 80 号　日野市心身傷害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 461
議案　第 81 号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 461
議案　第 82 号　日野市立シルバー人材センター条例の制定について … 461
議案　第 83 号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 461
議案　第 87 号　平成元年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第 1 号） …… 465
（建設委員会）
議案　第 85 号　平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第 1 号） …… 466
議案　第 86 号　平成元年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第 1 号） …… 466
議案　第 88 号　市道路線の廃止について …… 467
議案　第 89 号　市道路線の認定について …… 467
（一般会計決算特別委員会）
議案　第 71 号　昭和63年度日野市一般会計決算の認定について …… 469
（特別会計決算特別委員会）
議案　第 72 号　昭和63年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について …… 491
議案　第 73 号　昭和63年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について …… 491
議案　第 74 号　昭和63年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について …… 491
議案　第 75 号　昭和63年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について …… 491
議案　第 76 号　昭和63年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について …… 491
議案　第 77 号　昭和63年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について …… 491
議案　第 78 号　昭和63年度日野市老人保健特別会計決算の認定について …… 491
（請願審査報告）　（総務委員会）
請願　第 1－23 号　七生養護学校にプール及びグランドの設置と日野地区に高等部単独の養護学校を新設するよう東京都へ働き掛けて頂く請願 …… 494
（文教委員会）
請願　第 63－14 号　再び万願寺一里塚現状保存を訴える陳情 …… 495
請願　第 1－16 号　日野第二小学校校庭拡張に関する請願 …… 495
（厚生委員会）
請願　第 1－20 号　原爆被害者援護法即時制定の促進決議と国への意見書採択に関する請願 …… 496
（継続審査）　（総務委員会）
請願　第 63－16 号　都営住宅家賃値上げ中止の意見書提出を求める請願 … 497

請 願 第 1－19 号　日野駅ビル建設促進についての請願 …… 497
請 願 第 1－22 号　消費税即時廃止を求める請願 …… 497
（文教委員会）
請 願 第 63－11 号　日野市立第二中学校音楽室に机を設置させるべく日野市教育委員会に勧告に関する請願 …… 497
請 願 第 1－8 号　日野市における私立幼稚園の諸問題に関する請願 …… 497
請 願 第 1－14 号　日野市教委、長沢三郎教育長に辞職勧告を求める事に関する陳情 …… 497
請 願 第 1－17 号　「義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持」に関する陳情 …… 497
請 願 第 1－18 号　市内に四季を通じて利用できる常設のキャンプ場の建設に関する請願 …… 498
請 願 第 1－24 号　義務教育国庫負担制度の意見書の提出を求める陳情 … 498
（厚生委員会）
請 願 第 62－19 号　東町地区公害に関する請願 …… 498
請 願 第 62－24 号　犬の不妊・去勢手術に関する市と市内病院（獣医師）との委託契約の改善と猫に対しての不妊・去勢手術に対する補助に関する請願 …… 498
請 願 第 63－23 号　沢川広場に便所および水道設備設置並びに広場拡張に関する請願 …… 498
請 願 第 63－24 号　放射能測定器設置の請願 …… 498
（建設委員会）
請 願 第 62－42 号　山王下公園周辺の市営駐輪場設置反対に関する陳情 … 499
請 願 第 63－9 号　日野市東平山地区における緑地を守るとともに、私有地の買い上げを求める請願 …… 499
請 願 第 1－1 号　下程久保地区内に於ける京王帝都線路敷下トンネル拡幅工事についての請願 …… 499
請 願 第 1－6 号　宮公園設置を要望する陳情 …… 499
請 願 第 1－7 号　町名の変更および制定については住民の意志を尊重することを要望する陳情 …… 499
請 願 第 1－11 号　南平松風自治会内道路の市移管並びに自治会内官有地の現居住者への名義変更に関する請願 …… 499
請 願 第 1－13 号　園児等、歩行者の交通安全確保の為の対策に関する請願 …… 499
請 願 第 1－15 号　「日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例」の改正等についての請願 …… 499
請 願 第 1－21 号　日野市三沢742番地住宅地北側山林の開発と高層住宅建築反対に関する請願 …… 499
（継続審査議決）
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 499
スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 500
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 500
市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 500
（請願上程）
請 願 第 1－25 号　日野市体育施設の拡充及び総合体育館建設に関する請願 …… 500
請 願 第 1－26 号　「在日韓国人の法的地位協定」再協議に関する陳情 … 501
請 願 第 1－27 号　難治性肝炎に関する請願 …… 501
午後８時54分休憩後、再開に至らず閉会 …… 501

9月7日　木曜日　（第1日）

平成元年
第3回定例会　**日野市議会会議録**　（第25号）

9月7日　木曜日　（第1日）

出席議員　（29名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
6番	天野輝男君	7番	福島盛之助君
8番	福島敏雄君	9番	中谷好幸君
10番	小俣昭光君	11番	川嶋　博君
12番	馬場繁夫君	13番	夏井明男君
14番	小山良悟君	15番	馬場弘融君
16番	高橋徳次君	17番	旗野行雄君
18番	一ノ瀬　隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	中山基昭君
22番	秦　正一君	23番	黒川重憲君
24番	古賀俊昭君	25番	谷　長一君
26番	市川資信君	27番	石坂勝雄君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（なし）

欠員

5番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	藤浪竜徳君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	坂本金雄君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	土方留春君
書記	宮岸一馬君	書記	濃沼哲夫君
書記	小林章雄君	書記	斉藤令吉君
書記	橘達雄君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　保木シゲル君

議事日程

平成元年9月7日（木）

午前10時開会

日程第1　会議録署名議員の指名

日程第2　会期の決定

日程第3　行政報告

日程第4　諸般の報告

本日の会議に付した事件

日程第1から第4まで

午後1時14分　開会

○議長（市川資信君）　これより平成元年第3回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員27名であります。

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により、議長において

22番　秦　正一君

23番　黒川重憲君

を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長　登壇〕

○議会運営委員長（小山良悟君）　議会運営委員会の御報告を申し上げます。

数年ぶりに助役、収入役そろい踏みの中で、充実した議会が期待される平成元年第3回定例会につきまして会期の協議をさせていただきました。

その結果、本定例会は、本日9月7日より9月29日までと決定いたしました。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって会期は、本日から9月29日まで期日23日間と決定いたしました。

次に日程第3、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

○市長（森田喜美男君）　行政報告に先立ちまして、この席より御報告をし、お願いをしたいことがございます。

去る8月14日、第2回臨時会におきまして、選任同意をいただきました助役並びに収入役の選任発令のことでありますが、18日付砂川助役並びに佐藤収入役の発令をし、就任をいたしました。今後ともよろしく御指導をお願いいたします。

なお、引き続き欠員補充のこともございまして、8月24日付、庁内の人事異動を行っております。藤浪前生活環境部長が総務部長に、総務部長坂本金雄が教育次長に、また

保健年金課長落合　豊が議会事務局出向、生活環境課長の糸川　滋が生活環境部長に、それぞれ発令をいたしております。今後とも議場で御指導をいただくことが多いと思いますので、私からもよろしく申し上げて人事の報告といたします。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　本日より1989年第３回定例会をお願いいたします。

前回以降、今定例会に至る間の主要な行政事項につきまして、私より３件の御報告を行い、その他は資料提出をもって代えさせていただきます。

その第１、林間施設の用地借用に関する安曇村との了解事項について。

長野県安曇村に村有地を借りて計画中の新しい林間施設用地の件につきましては、当初、２区画約7,200平方メートルの内諾を得ておりましたところ、村当局より村議会の全員協議会、また村有土地問題審議会等の意向ということで、とりあえず当面の手段として昨年度３月30日付、区画番号８の区画に当たります3,554平方メートルの借用計画を結んだところであります。本件に関する行政報告が遅れ、申しわけありませんでした。

７月27日の議会全員協議会の御指摘を踏まえ、８月７日、私が安曇村を訪れ、村長、助役、村議会議長の御同席の場で区画の拡張についての理解をお願いする機会を持ちました。その際、村当局は当市の意向をよく理解されて、今後、契約面積の拡張を約束する旨、一致した了解をいただいたところであります。

今後、両自治体間の友好交流と信頼関係を築き、目的の達成に努力いたしますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

なお、地方自治法第244条の３第３項の適用につきましては、設置する区域の住民に公法上の使用関係を生じないので適用がないと解され、都行政部の解釈も同趣旨とのことであります。あわせて御報告を申し上げます。

報告２、日野消防署多摩平出張所の移設協議について。

日野消防署多摩平出張所が所在する多摩平四丁目３番地街区につきましては、所在する行政諸施設の改造と当該地の基本計画を今年度策定することにしております。

多摩平出張所は、多摩平陸橋の開通により本署と距離が近くなり、全市的消防活動のためにも平山橋に近い方面に移設を図るよう現在検討を進めております。既に消防署にも協議を始めたところでありますことを御報告をし、今後の御理解をお願いいたしたいと思います。

行政報告３、文化・スポーツ行政推進本部の設置について。

高齢化社会の進展、余暇の増大などを背景に、市民の日常生活において文化やスポーツの分野にニーズの高まることが当然であり、それに対応できる行政サービスの体制づくりが必要なことは既に明らかであります。生涯学習時代に向かう今日、文化・スポーツ行政を総合的に推進するためにハード面の整備充実だけにとどまらず、ソフト面も含めた行政展開にネットワークと事務事業の活性化を進める新しいシステムづくりを目指すことが必要と考えております。

また、先般は市教育委員会でも同じ趣旨の方針を決定され、具体的な提案を寄せられておるところであります。これらによって、去る９月１日より庁内組織として「日野市文化・スポーツ行政推進本部」を発足させることといたしました。この本部は、１．文化・スポーツに関する行政組織のネットワーク化と活性化に関する事項、２．文化・スポーツに関する事務事業の推進と連絡調整に関する事項、その他文化・スポーツ行政の振興と推進に必要な事項などを所掌事項として、都市自治体における新しい行政活動を目指す所存であります。

市議会の今後の御理解と御指導をお願いするところであります。

今回は、以上の３件をもって私の行政報告といたします。ありがとうございました。

○議長（市川資信君）　収入役以下については報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これより行政報告全般について質疑に入ります。石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　ただいま市長の行政報告を伺って、２点ばかり伺いたいと思うんですが、１点は、長野県の安曇村ですか、この青年の施設というか、この施設の面積の問題で市長が８月の７日に安曇村の村長さんなり関係者にお会いになったお話、それから、その後に議長、副議長が９月の１日ですか、安曇村にやはり行っておられる、ということを代表者会議等で聞き及んでおります。

そういう中で、今、私、ちょっと聞き漏らしたことで、87条の３項というのは賃借にまつわる問題ではなかろうか、と思うんですが、要は、我々議会が一番お聞きしたいことは、この地にどういう規模の施設がつくられるか、ということと、将来展望に立ってのどうするんだ、ということの中で、議会が全員協議会等でこれだけの面積が必要じゃなかろうか、ということをして、実際の担当である文教委員会なり、その検討委員会も持たれているようなので、その辺の事情をいま少し詳細にお話を願いたい、こういうことが１点。

それから、いま一つは、いわゆる多摩平消防署が移転をされる、という報告を受けまして、私も多少、市立病院の新設というような通告質問を出しているので、私のこれは

早計かもしれないけれども、多少こういう問題を考えてのあの地帯の改造ではなかろうか、と思うんで、あえてその通告質問のときにお聞きしたいと思うんですが、要は、いわゆる日野の16万市民の生命と財産を守る消防署の移転ということは、これまた移転する先が非常に全市をながめた本庁、高幡、そういうことで決められていくんではなかろうかと思う中で、ただ、私、１点聞きたいのは、委託事業で東京消防庁にお願いしてあるんで恐らくその辺のところを――日野の市長が東京消防庁に委託してあるんで、その辺のところのいろいろな御事情は、かなり検討を加えての折衝がなされているんではなかろうか、と思うんですが、いわゆるこの移転をされる場所が、非常に年々、平山橋の付近といっても日野というのは、多摩ニュータウンから立川、そういうどちらかというと市内の人口ばかり――どこの市でも言えるかもしれないですが、特に日野の置かれている環境から見て通過的な道路が非常に多いんで、その辺も考慮をされて恐らく場所を決められるんではなかろうか、と思うんですが、その辺のところの、いま一歩まだそこまで行ってない、とおっしゃられるなら結構ですけれども、何か具体的なものが、例えば豊田の区画整理の中を含んでつくるんだとか、そうでなくて、全然別個な形の中で平山橋付近にこういう場所があるんだ、ということがあれば御発表なり、何か検討課題がなされているなら、いま少し詳細な説明をしていただければ一番いいんではなかろうか、と、こう思います。

以上２点です。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ただいま行政報告を申し上げた第１項の長野県安曇村に村有地を借りて林間施設を設ける、この事業につきましては、実は昨年の補正予算の中で契約に要する経費の積算計上をさせていただいておりました。そして、当初、いわゆる２区画日野市に貸していただける、という内意のもとに予算計上などをしたわけでありますが、安曇村の方で、その後、この日野市に用地を貸し出す問題で議会の全員協議会に報告をされ、また村有地問題審議会という機関がございますそうで、そちらに諮られましたら、とりあえず日野市の事業は１区画で間に合うんではないか、とこのような御指摘が強かった、ということで村当局もかなり困惑をされておりましたけれど、結果、その１区画、今申し上げました、向こうの番号では区画番号８番ということになっておりまして、面積3,550平方メートル、これが３区画ある中で一番場所としては最適な場所だ、というふうには思っておりましたが、とりあえずその区画の契約措置を行った、という経過がございました。そのことを議会に対しまして報告が遅れたために大変御迷惑

をかけたと思っております。

７月27日、議会の全員協議会の場でいろいろ御指摘をいただきましたことを踏まえて、８月の月初め、７日でございましたが、安曇村を訪れて、そして、村長、助役、また議長の御列席もいただいて、市議会の要望と、また日野市としてのお願いの内容につきまして理解を求めたわけでありました。

そういう経過をとっているわけでありますが、当面、１区画の契約地の中に、今、建物計画を進めようとしております。検討委員会10名ばかりの組織の中に議会の文教委員長、副委員長も参加していただいておりまして、概念といたしましては、乗鞍高原という中部国立公園の中の日本アルプスの登山口に当たり、スキーや、それからいろいろな自然環境を活用したリゾート地帯になっておるわけでありまして、そこに50名程度の宿泊のできる拠点をつくろう、その面積が当面の積算では1300平方メートル、２階建ての建物ということになっておりまして、また、この面積の中で十分建つ建物だ、というわけではございますが、今後の活用、発展のことも考えて２区画、３区画、ぜひ確保したい、ということは当初から申し出たとおりでございました。市民参加の検討委員会をお願いをしておるわけでございますが、議会の御指摘をいただきましたこととあわせて中断をし、そして、より将来の確約をお願いをする、という措置をとってまいったところでございます。

規模につきましてはそういう考え方でございますし、それから、向こうで多分懸念されたのは、自治体に貸与された今までの経験がございませんので、自治体の施設を、つまり日野市の施設を地元の民宿等の競合の起きない、こういう保障が確かに必要だったと思っております。したがいまして、日野市の施設は日野市民のみに使用させる、こういうことは、今まで我々は当たり前だと思っておりましたけれども、そのことの説明もいたしましたし、地元に将来管理上の御援助をお願いをする、このようなことを申し上げてまいっております。

前段の御質問に対しましては、一応、以上をもってお答えとさせていただきます。また、後、御質問にあればお答えをさせていただきます。

なお、また、行政報告第２の日野消防署多摩平出張所に関する件でございますが、多摩平四丁目３番地という一街区でございますけれども、御承知のとおり幼稚園、保育園を初め、また本庁の多摩平支所、その他の施設も比較的集まっている場所ですが、たまたま早い時期に、つまり多摩平団地ができました当時、日野消防署の多摩平出張所ということで消防車が３台駐在をする配置になっております。その場所を先ほど申し上げま

したのは、多摩平陸橋の開通によりまして、本署との距離も近くなりましたし、全体の消防活動の配置からいいますと、もっと西南寄り、市内の西南寄りが好適の場所だ、というふうには考えられておりました。今、交渉の中で、たまたま西平山区画整理地域の――場所は元国鉄住宅の相面する位置でありますが、日野市開発公社が先行買収をしております面積約300坪の場所がございます。一応その場所を考えて交渉の説明をし、場所については積極的な同意をいただいておる。これは、全くまだ内部的な事務レベルの段階でございますので、いずれ、とるべき措置をとりながら進めていくわけでございますが、特に大きな問題でもございますので、議会には今回報告をしておくべきことだ、というふうに判断をいたしました。

跡地の、つまり多摩平四丁目３番地全体の公有地の今後の活用ということにつきましては、現在の施設を、幼稚園、保育園については改築をする計画がございます。多摩平支所につきましては、当該の場所は閉鎖して、といいましょうか、支所を廃して本庁に合流をする、そして多摩平の駅前に若干の設備を設けて数名程度の職員を代替的な事務に当たらせる、この程度までは、今、もくろみをつけております。あの街区を例えば病院の建てかえの際に一つの配慮の材料になる、ということはあると思っておりますけれども、あの場所に病院を建てかえるという考え方を確定していることは、まだございませんし、もっと近い方法で今後のことを考えたい、こんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　２番目の方の消防署の移転の問題というのは、大ざっぱにわかりましたので、跡の利用の点もこれは今後の課題になるので再質問いたしません。

１点目の安曇野の問題だけなんですが、どうなんですか、市長。結論的に言うと現在の日野で建築面積の1300を予定しているものであるとすれば、いわゆる三千数平米の区画で今契約したものだけで向こうでは足りる、ということと、後のいろんな施設の利用の範囲の問題等も多少懸念されているというんですが、私、そういうことは別に云々する気はないんですが、私、議会が、例えば２区画なら２区画ということで七千数平米というものを認めてあって、後の、別にこれはできない、ということでもないし、別に何か聞き及んでいるところによると、その区画をほかへ貸すとかなんかということではないんだ、というようなことも現時点では、私も聞き及んでいるんだが、問題は議会でせっかく、早急に去年の12月の議会に出てきて予算化もしてきたものを、提案者である理事者の方も議会も一致してそういうものはいいことだ、ということの中で満たされないと

いう、そういう当初の考え方が、そういうことで将来展望を考えての議会側の要望でもあったし、そういうことを理事者としても認められたと思うんですけれども、その辺のところで、むしろこういうところで、あいまいでなくてこういうふうに――相手があることですけれども、現時点の市長の考えとしては、これで済むんだ、とこういうことがなくてはならんではなかろうか、というふうに私思うんですね。

きょうの代表者の議長から聞いておっても、見方によれば玉虫色の回答だし、よく言えば、向こうでは日野で強くお考えになればなるんだ、というふうにも見えるし、現地点の建築面積からいけばそれで十分満たされるんではなかろうか、という答えにも受け取れるんですが、その辺のところの市長の考え方というか決意、決意というと大げさになるかもしれないけれども、ちょっといま少し、一たん踏み込んだところでお示し願いたいと思うんです。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　昨年の12月議会に、一応、村当局と２区画を契約できる、という判断のもとに予算を計上してお願いをいただいた、という経過がございます。その際に、なお、もう１区画残っておるから、これも積極的にこれから貸してもらう交渉をしなさい、とこういうことを附帯意見としてつけられたことも、これもよく承知しておるわけであります。当面、向こうの考えと、つまり１区画で間に合うではないか、という考えが、一応チェック機関としての向こうの議会ではあったようでございますけれども、別段他に、なお貸し出すということでもないそうでございまして、ぜひ我々も少なくも２区画、また議会の意向も加えて３区画お願いをしたい、ということは今までも伝えたとおりでございました。しかし、予算年次が過ぎることもありますので、当面１区画をまず確保するという契約をしたわけでございまして、これから、また借地の拡大については今後の交渉に委ねる、という部分が残りました。

それから、向こうの御判断の中にも、日野市の計画を聞くと50人宿泊規模の1000平米余ということだから１区画で間に合うんではないか、という意向が働いた、というふうには聞きましたが、今後、また拡張につきましては努力をする、ということもまた理解をしていただきました。

今、我々当局が進めております計画、これは50人規模、つまり一時に50人の市民が宿泊できる、つまり５人部屋10室というふうな設計が一応できております。これを今後検討委員会にも十分説明をし、また市民にも発表をして意見を徴し、そういう経過を経て実現に進みたい、こういう考えでございます。

建物そのものは、今契約をしておる用地の範囲で建築は実現可能でございますけれども、なお、その他の将来の発展のことも考えまして、広い地積をなるべく確保をしておく、このことにつきましての御理解をいただいた、という報告を今回させていただきました。宿泊施設を拠点として持つことによって、周辺の村の公共施設、あるいは環境庁の管理される広大な公園施設を若い人たち、あるいは日野市民の方々の一つのリゾート地帯と考えて活用できる、こういうふうに考えておりますので、そのような御理解をいただきますことと、また今後の両自治体間の交流、友好関係、それらもあわせて図っていきたい、このように考えております。

○議長（市川資信君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　それでは、私は結構ですが、どこか文教委員会なり、この問題の検討委員会に円満な了解が得られるような市長の説明なり担当者の説明をお願いして、終わります。

○議長（市川資信君）　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　行政報告の２番目の、日野消防署多摩平出張所の移設協議について、さらにお尋ねしたいんですが、今の市長のお話ですと、多摩平の消防署の移設した跡についての土地利用については、まだ決めていない。一番初め、冒頭で基本計画については、その後策定をして決めていくんだ、というふうに理解をしたんですが、そういうふうに理解をしていいのかどうか、その中で、例えば市立総合病院をそこに移設をするかどうかということは、まだ未定であるけれども、病院の建てかえ作業の中でその敷地を利用させてもらう、というふうな含みの答弁もあったように記憶しています。

さらに多摩平支所については、それに代わる機能的なものを豊田の駅の周辺に確保してあるので、というお話なんですが、それは恒常的なものなのか、臨時的なものなのか、その辺、現在の時点でお答え願いたいと思うんですが。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　多摩平支所の本庁統合の問題は、基本計画ないしは行政改革の中で取り組んでまいったところであります。今10名の職員が開設以来その戸籍や住民事務に対しまして事務をやってまいっておりますが、橋ができましたことによりまして、かなり本庁との利便関係も改善されております。いつ統合するか、ということにつきましては、まだ未定ではございますけれども、なるべく早く準備を始める、というふうに取り組みたい考えであります。その代替措置として、たまたま豊田の多摩平側の部分に市の土地を持つことができておりますので、あの箇所に２名程度の常駐員がおれば代替

サービスが最小限のものが可能である、こういうふうな判断をいたしております。

それらのことを来年の当初予算にだんだん明らかにしていって、そうして支所の統合と、それから、今報告いたしました消防署の移転、移設等によりまして当該場所を、これからいろんな機能を、建てかえるというためにも空き地が必要でございますので、それらの見通しをつけていきたい、というのが基本計画の考え方でございます。全部答えてないかもしれませんが、そういう計画でございます。

つまり、一番、消防署というのは別機能でございますのと、よりよい場所を求めていく、ということで、平山橋方面にその手段を進め、それから、その跡地の利用もそういう条件を整備した上で考えていきたい、こういうことであります。

それから、病院を建てかえます際に、確かに前面休業をして建てかえに取り組むということは、これはできない性格の施設だ、というふうに考えております。したがって、機能をなるべく低下させない形で今後病院の改築という問題に取り組むことになります。

このことにつきましては南部地域病院とのかかわりも持ちたい、とこのように考えておりますので、また見解を申し上げ御指導いただく、そういう手順で事を進めたい、とこう考えております。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　この行政報告の質問の前に、市長の方から先般の人事異動に伴う収入役等の発令のお話がありましたので、ちょっとそのことに触れてお聞きをしたいのですが。

今度、決算を初めとしてたくさんの議案が送られてきておりますが、その中に固定資産評価審査委員会委員の選任の議案が多分出るのではないかな、と思っておりましたら全く見当たらないんですが、これはどうしてお出しにならないのか、まず、お尋ねをしたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御承知のとおり固定資産評価審査会委員の３名定員のところ１名が、前任者の死亡によって空席になっております。なるべく早く充当したい、という考えは持っておりますが、前回、提案が同意を得られず大変残念に思っておるところであります。

審査委員会が常時いつでも開ける、という状態は維持しなければならないわけでありますが、現在、たまたま、ことしの固定資産の縦覧におきましては、あるいは納税通知におきましては不服の申し立てがない、つまり事件がない、こういう状況でもございま

した。それだから欠けていい、ということもございませんので、今後努力をして、また議会の同意をいただく努力をすることを考えております。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　６月の定例会のときにも選任をしたい、ということで議会にその意向が示され、その後７月の27日には臨時議会をわざわざ開いて、この固定資産審査委員会委員の選任についてお出しになる、という、また意思を示された。その後８月の14日にまた同じ議案を出して議会の同意を求められたわけで、市長としては非常にせいておられるだろうと思うんですね。そういう背景があるにもかかわらず今回議会には、いろんな情勢を踏まえて出さなかった、ということでありますが、地方税法の423条には、固定資産評価委員が欠けた場合にはこうしなさい、ということが書いてあるはずなんですけれど、どうでしょう、どういう内容になっていますか。

○議長（市川資信君）　市民部長。

○市民部長（大貫松雄君）　地方税法の423条では「固定資産評価審査委員会の設置、選任等」ということで10項にわたって規定がされてございます。その中の４項の中で「固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく当該委員の補欠の委員を選任しなければならない」そういうふうな内容が規定されております。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　今、市民部長がお答えになったように、地方税法の中では固定資産評価審査委員会の委員が欠員になった場合には遅滞なく補充をしなさい、ということが書いてあります。前任のお亡くなりになった委員の方は、６月の下旬に入ってお亡くなりになっておりますので、もう大体３カ月になろうとするわけです、１名欠けまして……。遅滞なく選びなさい、ということになっている以上、議会に対して９月議会がやはりリミットではないかと思うんですが、遅滞している、というふうに市長はお考えになりませんか。事務がないから、不服の申し立てがないから欠けていても構わないんだ、ということでは済まないと思うんですけれども、この地方税法との関係で現状どうお考えになっていますか。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、人選につきまして鋭意努力中ということで、遅滞なくの範囲で努力をすることを行っておる、というふうに御理解をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　３名いらっしゃるわけで、いろんな立場の方、いろんな専門のお仕事をなさっている方もいらっしゃる。経歴をお持ちの方もおられる、ということで、固定資産の評価の審査委員にふさわしい方が３名、それぞれいらっしゃった。たまたま、さきの議会で議会の同意が得られなかったから今議会では出さないんだ、ということでは、ちょっと通らないのではないかと思うんです。地方税法の趣旨、規定をきちんと踏まえて議会でも同意が得られるような人選を、これこそ遅滞なくやっていただきたいと思います。地方税法違反の状態が１日も早く解消されるように、この点、指摘をしておきたいと思います。

それから、行政報告の具体的な質問に入る前に、市長にもう一度確かめたいことがあるんですが、最初に市長は、今定例会の名称を「1989年第３回定例会」とおっしゃったんですが、市長が議会に求められた議会招集の文書には「平成元年」というふうに書かれておりましたが、市長は故意に元号はもうお使いにならない、ということでそういう表現をとられたのか、今までは、不承不承であったかもわからないけれども、市長は曲がりなりにも議会の名称については「昭和」、また前回は「平成」という元号を使ってこられたんですが、なにか、どういう影響を受けられたのかわかりませんが、あえて西暦をお使いになったんですが、これはどういう意味なのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私も少し考えました。つまり昭和63年の年度と、それから平成元年度は重なる期間があるわけでありまして、第１回定例会、これは昭和の元号の年度にやった。そのことと、はっきりした区別が私自身にわかりにくいものですから、ことしは1989年というのが一番わかりいい、こんなふうにも思ったところであります。

それから、元号と西暦は併用してよい、ということにもなっておりますが、別段、元号をこれから使わない、というような考えは全くございません。元号をなるべく用いていきたい、こう考えております。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　市長は、これ、いろいろ政治的なものの考え方は私どもと、かなり開きがありますから、あえてお使いにならないんだろうと思うんですが、使っていきたい、ということであれば、今までずっとお使いになってこられた元号をどうしてここで、今、改めて西暦の使用に踏み切られたのか、ちょっとわからないんですけれども、使っていきたいとおっしゃりながら使わない、ということは、どういうことなんですか。ちょっと私の頭では理解できないですね。もう少しわかりやすく説明してください。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　第１回定例会、第２回定例会、よく63年度末までは昭和の年号が用いられていたように思います。それから、新年度になると明らかにこれは元年でよろしいわけですけれども、そのあたり、私に不明確な知識しかなかった、ということかもしれませんが、このように申し上げた方が私自身もわかりがいいし、議会の皆さんにもおわかりしていただけるんじゃないか、と思ったのが理由でございまして、別段の他の理由はございません。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　自治体の長として、16万日野には市民がいるわけです。市民の大方の共感や賛意が得られる考え方に沿って行政というのは進められなければならないと思いますが、そういったことからしても、また元号法という法律もあり確かに併用は認められているわけですが、今までの慣例等もある。そういった中でこれを、元号を使用しないということで、西暦一辺倒の政党や共産主義、社会主義の立場で元号否定の立場をとっている人たちにとっては歓迎されるべき市長の変節かもわかりませんが、少なくとも法律が定められ、しかも長い慣習の中で守られ、そして使用されてきた元号を突然かなぐり捨てて自治体の長として宗旨がえするようなことで、それを使用しないというのは、どうも私には理解できない。

元号否定の市長のそういう姿勢に対しては、私は強く抗議と批判をしておきたいと思います。次の議会では、どういう表現をされるか楽しみにしておきたいと思います。

それでは、行政報告に対する質疑をさせていただきます。

安曇野の件もお尋ねをしたいと思いますが、まず文教委員会でこの件については、昨年高橋文教委員長と一緒に委員会のメンバーで、教育委員会も、もちろんこれに主体的に参加をされて見に行きました。そのときに、私たち文教委員に対して事の経過を細かく説明してくださったのは、時の教育次長の現助役の砂川雄一さんです。２区画です、ということで計画を誇らしげに、いい所ですよ、ということで私どもに御説明がありました。

ところが、いろんな経過があって、今回は１区画ということを余儀なくされたわけです。議会としてはもう１区画――共産党は、もっと狭くていい、ということで議会の附帯決議、もっと用地を確保しなさい、ということに反対をいたしましたが、議会の大方の皆さんの良識と理解によってこの附帯決議は議決をされて、３区画を確保するように努力する、というのが議会の意思であったわけです。これを受けて市の方も努力をされた、ということでありますが、結果は３分の１、１区画になってしまったわけです。

こういう経過を理事者席に座って、今、助役というお立場でお仕事をなさっている砂川雄一助役は、どういう心境でお聞きになっているか、まず、その点、お聞きをしたいと思います。

○議長（市川資信君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　確かに昨年、安曇村の村有地の借地に伴います負担金の問題で12月議会で御審議をいただきました際に、当然予算化をしておりましたのは２区画でございますし、その現実を実際にやっぱり視察をされたい、ということで文教委員の先生方を御案内をして現地をごらんいただいたわけですが、その時点では私どもは、当然予算化は２区画ということでしておりましたし、実際、私なんかも向こうの村長さんを初め、以前に視察をしていろいろお話し合いをしたときの状況からいいましては、２区画が借りられるものである、というふうに私どもは理解をしておりました。したがって、その理解の上に立って予算化もお願いをして、12月の議会で御審議をいただいておったわけでございますので、その時点で私どもとしては２区画は確保できるものだ、というふうに当然理解をしておりました。

ただ、先ほど市長の方からも御報告がございましたように、その後の時点で安曇村としての、やっぱり村内のいろんな事情というものがございましたようで、その辺については、私どもは12月時点では十分に承知をしていなかった、ということでございます。その辺のところ、十分に調査が済んでいなかったではないか、というふうに御指摘をいただけば、そういう点もなかったわけではございませんけれども、私どもとしては村長さんとの話し合いの結果で２区画の予算化をいたしましたので、そういう事態が起こるということは、少なくともその時点では全く予測をしていなかった、というのが実態でございます。

ただ、その後の経過で、そういうことで当面１区画という形になったわけでございまして、先の予測ができなかった当時の教育委員会として、けしからん、とおっしゃられれば、それについては不明をわびる以外にない、と思っております。

以上です。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　これは、助役に就任される砂川雄一氏にとっては、一つの入社試験のようなものだったのかもわからないんですが、今回、こういう結果を見てみますと、議会では大方の賛同は得られましたけれども、ちょっと私どもも、そういう点引っかかった、といいますか、やっぱり物事を交渉してまとめる、ということは確かに難し

いことですが、議会にまで出す案件は、ある程度の十分な交渉と、それから検討を経て出されてきているものだ、と私どもは信じていますから、それが、事このような形に至るということは、ちょっと疑問を感ぜざるを得ないわけです。

しかし、相手の存在を否定するわけにはいきませんし、相手の意向が示されれば、それをうまくしんしゃくしながら対応していく、ということも、これはやむを得ないことだと思いますが、この安曇村との契約に至るまでの過程でこういう重大な変更があった場合には、やはり議会に対して報告を――しかも議決をしているわけですから、やらなければならない。

ところが、これが初めて議会の議員にわかったのは、高橋委員長と文教委員会の副委員長が林間施設懇談会に初めて出席をして教育委員会側の説明、市側の説明を聞いて初めて知ることができた、ということで、非常にそういった点、私ども疑問を感じます。このことについて市はいつの時点から、私は知っていたのだろうかな、ということを考えるんですが、不明をおわびする、ということを助役はおっしゃいましたので、助役にはもうお聞きをいたしませんが、私が、実はこのことについて３月の定例議会でお聞きをしたんですね。

ことしの第１回定例会で、３月の７日の日に一般会計の当初予算の提案がありました。長谷川企画財政部長が御説明になりました。私はそれに対して、12月議会で、２区画では十分な施設をつくるといっても用地も非常に変形をした形になっているし、３区画を求めて議会としてはゴーサインを出したわけでありますので、その点、市としてはどのような交渉を行い予算に反映させているか、ということをお聞きしたんです。そのとき企画財政部長は何とお答えになったか、ということが今から非常に興味深く思われるわけです。会議録もできておりますので、企画財政部長の記憶があいまいになっておられても当時のやりとりは、はっきりさかのぼって知ることができるわけです。

その中で、今から事の推移をよく承知をして読みますと企画財政部長は、当時３月７日の時点では１区画に、もうなっている、ということを御存じだったんですね。読むと長くなりますが、そういうふうに受けとめられるんです。私どもは全くそういう経過はわかりませんから、当時は……。やっているのかな、いろんな事情や背景はあるけれども、議会の意向を踏まえて努力をしておられるんだな、というふうにそのときは受け取ったんですが、今回のような結果になってみますと、助役も不明をおわびしなくちゃならないようなことになってみますと、３月７日の私の質問に対する企画財政部長の答弁は、ああ、これはわかっていたんだな、ということを推察するに十分な内容となっておりま

す。３月７日の時点で御存じだったかどうか、企画財政部長にお尋ねをいたします。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　全く私の方は、３月７日の時点ではわかっておりません。具体的には全協の中でもお話ししたとおり、２月27日、安曇村の村会が開かれております。その中で初めて安曇村としての理事者からの内容の説明が議会にされて、３月７日には観光開発審議会が行われております。最終の結論は３月17日、議会の方から、私の方が定例会の中で最終の結論が出た、ということでございます。よって、私の方は議会が終わった後、３月の29日に安曇村に行きまして具体的な交渉を行い、30日の契約を行った、という経緯でございます。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　じゃあ、会議録をやっぱり見なくちゃいけないですね。長谷川企画財政部長は私の質問に対して、「村としては別にまた高度に利用していきたい、という考え方はありますが、申し入れについては」――申し入れというのは、３区画議会が求めたらどうだ、と言っていることですね。「申し入れについては、私の方も議会の意見を尊重して申し入れた経緯だけ御報告しておきます」ということで、村としては別にまた高度に利用していきたい、つまり村としては、日野市の今までの申し入れで２区画という話をまとめてきたけれども、別に話がある、別に利用する考え方がある、ということをここで述べているんですね。

それから、さらに私がお聞きをしました点について企画財政部長は、再質問に対して「もう少し村としては効率的な用地を運用していきたい、というようなことも議論されているように状況として把握しております。」――つまり２区画を市に貸しましょう、という市側、日野市との事前の合意はあるけれども、村としては、もう少し効率的な用地を運用していきたい、つまり１区画でもいいんじゃないか、という話は既に市の方に来ているわけですね。今、企画財政部長がおっしゃったように２月の27日には安曇村村議会の全員協議会が開かれて、そこで、１区画でも対応できると思われる、という話が既に全協の中で出されて、かなりこれが支配的な意見となっている。つまり、そうであれば交渉相手の日野市にそのことを伝えないはずはないですね。だから企画財政部長は――この会議録を見てみますと、ある程度、十分承知しておられた、というのがよくわかるんですよ。ですから、３月議会で少なくとも行政報告か何かで――市長も怠慢だったと思いますが、市長も知らないはずはないんです、このことを。教育委員会も知らな

いはずはない。当然、議会に対して報告をすべきだったと思います。

今、企画財政部長が言われるように百歩譲って本当に御存じなかったとしても、６月議会があったんですね。３月の29日に、今、安曇村に行ったとおっしゃいましたけれども、契約は３月30日、つまり前年度の末には契約は完了しているわけですから、もう契約は１区画で終わっているものを６月議会に報告しない、という手はないわけですよ。二重に報告の機会をあえて避けた、ということに私はなると思うんですけれど、市長も企画財政部長も知らなかった、では済まないと思うんですよ、６月議会は……。

市長も先ほどこの点には触れられたんですけれども、重大な予算の議決を行い、しかも執行される内容に変更があれば、文教委員長が懇談会に出て市の説明を受けるまで知らない、というような、そういうことは本当はあってはいけないことだと思うんです。わかるまで黙っておこう、というような市長からの命令があったんですか。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　全く、全協の席でもおわびいたしましたが、本来、当然63年度の中での契約でございます。報告としては、６月に当然お話すべきことだった、というふうに思います。決して市長の方から指示があったとか、そういうことは全くありません。全く私自身の手落ちだ、というふうに反省しております。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　議会の立場で私ども議員として果たさなければならない役割として、行政と対等の関係でお互い牽制し合う、そしていい仕事をしていく、ということで私どもがこれを指摘しなければ、非常に恣意的に行政側が行政運営を行うことが可能になってしまうわけです。ですから、あえて指摘をさせていただいているわけですが、当然議会の議決内容と違う形で、しかもその内容が重大なものを含む場合には速やかに議会や当該委員会に報告をしていただきたい、このことを強く指摘をしてお願いをしておきたいと思います。

それから、今、石坂議員と市長との間のやりとりもあったんですが、お話にあったように玉虫色、希望が持てるようで何かあいまいだ、今回の契約、安曇村と日野市との契約は、いつからいつまでの契約になっているか、この１区画の契約は……。その点、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　３月の30日に契約を結びまして、これは単年度、単

年度で借地あるいは建物ができた場合に、その使用料は変わってくるわけでございますが、当然、建物の部分は建物の部分ということで使用料の条例が安曇村にあります。契約につきましては、いつからいつまでということではない、というふうに記憶しております。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　期限のない契約がこの世の中に存在するとは、私は考えられないんですけれど、日野市は期限のない契約を結ばれるようでありますが、市長は、そうした契約を本当にお結びになったのか、期間を設けない賃貸借の契約というのは存在するでしょうかね。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　安曇村には村条例によって、この村有地の貸付に関する条例がございます。その条例に準拠して結ぶ契約でございますから、向こうの条例の示す内容になるのは言うまでもありません。

それで、これは単なる民法上の賃貸契約ではない、というふうに私どもは理解をしております。言うなれば、ある意味では権利を確保しておる、とこういう内容になるものでありますから、特に建物をつくることでもありますし、１年とか３年とかいうような条件がないのは、私は当然だと思います。つまり、向こうの条例でも使用料が建物の部分としての固定資産税、それらのことが明記してございますので、私は疑義はない、つまり疑義は今後も起こるはずがない、とこのように思っております。

それから、先ほども報告でもちょっと触れたとおりですが、これから両自治体間の友好交流、ないしはお互いの信頼関係によって、もっと精神的な関係、信頼を築いていく、こういう考えでございます。議会はチェック機関ですから、今、日野市議会でいろいろ御指導いただいておりますとおり、また安曇村にもそういうことはあり得る、というふうに私は解しております。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　信頼関係があるとか、ないとかいう私は話は、全くしておりません。市がいろいろ結んでおります、例えば民地を借り受ける、信頼しているとか、していないとかいうことで契約を結ぶ、契約書が必要だとかどうかという議論には、ならないはずです。つまり、土地の賃貸借の契約である以上、期限があるでしょう、ということで、いつまでになっていますか、ということを私はお聞きしているんで、お答えになればいいと思うんです。

行政報告で挙げた項目について契約の期間もわからないというのは、どういうお仕事をなさっているか、ちょっとわからないんですが。期間がないとか、契約期間がわからないというのは……。日野市役所も大変なお仕事をされるような能力はあると思いますが、どうですか。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　大変申しわけありません。手元に契約書の写しを持ってないわけですが、今、確認をしたところ、３月30日の契約時点では４月１日から、これは、当然更地という中での貸付条例に基づく使用料でございますので、建物ができるまで、というような形の中で、今年度は１年間という契約を結んでおります。

その後、当然その中に建物をつくった上での問題として建物の建ぺい率の問題、それに残った使用料との問題のかみ合わせがありますので、当面は１年ということの契約でございます。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　契約期間は、やっぱりあったんですね、１年間。ということであれば、１年間ですから平成２年、来年の３月末日まで、ということになるわけですけれど、その時点までに２区画に契約内容を変更するめどをおつけになるつもりか、つまり契約が切れる時点ではっきりしためどがないと、我々は希望を持ってこれを見ていいのか、やっぱり１区画のままで見切り発車されてしまった、というふうに受け取るべきなのか、契約の期間が今度更新される時点で２区画になるかならないか、というのは非常に重大な問題だと思うんですね。契約期間内にめどをおつけになる、というつもりでいらっしゃるのか、その点、どうでしょう。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　その点、先ほども努力するという言葉で申し上げておりますが、実現するように私の方も腹づもりでおります。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　その努力の内容は、２区画の実現ということに重きを置いておられるのか、議会としては、ゆとりある――少しお金がかかっても、市民の皆さんがそのくらいの税金は使ってもいい、ということで私は理解されると思いますので、議会としては３区画を求める方がいいんだよ、という意思決定をしているわけですけれど、３区画を目指して努力をされるのか、２区画なのか、どうでしょう。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　議会のいただいておる意見もございますので、３区画確保に努力する、というふうに考えております。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　市長と助役の手腕に期待をしておきたいと思います。

それから、一緒にお聞きすればよかったんですが、ちょっと市の人事担当の方に聞いておきたいと思うんですが、先般行われました都議会議員選挙で新しい都議会議員として当選をして、この間も敬老大会に見えておりましたが、渡辺みずえさんという方は、日野市立婦人センターに勤める、ということが選挙広報の略歴の中に書かれておりますが、渡辺みずえさんという方は日野市の職員として採用され、市立婦人センターにお勤めになっていた、というふうにこれではなるわけですけれども、いつ採用されて、採用期間はどのくらいで、どんな仕事をしておられた方なのか。私、この方が市の職員であったということは、つゆ知らなかったんですが、女性の熱い視線が、今政治に集中している中で誕生した都議さんですので、もう既に市の職員として活躍しておられたのかな、と思いましたけれども、その点、おわかりになる範囲で結構なんですが、教えていただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　渡辺さんは、市立婦人センターに嘱託員として勤務をしていただきました。婦人センターの受付、それから、いろいろな会合の調整、それらを担当していただきまして、都議会選挙に出るということでおやめになった、という経過でございます。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　純粋に市の仕事を真面目におやりになった、ということなのかもしれませんが、採用の期間を私お聞きしたことについては、今、御回答がなかったんですが、直前までこうした市の仕事をおやりになる、しかも婦人団体や不特定多数の利用者の皆さんが出入りをされる、そうした施設でお世話をなさった、ということですが、そのことを何か政治活動や選挙活動に利用されたとは、私は全く思っておりませんけれども、直前になっておやめになって立候補される、そして、それまで私ども不明にしてわからなかったんですけれども、市の嘱託職員としての時期があった、ということを考えますと、どのようなお仕事をいつごろからいつごろまでやっておられたのかな、ということを当然知りたくなりますし興味もあるわけです。期間は、おわかりにならないんですか。

どういう経緯で市の嘱託職員に採用されたのか、そういうことも、もしおわかりであれば教えていただきたいんですが。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　婦人センターができましたのは57年でございます。10月だと思いますけれども、市の広報に呼びかけまして一般公募をいたしました。その中で２名の方、渡辺さんと、それから土方さんという方２名を採用、嘱託員として、１週間交代ということで勤務をしていただきました。

なお、急遽、選挙に出られるということで私どもも非常にびっくりしたわけでございますけれども、それが本格的に決まりました時点でやめていただいた、という経過がございます。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　立派な公職におつきになっているんですから、あえて違法とか不当なことがない限りは議会で取り上げてどうこうということは適当なことじゃない、ということはよくわかるんですが、57年から、それでは選挙直前まで随分長くいらっしゃったんですけれども、嘱託職員ということで、これは長く更新できるんでしょうけれど、臨時職員の方の場合には１年間しか採用できない、ということがあって、しかし、抜け道が幾らでもある。「かしの木荘」の本田善蔵さんもそうですけれど、履歴書も何もなしで市役所に入って長く勤めてしまう。人事管理の面では非常にルーズなところがあるんですが、渡辺さんは、そうであったというふうに取りたくはないんですが、随分長くいらっしゃった。このことは別に問題ないんですね。臨時職員の取扱要綱等には触れませんか。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　嘱託でございますので、特に違法ということはございません。非常に熱心に仕事を取り組んでいただきましたので更新をいたしたわけでございます。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　いろんな市民の方の中には、いろいろなものの考え方をする方がいらっしゃる。先ほどの市長のように、今まで元号を使ってきても突然西暦に乗りかえる方もいたり、いろいろな政治的な立場というのは、皆、それぞれ異なれば、いろんな意見もそういう背景から出てくるわけで、私どもの立場のみに限らず、そういった指摘をされる声が市民の中にあった、ということでお聞きをしたわけですが、選挙といえ

ば一つの戦みたいなものですから、相争って市民が判断をして当選者が決まっていくという経緯を考えれば、やはり直前まで市の職員として、そうした市民サービスの窓口にいらっしゃった方がおられた、ということになると、いろんな意見も誤解も出てこようかと思いますので、一つの教訓にしていただければいいなと思ってお聞きをいたしました。

以上です。

○議長（市川資信君）　高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　行政報告の中の安曇野の件ですけれども、先ほど来、石坂議員から、また、今、古賀議員からいろいろと御質問がございましたけれども、いずれにしましても私ども文教委員会の方へ付託されたのは、昭和63年の第４回定例会ですか、このときに付託されて審議したんですけれど、非常に期間のない中で会期末前日の22日、雪の中を現地視察に委員の方々に行っていただいて見て来た、というような中で、その後、何の話もなく、いきなり本年の７月ですか、懇談会が設置されて会合を持ったわけです。

そういった中で、今までのお話を聞いていますと、知らなかったとか、いろいろございますけれど、向こうの方の村会議のあれを見ますと、市長が最初出かけられたのは63年の10月ですか、３日の日ですね、現地に視察に行かれて、１月の23日にということになっておりますけれども、12月の22日の間違いですね、文教委員会が行ったわけです。それで、再度、元年の２月２日に市長が行っている。それで２月の27日ですか、初めて安曇野の村会、全員協議会という中でその貸し付けについて審議された。

それで審議の内容は、50人程度、10室程度、1,000平米、それで敷地は一応7,200を希望している。村としては――２区画を村の方へ貸し付けてもらいたい、というようなあれがあった、というような内容のもので、この内容を検討していくと１区画で対応できるのではないか、というふうな審議がなされておりますね。その３月の７日に観光開発審議会、また村有土地問題協議会、この合同協議会が開かれていて、３月の９日から３月の17日ですか、一応この１区画であれすることに決定した、という経過をたどってきて、聞くところによれば５月の末ですか、正式文書で日野にも来ている、というふうな話もちょっと聞いたんですけれど、いずれにしても、そういう中で、まず審議会が開かれてその様子を聞いていたが、１区画で説明されている。ほかの委員の方たちは、要するに議会の議決を知りませんので、そのまま聞いていましたけれど、一応議会の方の当て職として出ている正副委員長としては、これは議会の議決とは違うんじゃないか、と

いうことで、そこで審議の中断をお願いして、現地視察だけはよろしいんじゃないか、ということで通ってきているんですけれども、一応、要するに１区画だ、２区画だ、あるいは３区画だ、ということ自体よりも一番肝心なのは、要するに12月時点でまだ十分練れてないものが議案として出てきた、という形になっていますね、これだと。そこへ持ってきて、その内容が変更されたのが、もう既に少なくとも５月には完全にわかっていたはずですね。

それで７月の20日でしたか、第１回目の懇談会が開催されたとき、このときにも何ら変更の話はなくて、もう最初から１区画だよ、ということで要するに話を進められた。それでは、要するに議会の方から出ている私どもとしては非常に困る、ということなんですけれど、それでまた、さらに会議の席上、肝心な企画財政部長と教育次長が中座されてしまった、という経過がございます。

そういった中で、もうこれではだめだ、ということで一応それ以上の――そのときにも市の方の計画は、７月には第１回懇談会、８月には設計の決定、９月から11月にかけては実施設計をする、工事関係ですね、というような細かいあれが平成２年度の12月までわたって案ができていたんですね。

だから、まず伺いたいのは、要するに市長にしても、また財政部長にしても教育次長にしても議会の議決というものをどのように解釈されているのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　議会に対します報告の不手際につきましては、もうこれまでも重々申しわけない、というふうに申し上げております。

我々といたしましては、昨年の、つまり63年度の年度末まではもちろんでありますし、年を越えても、なお村当局に今までの一応の内諾をひとつ実行してください、ということをお願いをした経過中であった、という次第もございます。向こうの執行機関、つまり村長さん、助役さん、あるいは教育長、総務課長さん、大変御苦労をかけた、というふうにも思っております。つまり執行機関の立場とされましては、ぜひ、その約束事を極力守ってやりたい、という努力をしていただき、また一方に議会や関係協議会の御意見もある、ということで御苦労をいただいた経過がございます。

８月７日に私が行って、議会の議長さんも列席をしていただいた前で、特に議長からは「日野市を我々、もっと、このように理解をしていたら、そういうふうなもめごとをつくらなくて済んだかな」というお言葉もあったぐらいでございました。自治体との貸

し付けが初めてだ、ということも、また一つの理由に、理由というか向こうの経験になかった、そういうことが多少内容にあったんではないか、という感じもいたしております。

今後、それらのことを十分お互いの立場も尊重し合って、そうして両自治体とも議会の理解をいただくことに努めて、私どもとしましても、もちろん日野市議会の理解をいただくことに今までどおりに努力をさせていただくわけでございますけれども、手違いのあったことは、重々申しわけなかった、というふうにおわびをしておるとおりでございます。

これからは行き違いのないように、これからも努めていくことを大きな今回の教訓として心がけていきたい、とこう思っております。

○議長（市川資信君）　高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　市長のお気持ちは、よくわかるんですけれどもね。

いずれにしても、さっきも申し上げたとおり、要するにもうできてしまったことで、これを最善の方法で解決していかなければならない、とこのように思うんですけれど、今後、もし議会の方が、それでよろしいという了解が得られない限り、とにかく私どもとしては12月の議決は尊重していかなければならない、という結果になってしまうと思うんです。だから、その辺の整理をきちっとしていただかないと、うまくないんじゃないかな、というふうに思うんですけれど、その点、いかがですか。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御理解をいただくあらゆる努力をこれからもやってまいります。議場で申し上げることではないかもしれませんが、こちらの議長も安曇野の村長もお会いをしていただいた、と聞いておりますので、議会間のまた交流も、ぜひお願いをしたいと思っております。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　私も２点ばかり……。

安曇野のことを、今、市長や執行部の方のやりとりを聞いておりました。今、高橋徳次議員が申されたように、初めから私も１区画を契約するつもりでいたんじゃないかなということを感じるわけです。

それで、私は特にこの問題につきましては、やがては20万都市になることを考えましたときに、やはり議会で議決された３区画以上のものを確保できるならば確保していた方がよろしいんじゃないか、ということを感じるわけです。そういう面で、市長の回答

の中に善処して３区画を用意したい、ということでありますから、今、１区画用意しているわけですね。そして、やはり、その３区画を有効に土地を使う、ということになりましたら、やはり一つにまとめてもらって借りる方が、借りる方としては同じお金を払うわけですから、これが一番使いやすいわけですよね。

だから、そういう面でそういうところも考えていらっしゃるのかどうか、まず、これをお聞きしたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　８月７日、私が安曇村に参りましてお話をした際、日野市が今回設計をされる建物は、隣の区画を将来使う、というお気持ちで設計をされても差し支えないですよ、というぐらいにお話をいただいておるわけでありまして、３区画目というのは、ちょっと――今契約をした区画と次にお願いする区画とは相隣しておるわけでありますが、３区画目はちょっと地形が違いますので、それらの需要のことにつきましても、これから十分地元に日野市の立場を説明をして御協力をいただく、このような努力を早急にすすめていきたい、とこんなふうに思っております。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　そうしますと、じゃあ２区画はまとまった土地で、あと１区画のところは、ちょっと離れている、（「地形が違うんです」と呼ぶ者あり）地形が違うんですか。段差があるわけですね、山だから。大体わかりました。

ただ、私がこのように申し上げるのは、やはり、この議会は市民を代表している場であります。そして、市民の声をやはり、こういう声だな、ということで議決したわけでありますから、やはりこれを最優先して取り上げるべきだ、ということを私はまず申し上げておきます。

それと、もう１点は、３番目の「文化・スポーツ行政推進本部設置要綱」というのができました。これをつくったいきさつは、やはりこれから確かに文化とか、こういうスポーツというものが行政の中で重要視されてくる、ということは明らかであります。そういう面で、この要綱を見てみますと、初めの段階だから市の職員がこれをみんなやっているんだな、と思うんですけれども、やはり、こういうことを考える以上、この要綱だけじゃ用が足りませんから、やはり本格的にこういう文化施設、スポーツ施設を当然考えていらっしゃると思うんですね。

それは、具体的にそういう日野市の文化施設は、将来ここととここと、こういうところへつくって、またスポーツ施設は将来こういうところへつくる、というところまで検討

していただいているのかどうか、そのあたりをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　文化・スポーツに関係しますこれからの余暇時代の行政という立場から、教育委員会の社会教育、あるいは社会体育という従来の行政系統の組織では、市民要望に対応できないぐらいな課題になってくる。文部省でもそのように既に発想がされておりますし、東京都でもそのような、特に教育行政と行政部局とが直結をする、そういうシステムがだんだん行政の中に取り入れられつつある、というふうに承知をいたしております。

行政内部の今回の本部制でございますので、直ちに特別な今までより変わった、という状態は、すぐには出せないかもしれませんが、要するに今までの、どちらかといいますと横の連絡に欠ける点が多いんではないか、という反省もございますし、より一層、総合行政としての努力をする、こういうねらいを持ちたいと思っております。

施設づくりにつきましても、つまり建物とかグランド等につきましても、これから大きい計画構想を打ち出していきたい、とこう考えております。

また、それらは言うなれば手段でございまして、その中に盛るソフトな事業こそ目指す市民要望に応えることになる手立てになるものでありますので、それらにつきましても市民参加を大きくいただきながら、また専門機関のいろいろな助言をいただきながら取り組んでいこう、というのが本部制を設けた考え方でございます。また、よろしく御指導をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　確かに、今、市長の答弁の中にありましたようにスポーツなり文化のこういう面で、日野市、また他市と、やはり横の連絡をとりながら文化・スポーツの行政を進めていく、ということは、私、大変必要だと思います。

そういう面で、こういう問題は、確かに組織は対応が行き届かない面もあるから、というような御答弁もありますけれども、やはりこういう中には、少しスポーツとか文化というこういう分野においては、やはり私は市民参加をさせながら、市民の特に協力を得ながら、そして、これをボランティアでやっていただけるような人を育てなければ、私はこういうスポーツ行政、また文化行政というものは、やっていけないということを感じるわけです。

特にスポーツを私はやっておりますけれども、こういう中には、いろいろな考え方を持っている人がいるわけです。しかしながら、そういうスポーツをやるときは、もうそ

んないろいろな考え方を持っていることは別なんですね。一つになっちゃうわけですよね。一つになってできるわけです。そういうものが、これから市民の輪を広げていきながらスポーツを、また文化の面を発展させていく、ということについては大変必要である、ということを思うわけです。

ただ、一応こういう形でできていましたけれども、やはり、こういうものは市民の中から、そして盛り上がるような組織づくりが私は必要であるということを感じておるわけです。そういうところを考えながら今後の対応をお願いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　いろいろお伺いしたいことがあったんですけれども、皆さんの御質疑の中で大分了解をいたしましたので、あえて、だぶって質問はいたしません。

行政報告書の25ページ、火葬場の使用状況ということに関連をして、１点だけお伺いをいたします。

それは、たしか、もう４年ぐらい前になると思いますが、南多摩の斎場の組合に日野市が加入をした、大分多額の持参金といいますか、お金を負担をして、新たに組合に加入をした、という経緯があります。そのときの説明といいますか、旭が丘にある日野市の火葬場というのは、もう大幅に改修もできないし、いずれは使えなくなっていく、そういうときのために早目に手配をしておくんだ、というふうなことで南多摩の斎場の方に入った、という経緯があったと思うんです。既に４年何がしかの年数がたっているけれども、やはり場所が遠いというふうなこともあって、この使用状況をずっと見ましても、まだ９割方の市民が従来どおりの市営火葬場を利用しておられる、という状況がはっきり出ておるわけですね。

ところが、あの市営火葬場は、結局、仮建築といいますか、根本的な改修がほとんどできないままに置かれているもんですから、私もこの夏、暑い盛りに二度ほど関係する人のお葬式があって行ったんですが、待合室にしても非常に暑いし狭いし、どうしようもない、というふうな状況がある。さらに、委託をして火葬をしてもらっている業者が窯を一生懸命管理しているわけですけれども、その辺の状況なんかにしても、まさに、ものすごいむんむんとした熱の中でお仕事をなさっている、というふうな状況もあります。根本的な改修は無理としても、現状、このように利用者がいるといいますか、そういう中で、一体あのままに置いて建ち腐れというとおかしいですけれども、だんだん、だんだんひどくしていく、というふうな状況のままに置いていいのかどうか、ということを担当者、部長は代わられたばかりでございますけれども、むしろ市長に、この辺の

今の状況についてどのような認識を持っているか、これからも利用者がたくさんあるだろう、という想定の中で、これから、じゃあしばらくの間どうしていくのか、というふうな考え方をお伺いをしたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　火葬場の使用について、現在の市営火葬場の御質問をいただきました。町田に所在いたします南多摩斎場組合、これは、今お話しされたとおりの考え方で、将来、日野市が人口の増加の中でもこの関係の行政サービスで欠けるところがあってはいけない、という配慮を御理解いただきまして参加をした経過でございました。

一方、今まで使ってまいりました多摩平三丁目に所在いたしております市営火葬場をすたらすという気持ちは、今のところ市民からも特別指摘をされたわけでもございませんし、できるだけ守っていきたい、と考えております。朽ちさせる、ということではなくて、維持すべき点は最大限に維持をして、そして一番身近な従来の施設として維持管理を図る考えでございます。

大分、設備改善もいたしましたが、確かに火葬の間に控え室になっております部分等は仮設という状態でございますので、今後、建築関係の確認事項にも十分検討いたしまして、また関係当局の御指導も伺いながら改善と維持に努めていきたい、こう考えております。

○議長（市川資信君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　本当にそういうふうな気持ちでやっていただければいいんですけれどね。

ちょっと、私、この件で担当の健康課の方でいろいろ過去の市の姿勢といいますか、調べてみたんですが、もう数年にわたって、かなりの改修をしたいから、という担当部局からの予算要望といいますか、それは出ているようですね。去年だけじゃありません。ことしもそうですけれどもね。だけれども、財政段階でカットをされている、というふうなことがあるようです、私の調べた範囲では……。

そうじゃなくて、やはり、初めの話の繰り返しになりますけれども、まだまだ利用してる方がいるわけですから何とかいろんな問題点をクリアをして、使う以上は市民の方々が不都合がないように、不便がないように、そういった配慮は、ぜひ必要であろう。ぜひ積極的な改修努力をお願いしたいと思うんです。

以上です。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。土方尚功君。

○4番（土方尚功君）　先ほどの古賀議員の質問の関連ということで一つは伺いますが、評価審査委員会の委員の関係については今後検討されて、ということで承知をいたします。ただ、関連ということなもんですから、その総元である評価委員の関係になりますけれども、評価委員については先ほど、地方税法432条で審査委員の方は出ましたけれども、それより前の条項に、要するに評価委員というもののあり方、これは、要するに地方税法で決まっていると思います。これを見れば、評価委員は要するに市長がやることができるけれども、固定資産が少ない市町村においては市長が兼務することができる、要するに別途評価委員を置く、というのが本来の市の姿勢であろうかと思うんですが、そこら辺の考え方を一応市民部長なり市長なりに、ちょっとお伺いをしておきたい、ということが１点。

それから、先日、議会運営のメンバーでもありますから、総合防災訓練の中止については報告が書類でなされる、というようなことを聞いておりましたが、これも要するに行政報告をつくる時点で、期間が短いということから、こういう対応がなされた、というふうに理解するんですが、あわせて、先日、公民館の改修に関する件が読売新聞で報道されておりました。これを見ると当初の予算から、またその後に一部補正等を、というようなことがあったり、あるいは利用する団体の意向と市との姿勢の中に食い違いがあるような報道の内容でありました。詳細については我々わかりませんから、ぜひ、今の段階で教育次長なり教育長なり――教育次長の場合は代わりたてですから何ともあれなんですが、状況によっては助役の方から回答があってもいいかと思うんですが、そんなことで経過が説明されればありがたい、ということです。

○議長（市川資信君）　市民部長。

○市民部長（大貫松雄君）　それでは、固定資産の評価委員の設置ということで、地方税法のこれは第404条に規定されてございまして、市町村に固定資産評価委員を設置する、ということでございます。

それから、405条で固定資産の評価補助員ということで、これは、要するに現在の資産税の職員でございますけれども、この405条の補助員も規定されているわけでございます。

それと、ちょっと資料が手元にございませんけれども、私が知る限りでは26市の中の評価委員では、何市か、ほんのわずか、要するに自治体の長以外の方がされていますけれども、ほとんどは、市長が現在は評価委員をしているところが大半だと思います。

以上です。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（坂本金雄君）　公民館の件についてお答えを申し上げます。

公民館の改修につきましては、本年度予算として5,459万円可決をいただいております。この補修工事の中身といたしましては、陶芸教室の増築、それから、防災上指摘のございました二方面に避難できるように非常用階段の設置、それから実習室の改修工事、保育室、それから機械室の改修工事、これは軽音楽など音を出す練習に十分耐え得るような機械室を改修して、軽音楽ができるような部屋にするものでございます。

そのほか、受変電設備の改修工事、こういう事柄が内容でございますけれども、７月31日に設計が完成をしております。その設計に基づきまして設計会社が見積もりをいたしましたところ、先ほど申し上げました元年の当初予算に比べまして、オーバーをすることがわかったところであります。

そこで、設計をもう一度見直そう、ということになりまして、ただいま御指摘のような問題が起きたわけでございますけれども、この予算の積算でございますとか、その他さらに子細に調べまして利用者団体と話し合いの場を持つ、こういうことで現在対処してまいりたいと思っております。

○議長（市川資信君）　土方尚功君。

○4番（土方尚功君）　１点目の方ですけれども、要するに、今部長の方からお話はありませんでしたけれども、ただし書きの項目で私が最初に述べていたような問題、そこにあるかどうかは別として、いずれにしても資産が少ないというか、その視点の問題であるわけですし、それから、各市によっての実情というのがあるわけなんで、一概にそれを市長以外の者にすべきだ、ということがいいのか、あるいは収入役なり助役なり市民部長なりということで、市民部長の場合は、要するに評価補助員を管理する立場に直接近い状態ですから、ちょっとわかりませんけれども、いずれにしても市長は市長の立場での職務と、それから評価委員の職務というのはおのずと違って、評価委員が評価を出したものを市長が最終決定をする、ということですから、そういった意味で、それぞれ先ほどの審査委員の関係の検討もなされるこの機会に、ぜひ、そこら辺を御検討いただいて、また別の機会に御報告いただければ結構だと思います。

それから公民館の改修の関係、大体概略わかりました。いずれにしても、これは文教関係の予算のこともあるでしょうから、ぜひそういった角度、利用者の方から幾つかＰＲ版みたいなものをもらったりなんかしている範囲では、こちらではちょっと、一方的に物を見るわけにもいきませんので市側の意見も聞いたということで、あと、そちら、

それぞれの立場で御検討いただければ、ということを申し上げて質問を終わります。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって行政報告を終わります。

次に日程第４、諸般の報告を行います。

会務報告についてはお手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般について質疑に入ります。

なければ、これをもって諸般の報告を終わります。

本日の日程は、すべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後３時11分　散会

９月８日　金曜日　（第２日）

平成元年
第３回定例会　日野市議会会議録　（第26号）

９月８日　金曜日　（第２日）

出席議員　（29名）

１番	奥住日出男　君	２番	宮沢清子　君
３番	高橋　徹　君	４番	土方尚功　君
６番	天野輝男　君	７番	福島盛之助　君
８番	福島敏雄　君	９番	中谷好幸　君
10番	小俣昭光　君	11番	川嶋　博　君
12番	馬場繁夫　君	13番	夏井明男　君
14番	小山良悟　君	15番	馬場弘融　君
16番	高橋徳次　君	17番	簇野行雄　君
18番	一ノ瀬　隆　君	19番	板垣正男　君
20番	鈴木美奈子　君	21番	中山基昭　君
22番	秦　正一　君	23番	黒川重憲　君
24番	古賀俊昭　君	25番	谷　長一　君
26番	市川資信　君	27番	石坂勝雄　君
28番	名古屋史郎　君	29番	竹ノ上武俊　君
30番	米沢照男　君		

欠席議員　（なし）

欠員

５番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	藤浪竜徳君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	坂本金雄君
監査委員	高﨑克好君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	土方留春君
書記	宮岸一馬君	書記	濃沼哲夫君
書記	小林章雄君	書記	斉藤令吉君
書記	橘達雄君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　川久保友子君

議事日程

平成元年9月8日（金）
午前10時開議

（請願審査報告）

日程第1	請願第63－28号	（総務委員会）鉄道共済年金の安定的財政確立に関する請願
日程第2	請願第1－3号	年金制度改革に関する陳情
日程第3	請願第1－9号	年金制度改悪法案に反対する意見書提出を求める請願

（設置・選任）

日程第4			日野市議会昭和63年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任について

（議案上程）

日程第5	議案	第71号	昭和63年度日野市一般会計決算の認定について
日程第6	議案	第72号	昭和63年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第7	議案	第73号	昭和63年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について
日程第8	議案	第74号	昭和63年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について
日程第9	議案	第75号	昭和63年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について
日程第10	議案	第76号	昭和63年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について
日程第11	議案	第77号	昭和63年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について
日程第12	議案	第78号	昭和63年度日野市老人保健特別会計決算の認定について
日程第13	議案	第79号	日野市東部会館条例の制定について
日程第14	議案	第80号	日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案	第81号	日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案	第82号	日野市立シルバー人材センター条例の制定について
日程第17	議案	第83号	日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案	第84号	平成元年度日野市一般会計補正予算について（第2号）
日程第19	議案	第85号	平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第1号）

日程第　20	議案　第　86　号	平成元年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第１号）
日程第　21	議案　第　87　号	平成元年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第１号）
日程第　22	議案　第　88　号	市道路線の廃止について
日程第　23	議案　第　89　号	市道路線の認定について
（報　告）		
日程第　24	報告　第　2　号	昭和63年度日野市土地開発公社決算の報告について
日程第　25	報告　第　3　号	昭和63年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について
日程第　26	報告　第　4　号	平成元年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告について
日程第　27	報告　第　5　号	交通事故（日野市東豊田二丁目30番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について
（請願上程）		
日程第　28	請願　第　１－16　号	日野第二小学校校庭拡張に関する請願
日程第　29	請願　第　１－17　号	「義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持」に関する陳情
日程第　30	請願　第　１－18　号	市内に四季を通じて利用できる常設のキャンプ場の建設に関する請願
日程第　31	請願　第　１－19　号	日野駅ビル建設促進についての請願
日程第　32	請願　第　１－20　号	原爆被害者援護法即時制定の促進決議と国への意見書採択に関する請願

本日の会議に付した事件

日程第１から第32まで

午後10時23分　開議

○議長（市川資信君）　おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

これより請願第63－28号、鉄道共済年金の安定的財政確立に関する請願、請願第１－３号、年金制度改革に関する陳情、請願第１－９号、年金制度改悪法案に反対する意見書提出を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（夏井明男君）　それでは、総務委員会に付託をされました請願第63－28号、請願第１－３号及び請願第１－９号につきまして審査の経過及び報告をさせていただきます。

請願第63－28号、すなわち鉄道共済年金の安定的財政確立に関する請願。紹介議員は名古屋、中山、黒川、板垣、石坂各議員の紹介でございます。請願者は国鉄退職者組合東京地方連合会議長、中村宗平氏ほか１名という内容でございます。

この請願につきましては昭和63年の12月20日以降、延べ５回にわたりまして資料調査及び慎重審査が行われた次第であります。特に財源確保につきましては国が行うべきである、という請願の趣旨に沿いまして意見書を作成をするという形で一応見たわけであります。また意見書につきましては後日提出をさせていただきますが、全会一致採択と決した次第でございます。

次に請願第１－３号及び１－９号につきまして御報告をさせていただきます。

１－３号、すなわち件名、年金制度改革に関する陳情でございますが、請願者は立川市の三多摩春闘共闘会議議長、森川隆志氏であります。

さらに請願第１－９号、この件名は年金制度改悪法案に反対する意見書提出を求める請願ということでございまして、請願の提出者は日野市栄町の年金者組合日野支部代表執行委員長、菅野与四夫氏ほか257名であります。紹介議員は竹ノ上、福島、中山各議員でございます。

一括審査をいたしまして、審査の過程で特に検討されました事項は、現行60歳からの支給年齢を65歳に引き上げることに対する定年制との整合性の問題、さらには厚生年金、

国民年金それぞれ保険料の引き上げによります10年後、15年後の財政負担の見通し、さらには個人負担率の見通し、推移等について審査が行われた次第であります。メリット、デメリット等の財政的な観点からの審議も行われ、全会一致採択と決した次第でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は、採択であります。本３件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって請願第63－28号、鉄道共済年金の安定的財政確立に関する請願、請願第１－３号、年金制度改革に関する陳情、請願第１－９号、年金制度改悪法案に反対する意見書提出を求める請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

○議長（市川資信君）　これより日程第４、日野市議会昭和63年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。

一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって日野市議会昭和63年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第71号、昭和63年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第71号、昭和63年度日野市一般会計決算の認定について提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、昭和63年度日野市一般会計決

算の認定を求めるものであります。

なお、同規定により監査委員の意見書及び主要な施策の成果等の書類を添えて提出いたしますので、よろしく御審議、御承認のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　監査委員から審査報告を求めます。

〔監査委員　登壇〕

○監査委員（高﨑克好君）　監査報告いたします。

昭和63年度日野市の一般会計の決算審査につきまして、前もって市長より提出を受けておりました歳入歳出の決算書類、財務諸表及び付属明細書等々につきまして竹ノ上監査委員とともに慎重なる監査を行いました。また関係職員よりもその詳細にわたりまして内容の説明を受けたわけでございますが、審査の結果は、決算書を初めすべての書類等の計数等の誤りもなく、関係法規に準拠し予算の執行もおおむね良好に執行されていると認められましたので、ここに御報告いたします。以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第71号、昭和63年度日野市一般会計決算の認定の件は、一般会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、一般会計決算特別委員会に付託いたします。

これより議案第72号、昭和63年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第73号、昭和63年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第74号、昭和63年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第75号、昭和63年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第76号、昭和63年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第77号、昭和63年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定、議案第78号、昭和63年度日野市老人保健特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第72号、昭和63年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、昭和63年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第73号、昭和63年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、昭和63年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第74号、昭和63年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、昭和63年度日野市下水道事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第75号、昭和63年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について。

本議案は、地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき、昭和63年度日野市立総合病院事業会計決算の認定を求めるものであります。

議案第76号、昭和63年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、昭和63年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第77号、昭和63年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について。

本議案は、地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき、昭和63年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第78号、昭和63年度日野市老人保健特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、昭和63年度日野市老人保健特別会計決算の認定を求めるものであります。

以上７議案につきましては監査委員の意見書を添えて提出いたしますので、よろしく御審議、御承認のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　監査委員から審査報告を求めます。

〔監査委員　登壇〕

○監査委員（高﨑克好君）　審査報告をいたします。

昭和63年度日野市国民健康保険特別会計決算、昭和63年度日野市土地区画整理事業特別会計決算、昭和63年度日野市下水道事業特別会計決算、昭和63年度日野市立総合病院

事業会計決算、昭和63年度日野市受託水道事業特別会計決算、昭和63年度日野市農業共済事業特別会計決算、昭和63年度日野市老人保健特別会計決算、これらの事業会計及び特別会計の決算審査につきまして、一般会計と同様、前もって市長より提出を受けておりました決算書、財務諸表、付属明細書等々につきまして竹ノ上監査委員とともに慎重なる監査を行いました。また関係職員よりもその詳細にわたりまして内容の説明を受けました。

審査の結果は、決算書を初めすべての書類に計数等の誤りはなく、関係法規にも準拠し、予算の執行もおおむね良好に執行されていると認められましたので、ここに御報告いたします。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本７件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第72号、昭和63年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第73号、昭和63年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第74号、昭和63年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第75号、昭和63年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第76号、昭和63年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第77号、昭和63年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定、議案第78号、昭和63年度日野市老人保健特別会計決算の認定の件は、特別会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、特別会計決算特別委員会に付託いたします。

これより議案第79号、日野市東部会館条例の制定、議案第80号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第81号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第82号、日野市立シルバー人材センター条例の制定、議案第83号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第79号、日野市東部会館条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、市民のコミュニティ活動を促進し、あわせて生活、文化の向上及び健康の増進を図る施設として設置する日野市東部会館の管理運営について必要な事項を定めるため、日野市東部会館条例を制定するものであります。

議案第80号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、心身障害者福祉手当の支給額及び支給対象を改めるため、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正するものであります。

議案第81号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、老人福祉手当の支給額を改めるため、日野市老人福祉手当条例の一部を改正するものであります。

議案第82号、日野市立シルバー人材センター条例の制定について。

本議案は、高齢者の持つ経験と能力を社会に役立てることにより、高齢者の社会参加と生きがいを促進し、もって福祉の増進を図る施設として設置する日野市立シルバー人材センターの管理運営について必要な事項を定めるため、日野市立シルバー人材センター条例を制定するものであります。

議案第83号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、東京都児童育成手当に関する条例の改正に伴い、児童育成手当の支給額を改めるため、日野市児童育成手当条例の一部を改正するものであります。

以上５議案の詳細につきましては、担当部長にそれぞれ説明をいたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　それでは議案第79号、日野市東部会館条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、15条そして付則から成っておりまして、設置、管理、運営について規定してございます。

それでは第１条から御説明申し上げます。第１条は目的でございまして、先ほど提案説明にございましたように、この条例は市民のコミュニティ活動を促進し、あわせて文

化の向上及び健康の増進を図るため日野市東部会館を設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めることを目的としております。

第２条でございますが、名称及び位置でございます。会館の名称は、日野市東部会館と称しまして、位置は、日野市万願寺土地区画整理地内139街区でございます。言いかえますれば新井橋北詰め近辺といいましょうか、でございます。

第３条、施設でございます。会館には次に申し上げますような施設を設けまして有料で一般の使用に供します。すなわち、会議室１、会議室２、集会室１、集会室２、集会室３、視聴覚室、料理実習室、ホールといったようなもの、それに温水プールを備えてございます。この温水プールは25メーター掛ける10メートルという大きさでございまして、１回に100人が定員という規模のものでございます。

第４条、使用についてでございますが、施設を使用される方は市長の許可を受ける、という形でございます。市長は、会館の使用を許可するに当たりましては、管理上必要な条件をつけることができる、というふうな仕組みになってございます。

第５条でございますが、使用の制限。市長は、次に申し上げる各号の１に該当する場合は使用許可しないという建前でございます。５点ございまして、建物、附属物を損傷するおそれのあると認められるとき。それから公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。営利を目的とすると認めるときでございます。それから管理上支障があると認めるとき。前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不適当と認めるとき、というふうになってございます。

第６条、休館日及び使用時間でございますが、会館の休館日と使用時間は、別表第１のとおりでございます。後ほどまた御説明申し上げますが、６ページに書いてございます。また、市長が必要と認めたときには、これを変更いたしまして臨時に休館日を定める、ということができるようになってございます。

第７条、使用料でございますが、使用料は、別表第２に定めてございますとおりでございます。使用料は、使用の許可に際しまして前納していただくという形態でございます。また、市長が特に必要があると認めるときは、第１項に定める使用料を免除することができるということでございます。

第８条、使用料の還付でございますが、使用料は、既に納めていただきました使用料は還付しないということでございまして、ただし、市長が特別の理由があると認めたときには全部または一部を還付する扱いとなっております。

第９条、使用権の譲渡等の禁止、そして10条で施設の変更制限、11条では使用の取消

し、また12条、原状回復の義務、13条、損害賠償といった項目を設けてございます。

14条の管理の委託でございますが、市長は、会館の運営を効率的に行うために、管理業務の一部を公共的と認める団体に委託することができる、というふうに規定してございます。

15条は委任の規定でございます。

最後、付則は、この条例は、平成元年11月１日から施行するとなっております。

それでは６ページにございます先ほど申し上げました別表第１でございますが、これは一般市民に開放します有料施設につきましての表でございまして、休館日等、先ほど申し上げたような内容で示してございます。時間としましては９時から午後９時30分、プールにつきましては10時から午後８時30分までとなってございます。

それから７ページに移らせていただきまして別表第２でございます。この表は各貸出施設におきます時間帯並びにその使用料でございます。使用料は午前、午後、夜間の時間帯に分けましてそれぞれの維持管理費、管理上必要な光熱費から割り出しましてその端数等の整理をしまして、かつ利用率あるいはその他にございます有料施設の使用料などを勘案いたしまして決定したものでございます。

それから表の最後にございます附帯設備でございますが、これにつきましては市民会館及び生活・保健センター同様の経費負担をしていただくということで、１回2,000円を限度として規則で定める額というふうにしてございます。

それからホールの個人使用の場合でございます。表の一番右端に記載されておりますが、これは南平体育館あるいは生活・保健センターと同じ額にそろえてございます。

８ページへ移らせていただきまして、これはプールの使用料でございます。午前、午後それから夜間というような形で分けてございます。個人使用に限った形で高校以上、それから中学生以下というふうに大きく分けまして時間帯に従って定めてございます。このような時間帯で個人の使用をお願いいたすということになります。なお温水プールにかかる光熱費と監視要員あるいは管理要員の人件費相当分を負担していただくということが基本になりましての額でございます。

それから条例施行規則案につきましては、別冊でお手元へ参考資料としてお届けしてございますので御参考に供していただけたら幸いと思います。

以上、大変雑駁でございますが、よろしく御審査のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　それでは80号から御説明に入らせてもらいます。

議案第80号でございます。日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定でございます。

これは毎年のとおり東京都の単価改正によりまして行われるものでございます。

２ページ、３ページをお開き願いたいと思います。２ページの上段にありますように「11,500円」を「12,000円」ということで500円アップするものでございます。それから、その表の難病関係でございます支給対象の中で、新しく「好酸球増多症候群、原発性胆汁性肝硬変」という種類の難病を加えるということでございます。

これの実施につきましては付則であります10月以降におきまして行われますが、３のところで、平成元年10月１日からこの特殊病につきましては、好酸球増多症候群につきましては10月１日、それから原発性胆汁性肝硬変につきましては平成２年１月１日から適用でございます。

次のページ、４ページ、５ページでございますが、これが新旧対照表でございます。ここの別表の１のところに書いてあります手当の額がこのように変更になるということであります。

それから次のページにいきまして６ページ、７ページでございますが、一番最後に今の二つの種類の難病を挿入したということでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

続きまして81号議案でございます。日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定でございます。

これも前80号と同じように、東京都の老人福祉手当の単価改正に基づきましてここで改正をお願いするものでございます。

２ページ、３ページをお開き願いたいと思います。第３条中のところでございますが、今まで３万9,000円のお支払いしておりました、これを４万1,000円、それから３万3,000円のものを３万4,500円、これは1,500円でございます。それから２万2,000円のものを２万3,000円、1,000円アップの改正をするものでございます。以上でございます。

飛びまして４ページ、５ページにおきまして、その新旧対照表でこのような70歳以上の場合には４万1,000円というような、以下記載のとおりでございます。

続きまして議案第82号、日野市立シルバー人材センター条例の制定についてでございます。これは新条例でございます。

これにつきましては提案理由で御説明申し上げましたように、２ページ、３ページでございますが、ここに目的でございます。目的におきまして、高齢者の経験と能力を社

会に役立てるということから社会参加、生きがいを促進して、そして、このためにこれを実施をする場所ということで建物をここに日野市立シルバー人材センターとしての設置をお願いするものでございます。また、それに基づきましてこの条例をもう一つ管理運営についての最小必要限度のものを定めたものでございます。これが第１条でございます。

それから第２条は、名称及び位置でございまして、名称におきましては、日野市立シルバー人材センター、それから位置につきましては、日野市日野本町二丁目４番地の７（日本道路公団管理中央自動車道高架下借地）でございます。

それから事業につきましての目的、そうしたものにつきましてはここに４項ありますように、高齢者の社会参加と就労手段の開発、２におきましては、高齢者の生きがいとなる就労相談、それから日野市高齢者事業団の一部業務に場所の提供等でございます。以上でございます。

そして、これは今年度の12月１日から実施していくという条例でございます。

続きまして議案第83号でございます。日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定でございます。

２ページ、３ページでございますが、提案理由と同じでございまして、これは前の80、82と同じでございまして、東京都の手当の一部改正に基づくものの改正を行うものでございます。

第５条におきまして、9,500円を１万円、500円アップでございます。１万1,500円が１万2,000円というものでございます。この実施につきましては10月以降でございます。

次の４ページ、５ページにおきまして新旧対照表でございます。これにおきまして育成手当が9,500円が１万円、それから障害手当が１万1,500円が１万2,000円に改正するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　79号、東部会館、関連する規則の方なんですが、10条の２項、「広告、宣伝物を配布し、又は提示すること」と、提示という言葉はよく窓口で提示してくださいと、示してくださいというときに使われる言葉で、広告、宣伝物を配布し提示すること、ということが実際行動としてあるのかどうか、私は何か違うんじゃないか、字がね、そういう感じがするんですが、それは私の間違いでしょうか、それともどうなのか。

それから営利を目的としてはいけないということなんですが、広告、宣伝物を配布ということですね。営利を目的としてはいけないんですが、その使用者の活動の資料ということならば、営利とは関係なしに当然許されると解釈していいかどうかですね。要するに、宣伝といっても営利を伴う宣伝と、そうでない宣伝があると思うんですね。だから、その場合は聞くまでもないことだということなのかどうかですね。それと広告、宣伝物を提示するというのはどういうことなのかという、その中身をちょっと伺いたいと思います。以上です。

○議長（市川資信君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

これにつきましては、まず第１点目の提示に関してでございます。最近、いわば一口にキャッチセールと申しましょうか、広告内容あるいは販売物、そういったようなものを配布する相手に接近いたしまして示すという形の中で行われる宣伝ないしは販売方法がございます。そういったものを全般を指しましての提示という意味合いでございます。

それから第２点の広告物でございます。これは一応私どもとしては営利を目的としているということを一般的にとらえております。やはり広告、宣伝となりますと営利が何といいましょうか、全体的にかかわります。そういうようなことで、したがって、もし営利でない場合等も想定できるわけでございますが、それらケースによりまして判断せざるを得ないというふうに考えまして、特別の場合、10条の本文にただし書きにございますとおり、特別の事情があって市長が許可した場合、この限りではない、というふうに規定がございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　そうすると施設と、それから施設の敷地内で広告、宣伝物は営利でなければ掲示していいんですね。提示してはいけないけれど、掲示してはいいんですね。

○議長（市川資信君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

広告、日本文の大変句読点が難しゅうございますが、広告といった場合には張り出し、提示あるいは要するに大衆に広めるという意味合いがございますものですから、配布だけということでなしに、そのような広告行為また明確にうたわれております配布行為、提示行為、こういったものは禁止していく、こういうことでございます。

○議長（市川資信君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　そうすると掲示はいいのか悪いのかということですよね。この規則でいけば、営利を目的としないものならば掲示はしていいというふうに解してよろしいということですね。要するに建物の壁なり借りた部屋の入り口なり中なりに掲示することは一向に構わない、こういうふうに解釈してよろしいかどうか。

普通私は、広告の場合は提示でなく掲示ね、掲げる方だと思うんですよね。だからミスプリントかなと思ったら、いや、これはキャッチセールスとかにそれする言葉だとおっしゃるんで、ああ勉強が足りなかったなと思いました。ところが、掲示と提示のそこでいくと、掲示は一向に構わないんだというふうに解釈していいのかということを疑問を持つようになったわけで、そこをはっきりとお願いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

大変述べようが悪くて御迷惑かけております。広告という場合の私どもの解釈といたしましては、掲示それから、ここでは掲示ということです、一般的な意味合いから申し上げますと新聞紙、そういったマスコミ等にのせるということも広告でございますし、看板を掲げることも広告でございます。そういう広い意味でとらえておりまして、広告、ここで２号で言っております広告には掲示という概念を含んでおるということでございます。よろしゅうございましょうか。

○議長（市川資信君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　新聞に出すことも提示だというふうにおっしゃるわけですか。提示といいますか。

○議長（市川資信君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　そういうことではございません。今申し上げましたのは広告という意味を申し上げたわけでございます。提示はあくまでも冒頭でお話しした形の提示でございます。したがいまして一口にいいまして、こういう営業的な行為、掲示、配布、提示、それらを一切禁じておる、こういことでございます。

○議長（市川資信君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　重大な問題ではないと思うんですけれども、掲示は一切禁止するというのはどこに盛り込まれているのかですね。そこのところをはっきりお願いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　広告という言葉が掲示を包含しておる、掲示行為を、

掲示によります宣伝ということを含んでおるわけでございますので、先ほどから掲示ということも含まれるんだというふうにお答え申し上げている次第でございます。

○議長（市川資信君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　２点ばかりお聞きしたいと思うんですが、生活環境部で所管している例えば市民会館なり健康・保健センターですか、そういうなり今回の東部会館、こういう地区センターとか生活環境部では非常にそういう市民との集会をしたり、いろんな勉強会をするところの機会を持つ施設を多くを管理されているんですが、こういう何というか、条例をつくるときに私一番感じるのは、そう何というか市民会館にしても健康センターというんですか、それは根本の目的は違うけれど、所管が一つであればそんなに何ていうか目的なり使用の例えば使用するところのいろんな制限とか、それなり今の名古屋議員の質疑の中にあるような変わらないんではなかろうかと思うんですが、特にこういうことの説明に入るときに、さっき非常に生活環境部長の詳細な説明がなされたんですが、ここが今度は東部会館というのは何か使用上に違うんだというようなことを何か言って、規則なり条例ではそう何かないにしても規則の点で違うんだと、こういうようなことがあればお示し願うし、また、そうすることがこういう提案に当たっての同じ所管なんですから必要ではなかろうかと思います。

それからいま２点目は、東部会館があの地にできたというにはそれなりの、日野ではああいう、府中でいえば文化センター的なものを府中じゃずっとつくっているんですが、日野でも万願寺の区画整理の中でいわゆる下水道の処理施設というような中であそこに一番先にできたと思うんですが、今後いわゆるこういうものが恐らく全市的の社会教育の場なり市民のいわゆる憩いの場なり、ということでつくられる考え方が恐らく出なきゃならんし、そういうお考えもあると思うんですが、その辺のことを２点、それだけに私、東部会館のいわゆる何ていうか、活用することがかなり今後に対する影響なり、また使用のあり方に対してが今後の影響に、また今後の起爆剤になるんではなかろうかと思うんですが、その辺のところを２点お答え願いたいと思うんですが……。

○議長（市川資信君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

この施設でございますが、既に一部報道もされたかというふうに記憶しておりますが、浅川流域下水道終末処理場建設工事に伴いまして浅川処理場周辺環境整備事業の一環としております。そういう背景がございますもので、特に他の施設との違いという点につきましては、規則の３条２項でございます。３条２項、お読みいたしますと「市長は、

条例第３条第１号に掲げる施設のうち集会室（１）を、浅川処理場周辺環境整備地域の団体へ優先して許可するものとする。」この点が他と違うところでございます。これを盛り込みましたのは、さっき冒頭申し上げましたとおり、浅川処理場周辺環境整備の一環ということがございますもので、あえてそれを盛り込んだ次第でございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　御承知のとおり東部会館、今部長がお答えしておりますとおり、いわゆる流域下水道浅川処理場の建設に伴いまして東京都それから関係市としては八王子と日野市でありますが、一定の経費分担をしてつくった施設であります。地元の対策協議会という方々ともいろいろ意見を詰めました結果、地元の提案としてこの程度の規模のものが欲しいということと、それから資金規模の上でも可能な範囲ということで、名称もまた地元の提案によって東部会館という言い方を使うことにいたしました。

地元対策施設ではございますが、地元の特に理解ある考え方として、全市民に提供できる地域施設を、こういう地域施設の性格でよろしいということでございますので、ごく一部の集会室を地元に優先提供する、他は有料施設ということにいたしました。

今後、このコミュニティー施設という考え方でございますし、たまたま東部ということが名前に冠されておりますので、じゃあ西や南、北、そういう配置になっていくのかと、こういうことにも連動するわけでありますが、私は原則として、そういう考え方でよろしいんではないか。つまり地域、市域全体から考えますと地域の中規模コミュニティーの施設である、整備した際にはそう解釈してよろしいんではないかというふうにも思っております。どの範囲ということを限定するわけではありませんが、将来、市民生活の要望にあわせ整えていく考え方でよろしいと思っております。

たまたま性格が市民会館あるいは生活・保健センター、共通する部分があるわけでありますので、それらのまたネットワーク的な基準あるいは標準、それらも大切だと思いますので、これからも一定の条例上の原則は定めたわけでありますが、使用規則等については十分現実に即するように運用を図っていきたい、このように考えているところであります。

質的にはかなり公民館の性格と近いものではございますけれど、公民館は公民館法に基づいた社会教育法に基づいた位置づけがもう既に成り立っておりますが、ちょっと一歩それより離れまして有料施設、しかも市民に比較的自由に文化や福祉あるいは健康、これらに活用していただく施設として、これからのコミュニティー施設という性格を明

確にしていきたい、このように考えておるところでございます。

○議長（市川資信君）　　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　　どうもあんまり飲み込みがよくないんで、ようやく今生活環境部長さんなり市長のお話で私もわかったんですが、問題は、市民会館なり生活・保健センターですか、それなり、この東部会館と共通点のものもあるわけですよね。ただ見方によると、つくられた発想というか動機が何ていうか、あそこに処理施設がつくるということの中でいったということで、条例なら条例だけを見てればそう何ていうか市民のどなたが使われても何でもないと、こういうことであるけれど、現実に何か今市長のお話では、あの地域の方々の御理解でそう何ていうか、あそこで人が、ごく一部はその施設が何かその地域の人に独占するというか優先するということがあるけれど、そういうことではないということなので、ただ、その辺、特にあの地帯、万願寺の新井橋の付近というのは、これは近接のいわゆる浅川以南の地域の人も距離的には非常に来やすいところなんですね。それで私も関心が強いんでこういう話を聞き、質問をするんですが、その辺のところで実際に当たる場合に、最終的には何か使用上なり許可する条件に対しても市長が認めればというようなことがある程度の強いものもある反面、弾力的なものもあるというように私理解をするんですが、その辺で何ていうか、会館に服務、勤務される人がかなりいろんな趣旨を徹底された形を会得していただいて、市民サービスに事欠かないような行き方をしてもらうことが必要ではないか、こういうように思いますことを強く要望しておいて、当該委員会で慎重に審議をして決めていただきたい、こう思います。以上です。

○議長（市川資信君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　東部会館の話が出ておりますので、それに関してお尋ねをいたしますが、下水道の処理施設ができるということで、地元対策の大きな柱として今回東部会館ができるわけですが、この建設に要した費用の総額とその財源の内訳を教えていただきたいと思います。

それから実際の使用開始はいつからなのか。条例は平成元年11月１日から施行ということになっておりますが、実際に使用が可能になるのはいつからか。

それから、これは日野市東部会館という名称になっておりますが、前のたしか、ふるさと博物館のときにも私お聞きをしたんですけれど、市の施設の名称が多少ばらつきがあるということで、生活・保健センターやふるさと博物館の場合には「日野市」というものが頭について「立」という字が入っていない。しかし、ほとんどの施設は「日野市

立」という言葉が入って名称が決められているんですが、この点はどういう御検討をされたか。ちなみに後で出てまいります日野市立シルバー人材センターの方は市立となっております。この点、検討の経過を教えていただきたいと思います。

それから東部会館の条例の14条に管理の委託ということで、管理業務を委託することができるということになっているわけですが、今の議会にも継続で職員増87名だったと思いますが、毎年職員が増加をするという傾向にあるわけです。私どもは極力民間委託や部内の努力によって職員の増加を抑えることを求めているわけですが、今回のこの東部会館の業務の開始に当たって、職員の配置等は、また管理の委託等はどのように現実に取り組まれているか、その点お尋ねをいたします。

○議長（市川資信君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

まず建設費でございます。総トータル11億5,933万5,000円という形でございます。その内訳といたしましては、土地が３億2,313万6,000円、設計料1,830万円、工事管理料、これが800万、建設費が８億989万9,000円、以上が内訳でございます。

それから財源でございますが、先ほど市長からもお話がありましたとおり、東京都の方から５億2,500万、それから八王子市、２億3,441万2,000円という形で負担をしていただいております。そのようなものは市財源をもって充てておる、こういうことでございます。

それからオープンでございますが、ここに施行で明記してございますが、11月１日を一応想定しております。11月１日から使うという形の中で現在準備を進めております。

それからあと第３点目の名称でございますが、名称につきましては、やはり先ほど申しましたように、環境整備の一環ということもありましたものですから、地元からの御希望等含めた中でこのような名称にしたということでございます。特に日野市というのと日野市立、その辺について、むしろ何ていいましょうか、本質的には日野市の施設でございますので、あえて「立」と入れなくてもというような感じもございまして日野市東部会館、そんなようなことできております。

それから職員の配置でございますが、現在、事務サイドといたしましては一応管理運営のために２人を想定してございます。そういう中で前定例会におきまして定数改正の御提案を申し上げている中にそれに当たる部分、お願いしておる経過がございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　財源の内訳は東京都が５億2,500万、八王子が２億3,441万2,000円、残りを日野市が負担をしているということですか。11億5,933万5,000円のうちの今申し上げた数字を除いたものが日野市の負担ということでいいのかどうかですね。

それから名称のことなんですけれど、あえて市の施設だから市立は入れないということだと、私は先ほど申し上げましたようにシルバー人材センターの方と合わなくなってくるんですね。生活・保健センターやふるさと博物館は先ほど申しましたように市立という言葉は使ってないんですね。ところが、福祉センター、婦人センター、幼児教育センター、総合病院、市民ギャラリーは市立となっているんですね。

こういう名称の何でもないことかもわかりませんが、正式な施設の名称の場合に「立」を入れるか入れないかというのは何かやっぱり基準があって皆さんお決めになっていることだと思うんですね。その点をお聞きをしたわけです。地元の要望があったというのは、希望を聞いたというのは東部会館、つまり東部会館という名前を入れてもらいたいということで、その点についての地元の要望があったということだと思うんですね。頭にかぶせる公共施設であることを示す日野市もしくは日野市立ということについてはあくまで市側の検討、判断に基づいてつけられたものだと思いますので、これからも幾つか施設をまたつくる、またつくってもらいたいということが出てくると思いますが、その際、市の方に明確な基準があった方がいいのではないかと思います。今回の場合はどうだったかですね、もう一度お尋ねをいたします。

それから職員配置、これが一番大きな問題だと思うんですが、現在、継続審査になっております総務委員会で検討いただいている職員増の条例改正案がどのような経緯をたどるかわかりませんが、多くの自治体ができるだけ職員をふやさないで市民サービス事業を行う、行政サービスを実施していくということで、自治省の発表しました地方公務員の定数管理の状況等見ますと、ここ数年間でやはり全国規模でも１万数千人の人が減員になっている。しかし、日野市だけは職員組合の要求がそのまま反映をするというか、議会でもかなり修正は加えてきておりますが、市長が組合の要求には100％応じる姿勢を崩していない以上、職員の増員ということの傾向はなかなか歯どめがかけられないと思うわけですが、新しい施設がこうやってできるときに、できるだけ民間にきちんと委託できるものは措置をして定数をできるだけ抑えていく、定数管理をきちんと行うということが必要だと思うんですが、例えばプールの管理、つまり監視等を含む、プールに関してはどのような扱いになるのか。生活・保健センターの場合には社会教育センターの方に委託されております。この委託内容もちょっと若干いろいろ私どもから言わせれ

ば疑義があるんですが、具体的にプールの方はどうなさるのか、また全体の運営に当たっての定数管理については市長はどのようなお考えを現時点でお持ちか、もう一度お尋ねをいたします。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　公共施設の名称に市立という用語を用いるか、日野市からすぐ施設名称に入るか、このあたりちょっと不統一があるというふうには感じております。本来はすべて日野市立と冠するのが一番わかりがいいんではないかと、こんなふうには思っておりますが、今回の場合、御指摘のとおりでございます。そのあたり特に意味がどうもなかったんではないかと思っております。

それから次の、これはよけいなことかもしれませんが、シルバー人材センターにつきましては特に市立という名前をつけました。これは用地を借りました道路公団当局から、日野市が直営する姿で建物を建て、また将来も維持管理するという条件があるものですから、特に市立という名前をつけた。これはそういう理由がございました。

それから、いわゆる管理上の体制でございますが、なるべく正職員はごく少数にして、できれば再雇用の職員あるいはなるべく専門の委託機関にそれぞれ委託をする、そういう形で運営をしたい、このように考えております。

プール部分につきましては社教センターに今能力を問うております。多分受けたいという、あるいは今まで生活・保健センターでも立派な管理、監視業務を委託できておりますので、その形でよろしいんではないかというふうに考えております。警備とか清掃とか、それから部分管理の部分はほとんど専門業者に委託をいたします。職員はまた最終的には確定するまでには至っておりませんが、市のいわゆる職員を１名、あとは言いましたような再雇用職員等で賄っていきたい、こんなふうに考えております。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　建設の財源につきまして、この施設の性格上、下水道に関係ございますので私の方から再度お答えをいたします。

御承知のように浅川処理場につきましては、この流域が八王子市とそれから日野市でございます。この周辺環境整備の費用といたしまして、ルールといたしまして処理場の用地買収費の10％を充てる、そういうルールがあるわけでございます。このルールに従いまして昭和61年３月13日でございますけれども、浅川処理場周辺環境整備事業に関する協定というものを東京都及び八王子、日野市で結んでございます。この総額が10億5,000万円でございます。そのうち東京都が50％を負担するということでございます。金

額にいたしまして５億2,500万円でございます。それから各市の負担でございますけれども、これはこの処理場に流入する汚水量の量の割合で負担をするということになっております。これが八王子市が22.325％でございます。金額にいたしまして２億3,441万2,000円でございます。日野市の負担が残るものでございまして27.675％になるわけでございます。金額にいたしまして２億9,058万8,000円でございます。

先ほど生活環境部長が事業費の総体について申し上げましたけれども、この不足する分についてはさらに地元日野市が負担をしているということになるわけでございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　会館の管理については、できるだけ責任をきちんと持って運営に当たってもらえる職員の方を１名配置をして、その方に委託または再雇用の方、臨時職員の方を効率よく指揮をし的確な運営に当たっていただくというのが市長の考えだろうと思います。その点について私は異論はもちろんありませんが、先ほど生活環境部長は、職員配置は２名というふうにたしかおっしゃったと思うんですが、２名と１名では倍違うんですね。２と１だからそんなに差はないようですけれど、例えば100であれば200というふうに変わってくるわけですから、この点、もう11月から使用開始になる施設ですので、どちらかが間違っておられたか、勘違いしておられたかじゃないかと思うんですね。その点確認をいたします。

それから名称の点については、できるだけ市の施設は整合性を持たせた方がいいと思いますので、今後、市の施設の名称決定に当たっては、きちんとした基準を持って市長にも何となくそうなりましたということじゃなくて、名称決定に当たっていただきたい、とこのように思います。

それから財源の内訳の今説明がありましたが、先ほどの11億5,933万5,000円という事業費総額からすると、日野市が持ち出しました費用というのは大体３億9,000万近くなるのではないかと思いますが、この点、具体的な額を、東京都との決定に基づく浅川周辺の環境整備事業の協定の分についてはわかりましたが、それ以外の市の持ち出しを含めると日野市の負担は幾らであったのか、その点御回答をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

第１点目の人数の点でございます。市長からお答え申し上げたとおりでございます。私が先ほど２名と申し上げましたのは、あくまでも事務サイドということで申し上げた

わけでございまして、市長のお答えしましたとおりが正しゅうございます。以上です。

○議長（市川資信君）　都市整備部長、今の財源の問題の、幾らぐらいですか。先ほど２億9,058万というのに、古賀君は３億9,000万ぐらいかかったが、その誤差はどうなのかという指摘なんですが、どちらで答弁されますか。生活環境部長、財源の金額がちょっと今違っているという指摘はどちらでお答えします。（「引き算すればわかるんですけれど、きちんと市の方からお答えいただきたい」「休憩」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午前11時41分　休憩

午後１時14分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の古賀俊昭議員の質問に対する統一見解の答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは私の方からお答えさせていただきます。

既に生活環境部長、都市整備部長の方からおのおの説明したとおりでございますが、現行の中での日野の負担分につきましては当然２億9,058万8,000円という数字は先ほど申し上げました。総額の中で、その後の負担は１億933万5,000円ございます。よって、それ数字を両方合わせまして３億9,992万3,000円という数字でございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　職員のまだあれがないでしょう、１名とか２名とかいうような。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

人数でございますが、私ども２人体制で臨むということで準備を進めておるわけでございます。１人は現有の職員の中で賄っていく。したがいまして、１名を市長がお答えしましたとおりの形でするという想定でございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　管理運営の方法については非常に大事なことでありますので、委員会において十分なる審査をお願いしたいと思いますが、こういう条例が議案として提案される場合には、財源の内訳、特に日野市負担分については、やはり即座に御答弁おできになるように対応していただくのが当たり前じゃないかと思うんです。

特に、オープンの式典があれば、そこで建設経過等の御報告の中で財源についても触れられるはずであろうと思いますので、議会でもぜひそういった点、十分に準備をして臨んでいただきたいということをお願いをして、質問を終わります。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　実は東部会館の関係なんですけれども、今職員の配置が最初は２名、次が１名、今度は２名と、２名が本当のようですけれども、いわゆる地元対策ということでいきますと、有料と無償というふうに分かれるようなんですけれども、地元に、いわゆる新井地区センター、２階の建物があるようなんですけれども、そこに前には夫婦の方が住んでおって管理をしていたようですけれども、現在はどのようになっているか、この東部会館の関係もありますのでお伺いいたしたいんです。

○議長（市川資信君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

新井地区センターにつきましては、現在、管理運営は直営という形になっております。具体的には高齢者事業団にお願いいたしまして管理を直接つかさどっております。以上でございます。

○議長（市川資信君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　今のお話ですと、シルバー事業団に委託をして管理が行われているということのようですけれども、いわゆる東部会館ができると、果たして新井地区センターの果たす役割というのがどのようになるか。地区センターの将来像等も考えてみると、東部会館の方が文化的な建物であり、また市民のニーズに合った会館であるということが考えられるのではないかと思うわけです。

そのあたりを踏まえて、やはり、あくまでもこれは都からの補助金それから八王子の負担金、日野市の負担金ということになるわけでありますけれども、もとはすべてこれは税金ですから、税金の使途ということになると、いわゆる都民に、市民に公平にこれを還元しなければならないということもあり、しかも行政の効率化ということを考えてみると、新井地区センターの存在ということを今後当然どのようにしていくかということを考慮せざるを得ないんじゃないかと思うんです。そのあたりにつきまして、これからの新井地区センターをどのようなお考えで管理運営をしていくかという見通しをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この東部、新井、下田、石田、この方面には、つまり下水道処理場対策の対策協議会と、それから従来からあるごみあるいはし尿の処理場のまた対策委員会と、二様にあるわけでありまして、東部会館は今回は御承知のとおり下水処理場対策の一環に位置する施設である、こういうことであります。

それから今御質問の早い時期からあります新井の大地区センター、これは確かに地元には同じ処理場対策の意味が設立の当初あったというふうに承知をいたしておりますが、今、当街区はちょうど区画整理事業の施行中でもございますし、地元との一応の協議を経まして新井地区センターは小地区センターに位置づけて再建をする、そういうことで一応了解が成り立っております。御指摘の点もこれから十分配慮しつつ、市民サービスに公平に努めるとともに、また地元に対します了解を明確にしておくというふうにいたすことにしております。（「議長、関連」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　古賀議員の質問の中で職員のことが出ておりましたので、そのことでちょっと１点お尋ねします。

市長は、１名をここへ職員を充てる。午前中の部長の答弁と午後の答弁は若干ニュアンス的に違うように私は受けとめました。午後の答弁は、要するに２名なんだけれども、１名は新しく補充するんだ、１名はほかの他の部署から、いわゆる内部から持ってくる、とこのように今聞こえたわけでございますが、そうしますと、その１名を持ってくる職員はどこの部署から持ってくるのか。そして、そのじゃあ補充は一体どうするのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　東部会館の人員配置でございますが、先ほど私も正規職員を１名中心として、その補助職員に再雇用職員を充てたい、実質的には延べでは２名になるわけでありますけれど、責任を持つ正規職員は１名というふうに今まで検討中ではございますが、そういう見解に立っておりますので、ちょっとその点、そこがあったことを申しわけなく思っております。そういう考え方でございます。よろしゅうございますか。

○議長（市川資信君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　はっきり確認させていただきますが、あくまでも正職員は１名である、そのほかに１名を臨時的に雇う、こういう確認でよろしゅうございましょうか。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今のところ、そういう考えでございます。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　議案の80号について２点ばかりお伺いしたいと思います。

大変不勉強で申しわけないんですが、心身障害児、障害児が現在何名いらっしゃるのか１点はお聞きしたい。それから、最近、情緒不安定な心身障害児がふえてきているという、こんな情報が報道されております。特に学童の中で各クラス一、二名ぐらいずつ いるんだというようなショッキングな報道もされているわけでございますけれども、日野市内の状況はどのような状況下にあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。以上２点、よろしくお願いします。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　１点目の件からお答えいたします。

この制度におきまする心身障害児ということでございますが、現在、障害者と児と合わせまして私ども持っておりまして、これは１級の方と２級の方が該当になります。そしてさらに脳性麻痺と筋ジストロフィーの方が、これに該当する条例でございます。

今御指摘の内容についてはちょっと持っておりませんが、身体障害者の方でございますが、これは303名、それから２級が298名、脳性麻痺が22名、筋ジストロフィーが６と、それから精神、心の方ですね、精神薄弱者の方が１度が４名、それから２度が22名、３度が52名で、合計で今対象になるという人は707名ということでございます。

御質問の児童については後ほど資料で調べまして早速お知らせいたします。

それから情緒障害の傾向でございますが、これらにつきましては、現在、去年とほぼ横並びの数字で今きているというような状況でございます。なお、児童、児童といいますと教育の方でもこれらの特殊学級関係を持っておりますので、その辺はちょっとつかみ切れませんが、私どもの対象者としての状況は、これを大体昨年度も650から700というようなところでの対応の仕方をしております。もう少し私ども調査してみたいとは思っております。以上です。

○議長（市川資信君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　身障者的な児童・生徒の面から私の方からお答えさせていただきたいと思います。

現在、日野市の障害児学級、ここで一応教育を受けている子供さんは、小学校が39名、それから中学校が17名、合計56名の児童・生徒が日野の四つの障害児学級で教育を受け

ている、そのような状況でございます。

それから、なお今奥住議員さんの方から御質問のございました、情緒障害的な児童がふえているんではないか、というその御質問でございますけれど、確かに登校拒否というような形で、これは東京都全体でも全国的な状況の中でも児童・生徒が登校拒否を起こしているというようなケースの子供さんが数がふえていることは事実でございます。

平成元年度、今年度の日野市の状況というのは、今の障害児学級等に措置されていない、いわゆる登校拒否的な症状で、なかなか学校へ登校してこないというような状況の子供さんが小学校で13名、それから中学には32名、合計、小中で45名ほどございまして、この登校拒否対策という問題については平成２年度に向けて教育委員会の方でもできるだけの対応をとっていきたい、こういうような形で今準備を進めております。以上です。

○議長（市川資信君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　ありがとうございました。後段の方の今教育長の方から御答弁いただきました情緒不安定な児童、特殊学級というようなことで４校に計56名の方がということなんですけれども、普通の学級にそういう児童が、最近いらいらするとか暴力を振るうとか、非常に何かそんな傾向が全国的な傾向らしいんですけれど、あるというような、そんな報道がされてますのでお聞きしたわけですけれども、登校拒否での45名ですね、小学校13の、中学32ですね、対策についてということでいろいろやっているようですけれども、具体的にこれが決め手だというのがあるのか、ないか。あるのかどうかですね。

もしありましたら非常に難しい問題なんですけれども、登校拒否ですから学校へ来たくないわけですから。ところが全国のいろんな例を見ますと、学校はもとより地域も一緒になりましていろんなユニークな対策等をやっているところもあるようですけれども、日野市としては今後考えられる対策ですね、もし何かありましたらお聞かせいただきたいんですが、なければ結構です。

○議長（市川資信君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　ただいま奥住議員さんの方から御質問のある、これからの対策、なかなか確かに登校拒否ということで御本人自身が学校に出てこないで自分の部屋に閉じこもってしまう、そういう状況で学校段階でも先生が訪問したり、あるいは友達に誘いに行かせたり、いろんな手だてはとっていますけれど、症状が重くなれば、今言ったように、どんな手だてをしても学校にはなかなか出てこない。

それじゃあ部屋へ閉じこもってどうしてるかというと、結構教科書などを使いながら

自分で勉強してるなんていう子供さんも中にはいるようで、学校というような大きな集団の中では対応が難しいという状況で、今現在は再雇用嘱託で元学校の先生をやられてた方々が、逆に家庭の方を訪問したりなんかしているわけですけれど、できれば平成２年度に向けまして学校外の適当な施設へ、学校には来ないけれど、そういう学校とちょっと離れたところで小集団的な形での対応ならば受け入れられるという子供さんもいるわけですから、何とかそういう学級を東京都の方に認可していただいて、東京都の方から正式にそのための先生を派遣していただいた上で対応していきたい、そういうことで東京都の方と折衝しているという状況でございます。

○議長（市川資信君）　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　それでは３点ほどお伺いします。

一つは議案の79号の東部会館の条例についてですが、先ほども14条についてのお話がありましたが、11月１日から利用の開始をしたいということですが、恐らく基本的な運営の方法については、14条につきましても委託することができる、というふうにありますが、骨枠ができていると思うんです。特に職員の問題も出ましたけれども、臨時職員の人の採用とか、それから委託先であるとか、大体大枠が、細部については変更もあると思いますが、大枠はできていると思いますので、その辺の話をしていただきたいということが一つあります。

あと、これは要望になるわけですが、生活・保健センターができまして温水プールが15メーターのものができました。それで利用者の方から、特に脱衣所とシャワー室との区別がなかなかきちっとできていないんで、シャワーを浴びている水が着がえの服等にもかかってくるというふうな、細かいことなのかもしれませんが、そういうふうな苦情が大分前にちょっとありましたけれども、ぜひ東部会館の脱衣所、シャワー室等におきましては、その点、配慮するところがあるかどうか少し注意して見ていただきたいというふうに思います。これは要望です。

それから議案の80号、81号、83号につきまして福祉部長から東京都の事業で、東京都の条例改正によってそれを受けて出してきているというお話ですが、この改正は毎年行われているようですけれども、この条例に関して日野市の方では、例えばそれに上乗せ的なものがあったかなというふうにちょっと記憶もしてるんですが、その辺、市の方の対応はどうなっているかお聞かせいただきたいと思います。

３点目が82号のシルバー人材センターの条例ができ上がっているわけですけれども、特に３条で非常に魅力があるんですが、第３条で「高齢者の社会参加と就労手段の開発」

ということで、非常に就労手段の開発ということで非常に魅力のある文字が挿入されているんですが、具体的にこういうことをやっていきたいとか、さまざまな考えがあると思いますので、その辺の大綱でもあればお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○議長（市川資信君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　　お答えいたします。

第１点目の委託の大枠でございますが、現在、これに絡みます業務委託を考えておりますのはおよそ13本ございます。設備保守管理の関係、それからあと浄化槽維持管理、温水プール管理、同じく温水プールの水質検査、測定に関する業務委託それから清掃業務、有人警備業務それから機械警備業務、これは夜間における警備でございます。それからプール循環装置保守点検業務、昇降機保守点検業務、消防用設備保守点検業務、それから自家用工作物保守点検業務、そのほかに落成式、会場の設営、またＰＲ用のパンフレット作成、そういった13本現在考え、また手続をとりつつあるところでございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　　それでは第２点目、第３点目についてお答えしていきます。

80号、81号、83号、これは東京都の条例に基づき毎年この９月議会にお願いしていると思います。そういう改正があります。それに対しまして市の方の対応ということでございますが、市の、最初の80号のところで申し上げますと、別表のところで数字が出ております、４ページですか、にありますが、４ページ、５ページでございます。ここの別表でございます。それの新しい方をちょっと見てもらいます。ここに１のところで月額がこういうふうに変更になっております。これが東京都の方の改正でございます。これが毎年変わってきます。という形でございます。それで、その下の２、３と、それから４の難病につきましてはそのまま市の方で金額が、これは２の方につきましては条例に出ております、略してありますが、１万500円、それから３が6,500円、それから難病については8,500円からというようなことになっておりますが、これは対応はどうなのかということの御質問でございます。

毎回、日野市でこれを上乗せするということでなく、これは３年に一度ということで私が受けておりまして、この改正は63年に市の方は10月でございますが、500円アップして改正したということで、毎年ということはしておりません。そういうことで御了解願いたいと思います。

それから２点目のシルバー人材センターにつきましては、３条で就労手段でございま

すが、非常にユニークということでの御指摘でございますが、どういう実際に考え方を持っているかということでございますが、その前に、これから決算も出るんですが、日野市の高齢者事業団の事業の中で、公私、公立的な事業と、それから私的な民間事業との比率でございますが、それが日野市の場合は４対６ぐらいの比率になっております、これは大体の数字でございますが。それをシルバー人材センター、全国的な観点からとらえますと、さらに公立的な就業の事業というものを少なくして民間をふやしていきなさいというのが指導的な、全国的な指導でございます。

そうした中で日野市は非常に公立の就労もいいし、それからまた全体的な就労のあれも非常にいいわけでございますが、実績もあるんですが、その中で、この就労手段といたしまして、かねがね市長の方からも指令を受けておりまして、日野市におきまする民間企業の高齢者の経験と能力を生かせる場所というものがあるんじゃないか、この開発をその担当が今私どもにありますが、そうした担当のもとに、会社そうしたもの、あるいは中小企業のそうした仕事をこれらに結びつけていくということで、その取り組みに現在も進んでいるということでございます。そうしたことで、さらにこれを実施して日野市全体の企業の方々と、小さいところ、大きな企業も含めまして高齢者の参加する生きがいというものにそういう場を与えてもらいたいということの開発でございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　もう少し補足をいたしますと、今の第３条にかかわる社会参加と就労手段の開発でありますが、これからいわゆる高齢者層の現役を退いた方がいろんな能力を持ちながら多数日野市内で生活をされることになるわけでありますので、特に技術的な専門部門、これらの方々の今就労していただく領域が不十分であります。したがいまして、いろんな企画をみずからつくっていただき、場合によりますと場所が欲しい、ないしは資金が必要だというようなこともあろうかと思いますので、それらのまた場所の提供、資金のあっせん、あるいは助成、そういうことを行いまして、今一つだけ、これは能力ということではないかもしれませんが、リサイクル事務所を持っておるわけでありますが、あれだけではおさまらない、もっと広い領域があるに違いない。したがいまして、このセンターの場所を一つのよりどころとして、そういう高齢者同士のいろいろな協議の中から事業を組んでいくということが可能ならしめる、可能にしたい、こういうことでございまして、また明確に、これ、これという具体例はお答えできないわけでありますけれど、そういう考え方で、特にシルバー人材センターという役割を積

極的に行政の仕事として取り組んでいきたい、こういうことを考えております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本５件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第79号、日野市東部会館条例の制定、議案第80号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第81号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第82号、日野市立シルバー人材センター条例の制定、議案第83号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第84号、平成元年度日野市一般会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第84号、平成元年度日野市一般会計補正予算（第２号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成元年度日野市一般会計補正予算第２号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ４億7,971万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を361億4,811万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　歳入歳出全般の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　ただいま市長の方から提案いたしました議案第84号につきまして御説明を申し上げます。

一般会計の補正につきましては第２号になるわけでございます。ただいま提案の中に申し上げましたとおり、補正額は４億7,971万8,000円おのおの歳入歳出補正をお願いするものでございます。

２ページ、３ページをお開きいただきたいと思います。１表の中での歳入歳出予算の補正につきまして、款、項おのおのそこに数字を記載しております。歳入部分につきましては国庫、都関係につきましては、一つは、国庫につきましては国の関係の63年度事業の精算部分、都の補助金につきましては、御承知のとおり平成元年度、東京都が活性化事業ということで20億円の予算計上がされております。その事業の一部、事業を私の方でも実施していきたいということで、ここで歳入部分の補正をお願いするものでございます。

歳出部分につきましては、おのおの詳細がありますが、後ろの部分で説明をさせていただきたいと思います。

それではページの８ページ、９ページでございます。歳入部分の国庫でございますが、先ほど申し上げました説明欄のとおり、決定による歳入でございます。

なお10ページ、11ページ、目の総務費の都の補助金でございます。市町村調整交付金の増額がなされております。この歳出の中には一つの事業があるわけでございますが、松くい虫駆除の単価改定による歳入部分でございます。なお、この中での４番目の節の４、市町村活性化事業交付金、先ほど申し上げました63年度では国のふるさと創生事業ということで各自治体に１億円限度として、事業が実施するような補助事業でございます。ただし、その中には普通交付税の交付団体には対象にならないということで、当市では国の事業は対象になっておりません。しかし、東京都は平成元年度の予算の中で20億円の予算を計上いたしまして、ふるさとと呼べるまちづくりと申し上げましょうか、これを平成元年度、２年度にまたがりまして、東京都は交付対象市関係なく、どこでも事業に応じて出すというものでございます。２年間にまたがってやるものでございます。当市におきましては二つの事業、８割の歳入部分でございます。3,600万を歳入するものでございます。

なお民生費の補助金につきましては記載のとおり、おのおの額の確定に、単価改定によるものでございます。なお４番目の児童福祉費の補助金でございます。保育所の運営費でございます。これは新しい事業として東京都の補助でございますが、現在の保育園の時間延長、早朝７時から夜７時まで時間延長をして運営する経費の補助でございます。

なお12ページ、13ページにつきましては繰越金でございます。前年度の繰越金６億8,809万円という数字を括弧書きにここに記載しております。そこからこの補正の中で４億3,816万8,000円の補正をお願いするものでございます。

14ページ、15ページ、歳出に入らせていただきます。目の一般管理費の節の４の共済

費でございます。額は非常に大きいわけでございますが、１億1,001万8,000円という数字でございます。補正額の約４分の１相当に当たる額でございます。これにつきましては説明欄に記載してあるとおり、57年度から60年度までの間４カ年、共済費の長期分、これは４分の１に当たるわけでございますが、行革特例法の中で猶予期間が持たれてた経緯がございます。よって57年から60年度の４カ年分をここで公的負担分を今までの猶予部分を一括して４年分支払うというものでございます。９月30日という支払い期間も定まっているようでございますので、おのおの各自治体でこの補正を計上しているのが現状でございます。

なお目の７の企画調整費でございます。13の委託料、ここに2,000万補正をお願いするものでございます。先ほども申し上げました東京都の市町村活性化事業の一環として、企画の中で記録映画の製作を行いたいというものでございます。具体的な問題としては、これからの詰めがあるわけでございますが、「日野市のきのう、きょう、あした」というようなフィルム製作をして、日野の現状あるいは未来というものを市民にＰＲしていきたいという補助事業を行うものでございます。

なお８番目の車両管理費の中では18の備品購入費、ここに記載のとおり新しいパトロール車を購入したいというものでございます。14の諸費につきましてはおのおの説明欄に記載のとおり、前年度分の精算に対する支払い部分でございます。

なお次のページの16ページ、17ページも前のページの償還金、利子及び割引料の継続でございますので略させていただきます。

なお18ページ、19ページにいきます。目の１の税務総務費でございます。節では８の報償費でございます。75万の補正をお願いするわけでございますが、土地精通者謝礼ということで、当初予算にも計上をお願いしております。しかし、評価替え等の問題の中で、評価の均衡を図るために従来のお願いしていた人でなくして、不動産鑑定士をここでお願いするというものでございます。よって単価を75万補正をお願いするものでございます。

なお20ページ、21ページは備品購入費でございますが、記載のとおりでございます。

なお22ページ、23ページ、目の２の指定統計費でございますが、おのおのの準備のための賃金、旅費等を計上させていただいております。

24ページ、25ページ、目の４の心身障害者福祉施設費でございます。節の19の負担金、補助及び交付金につきましては、おのおの４施設の補助金が単価改定によるものでございます。歳入の部分と含んで歳出を補正をさせていただくものでございます。なお目の

５の老人福祉費、18の備品購入費でございます。多くの各団体、市民または議会の御意見等も踏まえて各施設のトイレをできるものからやっていきたいということで、ここにゲートボール場のトイレ、（仮称）高齢者センター開設用の備品等の購入を図るものでございます。

なお８のコミュニティ費につきましては、これは13の委託料で不特定の多数の利用でございますので、あるところにやはりトイレを設置するにしても管理等を含んで設置していきたいということでございます。なお下の工事費につきましては、ここに記載のとおりでございます。面積としては1,704平方メートルでございます。なお９の消費生活向上推進費につきましては記載のとおりで略させていただきます。

26ページ、27ページ、目の１、児童福祉総務費につきましては説明欄記載のとおり、こういった事業を行うために来年度の年度当初からの事業になろうかと思います。そういう中で準備を進める経費を計上させていただきました。２の児童措置費につきまして節の扶助費でございます。歳入の関連で保育園の時間延長に伴う民間保育園分に支出するものでございます。目の６、学童クラブ費、15の工事請負費でございますが、現在、じゅんとくの学童クラブを校舎の一部を使っておりますが、他の施設との関連等の考え方があるわけでございますが、校庭内にじゅんとくの学童クラブを新築したいという予算をお願いするものでございます。７の遊び場費につきましては、先ほど公園等コミュニティー関係の施設と同じように、遊び場トイレ設置ということで３カ所、委託料として計上をお願いするものでございます。

なお28、29につきましては目の３のし尿処理費でございます。15の工事請負費、これは石綿の関係で一時話題になりました、学校関係についてはすべて改修が終わっているわけでございますが、清掃部内部の中につきましては調査等も行ってポンプ室内に一部あるというようなことがわかりましたので、すべて公共施設関係、これで完了する予定でございます。この部分を補正をお願いするものでございます。

なお30ページ、31ページ、土木総務費につきましては、ここに記載のとおりでございます。

32ページ、33ページの目の３の道路新設改良費、特に節の17、公有財産購入費、１億2,400万、道路用地として新井71号線を買収するものでございます。国の補助金等も受けて買収するわけでございますが、御承知のとおり浅川流域の関連もありますので、ここで補正をお願いするものでございます。なお６の交通安全対策費につきましては説明欄記載のとおりでございます。

なお34ページ、35ページ、目の２の河川維持費でございます。13の委託料、東京都の市町村活性化事業の中での２本目の事業として、ふるさと水辺活用事業ということで、水資源に関する調査あるいは水に関する問題を今年度やっていくということで、委託料として2,000万、備品購入費として500万、2,500万を計上をお願いするものでございます。

36ページ、37ページ、特にここにつきましては説明欄記載のとおりでございますが、一番下の目の８、緑化費の中で13の委託料の説明欄、おのおの四つ記載をしております。一番上につきましては歳入部分で申し上げました都の単価アップ等もあっての歳出絡みでございます。花卉栽培の苗圃球根植付等については土壌改良というような問題、下の花卉栽培と同じ場所でございます。なお、それ以外には記載のとおりで略させていただきます。

38ページ、39ページ、目の１の住宅管理費でございます。11の需用費につきましては修繕料をお願いするものでございます。ここの市営住宅の浴槽の改修、単純な浴槽でなくして、障害者のための浴槽の改修でございます。15の工事請負費につきましては、ここの説明欄記載のとおり内装工事24戸分をお願いするものでございます。

なお40ページ、41ページにつきましては略させていただきます。

42ページ、43ページ、目の１の学校管理費でございます。当初予算にも営繕工事費としてお願いしていますが、おのおのその御承認をいただいた事業を遂行する中での不足枠をここでお願いするものでございます。なお下の教育振興費につきましては、賃金を当初予算にも計上させていただいておりますが、なお第二小学校に新たに発生をしましたので、その雇い上げをお願いするものでございます。

44ページ、45ページ、特にございません。

46ページ、47ページ、目の３の文化財保護費でございます。18の備品購入費につきましては、開設用の文化財センターの備品をここに計上をさせていただくわけでございます。なお目の６、図書館費、一番下でございますが、節の18の備品購入費、これにつきましては百草図書館の開設用の図書を8,000冊を購入の準備をするものでございます。

なお48ページ、49ページ、目の予備費でございます。予備費につきまして8,000万ほど組みかえをさせていただきまして、あとの残額につきましては従来どおりの予備費程度を残しまして、ここに道路用地買収の一部に充てるという考え方で取り崩しをさせていただきました。

以上でございますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　何点か質問します。

まず１点は、トイレの関係は一般質問でやりますから高度なものは一般質問へ残して簡単なやつをひとつ聞いておきたいと思います。

今回、委託料と備品購入ということで基本的には考え方はわかりますからあれなんですが、備品購入でゲートボール場にトイレが２棟、それから地区広場のトイレ設置・管理、これは委託を含める、それから遊び場のトイレ設置、それからもう一つ花卉の関係の管理関係で十何万か、それぞれ単価が違うということは特段に、日野ですから、まだくみ取りが中心になったトイレなんだろうということでいるんですけれども、基本的な違い等御説明をいただければという１点。

それから高齢者センター、仮称ですけれども、高齢者センターというのができるようでございますが、先ほどのシルバー人材センターとの関連があるのか、ないのか、一応確認をさせていただきたいと思います。

それからもう１点、ふるさとのその活性事業ですけれども、二つに分かれておりますが、一つは映画をつくるということですが、もともと日野の状況ということでとらえての映画の作製にはたしか当たっていたというふうに記憶を私しているんで、これは間違いかどうか、もしあるとすれば、こういう形とダブるのかどうか、全然別個だということであろうか、そこら辺の説明と特段にこの活性化の事業について、要するにその２点を選んでいるわけすけれども、特に、この関係に当たってどのような検討がなされてこういう決定がされてきたのか、そこら辺の状況について御説明をいただきたいと思います。以上です。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは１点目のトイレの関係について、私の方から説明させていただきます。

おのおの関係部署があるわけでございますが、議会の中あるいは請願等踏まえて、庁内の中に企画財政部を中心にして職員で議論をしてきた経緯がございます。その中で、やはりできるだけ早くできるものについて対応するという基本的な考え方をまとめたわけでございます。現在、補正予算をお願いするものにつきましては、高齢者関係のトイレの施設につきましてはすべて同じものでございます。23万という一定の基準でございます。それを全部購入する。ただし、１カ所、苗圃の関係につきましてはちょっと違いますので、公園等あるいはゲートボール場につけるものには同一でございます。ただ、

原則的にはできるだけ管理する、また使う人が責任を持ってもらうということを基本的に考えているわけでございます。しかし、なかなかゲートボールだけで、使う場所については全くその管理をお願いできるという、福祉部との協議の中で成立したわけでございます。よって、これは備品で購入をして責任を持ってもらうという考え方でございます。

なお委託料の関係につきましては、不特定多数が使うために、なかなか管理上の問題もある、あるいはどこにお願いするということまで現時点ではまだなかなかまとまらないということで、とにかく今後の問題として検討することにして、設置だけするということでございます。よって、これを清掃公社あるいはそういう業者に委託をして一定の日にちを決めて巡回をしていただき、夜間についても週１回程度の巡回をお願いして協議したところでございます。よって、月額の委託料幾らということで同額で予算を対応いたしました。以上１点目、以上でございます。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　２点目の御指摘になりました25ページの仮称高齢者センターということでございます。備品購入費でございます。これは御存じのように、３月議会に提案しまして契約いたしました仮称の高齢者センターということで、あくまでも仮称でございました。それが今回、日野市立シルバー人材センターという名称のもとになりましたので、今議会にその議案を上程しておりますので、これが通り次第12月１日のオープンには、これを変えていくということになりますので御了解願いたいと思います。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　３番目の関係、私の方から説明させていただきます。

ふるさと、触れ合い振興事業、これにつきましては先ほど補正予算提案の中である程度、東京都の考え方を御説明申し上げました。２年度にまたがってやるものでございます。ただ、東京都も当初予算に20億の計上をして、その後の内容についての発表が６月の後半でございます。各自治体に通知をもらい、私の方も庁内でその文書を流して各部からの積極的な対応、７本ほどあったわけでございます。そういった経過を踏まえて、７本をすべて取り上げるという基本的な考え方で東京都と事情聴取等をやりました。東京都の考え方ももちろんありまして、その各市の事業の出方等を見きわめながらある程度の予算配分をした経緯もあるわけでございます。よって今年度につきましては当市につきましてはこの２本ということで、私の方も優先順位を１、２…７までつけておりましたので、１番、２番の採用だけをさせていただいたという経過でございます。

もう一つ、記録映画の問題でございますが、この記録映画につきましては非常に東京都の決定も急であり、またその事業のまとめも急な部分もあるわけでございますが、そういった記録映画１時間物をつくりたいということでございます。過去の問題としては文化財関係あるいはそういったものの資料を参考にしながら映画の記録をつくりたい。現在としては、現在、自治大が行っている事業を進めながら、そういったものの記録をつくっていきたい、その中には当然現在のいろんな立場での市民の声も入れていきたい、また未来、あしたというようなイメージの中では子供たちの意見を語る、そういった尊重しながらの記録を残したい。まだ確実に基本的な考え方はまとまっているわけではございませんが、そういう大綱で予算の御承認をいただいた中で業者と折衝していきたいというふうに現状では考えております。以上です。

○議長（市川資信君）　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　１点目のトイレの関係になりますけれど、要するに老人関係を中心としたゲートボール場については23万円の設置だけということ、それから単価が違った、要するに15万8,000円の要するに育苗圃の関係のトイレとは基本的に性能、性能といいますか、そういったものが違うのかどうか、大分金額が違うわけですね。23万円と15万8,000円ということで。だってトイレってそんなに基本的に違うものじゃないというふうに、今、ほとんどＦＲＰ、要するに強化のグラスファイバー的なトイレが中心になろうかと思うんですけれど、そんなことで片っ方がトタンというかブリキじゃなくて、何ていいますか、全然一般的な今までのプレハブと構造が同じようなトイレが片っ方が使われてて、片方がグラスファイバーのトイレだというような、とらえ方が、片方は市の職員が中心になって使うトイレだから下げているのか、そこら辺の意図はわかりませんけれども、いずれにしても単価が大分違っているという現実、それがちょっと目についたことと、それから片方の委託の関係ですけれども、結局、本来今企画財政部長の説明では、設置だけをする、そして今後管理の関係は委託する、そういう説明だとすれば、23万円のトイレを設置して委託だけを111万3,000円から引いたものが委託料だと、こういう解釈をしていいのかどうか。一応その点を確認をしたいと思います。

それから人材センターの関係は整合性の問題、要するに言葉の違いということで、今回、シルバー人材センターとしての名称が決定をされれば、そのように変わるんだということでいいのかどうか。もしそうだとすれば、私はこちらの答弁に対する詭弁といいますか、要するにその場逃れで、要するに今通り次第、名称を変えるというようなこともあったようなんで、ちょっと聞き取りが不正確な部分があったかもしれませんけれど

も、そのようにとらえる、どうも判断をしたんで、仮に同じだとすれば、要するに片方はシルバー人材センターの出だとすれば、本当ならシルバー人材センターであれば同一のものだというふうに私も見たんですけれども、これは私の解釈が違ってたかどうか、そういった意味で同じものだという確認がとれればそれで結構です。

それから映画の関係は、私がちょっと解釈をしてたのが、今の部長の説明だとまるっきり新しくこれからつくるということですよね、いろいろな角度を検討して、だと思うんですよね。

まだ私が最初の時点では、今まで何かの記念か何かで映画をつくったか、あるいはつくっている途中なのかちょっとそこら辺が不明確な記憶の中での質問だったものですから、たしか今いろいろの角度で記録をしているような考え方をちょっと持ってたものでこういう質問に及んだんですけれども、それがないとすれば今後そういうことで、これからのあす、あるいは未来ということですから、現状をよくとらえてそこら辺にアニメ的にも入ってくるのかどうか、あすに向かっての場合には、あくまで将来の夢というような形が入ってくるわけですから、現実の映像だけでなく、大いに市民が夢を持てるような構成の映画に向けていただくよう要望して、あと前段のお答えをいただければ以上をもって終わりたいと思うんですが……。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点目の関係についてお答えしたいと思います。

確かに25ページの中で備品購入費23万で、これは２カ所でございます。よって、その下に委託料で111万3,000円お願いしたわけでございますが、この場所につきましては３カ所でございます。よって、全く同じものでございますから、69万のトイレ、残りの金額42万3,000円程度でしょうか、６カ月分の３カ所の委託をする管理委託、清掃委託等を含んだ経費が残りの額ということでございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　説明が不足いたしましてまことに申しわけありません。

同一の御指摘のとおりでございます。どうも。

○議長（市川資信君）　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　再度、１点目の質問で、要するに委託料で一発、言葉はあれですけれど、一つで通常であれば備品購入で求めるものと、それから設置をした後の、要するに管理の関係の委託というのは性格がまるっきり違うと思うんですね。ですから、普通であれば備品購入費で３カ所の69万円というコミュニティ費でとる備品購入費、そ

してコミュニティ費の中の委託料として清掃なり管理ということで委託料で組むというのが、たまたまこう一本で出てきている。特段にそこら辺に通常のとらえ方と違うとり方をしたというのには何か背景があるのかどうか、確認だけさせていただきます。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　全くそういうとらえ方の他意はないわけでございますが、お願いした時点で、備品購入でした老人福祉費の予算の中ではゲートボールというふうにはっきり場所が決まっている所に設置するという問題でございます。なおコミュニティー関係につきましては、割合不特定多数が使う中でのここに設置をするということで、なかなか管理をお願いするところはないというような中で、この委託料とこの備品で設置するものを含んで、設置からすべてこの委託料の中に含んでの考え方を持っているわけでございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　よろしいですか。土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　いずれにしても、あと、この問題は厚生委員会、分割されますからそちらの方で詳しく確認いたします。以上です。

○議長（市川資信君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　今も土方議員の質疑の中に出ておりました市町村活性化事業交付金について、もう少し教えていただきたいと思うんですが、これは、いわゆるひもつきの金じゃなくて自由に日野市が使えるというものなのか、それとも、今の部長の説明によりますと、何かある程度案を出して調整を図ってこれならばよろしいでしょうというような形で決められたかに聞いたんですけれども、そういうものなのかということをもう少し詳しく教えてもらいたいと思います。

さらに２年間でというふうなこと、１年目は80％というふうなこともあったかと思うんですが、２年間で合計幾らというようなことだと思うんですが、それも例えば事業によって多少金額を余計にくれたりとか、そういうようなことがあるのかどうかというようなことも教えていただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えいたします。

この事業につきましては予算計上、東京都が２カ年を計上する。しかし、事業について私の方のこの２本につきましては、２カ年の継続をしたいという予定で当初から具体的に出しております。よって、なお来年度はもう少し東京都の予算の枠があれば新しいものでも私の方はなお考えていきたいという考え方を持っているという意味でございま

す。

なお、この事業費につきましては事業費の８割を東京都が出す、よって、あと２割は市の負担である、事業についてはすべて一定の計画を各自治体から申請して、その事業の目的に沿ったものの承認をもらっての補助金の交付であります。そういう内容でございますから、よってお金が来て市独自で事業を決めるという内容ではなくして、この二つの事業については、一応東京都にヒアリングをし、その内容をある程度、概要を説明しての承認の上での補助対象になった事業でございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　大体いきさつはわかりました。それにしても６月に内容が示されて、既にこの時点で決まっているわけですから、急遽どたばたやったんでしょうけれども、果たしてこういうふるさとの水辺の関係のビデオのシナリオをつくったりアンケートをしたり、あるいはムービーをつくったり、もう一つは記録映画をつくるというようなことですけれども、これでよかったのかなという感じがしないでもないんですね。せっかくの機会なんで、もう少し引き延ばしてもいいからじっくり検討して、これだけのお金がばんと来るというのはなかなかないと思うんですよね。もう少しじっくり幅広く検討する機会があってもよかったなという気はいたします。

これは６月に話が来て、もう例えば８月中ぐらいには決めなければいけないという筋合いのものだったんですか。例えばもう少し待って今年度の末とか、２年間の事業でしょうから、もう少し待って２年間トータルに考えて日野市はこれでいきたいというふうな形はとれなかったのかということと、事業費の８割をくれるというんですから、じゃあ総事業費の枠といいますか、その辺のことはやっぱり市の規模とかいろんな問題で当初からあったんでしょうか。その辺をもう少し教えてもらいたいと思います。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　ちょうど６月のそういう発表でございます。提出が各自治体に７月の20日までに書類で回答しろということで、その後のヒアリングが２回ほど行われました。最終的には８月の５日をタイムリミットとして期限つきで事業の決定がなされた経緯がございます。非常に私の方も時間をもらい、その中で検討をもう少ししたかったわけでございますが、当然、事業費の中につきましては、額は全く配分はありません。東京都が持っている予算の中で各自治体の事業を勘案した中での補助金の決定をしているようでございます。

いずれ私の方、地域のブロックの状況としてはある程度行政間での連絡はとって、実情は聞いておりますが、全体的な発表はまだなされてないのが実情でございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　よくわかりました。それならばある程度やむを得ないかなと思いますけれども、恐らくこの辺は各、全市町村ですか、来るんでしょう。企画部門の腕が１年後にきちっとあらわれると思うんですね、各市でね。恐らく、こんなのもあったかというふうなのが出てくるときっと思いますよ。そのときにほぞをかまなければいいなという感じがしました。

それと、もしできれば東京都には強く苦情を言ってください。国みたいに何でもお使いなさいよ、というぐらいのことをもっと言ってもいいんじゃないかという議会の強い声がありましたというぐらいのことを、ちょっとこすいなという感じが私もしますので申し上げておきます。結構です。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　私はゲートボール場のトイレのことについて質問させていただきます。

ゲートボール場に二つつくるということですから、多分ゲートボール場として、だけで日野市で使っている要するにゲートボール場が今幾つぐらいあるのか。そして今、とりあえず二つだけですから、今幾つゲートボール場があって、そこにもやがて全部お年寄りが使えるトイレをつくっていただけるのかどうか、そのあたりをちょっと知りたいものですから、今お年寄りが使っておるゲートボール場が幾つあるか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　ここの予算化されましたところは新しいところでございます。それで老人福祉課が持っておりますゲートボールといたしましては三つございます。これは専用でございます。南平それから雪印のと、それから高幡センターというようなところでございます。そのほかに地区によりまして老人クラブが専用じゃないんですけれど、いろいろのところをお使いになっておるということは聞いております。

それで、今回この備品購入費でゲートボールのトイレ用として２棟お願いしてありますのは、先ほどもるる企画財政部長が御説明しておりますが、管理を含めたものということが非常に問題になります。つくって、その後の管理というものが非常に問題になりますが、これは厚生委員会で、この問題につきまして請願がありましたときに付帯意見

として強く要望されましたのが、管理は地元にさせなさい、ということは、やはり住民がそれだけ要求するならば、住民というか、そういうものを要求するならそれなりにやはり責任持ちなさいということでありますので、こうしたことからこの備品の方にゲートボールの購入ということになった経過でございます。

それで今回、この２棟でございますが、西平山の三丁目と、それから宮の郵便局の裏にございます、ここに設置していきたいという考えを持っております。以上です。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　大体わかりました。ただ、確かに利用する人が管理するのは、それは当然だと思いますが、これを私もゲートボール場の件で確かに私の地元にもお年寄りが広場としても使っておるんですが、お年寄りが広場を利用して、そこにゲートボール場を、練習しているところにおトイレがなくって大変困っているということを聞いているわけです。そういう面で、私６月、もっと前だったか、何か一般質問でこの件について、公園の件ですね、公園の中にトイレをつくるのかという形で質問した経緯があるものですから今お聞きしたわけでありますが、やはり今聞いていますと平山の方と、そういうところにできたという経緯でありますけれども、やはりトイレをつくる以上は、やはりお年寄りが使っておるゲートボール場にはすべてつくっていただきたいと、このように思うわけであります。（「当然だ」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　簇野行雄君。

○17番（簇野行雄君）　15ページの総務費のうちの諸費のうちの市税還付金というのがあります。今度補正が6,113万2,000円ですか、部長の説明によると、これは63年度分の確定分だと、こういうたしか説明だったはずです。当初予算にたしか4,000万出てますね。合計すると１億の上になるわけですけれども、今回出されました決算書、63年度。これによると2,967万、約3,000万ですね。そうすると、本年度はこの時点で昨年度の決算分の3．３倍ということになるので、大分数字が違ってきているわけですけれども、その辺はどういう事情なのか。私、よくそれまでまだ聞いてないんですけれども、還付金というんだから過誤納付に対する還付金と解釈していいわけですね。その辺の事情をひとつ説明してください。

○議長（市川資信君）　市民部長。

○市民部長（大貫松雄君）　それでは市税の還付金についてお答えをいたします。

確かにここで補正をお願いするのが6,113万2,000円ということでかなりの額でございます。この理由といたしましては、ファナック分の還付でございます。ファナックが63

年の11月に予定申告をしてございます。それは、申告時点で従業員が433名分ということで予定申告をされてございます。その後、今年の６月に確定をいたしまして146人ということで更正をされてございます。そういうことで還付金、5,771万3,400円、これが還付金でございます。それから加算金といたしまして341万7,700円、合計6,113万1,100円ということで、ファナックの分が還付されるということでございます。

以上です。

○議長（市川資信君）　簇野行雄君。

○17番（簇野行雄君）　事情はわかりました。ただ、昨年度と金額的にもかなり大きい金額ですし、違ってきている場合にはひとつその辺で、できれば説明してもらいたい、これだけ要望しておきます。以上です。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第84号、平成元年度日野市一般会計補正予算（第２号）の件は、歳入全般及び歳出のうち総務費、予備費を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費、消防費を厚生委員会へ、歳出のうち土木費を建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へ、それぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第85号、平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）、議案第86号、平成元年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第85号、平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ1,089万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億5,

929万1,000円とするものであります。

議案第86号、平成元年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成元年度日野市下水道事業特別会計補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ7,526万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億5,936万3,000円とするものであります。

以上２議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それでは議案第85号、平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）につきまして御説明申し上げます。

補正額並びに予算の規模でございますが、ただいま市長から申し上げたとおりでございます。

内容につきまし御説明を申し上げます。

まず歳入でございますが、補正の財源といたしましては前年度の繰越金、1,089万2,000円を予定をしております。

それから歳出でございます。８、９ページでございます。まず右の欄でございますが、需用費でございますが、これは区画整理事業を進める上で土地の借り上げとか、あるいは建物その他物件の補償をいたすわけでございます。税の申告時にはこの証明の交付が必要になりまして、これを電算処理をしようということでございます。その証明書用紙の印刷代でございます。

次の委託料の1,030万円でございますが、新町地区まちづくり調査ということでございますが、これは御承知のように、昭和40年６月７日をもちまして新坂下土地区画整理事業の都市計画決定がされております。その後、事業との関係がございまして事業の着手をしてないわけでございますが、最近、地元の方からも一部区画整理をという要望が出てきております。これは具体的には東光寺上という区域でございますが、およその面積が26ヘクタールございます。それから区域から外れておりますけれども、四ツ谷前の区画整理がございます。これが約７ヘクタールでございます。これは大方の権利者の同意が済んで事業も進みつつあるわけでございますが、これらの事業を進める上で、どうしても過去に行いました新坂下土地区画整理事業の計画決定の見直しをしなきゃならないということでございます。調査の内容といたしましては、区画整理法に基づくところ

のＡ調査を行いたいということでございます。

次が議案第86号、平成元年度日野市下水道事業特別会計補正予算第１号でございます。

補正額並びに予算規模につきましては、ただいま市長が申し上げたとおりでございます。第２条、繰越明許費でございます。この件につきましては第２表で御説明を申し上げます。

12、13ページでございます。失礼しました。12ページでございます。後段に第２表、繰越明許費とございます。款、項は記載のとおりでございまして、事業名は、豊田排水区管きょ埋設でございます。金額が9,445万8,000円でございます。これは現在新しい名前で都市計画道路の名称で言いますと３・４・14号線、旧の呼び名で申し上げますと２・２・５号線でございます。現在、建設部におきまして下部の工事をしております。作業の内容としては、くい打ちをしているわけでございますが、くい打ちが終了後、この道路の中心部でございますけれども、雨水の排水管を埋設することになっております。これは工事に並行してやりませんと、将来この部分に雨水管が入らないということで、延長にいたしまして約160メーターでございますが、工事をすることになっております。今申し上げましたように、くい打ちの作業終了後行うわけでございますので、この雨水管の埋設が来年の３月、平成元年度中に終了をしないということの見込みでございますので、総事業費の70％を繰越明許費にするというものでございます。

次が予算の内容でございますが、16、17ページでございます。これは補正の財源につきましては、ここに記載のとおり、前年度の繰越金を予定をしております。

次が18、19ページでございます。下水道管理費の管きょ管理費でございます。需用費でございますが、人孔ぶた補修ほかというのがございますが、これは多摩平地域の人孔ぶたの補修でございます。当初予算で210万円ばかり計上したわけでございますが、不足いたしますので、さらに300万円の補正をするというものでございます。それから13節の委託料でございます。これは、一つは浅川右岸でございますけれども、既に工事をしておりますが、一部幹線の見直しをいたしております。その見直しの調査費用でございます。さらに浅川左岸でございますけれども、未認可の区域が805ヘクタールございます。この区域につきまして事業認可をとる準備をいたしたいということで、今回の補正をお願いをするというものでございます。手続といたしましては、この調査を行いまして関係機関との調査を行い、いわゆる都市計画決定の変更とか、あるいは都市計画法あるいは下水道法に基づくところの事業認可をとっていく、そういうことでございます。

次が20、21ページでございます。都市下水路の関係でございますが、これは神明上都

市下水路の予算でございます。13節の委託料でございますが、川崎街道から東に水路沿いに道路がございますけれども、このルートに延長131メーター、管渠を埋設するわけでございますが、その実施設計でございます。失礼しました。260メーターでございます。それから22の補償、補塡及び賠償金につきましては、今申し上げました区間のガス、水道管等の移設の費用でございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　下水道事業特別会計のことですが、19ページになりますけれども、委託料の日野市公共下水道基本計画見直しということで今部長から御説明をいただいたわけですが、その御説明を踏まえますと、例えば浅川左岸の805ヘクタール、未認可ですね、これを事業認可をとるために公共下水道の基本計画を見直しをしていくということになっていくわけですが、そうしますと、この地域の下水道の完備が当初予定をしておりました計画からすると早まる、早まるというふうな基本姿勢に変えたというふうに理解してよろしいかどうか。

そうしますと、いつごろに大体、準備して、どの辺の年次になれば、どの辺の区域が完備をしてくるかということもおおよその見通しは予測をされていると思うんですが、その辺、お話ししていただきたいと思うんですが……。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

下水道の計画につきましては、既に議会の中でも御説明申し上げているとおりでございます。市民の要望からいたしますと、できるだけ早く完成を、ということでございますので、できる限り100％完成を前倒しにするような努力をしているということでございます。

一番のやっぱり問題になりますのは、さっき申し上げました未認可の805ヘクタールを、どう事業を進めるかということになるわけでございまして、現在、事業認可をとるまでの日程のスケジュールの調整等もしております。

現在の予定では、こういった調査を進めまして都市計画決定の変更をまず行うわけでございます。その後に先ほど申し上げましたように、下水道法及び都市計画法に基づくところの事業認可を得るということでございます。この一連の作業を平成３年度に終了をいたしまして、この新たな地区を平成４年度から工事に着手をしたい、そういう今スケジュールを立てております。

この計画が定まりますと、地域の年次別の計画というのはなかなか難しいわけでござ

いますが、全貌といいますか、そういうものはこの段階では提示ができるというふうに考えております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　私もこの問題についてちょっとお聞きいたします。

浅川左岸という未認可の部分といいますと、ここは多分豊田の、豊田というか、あそこでしょう、堀之内のあの周りじゃないかなと私は思うんですけれども、私、まずお聞きしたいのは、要するに一度都市計画決定をしているコースを、そう簡単に変更ができるかどうかということですね、まずお聞きしたいのは。

そして、こういう変更するという形で申請を当然出すわけですから、そういう場合に私は前回の一般質問の中でも、要するに４年後には下水道が使えるところと使えないところの差が出てくる、このことをどう思っているんだということをお聞きしたときに、やはりバイパスどうでこうでと言いましたから、多分そのことを言っているんじゃないかなと思ったものですからお聞きしているわけです。だから、もしこの日野市、要するに都市計画法で決定している事業を変更する場合、そう簡単にできるのかどうか、そのあたりを説明していただきたいと思うんです。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　既に下水道計画につきましては都市計画決定がなされているわけでございます。その中で一番大きな問題になりますのは、新しい都市計画道路の名称で申し上げますと３・３・２号線、これは１・３・１号線でございます。このルートに浅川中央幹線を敷設をすることになっております。このルートを考えますと、万願寺土地区画整理区域内及びそれから西に340メーター、これは川崎街道までございますけれども、このルートについては、この道路に埋設が可能だというふうに見ております。

それから豊田の土地区画整理の区域まで、これは現在のところ、道路の建設日程がまだはっきりしてないわけでございます。これに、この道路のルートにこだわっておりますと、いわゆる豊田、西平山等のいわゆる汚水の向かいの管ができないわけでございますので、このルート変更を検討しなきゃいけないということになるわけでございます。

それから、あと多摩川中央幹線でございますが、これは新しい呼び名で申し上げますと３・４・８号線、いわゆる前の呼び方で申しますと２・２・11号線でございます。このルートにつきましては、中央線までは既存のいわゆる万願寺土地区画整理の事業で整備した道路、それからあと万願寺第二あるいは東町の区画整理で整備をしながら埋設を

し、それから中央公園の、失礼しました。市民の森スポーツ公園の北側の道路から多摩川住宅まで、これは道路がもうあいてありますのでこの幹線が入るわけでございます。

問題は中央線から以西にどうするかということになりまして、これも道路の促進をしておりますけれども、この道路のルートだけにこだわるのが今後下水道行政でいいのか悪いのか、いろいろ大きな問題があるわけでございます。したがって両線ともに早急に日野市内の公共下水道を完成をさせるということからすれば、事業の積極的な推進の意味で変更もやむを得ないんではないかというふうに考えておりますし、また可能であるということでございます。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　今の都市整備部長の説明だと、そうすると私が今お聞きしたのは、要するにこの事業変更、基本計画の見直しをして、そして簡単に認可がおりて、こういう形でやりますというものを多分できていると思います、私。だって申請しておりるわけだから、だから、そういう面で見直しをした場合に、そう簡単に東京都では認めていただけるのかどうか、そのあたりをお聞きしたんですけれど、そのお答えがなかったみたいですけれど……。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　東京都に認めてもらう予定でございます。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　そうしますと認めて、平成３年度までに申請出して、４年度から事業認可受けられるという形なんですか。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

平成３年度中に事業認可をとりたい。平成４年度からこの新たに認可をとりました区域の事業を着手をしていきたい、そういうことを申し上げているわけでございます。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　特に処理場からの、要するに本管というのは東京都でつくっていただけるわけですよね。その本管をだから事業変更して、そういう形でできればこれは理想だと私思うんですよね。しかしながら、このコースは大体見通しは私たちもこういう形でできるということを聞いていたわけですから、その変更した場合にはその本管を日野市で変更した場合には、それは本管の費用というのはどういう形になるわけですか。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

日野市の下水道の整備の手法といたしまして、処理場それから幹線、いわゆる流域幹線でございますけれども、これは東京都が建設をするということでございます。この流域幹線のルートを申し上げますと、浅川処理場から南にまいりまして、浅川を横断し、第八小学校の東側を川崎街道に出るわけでございます。川崎街道から西に平山まで八王子の行政境まで行く、これは東京都が行う。それ以外の幹線については日野市が公共下水道の中で建設をするということに現在なっているということでございます。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　確かに向こうの北野街道はたしか八王子部分が八王子で入ってくるわけですよね。だからできているんだろうと思うんですけれど、日野市の部分の、この幹線というのは、じゃあ日野市で全部つくるわけですか。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　現在そういう計画になっております。

○議長（市川資信君）　よろしいですか。天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　それなら大体わかりましたけれど、実際問題として、確かに私の住んでいるところの下水道の本管というものについても確かに中央線のところがネックになっているわけですね。だから、そういう形で向こうにもしあの部分の下水が秋川処理場の方に八王子部分に接続になれば、確かにこれは早急に問題解決するとは私は思うんですけれども、そういう形でうまくできるのかどうか、期待しております。ぜひそういう形でできるなら変更していただくのが一番よろしいんじゃないかなということを今感じたものですから質問させていただきました。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第85号、平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）、議案第86号、平成元年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時57分　休憩

午後３時33分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第87号、平成元年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第87号、平成元年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成元年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ506万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億5,076万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。水道部長。

○水道部長（高野　隆君）　それでは議案第87号、平成元年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第１号の詳細説明を申し上げたいと思います。

まず、それでは28ページ、29ページをお開き願いたいと思います。歳入につきましては、都支出金の委託金、水道事業委託金を506万8,000円補正をいたしまして16億5,076万1,000円といたすものでございます。

次に歳出でございますが、30ページ、31ページをお開き願いたいと思います。歳出につきましては、受託水道事業費のうち水道管理費、１目、浄水費のうち11の需用費の動力費を58万円減額いたします。これにつきましては電気料でございます。それから３目の給水費のうち７節、賃金、産休代替職員の雇上といたしまして53万8,000円、それから交通費といたしまして４万2,000円、合計58万円をお願いするものでございます。これにつきましては産休女子職員の予定がございますのでお願いをするものでございます。

次に５目の業務費でございますが、４節の共済費、506万8,000円の補正でございますが、これは先ほど一般会計でもございましたが、行政改革特例法に基づきまして、昭和58年度から昭和60年度の公務員等共済組合の長期給付に関する費用が政府負担の分が減額となりましたので、それをここで補正をするということになりまして、水道部の職員分61名分の506万8,000円をこの際、補正をしお願いをするものでございます。

歳入歳出それぞれ506万8,000円補正をいたしまして、16億5,076万1,000円ということでお願いするものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第87号、平成元年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第88号、市道路線の廃止、議案第89号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第88号、市道路線の廃止について。

本議案は、現況廃滅して公共の用に供されていない、新井48号線を道路法第10条第３項の規定に基づき、廃止するものであります。

議案第89号、市道路線の認定について。

本議案は、寄附手続が完了した、南平41号線及び南平42号線並びに開発行為の完了に伴い市に帰属した、南平43号線及び平山55号線を道路法第８条第２項の規定に基づき市道認定をするものであります。

以上の２議案の詳細につきまして、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　議案第88号の内容につきまして御説明申し上げます。

ただいま提案理由の中でもございましたように、新井48号線でございます。

廃止をお願いする路線でございますが、２ページをお開き願いたいと思います。略図の１によりまして図示してあるところでございまして、日野市大字新井551番地先の本路線は、現況が廃滅しておりまして公共の用に供されていないので、今回、市道路線を廃止するものでございます。延長は12メートル10で、幅員が１メートル21でございます。

続きまして議案第89号の内容につきまして御説明申し上げます。

ただいまの提案理由にもございましたように、市道路線の認定でございます。４路線ございます。

番号１、南平41号線、番号の２、南平42号線につきましては、道路用地の寄附受領のために道路認定をお願いするものでございます。番号の３、南平43号線、番号の４、平山55号線につきましては、開発行為の完了に伴いまして、帰属により市道路線の認定をお願いするものでございます。

２ページをお開き願います。略図１の南平41号線は、南平五丁目28番26地先から南平五丁目の28番50地先までの延長107メーター35で、幅員が５メートルでございます。

南平42号線については、南平五丁目の28番42地先から南平五丁目28番16地先までです。延長が57.03メートル、幅員が５メートルでございます。

３ページをお開き願います。略図の２でございます。南平43号線につきましては、南平六丁目12番102の地先から南平六丁目12番105地先までございます。延長は45メートル28でございまして、幅員は５メートルでございます。

４ページをお開き願います。略図の３でございます。平山55号線については、平山三丁目４番３地先から平山三丁目４番３地先までございます。延長が22メートルで幅員が4.5でございます。以上で説明を終わります。

よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第88号、市道路線の廃止、議案第89号、市道路線の認定の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより報告第２号、昭和63年度日野市土地開発公社決算の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第２号、昭和63年度日野市土地開発公社決算の報告について。

本報告は、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、昭和63年度日野市土地開発公社の決算を報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　それでは報告第２号、昭和63年度日野市土地開発公社決算書の内容につきまして御説明をいたします。

お手元の土地開発公社決算書をごらんいただきたいと存じます。

初めに４ページ、５ページでございます。これは昭和63年度に取得いたしました用地でございまして、合計27件、面積は１万3,986.29平方メートル、金額で40億7,445万9,623円になっております。

続きまして６ページ、７ページでございます。これは昭和63年度で処分いたしました用地の合計でございます。合計で13件でございます。面積は２万4,924.78平方メートル、金額では24億2,868万1,278円になってございます。

次に８ページ、９ページでございます。これは収益的収入及び支出でございます。収入といたしまして、用地の処分代金といたしまして24億2,868万1,278円。受取利息が63万1,416円でございます。収入合計は24億2,931万2,694円になってございます。

それから10ページ、11ページでございます。支出でございますけれども、これは土地の取得費といたしまして23億6,166万2,218円、販売費及び一般管理費でございますが、これは公社の必要経費といたしまして674万7,218円。支出の合計は23億6,840万9,436円になってございます。

次に12、13ページでございます。これは資本的収入及び支出でございますけれども、

これは運営費補助金それから短期借入金、長期借入金の合計で44億9,728万8,799円になってございます。支出につきましては、公有地取得事業費、借入金償還金で合計72億6,835万9,397円でございます。

14ページ以降につきましては損益計算書、貸借対照表それから公有用地明細書それから長期、短期の借入金等でございます。御参照いただければ幸いかと思います。

以上、雑駁でございますけれども、これをもちまして決算書の報告とさせていただきます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第２号、昭和63年度日野市土地開発公社決算の報告の件を終わります。

これより報告第３号、昭和63年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第３号、昭和63年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について。

本報告は、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、昭和63年度財団法人日野市環境緑化協会の決算を報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　報告第３号、昭和63年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告でございます。

説明に入る前にミスプリがございまして御訂正をお願いしたいと思います。決算書の中の２ページでございます。63年度事業報告というところでございまして、この中で、事業名の一番最初の普及啓発事業という欄がございます。その右側に参加人員等ということが書いてありまして、この現行では「入学する新１年生20,000名に贈呈」と書いてございますけれど、これを2,000名に御訂正をお願いしたいと思います。

それでは決算書の方について御説明いたしたいと思います。

１ページをお開き願いたいと思います。昭和63年度の事業報告書について御説明を申し上げます。日野市の環境緑化協会は市と市民の期待を担って法人化の手続を進めてまいりましたところ、昭和64年の１月の６日付で東京都知事から許可されました。基本財

産については３億円でございます。これは市からの支出金で、同日付で東京都法務局の多摩出張所の方に法人の登記の申請手続を行いまして、平成元年の１月の13日に登記が完了いたしまして、財団法人日野市環境緑化協会が正式に発足いたしました。

63年度については昭和64年の１月の６日から平成元年の３月の31日分の事業計画に基づきまして予算を執行いたしました。他については記載のとおりでございます。

財団法人の日野市環境緑化協会の理事会と評議員会を開いております。これについては３ページに記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

以上で63年度の事業の報告を終わりたいと思います。

続きまして決算の報告について御説明いたします。

４ページと５ページをお開き願いたいと思います。収支計算書でございます。これは先ほどお話したとおり、昭和64年の１月の６日から平成元年の３月31日までのものでございます。収入については決算額で３億222万7,897円でございます。収入の主なものを御説明いたしますと、まず市の補助金の収入でございます。これは222万円でございます。それから基本財産の収入でございます。市からの出資金でございます。これが３億円でございます。支出については決算額では３億222万円でございます。支出の主なものは、これは設立の初年度でございますために主に人件費が多いわけでございます。パーセンテージにいたしますと61.8％でございます。支出の科目では事業費とか事業活動費、管理費、特定預金支出等がございます。なお、収入それから歳出の方をいたしまして繰越金が出ております。これは7,897円でございます。

それから６ページ、７ページをお開き願いたいと思います。正味財産の増減の計算書と貸借対照表でございます。

８ページをお開き願いたいと思います。財産目録でございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第３号、昭和63年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告を終わります。

これより報告第４号、平成元年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第４号、平成元年度財団法人日野市環境緑化協会事業計

画の報告について。

本報告は、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、平成元年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画を報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　報告第４号、平成元年度財団法人日野市環境緑化協会の事業計画の報告でございます。

２ページをお開き願いたいと思います。事業費は2,146万9,000円でございます。事業については、事業名で記載されているとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第４号、平成元年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告の件を終わります。

これより報告第５号、交通事故（日野市東豊田二丁目30番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第５号、交通事故（日野市東豊田二丁目30番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について。

本報告は、日野市東豊田二丁目30番地先路上における交通事故について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、専決処分により相手側との損害賠償額及び和解の締結をいたしましたので、同法同条第２項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　それでは報告第５号につきまして御説明をさせていただきます。

交通事故の専決処分でございます。２ページをごらんいただきたいと存じます。専決処分書でございます。事故名は、東豊田二丁目30番地先路上の交通事故でございます。和解の相手方は、神奈川県川崎に住んでいらっしゃる鈴木　亮さんでございます。損害賠償額は４万6,010円で和解が成立したものでございます。27日に和解し専決処分にさ

せていただきました。

事故の発生の状況でございますけれども、発生の年月日は７月の４日、午後１時50分ごろでございます。発生の場所は事故名に書いてありますけれども、これは二小の学校がございますけれども、そこから多摩平へ参ります途中の坂を上り上がった十字路がございます。その場所でございます。

事故の原因でございますけれども、これは市の図書館車が坂を上がりまして右折をする際に、後方を確認せず相手方の乗用車、これは図書館からいいますと右手から右折をする乗用車でございます。これの後部のバンパーに接触いたしまして損傷を与えたものでございます。状況は以上のとおりでございます。

和解が成立しましたので専決処分をさせていただいたわけでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。川嶋　博君。

○11番（川嶋　博君）　公用車を使った事故はもうたびたびあります。それで、ある民間では、そういう車を乗る場合には必ず交通安全講習会ですかね、そういうのを受けないと乗せないという企業もあるようです。そういうことで、市の職員として、そういう事故に対するそういうたびたび起こすというようなことについては、やはり率先して交通安全をやるべきじゃないか、そういうことを感じます。これは相手方が悪くても、やはり相手に事故を起こさせないような方法も一つの安全対策じゃないかと思います。

そういうことで行政の幹部として全職員にひとつ安全指導の徹底を図っていただきたい、このように要望します。これについて心構えがあれば何か発言を求めたいと思います。以上です。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　御指摘のとおり、現在、車の増加が目立ってきております。また車の大型化も一つの傾向があるようでございますので、今後、事故の発生する率は多くなるかな、とこういうように考えております。

それで、安全管理者、これは管財課長でございますけれども、交通安全の講習会を開催をして職員に十分徹底を図っているところでございます。また春と秋の交通安全週間がございますけれども、この際にも十分職員には周知の徹底を図っているところでございます。

今後、御指摘を含めて対応をしてまいりたい、このように考えております。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　以前にもお願いをして、市の方もお約束をされたことに、交通事故の発生日を報告事項の中に書いたらどうかということを申し上げておりました。今総務部長の方から事故の発生日時、御報告の中であったんですけれど、専決処分の中の説明の中に、事故の発生日はこれから書きます、というような御答弁が以前あったんですけれど、今回入ってないんですよね。いつ、どこで何が起きたかということが報告事項の最低の要件だと思うんですけれど、なぜ発生日時というものが欠落するのか、私と議場で市とのやりとりの中でお約束、市の方がなさった経緯があるんですけれど、ちょっとその点触れていただけますか。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　前の経過はちょっと私、記憶がございませんけれども、そういうお約束があれば十分に今後対応してまいりたい、こういうように考えております。

○議長（市川資信君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　ちょっと私は、この交通事故のことではないんですが、道路上、いわゆる市が管理する道路上に、の上に、一つの例を挙げると、私の近くのいわゆる地帯は非常に山間地なので、いわゆる集中豪雨が例えば降った場合には、例えば民家の中にある採石が流れ出したり、それから少し大げさになるかもしれませんが、流木が流れて、それが市の管理する道路上に行っておった。それを夜間の場合にバイクなり乗用車にして、そのために何ていうか人身事故なり、そういうものが発生したときの道路責任ということを、私、通告質問のときにも若干その問題触れるんで、こういう事故の形態のときに、あり得るということが、このごろ非常に私も自分の管理をしている、所有のところに例えば採石なり、さもなければ建築ブロックなりは自分のところの私有地の中に置いているんだが、他人の人が道路の真ん中に持っていった、妨害にするようなものを。そういうときの責任のものは、所在が道路管理者としての市に問われるのか。付近に置いた者が、持って行った者が私一番悪いと思うんですけれど、それから採石が流れ出した個人の人が悪いと思うんですが、その辺のところの見解は今までどういうふうな事柄だか、ちょっとここで聞いておきたいと思います。

○議長（市川資信君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　お答えいたします。

ただいまのは私有地の中に私有の物を置いてあったものが、そういう道路管理者の部分に置いてあって事故が起きた、それについての責任はどこにあるかというふうな御質問だと思いますけれども、これは東京都なんかでもただしてみますと、そういう場合については、道路管理者の責任じゃなくて、あくまでも私有地にそういう物があったものについては、その方の責任に問われるという形で今処理しております。

例えば一つの例でございますけれど、街路樹やなんかで、よく街路樹の木が倒れたというようなことで、たまたまそこを通って車が破損したというようなことは、これは街路樹というのはもう道路管理者のものであるし、そういう場合にはもう当然道路管理者の責任というようなことで対応しております。

私有地の場合はそういう形の、先ほどお答えしたような形で処理をさせていただいているというのが現実でございます。

○議長（市川資信君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　了解したんですけれど、今、一つの例で私有地の中に、いわゆる故意に持っていったというようなものは、例えば道路に通行に障害になるようなもの、その人だってそこへ運んだわけじゃないけれど、全然悪意の人というか、悪い人が運んだと、こういうようなケースにはどうなるか、ちょっと聞いておきたい。あり得ることなんで……。

○議長（市川資信君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　お答えいたします。

そういうふうな、だれが持っていったかどうかわからないというような形の場合は、やはり事故もそういうのは何件かございましたけれども、その場合については、その訴え出た方と市の方で双方で話し合った中で、その原因の度合いとか、そういうものの話し合いをして、できることなら、そのけがをした方に申しわけございませんけれども、事故責任というような形で処理をさせていただいているというのが現状でございます。

（「はい了解」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって報告第５号、交通事故（日野市東豊田二丁目30番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告の件を終わります。

これより請願第１－16号、日野第二小学校校庭拡張に関する請願、請願第１－17号、「義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持」に関する陳情、請願第１－18号、市内に四季を通じて利用できる常設のキャンプ場の建設に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第１－16号、請願第１－17号、請願第１－18号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において、文教委員会に付託いたします。

これより請願第１－19号、日野駅ビル建設促進についての請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第１－19号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において、総務委員会に付託いたします。

これより請願第１－20号、原爆被害者援護法即時制定の促進決議と国への意見書採択に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第１－20号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において、厚生委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は、９月11日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時10分　散会

９月11日　月曜日　（第３日）

平成元年
第３回定例会　日野市議会会議録　（第27号）

９月11日　月曜日　（第３日）

出席議員　（27名）

１番	奥住日出男　君	２番	宮沢清子　君
３番	高橋　徹　君	４番	土方尚功　君
６番	天野輝男　君	７番	福島盛之助　君
８番	福島敏雄　君	９番	中谷好幸　君
10番	小俣昭光　君	11番	川嶋　博　君
12番	馬場繁夫　君	14番	小山良悟　君
15番	馬場弘融　君	16番	高橋徳次　君
17番	旗野行雄　君	18番	一ノ瀬　隆　君
19番	板垣正男　君	20番	鈴木美奈子　君
21番	中山基昭　君	22番	秦　正一　君
23番	黒川重憲　君	24番	古賀俊昭　君
25番	谷　長一　君	27番	石坂勝雄　君
28番	名古屋史郎　君	29番	竹ノ上武俊　君
30番	米沢照男　君		

欠席議員　（２名）

13番	夏井明男　君	26番	市川資信　君

欠員

５番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	藤浪竜徳君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	坂本金雄君
病院長	三田盛一君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	土方留春君
書記	宮岸一馬君	書記	濃沼哲夫君
書記	小林章雄君	書記	斉藤令吉君
書記	橘達雄君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　大迫曄子君

議事日程

平成元年9月11日（月）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時11分　開議

○副議長（一ノ瀬　隆君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員21名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。よろしく御協力のほどお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。一般質問1の1、まちづくりのなかにおけるトイレ設置の考え方を問うの通告質問者、土方尚功君の質問を許します。

〔4番議員　登壇〕

○4番（土方尚功君）　おはようございます。今回1番ということで通告の許可をいただきました。早速、まあ物がといいますか、タイトルがトイレというようなことで、私としては一番先よりは、途中を過ぎたところかなというふうに、いたんですが、これぱっかりは議運のメンバーの抽選の結果でございますので、早速、まあ朝すっきり、ひとつ質問を終わらせまして、次に進みたいなというふうに思います。極力短い時間の中で内容をもっていきたいなというふうに考えているところです。

さて、トイレということで、我々の生活をしていく中にはどうしても不可欠な施設といいますか、設備ということになりますし、今までのトイレというものについては、大変呼び方いろいろありまして、どちらかというとその中でも暗いとか、あるいは汚い、あるいは臭い、こわい、こんなような一般的に4Kといいますか、そんなようなイメージが強いわけです。

また呼び名も昔からすればかわやや、ちょうず場、あるいはお手洗い、トイレ、せっちん、WC、便所、いろいろ呼び方があります。しかしちょっと変わった角度では神道といいますか、そういった中にも埴山毘売命（はにやまひめのみこと）、あるいは水波能売命（みずはのめのみこと）、こういったようなことで格調の高い、我々としてはなじみがちょっとないようなところにも、ちゃんとした神様がいるというような一面もあるわけです。

そしてまた、用を足しての後に使うトイレの紙も、その神様に相通じているその部分から来ているというようなことを考えてみますと、大変真剣に取り組んで物を考えていかなきゃいけないなというようなことから、今回質問に取り上げてみた次第であります。特に日野の町も下水道がこれからやっと何年か先にはある程度形がこう押し出されてくるという状況にある中、今までどうしてもくみ取りからというようなことで、大変先ほど申し上げたイメージが強いわけですけれども、ぜひこれからの段階に向けては明るい

雰囲気の中で、ぜひゆったりと、快適な町づくりの中に取り入れられていく必要があろうというふうに思う次第であります。

そういう中から早速今までの現状といいますか、我々もある程度状況は承知をしているところ、日野の市内を見渡して、まあ公衆トイレと銘打って、その部分を設けてという施設は少ないかなというふうに思うところですが、かつては日野駅の前のマーケットのところといいますか、交番がありまして、東口といいますか、甲州街道に面したところに一つだけ昔からあった。それが区画整理その他で取り壊されてなくなってしまったというようなことも覚えているところですけれども、さて日野の中で、我々見ると公園の中には幾つか、設置がされている現状を承知しているわけです。その公園も、近隣公園、あるいは地区公園、まあ風致公園といいますか、特に南平の地区公園の中には大変デラックスなトイレができたということで、これは過日の公園の落成といいますか、そのときにも拝見をした次第なんですが、そんなところから、行政側においては、今までのトイレにかかる現状といいますか、ひとつどこら辺に設置をされ――逆に行政側こうなければならないんじゃないかというような一面といいますか、公衆トイレにかかる法的なものといいますか、設置や管理のそういう根拠、ここら辺等が我々なかなか引き出しにくい部分の法律部分であろうかと思いますが、それからその公園につくられているということで、何らかの施行令なりに頼ってされていると思うんですが、そういったことをひとつこの際ですから、お伺いをしていきたいと思います。

まとめますと今まで市の公衆トイレにかかる考え方が確立を、まあ私とすればされてないかなということから、こういう質問に及んだわけで、法的にこういったものに基づいて行政側は進められているんだということ、そして今現実にはこういう設置がされているということを復習の意味合いを含めて、とりあえずお伺いをして、先日の場ではゲートボール場のトイレの問題等出ましたけれども、今後に向けた問題はその後に再度質問をしていくということで、一応の組み立てをさせていただきたいと思います。まず１点そこら辺をお伺いしたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　土方尚功君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは私の方からお答えをさせていただきます。

町つくりの中におけるトイレの設置の考え方ということで、前段の中で市の現状ということでございます。質問者の中にもありましたとおり、この内容につきましては、公衆トイレということでございます。一般的には利用者の立場等からかなり暗いイメージ

があるわけでございます。お話の中にもありましたとおり、質問の中にあったとおり、汚いとか臭いとか、またこわいとか、そういう問題があります。またこの公衆トイレは一方、周辺住民はかなり迷惑的な施設でもあるような印象はあるわけでございます。まあ最近では全国的に見ても、この公衆トイレの問題は、各自治体の中で、かなり話題になっております。特に観光地の中におきましては、新しいイメージ、そういった意味の公衆トイレがさまざまな方法で行われているのが現状でございます。私の方、今公衆トイレという場所については、過去に日野駅のところだけでございました現状では、公衆トイレというのはないわけでございます。今の現行の中ではすでに補正予算の中でもお願いしましたとおり、公共施設内の簡易的なトイレの設置を基本的に進めていきたいというのが考え方でございます。

設置の状況としては、細かいことは略させていただきますが、公共施設147カ所、現在あるわけでございます。これは大きな問題としては児童公園が90というような数字を持っております。そういう中ですべてで147ということでございます。そのトイレの設置についても12カ所ということでございます。今後、先ほど申し上げましたとおり、ゲートボール場の問題、あるいは運動広場、児童遊園等の問題についても対応はしていきたいというふうに考えております。

法的な部分につきましては、公衆トイレの設置というような管理的な法的な根拠でございますが、一つは廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中の第５条の中で、当然設置し、衛生的な管理をしなければならないというような問題、都市公園法の施行令の第７条の中では、できるだけ当然児童公園における施設ということの中で、一定のものが定められているわけでございます。その中にもやはりトイレというような、便所というような形で設けられているというのが実情でございます。以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　特に概略的なお話でございますので、状況はわかりますけれども、今までのあれからすれば日野には現実トイレが、公衆トイレという形で銘打っているのは少ない、こういう現状であります。特に私が今回取り上げたのは、今すぐここへつくってほしいというようなことでなく、特に今の状況からすれば下水道が普及をされていないという一面から、どうしても設置をすれば浄化槽を設けて、そういった形で設置をせざるを得ないというところに、取り組みがおくれてきたんじゃないかというふうに感じているわけです。

今後仮に下水道が普及をされれば、もう完全にそのままの放流ができるわけですから

いいわけですが、できれば早い時点で、特に我々が他市の訪問等をしても大変駅の――駅というのは構内には相当、どこでもこれ設置されているわけですからいいんですが、駅の外で、各市、だいぶ駅の外にも十分こういう利用ができる状況があるわけです。今、日野の駅の問題出ましたけれども、かつては今の駅前――日野駅を例にとれば通過をする状況がよくなってきたわけですけれども、前のときに、たしか区画整理のときに、どこかに設置をするというような問題で、これが駅の構造という部分で中央あたりに通過ができれば、そういった部分もできたんでしょうけども、今の状況からすれば消えちゃったといいますか、交番ができたときに、人によってはあそこが交番じゃなくて、トイレができたというふうに喜んでいた人もいたということがあったわけですから、その後、日野駅のトイレも大分よくなりましたけども、それを併用といいますか、外からも入れる、中からも利用できるというようなことも話題としては上ったというようなことを聞いております。それが結果的にはやはり外からの利用ができなかったという現実あるわけですから、ぜひそういった面の取り組みをお願いをしたいというのが、今回の質問の趣旨になるわけです。ぜひ――今トイレのイメージアップといいますか、そういったことで、確かに一般家庭のとこでもくみ取りから浄化槽に変えて、浄化槽の設置がされたトイレそのものが和式から洋式に変化をし、もうすでに最近の、紙の話がありましたけども、紙も使わない、要するに温水、温風で乾燥して、女性に特別にビデの装置をつけたり、そういったそのトイレそのものが進んできている状況あるわけです。デパートもやっぱりもう単なるトイレということじゃなくて、化粧室といいますか、そういう待ち合わせの場所、あるいは語らいの場、そして美しく変身をする場にこうイメージを盛り上げているわけですね。

で、公衆のトイレも観光地、特に奥多摩方面なんかの場所にも相当トイレがいいものができている。まあレストランと見間違うようなトイレ、あるいは純日本風、数寄屋づくりといいますか、そういったトイレも各所にできてきて、景観といいますか、そういう中に一体化されたトイレがドンドンできているわけですから、ぜひ日野の場合――これで何か聞くところによると、今回のゲートボール等を含めて検討委員会というようなものもできているんだというような話もちょっと聞いたところですけれども、ぜひ駅前広場――公園についてはそれぞれ大きな公園はできている。児童公園というのは90カ所からあるということですが、必ずしもそういったところへすべてつけるということじゃなくて、一定の生活区域内、通常の家庭ではもうこれ一つ一つあるわけですから、少なくとも――あと昼間はそういうデパートやお店を借りるという現実が対応ができるというふうことあるわけで、それを乗り越えて、やっぱり一定区域内、まあ児童公園以上の枠、地区公園なり、何百メーター、500メーターなら500メーターというような一つの線の中、枠の中に、１カ所程度できてくるという現実をとらえてほしいというふうに思うわけです。

検討委員会がどの程度の内容まで持っているか、今の段階で承知をしていませんけれども、こんな考え方を、これは今後どのように、程度の視点までをとらえて、その検討委員会なり、今後市として対応をしていくか、整備の関係についてもし触れられるようなことができれば、お答えをいただければと思いますけど。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えしたいと思います。

今後の考え方ということでございますが、公衆トイレにつきましては、大変設置について難しい問題があるわけでございます。まあ質問者の中にもありましたとおり、下水道の関連等の事業も促進する中で、先ほども私の方から答えさせてもらいましたが、全国的な動向も当然あります。そういう中では私の方もその動向を学んだ中で、一つの管理問題、あるいはその設置に対する周囲の理解等も大きな問題になろうと思います。現状の検討委員会の中におきましては、これは庁内の検討委員会でございます。特に請願、あるいは議会からの公共施設に対する快適なトイレの設置の検討を進めてまいりました。そういう中でとりあえず今議会に補正をお願いしたのは、まだすべての結論が出たわけでございません。引き続いて今後公共施設の設置場所に対するトイレの問題、あるいは今御質問の中にもありましたとおり、先行きいずれにしても町づくりの一環としての公衆トイレのあり方等についても検討すべきだろうというふうに、現在では考えております。

ただ管理あるいは周囲の理解をできるだけ深める意味で、そういった実現方によっての努力だろうというふうに考えております。現状では今後の考え方としては、そういう内容で考えております。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　今の段階で、検討委員会も庁内のということでありますし、いずれにしてもこの問題は下水道処理場というのが東部にできて、これも大きな迷惑施設だということからの見返りで東部会館がここで建設をされてきたということもあるわけです。それだけの一つの迷惑だというようなイメージというのがあるわけですけれども、ぜひ公衆用トイレということでありますから、今まで述べてきたとおり、やっぱり快適

な形で、それこそ町の景観に調和をするような、要するにこれからの検討を市としてされるということでありますし、そういったもの、それから特に設置する地域の配置の問題、特に駅前広場、高幡なんかについてももう区画整理、南口といいますか、駅前が下がって、そういったものができるわけです。一つ一つ、今までどうしても取り組みがこの部分では全町的に取り組まれていた姿勢が少ないんじゃないかなあというふうに思うわけです。

というのは、今回質問でも普通私もこの回答は、公園だけのことを言えば建設部関係の回答になろうし、都市計画の一面でとらえれば都市計画課、まあ部といいますか、そこら辺にもなろうかなとも思うし、そういう一つ一つのゲートボール場ということになれば福祉部ということがあるわけで、そこら辺が幸いにして検討委員会ができたということでありますから、今後もっとより大きな目で、やはり本当に人が生きていく上でどうしても必要なトイレということでありますし、公的に使える場ということの一面のトイレでありますんで、真に快適でゆとりのあるようなトイレを、日野は本当にそういった面で進んだなという結果が出るようにぜひ強く要望をしていきたいと思います。今後も積極的に今までの日野の姿勢からすると、そういった土地を求めてまでの姿勢、これはトイレじゃなくて、ほかの施設についてもどうしても土地政策といいますか、長期的な展望というのが非常に少なかったんじゃないかなというふうに思います。特に人の土地を当てにして、要するに例えば道路にしても提供していただければ、道路も広げましょう。こんなような姿勢が随所にこう、それだけじゃなくて見られると思います。そんなことをこういう機会を利用して、積極的に方向を向けていただきたいと思います。

特に役所の中のいろんな設備は身障関係のトイレというようなことで、大分気は使われている部分は承知してますが、先日、たまたま生活・保健センターの２階だったですかね、どこか市の施設だったんですが、やはり車いすの方が入って来られて、どうしてもないんで手助けをしてほしいというようなことで、男性の、要するに小便の用器のところまでこう車いすをぴたっと寄せてやって、足の向きを変えてやったりしたそのことも現実としてありますので、今後公衆トイレにかかわらずやっぱり一定にそういう苦しんでいる人、我々じかに見ると手助けをしてやらなきゃいけない。これも市民の一つのモラルになってくると思うのですけども、そういった面でお互いにトイレ、特に迷惑施設、それから暗いというイメージを払拭した中で日野市がますます発展するように強く要望して、この質問を終わりたいと思います、ありがとうございました。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって１の１、まちづくりのなかにおけるトイレ設置の考え方を問うの質問を終わります。

一般質問２の１、廃棄物処理の問題点と今後の対応についての通告質問者、高橋徳次君の質問を許します。

〔16番議員　登壇〕

○16番（高橋徳次君）　それでは通告に従いまして廃棄物の処理の問題点と今後の対応についてということで質問させていただきます。

現在から将来にわたる人類の物質文明は、廃棄物の上に成り立っているといっても過言でないと思います。最近の新聞やテレビでも大分この問題は取り上げられております。物をつくるということは、とりもなおさずごみを生産するということにつながってまいります。新聞の記事によりますと、厚生省の昭和62年度の調査では、１人が１日に出すごみの量が980グラムを出しているということで、これを年間にしますと4,350トンもの一般の家庭の廃棄物のほか、約この７倍に及ぶ３億1,000万トンの産業廃棄物があるというふうに言われています。しかもこのごみは毎年平均６％のペースで急速に上昇しているということと、ＯＡ化で企業並びに官庁から出るごみの量が大量になってきている。これらを焼却してその量を４分の１ないし５分の１というふうに減量しても、大都市とその周辺では数年後には、この処分地がなくなってしまうんではないかというふうに懸念されております。この首都圏ではこのままですと、2005年には処分地を求めることが非常に難しくなってくる。

これは大阪の周辺のところでも同様で、前に廃棄物の議会で兵庫県の宝塚ですか、ここへ行きました際にも、こちらの方は厚生省の指導によって、フェニックス計画で大阪湾内に３府県と百余の市町村で広域のごみの埋立地を設けてきたというようなことでございますけど、これも平成６年で満杯になってしまう。すでにその次期の埋立地の選定に入っているが、なかなか問題が山積して、思ったような解決がしない。

また振り返って、反面処分地の余裕のある自治体を考えてみますと、やはりこの自治体でも自分のうちのごみは自分のところで処理したい。しかしほかの地域のごみは御免こうむるという考え方になってくるのは当然じゃないかと思うんですけれど、いずれにしても海にしても山にしても、この埋立地の限度があるということになるんじゃないかと思います。

そうなりますとそのごみの問題はどうしたらいいかということになってくると思うんですけれど、まずやらなければならないこと、また考えられることは、結局とりあえずはごみの減量化の対策と、それと同時に並行して今盛んに言われているのが、資源ごみ

のリサイクルということになってくるんじゃないかなというふうに考えられます。

野菜や魚類、我々が日常食べる食品、その食品の65％がごみとして捨てられてしまう。また家庭から出るごみの45％は紙類であるということですね。要するに物をつくる側を動脈産業とするなら、廃棄物の処理は静脈産業という形になってくるんじゃないかと思うんですけれど、この動脈と静脈の機能のバランスを欠くことによって生じてくるのがごみということになると思います。

厚生省の方の統計調査によりますと、産業廃棄物は昭和58年から62年までは31％増と、ふえてきておりますが、これのリサイクルですね、これは58.5％から55.4％に低下しているというような状態です。こういったことがまた不法投棄、粗大ごみの不法投棄ということにつながってくるんじゃないかなという気がするんですけれど、なぜこのリサイクルが低下したかということは、結局産業の廃棄物の価額、これの引き取り価額が安くなっているということで、その関係業者、まあもちろんこれは要するに物を売る商店、また廃棄物の処理業者等も含めてですけれど、消極的になってしまうということじゃないかと思います。そこで最近言われてきたことは、粗大ごみの収集の有料化、さらに進めて製品回収の処理費、これを前もって製品価額の上に上乗せするというプロダクト・チャージ制ですか、これが採用等も言われています。

しかし何と申しましてもごみ対策の基本は物を大切にして、少しでもそのごみの量を減少するということではないかと思います。そこで一応伺いたいのは、日野市においては一般の家庭ごみ、また小規模の事業所や事務所、また産業廃棄物の現状ですね、それと今後の見通し、それからまた廃棄物の減量化、リサイクル等の対応についてお伺いします、お願いします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　高橋徳次君の質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　お答えいたします。

一般廃棄物、また産業廃棄物の現状でございますけども、御承知のとおり昭和50年代の終わりごろから外国から安い、また質のよい原料の輸入がされるようになりまして、その結果もありまして、日本の廃品の収集活動が停滞してきたことは御存じのとおりだと思います。そのために今おっしゃいました資源ごみを再生する割りが低下しておりまして、そのあらわれが昭和60年からごみの増加ということであらわれているわけでございます。ちなみに一般家庭ごみ、可燃ごみの増加の傾向を簡単に数値で示してみますと、昭和60年度は対前年比7.2％、それが昭和61年度になりますと、12％になった。62年度は対前年4.7、それで63年度は日野市の場合、可燃ごみが５万1,296トンです。前年対比

５％の伸びとなっておるわけです。特にこの何年か著しいのは、粗大ごみ、または不燃ごみがふえてきたという傾向がなっております。

それから産廃、産業廃棄物については直接的には市町村の処理の義務じゃありませんけれども、今おっしゃいましたように全国的にも３億何千万トンと言われております。ちなみに東京都の清掃局が調査しました62年度の数字を見ますと、東京都において62年度の総排出量は、2,195万トンでございます。これは５年前に調査した57年から比べると、27％の増加になっていると報告されております。それで将来の予測としまして、平成７年度には、約62年度対比、13.9％の伸びになるだろうというのが、東京都の清掃局の予測でございます。

それから日野市の実数から割り出しました推計、平成四，五年までの推計は、毎年５％ぐらい伸びていくんではないかと私たちは推測しております。

それからあと１点の事業系の一般廃棄物でございますけれども、これは私たちのとらえ方として大体自己搬入の大部分が事業系のごみとしてとらえているわけですけれど、これについても63年は前年対比8.5％という伸びでございまして、この事業系の一般廃棄物がふえてくる傾向にある。今、議員さんがおっしゃいましたように、その中の大部分は紙類だというのが現状でございます。以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　今お話を聞いておりますと、いずれにしてもすべての廃棄物が年を追うごとに増加していく、日野市もその例外ではないということでございます。今、私、ちょっと答弁聞き漏らしたかもしれないんですけれど、リサイクルという点ではどのようになっているか、もう一度ちょっとお願いしたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　申しわけございません。日野市の大きく言いましてリサイクルといいますか、現実やっているのは３点ばかりございます。１点はうちの処理施設で不燃ごみを破砕機にかけまして、これを分類して、有価物、テストを今アルミだけでございますけれど、それを摘出して、選別して、売却しているのがございます。

それからもう１点は、昭和60年の７月からですか、高齢者事業団にお願いしまして、粗大ごみと捨てるにはもったいないという物を高齢者事業団にお願いしまして、多少手を加えた中で、それを希望される市民の方にお売りしている、安い値段でお売りしているということでございます。特にこの高齢者事業団では自転車を回収、修理して売っているのが他と違った特色となっております。

それからもう一つは資源回収奨励事業といいまして、御存じのように昨年度まで瓶類だけは３円の補助を出しておりましたけども、平成元年からそれをふやして、紙類、それから布、金属類、そして瓶と広く分けまして、それぞれに補助を出す、そして補助金も引き上げて、少しでも減量という面から対応していきたいと思ってますし、私たちもこの市民の皆さん、それから団体の方が積極的にこの回収事業をやってくださることを心から期待しているところでございます。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　　いずれにしましても、このリサイクルですね、これをもっと活性化していただいて、ごみの減量に努めていくという必要があるんじゃないかなという気がします。

それで関連してお伺いしたいんですけれど、これ各地域それぞれダストボックスが置いてございますけれど、まあ見かけると大分一応、生ごみですか、それから危険物、それと粗大ごみというふうに分けられております。しかし時たま中をあけてみますと、生ごみの中に危険物が入っていたり、また生ごみ、危険物のそばに粗大ごみが置いてあったりというような現状もまた見受けます。またここで一番問題になってくるのは、要するにどうしてもこのダストボックスを道路上へ置くということで、まあこれはだれしも同じなんですが、自分の家の前には置きたくない。しかし余り遠くに置かれては困るという、これもまた人情かもしれませんけれど、その辺の捨て方、また収集の仕方、またその交通上の問題、そういった点で何か問題点があれば教えていただきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　　お答えいたします。

日野市は御存じのように４週に分けて分別収集を行っているわけです。可燃、不燃、それから粗大、有害ごみという形でやっているわけですけども、今議員さんがおっしゃいますように、ボックスを常時そこへ置いているわけでございまして、特に私の方は可燃ごみについては中を分類してみますとそう目茶苦茶な姿じゃない、良好な方じゃないかと思っているわけですけども、オレンジボックスの中にたまには乾電池とか何か有害ごみが入っていましたり、それから施設の爆発事故になりますＬＰのプロパンガスですね、ボンベですか、これがたまに入ってて、支障を来す。また本来でしたら粗大ごみに出していただければ取りに行くことになってますものが、ボックスのわきに置いてあるというような現状がございます。

ですから市の計画としては、これは働くものの立場でもありまして、１転式のボックスから３転式のボックスへ切りかえていこう、年次的に切りかえていくという作業、それによってまた収集車もより機械化されたものをやっていこうということで計画して実施しているわけです。

ただ、今おっしゃったように一番問題になるのは、道路上にダスターボックスの置く場所がないということが、やっぱり悩みの一番最大のものでありまして、その用地の確保、それから歩道とか道路に置かせていただいてますけども、これについても問題があるように私たちは認識しているところでございます。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　　どうもありがとうございました。いずれにしてもこのごみの問題ということは自治体だけに任せておいて、それですべてが解決されるというものではなく、一般市民の方々も十分この点は理解して、それぞれが責任を持って対応していくという形をとらなければならない、それには行政の方で適当な指導とＰＲをしていただくということをお願いしたいと思います。

もう皆さん御存じのとおり、現在この廃棄物、これは三多摩の25市２町で管理運営している日の出の谷戸沢ですか、この広域処分場に捨てられています。この処分場は53年に対策協議会が設置されまして、55年に三多摩広域処分組合が発足しております。57年７月に起工式が行われ、59年の４月からごみの廃棄物の捨てる運びになっております。それで61年の１月には第１期の埋め立てがすでにもう終わっております。同時に第２期の埋め立てを今開始して、目下そこを埋め立て中で、同時に第３期の埋立地の整備をしております。その総面積は45ヘクタールということで、埋め立て面積が22ヘクタールですか、計、この建設費は125億が見込まれている。それでこの埋立地は当初は10年間ぐらいは持つだろうと言われていたのが、幸い３年程度は寿命が延びるだろうというのが今の見通しで、ですから今後８年間は大丈夫だという現状なんですけれど、しかしこの25市２町の中に、今まで名目的に加入していた八王子、町田ですか、この人口が一番多い都市が、今までは両市は自分のところであれしていたようですけれど、これがやはり地域住民の反対、その他いろいろな問題で、近い将来からこの処分場へ捨てたいという現状、そうなりますとこの８年がまた短縮されるということも考えられてきます。

この三多摩の処分場へ捨てられるごみ、これは平たい言い方をすれば、毎年東京ドーム１杯分がそこへ持ち込まれるというようなことで、このごみの処理費も23区内では、年間にしますと１人当たり２万余円がかかる。また３多摩でも１人当たり１万余円がかかるというふうに言われておりますけれど、この広域廃棄物の処分組合でも平成元年、

本年より次期の処分地の検討へ入ることになっています。

都市基盤の整備等はある期間で一応の目安はつきます。しかしこのごみの問題、これは人間が生存する限り、また文明や産業が発展するとともに、尽きることのない問題として地方自治体、まあ大きく言えば国家、また全世界の問題というふうに広がっているんじゃないかなと思います。

考えてみますと、とにかく山間地ですとか、海洋ですとかに、どんどん廃棄物を埋め込んでいくという一方、また排気ガスとか、またばい煙とか、企業においては大気の汚染が進行していくというような中で、地球全体の地上、地下の汚染というものは日進月歩の形で進んでおります。

こう考えていきますと、果たして焼却したものをどんどん地下へ埋めていくということだけでよろしいのかなというような気もします。昔みたいにあまり有害物質のないものを埋めておく、それは肥料化になるでしょう。しかし今日のように科学が発展した中には、有害なものが相当残っているということで、それにつれてこれから――少し話は大きくなりますけど、後進国もドンドン発展していく。それに伴い当然また公害が伴ってくるということで、果たしてこれが地上の生物の中で、一番頭脳が発達していると言われている人間が、逆にその頭脳によって自分自身の住んでいる地球を破壊していくということになるんじゃないかなというふうに考えられます。

こういう状態の中ですから、もうお互いに地球上においての人間同士の争いとかなんとかということは、もうこの辺で終わりにして、その知恵と力と資本力を要するにそういった対応に進めていくべきじゃないかなというふうに考えてもいいんじゃないかなという気がします。

この現在の処理場、また次期の処理場、ごみの問題等について、自治体の長として市長もしお考えがあれば、伺いたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘の自治体に課せられております清掃行政の問題は、ひいては資源問題であり、環境問題であり、人間の健康問題でもある。大きな規模のサイクルの中の一部分を今あらわにしているということが世界、あるいは人類の課題でもあるというふうに論ぜられつつあるように思います。当面の御質問――日野市の清掃行政は一応現状におきましては一定の安定を保ちながら、しかも将来の問題にも対して市民の理解や協力を得るという方法で、解決を図っていかなければなりません。特に広域処分の問題、これは湾岸、海を持つ東京都の問題でもありますし、また我々の地域は内陸

のごみ処理の問題としていろいろ将来的な検討もあわせ、行われておるところであります。

海岸に公害をつくらない形で埋立地をつくっていく、現状、巨大都市のごみ問題の逃げ場はちょっとそれ以外には考えられない。それが大阪方面のフェニックス計画であり、東京都もまた東京湾の大きな利用活用の問題でもあるというふうに取り組まれつつあることを、我々も部分的ながら承知をいたしております。

内陸のごみ処理といたしましては、やはり山間部の方に一定の埋立用地を確保しながら、あとに公害を残さない、そういう形で取り組まれているわけでありまして、現在の広域処分場組合、次の問題もだんだんと取り組みながら進めておるという現状であります。今、日本経済、日本の国内の場合を考えましても、確かに世界じゅうの資源を輸入をして、そうして逆に大きな自然環境のまた破壊をする要因にもなっておるということが指摘されておりますし、フロンガス等については国際的な問題として取り組もうということが国連のサミット会議でも議題にのるようになってまいりました。

人間が本当に知能をその問題にも傾倒して、一定の方向づけもしなければなりませんが、日本だけの範囲の問題として考えますと、一番ごみ量がふえる、この一方にまた生活の向上、あるいは生産の向上という裏腹の問題にもなっておりまして、清掃行政を担当する厚生省、それから物資の流通や、生産行政を指導する通産省、かなり立場を異にしておるわけでありまして、そのことがまた表にもかなりはっきり露呈をしてくる。つまりへたにごみをあまり極端に制限すると、日本経済にも影響してくるというふうな問題がありますから、消費するものをなるべく公害を除去することと、また再資源のレールをはっきりと具体化するということに解決の糸口がある、こう考えるべきだと思いますので、我々も地域の問題でありますとともに、また視野広く清掃行政について進めてまいらなければならない責任を持っておるというふうに思います。

この際市民の方にあまりごみ減量のことを強いるということも、まあ精神的には理解をしてもらわなければなりませんが、行政の手おくれ、立ちおくれのためにそういう形であってもいけない。まあ両々相まって大きく問題に取り組み、解決を図っていくということに、当面の結論があるように思ってます。またそのように具体的な課題につきましても、それぞれに積極性を注ぎながら取り組みを進めていきたい、こう考えております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　どうもありがとうございました。このごみの問題、とにかく先

ほども申し上げたとおり、我々が生存する限りはついてまわるという問題でございます。そういったことで非常にその対応は難しいということもわかりますけれど、何だかんだと申しましてもとにかく現在の時点では、ごみの減量化、資源の再生化というふうなことを図っていく。また減量についてはまずごみを捨てる市民一人一人の理解と、また行政の指導がないとなかなか徹底しないという面もあろうかと思います。

そういったことで今後は市民と行政と一体になって問題を処理していくということに努力されるようにお願いして、この質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって２の１、廃棄物処理の問題点と今後の対応についての質問を終わります。

一般質問２の２、西平山土地区画整理の進行状況とその問題点と今後の見通しについての通告質問者、高橋徳次君の質問を許します。

○16番（高橋徳次君）　西平山土地の区画整理ですが、これについて質問させていただきますけれど、長年、大分日野の西のチベットというふうに言われていた地域にも区画整理ということが滑り出してまいりました。これ、再三申し上げるとおり、この地域は本当に都市基盤の整備がおくれているという地域の一つでございます。東西には京王線、中央線というものに挟まれ、また南北には八高線がありながら、またその周辺には豊田駅、八王子駅、また北八王子駅、平山駅、長沼駅というふうに、各駅がございますけれど、この駅へ参るのにもいずれも歩いては二、三十分ないしは40分かかるというような状態です。そういった中で、ついせんだっての市内の循環バスですか、この路線も道路が狭いという意味で、警察の方でもまかりならんということで外されております。

またこの地域はこれから区画整理をしようという地域の関係もありますけれど、公的な施設としては、川北に地区センターが一つある、あとはほとんどが真ん中が畑で、その周辺に住宅が張りついているという状況でございます。そういった中で、この地域の方々、以前は区画整理に対しては非常に――減歩の関係で反発を持っておりました。しかしその後考え方も変わってまいりまして、関係者も以前と違ってその必要性を理解してきたようです。しかしいざ区画整理ということになると、総論賛成、各論異義ありという結果になっています。

それでこの西平山の区画整理も、前に２回ほど全体会議で説明会をし、その後各自治会ごと、また地域ごとの説明会に入っております。そういった中で現在までの状況と、またその間に出てきた問題等がありましたら、お伺いしたいと思います、お願いします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　高橋徳次君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それではお答えをいたします。

西平山の土地区画整理につきましては、面積が現在予定しておりますものが92ヘクタールでございます。事業化に向けて準備をしております。

本年の２月でございますけれども、20日及び21日にかけまして、計画決定に向けての説明会を地元滝合小学校で行ったわけでございます。そのほかには地域の自治会から市の方に要請がございまして、自治会単位で話し合いをしております。

これからこの区画整理事業を手続きとしてどう進めるかということになるわけでございますけれども、まず都市計画法に基づくところの計画決定を立てる。続きまして事業認可を取りまして、事業に着手ということになるわけでございます。

平成元年度につきましては、この計画決定を取るための環境影響評価の手続き、それから都市計画法に基づくところの道路の変更、あるいは区画整理事業としての都市計画決定、こういった手続きがあるわけでございます。これを本年度中に済ませまして、本年度の末に計画決定を取りたいというふうに考えております。

事業認可につきましては、この都市計画決定を踏まえまして、また地元に説明会等を開きまして、事業の内容に理解をいただき、平成２年度中、早ければ平成２年度の12月、おくれましても年度末には事業認可を取りたいというふうに現在考えております。

地元の不安といいますか、問題点ということでございますけれども、これは特別に西平山固有のものではございません。区画整理事業そのものがこの区域内の権利者につきましては初めての経験でございますので、いろんな問題につきまして不安を抱えているわけでございます。幾つかございましてこの区域内に都市計画道路３・３・２号線、旧来の呼び方で言いますと、１・３・１号線でございます。この道路についての環境破壊といいますか、環境保全の問題、それからあと区画整理事業にかかるところの減歩の問題、それから家の移転補償の問題、このお金の問題と、それから移転することによりまして家が傷むのではないかというようなそういう懸念とか、それから事業完了した後のいわゆる最終段階での清算の問題、こういったことが疑問なり不安として出てくるわけでございます。

今まで計画決定に向けての説明会とか、あるいは地域での説明会の中で、この理解を深めているわけでございますが、今後事業認可に向けてのこれからの地元対応の中で、今申し上げました問題、不安等についての御理解を深めていきたいというふうに考えている次第でございます。以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　　どうもありがとうございました。今の説明で大まかな経過はわかったんですけれど、この説明会の中でちょっと伺いたいことがあるんですけれど、これは確認したわけじゃないんですけれど滝合橋、平山方面から来まして滝合橋を渡って、平山住宅の西側を通って国鉄官舎へ向かうという既存の道路がございます。これをその説明会の中で人間専用の道路にしたいんだ。それからまたじゃ車はどうするかというと、車は滝合橋を渡ったらすぐ左へ曲がって、それでまた右折して、それで北上するというふうな説明があったということなんですけど、この点１点だけちょっと伺いたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　　ただいまの御質問でございますけれども、現在は南の方から申し上げますと、滝合橋を渡りますと、東側に東京都住宅供給公社の団地がございます。それからその西側に、いわゆる南北の市道があるわけでございます。区画整理の事業の中では、この道路の西側に、現在の道路と並行する形になりますけれども、計画の道路を考えておるということでございます。ですから将来は滝合橋を渡ってきた車が左折をして現在の南北道路と並行して北に向かう、そういう形の路線の設定でございます。したがって供給公社の平山住宅の西側の道路については、車の量は将来的にもまあ減ってくる、そういう形のものでございます。現在、その道路を歩行者専用ということの位置づけは考えてはおりません。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　　歩行者専用ではないということのようですので、この点はそれで結構だと思うんです。これも歩行者専用ということにされますと、またいろいろ問題が生じてくるという道路でございます。

そういったことで関連してちょっと伺っておきたいんですけれど、これは前にも質問したことがあるんですけれど、長沼橋のかけかえですか、この件でちょっと伺いたいと思います。この橋は前にも申したとおり非常に狭く、車が１車線きり通れない、まあ車が通ると歩行者も通れないという狭い道路で、これでは危ないということで、後になって歩行者専用の橋脚をそのわきへつけたといういきさつもある道路なんですけれど、朝晩は平山の工業団地へ向かう車がこの橋へ、八王子方面ないしは柚木方面から来る車がここへ殺到してくるということで、ほとんど一方通行の状態になってしまうという形です。

またかけ方が非常に長くて、土手から土手へかけて、それの両側の完全な取りつけ道路がないということで、両岸の土手を利用した道路を通って車がみんな来るということで、うっかりして対岸を見ないで入ってしまうと、橋の中で鉢合わせをするということで、ここで戻れ、戻らぬのけんかをしているのが再三見受けられています。聞くところによると建設省の方から八王子の方へという、かけかえについての話が来ている、また八王子から日野の方へもその話が来ているということで、まあこの橋自体は一応行政上は八王子に属しているわけですけれど、利用者としては日野が圧倒的に多いというような中で、この間の現在までの様子がわかりましたらお願いしたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　　御質問の内容は長沼橋のかけかえの件ということでございますんで、お答えをさせていただきたいと思います。

長沼橋のかけかえについては、昭和62年の12月の７日付で建設省の京浜工事事務所より、河川改修工事の施工に伴いまして長沼橋の改築計画についてということで、今現在橋の管理者であります八王子市に照会がございました。その後八王子市から日野市にこの問題についての協議がございまして、その協議の内容は、線形と幅員でございます——橋の幅でございます、等についての協議がございました。これに伴いまして、建設省京浜工事事務所と八王子市と日野市との調整を進めてまいりましたけど、ここでこれらの２点についての決定がなされました。

新しい橋の位置でございますけども、現況の橋より上流部分にかけることになっております。橋の長さは145メートルでございます。橋梁部分の標準の断面図でございますけども、橋の幅員は12メートル80でございます。12メーター80の中の詳細的なものを御説明いたしますと、まず車道部分でございますけど、車道は７メートルでございます。歩道は両側に2.5メートル、２メートル50の歩道が設置することになっております。それからこれも両サイドでございますけど、高欄部分が40センチにスペースを取ってありまして、トータル12メーター80ということになっておるわけでございます。橋の構造についてはまだ決まっておりません。この３者によってこれから検討するということになっております。

それから事業の予定でございますけども、建設省の方で一応案として打ち出されているのは、平成元年度でこれらについての測量をする。それからボーリング調査、それからこれに伴う詳細設計をするというのが平成元年度で建設省はやる予定でございます。それから平成２年度でございますけども、２年度に一部工事を着工したいということで

ございます。橋をつくる期間としますと、平成２年度から３カ年間を計画の事業としたいということになっております。

それから御質問の中で取りつけ道路の問題でございますけども、日野市側の方をちょっと御説明させていただきますと、日野市側の方の取りつけ道路は、先ほど都市整備部長の方からもお答えがございましたように、西平山の土地区画整理事業と整合を図りまして、この橋に取りつけをしていくというような考え方でございます、以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　どうもありがとうございました。この問題について、この長沼橋が現在の木造から鉄筋の橋にかけかえられた折り、行政上八王子にあるということで、利用者は日野市の人がほとんどあれしているんだということで、その間にその話し合いがつかなかったのか。半分だけかかって、しばらく１年か１年半、そのままで放置されていた、まあその当時はずっと昔ですから、車もほとんどなかったし、ということで歩行者のみですから、あえて危険はなかったと思うんですけれど、今回またそういう形になりますと、今度は車がどんどん来ますから、夜なんかそのまま橋があるものと思って川の中に泳ぎに入ってしまうということでは非常に困るということがございますので、その点はまた八王子ともよく話し合って、同時に竣工を進めていただくということをお願いしておきます。

それで最後にお聞きしたいのは仮称西豊田駅ですか、これについてその後何か進展があるのか、また今後どのような対応をされていくのか、この点伺いたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えしたいと思います。すでに仮称西豊田駅の新設問題につきましては、ある程度御報告しているとおりでございます。昨年度、７月には一定の予備調査と報告書を作成しまして、ＪＲへ提出した経緯がございます。その後折衝の中で提出内容についての問題を追加調査資料を提出を求められました。よってその調査につきましても、ここでやっと追加資料がまとまった状況でございます。近いうちにＪＲ本社に提出をする予定でございます。よって今後につきましては、その提出書類によって、再度ＪＲ本社での検討がなされるということで、できるだけ早い時期に結論を出してもらうように要請をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　いずれにしてもこの駅をつくるということはもう大変なことで、前にも申し上げましたとおり、横浜線の古淵駅ですか、これも区画整理と同時に竣工さ

れたというような中で、その経過をたどってみますと、非常にそれぞれ苦労されて行政ももちろん努力するし、また住民の方も努力するというような形で、これを今後進展させていく上には、やはり行政と関係住民、また利用者等含めた中で、ともに対応していかなければならない、このように思っています。市長は過日の市長選の公約でもあります西豊田駅ですか、市長自体はどのようにお考えになって、今後どう対応されていくか伺いたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　西豊田駅の新設につきましては、西平山区画整理の中で、駅前広場を設計に入れる、この課題とともに、ＪＲ当局との交渉を現実的な問題として進めつつあります。ＪＲ当局はもちろん経営に大きくプラスするという判断が必要でございますので、その理由と状況――駅勢圏の範囲で調査資料を提出したり、それから駅の具体的な設計において、もう少し西にホームを伸ばす、あるいは位置を変えるということで、検討資料が求められたわけでございます。検討資料を求めるということは、やはり当局も真剣に対策を練っておられるというふうに理解しておりますので、地元の誠意、あるいは努力、こういうことによって、今後１ページ、１ページの具体化を進めていきたい、このように考えておるところでございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　どうもありがとうございました。いずれにしましても、この問題は非常に長い期間とそれからまたいろいろな問題がつきまとってくると思います。そういったことで、行政の方の積極的な対応を要望して、この質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって２の２、西平山土地区画整理の進行状況とその問題点と今後の見通しについての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（一ノ瀬　隆君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午前11時34分　休憩

午後１時４分　再開

○副議長（一ノ瀬　隆君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問３の１、新町一丁目周辺の水害対策を急がれたいの通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員　登壇〕

○19番（板垣正男君）　新町一丁目周辺の水害対策を急がれたいということで、一般質問を行いたいと思います。

今日、日野の市内の都市基盤も相当進んでまいりました。森田市長初め職員の関係の皆さん、大いにこれまで努力をされてまいってきたわけでありますが、特に下水道の建設にも本腰の入った取り組みが年々強まってまいってきていたわけであります。これより以前水害の発生を解消させるということで、河川の改修であるとか、都市下水路の整備等が先行して進められてまいりました。根川の改修であるとか、黒川都市下水路の完成であるとか、さらには日野駅前の都市下水路の完成なども行ってまいったわけであります。現在、神明都市下水路の完成を急ぐべく、工事が始められようとしているわけでございますが、主要な大きな幹線の都市下水路などの完成などもございまして、大規模な水害というのがなくなってきた現状でございます。これは関係する地域の住民の皆様方もそうした点など本当に行政の努力も高く評価するという声もあるわけでございまして、こうしたことなどが今後の下水道事業へと引き継がれて、一刻も早い都市基盤の整備完成が待たれるわけでございます。

こうしたもとですべての市内の地域における水害の対策に必要な都市下水路が100％完成したという状況にないことは、もちろんまた一方にあるわけでございまして、こういうところに地域的な都市化が進んだもとで、水害が発生するというような状況が今生まれつつあるんではないかと思うわけであります。

８月の10日、午後６時３分から６時43分、40分間に37.5ミリの降雨がございました。かなりの記録的な集中豪雨といってもいいくらいだと思うんでありますが、これだけの降水量がありますと、やはり都市基盤の済んでない部分、地域には、水害も発生するというようなことも生ずるわけでございます。その生じたところは、今回の一般質問に取り上げました表題のとおり、新町一丁目を中心といたします場所にそれが発生したということになったものであります。

私もこの８月10日の夕刻、住民からの通報を受けまして、降雨の中でありましたけれど、現地に行って、その状況をつぶさに目の当たりにしたわけでございます。市営の駐輪場がございます。姥久保都営住宅もございます。その周辺の住宅ももちろん関係するわけでありますけれど、この辺一帯の道路が水を被ってしまう、こういう状況になったわけであります。市営の自転車置き場には相当の水がたまりまして、駐輪場利用者が自分の自転車を取りに行こうとしても道路が水にあふれておりますし、駐輪場も水でいっぱい、こういう状況のもとで、靴を脱いで、ズボンをまくって、そして水の中を自分の自転車にたどり着く、こういう場面も見られたわけであります。

朝、降雨のことを予想しておれば、それなりの用意もあったかもしれませんけれど、なかなかそういう予想も立てられない夕刻の集中豪雨であったわけであります。この状況は、まあ私も見たありのままを申し上げますと、姥久保都営住宅の北側に用水路が流れておりまして、一応甲州街道を横断しております用水があるわけでありますが、この用水に甲州街道から、甲州街道に沿いまして日野台などの地域を含めた雨水の流れます用水路が沿って、直角に用水路に接続しておるわけであります。その接続したところに甲州街道へ、甲州街道の下を通りまして、さらに水が流れていくということになっておりまして、強い勢いで流れてまいりますと、どうしてもそこでトラブルを起こしやすいもともとの構造になっているわけであります。大量の水が流れてまいりますと、どうしてもそこであふれるという状況が過去にもあったわけでありますけれど、この８月10日の場合ですと、水が逆流するという現象があったわけであります。通常集中豪雨などありますと、用水のせきをとめて、用水の水を流さないように対応するわけでありますから、勢い逆流しやすい状況にもなるということもあるわけであります。しかし用水が通常どおり流れておりますと、一層被害が増大するということもあるわけでありますから、これはどうしてもせきをとめなければならないことになるわけであります。せきをとめた上でなおかつ水があふれたということになったわけでありますから、これはやっぱり相当の被害があったということになるのではないかと思います。

この地域は全部住宅地ではもちろんないわけでございまして、水田のあるところであります。稲など相当水を被った状況にもなったわけでありますが、もしここが水田でなかったらどういうふうになるかということを考えてみますと、これは道路の冠水だけにとどまらないで、家屋の床下、あるいは床上浸水ということにも当然なったであろうということが容易に予想できるわけでございます。

都市化の部分的な進行状況などであるとか、あるいは記録的な集中豪雨などによることなどが重なりまして、こうした水害の発生というものが出てきたのではないかと思いますが、このしばらく二、三年は、そういう心配も予想されつつ、今日のようなひどい状況ではなかったように思います。それは四ツ谷下の都市下水路の完成などによりまして、駅周辺から関係地域の水の流れをスムーズにしたというようなことなども行いまして、一応そういう心配はなかったのでありますけれど、しかしまた最近新しいこういう現象があらわれ始めているということじゃないかと思うわけでございます。

問題点はそう複雑ではないというふうに私は思いますので、こうした状況など市側でも当然掌握されているかと思いますし、またその後の対応や対策は検討されているのではないかと思いますので、今後の対応策をお伺いしたいと思うわけであります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　　お答えいたします。

御指摘の新町一丁目地域のまず排水の系統でございますけれども、現在は日野用水を使いまして、日野駅の下を通りまして、いわゆる東側に排除をしているということでございます。

現在この水路が容量が不足をいたしますので、日野駅の西側の広場の地下の部分でございますけれども、オーバーフローをした水を、新坂下の排水路に流すということになっております。溢水の状況でございますけれども、ただいま御指摘がありましたように、都営姥久保団地の10号棟付近の、いわゆるメイン道路の部分が一部滞水をする。あるいは市営駐輪場及びその周辺の水田に大雨が降ったときには、水がたまる、そういう状況でございます。

原因でございますけれども、いろいろあるわけでございますが、まず地域の名称からみましても、姥久保という、「くぼ」という字がつくくらいでございましたので、いわゆる従来から非常に水の引きが悪く、こう雨が降りますと、日野駅西側一帯を含めまして水がたまった、そういう地域でございます。

それからこの新町の滞水につきましては、新町一丁目周辺、それから日野台一丁目、これらの地域が姥久保都営近くに水が集まるわけでございますけれども、この地域のいわゆる道路整備が進み、あるいは宅地化が進んだために、流出係数が高くなりまして、一挙に水が出るということでございます。

それからあと一つは神明上都市下水路の未開通の問題でございます。神明上地域、あるいは日野本町の地域の雨水排水を神明上都市下水路をもちまして、多摩川に放流する計画になっております。この下水路の計画が２・２・10号線の用地買収の関係等の原因もございまして、当初計画よりかなり整備がおくれているということが下流の水位を上げ、新町一丁目の滞水につながるということでございます。

これらの対策でございますけれども、１点目に考えられますのは、新町一丁目付近の水路、あるいは道路側溝等の調査をいたしまして、不良箇所の改善を図るということでございます。

２点目は姥久保団地内の排水系統の再点検をいたしまして、特に側溝等の整備が不完全のようでございます。これらにつきましては管理主体でございます東京都住宅局の方に調査・改善を申し入れをしたいというふうに考えております。

それから最後の対策でございますけれども、神明上都市下水路の早期完成でございます。現在、この下水路の系統の用地買収につきましては、いわゆる立日橋関連道路の一部の用買が残っておりますけれども、甲州街道からこれは南側でございますけれども、民地の買収の見通しもついております。したがいましてこの下水路の完成につきましては、平成３年度に完了をするという見通しを立っております。この都市下水路の完成によりまして、現在神明上の地域の排水が本来なら都市下水路に結ぶところを日野用水に暫定的につないでございますし、また大坂上一丁目、いわゆる上流の高台の方からの排水も、宝泉寺のわきで用水につないでいるわけでございます。こういったものも直接都市下水路の幹線に接続できますので、この神明都市下水路の完成に伴って、この新町一丁目の排水の対策にもなるんではないかというふうに現在考えているところでございます。

今後――今まで市内の大雨のときの対応として、旭が丘一丁目でありますとか、あるいは多摩平六丁目、あるいは多摩平の支所の周辺、こういったところに集中的に気を配っていたわけでございます。今後新町一丁目についても十分降雨時に調査もいたしたいというふうに考えております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　　原因と今後の対応などについて今説明があったわけでありますが、現状の水路や側溝の調査、改善ということも当然これ必要かと思うんです。部分的に水害を発生させるような、あるいは水の流れを悪くするような箇所があれば、それを改善するということもこれ当然必要なことでございます。

都営住宅の排水系統の点検なども、これも大いに進める必要があろうかと思います。団地のわきを用水路が流れているわけでありますけれど、この用水路の流れなどがよくなっているのかどうかというようなことなどもあるわけでございまして、通常流れもかなり悪くなっているような箇所もあるんではないかというふうに思います。それらが集中豪雨の際に一つのあふれる原因にもなっているということに仮になっておりますと、これはやはり早急に改善しなければならなくなるわけでございまして、東京都への協議なども即刻始めていただきたいと思います。

３点目の質問でありました神明都市下水路、これは完成させることによって、日野駅

の東側方面の流れをよくするということで、これも大事な事業になるわけであります。平成３年度完成を目指しまして、今後大いに努力をしていただきたいと思うわけであります。

私はこういう対策と調査・点検なども当然必要なことと思いますので、大いに進めていただきたいわけでありますけれど、一つ私が気になっております点は、次の点に触れていないんではないかと思うんです。最初に水害が発生した状況をお話をした際に、日野用水路の用水に都営住宅のわき、いわゆる甲州街道との間の用水路が直角にぶつかって、そして甲州街道の下を横断する、こういうことになっておるわけでありますが、あの用水が集中豪雨の際などの、非常に勢いの強い水が流れてきて、直角にぶつかるわけですね。そのために、その流れた水が全部スムーズに甲州街道の下の排水管に流れていくというふうにはなかなかならないわけです。最後は分かれてしまうわけですね。だから水が逆流して流れるという状況があるために、水があふれるということになるわけであります。ですからこの甲州街道へ流れ込むあの突き当たった箇所を改善するというよりも、あそこにたくさん水が流れてくることから生ずる水の逆流であるとか、あふれるという状況をどうなくすかということも、私は必要だと思うんです。そのためにこの用水にぶつかります水路には、３方から、三つの方向から水が集中していると思うんです。その一つは、日野台の方向から来ているということと、それからもう一つは第三小学校に通じております補助２号線だと思うんですが、その道路沿いから流れてくるものと、それからもう一つは、これも日野用水からの取水でありますけれど、新坂下の道路のわきを通った用水から流れてくるものと、この三つが全部そこへ集中してくるということになるわけですね。

甲州街道を横断した後の、例えば神明都市下水路の完成などによって、スムースに流れるとしても、短時間で三つの方向から、水が集中してきてまいります、この直角にぶつかったところまで、どう水を散らすかということも、私はこの水害をなくす大きなポイントの一つではないかと思うんです。ここの点が部長の説明では欠けていたんではないかということは、私は気になった点でございますし、むしろそこの点を解決することによって、甲州街道の横断以前の地域、いわゆる新町一丁目の地域の水害というものは解決されるんではないかという考えが生じるんじゃないかと思うんです、この辺のところを再度部長に答弁いただきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　御指摘の場所につきましては、抜本的には先ほど都市整備

部長がお答えした方法になりますが、用水路という中で、所管が建設部になっておりますので、当面の対策につきましては、早急に主管課で検討させるようにいたします。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　主管課で早急に対策を検討するということですから、その対策を待つということ以外にはないわけであります。ぜひとも早急な対策を要望しておきたいと思います。

用水路の改善ということも必要でもありますけれど、もともと都市下水路の計画もあの周辺には、近くにあるわけでありますから、この都市下水路の建設ということもあわせて考えていく必要があるかと思います。そのことによって１本に集中する水の流れを、新坂下の都市下水路に接続することによって、集中化を避けるということができるわけでございます。こうしたことなどを含めて、早急な対策・対応を強く求めてまいりたいと思います。

最後に市長、これまでの質疑、そして担当部長の答弁など踏まえて一言お考えを示していただきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市内浸水につきましてはかつて未整備時代、一方の都市化と、また一面の集中豪雨の際の浸水の経験にかんがみて、主要な地域につきましては一応の抜本対策を講じ、根川の重要河川に基づいての改修をやりますとか、その他の都市下水路の整備によって、まあ今日では日野市内面目を新たに浸水地点が、改善は一応できたわけでありますが、なおこれから今まで水をたたえておりました、湧水池の役割をしておりました水田が宅地化される。あるいはこの地面の舗装等が進みますと、また次の地域浸水が生じ得るということは、今回の経験でも明らかに証明をされた感じでおります。特に御指摘の日野駅の西方、姥久保、あるいは甲州街道、あの地域に浸水地点が生ずるということはあり得ることであったわけでありますが、つまり30分間に三十数ミリ、１時間に50ミリ以上の降水にはなかなか、路上冠水等はやむを得ないというような、他の都市の現実もあるわけでありますが、まあ市民がとにかく難儀をされると、宅地の浸水、あるいは道路の冠水、市民生活に支障があるということでは、放置するわけにはまいりませんので、今それぞれの所管におきまして、将来対策を考えておる。これから解決できるというふうに答えておりますことに、私も同感でございます。

１年にこういった経験の機会を持つことによって、その都度原因をより明確にして、

別格な対策を取るということが浸水対策におきましても大変適切な方法でもありますので、今後の用水整備、あるいは都市下水整備、特に下水道の整備は、これは汚水管で行うわけでありますが、雨水管についてのこれからの対策を地域に応じて積極的に取り組む必要があるということを感じております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　　今後の努力を期待いたしまして、この質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　これをもって３の１、新町一丁目周辺の水害対策を急がれたいの質問を終わります。

一般質問３の２、中央高速道路の自動車騒音対策は、住民の立場に立った市の対応を強められたいの通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　　中央高速道路の自動車騒音対策につきまして、私はこれまで、最近で言えば昭和62年の６月の議会、そしてことしの３月の議会で取り上げてまいりました。その際にもやはり市側の対応の仕方として、住民の立場に立った対応を強く求めてまいってきたわけでございますが、今回も改めてその立場で一般質問に取り上げたわけでございます。市側の積極的な対応を示す答弁を期待して、この質問を行ってまいります。

62年の６月議会で私はこの公害の発生する状況の、年々ひどくなる状況を明らかにしてまいりました。高速道路が開通いたしまして、まあ20年経過した時点でございました。当初の自動車の通過台数も飛躍的にふえているということに立ちまして、騒音の問題もなくなるとか、減少するとかというんではなくて、ますますひどくなるという実態があったわけでございます。もう同じこと繰り返しませんけれど、その前年でありますが、住民の方々が道路公団の八王子支局の方々と話し合いの機会を持ったわけでございます。市の生活環境部にもいろいろ御協力をいただいたわけでありますけれど、その際に何点かの改善点が示されたわけであります。このとき示された改善点の一部が、そのとおり実行されたこともございます。そういう点もございますし、まだ依然として未解決部分もあるという状況にあったわけでございます。

このとき私が質問した中で、生活環境部長がこういうふうにお答えになった部分がございます。それは、姥久保高架の箇所には検査路というものがございまして、この検査路が、まあジョイントが発生する音の２次公害といいますか、振動を発するということがございまして、試験的に２カ所この検査路のボルト締めを強化したというものがございました。で、この工事が終わったということを受けて、市の公害防災課の職員が付近

の住民に、耳に達する音で変化があるかどうかについて調査をいたしましたところ、あまり目に見えた騒音の減少はない、こういう返事が返ってきたという聞き取り調査の結果の説明があったわけであります。

確かに検査路の響く音というのは、ボルト締めによってなくすことはできるわけでありますけれど、ジョイントの部分から発する音というのは、これはなくすることはできないわけであります。ですからこの問題を引き継いで道路公団側にも要望していきたいという回答であったわけでございます。

その後道路公団では検査路の全面的なびょう打ちの強化をいたしまして、現在では２次騒音である検査路の振動というのは、ほとんどありません。私が高速道路の下で実際にその調査を行っても、そういう音は聞こえることができないわけでありますから、一応それはできたわけであります。しかし肝心の高速道路そのものから発する音というのは、依然としてなくなっていないわけでございます。市側も２カ所場所を選びまして、騒音の測定を24時間行ったわけであります。これにつきましてはことしの３月議会でも詳しく説明もありましたし、その点での私の質問もあったわけであります。

平均値で一応基準の点にはクリアしているということになっておりますが、しかし上限・下限というこの数値を見てまいりますと、上限の数値というものを取り出しただけでも、かなりの超えた回数というのがあるわけですね。特に夜間の騒音というのは相当あるのではないかと思うんです。

騒音の測定を行って平均値であらわして、それが基準点に達しているか達していないかということだけで、騒音問題を解決するということはもちろんこれはできないわけでございまして、実際住民が聞こえるのは、上限の音によってやはりうるさいかどうかということを感ずるわけであります。やはり高い音が出ているということがある以上、平均値が基準点以下だといっても、私はこの問題の解決には決してなっていないんじゃないかということでございます。

この騒音の問題をことしの７月、８月に特に住民の方々が私などを通じてもそうでありましたし、恐らく市側にもそういう話はいっているんではないかと思うんですが、ひどい状況だと、特に夜間の暑いとき、窓をあけるというようなことなどもできないわけですね。窓を閉めていてもこの騒音というのはことしはひどくなってきているという苦情などが寄せられておるわけであります。道路公団にも電話したという話もあるわけでありますけれど、こういうことを道路公団でも、いろいろと最近の技術などの駆使を含めて、いろいろ検討されているということが、再三説明されているんでありますけれど、

私は市側の対応はもう一つ努力していただきたいということをポイントにお願いをしておきたいと思うんです。といいますのは、この騒音問題を解決するための対策を、具体的に市が実施するということでは、もちろんこれないわけでしょうから、どう道路公団に要請するか、住民の今日の状況を理解していただいて、本当に真剣になって取り組んでいただけるかということじゃないかと思うわけであります。そのために市側にももう一歩努力をしていただきたいということでございます。

これまで担当課の方ではいろいろと道路公団との折衝などの状況なども、ことしの3月の議会などでの部長の説明でもよく私も理解できるんでありますけれど、もう一つやっぱりまだまだ足りないんではないかという印象を持っているわけであります。

例えば道路公団側にいろいろ具体的な話で、今要請をされているんだろうと思うんですけれど、ジョイントの部分の改善というのがどの程度現在の技術で行われているのかというのは、私は具体的に知らないのでありますけれど、立日橋が開通いたしました。あそこ1度車で通った方はどなたも気がつくと思うんですけれど、甲州街道の日野橋の路面とは随分違うということを感じると思うんですね。その一つはジョイントの部分がたった1カ所しかないわけです。長い橋げたになっているということで、やはり現代の橋の工作技術というのは相当進歩しておりまして、たった1カ所のつなぎ目で、あの多摩川横断の橋をかけることができるということにまでなってきたんだろうと思うんですね。それでつなぎ目のガターンという音がなくなっているということになっているわけであります。

こういうことを考えてみますと、今からもう二十数年前に完成いたしました中央高速道路のあの高架の部分というのは、技術的にはかなり進歩した今日の建設技術であるならば、これも当然違ったものになるわけであります。しかし一たんできたものをどう改善するかというのは、ある意味では新しくつくるということよりも難しさもまたあるかと思うんです。しかし難しさはあっても技術的には不可能だということではないことであるならば、やはり住民のこうした毎日、毎日受けております苦痛を改善するということのために、これ努力してもらう、予算を取って、必要な対策も取ってもらうということにやっぱりなっていかなければならないと思うんです。

四百八十数メーターある区間がございます。まあ500メーターぐらいの距離でありますから、どの程度まで長い――鋼橋鈑桁というんだそうでありますけれど、この鈑桁をかけることが可能なのかどうかということですね。一つ一つ詰めて対応していただきたいと思うんでありますが、まあ素人考えで、住民の方々といろいろお話をした中で、こ

ういう方法はどうか、あるいはこういう点の改善はどうかなどという御意見などに基づいて、私も御意見申し上げているわけでありますけれど、一つはやはり今申し上げましたように、長い鈑桁をかけかえるということが、私は最も抜本的な改善策だと思うんです。二つ目にはこの路面の改善でありますけれど、路面そのものをもっとタイヤの摩擦音が発生しにくいものに改善することができないのかどうかということもあるわけであります。例えば一般の道路でも舗装直後の路面と、かなり傷んでまいりました路面のタイヤの摩擦音は、これはもう相当の違いがあることは、私たちも日常的にも経験しているわけでありますが、この路面を改善することによって、騒音を減少させるということもあわせて、やはり考える必要があるんじゃないでしょうかという点であります。

三つ目にジョイントの部分そのものを改善するということですね。これはいろいろ道路公団でも私どもに示した案などがあるわけでありますけれど、例えばこのジョイントの部分にいろんなものを詰めて、物を詰めて騒音を和らげるということなどもあったようですけれど、これ実際は対策として行われたのかどうかということも疑問なんですが、仮に行ったとしても、ほとんど効果がないというのが実情じゃないかと思うんです。ですから物を詰めるということも、もちろん含めてよろしいんですが、ジョイントの部分の改善をどう今日の技術で改善するかという点があるかと思うんです。恐らく専門的にはこのほかまだまだ多面的な研究はされていると思いますので、十分道路公団も御承知のことと思いますが、こうしたことなど一つ一つやはり検討をしていただくということが必要ではないかと思うわけであります。

なにしろ二十数年間、この音を毎日聞きながら生活していることを想像しただけでも、やはり住民の暮らしやあるいは健康を守るという点で、一刻も早い対応が求められると思うわけであります。

これまでの経過なども若干あるかと思うんですけれど、担当の部門で今後の対策を含めまして、状況などの説明も行いつつ、考えをお知らせいただきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　まず最近の公団側の動きと言いましょうか、手当てにつきまして、お話し申し上げます。

本年8月に入りまして、今お話がありましたジョイント部分の補修並びに段差の修正を集中的に工事を行ったという報告が入っております。このジョイントの補修でございますが、まずジョイント部分の充てん物の詰め込みということによりますことの減少策、

それにジョイント部分は、御存じのとおり金属によります、くしの歯のような形態をしたものでございますが、それとそれを受けるコンクリート部分、ここにおきましての段差、それの解消ということでございまして、まあコンクリート部分、現在あるものを、ある程度の剝離をいたしまして、そこへ補充、コンクリを補充していくという方法ということでございます。

それにそのほかの方法として今公団側で検討しておるということは、遮音壁といいましょうか、それの設置でございます。これは南側は大体ついておるんでございますが、現在およそが問題になっております区間としまして300メーターほど、その北側には遮音壁が入っておりません。これにつきましては、遮音壁をすることによりまして、日陰をつくるといいましょうか、日照の問題と絡んできていることなどもございまして、現在地域の方々の了解を得る方向で検討を進めておるというような現状でございます。

そこで私ども先般、今月の６日でございましたでしょうか、まあ私も着任いたしましたので、あいさつ方々参っての話しでございますが、その中で所長に対しまして、従来私どもから何度か通知を出しておりますが、その要請基準値との比較で云々ということでなく、やはり地域の方々の日夜の苦しみを真正面に受けとめた形でジョイント部分の抜本的な改良、それも八王子管理事務所の範囲を越えて、道路公団そのものとしての対応、抜本的な対応を図ってくれるように、それを最重要課題として取り組むよう強く申し入れをしてきたところでございます。今後におきましてもできる限りの努力を払って、１日も早く音を取り除くよう努力していきたいというふうに考えておるところでございます、以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　　部長の努力がにじみ出ているような答弁であったと、私は受けとめております。決して問題を軽視しているとかということではないと思っておりますし、これはもう何年越しの課題でもありますから、部長初め担当の課長・職員の皆さん、最大限努力をされていることだと私は思っております。

それで今の説明にもありましたように、９月６日にも道路公団に出かけていろいろ要請なども行ったということでございますが、この要請を行ったということの中に、やっぱり私は努力をしつつももう一歩何か公団側への要請というのはちょっと一般的になっているんではないだろうか、こういう印象が免れないわけでございます。例えば市長名で道路公団、あるいはその上になりますと建設省でありますけれど、そういうしかるべきところでちゃんとした話し合い等が今後――過去も含めまして行われてきたのかどうかということなどもあるわけでございます。この問題はきょう申し上げたからあしたすぐできるなどというようなことではもちろんないわけであります。

先ほど申し上げましたように、市が直接工事を施工するということでもないわけでありますから、これはあくまでも道路公団にやっぱりやっていただくという立場での要請になるかと思うんです。何といっても住民の立場に立って本当に真剣になって取り組んでいただきたいということがあるわけでございますが、市長にお伺いいたしまして、今市としてのこの問題の取り上げ方というのは、どう今位置づけられておるのかということなど、ひとつ伺っておきたいと思うんです。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　中央高速道路の高架部分が騒音を発生して、市民生活に大きな、不愉快を超えた苦痛を与えておるということにつきまして、本当に何年来の課題がまだ解決にまで至ってないということについて、責任を感じ、また当局に対する改善の要請をもっと成果のあることにしなければならないというふうに承っております。

今日の技術でこの程度のことが解決できないなんということは、むしろ不可解といっていいぐらいなことではないかと思っておりますので、今まで住民側から具体的なこの提案をするなどということは越えて、また中央高速道路、いわゆる高速道路が国内の交通に欠かすことのできない必要な施設機関であるということをかんがみて、もっと真剣に取り組んでもらうということをぜひ進めたいと思います。私も状況に応じまして、積極的な姿勢でお願いをする打ち出し方をいたしたいと感じたところであります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　　市の基本計画の中で、「公害のない健康なまち」という項目がございますが、交通公害対策というのがありまして、その中で、騒音や振動、排気ガスの自動車公害に対する調査や測定の事実を図るとともに、交通事情の改善と被害軽減の推進を関係機関に要請していきますという、こういうふうに述べているわけであります。これは従来からも行っておるでしょうし、改めて私が申し上げるまでもないわけでありますけれど、しかし市の基本方向がこのようにはっきりと示されているわけでありますから、しっかりこの立場に立って問題の解決に当たっていただきたいと思うのであります。

何回も取り上げるという印象、あるいはあるかと思いますけれど、それだけにやはり問題の解決がまだまだされてないということにもなっているわけでありますから、今度の議会をかりて再々度取り上げたわけでございます。ぜひ市長のただいまの決意に基づ

いて、道路公団への対応をさらに強めていただきますよう要請いたしまして、この質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって３の２、中央高速道路の自動車騒音対策は、住民の立場に立った市の対応を強められたいの質問を終わります。

一般質問４の１、実践女子大学周辺道路の一方通行解除についての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔24番議員　登壇〕

○24番（古賀俊昭君）　さきの６月定例議会の私の一般質問の折りに、共産党議員団の議会ルールを無視した不当な言論弾圧の行為がありまして、私の一般質問が１週間近く延びてしまいました。今議会ではそうした共産党の軽挙妄動がないように議長席におられる一ノ瀬副議長にもよく御協力をお願いをして、一般質問を始めていきたいと思います。

実践女子大学前の一方通行の解除について、簡潔に質問をしてまいります。大坂上三丁目、ＪＲ中央線、多摩平七丁目に囲まれた大坂上四丁目の実践女子大学周辺の道路は、日野台高校側の市道、神明上８号線を除きまして、一方通行の車両規制が行われております。路線名で申し上げますと、市道神明上５号線、市道神明上７号線、そして市道神明上122号線であります。

本日はその中の神明上５号線を主に念頭に置きながら質問を行ってまいります。日野市役所から第七小学校とお寿司屋さんの「あびな」の間を通り、ＪＲ中央線をまたぐ矢頭橋を渡ると、そこから先は実践女子大学正門方向に進入禁止の標識がありまして、車両は左折しなくてはなりません。この矢頭橋から先へ直進する道路のことを主に本日は念頭に置いてお聞きをいたします。

実はこの道路の一方通行解除については、以前にも市議会の一般質問で取り上げられております。昭和59年第３回定例会で、私の先輩議員であります飯山　茂市議が取り上げたわけであります。会議録を簡単に紹介をさせていただきますと――この時は交通標識の見直しということが主題になっているわけでありますが、「１・３・２道路は中央線架橋も完成をし、すでに路線バスも通るようになりました。――それから云々ありまして、特に市役所から第七小を通って、中央線を渡るとすぐ矢頭橋、左に折れる道路でございます。この道路は一方通行の標識が立っているため大変不便を感じております。１・３・２路線が完成している現在、通過する車も少なく、この際一方通行を解除した方がよいと思います。実践女子大付近の住民の利便を考え、ぜひとも解除するように公

安委員会に働きかけていただきたいと、かように思う次第でございます」これが質問の内容になっております。これに対して市側、市長は何と答えたかであります。当時の建設部長、中村亮助氏であります。「確かに１・３・２道路ができまして、周辺の道路環境が変わってまいりました。そういう中で、過去に、御指摘がございました関係の道路につきましては、地域住民の要望などもございまして、一方通行になっておったわけでございます。これを変化によりましてそれに対応していくということで、通過交通の改善を図ることにつきましては当然なことでございまして、私どもの方も日野警察の方の見解をただしております。」それから云々ありまして、「一方通行解除という意見集約があれば警察はやります、というふうに言っております。」こういうふうに答弁が続いて、最後にですね、市長の考え方を飯山議員はただしております。これについて、当時も今も森田市長ですが、「進入禁止の状況が妥当でないという御指摘、わかりました。早速御指摘のとおり実現するように指導し、また私も当たってみたいと思っております。」これが当時の会議録に載っている質問者と回答者のやり取りであります。

この質問からちょうど５年が経過をいたしました。長い年月がたったわけであります。ここで回答を準備していただく間に、一方通行実施までの経過について少し触れてみたいと思います。御承知のように神明上区画整理事業が昭和39年10月に計画決定が行われまして、133.2ヘクタールを区域として区画整理事業が行われる。そして昭和57年、６月には換地処分が行われたわけであります。この神明上区画整理事業が進むに従って、また完了に伴って、付近の交通事情が大きく変わってくるわけであります。昭和43年の９月、矢頭橋が竣工をいたします。また昭和47年には、神明上５号線が完成をいたしまして、ＪＲ中央線を挟んで、神明側と大坂上、多摩平側が１本の橋で初めて結ばれるということになるわけであります。

その後日野駅側にはさらに昭和53年に神明橋も完成をいたしております。こういう交通事情の変化に伴いまして、従来は大坂上側と神明側は全く行き来はできなかった。大きく日野駅まで迂回をして、もし用事があれば行かざるを得なかったわけでありますが、この橋が、特に矢頭橋が完成したことによって、車の往来が非常に激しくなるわけであります。そうした中、昭和57年ごろになりまして、第七小学校のＰＴＡの皆さんを中心に、通学路にもなっておりますこの区域の道路状況が、子供たちにとって危険な状態になってきているということで、市側と話し合いが再三にわたって持たれたということであります。道路の交通に関することでありますので、当時日野警察の担当者も立ち会ったということを聞いております。そうした話し合いが何回か持たれる中で、昭和58年の

10月の７日から、この最初に申し上げました周辺道路の一方通行が実施をされております。

昭和59年３月には、それまでこの一方通行の理由として挙げられておりました神明側と大坂上、多摩平側をつなぐ大きな幹線道路がないということがあったわけでありますが、この抜本的な解消策として、かねて懸案でありました日野跨線橋が完成をするわけであります。１・３・２と当時は呼んでおりましたが、平成元年６月16日付の名称変更で、現在は３・３・４号線となっております。多摩平東西線と呼ばれておりますこの道路の多摩平陸橋が完成したことによって、事情は一変してくるわけであります。

つまり従来の一方通行の規制の根拠とされていたものが、ここで多摩平陸橋の完成によって、昭和59年４月９日に開通をいたしておりますが、この道路の完成が神明上とそして大坂上、多摩平側との幹線道路として完成したことによって、付近の住民の皆さんの車をお使いになる方、また徒歩で往来をされる方、それぞれの皆さんが自由に通れる道路が完成をしたということで、事情が変わってきたということをまず念頭に置かなければならないと思いますが、その点は先ほどの昭和59年の一般質問でも触れられているとおりであります。

こういった背景があるわけでありますが、５年がたちました。市の方ではその後どのような対応をしてこられたかということであります。まず過去のこの議会で取り上げられた経緯を踏まえまして、その後５年間の間に日野市の方ではどのような対応をされたのか、その点を第１問目として伺います。

また当然一方通行の実施、また解除ということになりますと、当然付近住民の皆さんの意向というものが大切であります。一方通行にしろ相互通行にしろ、地域の方にとっては習慣となっている状態が、変更してくるわけでありますので、地域の住民の皆さんの同意がなければ、軽々には手がつけられる話ではないということはよくわかりますが、地元の皆さんの意見・意向というものをどのような形で吸い上げて来られたのか。住民の意向について、市側がお調べになったその経過があれば、教えていただきたいと思うわけであります。

３番目にこうした今までの流れが一つあるわけでありますが、現在この実践女子大学周辺の一方通行の道路状況、特に神明上５号線等について、市側ではどのような考え方をお持ちになっているのか、以上３点についてお尋ねをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　まず１点目の御質問は、その後の市側の対応はどうなっているかというような御質問でございますけども、当時に交通管理者であります日野警察署との協議は行ってきております。まだ現時点でもこの協議の中の結論は出ておりません。

それから２点目でございますけど、付近住民の意向についてという御質問でございますけども、過去のことの経緯については、付近住民から何も話はないというようなことは聞いておりましたけど、現時点で付近住民の意向についてお話をさせていただきますと、これは正確には把握できていませんけども、この隣接する道路の自治会では、まだ正式にこの一方通行を解除していただきたいというような話題は出てないそうでございます。

それから３点目でございますけど、現在の市の考え方ということでございます。今、古賀議員さんの方から過去の経緯はお話がずっとありましたんで、その点については省略させていただきまして、現時点での考え方ということでお答えをしたいと思います。現在の規制が無意識の中で生活に現在の一方通行というのは、住民に対しては定着をしているということでございまして、特にここの御質問の場所については、周辺には小学校、中学校、高校というような学校がございまして、その通路として使っているというのが、今の場所でございます。

それから一般の歩行者、それから自転車など、いわゆる交通弱者と言える人々の利便性を高く、規制の問題についてはこれを解除をするということについては、こういうものを考えますと、慎重に対応しなきゃならないというのが、現状の考え方でございます。

また、相互交通をする場合のことをちょっとお話しさせていただきますと、現在の幅員では、信号機を設置、また標識その他の安全設備が、それから重量制限でございます、重量制限はトン数の制限でございますけど、こういう問題が新たに出てくるということで、この対応を検討しなきゃならないということが出ております。

今後についてでございますけど、今後にこの解除の問題でございますけども、この道路に面する地域の住民だけじゃなくて、広範囲な周辺の住民の方や、また学校関係のＰＴＡ関係とか、そういう方々の意見を聞き、またそういう要望がこれらの周辺の地域の方々の全部の合意がなされて、行政の方に解除をしていただきたいというふうな申し入れがあれば、交通管理者であります日野警察と十分協議をいたしまして、そういう対応について最善を尽くしていきたいということが答えになります。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　よくわかりました。私はこの質問を取り上げるに当たって、もちろんその前段で、この道路に面してお住まいの何人かの方から、一方通行の解除ができないかというお話があったからでありますが、その後関係する地域の方に、何人かお尋ねをしてお話を聞きました。現状では、今建設部長がおっしゃったように、昭和58年から一方通行の規制がかけられて、かなり長い年月がたっているわけでありますので、現状の交通体系になじんでおられるという面はあるわけですが、もし解除されるならば、つまり相互に車両が通行できるようになればそれは便利だという方もいらっしゃいますし、交通量がふえると振動や騒音の問題もあるということで、現状を肯定的にとらえておられる方もおられました。大ざっぱに言えば半々ぐらいの割合ではないかと、私は思いました。

しかし今新たに投げかけられた問題であるという面ももちろんあるわけでありますが、過去にさかのぼれば、現にこの議会でも５年前にそうしたやり取りがあった、しかも市長が市政の責任者として実現するように指導して、自分も当たっていくという答弁が１度なされておりますので、積極的に地域の意向を確かめる。そしてこの地域の交通体系、交通のあり方はどのような形が最も理想的なものなのか、従来の車の運行状況が変わってきているわけでありますので、日野バイパスの多摩平陸橋が完成をしたということを踏まえれば、改めて検討し直す。そして現状を見直していくということは当然市の方で取り組まなければならない問題だと思います。

ちなみに周辺には自治会もいろいろありますので、自治会を通して、住民の皆さんの意向を確かめるとか、また交通量の調査を行うとか、そういったことも具体的に行っていただきたいと思うわけであります。自治会は矢ノ頭自治会、それから神鋼南自治会、実践南の自治会、三つぐらい大きな自治会があるようでありますので、自治会長の方を通してでもアンケートのような形で意識調査を行えばそう難しいことではないと思いますし、いろいろ地域の新たな問題もまたくみ上げることができると思いますので、そういった点の取り組みをお願いしておきたいと思います。

現状は、現在大型自動車の規制はすでにかかっておりますので、先ほどおっしゃった重量の問題云々というのは、すでにクリアをしているのではないかと思うわけでありますが、ただ自転車に乗っている立場の方、歩行者の方、まあこういった立場の皆さんからすれば、現状はある程度肯定的にとらえてお考えになるだろうと思いますし、自動車を頻繁に頻度を高く利用しておられる方は、やはり相互通行ができればそれに越したことはないというお考えがあるのではないかと思います。

また当該地域にお住まいの方以外にも、この道路を例えば市役所に用事があって、本庁に見える方は、通過道路として利用をするわけであります。そういった皆さんの利便も当然考えていかなければならない思いますし、そうしたものを総合的に検討していただいて、現状ではどうあるべきか、そういった結論をひとつきちんと出していただきたいと思うわけであります。

５年前市長は、私が最初紹介をいたしましたような内容の答弁を、飯山　茂議員に「わかりました」というふうに答弁なさっているんですが、今の時点での市長のお考えをここで聞いておきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　多摩平陸橋ができます以前、つまり両サイドをつなぐ唯一の橋として、矢頭橋は大変交通量の多かった時代がありました。そして多摩平陸橋が開通いたしましたので、その前に矢頭橋通りが一方通行にされたのは、私は暫定措置として受けとめておりまして、橋が多摩平橋の開通によって当然もとに戻される、これが妥当ではないか、こんなふうには思っておりました。ところが警察当局と交渉を進めてまいりますと、一たん、つまり一方交通に規制を図った、あるいは当時必要があって、交通信号を設置した。あるいは別の意味では歩道橋を道路に交通安全のために橋をかけた。こういう現実をもとに戻すということは非常に担当行政当局としても難しいという課題を知らされたわけであります。しかしながら、これは特に直接日常生活をしておられます住民の方と、ある程度その地域の交通を利用いたします人たちといろんな意味で、市内交通全体の問題として取り組む必要があるというふうには感じております。したがいまして今御指摘の場所、まあ怠慢に過ぎたと言われるかもしれませんが、第１次の交渉では警察の交通当局はなかなかもとに戻すことが困難である。特別な地元の必要性といいますか、要望が大切であるということを聞かされておりまして、確かに時間の経過したことを感じております。

それでは一方交通を解除したらどの程度また交通効果が上がる、あるいは市民の日常生活に効果があるということで、やはり現時点は考える必要があると思っておりますので、御指摘のとおり自治会を通ずる、あるいは交通量の調査をする、それらの手段によって客観情勢を確かめた上で、復元すべきという議論が大きければ、そのように対応する必要があると、こう感じております。

交通安全も直接、行政の立場から指導しております警察当局としては、なるべく一方通行は奨励すべきことといいましょうか，採用すべきことというふうな意識も高いよう

でありますので、これらの点につきましても十分な資料をもって説明をし、お答えする必要がある、こう考えております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　市長の方から今お話があったわけですが、現時点では個人的に付近の方はいろいろな意見を持っておられる。その中に、もし解除できるものであれば、相互に車の通行ができるようにしてもらえたらありがたいという話があったわけです。固定的に地域の方は考えていらっしゃる面が強いわけですので、やはり住民の皆さんに選択をしていただくためのいろんな情報を提供して、現状でどういった方法があるか。つまり相互通行という方法も取り得るのか、やはり一方通行という形を固定するのか。そういったことを十分に住民に対して情報提供を行いながら、意向をくみ上げていく、そういったことをぜひやっていただきたいと思います。

いずれにしても８割から９割の方が賛同されないと、すでに実施しているものを変更するというのは難しいかもわかりませんが、ただ怠慢によって、何も市民に情報も提供しないし、見直しについての意見も求めないということであれば、これはいけないわけです。多摩平陸橋ができたということでの３・３・４号線の開通という大きな節目があったわけでありますので、ぜひ今後一方通行の解除について、市の方で当該区域の検討を引き続きやっていただきたいと思うわけです。その点をお願いをして、また改めて聞きたいと思いますが、この質問を終わりにさせていただきます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって４の１、実践女子大学周辺道路の一方通行解除についての質問を終わります。

一般質問４の２、再度、市長交際費の支出先の公開を求めるの通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○24番（古賀俊昭君）　６月議会でも、市長交際費を全面的に公開してもらいたい、日野市の市長交際費の細目の市民に向けての公開をお願いしたわけでありますが、項目ごとの公開という点については初めて議会で答弁がされ、市が、市長が使途しております交際費の内容が半分程度明らかになったということが言えるかもわかりませんが、細かい支出先、相手先の内容まで触れたものは、個人のプライバシー云々ということで、日野市においては認められないというのが、市側の考え方であったと思います。

私は今議会は昭和63年度の決算議会でもあるという点を踏まえて、できることならば市側が自主的に議会の委員会等の求めに応じて、昭和63年度の日野市の市長交際費について、議会に細目を明らかにする、つまり市民に対して支出先を、支出の内容を全面公

開するということに踏み切るべきではないかということで、もう１回改めて取り上げたわけであります。

そこでさきの議会でも取り上げたわけでありますが、全面公開を行っている自治体が幾つかあるということで、紹介をいたしました。全国には幾つかあるわけでありますが、その中で沖縄県那覇市の例を具体的に取り上げて紹介をいたしましたが、今回この質問をするに当たって議会事務局にお願いをして、沖縄の那覇市、これは日野と同じ革新自治体なんですが、市長交際費を全面的に市民に公開をしているということで、その根拠となっております「那覇市情報公開条例」また「市長の交際費の公開についての那覇市長の見解」つまり公開をする理由について述べたものを、取り寄せてもらいました。これについて少し具体的に市長に紹介をして、再度この那覇市の情報公開条例についての市長の考え方、また今議会での市長交際費の昭和63年度分についての公開の意思ありやなしやを聞いていきたいと思います。

日野市の情報公開条例とかなり似た部分もありますし、進んでいると思われる点もありますが、那覇市の情報公開条例ではその目的の中に、日本国憲法の保障する基本的人権としての知る権利を保障するとともに云々ということで、まず「知る権利を保障する」ということを述べております。これは日野市の条例とも一致するわけでありますが、さらに那覇市の場合には、「市政への市民参加を一層促進し、市政に対する市民の理解と信頼を含め、もって地方自治の本旨に即した法生活、民主的な市政の発展に寄与することを目的とする」とありまして、市政への市民参加の一つの道として，この情報公開を位置づけているわけであります。さらにもちろん非公開とするものについても、日野市と同じようなことが大体述べられておりますが、公開を請求する権利としては、「何人も」ということで、日野市と同じ内容になっております。

それから公開する文書の目録を作成するということが、那覇市の条例にはうたわれております。日野市の場合にもそれに近い表現はとられているわけでありますが、ただ日野市の場合には「行政情報の検索に必要な資料を作成し」というふうになっておりますが、那覇市の場合にははっきり「公文書目録を作成し」ということがはっきりうたわれております。この点が一つの違いではないかと思います。しかも「所定の場所に備えて市民の閲覧に供しなければならない」ということで、公文書の作成並びにそれを市民にいつでも公開して、市民の閲覧に供するということが義務づけられているという点はかなり那覇市の場合には積極的な印象を受けるということが、私の感じです。

そこでこの条例についての感想も後で市長に所見を求めたいと思いますが、この那覇

市長という方は、私、どういう方かよくわかりませんが、今般、つまりことしに入ってから、平成元年になってからの市長交際費の公開に踏み切るに当たっての考え方を述べたところがありますので、その点について簡単に紹介をさせていただきます。「本市が市長交際費を公開する理由として、市長は公人であり、市長の交際については法的事務として、その事務の執行に伴う交際費の支出については、公正かつ適正に行われていることを市民に明らかにすることが当然である」。２番目、「３月14日の知事交際費に関する大阪地裁判決の趣旨は、地方公共団体の情報公開制度にとって、大きな意義を有している。自治体の民主化にとっても情報公開制度の趣旨に沿った積極的な対応が必要であり、本市はそれを実践していく。なお交際費の公開に当たっては、交際費の支出に関する相手の方々に失礼に当たらないか、またその方々のプライバシーの侵害に当たらないか等についても慎重に検討し、那覇市情報公開条例の趣旨、目的に照らして、公金支出という、高い公共性を考慮し、公開することにしたものである」。

こういうふうに公開をする理由を那覇市長は明らかにしております。つまりプライバシーや相手の方の立場ということも考慮するのは当然だけれども、使われている交際費が公金であるということ、そういった公共性を考えるならば、あえてプライバシーや相手の立場や、それをいただいた方のいろんな思惑というものがあるかもわからないけれども、公開する方がよりベターであるという那覇市長のこの考え方について、私は高い評価が与えられるのではないかと思いますが、この点についても市長について所見を承りたいと思います。

那覇市がこれらの市長交際費の全面公開ということについては、もちろん請求があって公開に踏み切ったわけでありますが、市長交際に関する公文書は全部、まあこれでオープンになっております。起案書、見積書、支出負担行為書、支出命令書、請求書、領収書、予算差引簿、これらのものはすべて公開をされている。これによって支出の目的が何であるか、いつその交際費は使われたか、それから相手はだれであるか、金額はどうであったかということが全部わかるわけであります。ぜひ今議会――たまたま決算議会になっておりますので、那覇市長にならって今まで聖域と呼ばれて市民の前に明らかにされることのなかった市長交際費について、ぜひ今議会に自主的に、自発的に公開に応じていただければ市長の評価も高まるのではないかと思いますが、この点についてお考えをお聞きしたいと思います。

もう一度質問をまとめてみますと、現状での市長交際費の全面公開について、市長の考え方は前回の答弁と同じなのかどうか。それから、今議会は決算議会でありますので、

議会で委員長を通して、決算特別委員会の委員長を通して、市側に63年度の市長交際費の詳細について、関係公文書とともに提出していただくことをお願いした場合に、それに応じていただけるのかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

さらに最初に申し上げましたとおり、この先進的な那覇市の条例について、また那覇市長の見解については日野市長としての立場からどのように評価をされるのか、その所見をお聞きをしたいと思います。以上、３点について御回答をお願いいたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　一例として、市及び市長の交際費を公開することは、何か聖域として特に秘匿をするというような理由とは、全く無関係であるということをお答えをしておきたいと思います。

できるだけ公金の支出について公開の原則を実践、実施しながら、そうして市民に行政の信頼を確保する、この努力は政治問題としても極めて重要であることは、いうまでもありません。今回の国政におけるいろいろな不祥事が発覚をして、そして国民の大きい不信をかったことも無関係ではあり得ないと言えると思っております。

本来いわゆる市長交際費、あるいはその他、若干の組織の長の交際費がございますが、これらは円滑な行政の遂行、あるいは儀礼的つき合いといいましょうか、そういう行為の日本人的な配慮から成り立っているのではないだろうかというふうに言えると思います。情報公開条例は、本来行政をガラス張りにして、そうしてその公正さとそれから信頼を高める、また知る権利を保障する、民主主義の一番根幹に値する課題でございますから、積極的に公開の原則を実践をしていくということの必要性については、私は全く抵抗を感じなく、また同感でもあります。

今決算委員会において、どういう形で御要望に添うかということにつきましては、ことしの３月の大阪府知事に対します判決の事例もないわけではありませんし、それから他に及ぼすこともまた伴うと思っておりますので、これらのところの適否を判断いたしまして、なるべく公開の原則に添う方針は取りたい、こんなふうに思っておるところであります。

情報公開に伴って、この首長交際費をより公開をされたという那覇市長は、これはいうまでもなく革新市長さんでありまして、私どももお互いに信頼をしあう関係でございまして、私はまた特に革新の一つの条件として、身辺が清潔であることは極めて大切な要件であるというふうにみずからを持しておるつもりでございますので、これからもまたその気持ちをますます正しく続けていきたい、こんなふうにも考えております。

今、特にこの政治資金のあり方について、つまり（「政治資金のことじゃない」と呼ぶ者あり）つき合いのエスカレートがだんだん、まあ経費を高める、経費の質を高めるというような情勢下にもありますし、来年の交際費につきましては、そのあたりを十分配慮して、これはつまり日野市の交際費はかくありたいということを十分検討してみたいと思っております、以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　前議会の答弁とさほど差異はないわけですが、63年度の、今議会中に開かれます決算特別委員会での交際費についての資料要求があれば、なるべく原則公開に添う方法で取り組みたいという、今お答えがあったわけです。委員長を通して、このお願いはぜひしてみたいと思っておりますので、速やかなる前向きでの結論を出していただくようにお願いをしておきます。

それから私はさきの、６月議会の折りに、日野市の場合には市長交際費についてどういった公文書があるのかということをお聞きをしました。これを全部情報公開条例に基づいて公開要求をしよう、つまり公開請求書を提出しようと考えたわけでありますが、実はそれはまだ行っておりません。と申しますのは、さきの総務部長が答弁いたしました幾つか公文書がありますが、支払証明書、それから金銭出納帳、支出負担行為整理簿、これらの書類のうちに金銭出納帳については、公開ＯＫだということでありましたが、これには相手の名前とか、つまりどこに対して出されたものかということは、記載されていないわけです。ですからこれをもし公開条例に基づいて請求をして、交付を受けても、開示されても、さほど議会で答弁があった項目ごとの６項目の分類の支出の内訳と変わりないということで、市長にもう一度議会の場で全面公開を私の方から問いかけ、またそれに答えてもらう形の中で、全面公開に踏み切ってもらえるということが感触得られれば、ぜひ再度この公開請求の提出を考えてみたいと思ったわけです。決算議会という一つの節目の議会でもありますので、この機会をとらえて議会の立場でまず要求してみたいと思いますが、市民の方から行政情報の公開請求書が出された場合、市長交際費については常に市民に対して、その内容が明らかにされるようお願いをしておきたいと思うわけです。

で、革新市政は何か清潔だとか、いろんなこと市長はおっしゃったんですが、これは革新であろうと何であろうと、行政の責任者としてどなたがなろうとも、常に公金の使途については公正、また正大に行わなければならないことはいうまでもなく、清潔な市政というのは常に市民が求めているものでありますので、もし那覇市のやっていることを是とされるならば、革新市政として同じ立場で、ここらで踏み切っていただく、細かい内容まで市民の皆さんに明らかにしても私はいいのではないかと思うわけです。

情報公開条例が日野でもスタートをして、いろんな要求が市民の方から、または外国の方も要求できることになっておりますので、公開請求があったかもわかりませんが、住民に見られることを前提に市の職員の人は書類を作成するということで、単なる公開を求める件数のことについて云々する考え方もあるかもわかりませんが、私は例え件数が少なくても職員の皆さんが緊張して公文書の作成に当たる。

また那覇の市長も言っておりましたように、市政に市民が参加する、市民の市政参加といいましても、行政情報が市民に対して求めても伝わらなければ、獲得することができなければ、自治体の意思決定や、また自治体のさまざまな事業について市民が積極的に意見を述べる、またそうした決定の過程に参加をしていくということが不可能になるわけでありますので、知る権利を保障するということがきちんとうたわれている以上、日野市の情報公開条例、昭和62年の４月１日から行政情報が請求できるということになりましたので、ぜひこういった点を踏まえて、積極的に取り組んでいただきたい、考え方を改めていっていただきたいと思うわけであります。

もう一度市長にお尋ねをしたいと思いますが、情報公開条例に基づいて、市民が市長交際費の公開を求めた場合に、これに対してあくまでも前議会の答弁の範囲の項目だけの公開にとどまるのか。今後は細目の公開についても考えたいというようなこともおありのような感触を私はまあ持ったんですが、議会の要求とは別に市民から要求があった場合にはどうそれにこたえていくつもりなのか、その点についてもう一度お尋ねをしたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そう加えて答えることはないとは思っておりますが、できるだけこの公開条例の精神と、それからあるべき地方自治体の執行の仕方、そうしてまた公私を正確に分けたそういう態度で望みたいということは、もうどなたも、どの首長も異論のないところだと思っております。十分状況を調べまして、適切な対応を図っていくというふうに一応はお答えしておきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　市長のガードもなかなかかたいわけですが、いいお手本がすでにあるわけですので、今紹介しましたように税金である、つまり公金が使われているという公共性を考えていただければ、公開することに何のちゅうちょも私はないと思いま

すので、まあ適切に対応するということでありましたが、市民の皆さんからの情報公開条例に基づく公開請求であろうと、議会の求めであろうと、常に堂々と公開をしていただく。このことは今何も議論をするほどの大問題ではないと思うんですね。当然そのことに踏み切って、もういい時期に来ているのではないかと思いますので、この点は強くお願いをしておきます。

それから市民の立場からしますと、納めた税金がどのように使われたかということを知るのは当然の権利であるわけです。別に問題なく、はずかしくない内容で使われているのであれば、正々堂々とそれを市民に対して公表したらいいのであって、これから適切に対応していくとか、なるべく公開したいとかいうようなことでは、何か使途について問題があるのではないかというふうに、悪く言えば勘ぐりたくもなる。もっと堂々とそうしたことについて市長は積極的であっていいと思います。

情報公開制度というものは、日本ではこれほど当然のように各自治体でも条例化が進み、議論されてきているわけでありますが、情報公開条例というものができるということは、我が国のそうした自由な政治的権利の要求が保障されている環境があるからできることであります。社会主義国等において、情報公開条例の制定などということは恐らく見当もつかないことだろうと思いますし、そういった面我々は恵まれた政治環境のもとにいるわけでありますので、議会も市民も積極的にこうした制度を活用して、ガラス張りの行政の実現ということを求めていきたいと思います。

ちなみに情報公開制度の始まり、嚆矢としましては、今から大体223年前にスウェーデンで政権交代が起きたときに、それを機に政府の文書を全部公開すべきだとして一挙に実現をしております。1766年、日本では平賀源内がエレキテル、つまり発電機をつくったり、寒暖計をつくったりしていた時期であります。イギリスでは産業革命が始まり、ワットが蒸気機関の改良に着手していた時期、この時期にすでにスウェーデンではこうした制度をつくりあげる。そして日本では情報公開制度は昭和57年の４月に山形県の金山町が全国のトップを切って実施をしております。それ以降全国に広がったわけでありますが、日野市も比較的早い時期にこの情報公開条例を制定したわけでありますので、ぜひ制度に魂を入れてもらう、運用についてもある程度の経験を踏んできているわけでありますので、この制度が持ちぐされにならないように、市民の求めに応じて、常に正々堂々と、市長交際費の公開が、この情報公開制度がつくられたことによって行われるようになったというふうに、ぜひやっていただきたい、このように思うわけです。ぜひこの議会での要求を機に、日野市民の前に森田市長が昭和63年度、またさかのぼれば昭和

62年度、日野市の交際費をどのように使ったか、明らかになるように私もお願いをさらに続けていきたいと思いますので、市長もこれに――何度も申し上げますが、堂々とこたえていただきたい、このように思うわけであります。今議会での決算議会での再度のお願いを留保して、私の一般質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって４の２、再度、市長交際費の支出先の公開を求めるの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（一ノ瀬　隆君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後２時50分　休憩

午後３時20分　再開

○副議長（一ノ瀬　隆君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問５の１、心身障害者の苦痛と不便さを積極的に解消せよの通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

〔14番議員　登壇〕

○14番（小山良悟君）　それでは一般質問をさせていただきます。私の場合は特に持ち時間を大幅に制限されましたので、その範囲内で効率のいい質問をしたいというふうに思います。

本日も一般質問が行われているわけでありますけれども、日野市民の皆さんもいつもと変わらぬ生活を営んでいるわけであります。その毎日の生活の中で、肉体的な障害、そして精神的な障害で苦しみ、悩んでいる方も大勢います。心身障害の皆さんは、社会がどんなに豊かになっても、その恩恵がなかなか得られず、肉体的、精神的苦痛を取り除く政治の実現を求める発言力も弱い立場にあります。心身障害者の苦痛と日常生活の不自由さを１日も早く解消してあげるのが行政の役割であり、ハンディキャップを持った人に配慮した町づくりを目指すことが森田市政の真髄ではなかろうかと思います。そこで特に、私自身が若干の視力の障害というふうなこともありまして、視力障害の方を例に質問をしたいというふうに思います。その前に私自身の目の問題で、失明をするということで、次の選挙は出ないだろうというふうなことが流布されておるわけでありますけれども、この１年半の摂生によりまして、今のような調子で健康を管理をして努力していけば、失明はしないという医者の太鼓判をいただきました。おかげで内科の方

の体調もよく、極めて元気でございまして、ゴルフの腕前もめきめきと上がっているというふうな状況でございますので、この庁内の職員の方でも、病気を持たれている方もありましょうし、議員の方にもいるかもしれませんが、どうかひとつ私をみならって、この摂生をされて、健康で市民のために大いに働いていただければというふうに思います。

そのことを申し上げまして、まずこの視覚障害者の例をとって質問したいと思うんですが、特に私は、出張なんかしたときに、よくマッサージの方を頼むんですが、私は盲人の方をお願いしますということをあえて指定しております。そう言って、盲人の方々といろいろな話を聞くのが私にとって大変有意義でございまして、そういった方々の話を聞きながら、今度の質問の背景になったということでございます。

簡単に質問を申し上げます。第１点は視覚障害者のマッサージ業などに、健常者の方が大変多くなっておりますけども、障害者の立場が狭められているという傾向にあるように思いますが、日野市の場合はどうか。

それから視覚障害者のためにマッサージ業だけでなくて、ほかに就業できる仕事を日野市では検討したことがあるかどうか。

それから３点目は道路のスロープや歩道の段差解消などが進んでいるかどうか。

４点目は中途失明者に対する施策対応はどのように日野市ではされているか。

それから５点目は、人工網膜の開発状況など、市で関心を持って調査されたことあるかどうか。

６点目は視覚障害者のいわゆる、これはちょっと視覚障害者じゃなくて、聴覚障害者の方が一つ、入れておきましたけども、ファックスの貸与ですね、十分に配置されてないというようなことも聞くんですが、その辺の対応はどうなっているのか、そのことを質問したいというふうに思います。答弁いただく前に、私はこの日野市にいろんな施設ができておりますけども、障害者のためのリハビリとかそういうふうなことだけのことではなくて、障害者の方々が楽しく遊べるというか、そういうふうな場所、そういう、いわゆる障害者センターというか、そういったようなものをぜひ日野市でもつくってほしいなという気もいたしますし、また以前に申し上げたことでございます盛岡の方に視察に参った折りに、福祉工場というのがありますが、この構想をぜひ日野市でもふくらませて、この障害者の方の就業の場の確保ということにつながるわけでありますんで、そういった点もあわせて検討していただきたいということを願いつつ、この質問をいたします。答弁の方、ひとつ簡単にお願いしたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　非常に件数の多いことと、非常に大きな問題もございますので、多少この辺で、私で用が足りない場合もあるかと思いますが、一生懸命答えさせてもらいます。

視覚障害者のマッサージ業に対してのそれが、今現在狭められているのかということでございますが、確かに昨年度におきましては私ども視覚障害者の協会からも要望がありまして、非常に正眼者がこれに入ってきて、この分野に入ってきているというようなことから、日野市身体老人機能回復助成事業実施要綱というのがありまして、そこに第４項でございますが、はっきりとこの視力障害者協会に加入したものでなければというようなことで、助成をやっておりますので、この点についての職場での狭められたというようなことにつきましてはさらにこうした助成におきまして、そうしたものを展開していきたいと思っております。

次に２番目の視覚障害者のためにマッサージ業だけでなく、もっとほかの就業の仕事を検討しているのかとかということでございますが、これは非常にマッサージ業というそのものが非常に難しいものと、それからまた就業場所が困難だというような観点はございますが、本年度これは私どもの方の事業所ではございませんが、御承知のようにふるさと博物館におきまして、高校を出られました視覚障害者の方１名を、今臨時で採用して、電話のやり取りだとか、資料の整備とかいうことで、こうした分野において使って、そうしていきたいということで――失礼しました。そうしたことを利用していくということで、今使われたということを言いました、それは間違いましたので、訂正させてもらいます。そうしたことをやっていきたい。

今後につきましては、この障害者の雇用促進事業の拡大というようなことから、企業の参加を求めながら、さらに企業に理解を求めながらこれを検討していきたいというふうに思っております。

それから３番目の道路のスロープ化や歩道の段差ということにつきましては、御承知のように日野市が63年度から、住みよい町づくり指導要綱の中で、日野市福祉環境整備要綱というものをつくりまして、これを民間の方にもお願いする。しかし公立の施設にもこれを適用していくということで、その公立の方の運営につきましては去年、ことしと予算を組んでおります。これに基づいて点字ブロック、そうしたものを設置して、その整備に今邁進しておるところでございます。

次の４番目にございます中途失明者に対する施策ということで、これは非常に難しい

問題でございまして、中途からの失明者ということになりますと、その感覚や何かまた非常に難しいということでございます。そうした中での施策はどうなのかということでございますが、それにつきましては、図書館におきましては対面朗読とか、それから広報課ではテープの広報行っておりますが、外出につきまして、本年度から新しい事業といたしまして、視覚障害者の何らかの手助けをしていきたいというようなことから、視覚障害者ガイドヘルパーということで、その派遣事業を行っております。これは予算ももらいまして、今、実施しておるわけでございますが、13名の方から申し込みがあり、それのガイドヘルパーにつきましては、訓練を行いました。そして16名の障害者にサービスを提供いたしております。

それからまた１名でございますが、盲導犬を、東京盲導犬協会から貸与いたしまして、今現在、日野市でもこの外出についてのそうしたやり方を若い方でございますが、行っております。こうしたことをやっておりますが、なお中途失明者ということで、それらに対する実際の病気の進行度、そうしたものからいきまして、なかなか御期待に添えない点も多々あるかと思いますが、今申し上げましたような方法での協力をさせてもらっております。

次は人工網膜の開発所ということで、これは恐らく今小山議員さん御指摘になりましたが、新聞にも出ましたんですが、非常に難しい病気でございまして、人工の角膜と色の識別をこれをこうしたことを行っていきたいということで、私も専門ではありませんが、新聞や何かを読みまして，これはことしの８月の18日の新聞にも出ておりますが、人工角膜については、農林水産省試験所の塚崎研究委員がこれを中心となって、コンタクトレンズ、人工の皮膚だとか、そうしたことで将来これを実用可能にこぎつけていきたいというような報道でございます。それからまた識別につきましては、色でもってその目の開発をしていくということで、12種類の識別を音声で流してそしてこうした目の不自由な方にそれを与えていくというようなことが新聞に出ておりました。これらもまだ現実化されておりませんが、今月の、聞くところによりますと21日にオーストラリアの国際会議でこれが発表されるというようなことで、実現に向かってのまた１歩進んだ科学的なものが取り入れられてくるんではなかろうかと思っております。

次が視聴覚障害者のファックスがどのような状況かということでございますが、現在、前にありましたのはミニファックスでございます。これを大きくＡ４にいたしまして、そして現在16人の方に貸与いたしまして、これらの通信を行っておる次第でございます。

それから二つばかり、最後に出ました福祉工場でございますが、福祉工場、それから

福祉センター、最初に７番目として福祉センターについてということでございますが、身障者の、確かに日野市におきましては、福祉センターは御承知のように「つばさ学園」がＢ型の福祉センターと、これは規模が小さいんですが、その上の今言われているＡ型の福祉センターだと思います。そうしたものについての考えはどうなのかという御質問でございます。非常に、これは大きな福祉センターでございます。そうしたものについては今後さらに内部調整をしまして、また理事者との調整をもらいながら、将来にわたっての障害者の社会、あるいは社会保障というところから検討に入りたいと思っております。

それから福祉工場につきましては、過去に御質問がありましたということでございます。これらにつきましては、現在、「つばさ」「はくちょう」、そうしたもので非常にそれぞれの授産所と、あるいは通所訓練施設をやっておりますが、そうしたことでは物足りない、もう少し福祉を、身障者の福祉ということで、大きなものに展開していけというお話だと思います。それらにつきましては一応10大政策というような中での表は、平成４年度あたりになりまして、今計画をつくっておりますが、第３セクター方式による福祉工場の建設ということで、それに基づきます用地の確保ということで、これを計画上に載せというところでございます。以上、雑駁で、まだ検討の段階多々あると思いますが、よろしくお願いいたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　　ありがとうございました。

目の障害を持つ方一つ取り上げても、折りに触れ、時に、とにかくそういった方々の切なさといいますか、いうものを折りに触れ、時に触れ感ずるわけでございます。人工網膜の開発なんかもこれが実現できれば、どれだけの失明者の方を救えるか、大変失明者にとっては期待、希望している大きなテーマでございますので、議会ともども行政側もこういった点についてひとつお互いに強い関心を持って、まあ政府当局にも大幅な予算をつけていただいて、それが促進されるようにお互いに努力していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

この福祉の問題というか、いうことについては、市長も大変強い気持ちでおられると思います。答弁いただくと、長くて、ちょっと持ち時間の関係ございますので、ぜひ市長には気持ちだけは、ぐっとここで気持ちを入れていただいて、今後の行政展開に反映していただきたいというふうに思います。以上でこの件の質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　これをもって５の１、心身障害者の苦痛と不便さを積極的

に解消せよの質問を終わります。

一般質問５の２、市民政策委員会設置と市議会議員の役割についての通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

○14番（小山良悟君）　森田市長も５期目を迎え、17年以上の長きに至りましたが、その間に市民生活が営まれているこの地域社会の構造にも変化が見られ、従来の縦割り、あるいは地域ボス支配の社会態勢が崩れてきている。その一つの例として例えば私のように、私が如き、私事で大変恐縮でありますけども、例えば私のような東北の片田舎の出身の者が、この日野市に親戚１軒あるわけでもない。同級生が１人いるわけでもない。特別何か労働組合のバックがあるわけでもない。もっとはっきり言えば金もないという、そういう者でも、日野市議会議員として当選させていただくようなこの日野市のまあ市民の皆さんの意識でございます。こういったことを一つの例として言えるかと思います。その意識の変化が行政における従来のいわゆるお上の立場の姿勢も変えさせ、市民の立場、市民中心の行政姿勢になってきました。森田市長自身もその市民意識の変化を無意識のうちに感じ、市民との対話、行政の市民参加をたびたび強調してまいりました。こうした市民意識を背景に、森田市長に市民参加の行政をさらに積極的に推進していただき、市民自治、そして新しい組織へのルールを確立していただきたいと要望したいのであります。

そこで市内の各自治会の組織をフルに活用し、各自治会長を構成とする市民政策委員会の設置を提唱し、その実現に向けて前向きに検討していただきたいと思います。そしてこれまで市議会議員の役割であった環境改善、生活改善、地域分会への参加など、主に地域的なテーマについての意見具申をこの市民政策委員会にいただき、行政に反映させる。一方市議会議員は大事な本来の役割である行政のチェックと同時に、地域の代表という感覚を捨てて、全市的な立場からの事業計画、構想の意見具申をし、常に大所高所から市政をとらえてその役割を果たしていくことが、行政側も議会側も市民意識が向上しているこの日野市民の期待にこたえる姿ではないだろうかと考える次第であります。

今、不規則発言で、どうしようもない、共産党と同じだというようなことを言いましたけども、こういう発言は――共産党席の方か何か出たようでありますけれども、私どもの考え方は、選挙の基盤が共産党を背景にして出た市長であれ何であれ、とにかく当選すれば日野市の市長である。その日野市の市長にはもうそういう一方的な政治的スタンスで行政をとらえちゃかなわない。あくまで公正、中立な立場で出発していただくんだという、そういう考え方はごくまともな感覚を私どもは持ったわけですから、当然こ

ういう話も出てくるわけであります。それが共産党的だ云々だというとらえ方というのは、非常に雅量が狭いということを感ずるわけでありますが、時間の関係もありますので、質問を続けさせていただきます。

そこで、この自治会長を構成員とするまあ市民政策委員会の設置という構想を、私どもいろいろ地域の小さな問題、小さな問題というか、まあ大きい問題、小さい問題というのは非常に難しいんですが、いろいろあります。しかし自治会の皆さん、自治会長の皆さん、よくそういった地域の細かい問題については一番精通しているんではないかというふうにも思うわけでありまして、そういったふうな問題を素早く行政に反映させるには、こういう方式といいますか、いうことがいいんではなかろうかというふうに考えるわけであります。そしてまた市議会がいつもそういうふうなことだけでの視点で考え、行動しているというんでは、これも市民意識が大変高まってきている、こういう社会情勢の中で、市議会の役割というものについても、またいろいろ指摘されることが出てくるんじゃないかというふうにも思うわけでありまして、そういった意味でよりこの全市的な立場で私どもも、この議会活動を行うということも大事ではないかというふうにも考えるわけでありまして、それを補完するというか、いうとらえ方ではちょっといけないかもしれませんが、少なくとも地域のそういう日常の問題、小さな問題といいますか、そういったような問題については、素早く行政が吸収し、反映するという意味で、こういった構想もいいんではないか。自治会長さんの役割もまた違ってくるんではないか、充実もしてくるんではないかというふうに考えるわけでありますけども、そういう考え方について、ひとつ市長から簡単に御答弁をいただきたいというふうに思います。どのように受けとめるか。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　自治体の行政は、団体自治の形をとりながら、しかもその根底には住民自治からいろいろな地域の政策が成り立つのであるということについては、もうどなたも異論のないことであります。

私は市長に就任の割合早い時期に、今東京都で使われておりますマイタウン計画というのを進めたいと考えまして、ちょうど今おっしゃるような地域、地域にある程度の政策提言のできる機会を持ちたい。予算上では単なるお茶代を用意した程度でありましたが、当時の議会ではかなり批判がありまして、それの実施については、とんざをしたという経過がございます。

その後考え方に別段変化はございませんので、特に対話集会を進めて、地域、地域の

いろいろな解決すべき問題についての提言をいただきました。それにこたえる形でかなり細かな部分にまで、町づくり行政が進んだ根拠があるというふうにも自分なりに考えております。

今、「参加と連帯による市民自治」ということを一つの理念としてとらえておるわけでありまして、市民参加の手段、それから――市民のいろんな団体や運動の形がよく連帯をされて、そうして単なる地域エゴではなくて、この相当練り上げた政策提言、それが市民自治そのものであるというふうに考えまして、あらゆる機会をとらえて訴えを行っておる状況でございます。

自治会長さんが中心になって、市民会議を持たれるということが、果たして適切であるか、また可能であるか、このことにも多少これからの検討を要すると思っておりますが、要するにいろんな形で、市民運動が生まれ、大きくそれが住民自治の形で解決を図っていく。その提案提唱のもとに、市の行政がそれにこたえる形を積極的にとりながら地域問題を解決し、また全市的な問題にそれをまとめていく、こういう関係が本来の地方自治の本旨であろうというふうに考えるところでありまして、今の御提案に対しまして全く異論を差し挟むものでもございませんし、町づくりが大きな市民参加によって発展できますことが、一番、自治の正常な姿だ、このように感じております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　市長も、「市長の対話集会」という形での市民の声を吸収しているわけでありますけども、そういう市長の対話集会の場合は、市民の個人的な立場での要望というのが多いような気がいたします。私はなぜこういうことを言い出したかというと、やはり地域の問題は地域の住民の総意がないとなかなか行政も動けない、対応できないということは多いわけでございます。先ほどの古賀議員の質問でもそのように担当部長もおっしゃっていましたけれど、まさにそのとおりだと思うんですね。したがって行政のスピード化を図るということもありますし、また市民の声、市民の総意を誤りのない形で方向づけるというためには、そういった自治会の代表からの声を反映するというのがより適切であり、また早い対応ができるんではないか、このように考えるわけです。対話集会では個人的な要望が非常に多い。個人的な要望にこたえるということが非常に難しいということは、私は言えると思うんです。したがってそういう地域の問題や、個々の地域自治会長さんがおられるわけでありますので、こういう自治会の皆さんの総意をバックにした自治会長さんから、その地域の問題として行政に声を届けていただくということが、一番いい姿ではなかろうかというふうに考えたわけで、この提唱をしたわけでございます。ひとつこの視点から御検討をいただきたいというふうに思います。この件についての質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって５の２、市民政策委員会設置と市議会議員の役割についの質問を終わります。

一般質問５の３、飼犬の咬害と公害についての通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

○14番（小山良悟君）　３点目の質問ですが、犬の咬害と公害、ゴロ合わせみたいになりましたけども、先般私はごく身近な知り合いの方が、大人の女性ですが、２人、２匹の犬を連れて散歩していたら、突然飼い犬が襲いかかってきて、犬じゃなくて、人間に向かってきたということで、その女性の方が必死になって振り払ったけども、手をかまれて、30針を縫うという重傷になったわけです。しかもその犬にかまれた傷というのは大変厄介でありまして、刃物で切れたとか、そういうのと違って、複雑になって、これを直すのが大変。左手でしたか、右手かちょっと定かでありませんが、いわゆる完全な形にもう直らないというふうな、大変気の毒な事件がありました。

この、まず、今咬害の件について、いわゆる咬傷といいますか、かまれるといいますか、そういったことについてのこういう被害は大変多いわけでございまして、この問題も市側に報告されているかどうか、ちょっと参考のために先にちょっと１点聞きたいんですが、このこと聞いたことございますか。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えします。その点につきましては、特に改めて連絡を受けるということはございません。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　所管が保健所でありますけど、例えばこういうふうなことは、どうも保健所にも届いていないようでありまして、役所の方もこういったこと知らないでいるケースが非常に多い。

一番に指摘したいことは、その人間に襲いかかる犬が実はそういう届けをしない。で、犬を飼っている人の心理というのは、それは保健所に行くとその犬はもう処分されるということで、そういうことをしないでほしいという、まあ誤った、何といいましょうか、愛犬家の意識があるわけで、そういったことで表に出ないというケースが非常に多いわけです。かく言う私自身も３年前に愛犬が散歩の途中にやはり飼い犬に襲われて、かみ

殺されたわけでありますけど、その場合、犬でしたので、あえて処分することを求めなかったんですけども、しかし今回の場合は人間に襲いかかった。その犬は今もって相変わらず庭につながれているわけです。いつもワンワンほえて、飼い主の意識が非常に低いといいますか、人に対する迷惑、そういったことをあまり何か感じないといいますか、つないであるから大丈夫だとか、そういう簡単な気持ちでいる人が多いわけです。そういうことを知らないで通って襲われたら、本当に気の毒でありますので、そういった意味で、この犬の問題については大分前にも、議員のなり手のころにも申し上げたことがありますけども、ここらでまたひとつ啓蒙していただく必要があるんではないかというふうに思うわけであります。

また公害、ふんの公害でありますけども、このふんの公害につきましても、非常に市民生活を不愉快にする材料でありまして、そのモラルが非常に問われるわけでありまして、草加市とか、そういったところで、あるいは伊勢崎市とかいうふうなところでも、ふんの公害に対する条例をつくって、市民に対し啓蒙し、また守らない人には市側が指導する、勧告するという条例を制定しているわけでありますけども、そういったようなことを日野市でも――なかなか処罰するということは、どこの市も罰則は設けてないようでありますけども、しかし意識を持ってもらうということだけでも大分違うわけでありますので、そういった点での取り組みを、これは大変小さな問題かもしれませんが、しかし大変また何と言うか、毎日の生活の中でのことですので、そういった点についての行政側としても取り組む必要があるのではないかというふうに思いますので、先ほど申し上げた咬傷、咬害、かまれるということについて、これについての問題も大変身の危険を感ずるようなケースがたくさんあるわけで、新聞配達する人や、郵便配達の人も常にこわい思いをしているわけでございます。したがってそういった方々のためにも、あるいは日常の市民生活している人が安心して暮らせるようになるためにも、犬を飼う人の意識を高めて、そういった意味でも鎖が緩むとか、切れるとかいうケースもございますし、犬の管理について徹底した管理をする、そういう責任を持つということをやはり啓蒙していただきたいというふうに思いますので、その件についてぜひ当局も取り組んでいただきたいというふうに思います。決意だけ一言申し上げてください。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　おっしゃられるとおりでございますので、私どもとしましても、今のケース、十分認識いたしまして、今後の啓蒙活動に努めたいというふうに考えております。以上です。

○14番（小山良悟君）　以上で、この件の質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって５の３、飼犬の咬害と公害についての質問を終わります。

一般質問５の４、職員の意欲向上につながる人事についての通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

○14番（小山良悟君）　人事の問題は、私どもがあまりとやかく口を挟む問題じゃありませんが、まあこのたび、砂川助役、佐藤収入役を初め、昇格された方は庁内、大勢いらっしゃるわけでありますが、まずはおめでとうということを心から申し上げたいと思います。

さて、このテーマを取り上げたことは、私はいわゆる特に部長職の皆さんに、今度決算があるわけでありますけども、予算を担当した部長が、予算編成だけでかわってしまうというふうなケースが、定年を控えますとそういうことが出てくるわけであります。そこでそういった仕事の一貫性というかいうことも考えあわせ、さらに組織の活性化ということも考えあわせると、定年１年ぐらいを控えた部長さん、あるいは課長さん、そういう方々には今度はいわゆる特別参与的な役割についていただいて、新しい予算編成は新しい部長ということで、そして積極的に新しい部長を支援するというふうな役割をするということによって、豊富な経験を後輩の方に指導できるというメリットも、時間的な余裕も出てくるわけでありますし、また組織の活性化、昇格する方もそれに伴って出てくるわけでありまして、職員の皆さんの意欲もまた違ってくるんではないかというふうにも考えるわけであります。

人事のあり方については市長の考え方一つで決まるわけでしょうけども、私はこの問題、ぜひ検討していただけないかというふうに思うわけです。その、参与というと、何か隠居仕事みたいに思う方もあるかもわかりませんが、決してそういうことではなくて、最後の仕上げとして１年間は後輩の指導に当たるというか、自分の経験を総仕上げの段階として後輩に伝授できる絶好の機会だということで、大変大きな役割だというふうな位置づけでやっていただければよろしいんじゃないかというふうに思います。

最後に、この件についてはまあ考えていただきたいということを要望しておきます。そして最後に助役に一言、質問をいたします。助役就任のはなむけの質問をしたいと思うんですが、いわゆる助役は市長補佐という立場ということでありますが、基本的な姿勢として、いわゆる上意下達、市長の意向を庁内の皆さんに伝える方に重きを置くのか、下意上達というか、その職員の皆さん、あるいは部課長の皆さんの声を市長に強く伝え

るというふうなスタンスをとられるのか、基本的な助役の心構えというかいうものを、最後にお伺いしておきたいというように思います。一言ひとつお願いいたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（砂川雄一君）　　助役は地方自治法によりまして、市長の補助機関でございますので、現在で言いますと、策定されました基本計画に従って、前期３年を終えて、その実績に基づいて後期４年の実施計画をこれから立てるところでございます。これらの計画というのは、市民サービスの充実と発展を目指すという計画でございますので、これらの計画が効率的に実行できますように、すべての、市長を補佐して全力を傾けたいというふうに思っております、以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　　助役も就任早々でありますので、大変張り切っているようでありまして、私のちょっと質問とかみあわなかったようでありますけども、ぜひひとつ職員の声、部課長さんの声を吸い上げて、市長にひとつよくお伝えいただいて、組織がフルに活動して、市民の期待にこたえる行政の展開をお願いしたい、そのことを最後に申し上げて、質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　これをもって５の４、職員の意欲向上につながる人事についての質問を終わります。

一般質問６の１、これからの老人福祉政策についての通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

〔15番議員　登壇〕

○15番（馬場弘融君）　　議長のお許しはいただいたわけでありますけれども、ちょっと予定が早まりまして、病院長にも大変急なお出かけをいただきました、大変恐縮でございます。なるべく手短にやりたいと思います。

これからの老人福祉の政策をどのようにしたらいいかということで、おおよそ自分なりに七つくらいの項目に分けまして質問をしたいと思います。その前に実はこの夏は私の身近なところで、大変お年寄りが亡くなりまして、私が子供のころ非常に御世話になった80絡みのおばあさまがいずれも亡くなっていきました。それぞれがおおよそ五、六年、あるいは10年にわたって寝たきりであったり、痴呆症であったり、それぞれの家族が大変苦労する中で、最期をみとって死んでいったというようなことがありました。そのことで改めて自分の周りをよく見回してみますと、私の住んでいるところが旧日野の宿場町ということもありますけれども、いずれも家族の中の男の１人が残って、年老いた親

を抱えて、住んでいる家ばかりであります。私の両隣、よく言います向こう３軒両隣、全部80絡みのお年寄りを抱えた家庭ばかりであります。で、私自身も市長よりちょっと上になりますかね、間もなく79歳になりますけれども、母親を抱えております。そういった意味で、これからこういったお年寄りの問題がますます、それぞれの市民にとって大変なことになってくるなという感じは実感として持っているわけであります。

で、実はこの春、教育委員会の方で、「老人福祉副読本」というものを小学生及び中学生、それぞれに分けましてつくられているんですね。これを改めて読み返しまして、とてもいい本ができているなと、子供たちと年寄りの関係といいますか、どういうふうに見たらいいのかということで、大変いいものがつくられているなということで、改めて今回の質問に取り上げた後、読んでみまして感心をした次第でありますけれども、後ほどこの件については教育長にもお伺いをしたいと思いますが、その辺をもとにこれからの福祉というものの、老人福祉のあり方というものは、多分在宅福祉といいますか、そういうものが主体にならざるを得ないであろうということ、特にヨーロッパの福祉先進国と言われるデンマークとかスェーデン、そういうところの実情を見ますと、だんだん在宅福祉というものに重点が置かれて、施設の福祉では対応できないような問題をやっていくという方向が出ているようでございますので、そういった方向性を踏まえて、質問に入りたいと思います。

第１点目は、寝たきり老人とか１人だけの老人、それから痴呆性の老人、こういった方々への人的な対応の問題であります。現状ではいろいろな担当課とか、あるいは福祉事業団ですか、幾つかの部門でばらばらに方針といいますか、ヘルパーが派遣をされていたり、いろいろ錯綜している面があるようでありますけれども、その辺が現在どのような形で行われているのかということと、今後特養老人ホームがつくられたり、仮称の高齢者センターがつくられたりする中で、高齢者施策全体が統一化される――まあよく福島敏雄議員も言っておられましたけども、そういった方向もあるのではないかと思いますので、そういったことも踏まえた現状を教えていただきたいというふうに思います。

それから２点目は経済的な援助といいますか、生活の支えあるいは仕事の確保という面であります。これは健康な、働ける方のお年寄りへの対応ということになりますけれども、それについて現状どのように行われ、また今後どのようにしていけばいいかということを、お考えを伺いたいと思います。これは今、小山議員の質問にもございました障害者に対するこういった支え、それとの関連にもなろうかというふうに思います。

その３点目は、これは教育長にお伺いをしたいと思いますが、特に生きがい対策、高

齢者の生きがい対策の面で、スポーツとかカルチャー、いろんなものの勉強会とか、あるいは行事が行われているかと思います。今回の議会にも、文化、スポーツ、行政推進本部というものが行われる、まさに新しい助役はこういったスポーツ行政分野、生涯教育の分野を中心に担っていくんだというふうな意味で選ばれているわけでありますけれども、この辺について現状がどう行われ、また今後についてどういう対応を考えておられるのかということを伺います。

その４点目は、やはりこれも教育関係になろうかと思いますが、他の世代との交流ですね、このことについて現状どのように考えられ、また今後どのようにしていくかということです。これは一番初めに申し上げました「老人福祉の副読本」の中にも、今の子供たちはお年寄りを自分の家の中に持たない。お父さん、お母さんと子供、そういうふうな家庭がだんだんふえてきてます。都会は大体そうですけども、そういう中で、お年寄りに全然触れることのない子供たちというのが非常に多い。一方では、お年寄りはお年寄りで、例えばゲートボールでありますとか、割りとお年寄り、同じ世代のお年寄りだけで固まって、行事をこなすといいますか、遊ぶとか、そういうことが割りと多いように思うんですね。で、果たしてこれだけでいいのか、もっといろんな世代の人が交流しあう形が一番望ましいのではないかというふうに思いますので、その辺の今後の施策についてお考えを伺いたいというふうに思います。

それから５点目は、財政負担と個人負担との兼ね合いであります。過去数年にわたっての老人福祉に対する費用をずっと追ってみましても、細かいこと申し上げませんが、年々――１割まではいきませんけれども、かなりの割合でアップをいたしております。果たして今のままの形で行政が、例えば老人クラブにしても、理美容券にしても、いろいろな福祉手当てにしても、差し上げますよというだけの行政を次々に進めていっていいのかなという感じはいたしますし、一方ではどうしても困っている方に、手を差しのべる行政にしても、すべて無料でやるのではなくて、能力のある方には、資産のある方にはそれ相応の負担をしていただくというふうな考え方も持たないといけないのではないかな、今のうちに見直しをしておきませんと、消費税じゃありませんけれども、後になって今から切りますよ、来年からはこれはないんですよということはとても言えないと思うわけです。制度的な考え方をこれはむしろ市長にお伺いをしたいというふうに思います。

それから６点目はこういった老人福祉、障害者の福祉もそうでありますけれども、ボランティアといいますか、自主的に働いていただける方々が非常に多く必要になると思

います。ところが、日本の税制といいますかは、こういったボランティアをしている、ボランティアでお手伝いをしてくださる方々に対して、きめ細やかな対応をしておりません。例えばアメリカあたりですと、福祉のボランティアを一定時間やりますと、それが確定申告といいますか、そういうときにボランティア控除とか、そういうふうな形のものがあるそうですし、ボランティア活動をして、例えば有料ボランティアというのがありますけれども、お金をいただく。そのお金はいわゆる収入とは別枠に考えられて、総所得の金額には入れられないとか、そういったことがあるように伺っておりますけれども、こういった税制上の優遇が――国では今ほとんどやっておりませんから、所得税とかそういうものについては無理だと思うんですけれども、例えば市民税とか、そういった税制の中で、日野市独自に取り入れる方策はないだろうかというふうなことをお伺いをしたいと思います。

で、これはちょっと話が違いますが、かつて都市計画税を安くする、あるいは固定資産税を安くするといった際に、例えば生け垣をつくって、ブロック塀じゃなくて、生け垣に変えて、町の美観に協力をしてくれたんだから、その分税金安くできないかというようなことを問うたことがありますけれども、それはできない。ところがそのかわりに、生け垣をつくる助成金を出す、補助金を出すというふうな形で対応ができるだろうということで、これは日野市だけではなくて、ほかでも大分取り入れているようなところがございますけれども、例えばそういった形での可能性も含めて、福祉のボランティアをされている方々への税制上の優遇が考えられるかどうか、これについてお伺いをしたいと思います。

それから最後７点目になります。これが病院長にお伺いをしたいわけでありますが、大変これ難しい問題なんですが、命の重さというのは、地球よりもはるかに重いんだということがよく言われます。ともかく生きなければいけない、生かせなければいけないというのが、医者の医業の大命題かと思うんです。しかしいろんな本を見たり、現実を当たったりしますと、医学が進歩をして、あるお年寄りをほとんど寝たきりの状態で、何もわからないままで、生き続けさせるような状態にしたために、家族が崩壊したり、兄弟がけんかをしたり、そしてその本人自身も恐らくつらいのではないかなというふうな例を、最近非常に多く耳にします。

で、実はこれは私の自分の体験でありますけれども、私の祖母が76ですか、今から二十何年か前に死んだんですが、これ脳溢血で倒れまして、そのときには、その祖母の兄弟たちは、何とか助けたい、頭を大きく手術してもいいから何とか助けたいんだ、先生

にしがみついた。そのときの先生が、僕は今から考えれば非常に偉かったと思うんですけども、これはもう見込みがないと思う、そういった頭を切ったりなんかしても、結局はそれによって死んでしまえばかえって家族の人が苦しむだろう。かえってこのまま静かに死なせてやるのが、本当の道じゃないですかというふうなことを私、じかにその先生から聞いたんですね。そのときはくやしく、非常に残念に思った。何とか助けてあげたい、どんなことになってもいいから、半身付随になってもいいから、助けてあげたいと思ったけれども、１週間後に祖母は死にました。ちゃんと周りの家族とか、私たちにみとられて、死んでいきました。で、後になって考えれば、あれでよかったんだなということを、私も母ともよく話をしたわけですけれども、そういったことがこれからますます病院とか、いろんな現場でぶつかることが多いんじゃないかなと思うんですね。

で、人間が美しく生きる、これは大事だけれども、美しく老いていって、そして美しく死んでいくということもまた我々の一つの大きな権利といいますか、であるような気がするんです。この醜い姿のままで、全く周りに迷惑をどんどんかけている中で、生かせておくというふうな、それが果たして本当の医学なのかというふうな思いにかられております。そういった意味で、大変難しい問題でありますけども、こういったものを尊厳死といいますか、そういうものもこの議会の場で議論しなければいけないし、やはり先生方も考えていかなければいけないんじゃないかな、そのことをまず考えておかないと、どんな行政があっても、最終的にはみんなそこにいっちゃうんじゃないかなというふうな気がするわけです。大変重たい問題でありますけども、ぜひ病院長、考え方といいますか、についてお聞かせをいただければ、幸いでございます。以上７点、よろしくお願いいたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　これから21世紀に向かって、必ず避けて通れない大きな問題としてここに馬場議員さんが取り上げてくださいました、私、まだ未熟で、老人対策に対しましては、９カ月ということで、勉強不足、多々ありますが、何とか一生懸命答えさせてもらいたいと思います。

それで議員さんの御指摘になりました在宅福祉が今後の重要な課題ではないか、またそれが施策として行われるんじゃないかということは、これはもっともでございますし、また同感でございます。といいますのは、今寝たきり老人という一つのものがございますが、それが寝たきりでは幾ら手をかけましても、そこの家族の方、介護の方、それから施設を幾らつくってもやはり非常に老人の人口がふえますので、とても追い切れない

ということは、私も福祉を担当いたしまして、実感しております。それで現在、どのぐらいの人口かということでございますが、その前に推計的に見ますと、まず老人といたしますと65歳ということでございます。現在65歳以上の人口、平成元年でございますが、１万1,772人でございます。これをよく老人の社会か、それから１歩踏み出すかということで、８％を一つの総人口の中の目安にしております。これを割りますと、今7.4％です。あと少しで日野も８％に届くというような状況でございます。

それでは来年は、平成２年でございますが、今推計では１万3,124人、7.9ということ、ほとんど８％近くになります。そうしますと、日野市でも若い青年時代であったということが、もうすでに来年からは高齢化社会の中に入ってくるというような数字が出ております。そうした中で、この問題非常に大きな問題を抱えながら、今御指摘の在宅サービス、在宅ケアの福祉が必要ではなかろう。これは各書物におきましても、あるいは今御指摘、それから引用されました西洋のデンマーク、あるいは英国、そうしたものからもいきましても、もうすでに在宅を主にした形での老人のケア、寝たきり老人のケアというような形を、今とってきております。そうしたことでこのままやはり、日本といたしますと、あるいは日野市の福祉といたしましても、在宅サービス、在宅ケアに向かっていかざるを得ないということでございます。そうした中で、現在寝たきり老人は366人おります。先ほど申し上げましたように、１万1,772人の中で、366人の寝たきり老人、そしてまたひとり暮らしの老人が443人というような形でございます。こうしたことでこの展開が非常に、今言いました在宅ケアの具体的な問題、在宅の老人に対するものをどうしたらいい、それはその家族はもちろんですが、周りの人、それからあらゆる施設の者が、それを有機的に結びつけまして、そして入院でなく、あるいは施設に入るのではなくして、在宅のままでこれを補っていくということです。

それからまた、厚生省の出しております書類によりますと、寝たきり老人の90％が機能回復、それから家族の介護等によって直るというようなことが、西洋の、英国のそうしたところのデータでもって、今示されつつあるそうです。そうした中で、寝たきり、寝たきりということでございますが、これを国民の我々があらゆる手を使って、あらゆる方法でやっていけば、それが少なくなる。今、寝たきり老人をゼロにしていきたいという考え方が大きく取りざたされております。

そうした中で御質問でございますが、前書きがありました、すみませんでございます、介護の人的援助ということで、今るる申し上げましたように、老人のホームヘルパー、あるいは介護、あるいは家庭の方々、こうしたものに対しての援助を今後積極的に展開

していかなきゃいけないということでございますが、特養老人ホームが建設される、その中で入所定員50人ですが、すでに待機者が四十数名に及んでいるというような状況でございます。そうした特養の行き方として、デイ・サービスセンター、これを生かして、これを大いに活用して、そして寝たきりから今度はそれを立ち、そして座り、そして横になるというような訓練を行って、寝たきりを少なくしていくという方法に、今やっていかざるを得ないんではないかというふうに思っております。

それから車いすの件でございますが、この新聞にちょっと出ていたんですが、ここにもありますんですが、東京都の都下のある民間の病院では、車いすを非常に大量に購入いたしました。そうしたそれによって、床から離れる、離床の老人の方が90％に達したというような報告もここに持ちました。それを見ますと、今御指摘のように、確かに在宅福祉の面というものが非常に大きくクローズアップされてきております。今後ともこれを人的な面から、また福祉の面からこれをやっていきたいと思っております。

次に２点目の生活の支えとして、経済的な援助、これは現状どうなのかということでございますが、確かに住宅の問題もありますが、また医療の問題もあります。そうしたことで、ここに費用は非常にかかっております。現在、介護をしております日野市の各病院に援助をしております１人当たりの金額というのは、十二、三万円というような数字でございます。こうしたことからいきまして、非常に先ほど申し上げましたように、人もふえる、対象者もふえるということでありますんで、深刻な問題として、この問題が出てくると思います。これはまた将来にわたってもそういう大きな問題、御指摘のとおりでございます。

で、こうした問題に対しまして、私どもで、日野市で、独自にやりました老人看護手当は年１万円でございますが、これを支給して、支えにしております。こうした問題につきましても、今事務当局におきましては、入院しても十二、三万からかかるというようなところから、もし財政的な援助がありますれば、これを１万円を月にして、そしてやっていったらば、ある程度の継続的なものが結びつくのではないだろうかということで、これもひとつ市長の方に今提言中でございます。そうしたことも行っていかなければならないんではないかと思います。

その次に、３番目の私どもに与えられましたこと以外の問題でございます。この老後の生きがいということ、余暇の時間、そうしたものも多々あるかと思いますが、先ほども――教育長の方でまた御答弁あるかとも思いますが、私どもの方のスポーツ的な問題といたしましては、ゲートボール大会、これは秋、今後行われますが、約47チームで、

500人程度を予定しております。こうしたものも、それらのゲートボールということでの生きがい、それから芸能大会、それは過日行われました芸能大会で、非常に皆さんが趣味を披露されました。1,200人の方が参加しているというようなこの生きがいということで、今それらも一つの施策で十分とは申しませんが、やっているような状況です。これにあと、教育文化的な面からのあれは教育長の方でお答え願いたいと思います。以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　それでは３点目の生きがいの問題、それから４番目の他世代との交流、その辺の問題につきまして、私の方から答弁させていただきます。

実は２年ほど前の市議会の本会議で、中山議員さんの方から、老人福祉の問題についての提言を受けまして、約１年半ほどかけまして、今馬場議員さんの方から話のございました福祉副読本というのを、小中学校の先生方の協力で、作成していただいたということで、この老人の生きがいという問題につきましては、私、せんじ詰めて言えば、とにかく世間との交流を絶やさないということが一番の老人福祉といいますか、老人の生きがいに通じる問題ではないだろうかと、こういうようにとらえております。当然、教育の分野だけでなくて、生活、福祉、医療、あらゆる分野に絡んでくるわけでございますけれど、いずれにしてもこの世間との交流を絶やさないような施策を進めていくべきである。で、教育サイドから、特に伝承文化の問題、あるいは老人の経験と知恵を学ぶ機会、そういうものを持ちながら、例えば平山とか、あるいは四小、一小、ことしも10月の21日に、第八小学校の方で老人クラブの方々との触れ合い広場、そういうものやなんかを持ちながら、できるだけ地域ごとに老人と若い世代、そういうものを地域コミュニティーづくり、これを何とか仕上げていきたい、こんなように考えております。特に９月15日の敬老の日を前にいたしまして、福祉副読本等の国語の分野との絡みの中で、老人の方々にお手紙を出そう、こういうような作文を各学校で取り組んでいるというような話等も聞いておりますし、ぜひこれから先も老人と現代の世代、これの交流を絶やさないような方向での努力を続けていきたい、こう考えております。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　それでは、５番目の財政負担と個人の負担の兼ね合いでございますが、御指摘のとおり財政というものが限度がございます。そうした中で、能力のある方から、こうしたものを援助してもらいます、あるいは受益者負担ということも必要です。それは利用者の負担ということで、今後とも必要であります。それからまた、

能力のある方からも援助も必要であると思います。しかし、今現在置かれております日野市の福祉の総予算額は、昭和63年度、ちょっと歳出だけを見ますと、62億という数字で、63億ですね、62億8,000万ということですから、63億という数字でございます。これが――ちょっと乱暴な数字でございますが、今年度の予算、330億をとりますと、約20％以上ということでございます。議員さんも御承知のとおりと思いますが、社会保障制度をやっております西洋におきましては、すでに税金その他から70％も取っておるというような状況でございます。そうしたことを考えますと、現在、まだ日野の財政におきましては、そうした数字的には、20％、25％、あるいは30％になっても、これらのいろいろの施策ができるのではないかと思っております。しかしそれは甘えてはなりません。やはり利用者の施策と、能力のある方々からのそうしたものを、今後やっていかざるを得ないんではないかと思います。そうしたことも十分考慮しながら、やっていきたいと、無駄のないように使い方をしていきたいと思っております。答弁になったかちょっとわかりませんが、これで……。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　市民部長。

○市民部長（大貫松雄君）　それでは６点目の、税制面でのボランティアの所得の控除の優遇についてお答えをいたします。

特に福祉関係におけるボランティアの所得については、心情的には理解をいたすところでございますけども、現税制上では、その職務を行うために、その要した費用弁償であることが明らかなものを除いて、ボランティアを受ける報酬でも、給与収入とみなされます。また先ほどの御質問のありましたように、市独自の減免的配慮です、これは今申し上げましたように、要するに税制上のこともありまして、現在、我が国ではボランティアに対しての優遇制度というのは、不可能でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　病院長。

○病院長（三田盛一君）　ただいま、馬場議員さんから大変難しい御質問をいただきまして、回答に大変とまどっております。と申しますのは、馬場議員さんのおっしゃいました１から６点までは、大変実はなまなましい市の行政、あるいは施策の問題であろうと思うわけでございます。しかし７番目の問題は、実は政策的な問題が果たして絡むのかどうか、私はむしろ大変難しいんですが、実はでもこれが一番のベースでございまして、この問題をきちっと踏まえた上でなければ、今までの１から６までの、いろいろな各部長さん方のおっしゃっているいろいろな施策は取れないであろうと、こう思います。そこで、実は尊厳死という問題、あるいは美しく老い、美しく死ぬということ、これは

文章で書きますと、大変きれいな文学的な表現でございまして、だれもがこういうふうにありたい、自分なりもそう思います。

ところが、以前にも私申し上げましたように、人間大体死亡率100％でございまして、今ここにおいでになる方々、皆さん、自分も含めてですが、全部死にます。100％です、死亡率は。ところがこういうことを論ずるときは、必ず自分だけは除外して考えております。その辺にいろいろこの問題が、大変大きな問題になるわけであります。それで例えば、この尊厳死の問題を論ずるときも、その相手の方が意識のある方なのか、ない方なのか、それから家族と非常に融和している方なのか、あるいは家族が、先ほどのいろいろ、ボランティアのような在宅医療というような問題で、社会的にいろんな問題を抱えておられる御家庭なのか、それによって全く全部違ってまいります。というようなこと、各論の問題が非常に含まれてまいりますので、丸めにして尊厳死のことを論ずることは大変難しいというふうに私は思っております。

それで先ほど申し上げたように、死亡率が100％でございますので、我々はいずれ死ななければならない。そのときに、馬場議員さんのような御年配の方ですと、おれは当然死を告知してもらって、心の準備をして、周囲をきちっと整えて、死に赴くよと、だから告知をしろというふうな、多分御希望だろうと思うわけです。ところが、ここでお名前申し上げていいのかどうかわかりませんが、小山議員さんはかつて御病気をなさったということをこの議会でもおっしゃっておられ、伺っておりますが、そういうふうに病気をなすって非常に苦しんだときは、これは死の告知を受けることを本当に希望なさるか、苦しいときにはなかなかそういう問題は、自分の頭から外れてしまって、なるべくなら聞きたくない。というようなこともあろうかと思うわけなんですね。ですから、そんなふうにいろんな問題が絡んでおりますので、私はなかなか申し上げにくいことでございますけれども、ただいうならば、美しく老いて、そして全く病の床に伏すことなく、突然になくなるということができれば、これほど幸いなことはないと、これは私も思いますし、年齢の大小に問わず、高齢に問わず、恐らく皆さんお考えになっていることだろうと思っております。そんなふうに老人福祉政策を行うための尊厳死の問題を根本では大変大切なことなんですが、これはどうも大変馬場議員さんの御期待に添いかねることではございますが、一言にしてはなかなか申し上げにくいことなんだということで、まずは第１番目のあれをお許しをいただきたいと思うわけであります。

それで先ほど来、私がちょっと伺っていておかしかったことは、これは日本全体の問題ですから、いたし方ないと思いますが、今老人というもの、65歳で線引きをしており

ます。現実には、しかし65歳の御老人を見ておりますと、決してまだまだ第１線を退いて、悠々自適というようなお年寄りというイメージはございません。むしろまだまだこれから第２の人生を大いに頑張られるお年ではないか。むしろ医療の立場から言いますと、御老人というのは、我々はむしろ80歳代でもって御老人というふうにしたいというような、少し大それた考えを持っております。60歳、70歳はまだ青二才なんだ、医療の立場からです。ことに私は手術をしておりました関係上、手術適応という問題を見ますと、そんなふうに考えることがございますので、これは日野市だけの問題ではございませんでしょうけれども、これからもいろいろそういう点も一つの考えの中にはお入れいただいて、いろいろな問題を御審議、御検討いただければ幸いではないかなと、余計なことを申し上げて、答弁にならない答弁をさせていただきます。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　　病院長、本当に難しい問題をわざわざお出かけいただいて、お答えをありがとうございました。また大変参考になるお話を聞かせていただきまして、やはりたまには議会にも病院長に来ていただいて、いろんなお話を伺うというのも、我々議員にとってかなり勉強になるものだなというような認識を新たにいたしました。で、再質問といいますか、順番にちょっと申し上げたいと思うんですが、介護の問題で車いすの有効活用の例が部長から述べられましたが、実は日本というのは、寝たきり老人の割合が非常に高いんですね、外国と比べて。どうしてかという、寝たきり老人というのは、実は寝かせきり老人なんだということなんですね。本当ならまだ動くことができるんだと、だけれどもどうも家族も面倒見られないし、おっくうだから、まあ寝かせておこうというふうな、それが寝たきり老人だという。だから先ほど部長がおっしゃったように、ゼロにしようと思えば何かできそうな気がするわけで、実際スウェーデンとかそういうところに行きますと、寝たきり老人というふうなものはない。何らかの障害があって、だめだということはあっても、いわゆる寝たきり老人というようなものはないんだというふうな話もあります。

それで、私はひとつ提言なんですけども、車いすをあるいは、車いすなり補助、何というんですか、歩行具ですかね、そういうものをたくさん日野市が買って、持っていてほしいと思うんです。まだ私の方は一般の市民というのは、車いすというのはなかなかなじまないんですね。下半身が不随になると初めて車いすに乗らなきゃだめかなというふうな感じになるわけだけども、どうも先進的な老人福祉が行われている国々では、もうお年寄りは車いすで動かすんだというふうな感じですね、そういうふうなことがあるようです。もっともっと一般市民の中に車いすを、お年寄りは乗って歩きなさいよ、家庭の中でもそうしなさいよというふうなＰＲが必要だし、そうすれば寝たきり老人の問題もかなり解決してをしてくるんではないかなという面があるように、いろんな本で読みました。ぜひこの車いす等をたくさん用意をされて、みんなに教えてあげて、こういうふうに利用するんですよというふうにした方がいいかなというふうに思います。ぜひ積極的に対応をしてほしいというふうに思います。

それから他世代との交流というところで、いろいろな伝承文化を教えてもらうとか、今やっておられるような話が出ましたけれども、家庭というものが結局一番大切なんだなということがぐるっと一回り回って、もとに来ているような感じが私するんですね。例えば今、日野あたりは、ちょうど古い町並みのところと、新しい住宅地のところと両方ありますから、その都会的な面と、古い町と両方ありますけれども、結局田舎の方の町、村に行けば、ほとんど高齢者世帯で、そこでは若い者が年寄りの面倒を見る、これは当たり前のことが行われているわけですね。そういう当たり前のことが行われる家庭というものをもう一回、３世代といいますか、全部の世代が同居する家庭の意味というものをきちっとこれから教えていく必要があるだろうなという気がするんです。というのは、最近の子供は大体２人ぐらいですね。多分出生率は１点幾つじゃないかと思うわけです。平均すれば２人ですね。例えば男女ということになるとすれば、両方とも何らかの形で、自分の年老いた親を面倒見ていくといいますか、そういうふうにならざるを得ない。ところが今は、若いお父さん、お母さん方の下で、そういう問題を全然知らないで、大人になっていってしまう。これが非常に後々こわいような気がするんですね。で、ぜひその辺のいろんな部門で、ある場のイベントだけにおじいちゃんと子供たち、おばあちゃんと子供たち、一緒にして何かしましたよというんで終わっちゃうんじゃなくて、継続的に何らかのカリキュラムとまではいきませんけれども、そういうふうなことがむしろ子供の側、児童の側からの発想であっていいんじゃないかな。そうしませんとこれからの老人福祉の問題というのは、ますます難しくなるんじゃないかな。家庭そのものがおかしくなってくるんじゃないかなという気がいたします。そういう点でぜひ、もう一回これは教育長にその辺のお考えを伺えれば、ありがたいと思うんですが。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　今、馬場議員さんの方から御指摘のように、確かに都会の場合、核家族と申しますか、３世代同居の家族というものは、非常にまれでございまして、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に生活をしている子供たちというのは、日野市の場

合でも２割程度の家庭がそういう経験を持っており、あとの８割は、両親と子供の世帯と、こういうような状況に置かれています。そういう住宅事情的なものもあると思いますけれど、今お話の中にありましたように、ただ単発的な形で、何か行事の中で老人を知る、あるいは老人との交流を行うというのでなくて、継続的に、一定のカリキュラム的な段階で子供たちに、老人の問題というものを自分の問題としてとらえて勉強するような機会をつくっていったらどうなんだと、それが福祉副読本をつくる一番中心的な課題の一つでございまして、私たちも来年度以降、この問題につきましては、正式に教育課程の中に位置づけて、学校からどういう時点で、どういう状況の老人福祉の問題についての勉強をやっていくかというような考え方をまとめながら指導に当たっていきたいと、このように考えております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　　ありがとうございました。ぜひそのようにしてもらいたいというふうに思います。

それからちょっと、質問の順番で戻るんですが、介護とか、経済的な援助とかそういう面で、特養ホームがつくられたりして、そこでいろいろなものが統一的にといいますか、あっちでもやっています、福祉事業団でもやっています、健康課でもやっていますとかと、そういうふうな行政の縦割りのあり方ではなくて、事お年寄りの、困っているお年寄りの問題については一本の指令といいますか、おかしいですけども、そこにいけば全部わかりますよというふうな行政のあり方、そういったものがぜひ必要だと思うんです。

参考までにこれ御承知と思いますけども、東京都では高齢者在宅サービスセンターというものを、昭和70年度までに175カ所設置するというふうなお話が――恐らく皆さん御承知と思いますけれども、そういったことを、大体人口４万人当たり１カ所設置するんだというふうなことが言われているわけですね。こういうものを、例えば今度つくられる特養ホームとか、そういうところにも併設をしておいて、事お年寄りの、特に在宅のお年寄りの中の問題については、まずはそこが全部コントロールしていく。そこへ行けば全部わかるぞというふうなそういうことが必要ではないかなということが言えると思うんですね。それに関連をして、先ほど教育委員会の老人福祉副読本は、すばらしいというふうに私思うんですけれども、残念ながらその老人福祉の部門で、この日野の福祉という全体を教える、非常に事務的にといいますか、よく調べるときにはよくわかりますが、そういうものはあるんですけども、肝心の対象者であるお年寄りに、もし困っ

たときに、これをごらんなさい、そうすればあなた困っている問題、いろいろ書いてあるでしょう。どこどこに行けばこういうことが得られますよ、受けられますよということが一覧表になっているような、お年寄り読本じゃないけども、そういうものがもしあれば、かなりいろんな意味で市民が助かるんじゃないかなという気がいたします。こういった日野の福祉という、勉強する人のためのものばかりじゃなくて、まさにこの教育委員会のこれが大いに参考になると思うんですよ。易しいものでいいんですけども、皆さんがこういう場合に、こういうときに困ったら、ここに行きなさいとか、こうしなさいというようなことが、お年寄りみずからがわかるような、そういうパンフレットといいますか、本が必要かなというふうな気がいたしております。

そういう意味で高齢者のサービスセンターといいますか、コントロールタワーといいますか、そういう面と、今の高齢者のためのパンフレット、こういうものはどうかなということについて、全般的に市長にお考えを伺いたいというふうに思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　ことしも間もなく敬老の日という意義のある日を迎えることになるわけであります。我々の日野自治体行政では、この月を特に敬老月間と考えて、いろいろな施策の展開を進めつつあるわけであります。

我が国の人口が未知の高齢化社会の経験をいろんな形で実践をしながら、あるいは遭遇しながら、進まなくてはならない情勢に入っておるわけでありまして、地方自治体の担当いたします行政領域に具体的な課題として、いろいろな検討を加えていくことが極めて重要だと考えております。

日野市では、老人憲章という考え方を、割合早い時期に定めまして、市民の心がけ、ないしは行政の取り組む基本姿勢として、一つの基準になり得るものだと、このように考えております。

敬愛という精神的な老人に対します態度と、それから地域社会としての老人に対します処遇、特に健康と明るい暮らしを保障するという、こういうつまり施策の根源になる考え方、あわせて社会参加を、あるいは生きがいをどのようにつくっていくかということが、総括できるわけでありまして、これまた割合早い時期にと先ほど申し上げましたが、数年前に将来あるべき老人福祉の体系化というテーマで、専門の方々を中心とする協議会に諮問をいたしまして、一定の検討と報告をいただいたわけでありまして、現在、それになるべく添いつつ施策を進めつつある、こういう状況下にあるわけでございますし、また基本計画もそれらを具体的に内容とするものでなければいけないとこう思って

おります。

今、七つの課題ということで質問をいただいておるわけでありますが、健康とそれから理解をつくるということにつきましては割合社会性のある仕事が成り立ちますが、在宅でどの程度の対応をできるか、あるいは在宅をカバーする手段として、どういう方式があり得るか、いうようなことをすでに御承知のとおり日野市では福祉事業団を創設いたしまして、まあ若干の部分にはすでに経験を進めておるわけであります。近く特別養護老人ホームが市の主要な関与によって生まれることになっております。一つの大きな実験の場になるんではなかろうかと期待をするわけでありまして、在宅とそれから行政施策、特に地域ケアという領域にいろんな市民の力をかりることによって、だんだんと密度を高めていって、そして今の家庭における老人介護を、大きく負担と考えない、まあそういうことにならなければ、明るい暮らしを守ったということにはならないわけでありまして、そういう関係を特に地域社会では婦人に参加をしていただくということの可能性が高いというふうに考えるわけであります。

まああんまり時間もとってはよくないと思いますが、高齢者をとにかく明るい生活に置く、何か負担になって、暗いイメージに置くということが一番地域社会に私はよくないと思っておるわけでありまして……。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　市長、答弁中ですけども、時間の延長を諮りますので、しばらくお待ちください。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（一ノ瀬　隆君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

市長、発言を続行してください。

○市長（森田喜美男君）　子供たちに老人をよく理解をさせて、そして敬愛の念を導くとともに、また地域社会の同じお互いが思いやりあう場所で関係をつくり出す、これが精神的には一番大きな要素になろうと思いますが、努めてそのような市民の意識を高めていく、こういうことの一般的な行政努力が大切だろうと思っております。

具体的に提言がありました介護、あるいは介助の機器を――車いすなどの補助機具でありますが、なるべく正確に供給できる、こういう判断、あるいは施策としても整備することが大切だということは、申すまでもないと思っております。

今も最後に言われました高齢者の方に、特に施策としてこういうことがあるということを一つのパンフにまとめて、御紹介をするということも必要だというふうに伺ったところであります。

今大きな目標として、指摘にもございましたとおり、寝たきりをなくす、また寝たきりにならない、これはまさにそれは――幼児から日常的な健康な体質、体力をつくるということもかかわりがありますし、心がけてまた寝ないということを、寝ないでとにかく活動できるという状態を、いろんな形で御指導したり、場所を提供したりすることが重要だ、こう考えておりまして、確かに最近寝たきりゼロを目指すという行政が非常に大きな役割を果たせなければならない、こんなふうに思っております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　ありがとうございました。

急にきょう質問をやるようになりましたので、大変雑駁で、うまくまとまらない質問であったかというふうに思いますし、病院長には大変お忙しいところお出かけをいただきまして、本当にもっといろいろお話を伺いたいなとは思っていたんですけども、概ね時間でございますので終わりますが、ボランティアへの税制上の優遇措置というものをこれぜひ国がやるように自治体連合でもいいですから、ちょっと働きかけをしてみていただければありがたいなというふうに思います。これはできると思います。みんなが要望すればきっとできると思いますし、それは必ず明日の福祉のために役立つものになろうかと思いますので、それだけは重ねてお願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって６の１、これからの老人福祉政策についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時２分　散会

9月12日　火曜日　（第4日）

平成元年
第3回定例会　日野市議会会議録　（第28号）

9月12日　火曜日　（第4日）

出席議員　（29名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
6番	天野輝男君	7番	福島盛之助君
8番	福島敏雄君	9番	中谷好幸君
10番	小俣昭光君	11番	川嶋　博君
12番	馬場繁夫君	13番	夏井明男君
14番	小山良悟君	15番	馬場弘融君
16番	高橋徳次君	17番	簾野行雄君
18番	一ノ瀬　隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	中山基昭君
22番	秦　正一君	23番	黒川重憲君
24番	古賀俊昭君	25番	谷　長一君
26番	市川資信君	27番	石坂勝雄君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（なし）

欠員

5番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	藤浪竜徳君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	坂本金雄君
病院長	三田盛一君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	土方留春君
書記	宮岸一馬君	書記	濃沼哲夫君
書記	小林章雄君	書記	斉藤令吉君
書記	橋達雄君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成元年9月12日（火）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時13分　開議

○議長（市川資信君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

一般質問7の1、持家は困難、公営住宅の建設に力を入れよの通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

〔8番議員登壇〕

○8番（福島敏雄君）　「国は富んだ。企業も富んだ。今度は国民が豊かになる番だ」とこういう、多少違うかもしれませんけれども、サラリーマン新党の青木代表が、参議院選挙で言っていた言葉であります。

サラリーマン新党は、それほど得票は伸びませんでしたけれども、私は、この言葉に大変感銘をしたというか、共鳴をしたものでございます。国が富んだ、企業も富んだ、今度は国民が豊かになる番だ、とこういうことについて、特に国政、あるいは都政、あるいは地方自治、あるいはこういった市町村、こういったところでも、この言葉をよくかみしめて政治の中に生かしていく。こういうことが大変重要ではないか、という感じがしております。

豊かさを実感できないのは、私は幾つかあると思いますけれども、個人がです、これはやはり住宅費に相当な費用が取られている。さらには、教育費が高い。さらには、欧米に比べて食品も高い、とこういうようなこともあろうと思いますし、豊かさ、ゆとりという面でいけば、労働時間が長いということもあるのではないかと思います。

ここでは、その豊かさという面では、そのほかの課題はさておくといたしまして、住宅費の問題につきまして訴えをし、市側にもいろいろ考えていただきたい。こういう意味で、質問をしていきたいと思うんであります。

特に、私はほかの産業は知りませんけれども、電気産業、特に私の勤めます富士電機の住宅政策というようなことを考えてみますと、やはり地方の出身者が多いわけですから、会社に入社をいたしますと、寮に入る。あるいは結婚をすれば、社宅に入る。そして社宅も当面の住む手段という形で、40歳になり、10年間社宅に住んでいれば、次は持ち家をしていただく。こういうことが住宅政策の基本でございました。それで、年収の3割ぐらいを上限といたしまして、住宅ローンを借りて持ち家をしていくということで、昭和40年代以降、50年代まではそういう形で推移をしてまいりました。特に40年代では、前半まで、日野市内の中でそうした形で家を持てる、という実態もありました。それ、40年代の後半、あるいは50年代に入ってきますと、日野市内は無理でございまして、西

多摩の奥の方、あるいは神奈川県の相模原、相原、こういったようなところ、あるいは津久井湖、こっちの方に持ち家をするというような形で進んでまいりました。

年収の３割といいますと、年収500万円という人で、150万返済をするという状況の中で持ち家をしてまいりました。600万の人は180万。20年のローンの返済ということでいたしますと、金利分は別にいたしましても3,000万。あるいは3,600万。こういったようなところが借金を返済する限度という形で、持ち家も進んで来たんでありますけれども、御存じのような土地の高騰によりまして、もう、こうした今までの持ち家というものについての努力と言うものについては、大変困難というか、持ち家の夢が消えたと、むしろこういうような表現が近いような状況になってまいりました。さらには、そういう中では、一般の貸家に入るわけですけれども、ことしに入りまして、この９月に入りまして、11月に結婚するんだという若い女性から、家賃が２ＤＫで８万円と聞いていました。何とか安い住宅はないでしょうかということで、２人、私のところに見えました。「そんなにぜいたくなところへ入らないで、もう少し安いところもいいんじゃないの」とこういう話はしたんでありますけれども、やはり新婚ということで夢もある。というふうなことで、いろいろ市内を歩きますと、新しいところはもう８万だと、こういうふうに言っていました。

したがいまして、ローンを借りて家を持つのも大変苦しい。それから、借家に入って家賃を払うということも大変苦しい、とこういう時世に、今なってきているんだなという実感をしております。

最近、晩婚の人がふえてきたということで、私の身の周りでも結婚年齢が遅くなっていく人が多いわけですけれども、やはり住宅費が高いということが、一つはその晩婚のそういう姿にも影響しているんではないかというふうに、うがった見方かもしれませんけれども、見ざるを得ないような感じがしております。

したがいまして、今、やはり人間の豊かさというようなことを考えた場合に、住宅費がもっと負担が少なくなれば、実感として豊かさも倍増していくという感じがしているわけでございまして、この住宅政策については、国のやるべき部分、それから地方自治体のやるべき部分があると思いますけれども、私はやはり国のやるべき部分といたしましては、住宅費にかかった費用についての税金を減税していく、とこういうようなことについては、ぜひやってもらいたい、という感じがしております。

先日、新聞報道を一部読みましたらば、建設省の方でローンの減税、ローンを払っている人については、現行たしか５年間でローンの残高の１％ですか、税金を控除する、

とこういう実情があるわけですけれども、これについては、７年間、２％減税をしたいという建設省の案が出ていました。私は、これはもろ手を上げて賛成をしたいわけでございまして、ぜひこういった建設省の案については、政府も来年度予算に反映をしてほしいというのは、本当に期待をしておりまして、ぜひそうなってほしいと、こう思うわけであります。

それから、月々８万円ぐらいの家賃を支払うとすれば、その８万円支払うものの家賃の金額、住宅費についても、これは所得の中から控除してほしいということが、私は国民の大きな声ではないかな、というふうに思います。これについても、あわせて建設省の試案では、何かその所得から控除するように予算要求をしたいというような新聞記事がありました。ローン減税、それから、家賃の払っている住宅費については減税をしていくということについて、歳入が欠陥ということで、消費税導入というような中で、そういったものがどういう形になっていくのかというのは、私もその方向をここで示すことはできませんけれども、やはり国が富んだ、企業も富んだ、今度は個人の番だという、このスローガンというのは、私は今、政治の中で、各分野で追求していかなければならない、というふうに考えておりますので、ぜひ、こういった面は国の方にお願いをしたい、というふうに考えているところであります。

それから、地方自治体の中では、やはりそうした意味でいけば、公営住宅というものをふやす努力をもっとすべきではないか、ということであります。それから、その中でも幾つかありますけれども、公営住宅の家賃、特に公団の家賃などというものについて、今の建築にかかった費用から積算する家賃だけでいいのか。千代田自動車跡地に公団ができまして、この家賃を聞いてみますと、傾斜家賃ではありますけれども、十四、五万になるというふうに聞いております。そういう家賃で、本当に一般のサラリーマンがそこへ住んでいけるのかどうなのか、ということについては、大変厳しい状況にあるわけでして、そういった意味では、やはり国の政策として、やはりどこかその家賃のあり方についても、今の家賃の決定法についても十分議論をしていただきたい、とこういうふうに思っているところでございます。もし、日野市の中で、そういったような発言する機会があれば、こういったようなものについても声を出していく必要があるんではないか、というふうに思います。

それから、公営住宅の中で、ここ何年か、いろんな方から指摘をされておりますけれども、核家族化の進行、さらには高齢化の進行というようなことの中で、やはりお年寄りの住宅費負担、こういったようなものが大変、人によっては厳しい環境に置かれてい

る。こういったことも考え合わせながら、これからの公営住宅、地方自治体の中で、やはり住宅政策をどう考えていくか。このことについて真剣に考えていただきたい、とこういうふうな立場で、この質問を取り上げさせていただきました。したがいまして、幾つか質問をいたしますので、市の見解をいただきたいと思います。

質問の１点目は、要するに日野市として、市内にある市営住宅、あるいは都営住宅、あるいは公団住宅、公社住宅があるわけですけれども、こういうことについて、ふやすということについて、基本的にはどのような方針をお持ちになっているか。あるいは、これから方針を確立していこうと考えているか。このことについて、ぜひ前向きなお考えをお聞きをしたいと思います。

それから、各論になるわけでありますけれども、市営住宅について、２点、お聞きをいたします。

一つは、向川原の市営住宅が平成元年度で完了をするんでしょうか。大変、私も58年の12月に一般質問をさせていただきまして、年次計画で、ここでその終盤を迎えるということについて、市側の努力に感謝と敬意を表するわけでございますけれども、向川原の完了した後はどういうふう、どの団地を考えていくのか。そういった点をお聞かせをいただきたいと思います。

２点目は、これも58年の12月議会にも、質問のときに答弁をいただいたんですけれども、川原付の敷地の中に１棟建てられるスペースが残っております。あれは建ぺい率の問題で、万願寺の区画整理の進行がありまして、建ぺい率が変わったら、その時期で川原付のもう１棟を建てていきます、とこういう答弁があったと思います。この川原付の残り１棟について、どのような今、方向で進んでいるのか、お答えをいただきたいと思います。

質問の３点目は、都営住宅でありますけれども、市内に、今1,780戸、都営住宅があると聞いております。建てかえ、建てた建築年次の古いのもあるわけでございますけれども、建てかえによりまして、多くの戸数を確保していくということが必要だと思いますけれども、建てかえ計画が決定している団地について、そのスケジュールをお聞かせをいただきたいと思います。

質問の４点目は、老人の専用住宅についてでございます。現在、私も不勉強でありますけれども、市営、都営、含めまして、お年寄りの専用というか、そういったような戸数が何戸ぐらいあるのか。あるとすれば、教えていただきたい。

それから、今後の建設方針でございます。今までも、やりとりを聞いていまして、お

年寄りにつきましては、ひとり暮らし老人の対策というような観点からも、老人アパートの建設の要望もありますし、先ほど言いましたように、今の新しい家賃体系の中で、とても払い切れないというようなお年寄りがいるとすれば、それらの人を公営住宅の中で見ていく、ということも必要だと思いますけれども、そうした中で、今後、お年寄りの皆さん方への住宅についてどう考えていくか。特に、前の答弁では、地主の方に建てていただいたのを借りていくというような方向も、答弁の中にあったようなことが記憶をしておりますので、そうした方向で前向きに進めていくのか。あるいは、市営住宅を高層化する中に、新たにそういったようなものを確保していくのか。私は、このことについては、いずれやらなければいけない課題だと考えておりますので、この辺の方針をお聞かせいただきたいと思います。

質問の５点目は、公営住宅の入居資格でございます。昭和57年８月に改定をされて、昭和61年の７月に改定をされておりまして、今、扶養家族１人で、上限は346万3,999円というふうに、私は承知をしております。これは、年収でございますので、例えば340万という人は、月々20万円もらう。それでボーナスを年間５カ月分もらう。こういう人でございます。それが、奥さんと一緒に住もうとしたときに、それが上限です。ということになるわけでありますけれども、大変、今はそれぞれの企業が忙しいということで、基本給は低くても、残業収入というふうなものから加えていきますと、若い人でもそういったレベルに達するという人で、公営住宅に既にもう収入の面で入居資格がない。こういうような状況が私のところにも見えられますし、先日の奥住日出男議員のところの質問も、そういったような話ではなかったか、という感じがしておるわけですけれども、確かに公営住宅ですから、立場の弱い層、収入の低い層を公営住宅で見ていくという考え方も必要ですけれども、今まではそういう形でよかったかもしれませんけれども、いわゆる中間層といいますか、もう持ち家もはるかかなたの夢、そして、例えば新婚所帯、月々家賃８万円払うというのは大変きついという、こういう世の中の趨勢の中で、そうした人たちをどう住宅を確保していくか。これは個人で努力せよ、ということになるかもしれませんけれども、大変環境としては厳しいという中で、私はこの公営住宅の中で、そういう方々も入居できる方途をつくっていくということについては、必要ではないのか。市営住宅も１種、あるいは２種、とこういうふうに分かれているわけですから、その辺のところは、やはり収入の基準も若干、検討をされて、今の住宅環境に合わせた公営住宅の入居基準、こういったようなものが考えられていいのではないか、というふうに考えておりますけれども、この辺についての御見解をいただきたいと思います。

以上、大きく分けて５点でございますので、よろしく御答弁をお願いします。

○議長（市川資信君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　それでは、市営住宅関係につきまして、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、質問の１点目でございますけれども、今後の基本方針でございますけれども、確かに御指摘のとおり、住宅に困窮する低所得者の増加が目立ってきております。この需要にこたえるべく一定の居住水準、環境の整備を含めて、供給確保に努めていきたいと考えております。

特に、最近におきます地価の高騰でございますけれども、市営住宅建設用地の確保はもちろんでございますけれども、高齢者社会に向けての市施策等の建設用地の確保も、極めて今、困難と言わざるを得ない状況でございます。

したがいまして、これらの用地の確保の面からでございますけれども、これらにつきましては、建てかえ事業によりまして、高層化を図ることによりまして、土地の有効利用を図っていきたい、とこのように考えております。

現在、平成２年度完成の向川原団地を含めた管理戸数でございますけれども、これは549戸でございます。これを建てかえによりまして、既存の549戸に対しまして644戸、95戸の増戸が見込まれているところでございます。

２点目の、向川原の完了後の計画ということでございますけれども、建てかえ事業の対象団地でございますけれども、これにつきましては、高幡団地、下田団地、東光寺第一、第二団地の既存住宅がございます。木造で８戸。簡易耐火づくり平屋で83戸を事業の対象と考えております。

なお、平山城址が丘団地、木造20戸がございますけれども、これにつきましては、西平山土地区画整理事業の中にございますので、これにつきましては、別個に計画を立てていきたいと思います。

建てかえ事業に当たりましては、一応の基準がございます。これにつきましては、基準といたしましては、建設年度が古いものから、あるいは、もしくは老朽化が著しいもの。それから２点目は、仮移転の用地、住宅が確保されているもの、それから緊急に整備を要するもの、戸数の増、建てかえ拠点として効果が期待できるもの、それから公共事業の実施に関連するもの、とこれらの方針といいますか、基準に従いまして、建てかえ事業の基本計画を、策定を進めているところでございます。建設年次等、具体的に具体化をこれから目指していきたいと考えております。

川原付の残りの１棟の着工の時期でございます。川原付団地の増設につきまして、万願寺土地区画整理事業によりまして、建ぺい率等の緩和によりまして、１棟24戸の建設が可能ということでございます。今後の計画では、早ければ平成２年度に実施計画に着手いたしまして、２年度後半には着工したい、とこのように考えております。これに描かれていきますと、完成は平成３年度になる予定にございます。

５点目になりますけれども、公営住宅の収入基準の見直しでございます。これにつきましては、公営住宅入居基準、収入基準は、公営住宅法によりまして規定されております。最近の動向では、昭和52年、昭和54年、先ほど御質問がございましたけれども昭和57年、それから昭和61年と、おおむね３年ごとに見直しが行われて、改正を見ているのが現状でございます。

改正額を見ますと、昭和57年から61年には、収入額――所得額で14万1,000円から16万2,000円と、２万1,000円の引き上げが行われております。今後の改正につきましては、現段階では未定でございます。およそ３年ごとに見ておりますので、近いうちには、この引き上げがあるんではないか。こういうように考えているところでございます。

私の方からは、以上でございます。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　３点目の質問について、お答えしたいと思います。

都営住宅関係でございます。市内の都営住宅の戸数につきましては、現行におきましては1,780戸でございます。そのうち、昭和29年から39年度までに建設された分の724戸、これについて老朽化が激しい。よって、住宅の建てかえをするという、建てかえの目的があるわけでございます。もちろん、この土地の有効利用の問題等を含んでの、いろんな環境整備の問題等が考えていられるわけでございます。

それ以外に、新団地の計画もありますが、これにつきましては、御承知のとおり、公共施設の設置、関連施設の整備だとか、公園、緑地、駐車場のスペースの確保、あるいは地元住民の要望だとか、何回か申し上げておりますが、行政の立場でも大きな要望を東京都に対してしている問題があるわけでございます。

そういう中で、東京都の建てかえの基本的な考え方としては、やはり一定のふやすということで、木造の場合の建てかえ、あるいは耐火構造の建てかえというような、いろいろ、おのおのの条件があるわけでございますので、最低1.2から最高1.7倍の建てかえというような、一定の基準を持っております。しかし、この基準につきましては、おのおの周囲の環境の問題もありますので、最低の1.2倍だけは確保をするというような前

提が、今、東京都の考え方でございます。

具体的な建てかえに伴うスケジュールということでございます。今、現行の中で、建てかえに対しての計画として、決まっている部分としては、先般も申し上げましたが、多摩平六丁目につきまして26戸。これを平成２年度までに完成をさせるというのが、一つの決まっている部分でございます。

なお、先ほどの年度――建てかえの計画の中の年度を申し上げましたが、御承知のとおり、今朝ケ島、これにつきましては、居住者の移転が一部残っておりますが、そういう状況下にあるわけでございます。この場所につきましては、一つは、区画整理事業の関連、モノレールの関係、あるいは、市としても用地確保をしておいてほしい、というような要望も都の住宅局にしている問題があります。よって、この問題については、具体的にこの年度内に入っておりますが、日程が決まっていないというのが現状でございます。

なお、もう一つ、大坂上の都営住宅でございます。これは第二から三つの、３年度にまたがっているわけでございますが、平成２年度以降、移転あっせん、あわせて文化財の調査をやるというのが、現状の東京都の計画のスケジュールでございます。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　第４点目の、老人専用住宅について、２点、御質問をいただいております。

１点目の、現在、所有している戸数はどうか、という現状でございますが、市営住宅につきましては、現在ありませんが、その次の、今後の建設方針のところで、ちょっと触れさせてもらいます。

それから、都営住宅は、今、御説明があった中ですが、さらに私どもで調べた結果、専用ということはないそうでございます。単身者用とか、そういうものはあるんですが、老人に対しましては、老人つき住宅ということで、平山に６戸、現在あるそうでございます。

それから、公団につきましては、専用で、今後の老人専用住宅に、古い建物でございますから、それを今後、建てかえ、そうしたもので配慮していきたいということで、ことしの８月に百草の住宅、それから高幡住宅で、２戸２戸ずつ募集をする、ということでございます。それが１点目です。

２点目の、今後の建設方針でございますが、御指摘のように、高齢者社会におきまし

ての住宅問題、深刻になっております。そうした中で、国や都が打ち出しました、国におきましては、横文字のシルバーハウジング、それから東京都におきましては、シルバーピアと、これは同じような形でございますが、賃貸の共同住宅ということで、これを今、政策的に位置づけまして、これからの具体策に入ってきております。

そうした中で、これらの借り上げを、老人アパートとして借り上げて、民間のおつくりになりましたものを今後やっていきたいということで、その必要性につきまして、あるいは今後の問題、そこには建設費の償却の問題、あるいは借り受け料の問題、家賃の問題、あるいは管理人の問題、これは義務づけられております。こうした問題を慎重に今、検討しているところでございます。

それから、後説の、老人専用住宅につきましては、今後も広報等で、福祉施設の充実というような点から、今、用地の確保を最初にお願いしておりますが、そうしたものを呼びかけているところであります。

そうしまして、市営住宅の問題でございますが、先ほど総務部長が申し上げました第４期が既にスタートを始めました。この中に４戸、老人世帯向けの住宅を今確保している。これが、でき上がりますのが来年の秋だと思います。そうした中での対応の仕方を今、日野市でもお願いしている、というのが現実でありまして、さらに今後の問題で、この市営住宅や都営住宅につきましても、今、企画部長、あるいは総務部長の方からもお話がありましたが、そうした建てかえの時期に、この老人の住宅というものを取り入れていく方向での検討をお願いし、それからまた、都営に対しましては要望していく、というふうな段階でございます。今後、そうした問題に対しての対応をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　ありがとうございました。

私の質問がせっかちな部分もあるわけでございますけれども、特に、市営住宅、都営住宅につきましては、基本的には前段で訴えさせていただいたような実情を、ぜひくみ取っていただきまして、公営住宅の拡大というような視点で、この市営住宅、都営住宅の戸数をふやすという、このことについて、ぜひ前向きに取り組んでいただきたい、と思います。

これについては、いずれにいたしましても、基本計画の中には、その後の記述が恐らくないわけでございますので、できるだけローリング時に、こういったようなものを施

策の中に追加をしていくということについて、ぜひ前向きに取り組んでいただきたい、というふうに思います。

川原付の残り１棟の着工時期については、平成２年度着手というようなお答えをいただきました。ぜひ、そういう状況の中で取り組んでいただきたいと思いますし、向川原完了後の計画につきましても、候補地は挙げられましたけれども、ぜひ住んでいる現在の住民の皆さんとの話し合いもスムーズにしていただきまして、よく理解をしていただいた上で、戸数をふやす。こういう方針をぜひ確立をしてほしい、とこういうふうに思います。

都営住宅につきましては、昭和39年以前に建てられた建物が、建てかえの対象になっているようなお答えでございました。724戸あるそうでございますが、私は、この東京都の都営住宅につきましても、日野市の人口比でいく都営住宅の戸数、必ずしも他市に比べて多いという状況ではないように把握をしておりますので、御努力をお願いをしたいと思います。

それから、老人専用住宅については、実情、いろいろ御努力をしていただいている、ということはわかりました。特に、向川原の中で、４戸確保していくということについて、今、建てている中からそういうものに充てていく、ということについては、大変よろしいことだというふうに思っておりますが、今言われた４戸とか、２戸とか２戸とかいうレベルでは、大変需要に対して少なすぎるという、率直な感想を持っているところでございます。このことにつきましては、ぜひ市長の方から、今後の建設方針について、民設公営でふやすのか。あるいは市営住宅の建てかえの中でふやしていくのか。幾つか方法があろうかと思いますけれども、あるいは、その二つを絡み合わせていくのか、あろうと思いますけれども、この辺については市長のお考えをお聞きをしたい、と思います。

それから、公営住宅の入居の基準につきましては、公営住宅法で決まっているんで、市の方ではどうにもしようがないよ、とこういう答弁でございました。私も、そのことについては理解をしておりますから、そういう答弁でやむを得ない部分があろうかと思います。

ただ、認識として、ぜひ感じていただきたいのは、公営住宅法で、こういう基準で入居資格が決まっています。したがって、その範疇の人たちを抽選で入れていくんですという、そのことだけでなくて、やはり住宅の事情について、特に民間の家賃とか、あるいは持ち家が不可能になったとか、こういったような時代の流れの中で、ただ管理をするということだけではなくて、いかに日野市として住宅政策を進めていくかという立場で、内部で御議論をいただきたいものだ、というふうに思っておりまして、特にこの質問をさせていただいたのは、そういう観点でございました。そういうことの中から、あるいは、それでは公営住宅、特に公団住宅、さらには公社住宅、こういったようなところにも、次の段階として市がどうアプローチしていくか、という方向が出てくるような気がいたしますので、公営住宅法で決まっているからしようがない、というだけではなくて、ぜひ内部での、住宅をどうするかという御議論を、このことで期待をしたいというふうにお願いをしておきます。

それでは、最後に市長の方から、ひとつ、よろしくお願いします。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　自治体の行政で、まちづくりないしは教育、福祉、範囲は広いわけでありますが、市民の住居問題、住宅問題については、市町村レベルで余り今まで積極性が見られなかった。むしろ自治体を守る立場から、あるいは市民生活を守る立場から、住宅には相当な規制を加えてある。一般的には、そういう状況が、この人口急増都市としてはあったわけであります。

日野市の、また現実といたしましても、いわゆる公営住宅、公団住宅、あるいは都営住宅、それに若干の市営住宅。自治体としては、かなり公営住宅を擁しておるまちではなかろうか、とこのようにも思うわけでありますが、その中で、市営住宅が戸数といたしましても、規模といたしましても、一番劣勢でありまして、今までの住宅問題でお答えをする際に、市営住宅をもってして住宅政策を左右する力が非常に弱い。むしろ公団の建てかえ、あるいは都営住宅の建てかえに依存をしたい、というふうにお答えをしてまいった経過もございます。

できるだけ市営住宅を時代の要請、あるいは、特に市民の立場に立っての配慮、いろいろ必要だとは思っております。少しずつでも、改築をする際に増戸をしながら、また市民のニードにもこたえなきゃならない。

それから、都営住宅の建てかえが一番大きな期待になり得るわけでございますので、将来の都営住宅の建てかえには、日野市としても将来のまちづくりに合わせて、今いろいろとお願いもいたしておりますし、一定の増戸も受け入れたい。このように考えております。

住宅公団につきましても、いずれ建てかえ問題が生じてまいりますので、その際に、直接、現在の日野市民の要望にこたえる。そのことを前提といたしまして、将来のまち

の発展のためにも、また求めておられる方々にこたえる手段としても、一定の増戸を図らなければならない、とこのように考えております。

日野市の都市計画は、住居地域をかなり広く擁しておるわけでございまして、性格的に言えば住宅都市である。それから、住民のいろいろな日常生活、これはまず生活基盤としての住宅の問題が非常に大切な要件をなすということについては、全く異論を差し挟む余地もないくらいであります。

現在の、しかし都市の人口急増がどうして形成されたか。これは、経済成長政策が日野市のまちにおきましては、特に農村から都市化にまちの性格が変わってきつつある、そのまた過程にもあるわけでございまして、今、建設省では、都市の農地を早く宅地並み課税を課して、宅地の供給をふやせ、とこういう意見もあるようではございますけれど、日野市としては、それは考えものだというふうにも思うわけでありまして、そのあたりのバランスがかなり慎重を要する時期になったんではなかろうか、とこう考えております。

御要望、御質問に、直接答えてない部分があると思っておりますけれど、努めて機会を見て、また勤労者住宅ということに対する対応を図っていきたい、とこのように考えます。

○議長（市川資信君）　福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君）　ありがとうございました。

ただ、市長に、これだけれは答えてほしい、と言ってあるのが外れておりまして、老人の住宅についてのお考えをお聞かせをしてほしい、とこういうことで、これが抜けていたような感じがいたしますので、ぜひもう1回、お願いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　追加いたします。

老人住宅ということにつきまして、今、福祉部長がお答えしておりますが、民間に期待をするという姿では、やはり限度がある。これも大切な要素でありますから、できるだけ民間で営んでいただく住宅を借り上げるとか、あるいは、多少の利子補給等の財政援助をして、そうして意欲を向けていただく手段とか、いろいろと今、工夫をしつつあるところでございます。

市営住宅の中でも、また、福祉住宅的な要素を加味いたしまして、なるべく時代の趨勢に対応できる、住宅政策とは言えないかもしれませんが、そのような考え方で取り組んでいきたいと考えております。

○議長（市川資信君）　福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君）　ありがとうございました。

もう少し具体的な方針が示されるかという感じがしておりましたけれども、特に、老人専用住宅について、これはやはり、これからの住宅政策の中での、自治体としてのやらなければいけない大きな部分だ、というふうに考えておりますので、この辺については、できるだけ早く庁内での意思統一をしていただいて、民間で借りるという方式と、あるいは公営住宅の建てかえのときに、その中にふやしていくという、二つの方針があるんだとすれば、ぜひそういった方向の中で、それぞれ努力をしていただく必要があるんではないか、というふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、冒頭、お願いをいたしましたように、本当に日本が豊かになった、とこう言われておりますけれども、個々の人をとってみれば、実感として、豊かさということが感じられないという人が、数多くいるということについて、これからの政治が果たすべき役割は大きい。これは国政も含めての話でありますけれども、ぜひそういった面で、地方自治体のできることについては、いろいろ検討をしていただいて、努力をしていただく。こういうことをお願いをいたしまして、質問を終わりにいたします。

ありがとうございました。

○議長（市川資信君）　これをもって7の1、持家は困難、公営住宅の建設に力を入れよの質問を終わります。

一般質問8の1、行政境の民間用地と整備についての通告質問者、石坂勝雄君の質問を許します。

〔27番議員登壇〕

○27番（石坂勝雄君）　議長からお許しが出ましたので、通告に従いまして質問をしたいと思います。

実は、今回の私、1番目の、行政境の民間用地と整備について、とありますが、いわゆる平たく言い直しますと、民間であろうと、今、福島議員も、国民が豊かでないということの実感がわかないのは、家賃が高い、土地が高い、とこういうことが根本であるということの中で、私は、土地というのは、法人が持とうと、個人が持とうと、特に公が持っている土地というのは、速やかに高度利用をすることが必要ではないか、とこういうことがこの中に含まれております。

それから、その2番目としましては、行政境、特に私が住んでいるというか、問題を

取り上げている地帯は、八王子市に接しておって、しかも多摩市に接しておる。こういうことで、特に多摩ニュータウンの開発によって、多摩市さんの方なり、八王子も多摩ニュータウンの一角なので、非常に基盤が整備をされてきております。そういう点では、日野としては東南に位置するが、現実の問題には、これは市の怠慢だとか、行政の不行き届きだということではなくて、その地帯のいろんな、種々事情によって、整備なり開発がおくれているという、こういうことで、やはり行政境の格差というのは、少しでも解消することが、住む市民にとっての潤いのある生活ができるんではなかろうか、とこう思います。

こういう地帯には、特に今、私が感じているのは、日野の都市計画というのは、当初、立川なり八王子の都市計画の一環に沿ってできたということであって、旧七生地区に都市計画街路が、例えば川崎街道なり、こういう一部を除いたものに都市計画路線がないということで、区画整理にしても、ようやく高幡の区画整理が緒についた。こういうことで、あとは点というか、部分的に、兼田の区画整理なり、耕地裏の農住構想による区画整理が一部行われている。こういうことなので、全体的を含んだ、特に私は申し上げたいのは、こういう日野というところは、特に顔になる地帯ではないといっては、何か言い過ぎかもしれませんが、むしろ顔になるというところは、日野の市役所の周辺が顔であって、あと次に来るものが日野駅なり、豊田駅なり、高幡駅だというふうに私は感じているんです。

そういう中で、少なくともＪＲの駅にしても、私鉄のある京王線の駅にしても、駅の周辺ぐらいの一つの地区計画というか、そういう何か素案はつくることが、また、つくるべきではなかろうか、とこういうことが一番の問題を、行政境の民間用地と整備についての、私は、私のお聞きしたいという要点であります。

それから、私、申し添えたいことは、会派の研修で８月の28日、29日、30日と、日野と実際には、人口等ではそんなに差がないんですが、石川県の小松市に行って、小松の市の新しい病院を見てきた。

それから、富山県の高岡市では、まちづくり――高岡市なんていうのは、もう老舗で市政100年をたつという、こういうことなんだが、日野のような人口急増な地帯とは比較されないし、また、比較するのが無理ではなかろうか、とこう思いますが、しかし、いい点は取り入れるべきではなかろうか、とこういうふうに思っております。

そういう点で、１番の問題にしても、２番の、いわゆる病院の問題にしても、そういうことで、会派の研修を踏まえての取り上げさせていただいたということを、まず前段

に申し上げておきます。

それでは、通告質問に基づいた質問に入りたいと思うんですが、一番先に私は、日野市の東部で、しかも南部の多摩市の行政境にある杉野学園という学園用地があるわけです。恐らく私、この学園用地は、昭和37年に杉野さんが大学を開校したいということで、用地買収を地主さんからされたと思います。私もその当時、たまたま農業委員をやっておりましたので、この杉野さんの学校用地の中に、農地が5,000坪以上ありましたので、あのころ、いわゆる5,000坪の農地を、法人であろうと会社が買おうと、農林省の許可がなければ農地転用ができない。今のように非常に簡便な方法ではなかったわけです。

そういう中で、時の町長であられた、古谷太郎さんだったんですが、非常に農業委員会としても、農業に基点を置いたまだまだ年代なので、5,000坪以上の農地の転用というのは、進入道路なり、それなりの条件が具備しなければかなり難しいんではなかろうか、というような、いわゆる農地部会で、そういう議論が出されて、私も事実、委員の１人でいたんで、そういう議論の中であったんですが、何としても、このころが、恐らく杉野さんも昭和40年か41年に大学が、杉野のドレメという、ああいうドレスメーカーであったものが４年制の大学を開校するという、学園用地ということで、どうしてもこの用地を取得してやらなければ開校はできないし、また、そうすることが日野の文化水準の向上なり、日野としても大学が来るということは非常にいいんではなかろうかという、こういうことで恐らく理事者にしても、農業委員会でも、そういうことを勘案して、速やかに上部に申達している。こういうことです。

この、ちなみに杉野さんの学園用地の面積は、２万6,276坪あって、現在、市を、建物が立っているのは、恐らく私が見るのは、幼稚園の1,000坪程度。それから共同住宅が建っているところが500坪。いわゆる2,000坪は建物としては使用されていないと思うんです。そういう点を見ると、私は、このころは戦後の第１回目のベビーブーム。いわゆる子供さんが非常に、昭和21年から二十三、四年までできた。この人が大学に押しかける年代に開校になった。こういうことだと思うんです。

ところが、今、第２回目といいますか、私、今、未来にいるんで、そういうことを非常に強く感じているんですが、昭和44年、５年、６年、今の高等学校の１年生から、ことし高校を終えたぐらいの年代というのは、すばらしくこれもまた第２のベビーブームの時代で、非常に多くて、大学の家の、今、幼稚園、小学校はもう少なくなって、中学ももう一、二年生は少なくなっているかもしらんけれど、高校から大学へは非常に膨大な人が押しかけて、しかも日本の高学歴社会と、しかも高度の経済の成長によって技術

も高くなっているんで、大学、専門学校への志望というのは非常に多いわけなんです。そういう点でいけば、これだけの日野で、民間の用地にしても、官の用地にしても、こういう学校法人が持った法人の用地にしても、一つの区画で２万五、六千の坪数があるというところは、日野でそうほかに多くは利用されていないというか、ないんではなかろうか。

しかし、これには恐らくいろいろの、杉野さんの御事情があって、これに我々が何か言うべきではないと思うんですが、私が一番先にお聞きしたいのは、こういう現状の中で、整地をされても、取得されたのは37円。それから整地をされたのが四十四、五年。日本信販が造成されているときですから、それと同時にやっていると思うんで、これももう整地をされてからもう既に20年という経過をなっている中を見れば、いろんな後の問題でも――どのくらいの課税をしているかというような問題も、またお聞きしたいんですが、まず一番先にして、私は、理事者側も杉野さんにお願いをしても、早く、でき得れば４年制の総合大学をつくっていただいて、日野にも恐らく高校を出て浪人をして、いわゆる高度な大学受験に備えて日夜、予備校に通っている者は多いんではなかろうか、と思うんです。そういう点でいけば、これは本当なら明星大学と同時に日野市に開校されておってもいいというか、それと同時に大学が認可になったということでありますので、もう明星の場合には、かなり多くの日野市民の人なりも収容されているんではなかろうか、と思うんです。

そういう点で、市の、森田市長さんが市長になられてもう16年経過されているんで、こういう学校を早くつくってもらいたい。こういうようなお話なり、杉野の長期にわたっての展望なりを話し合われたことがあるかどうか。まず一番先に、この１点をお聞きしたいと思います。

その次に、いろんなその中であと細かい問題、一緒にお答えしてもらいたいのは、杉野学園内の赤道の、いわゆる昔の農道というか、山へ行く道、こういう問題の取り扱いはどうなっているのか。面積はどうなのか。これは、その中で小さい問題で、２番目です。

３番目に、学園用地の外周の道路というのは、おつくりになっているんです。しかし、これは現在、道路としての位置指定がなされているのかどうなのか。私も過日、市の管理課長さんなり土木課長さんと見て回ったんですが、非常に外周に、恐らくつけかえの道路だという意味があるんではなかろうかと思うんですが、草が生い茂っておって、どうもこのごろは新聞紙上を見ても思わしくない人種の人がいて、ああいうことになると、

暴走族の使う場所になったり、そういういかがわしい者が出ないとも限らないような、非常に草も生い茂っておったりするところが、道路のそばにあるようです。そういう点で、こういうことの何か管理上の問題も含めて、外周の道路は位置指定がされているのか、されていないのか。また、これの管理は杉野さんがやるのか、市がやるのか。その件をお答え願いたい。

その次に、学園用地以外のあの地帯を見ると、その続きが、遺跡の宝庫と称される万蔵院台という、これまた農地としては非常に、私の部落で農業に精通していないということではないんだが、農業に精通されている人は、ごく三、四軒になっていて、いわゆる百草団地なり、高幡団地の、家庭菜園的なことに貸していられる人が非常に多いわけなんです。そういう団地にお住まいの方のストレスの解消なり、非常に健康で明るい体力づくりをするにも、これまた私は必要だと思うんですが、あの地帯に、杉野さんの接続していく道路を考えれば、あの地帯に非常に多摩市との、１歩下へ下がると、多摩市はもう中和田地区にしても、いま少し一の宮の方に寄った新堂という地名のところにしても、区画整理が完備して、えらい差がつく基盤整備がなされておるわけです。そういう点で、杉野さんの外周の道路からつながる道路というような問題を、市がどう考えておいでになるのか。

それから、特にこの間、恐らく担当の課長さんが行ってられるから、部長さんに御報告は行っていると思うんですが、多摩市に抜ける、我々は通称“ばばやま”という道路だというように聞いておったんですが、その道路が多摩市の中和田というところへ抜けるところの道路のそばに、これは開発行為で正式な許可をとって共同住宅をつくられているのか。その共同住宅から、この間もちょっと私、事故の問題でも聞いたんですが、道路が低くて、共同住宅ができているところから採石等が流れ出すわけです。そういう点で、単車へ乗って倒れたり、こういうときの事故の責任ということを近隣の人に問われているんで、そういう点はどうされますかということも、お話をしてきました。

そういう点で、だから道路上に民地から、困るそういう採石等が流れ出すということが１点。それが、いま少し先に行ったところにも、中和田に抜ける道路の右側には帝京大学のテニスコートもあって、前には沖永さんという事務長さんの自宅があったんですが、今はそういう体育部の人の寮ですか、そういうことになっているのかもしれませんが、その道路に即していて、中和田に出るところに行くと、日野分の方はやや舗装がなされておって、普通の乗用車というか、１トンぐらいの車なら、多少道路勾配はきついんですが、出ていけるわけです。

ところが、多摩市の地番が日野分の1078番地先から過ぎたとこは、多摩市の地番へ入るんですが、そこへ行きますと、私もそういう立場にないし、そういう法律的なことはわからないんで、課長さんに見てもらっているんですが、道路を中心からセットバックはしてあるんですが、歩道のような形式になっている、いわゆる強いて言えば軽自動車がやっと通れるぐらいで、車の輪っかがすっちゃう、とこういうような道路の構造に、これは多摩市で指導されたのか、近隣の地主さんが、そのそばに民家が建っているんですが、そういう中で、そういう点の、いわゆる私がここで言いたいのは、多摩市とどうしても連携したり話し合っていかない地帯のときの、その道路というのは——行政境にある道路というものは、従前に担当者が、こっちからお願いすることもあるだろうし、向こうからお願いに来ることもあるだろうが、そういう話し合いを密にしていただくことが、また調べていただくことが、いわゆる地域住民に住む者の安んじて生活ができる、とこういうことになるんではなかろうか。こういう点で、この辺の問題もお答え願いたい。

その次に、５番目なんですが、その杉野学園さんの、今の学園用地というのは、普通なら学校ができていれば非課税という、いわゆる学校法人に対しては固定資産税はかけないという、こういう優遇措置ができているわけです。しかし、学園ができていない場合には、また教育目的に使っていない場合には、固定資産税をかけられるということであって、今どの程度課税をされているのか。どの程度、非課税でおられるのか。それと、10年前と現在とが、10年前は全部課税していたけれど今はこのぐらいだとか、10年前は課税は余りしていなかったんだが今はこういうふうに厳しくなったんだと、この辺のところも、ひとつお答え願いたいと思います。それが、いわゆる杉野学園に対するあれです。

第２番目の質問は、杉野学園の——第１番目、２番目がそういうことでございます。

その次に、３番目の、東電学園の、大体、百草という地帯は面積は非常にあるんだが、こういう学園ということで、いわゆる敷地内を囲うというんですか、ほかの民間の住宅なり、普通の住宅建設であれば、必ずしも道路が抜けてもらって、地域住民にも利便をされるというのが特徴なんですが、東電学園さんがあそこへできているために、しかし、これもすばらしい建物で、環境的にもいいし、市でも固定資産税等がかなり潤っていると思うんですが、しかし、その一面、東電学園の南側の地帯は新道という、新道部落というんだか、新道地帯で、和田の区画整理でも完全に区画整理ができ上がっているわけです。

ところが、日野分の北側は全く昔ながらの道路をやや広げた。いわゆる東京電力があそこへ東電学園をつくるときの部落をなだめる条件で、これは前にも言ったことがあるが、有山市長さんの時代なんですが、現状の道路だけを拡幅して舗装してあるという道路だけしているわけなんです。

しかし、これでは何としても、特に、東電の北側というのは“ろくじぞうだい”という、百草園からおりていく地帯なんですが、これまた環境的には非常によくて、しかもこの中に東電の、私も市長さんとも見に行っているから、市長さんも恐らく御存じだと思うんですが、東京電力の学園内の赤道の相殺の中で、百草の460の３番というところに、475平米、実際には200坪ぐらい、私なんかちょっと見ると山なんですが、200坪ぐらいの用地があって、口では200坪というけれど、基盤整備をきちっとすれば、かなり価値感があって、こういう一つの土台をして、起爆剤にして、将来に向かっての老人ホームにしても、公共施設にしても、できるんではなかろうか。それには、どうしても道路を入れていただかないとならないんじゃないか。

こういうことで、この点は、昨年の恐らく10月か11月だったと思うんですが、市長さんに対して、地権者が要望書を出して、ぜひ道路を改修なり、つくってもらえないか。そうすれば、第二関戸橋の、いわゆる日野市民の民家の移転のときなんかにもある程度の御協力もできるんではなかろうか。こういう含みの中で行為をしているんですが、こういう要望書が出ていると思うんですが、その辺のところを踏まえての、どうなっているのか。このことをお答え願いたい。

いま一つは、その東電のすぐ北側の斜面の下に、大木さんという２軒、ほかのところは、百草、落川地区で一番喜ばしいのは、流域下水道が南多摩処理区に行ったために、それで開通したということで、文化的な生活をしているということだけは、全く私、感謝にたえないということだけを、この席で御礼を申し上げておきます。

そういう点で、大木さんという２軒が、まだ下水道の恩恵に付さないというのは、非常に低いところにいるんで、こういう機会に、下水道等を通す計画も担当ではされているやに聞いております。また、できれば将来展望に立って、新設とはいかなくて、既存の道路を改修なり、一部道路を幅員を広げたり、ある場合には新設もされるところがあるかもしらんが、した中に、この下水道も、いわゆる今、下水道が通っていない、この人も救うというか、下水道を開通、いわゆる供用開始できるようなことに折り込んでいければ、というような気持ちも働いております。そういう点で、この問題についてのお答えをお願いしたいと思います。

その次が、百草園の実は周辺に、これはだれも御存じだと思うんですが、まだまだかなりの、百草園と、百草の八幡神社だけで少なくとも１万5,000坪ぐらいの公園というか、緑地は、これは確保される。これはもう間違いございません。

ただ、これにつながる、今、私が“ろくじぞうだい”といった東電の北側です。この畑やその地帯は、ある程度道路を入れてきて、１種住専区域なりという中で、住宅に充てるなり、農地としての存続を図るということにしてもらって、その上に山林、雑木林ではあるが、非常に景勝もよくて、北を見れば、ずっと多摩川から立川なり国立の方を眼下に見渡せて、百草園からの続きのハイキングコースにもなっているが、この丘陵があるわけです。

大きな地主さんというのは、これは非常に、その地主さんがどういうお考えを持っているか私も定かではないんだが、ただ地形上、そう簡単に、昭和40年代に行われた日本信販なり百草団地のような造成は、今の現時点ではできないんではなかろうか。こういうことを考えた場合には、このごろ、せっかく市で緑地の信託制度等ができている中で、私が申し上げたいのは、せっかく必要があって、しかも速やかに何かをしなけりゃならんということで、こういう信託制度の条例ができたと思うんです。長い間、二、三回の議会は継続されていたが、６月の議会で通っているんですから、こういう立派な条例を、何かやっぱりどこを――人の民地を指定するということがどうかということを、私、もちろん考えておりますが、いわゆる条例をつくったことを地権者なり地域の人によく説明して、協力していただけるものなら協力してもらって、緑地の保全に入らなければ――実際に何か民間業者がそういう造成なり開発行為を取得してからなると、恐らく私、今の法でいけば、都なり市のまちづくり要綱といえども、許可をしないというわけにはいかないんではなかろうか。そういう点では、日野で一番急斜面でなくて、なだらかな丘陵の中で、ある場合によれば、私、請願はもう出ているようなんですが、小学校の低学年なり幼稚園向きぐらいのキャンプ場を、今、多摩テックでやっているんですが、かなり民間ですから、費用にしても高いんです。こういうものを百草園の周辺の、市がうまく地主さんと話し合ってもらって、信託を受けるなり、貸してもらうなりして、緑の保全をしながら利用すれば、かなり有効に、青年になった者は安曇野へ行ってやられるのもいいけれど、低学年の場合には百草園の周辺でも、かなり私は間に合うんではなかろうか。また、そうすることが、あの地帯に、私が高岡市のまちづくりを見てきたというのは、その地帯に適した、例えば電柱をなくすとか、町中に道路はつくっても、車の車線はごく狭くして、真ん中に樹林を植えて、公園的な道路をつくるとか、こういうこ

とをするには、百草というところは、これは私の夢というか、とてつもないことだと言われるかもしらんけれど、でき得ればそういう百草園を初め――百草園といえども、できれば私、京王さんが今持っているんだから、京王さんで、ああいうどうしても会社だと利益を追求することになるんで、市が取得するなり、借り受けてやれば、茶室をつくるなり、昔から若山牧水がいたり、いろんな由緒あるところなんで、そういう古い遺跡をあそこへ移して何かしながら、その付近は野菊の里なり、ユリの里なり、こういうふうな雑木林を少し改造してやれば、すばらしいあの地帯の特色も出るのではなかろうかと思うんで、その辺について、百草園の付近の緑地の保全についての市のお考えなり、基本的な計画がありましたら、ひとつ、お知らせ願いたいと思います。

最後に、百草園の駅というんですか、この地帯は百草の地番というのは、御存じのように、東邦歯科学園、あの地帯までずっと、今、私が言った、この関連しているからこれは実を言うと、行政境と出しているんですが、百草の地番というのは、杉野学園のところを通って、万蔵院台を通って、“うしろはら”といって、多摩の臼井市長さんのところまで行きまして、それがまた帰ってきて、東邦歯科学園のところへ来るというのが、百草の地番なんです。そういう面でいけば、百草は多摩市の行政境をみんな何かしているという中で、この行政境に、通称第二関戸橋という１・３・４ですか、第二関戸橋の問題で、橋も架けるし、道路敷の問題がこれからかなり、これはむしろ日野の問題でなくて、多摩ニュータウン、多摩市の問題であるけれど、日野市の協力がなければでき上がっていかないという地帯なので、これに関連しながら百草の駅の付近に、何かの形で整備計画のようなことを持っていただいて、南平には、御存じのように、南平のなにか一つの立派な報告書というか、計画の報告書が都市整備の都市計画課でおつくりになったものをいただいて、私も拝見しているんですが、少なくともさっき申し上げたように、駅周辺を勘案した、しかも行政境に向かっての道路なり、水路なり、基盤の整備の問題を、やはり市が一歩、区画整理のこういう始まるとか、住民の意見が出る前に、素案というのはやはり持つべきではなかろうかと思うんで、その辺の何かお考えがあったら、ひとつ、お聞かせ願いたい。

また後は、小さい具体的な問題で入っていきたいと思うんですが、先ほどもちょっと申し上げたように、この前も私、通告質問で言ったこともあるんですが、兼田の区画整理ができて、今、耕地裏の農住構想によっている区画整理というんですか、基盤整備がなされているんですが、何としてもこれを結ぶ、新井橋に抜ける道路なり、兼田から、いわゆる耕地裏の道路を結ぶ道路は、何としても狭いところがあるわけです。これから

の通告質問者の中谷さんが循環バス、落川、百草――私も循環バス、百草の駅を通るというのは大賛成なんだが、今の地点で、新井橋からなり入ってきて、朝倉、農協の組合長なり、百草園のあの辺のところのカーブが、何か抜本的に解決しないで、非常に危険が伴うんではなかろうか（「大丈夫、大丈夫。　　さんに任せておきなさい」と呼ぶ者あり）あ、そうですか。それなら結構ですから。板さんがそう言うなら……。

私は、現実の問題を踏まえて申し上げるんで、私も地域の者に、この間、実を言うと、名前をあえて申し上げます。朝倉アキオさんに、こういうことを私、指摘したわけです。「石坂さん、十五、六年議員に出ておって、何としてもあの地帯にきちっとした、今言う、そういう、市が計画を持たないというのはおかしいんではなかろうか」と。それは確かに、一部我々がこういう継ぎはぎ的な区画整理をやっても、主になるものが先に絵をかいてやれば、ではここはこういう道路が来るんだとか、こういうことはこうなるんだ、ということもあるけれど、今の地点で取り上げれば、道路のそばにいる者というのは、そう簡単に自分の高価な用地をセットバックするなり、あけるなんということ、そう口で言うほど簡単にできないと私は思います。できれば、早く言えばお目にかかりたいんです、はっきり言うと。そのくらい難しい問題が伴うわけなんです。

特に百草の駅の前、私もことしは特に選挙が花盛りだったんで、４月から私も何回もあの駅前に立ちました。実にあの駅前の、いわゆる道路が狭い上に、用水路に歩道ができているんだが、これが高いわけです。車が交換するときに、もう、けんかですよ。しかも降った雨が、雨水のカルバトで使う、そういうようなところへ入ってくるのも、非常に、担当は苦心され、つくっていられるんだが、スムースに入らない。だからあそこには膨大な金がかかっているわけです。下の雨水排水をしたり、いろんなことをされているんで、金がかかっているんだが、前から見れば全く問題がない、というふうに私は評価したいんですが、まだまだあの付近の住民から言えば、かなり不満が多いわけです。そういうことの現実を、私はでかい計画をしてくれ、ということを言うが、現実の問題は、あの狭い、少なくとも乗用車程度ぐらいは大きなけんかをしないで、いわゆる交換ができることをするには、どうしてもこれも用水路のつけかえか、民間の協力がなければ私はできないと思うんです。幾らだれかが、ではだれかに任せておけば大丈夫だというなら、それでできるんなら、私はこんないいことはないと思います。

そういう点を考えて、ぜひ、かなり担当の人も、水路清流課にしても、道路の管理課にしても、土木にしても、非常に苦心をされているんで、何かのお考えがあるやに聞いているんで、こういう解決の仕方をどうされるか。

以上を私、お聞きしたいと思います。

それで、百草駅の付近には、今、バッティングセンターをやっているなり、その次のマツダの中古センターというんですか、があったり、その隣が東邦歯科学園のグラウンドになっているわけです。この辺のところに、非常に私も小さいときからあそこらを通っているから、よくわかるんですが、昔からの、前から、いわゆる昭和七、八年ごろからの地形からいったり、少なくとも戦後の30年代の地形からいくと、全く埋め立てて変わっているんですが、恐らく水路というのは、そう簡単になくしていいとか、それから特定の人のをねらっていいということではないと思うんですが、この問題は、あえて私はお答えは結構です。市で、今からでも遅くないので、あの駅の付近のネックの問題を解決するには、こういう人たちのある程度さかのぼった問題まで解き起こしてしないと、解決ができないんではなかろうか、とこう思いますので、この辺のことをお聞きしたいと思います。

それから、先ほどもちょっと言いましたが、南平に駅周辺地区市街化整備計画策定調査報告書というのが出されているんですが、各駅に、平山も私、できているということは聞かないんですが、百草なり平山なり、こういうところに、こういうことをおやりになるお考えがあるのかどうなのか、ということを、最後にお聞きしたいと思います。

それから、この質問の最後に、これは私、通告には申し上げていないんですが、先ほど福島議員が、市民なり国民が豊かさを味わえないというのは、家屋が――家賃が高い。土地が高い。私も全くその点では同感です。

しかし、この問題、口では言うけれど、これまたそう簡単に解決できる問題でありません。そういう中で、日野でも住みよいまちづくり要綱が53年につくられて、公益費の負担を、なっております。例えば、何戸以上つくったものに対しては、１戸何ぼだ、とこういう、157万円と。今度の昭和63年度の監査報告に、恐らく監査なんで、高崎代表監査と竹ノ上監査委員がやられているんで、監査報告の中にも、この問題に触れております。

そういう点で、市長、私は、ある一定の人口の急増のときには、抑制する意味なり、みだりな乱開発をさせないためにも、こういう強い公益なり、負担は当然だと思うんですが、私は全部なくせというんではなくて、こういう開発行為に対する負担金を、近隣市と、特に私なんかが感ずるのは、多摩市に接しているところで、多摩市はこれだけだけれど日野はこれだけ高いんだ、とこういうことで、私、どうかなと思うんで、この辺についても、これは通告にしていないんですが、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（市川資信君）　石坂勝雄君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　今日の日野市は、日野町と七生村の合併によって形づくられておるわけでありますが、そのかつての七生の東部、由緒のある百草の地域、広い範囲の課題について、御質問をいただいたわけであります。

具体的にお答えできる部分と、まだ解明されない部分もあるわけでございまして、これから百草の地域の発展のために、地域計画等を建てて、そうして将来像を描いていくということは大切でもありますし、また、適切な時期ではなかろうか、と思っておるところであります。

私に質問いただきました、特に杉野学園の問題でございます。杉野学園は、合併直後のころに、現在、東京都の大崎にあります「杉野ドレスメーカー」という服装文化の大学が、用地を、将来の大学校地を確保するために、百草の地を選ばれた。それが、今日、二十数年に及んで、なお具体的な活用の姿が把握できない。こういうことにつきまして、一つの問題になっております。

今回、杉野学園にも、特に現在の状況を照会してみたわけでありますが、従来、言われていたと同様に、女子大学の総合移設、または部分的な学部の増設、これらの大学設置基準を確保をするために、クリアーするためにといいましょうか、学校法人の財産としての存在の条件がある、というふうに回答されております。

あと、課税等のこと、なお地内の赤道、それらのことにつきましては、後ほど担当の方からお答えいたします。

それで、確かに大学当局と、私、つまり市の行政とが、直接に将来像についての協議をしたということは、まだないわけでありまして、何かきっかけをつかみたいと思いまして、これまでもしばしば大学側の意向を問うたわけでありますけれど、ほとんど回答らしい回答をいただくことができなかった、という経過がございます。

今後、日野市内の、だんだんと用地難の情勢も出てくるわけであります。本来的な目的に使っていただくということが、第一眼目でなければいけない、とこのように考えまして、一層協議を諮り、将来像を明確にしていきたい。このように考えておるところであります。

その他につきまして、担当の方からそれぞれお答えをし、また、御質問がありましたら、総合的にお答えをしておきたい、と思っております。

○議長（市川資信君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　御質問の、東電学園内の赤道の取り扱いとか、それから周辺の道路についての関連のものについて、位置指定しているかどうか（「杉野ですよ、東電でなくて」と呼ぶ者あり）失礼しました。杉野学園でございます。その中においての維持管理はどうなっているか、というふうな御質問でございますけれど、これ、まとめまして、杉野学園付近の道路の整備という形の中で、お答えをさせていただきたいと思います。

2点目になりますけれど、東電学園北側の道路ということで、これも整備について、ということでお答えをさせていただきたいと思います。

3番目については、百草園付近の緑地の保全という形の中で、お答えをさせていただきたい、と思います。

それでは、最初に、杉野学園付近の道路整備について、にお答えをいたしたいと思います。

杉野学園付近の道路整備については、昭和43年の8月に宅地造成規制法の手続を行い、学校の用地として造成をされたものでございます。用地内には、公共用地の道路敷でございますけれども、4路線ございます。延長にいたしますと、770メーターでございます。面積にいたしますと、1,692平米でございます。これは担当課の方としては、一概には言えませんけれども、一応考え方といたしますと、今思っていることは、旧道路敷を用途廃止の手続を行いまして、国から譲与を受けたい、という考え方でおります。

その後に、今度、杉野学園の外周道路整備が完了後にそれを交換を行いたい、ということに考えております。その交換後については、当然、市道として市が管理する考え方でございます。

参考までですけれど、なお、杉野学園の西側でございますけれども、大東住宅内の道路用地については、もう既に市に移管をされております。

それから、位置指定の問題でございますけれど、外周道路については、そういう指定は行われておりません。それから、杉野学園の周辺道路の管理の問題でございますけれど、管理については、まだ市に移管をされておりませんから、当然、杉野学園の方で管理をする、ということになっております。

それから、多摩市の都の行政境のところで、先ほど後指摘がございましたように、多摩市と密に連絡すべきではなかろうか、というふうな後指摘がございました。これは当然でございまして、こういう行政境のところについては、それぞれ両市で話し合いをして、そういうものを決めていかなければならない、ということになっておりますんで、

この点についても、多摩市と早急にこういう問題点を話し合って、方法とかそういうものを打ち出していきたい、と思います。

以上が、１点目の杉野学園付近の道路整備でございます。

次に、東電学園の北側の道路について、お答えをさせていただきたいと思います。

ここの場合でございますけれども、既に平成元年度の予算の中に、測量調査費は計上されておりまして、ことしの８月から、この道路についての調査に入っております。この調査が終わり次第――調査というのは、地形測量、こういうものをやっておるわけでございますけれど、これが終わり次第、この測量に基づきまして、設計の、要するに概案をまとめまして作業を開始していきたい、という考えでおります。

４番目の、百草園付近の緑地の保全についてでございますけれども、前段に、緑地信託ができたまでのことを、ちょっと触れさせていただきたいと思いますけれど、日野市内の多摩の丘陵は、面積にいたしますと642ヘクタールあるわけでございます。そのうちの約70％は宅地化をされて、開発されたということで、残っている緑地は、現在は面積にいたしますと約200ヘクタールございますけれど、多摩動物公園とか、そういうところは現在残っている、ということでございます。この緑地については、非常に貴重なものでございまして、本年の６月の議会において、おかげさまで緑地信託条例が可決された、ということでございます。

それで、引き続きまして、この条例に基づきまして、保全緑地計画を立案いたしました。今後、それに基づいて、山林所有者の協力をお願いして、こういう緑地の保全に努力していく所存でございます。

条例に基づく保全緑地の面積でございますけれども、多摩丘陵及び日野台の斜面の緑地を合わせて約70ヘクタールを計画をしております。多摩丘陵公園では、場所から申しますと、西の方では平山の宗印寺付近、中間に行きますと程久保地内の多摩動物公園の周辺でございます。そして、ただいま御質問がございましたところの百草園の周辺一帯でございますけれど、この丘陵緑地も、この中に含まれております。

なお、傾斜緑地については、場所から申しますと、東光寺、神明上、吹上、旭が丘、これらの地区の斜面の山林が該当しているわけでございます。

緑地の保全については、市の熱意がなければだめなわけでございます。この熱意と、また一方では、緑地所有者の協力がなければ、できないことでございます。こういう点については、今後、所管といたしまして努力をしていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それでは、都市整備部の関係につきまして、お答えをいたします。

まず、東電学園の北側の下水道整備でございます。これは、本年度の事業として、計画をしております。

内容といたしましては、汚水管の埋設でございますが、これが延長が147メーター。あわせて雨水の排除もするわけでございますので、この長さが約170メーターでございます。

次の５番目の、百草駅及び平山城址公園駅周辺の、整備計画の策定ということでございます。この件につきましては、先ほど市長が申し上げましたとおり、つくる必要も述べておりました。今後、事務段階で検討してみたい、というふうに考えております。

最後に、開発指導要綱の改正の問題でございますが、御指摘の方向で改正をいたしたい、というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　市民部長。

○市民部長（大貫松雄君）　それでは、私の方から、杉野学園の固定資産税等の課税の状況について、お答えを申し上げます。

まず、杉野学園の課税の状況で、60年度以前のものは定かでございませんので、60年度以降のものの状況をお答えいたします。

まず60年度では、杉野学園の全体のものに対しまして、約49.1％課税を行ってございます。この時点では、グラウンド分等は非課税ということでございました。

61年度以降、現在までございますけれども、課税の状況は、約80％課税をしてございます。残りの20％のものについては、地方税法の第348条第２項第９号ということで、これは直接教育の用に供する固定資産税ということで、非課税の対象でございます。そういうことで、現在の幼稚園等の20％分は非課税ということで、課税の対象は、今は80％でございます。

以上です。

○議長（市川資信君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　時間もあれなので、２番目、３番目、４番目、５番目は、ひとつ前向きな中でやる御努力をして、私の質問に沿うように、ひとつ、お願いしたいと思います。

１番目の杉野学園の問題だけ、ちょっと私の考え方を申し上げておきたいと思うんですが、恐らく杉野の43年に整地したというか、造成をしたときの処理が、赤道にしても、そういう財産帰属がなされていない。それから、外周のつけかえ、その操作数、どっちがふえるか、減るのか、私はわかりませんが、恐らく市でも、学園といえども、そんなに例外ではないというような形の中で、何かの形で、外周だけ道路をつくればいいのか。何か、市の方の要望もあるだろうし、近隣の要望もあるだろうし、特に譲渡をされた地主の考え方もあるんだろうと思うので、恐らくそういう道路敷の結末をつける、それが一つの、やはりきっかけになるんではなかろうか。こう思いますので、その辺のところをひとつ踏まえて、理事者に、市長に特にお願いしたい。

それから、何としても、どうも法というのは、末端の、私が調べたというか、聞き及んでいる範囲で申し上げますと、例えば幼稚園なんかの場合に、設置基準に沿わない。市長が監督権者なんですが、教室が足らない。定員より余計採っている、なんかになると、これはやっぱり北多摩の新聞紙上に出ているように、責任を追及されて、監督者も追及されるし、現場のもちろん園長なり理事長も追及されるんですが、大学というのは、どうも非常に財産的な――大学の認可を受けるときの財産的なものであって、いわゆる定員をふやすなり、学部を増設するとき以外は、なかなかこういう締めつけというんですか、つくらなきゃどうだ、というようなことは難しいやに私は思うんです。その辺で、私はだから市としてやれる、行政として指導なり助言できることから入っていくのが、一番いいんではなかろうか。こう御要望しておいて、この質問を終わります。

○議長（市川資信君）　これをもって８の１、行政境の民間用地と整備についての質問を終わります。

一般質問８の２、市立病院の新築についての通告質問者、石坂勝雄君の質問を許します。

○27番（石坂勝雄君）　２番目の、市立病院の新築、いわゆる市立病院がどうするんだということを、議会でも特別委員会を設けて、私も特別委員会のメンバーになってまいっております。１年有余やっておるんですが、何かの形で答えを出さなければならないんじゃないかということで、あえて、先ほど申し上げたように、会派でも、石川県の小松市の小松市立病院を視察をして、この契機に私が質問をさせていただきますが、ちょっと小松の市立病院のことを申し上げますと、敷地面積が５万2,091平米。もちろん鉄骨鉄筋コンクリートづくりで、建築面積が２万2,591.78平米であります。それで、地下１階、地上８階、病床数が390床。私もこれ、私の聞き違いなところもあるかもしらんけ

れど、総工事費が113億。その中で、非常に日野の現状と違うんで、小松空港のすぐ近くなので、用地も非常に広いところもあるし、あれなんですが、用地費は17億だといってられました。その中の財源の中のほとんど主たるものは公共起債で、98億円という形。だから、建築の内容やいろんなものにかかったのは95億円、というようなことを聞いてまいりました。

このときに、この市立病院は、やっぱり日野と同じような経緯の中で、最初、小さい診療所程度からずっと経緯の中で、あれだけの大きな病院に行ったんですが、一番重要だったというのは、向こうの事務長さんなり病院長のお話によると、医師会との話し合いが、いわゆる年月もかかったし、一番大変であった、とこういうお話を聞いております。もちろん、だから小松基地のそばですから、病院そのものは防音の施設になっているようです。

以上だけを前段に申し上げておいて、本論の質問事項に入りたいと思うんですが、私、一番先に、市立病院の市民に対する医療について、これはちょっと受けとめ方は――お忙しいところを病院長さんに来ていただいているんで、何というか、足早に申し上げますが、私がお聞きしたいのは、市立病院が、どの地域というんですか。日野市民ももちろん中心であるが、市立病院の医療圏です。どの程度の範囲の中に重点を置いているし、また、市民としても公立病院に対する現時点の規模なり、内容でしているのかどうかということを。

私が知る範囲では、いわゆる事務報告書の中で、入院患者の場合には、日野市の構成比率というのは、入院患者の患者数を見ても、日野市が78.3％、八王子が14.2％。そういう中で、あとは都下市町村、特別区、他府県というような形で、構成比がなっているようなんで。

問題は、外来患者が、これは本当は、これから病院を新築というか、改築する場合に、外来患者が主体ではないが、現実のものになってくると、こういう外来患者のいろんな扱い方が、いわゆる医師会とのいろんな話し合いということが重要になってきたり、また、内容的なものになってくるんではなかろうか、と思うんですが、そういう点で、１番目の質問の中で、非常に外来の場合には、多摩平が、事務報告書によると20.7％。日野台、人口的にはごく少ないんで、日野台が4.9％。日野本町、神明、大坂上で11.9％。平山が10.7％。南平、高幡、落川、百草、程久保、こういういわゆる南平から以東は、全部引っくるめても5.6％から4.5％だ。こういうことは、恐らく通称的に見れば地域的なものもあるだろうし、交通の利便の問題もあると思うんですが、この辺で、私も他市

のいわゆる最近の例では小松市内、広島のある市の病院を視察したんですが、そういうところを見ると、場所的には関係がないようで、実際には患者さんの医療圏が集まってきている。こう思うんですが、ただし日野の場合は、西に八王子あり、南に多摩ニュータウンあり、北に立川あって、都内へも１時間かからない。三、四十分で行けるという中で、非常に、市民が選ぶ気になれば医療圏というのは、一面、見方によればたやすく得られるということもあるんで、問題はかなり市民に信頼し得る医療体制でなければならないんではなかろうか、と思うんですが、そういうことを踏まえて、１番目の、私はあえて市民に対する医療についてと書いてありますが、実際には、医療圏を考えながら、お医者さんなり病院長はどういうようなお考えを持っておられるのか、ということなり、事務当局が、いろんなデータに基づいてお考えになっているか、ということをお聞きしたいと思います。

２番目は、先ほどの小松病院のときにも、一番やっぱり最大な問題というのは、医師会との話し合いだ、とこういうことを言われておったんですが、その点では、昨年、昭和63年６月10日付に、これは市長さんあてに来たものを、議会事務局の議長あてに来たと私は解するんですが、私も特別委員会の資料をもらっているんですが、昭和63年６月10日付、議会事務局93号で、市川市議会議長あてに、医師会の会長であられる野田武和さんから、市立総合病院の充実に関する要望書、なにか送られてきているわけです。

今もって、こういうお考えで医師会がいられるのか。その辺の問題をお聞きしたい、と思います。

また、その後に、もっと深刻な問題なり、恐らく医師会の会長さん、野田武和さんの要望書を見ると、病院のかなり緊急時の場合、いろんな場合まで、かなり詳細についての書かれているので、私もここに持っているんですが、その辺を踏まえてのお答えを、ひとつお願いしたいと思います。

３番目に、これは医師会の野田会長さんは、病院はどうしても現在のところでは無理ではなかろうか。どこかへ移築して、移転して改築すべきだ、というようなこともうたっているんですが、私は、日野の置かれる状況と、１番目に聞いている医療圏との今までの深い成り行き等を見て、そう簡単に、そういう場所の移転の問題に対しては云々するのはどうかと思うんで、この辺は市長に、市長も消防署の移転というのは、どうも病院等は関係がないようにも見えるし、あるようにも見えるし、その辺を、これは市長も恐らく高度の政治判断もされるので、なかなかお答えしにくいかもわかりませんが、小松市でも、なにか始まってからやっぱり６年の歳月がかかった、ということを聞いている

んです。そう見ると、これだけの、日野で16万なんて、まあ小松は10万ちょっとの人口なんです。日野は16万も突破している中で、ただ、片方は昭和15年に市制をしいているし、日野は昭和38年ですか、市制をしいたのは。こういう点では、ずっと新しい市だと言えるかもしらんけれど、そういう点からいけば、日野の16万の人口の中で、市民の生命を守る医療体系というのは、かなり急務ではなかろうか。そういうことで、決意を市長がされたとしても、私は市長の任期のときに、今の任期でやられるということは、なかなか大変やに思うんで、もうそろそろ議会としても特別委員会ができておって、決断をしなけりゃならんということに来ているし、また、つくった意味がないんではなかろうかと思うんで、市長のこの辺の、病院を新築されるのか。あの場所で改築されるのか。規模をどの程度に——市長は絶えず100ベッド程度をふやすということは、私も何回も聞いておるんですが、少しくどいようになるかもしらんが、その辺を、敷地の面積、それから医師会の要望書を踏まえての、市長はどうお考えになっているのか。

以上、３点をお答え願いたいと思います。

○議長（市川資信君）　石坂勝雄君の質問についての答弁を求めます。病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君）　市立病院に関しての御質問の第１点目でございますけれども、その点につきまして、お答え申し上げます。

御質問は、診療圏と申しますか、病院がどの地域、地域病院としてどういう地域からの患者を受け持っているか。また、病院としてのその取り扱いとか、考え方というような御質問でございますが、御質問の中にありましたように、私どもの日野市立病院は、入院につきましては、78.3％が市内の住民でございます。外来については81％ということでございまして、そのほかが市外でございます。

この構成比につきましては、結果的な数字でございまして、ここ数年、大差なく伸びております。

この診療圏に関しまして、市立病院ですから、市内、日野市民が全部というのが一番望ましいわけですけれども、やはり病院の位置、あるいは病院の医療サービスの内容によりまして、患者の動向が変わってくるわけでございます。

例えば、私どもの病院が西北、やや市の区域からいきますと西北にあるということで、多摩平、旭が丘、日野台、あるいは八王子の高倉、大和田等の、やはり最寄りの人たちが一番利用している、ということがございます。

これを逆に言いますと、同じ公立病院で、稲城市立病院がございますが、稲城市立病院は、まちのやや外れにございますので、50％を割ってございます。稲城市民が利用す

る率がです。

そんなこともございますし、それから同じく町田の市民病院は、ほぼ市の中央にあるということもございまして、85％ぐらいの診療といいますか、構成率になってございます。

いずれにいたしましても、身近に医療機関があるということが、まず市民が一番望むところでございますし、近くにありましても、医療サービスが十分でないという場合は、またほかに求めるわけでございますが、御質問の中で、特に医師会との内容で、患者の一般の病院、あるいは診療所、あるいは公立病院への流れの話題が出るわけでございますけれども、外来というものが主でなく、あくまでも病院は二次医療として、入院を主とすることであれば、一般の開業医さんとの関係は、本来、競合せずに、逆に開業医さんからの依頼で入院を受ける、という立場が望ましいのではないかと思います。

ただ、外来ばかりがありますと、外来がはやるといいますか、多いと、そういう開業医さんとの競合ということが出てくるわけでございます。

また、病院の位置に、一般の病院、やはり入院をしてきた病院が近くにありますと、やはり病院を、その経営されている関係の医師会ですか、そういうお医者さんからの発言、御意見もあるかと思います。

したがいまして、それぞれの地域における病院の位置と、それから医療サービスの内容によって、患者の病院指向なり診療所指向が出てくるわけでございますので、これが医師会との、まちのです、医療機関となるべく競合しないように、特に公立病院は中級とか高度医療を主とした方法で位置づけられるべきではないか、というふうに思います。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　病院長。

○病院長（三田盛一君）　いま、石坂議員さんから種々、御質問がございました。その中で、今の市立病院の市民に対する医療の姿勢につきましては、ただいま事務長がうちの概略を御答弁させていただきました。

次の問題の、医師会との関係、あるいは、医師会がどう考えているのか、という石坂議員さんの大変、御心配をしていただいている点は、大変ありがたいと思っております。この問題は、診療圏の問題も絡みまして、それから病院の医療の質の問題も絡んでまいりまして、非常に複雑な問題がございます。

が、一言にして申し上げますと、市立病院というものは、御承知のように、公的病院でございますので、利に走らないというのが原則でございます。もちろん病院である以

上は、決して赤字採算をとることが最高ではございませんけれども、基本的に、利に走らないというのが原則になります。

したがって、不採算医療、例えば救急医療の問題、それから悪性疾患に対する高度医療の問題、それから小児の診療の問題というような、不採算医療をどうしても公立病院としては受けざるを得ない、というような面がございます。

そんなことを基本に考えまして、ただ単に外来診療にのみ走って、医師会の各開業医の先生方の診療分野と、公立病院という一つの不採算医療を踏まえた組織医療が、真っ正面からぶつかることは、大変にこれはナンセンスな問題になります。

今、御承知のように、しばしばそういう言葉をお聞きになると思いますが、病診連携という言葉が、医師会の側からも言われておりますし、病院のグループの方からも、そういう言葉が出ております。

なぜ病診連携というかと申しますと、個人の持っているパワーというものは、どうしても限界がございます。医師会の先生方が大変秀でていたにしても、お１人での力の限界というのは、あるわけです。病院の医師が――これは私が病院の人間ということで、あえて言わせていただければ、病院の医師がそれぞれが0.5の力しかないといたしましても、これが５人集まり、10人集まれば、お１人のパワーよりは、もっと強力なパワーになるわけです。それが診療にはね返っていく、ということになりますので、開業医の先生方と病院とが同じ方向で、同じ手段を講じて医療を行っていくのでは、これは病院が当然、大きなパワーを持っているわけですので、その結果は火を見るより明らかになります。

したがって、病院の持ち分と、それから開業をしておられる診療所の先生方の持ち分というものは、当然、おのずから分かれてくる、ということがあるわけでございます。

先ほどの、小松市の病院で、医師会との問題が大変にあって難航をした、という御指摘がございまして、これは日本全国各地で、常にそういう問題が起こっております。それはなぜかといいますと、これは医療の問題になってまいりますが、外来診療の収入も病院の収入になります。入院の収入も病院の収入になるわけです。

それで、外来診療の収入を全くゼロにいたしまして、病院の経営が成り立つならば、病院は外来という――こんなことを言っちゃいけないのかもしれませんが、薄利多売的な問題は、むしろ手を引いて、むしろ入院患者に全力投球をしたいというのが、病院事務の考え方だと思います。

そんなことで、医師会との連携プレーというものは、病院は病院なり、診療所の先生

は診療所の先生なりに、それぞれの持ち分をきちっと踏まえた上で行えば、何ら競合することもございませんし、そしてお互いがむしろ足らざるものを補い合えるという面で、大変いいわけでございます。

恐らくこの問題は、もう10年、20年前から医師会、あるいは病院部門との間で、熾烈な闘いを繰り返してきているわけですが、近年は病診連携という問題で、その点は大分緩和してまいりましたし、現実に日野の医師会の現会長の野田先生が、先ほど石坂議員さんがおっしゃいましたように、いろいろな側面援助を病院の方にしていただいているというのは、現実に事実でございます。と同時に、病院も姿勢を正して、医師会の先生方の足らざるところを補うというような、持ちつ持たれつの状況を、現在つくりつつあります。

これは、医師会さんのお考えですので、病院長の私どもの方が軽々として、医師会は今もそうだよとか、そうでないとかいうことは、申し上げにくいわけでございますけれども、病院の姿勢としてきちっと正しておけば、医師会の方で、何らそれに対して反対をすることはない、と私はそう思っているわけでございます。

これが、現在の医師会との関係はどうか、というような御質問に対する私なりの考え方でございます。

なお、診療圏の問題に関しましては、入院、外来ともに、病院の所在場所、これによって、まず第１に、診療圏の患者さんのレベルというものは左右されます。レベルと申しますか、地域の差が出てまいります。

第２の問題としては、医療の質の問題でございます。これはもう先ほども事務長が指摘したとおりでございます。

そんなことがございますので、診療圏をもってのみ病院の場所、あるいは内容というものを判断するわけにもまいりませんし、診療圏を無視するわけにいかないというのが、いろいろな病院のデータを眺める上の一つの資料、考え方ではないか、とこんなふうに考えます。

大変簡単ですが、終わります。

○議長（市川資信君）　石坂勝雄君の持ち時間は、あと７分でございますので、答弁の方は、一応それを心得て答弁願いたいと思います。市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市が、比較的都市化への早い時点で公立病院を開設をした、という歴史的な経過を踏まえまして、持っている、特に健康や医療に一番機能の高い自治体病院を、いかにこれから運営をしていくか。持っているからには、私はこれを

より改善をし、市民の需要にこたえる。これが病院の基本的な、設立しておる立場だと思っております。

そこで、特に人口が増加をし、都市化の傾向が著しくなりまして、また、たまたま市立病院も医療の発展に合わせて、医療のいろいろな意味での発展に合わせて、建物を建てかえ、また、内部の充実を図っていくということが、具体的な課題として直面をしておる、とこのように受けとめております。

地元の医師会とのこれまでの交渉、協議の場は、狭い意味では、市立病院運営協議会の場、広い意味では、最近は特に地域保健協議会と、このそれぞれの機関の場で、公の協議をするという形で、交渉を持ってまいっております。

特に、近ごろ、東京都の保健計画というのが、大きな行政指導の役割を担当されております関係上、いわゆる病床規制の問題も一面にある。こういう事情のもとにあるのが、現在の日野市立病院の改築に当たっての環境であります。

そこで、どのような方法で改築をしたり、内部の機能を確立をしたりするかということで、いろいろと検討並びに工夫も行っております。それから、議会でも特別委員会を設置していただきまして、いろいろ御検討をいただいておる、とこういう事情のもとにあるわけでありまして、地元の医師会が、設立のときからいろいろな交渉がありましたということと、現在もまた、市立病院の改築問題を中心にして、そうして交渉を持つということは、当然の踏むべき経過でございますし、もう既に地域保健協議会の場で、ある程度の具体的な行政側の考え方、並びに医師会の考え方も示されておるわけでありまして、私が今、市立病院に対します、63年６月の時点で出されております、医師会長の要望書、これは医師会で　どの程度、内容的に討議されてあるか、正確には存じませんが、今までの交渉経過からいきまして、特に南部の地域病院を建てることにつきましては、医王病院の進出という過去の、実現はしなかったわけでありますが、それを容認されたということでありますので、了解済みである、とこういう事情もよく説明をしているところであります。

時間がまいっておりますけれど、これから具体的にだんだんと、いろんな検討を進めていきたい。このように思っておるところであります。

○議長（市川資信君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　まだ市長に、核心のところまでお答えが出かかったんですが、理事者、医師会、議会が一体となって、近い将来に結論を出したいということを、私も強く要望して、終わります。

ありがとうございました。

○議長（市川資信君）　これをもって８の２、市立病院の新築についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時29分　休憩

午後１時42分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問９の１、市内河川敷を利用したスポーツ公園等の増設を図れ！の通告質問者、高橋　徹君の質問を許します。

〔３番議員登壇〕

○３番（高橋　徹君）　それでは、一般質問をいたします。

現在、日野市の基本構想の中に、緑と清流を生かすまちづくりというのがございます。そして、私たちの住む日野市では、多摩川と浅川、及び市内を網の目状に流れている用水路など、水空間面積が、行政面積の14.8％を占めており、川とともに発展してきた都市である、とこのように書かれております。

そのような背景を持った日野の位置づけでありますが、まず、１点目に、多摩川に関してでありますが、多摩川には、Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄというゾーニングが、網の目のようにかぶされておりまして、現在、日野市の行政区域の中にあります運動公園が、多摩川の右岸下流に位置しているわけであります。当時、私もこのゾーニングがいつごろ決定をされたのか。その経緯と時期について、まず最初にお伺いをいたしたいと思います。

そして２点目といたしまして、多摩川の既にゾーニングが決定をされていまして、その中で、Ｄゾーンに当たります、自然をそのまま残すという部類があるわけですけれども、その部類の中で、ほんの少し、自然を余り破壊せずに、手を加えることによって、小活用ですけれども、そこを、いろんな形で利用ができるのではないか、というふうに考えておるわけでございます。

例えば、一つのレクリェーション的な施設だとか、そういうものを含めまして、日野市におきましても、もう一度、その河川敷を長期的な計画といいますか、そういうものを策定して、市民のニーズにこたえる用意というものが、国に対してあるかどうか、と

いうことでございます。

そして３点目としまして、浅川に移るわけでありますけれども、浅川は、ちょうど市内を二分する中で、中心的に流れておりまして、浅川を都市軸としたまちづくり、これは浅川の利用計画の中から見たところでありますけれども、行政サイドのみでなく、市内にはいろんな団体、また活用願う市民も随分いられることと思います。そういう、隔たりなく市民の声を十二分に吸い挙げて、浅川の水系におきましても、そのような多摩川と同じようなゾーニングの中での活用の方法をとる考えがあるかどうか。

そして４点目としまして、今、二番橋が平成の３年度末ですけれども、完成を見るわけでありますけれども、現在、橋げたができているわけですけれど、ちょうどその橋げたをつくるに当たりまして、本来ですと、カヤが生い茂ったり、アシがまた生い茂ったり、砂利でない部分があったわけですけれども、その橋げたをつくるに当たりまして、今、真っ平らに造成をされておるわけです。浅川のこの二番橋というのは、都市軸の中での位置づけをもってされているということで、水辺に親しむためのスポーツとかレクリェーションが、市民が自由にできるような、そういう施設というもの、これは簡単に言いますと、芝を全面的に張るような形で、自然を壊さずに、そういうような考えがあるかどうか。

以上、先に４点をお伺いいたします。

○議長（市川資信君）　高橋　徹君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　第１点の、このゾーニングができた経緯と、それから、いつからそれができたかということについて、まずお答えをさせていただきたいと思います。

まずその前に、河川についてのことを、ちょっと触れさせていただきまして、それからそのゾーニングができた、というところに結びつけていきたいと思います。

まず、河川については、治水利用対策の緊急性がますます高まっていると同時に、現在、水質の浄化とか、河川敷の利用、自然保護等の生活環境の向上に関する世論の高まりが、今現在、著しく起きてきている、ということが実態でございます。

ここで、多摩川の河川の空間については、市街地では到底望めない広さと長さを、多摩川というものは持っているわけでございます。この自然の水の流れと、その影響にある生体系の特徴のある、自然の環境に恵まれ、現在、過密に悩む都市にとっては、この多摩川というものは非常に貴重な存在だ、ということでございます。

そこで、政府といたしましても、さきに昭和39年に東京オリンピックが開催されたわ

けでございますが、その開催と同時に、多摩川の河川敷の開放計画というものを、政府が出したわけでございます。これについては、一般市民の運動、レクリエーション、憩いの場所等、それから河川敷の利用の展開についてを図っていきたい、ということで打ち出されたわけでございますが、一方では、都市化の進展に伴い、沿線流域の自然が急速に失われてきているという中で、身近な自然との触れ合いを、要するに住民は河川に求めてきているわけでございます。そういう中で、多摩川の自然を守ろうということで、いわゆる自然保護運動が全国に先駆けて活発になってきたわけでございます。

こうした経緯から、河川をめぐる行政需要の変化とか、住民の要望にかんがみ、建設省の関東地方建設局で、これらの問題について、河川利用がどのようにしたらよいかということで、基本方針をつくろうということで、昭和50年10月に、河川環境管理団に、多摩川の河川環境管理に関する調査研究を委託したわけでございます。その委託されて、昭和55年２月に、この多摩川河川環境管理計画報告書ができまして、この時点に、こういうゾーンが建設省としては指定をした、ということでございます。

なお、このゾーンは、Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ，Ｅまでに分けてゾーンを決めているわけでございます。その多摩川の中の、では日野市はどういうゾーンが決められているか、というのをちょっと触れてみたいと思いますけれども、日野市の場合は、Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ，Ｅの中のＤとＥに該当しているわけでございます。Ｄは何かと申しますと、この自然利用のゾーンでございまして、これは面積にいたしますと171ヘクタールでございまして、距離にしますと12キロでございます。この中身は、野草園とか、自然観察園とか、自然のそのままの施設を利用する、というふうな形のものを中心として整備するものになっているわけでございます。これは、あくまでも人工的な施設が、多少考えてやるというのが、このＤのゾーンでございます。

それから、Ｅの部門でございますけれど、これも日野市に該当しているわけでございますけれども、これは自然ゾーンでございまして、面積が一番多くて、328ヘクタールあるわけでございます。距離にいたしますと14キロあるわけでございます。これは、自然の生態の保全を目的としている、ということでございます。

こんな関係で、日野市としては、ＤとＥが多摩川に現在、そういうふうに指定をされている、ということでございます。

２点目の方は、Ｄゾーンについての利用の問題だと思いますけれども、それは自然を破壊しないで、そういうレクリェーションの場所とか、そういうもののことをやるかどうか、というふうな御質問だと思いますけれども、多摩川は、先ほど御説明したように、

まだ日野市としては、建設省の方からＡゾーン、Ｂゾーンというものを決められておりますけれども、日野市との計画というものは全くできていないわけでございます。利用についてのです。今後、こういう問題を整理するために、検討委員会なり、それからそういうものをつくって、一つの基本を作成して、作成の中で、建設省と今後、協議をしていきたい、というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　それから、３番の浅川利用計画と、４番の二番橋にかかわる質問です。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　それから、３番の浅川のゾーニングの問題でございますけれども、まだ正式に、この浅川については、そういうゾーニングを決めるというふうなことは、来ておりません。

ただ、私の方の所管である水路清流課長の方では、せんだって建設省へ行きましたら、そういう話がちらっと出た、というふうなことは報告を聞いております。

いずれにしても、浅川については、日野市の場合は、浅川の河川整備構想というものができておりますから、例えば、こういうゾーニングを決めていくと、建設省が決めるという段階においては、日野市ではこういう計画があるんだ、ということを強調しながら、そのゾーニングに対しての煮詰めに、協議の中に入っていきたいと思います。今の段階では、ゾーニングについての明確なるお答えはできない、と思います。

４番目でございますけれど、二番橋築造に伴う、ちょうど工事帯に使っておりました、今の仮称二番橋の上流部分であると思いますけれど、そこへ芝を張れるかどうか、というふうな御質問だと思います。

この点についてですけれども、今、私の方の考え方としますと、あそこの、せっかくあそこを占用を受けて工事用として借りているわけでございますんで、引き続きそこの部分については、考え方としますと、レクリェーション的な広場的なものにお借りをしたい、というふうな形で、今、建設省と協議中でございます。そういう面で、協議が整えば、御質問のような構造的な問題も出てくると思いますけれども、こういう点については、また建設省とよく協議をしながら決めていきたい、と思います。そういう今、折衝をしている、ということをお答えしておきます。

以上です。

○議長（市川資信君）　高橋　徹君。

○３番（高橋　徹君）　大部、積極的な答弁をいただいたわけでございますけれども、

最初に、多摩川とのゾーニングが建設省の方から差し示されましたのが、昭和55年ごろですか、そのときにあったということで、恐らく、当時、日野市としては、そのことについては、庁内におきまして、多摩川の河川敷の利用度といいますか、そういうことについては余り深く考えてあられなかったのではないか、というふうに思うわけであります。

例えば、対岸の国立市、また立川市におきましても、既にこのゾーニングというものが、網がかぶせられる前に、市民のスポーツができる、下側の土がむき出しですけれども、そういうスポーツができる、そのような場所を、既に許可を受けていたわけであります。日野市でも、もう少し積極的にこの河川敷の利用度等を考えていられれば、もう少し有効な利用ができたのではないか。そのような考えがあったわけでございます。

そして、浅川のゾーニングも同じく、現在、未決定の部分がありまして、建設省の方の答えを聞きますと、浅川については、新井橋から多摩川の合流点までを、自然的なゾーンとして手つかずの状態で残していきたい、とこのような考えが差し示されているわけでございます。

そういうところを踏まえて、将来、また建設省が浅川の河川敷に、ある一つの枠をかぶせる前に、市として市民のいろいろな声をそこに反映した水辺空間というものを、ぜひつくっていったらいいのではないか、というふうに考えるわけであります。

ところで、今私は、ここに昭和63年１月に日野市の河川整備構想、この報告書があるわけです。この中に、浅川を中心とした水辺の利用計画、きれいな色がついたスケッチ等が書かれた報告書があるわけですけれども、建設省によりますと、浅川の河床といいますか、勾配が大変にほかの河川と多摩川等と比較しますと、急であり、将来を見越して、河の床を１メーターから２メーター掘り下げていく、という考えがあるそうです。それに準じて既に浅川の長沼橋ですか、あの橋をそういうために架けかえるという案が既に出ておりまして、そうしますと、日野市における水辺の計画が、河床を下げるといいますと、端から端までなにか下げる、というふうなことを聞いておりますので、そこでの、ここに書かれています計画との整合性といいますか。

それで、この中に、最後のページの方に、この報告書の中に「日野市河川整備構想検討会の規約」というのがあるわけです。この検討会の座長は、日野市長とする、とこう書かれているわけです。その中に、その構成する行政部分ですけれども、「日野市と東京都の河川部、それから建設省関東地方建設局の京浜工事事務所で構成をする」と書いてありまして、さらに、検討会の委員としては、企画財政、都市整備、建設部、作業部

会には、またさらに企画財政部、都市整備部、建設部の各課に、こういうふうになっているわけですけれども、ただ、その中に抜けているのが、建設省の本庁といいますか、そちらのところが抜けているわけです。果たして、こういうような河川の整備構想を進めていく上で、今までの進め方で、十二分な形で進めて、また今後も行ききれるのかどうかということを、お伺いいたします。これは、市長にお願いいたします。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の部分に、お答えをいたします。

日野市が、多摩川、浅川という１級河川の流域を擁して、しかもその河川の持つ公共効果、これははかり知れないくらいの市民の財産と考えていい、という認識はございます。

そして、早くから、この日野市の特徴であります緑と清流を、なるべく保全の努力をして、そして水辺環境、あるいは緑の環境を豊かにし、市民生活と自然の環境が共存できる、こういう状態を、まちづくりの大きな理念に掲げてまいりました。

その行政努力の中で、今、御指摘のありました浅川河川整備構想検討会というのを、63年１月に設けております。それに先立ちまして、実は、河川工学で有名な高橋　豊東大教授、この学識専門家を日野市に時々迎えました。そして、その先生のまた教え子であります、当時の京浜工事事務所長、岩井所長という方でございましたが、そういう御縁から、日野市の特色を、河川の特徴をよく認識をしていただき、また、指導をしていただいた経過がございます。

その際に、今御指摘の、本庁を入れていないではないか、という部分につきましては、京浜工事事務所は、建設省河川局関東地建のまた河川管理をする一番、多摩川、それから、東京に近い大きい三つの川を管理する、とそういう役所でありました。

ここと一番、直接の縁が深いわけでございますから、いろんな形で行き来をし、指導もしていただいておりますし、今日もまた仮称二番橋等の架橋につきまして、いろいろ指導もしていただき、また、受託をもやっていただく、とこういう関係でございました。

日野市は、どういう名称だったでしょうか、要するに、河川環境を整備する都市として、東京都では随一の指定をしていただいておる。こういう御縁もあるわけでありました。

河川敷につきましては、管理当局、つまり建設省並びにその系列の官庁が直接の管理をされるわけでありますし、伴う流域につきましては、できるだけ日野市が環境整備をするということで、例えばスーパー堤防の発想でありますとか、あるいは、一方に、浅

川の場合は、今、指摘のありました河床の切り下げもするし、それから堤防護岸については、いろいろな新しい手法を試みるというふうに伺っておりまして、将来の大きな日野市の、あるいは日野市民の自然環境の豊かな楽しみの場所になる、とこのような見通しで事業に取り組み、また、これからも進めていきたい、とこう考えておるところでございます。

○議長（市川資信君）　高橋　徹君。

○３番（高橋　徹君）　その中で、私はぜひ河川整備構想の中に、市民、行政サイド、要するに事務レベルの構想と、それからまた市民のいろいろな声を、その中にもぜひ盛り込んでいただきながら、役所の中での検討委員会とあわせて、ぜひ何回かの、２回に１回ぐらいとか、３回に１度ぐらい、幅広く声を吸い上げていただきたい、というふうに考えるわけであります。

私の意図するところの御回答は、ほぼいただいてあるわけでありますけれども、なかなか日本の行政機構といいますと、中央があって地方があり、また、その逆かもしれませんけれども、今回、助役が誕生いたしまして、森田市長も対外的に外にいろんな折衝、交渉等の場には、どんどん出ていっていただき、各省庁等にも難しい進展が、時間のかかるような問題等には、一度ならず何回も足を運んでいただくことによって、一つの日野市民が望むまちづくりを早期に、いろんな諸問題を解決をすべく努力を私はしていただきたい、と思うわけでございますけれども、最後、市長に、そのような観点からのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまでの経過から少し申し上げますと、特に河川敷に関しまして、行政当局は、自然保護の関係の市民運動と、それから河川敷利用を求める、また一方の市民運動、これのちょっと対応に苦慮されてあった、という感じもするわけでありまして、自然保護ももちろん大切でありますし、また、我々も市内に得られます河川空間等で、よりもっと市民が水に親しみ、あるいは川におりて、直に水に触れられる、とこういうふうにぜひ進めていきたいと思っております。

市内にも市民運動がございますし、水辺を守ろうという運動もだんだん育ちつつございますし、私自身も、市民の要望にこたえて、極力、行政の責任当局に直接お願いをする機会を、ぜひこれからもしばしば広げていきたい、とこういうふうに考えておりますので、またよろしく御指導もお願いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　高橋　徹君。

○３番（高橋　徹君）　今回、質問は、河川敷となりますと、国、建設省等の管轄といいますか、管理の中での、日野市の河川を中心とした都市軸の利用の一点からの意見でございますけれども、なかなか行政と行政との重なり合いの中で、片方が国ですと、なかなかお答えが「はい、わかりました。すぐやりましょう」ということじゃなくして、「検討を前向きにしていきたい」ということになるわけですけれども、ぜひその前向きの検討をどしどし進めて、今後とも行っていただきたい、というふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（市川資信君）　これをもって９の１、市内河川敷を利用したスポーツ公園等の増設を図れ！の質問を終わります。

一般質問10の１、学校教育施設の整備についての通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

〔25番議員登壇〕

○25番（谷　長一君）　それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

まず最初に、学校教育施設の整備について、質問をいたします。

この学校施設の整備ということになりますと、これは非常に、もう長い間の教育行政の推移という中から考えるということであるけれども、今回の場合は、人口急増時代の児童生徒数の増加と、やや人口の急増がおさまりましての鎮静化の時代。それから、今度は減少化傾向の時代を通って、一応推移してきた、というところからいきたいと思います。

これらに対応するために、学校の新設、それから増改築、体育館、プール等の施設整備が40年から55年にかけ、行われてまいりました。その間、小学校が10校、仲田小学校は59年でありましたけれども、小学校は11校、中学校が３校で、56年、大坂上中と、59年の平山中ということで、終わっているわけであります。そこで、現在、小学校が20、中学校が８校ということになり、児童の減少化傾向ということで、施設の量的整備は終わった、というふうに考えてよろしいんじゃないかと思っております。

昭和56年には、小学校児童数の減少を見、その影響を受けて、やはりこの６年後の62年には中学校の生徒の数もまた減ってしまった、というふうになっています。これからも、恐らくその減少の傾向というのは、そのような形で推移していくのではないか、というように、前に学校の生徒児童数の推計等を見ると、あったわけであります。それらを考えてみると、施設整備は大体終わりじゃないか。ということになると、今度は、量が確保されたから、次は量から質の時代というふうに転換をしていく、というふうに考

えてもよろしいんじゃないか、と思います。

そのような中で、この施設の施設向上を図るということは、言をまたないわけであります。良好な教育環境をつくるということが、これは行政、特に教育委員会に与えられた、また責務でもある、と私は思うわけであります。

そのような中に立ちまして、昭和64年、小中学校から教育委員会に、営繕工事要望書が提出されているわけであります。この営繕工事要望書の内容等を見ますると、校庭の整地とか、フェンスの改修とか、各学校によりまして、いろいろ内容が違うわけでありますけれども、全体に目を通して見てみると、校舎の内部の改修と、外周の塗装、それから校舎の雨漏り、トイレの改修、プール等も同じです。そうしたり、また校舎の北側の窓を改修するとか、または給食室等の、これも改修。それからまた、体育館の雨漏りもあるようですけれども、可動式バスケットゴールの設置。さらには、照明とか飼育小屋、これらを新しく設けてくれとか、さらには、校庭の冬から春先にかけて風が吹きますと砂が飛ぶ。防じんのために校庭に蛇口を設けてくれとか、設置してくれとか、いろいろあるようです。

また、小学校と中学校の特に変わっている点ということになると、小学校においては、黒板をかえてくれというのは一つもないんです。しかし、中学においては、黒板をかえていただきたいというのが、二中、四中、三中、大坂上中、こういうふうになっているわけです。それですから、そのようなことを見ましても、やはり営繕工事ということは、学校教育の上からも非常に大切なことであるということは、もう言をまたないわけであります。

そのような観点に立って、各学校から、非常に内容を見てみますると深刻なものもあるようなわけです。それで、本来なら、昭和64年度の営繕工事要望、全体の出されたら、全部直したら幾らかかるんだ、ということでトータルが出なければ、私はいけないんじゃないか思う。それで、その中におきまして、先ほど申しました工事件名の中において、また学校単位等において、優先順位をつけて、前年度の順位もあるでしょう。また、今年度の優先順位も同じ場合もあるし、できなかったところは同じでありますけれども、できたところは優先順位の変更ということが、当然、行われると思いますけれども、そのような観点に立って、一体、分類をして、第一優先、第二優先、第三優先というような形に順位を付していかなければいけないんじゃないか、と思うわけであります。

しかし、この64年度の営繕工事要望書のトータル金額は幾らか、ということでありますけれども、先ほど「これは難しい」というような話もありましたので、この点については、難しいものを聞いたってわからないんですから、聞かない、ということにならざるを得ないわけであります。（「欲求不満になっちゃうよ」と呼ぶ者あり）欲求不満というような声がありますけれども、決して欲求不満ということではなくして、やはりこの教育ということになると、どうしても授業等においても、やはり、ゆとりのある教育ということになると、まさか怒るわけにもいかず、ゆとりを持って聞く以外にない、と私は今、考えたわけであります。

そのような観点に立ちまして、小中学校の要望書にのっとって、具体的に、または教育委員会独自の立場においての小中学校の営繕工事というのは、一体、年間どのくらい予算を計上したか、ということと同時に、さらに、いわゆる基本計画にのっとった、学校施設の整備というのがあるわけでありますので、そのあたりにつきまして、答えをいただければ幸いだ、というふうに考えております。

それと、今度は、きょう、ちょっと第一小学校へ行ってきたんですけれども、第一小学校は、今、塗装とか、いわゆる外装です。大きな大改修が行われているわけであります。また、校庭等におきましても、急ではあるけれども、支障がないように、緊急的に工事をやってくださっている。この間の台風の余波を受けたときの校庭等も見に行きましたけれども、水たまりがあった。水たまりがあって、どうしたのかな。こんなことだったならば、やらない方がいいと思っておりましたら、きょう、また行ってみたら、今度はその表面をブルで整地をしておりました。そのような配慮というのを、これは欠かすことのできないことであります。

特に、やはり小さいところにも心がけていただきたいと思うのは、いわゆる小学校の表の玄関のところのトイレから、いわゆる浄化槽の方へ行く管等がいつも詰まるわけです。それで、管は何かということになると、陶管できているわけです。いわゆる、あれは土管です。それで継ぎ目があるので、その継ぎ目に詰まってしまい、またその継ぎ目が古くなったから、中へ浸透しちゃうんです、土の中へ。それですから、水が途中でなくなってしまうので、中で突っかかってしまう。それで年に何回かは、強制的に掃除をするバキュームという形で、吸い上げているみたいです。

それですから、そのようなことを私は実際に見てみると、いわゆる直したのが第１回、第２回という形で、かさ上げがなされているわけです。それで非常に配管が緩慢な形で、落差がないわけです。それですから、そのような状況になる。そうなると、当然、そのあたりもやはり直していただかなければならないのではないか、ということが当然、言えるわけでありますけれども、そのあたりにつきましても、ひとつ、改修する意思があ

るかないかということも、あわせてお伺いいたしたいわけであります。

それから、第七小学校についてでありますけれども、第七小学校につきましては、雨漏りがあった。外壁塗装については、心配して直してもらった。しかし、１期工事部分の配膳室と、２期、３期工事のつなぎ目というんですか、これは。その雨漏りがまだあって、雨が降るたびにバケツや雑巾を持って駆け回るというような状態が、まだ続いてているのではないか。また、あるわけです。その場合、特に今度、配膳室の雨漏り等は、給食配膳の台の上に落ちたり何かして、衛生上も問題があり、さらに心配もしなければならない、というような状態であります。

そのような点につきましても、やはりこれは早急に直さなければいけないんじゃないか。昭和三十何年でしたか、７年の９月でしたね。第一小学校において、ウイルス性の感染症下痢といって、コレラみたい――コレラだと私は思うんですけれども、発生し、何十人という方が、100人近い方が入院した、というような経緯もあるわけであります。また、新聞等を見ると、外国に出られた方が持ち帰りコレラ、非常に大きく発展をしているようでありますけれども、万が一、小学校、中学校等におきまして、そのようなことが出たならば、発生したならば、一体、行政というものに対する不信は、非常に大きくなり、命と暮らしを守るということも、かけ声に終わってしまうというようなことになるのではないか、と私は憂慮をしているわけであります。

そのようなことを考えてみると、この営繕工事要望書に記載されている内容等をよく検討をしていただき、確実にこの工事を実行していくということが、行政に課せられた大きなる責務である、と私は考えております。21世紀を展望してみますると、何が何でも学校教育と福祉という二つに絞られる、といっても過言ではないんじゃないか、と思うわけであります。

昨日ですか、山崎部長が答弁しておったときに、日本の――日本じゃなくて日野市です――の福祉予算は、20％から23％ぐらい、というようなことを言っておりました。外国は70％にも達している。ああ、日本の福祉はまだまだこれから伸びる。何倍も伸びるわけです。やはりお金は持っていても何にもならないんです、使わなければ。やはり有効に使うということが、また我々行政の方々に与えられた大きなる重大責任だ、というふうに考えていただきたい。こういうふうに思っております。

そのような観点に立ちまして、簡単でありますけれども、学校教育施設の整備について、質問をいたします。

○議長（市川資信君）　　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　それでは、私の方からお答えさせていただきます。

今、谷議員さんの方から、学校から改修要望というような形で出されてきている、トータル的な金額はどのくらいになるのか、というような御質問でございますけれど、確かに毎年、学校から、緊急性の順位をつけて、一応10項目ほど各学校から、こういう面での営繕を手がけてほしい、という順位をつけた要望書が出されてきております。

内容的には、今、谷議員さんもおっしゃったように、校庭の整地の問題だとか、あるいは屋内塗装、廊下や教室の照明を明るくするために、屋内塗装をやってもらいたいとか、相当金額の張る内容の要望が上位を占めるわけでございますけれど、それぞれの要望書につきましては、予算の積算というものをつけないで、ただ項目だけをずっと並べて上げてきておりますので、市内小中学校、28校全校をトータルして、どれくらいの金額になるのかということにつきましては、今はっきりしたお答えが出しにくい。

ただ、一応それぞれの学校の抱えている状況からいって、１項目、仮に1,000万円の予算をかけなければ改修できない、というような項目が並んでいる場合には、１校１億近い改修予算が必要になってくる。ということになりますと、学校の新しい、古い、というあれはありますけれど、28校ですと、トータル的に、ごく大まかにそれぞれの学校の要望というものを全部一挙に解決する、というような方向をとったとしたならば、20億から30億近い金額が予算の上で必要になってくるんではないか。そんなように見積もれるわけです。

私たちの方では、今、七小の雨漏りの問題も挙げられましたけれど、まず一番最初に、児童生徒の安全性の問題、この問題につきましては、一番緊急度の中でも上位にランクづけて、基準としては取り扱っている。

次には、消防法とか建築基準法に定められている法的な基準、そういうものをどういうぐあいに維持していくか。

さらに、老朽の校舎等の屋上防水だとか外壁の改修とかというのは、校舎の老朽化を防止するための手だて。さらに教育活動を推進していくために、空き教室の有効利用、その他の整備、そういうものを基準の中にとらえながらやっております。

結果的には、ではどの程度、１年間に仕事をしているのか。ことしの63年度の主要事業の成果という中にも載っておりますけれど、確かに大規模改修、あるいは校庭の整備等、計画を建てながら基本計画に沿って実行しております。

特に、平成２年、来年から後期４年に入る状況の中では、内容的には校舎の整備、屋内運動場の整備、校庭の整備と、三つに大きく内容を分けまして、校舎の改修につきま

しては、一応、４年間の間に12校、１年平均３校ずつ大規模改修を進めていきたい。

屋内運動場の整備につきましても、後期４年間の間に８校の屋内運動場の整備を仕上げたい。

校庭の整備も、同様、毎年２校ずつは校庭の整備を進めていきたい、というような形で、どれも相当、金額の張る内容で、基本計画そのものの中では、トータル的に22億5,462万円と、22億のお金をこの４年間に投じて、基本計画に沿った改修を進めていきたい。こんなように考えております。

なお、ふだん、日常の学校教育活動を維持していくための営繕工事、あるいは修繕、これらの問題につきましては、それぞれ今の基本計画にのっかった大きな改修工事とは別に、毎年、当年度の予算をつけまして、小中学校の営繕、修繕工事等は進めております。小学校につきましては、平成元年度について、約１億2,000万、中学につきましては、5,600万ほど、営繕、あるいは修繕工事という形で、別個に予算をつけて、細かい営繕修理等はやっている。ですから、先ほど出ました、一小のトータルのつなぎ目の改修工事等につきましては、この営繕、あるいは修繕工事等を通しながら、計画的に対応していくことができるのではないか、とそのように考えております。

なお、私たちといたしまして、特に大規模改修の事業について、極力、国の補助制度を導入して対応していきたいということで、現在、2,000万以上、１億未満の事業につきましては７分の２という、国からの補助制度が適用されますので、それを極力、工事の中に引き込んで、国の補助制度を活用しながら計画的に進めていきたい、とこのように考えております。

まだ、御質問にお答えできていない部分がたくさんあると思いますけれど、以上です。

○議長（市川資信君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　ただいま、教育長の答弁にもありますけれども、これは確かに毎年10項目ぐらいは、要望書を出してもらってやるんだというけれども、確かに出ていることは10項目に近いものも出ているわけであります。

そこで、第一小学校を見ましても、本当に大きな大規模改修というのがなされていて、その積極的な姿勢というのは、ある程度はわかるでありますけれども、やはり出された工事要望書等につきましては、どうしてもトータル金額を出して、それでやらなければいけないんじゃないか、と私は考えているわけであります。

特に、１校１億にも達すると。要望書等からいきますとです。そうなると、20億から30億かかるんだという。確かにそのとおりであると思うけれども、だれにでもできるというようなことをやっていたら、同じなんです。やはりできないことをやるというのが、教育長の手腕でないかと思うんです。ぜひ、総力と職員の英知を結集して、この工事営繕要望書に基づいた改修工事と、さらに、この基本計画にのっとりますと、確かにこの22億5,000万というのは、これは基本計画にものっております。これらを実現するということは、私は、何も４年の、３年でやってもいいわけです。早ければ早いほど私はいいんじゃないか、と思うんです。それほど私は経営手腕というのは、そのようなところに発揮されて、市民の大きなる三唱を得るのではないか、と考えているわけです。

確かに安全性、または消防法、それから建築基準法、それから校舎が老朽化しているというようなことになれば、その順位というのは、よくわかっております。それらが満たされなければ、十分な教育活動を有効に推進していくということができないわけです。それらをやはり私たちは、しっかりと皆様方の職員の英知によってこれを解決し、解消していくということこそ、私は大切ではないかと考えております。基本計画にのっとって、確かにやるということは、私はできることをやはり基本計画でのせてあるわけでありますので、早く、ぜひこれらの整備をしていただきたい、ということを要望して、この質問は終わります。

○議長（市川資信君）　これをもって10の１、学校教育施設の整備についての質問を終わります。

一般質問10の２、七小内に仮設中の学童クラブ用地を早く確保せよの通告質問者、谷長一君の質問を許します。

○25番（谷　長一君）　七小内に仮設中の学童クラブ用地を早く確保せよということで、質問します。

この問題は、前に七小学童クラブが校舎の用地から、七小の東側にプレハブという形で建てられたときに、その前に、いわゆる学級委員会、または父兄の要望等によって、用地を早く確保してください、というような話も持ち込まれたということは、恐らく教育委員会でも記憶によく残っていることと思うわけであります。

また、七小の地域ということを見ると、各家庭というのは、私たちが昼間行きましても、ほとんど留守なんです。やはり共働きの家庭が多いわけであります。が、このような新しい新開地ということになりますと、非常に旧部落等から比較しまして、子供たちを取り巻く環境というのは、大きく変わってきているわけであります。これは、生活環境等も違って、やむを得ない場合もありますけれども、やはりこれらを解消する、子供たちを手厚く保護しなきゃいけない、ということを考えると、どうしても、この学童ク

ラブの用地を早く確保をして、父兄に安心をしていただく、ということになるのではないかと思います。

日野市の要綱等を見ましても、学童クラブというのは、通常、１学校区に対して一つの学童クラブの設置ということは、議会等においても、また、委員会等においても、話されているわけでありますから、各学校単位ということで、学童クラブが、当然、この恒久的な建造物の中で、悠々と子供たちの成長過程を、危険な、先ほど言われた安全性というのは非常に高く教育の場においても叫ばれているわけですから、当然、外においても、下校後においても、危険防止と健全育成ということを図るというのは、大きな目的ではないか、と私は考えております。

さらに、下校後の保護者の就労、病気等の理由によって、適切な監護ができない人が対象事業でありますから、どうしても環境がこのように変化してきた時代でありますので、早急にこの学童クラブ用地を日野市においては確保して、児童の危険防止と健全育成を図るということで、至急に確保されなければならないんじゃないかということで、質問をいたすわけであります。

現在、この七小の中にある学童クラブの建物は、昭和63年にプレハブであり、これをリース契約をして借りているわけであります。そのような中におきまして、七小の学童クラブがいつまでいられるかというようなことも、また考えなければならないのではないかと思います。それらを考えてみると、どうしても学校の児童数の将来推計と、これは学級数の将来推計です。これらも必要となってくる、ということが言えるわけであります。

七小の場合は、今、使われている教室が幾つあって、または学童数等を見ると、前に出されたのを見ても、これはふえるのではないかというような傾向に、この推計が出されているわけでありますけれども、それらを将来的に見まして、ひとつ、用地の確保も含み、御回答をいただければ幸いと思います。

○議長（市川資信君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　七小学童クラブにつきましての安全性、それから健全育成というようなことは、ごもっともなことでございます。そうした中で、児童の環境整備ということで、この必要性も十分認識するところでございます。

今、お話のありましたように、現在、七小学童クラブは、プレハブで、リースで平成５年の８月まで、というような形で契約を結んでおります。あくまでもこの学童クラブにつきましても、そこの場所は、将来、七小の増築の予定地でございます。そうしたこ

とを踏まえまして、仮の学童クラブということで、その期間をお借りしているということでございます。

そして、今、御質問のとおり、あるいは御心配のとおり、これらに対して今後どうすべきか。それからまた、推計的なクラスをしてから、どういうふうな対応の仕方をしていくんだ、ということでございますが、まず、現在、22のクラスを持っております。これがだんだん下がりますが、またふえまして、推計では、平成４年には、また19学級。それからずっとふえていく、というような傾向をたどる推計でございます。

そうしたことを考えますと、平成３年には、何とかこれがしていかないと、学校の方が今度は増築という問題で、どうしても必要になってくる、というような問題でありますので、この間におきまして、既に私どもはそれらにつきましての用地の確保、そうしたものにつきまして、企画と打ち合わせに入っていく。そうしております。また、計画でも、それらを求めていっております。

そうした中で、今現在、この用地を、この神明上で用地が確保できるかどうかというようなことで、具体的にこれを投げかけます段階といたしましては、一応、502平米ぐらいの予定でこれをしております。というのは、児童館というものも頭に置きましての併設ということで、その用地の確保を求めておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　ただいまの部長の説明ですと、七小の増築ということが平成３年ですか、に考えられ、企画と打ち合わせをするということであり、また、500平米程度児童館も頭に入れてやる、ということでありますけれども、いわゆる前に、昭和63年３月に「余裕教室検討委員会の報告書」というのが、手元にあるわけです。これは教育委員会から出されたものでありますけれども、それによりますと、保有教室が七小が22で、認可学級が18で、差し引き４ということになっているわけですけれども、教育長、福祉部長の方がいいですけれども、今の教室の使用状況等からいきまして、やはり生徒が、学級数が幾つになったら許容の範囲なのか。やはり校長として、許容限度というのは幾つなのか、ということもちょっとお伺いしたいと思うんです。

○議長（市川資信君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

今、谷議員さんの方から御指摘のとおり、第七小学校につきましては、普通教室の保有22教室。それに対しまして、児童数680ということで、18学級編成になっております。

ですから、特別教室は抜かしまして、一般の教室が４教室、余裕教室があるということは、今後、４クラス、クラスがふえても、一応七小の場合には収容できる教室は持っている、ということが言えるわけです。

私たちの推計では、この後、40人学級が完全実施されていきながら進んでいきますけれど、平成７年、一応現在よりか50名ほど児童数が七小の場合にはふえて、21クラスぐらいの学級数を必要とするんではないか、というようなおっしゃり方をしております。

ですから、21学級時点では、特別に七小の増築ということは必要ないわけですけれど、社会増等をある程度加味した場合、場合によっては、平成六、七年ぐらいになりますと、22教室ぎりぎりにその使用をしないと、七小の場合には収容し切れなくなるんじゃないか。

そういうことから、その先、さらに児童数がふえるような状況のときには、１スパン増築をしないと、七小の場合にはもたない。そういうような形で、平成六、七年ぐらいまでには、何とか現状の施設の中で対応できるんではないか、という見通しを持っています。

○議長（市川資信君）　　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　　ただいまの教育長の説明ですと、教室が現在22で、生徒数が680名。それで現在使われているのは18です。余裕が４教室あるということでありますけれども、やはりこれは、いっぱいに使われていいものではなくて、他の小学校等におきましては、余裕教室もあるんです。そのあたりも考えてみると、やはり片方はもうぱんぱんにはれちゃっているまりみたいに、今度は、ほかはしぼんでいるようなまりで、ぶっこらぶっこらやっていまして、やはりある程度の余裕というのを持って教育していった方が、私はいいんじゃないかと思うんです。そうしますと、当然、もう用地の取得というのは、火を見るよりも明らかだといっても、私は差し支えないんじゃないか、と思います。

そこで、市長にお伺いするんですけれども、いわゆる児童館ということを頭に置いて考えるに、用地の取得を本当に、児童館建設に向けてということで考えていらっしゃるかどうか。市長にお伺いしたい。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　第七小学校学校区は、神明地域を受け持っておる学校でございますので、まだ生徒の、児童のふえる可能性というよりも、その現実はよくわかるわけでありまして、１スパンさらに増築をする余裕があるという余席は持っておるわけで

ありますが、御指摘の学童クラブのこととあわせますと、かなり苦しい事情が遠からずぶつかる、とこんな感じでもございます。

用地のことにつきましては、目配りはしておるわけでございますが、なかなか的確な見通しが立ちかねております。ただ、一つ、まだ期待の範囲でございますけれど、新都市建設公社が所有しております矢頭橋の一番近いところ、現在、山林ということになっておりまして、緑地として確保をしたい。その中に、確保できれば、その程度の余裕が得られる。こんな見通しは持っておるわけでございまして、今、そのことを新都市建設公社にもお願いの申し出をしておる、とこういう事情はございます。

これは、しかし、可能性の課題ではございますけれど、なおこれからも一層、確保のための努力をしたい。こう考えます。

○議長（市川資信君）　　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　　もうこれは要望になるわけですけれども、目配りの範囲の中に公社の土地というのがあるんだ、ということでありますけれども、私は、どうしても神明上ということで考えてみると、単にこの神明上だけではなくて、大坂上、それから多摩平六丁目、七丁目等もあわせて考えても、どうしてもその用地の取得ということは、もう絶対じゃないかと思うんです。そのあたりを踏まえまして、ぜひ、土地は非常に高騰しておりますけれども、これは大変だといっている場合じゃないと思うんです。必要性があるということで、ぜひ土地を買っていただいて、また、公社の土地を借りていただいてもいいです。そのあたりを踏まえて、ぜひ、この実現に努力していただきたいということを強く要望して、これも終わります。

○議長（市川資信君）　　これをもって10の２、七小内に仮設中の学童クラブ用地を早く確保せよの質問を終わります。

一般質問10の３、浸水地区解消を図るため、水路道路を早期に整備せよの通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

○25番（谷　長一君）　　浸水地区解消を図るため、水路と道路を早期に整備せよ、ということでありますけれども、この問題は、過日の台風の余波を受けたときに、大雨が降ったんです。そのときに、私どもの日野市日野の2975番地あたりと、それからオリエントの東側、さらには宮の地域の一部におきまして、床下浸水が行われたわけです。確かに、この前のように大雨が降ったときには、やむを得ないといえばそれまでではありますけれども、やはり居住している方々にとってみては、床下浸水というのは大きなショックであったのではないか、と考えております。

そこで、私は、いつも言うことでありますけれども、どうしてもそれらを解消するためには、関係する水路、または道路を整備していかなければ、これは解消ができない、というふうに考えておるわけであります。

内容につきましては、過日、提出しました、この質問で、私はくどくは申しません。浸水地区解消のために、どのような手だてがあるのか。または、実際に水路、または道路を改修することができるかどうかについて、簡単にお伺いいたします。

○議長（市川資信君）　　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　　お答えいたします。

御指摘の地域につきましては、これまではいろいろの努力を重ねてまいったわけでございますが、この場所についても、水路の改修と申しまして、要するに断面を広げるとかというような問題もありますけれども、いかにせんその水路用地の余裕のないところでございまして、そのようなことで、地元の方に非常に御迷惑をかけている地域でございます。

ここで、抜本的な対策としてやらなければならないのは、この地域一帯の排水の問題は、神明上都市下水路の完成に伴いまして、これらの処理ができる、ということが決まっているわけでございます。それで、この神明上の都市下水路も着々と進んでまいりまして、平成２年には全部が接続できる、というようなことも聞いております。こういう形になれば、この地域についても、浸水等の解消ができるのではなかろうか、ということでございまして、担当部の方といたしますれば、今の現時点では、ちょっと手の施しようがないというようなことで、ぜひひとつ、神明上の都市下水路の完成まで、お待ちを願いたい、と思います。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　　今の現状では、この地域の解消はできないと。浸水対策ということは非常になまぬるいわけでありますけれども、これはやむを得ないと思います。

２・２・10号線に通ずる用地の買収等も、これはおくれているということは、過日の部長の答弁でも、私も聞いております。確かに平成２年には完成するといいますけれども、時と場合によると、今まで早くできたためしは一つもないわけです。全部、おくれているわけです。

このような大きな悩みを持っている方々を、ぜひ行政は温かい気持ちで、今度は慰めるという意味におきましても、安心させるという意味におきましても、早くこの２・２・

10の幹線道路の一部ではありますけれども、解消をし、神明上都市下水路の今、川崎街道のところでストップしておりますね。それの先は、前に都市計画部長が答弁をされておったのを、私は聞いておりました。それらの線に沿いまして、ぜひ早急なる整備を心からお願いを申し上げて、この質問を終わります。

○議長（市川資信君）　　これをもって10の３、浸水地区解消を図るため、水路道路を早期に整備せよの質問を終わります。

一般質問10の４、高齢者福祉施策、シルバーピアについて問う（その２）の通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

○25番（谷　長一君）　　高齢者福祉施策、このシルバーピアについて、前回、質問いたしましたけれども、さらに重ねて質問をさせていただきます。

前回、申し上げましたように、高齢化、情報化、国際化、技術革新の進む社会の中で、市民の行政に対する提言や要望は、著しく多様化しているということは、申すまでもございません。行政は、いかにこれらの提言、要望に対し、適切なる対応をするかということが問われる時代であります。社会構造の変化に伴い、生活意識、価値観等も多様化してきた中で、市民要望はさらに密度を増してきた。一層、複雑かつ多様化の傾向を強めているということが、前々より私が申しているわけであります。

よいことに、日野市は他市に比較して一応、よく、各所におきまして住みよい。それから、日野市にぜひ、住居を求めるならば日野市にというような傾向が、日野はもちろんのこと、立川とか八王子、多摩、稲城、「日野へ行きたい」というふうに言われているわけであります。

現在、このような中におきましても、高齢化ということを考えてみると、過日の部長の答弁でもあったように、日野市の人口の７％ももう間もなく突破する、時間の問題だ。21世紀に向けて高齢化は急速にこれは進んでいってしまうんだ、というような答弁もなされているわけであります。そこで、新しい、時代にふさわしい施策の展開ということが、当然、必要となってくるのではないか、と考えております。

昭和36年に国民年金が創設されたのかな。それで、その数は非常に多くなって、日野市ではもう４万人にもなっているんじゃないですか。それにすべての方々が厚生年金とか共済年金等に加入して、21世紀になれば、紛れもなく高齢化社会の到来と同時に、すべての国民が年金に加入し、その恩恵を受ける時代、老後の生活、というところに入ってしまう。そうなると、どなたも現在以上に、一層安定した生活というのが強く求められてくる、ということは必然であります。

また、行政におきましても、ニーズにこたえるために、これらの施策も強力に推進していかなければならない。老後の健康と生活の安定というのは、私だけではなく、すべての市民が願っている、というふうに私は理解しているわけであります。

そこで、前回も質問したわけでありますけれども、シルバーピア事業は、高齢者の特性に配慮した、安全で利便のよい設備を有する集合住宅ということであります。現在は、それらに対応するために、日野市におきましても、広報等を利用して、土地を持っている方に貸していただけるかどうか、というようなことも伺ったということでありますけれども、そのときは、１人の方が申し込んでおって、話を、交渉をしているんだ、というようなことも聞いておりました。

また、お年寄りでありますので、この集合住宅に入居している者に対しましては、緊急な対応や安否の確認等も行うことのできる管理人を置くんだと、これは福島議員が質問したときに、山崎部長がちょっと答弁していたようでしたね。そうしたり、集合住宅の入居者や地域の高齢者に対して、必要に応じて福祉サービスをする。これは馬場さんのときだったかな、だれだったかな――いわゆる高齢者在宅サービスセンターのようなことですよね。これらは、いわゆるサービスセンターを中心に、あれは半径1,500メートルぐらいですかね。それの以内に、やはりセンターを置いて、その周りにまた集合住宅を設ける、というような考えのようであります。

そこで、この前も市長は、つくるというようなことをおっしゃった。民設公営という形で行くような考えでありましたけれども、本当に、やはり質問する前に、市長は本心に――高齢者福祉住宅という事業を推進する考えというのを、本心から持っているのかどうかということで、これを聞かなかったら、あと幾ら、部長に聞いてもだめなんです。

それですから、まず最初に、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（市川資信君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　高齢化社会が進む中で、住宅問題に装着するということは、もう現実の問題であります。

ただ、制度的に今、特にこういう福祉住宅という施策が明確化されていない。つまり、東京都は、今度、このシルバーピア政策を具体化される、というふうには聞いておりますが、だんだんとその道が明らかになってくると思っております。今の御質問に対しまして、当然、必要でございますし、また、ぜひやらなければならない、とこういう考えでおります。より明確な、措置ではございません。そこに難しさが伴うわけでありますけれど、明確な路線、考え方を明らかにして、そして実現を進めていきたい、とこう考

えております。

○議長（市川資信君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　ただいまの市長の答弁ですと、シルバーピア制度というような形にのってやる。必要であるから、ぜひやるんだ。措置ではないと。確かに、その措置ではないということは、私もわかっております。

そのような観点に立って、広報で前回も呼びかけた。それで、後、その求めに応じたというような方がいるというけれども、現在は一体、その後、どうなっているかどうか、ということをお伺いいたします。２点目ですね、これは。

それから、確かに地価が高騰してしまって、今は安定か、横ばい。しかし、幾らか上がっているんじゃないかと思いますけれども、このような事業を進めるということになると、非常に私は多くの予算を必要とするわけであります。ただいま市長が申しておった言葉の中にも、シルバーピアということになると、賃貸用住宅制度ということであると思います。東京都も、これらの高齢者向け賃貸住宅の推奨的な考えを持っているようであり、融資等のいろいろな問題に続き、さらには今度は利子補給等の案件も一部考えているようなことも言われていますけれども、これは確実には私はわかりません。そのあたりも踏まえて、ひとつ、どうしてもシルバーピア、高齢者の住宅制度ということに対します取り組みを、真剣に考えていただきたいわけであります。

そこで、またちょっとほかのものを見たんですけれども、シルバーコーポレーションといって、いわゆる60歳以上の方が土地を持っているわけです。それで、その資産を活用して、いわゆる公社と連帯債務で公庫や都の融資を受けて、マンションを建設をして老後の安定収入を図る、という制度もあるようなわけであります。

そういうことを考えてみると、管理人というのは、今度はいろいろ大きく問題点として取り上げられてくるのではないか、と思うわけです。やはりシルバーコーポレーション等ということになると、そのような管理人というのは、いわゆるいつまでもそこにいられても困るわけです。だから、困るということになると大変だから、困るようなことは最初からしない方がいいんじゃないか、というような懸念もあるわけですから、その懸念を払拭するということになると、シルバーコーポレーションという、私が申し上げたような方法というのは、東京都住宅供給公社と共同して住宅金融公庫の融資を受けて、耐火構造の賃貸住宅を建設する場合、東京都が公庫融資に上乗せして、建設資金の融資をあっせんするものだ、ということでありますので、このようなこともあるということを、ひとつ、お知らせもしておかなければならないわけであります。

そのようなこともお知らせ申し上げて、ただいま申し上げた点につきまして、回答をいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　お答え申し上げます。

１点目の、６月の議会に、土地の提供の申し出があった。その後どうなっているか、ということでございますが、たしか１件ありました。さらに協議をいたしましたんでございますが、その間に、こうしたシルバーピア、これはシルバーピアと先ほど申し上げましたが、東京都ではシルバーピア、国ではシルバーハウジングといっておりまして、ピアという意味が、ここでも仲間という意味合いで、共同的なものでございます。

そして、東京都、各市町村、それから住宅の主体者、民間の方、これが一体になってこういうものをつくっていくんだ、というような事業でございます。その事業についての御説明も、これがシルバーピアが打ち出されましたので、お話し申し上げたんですが、申し出者の方から、一応、御遠慮をするというようなことで、不調になりました。これが１件でございます。

あと、今、シルバーコーポレーションというようなことから、公社の考え方を持って共同で経営している。そして、今、御質問がございました、管理人等の問題で、これは確かに市営住宅や何かにお入りになりますと、なかなか所得制限で入るわけでございますが、所得が今度は長年入りますと、大きくなります。そうした場合に、資格要件から離脱しますので出ていってもらう、というような形にはなるわけですが、これは東京都も都営住宅もそうでございます。なかなかそれが、いろいろの方法で通知や何か申し上げても、そのままになって、永住権といいますか、そうしたものに変わってきているというような、これは現実の問題にぶつかるわけです。それを今、御心配されたと思いますが、そうしますと、やはりこうした問題を今、私は公社ということで、共同でこれを行っていって、そうした場合には有志的なものもできてくる、というお話でございますので、一つの大きな提言として、これを受けとめて、これらの管理人に対しましての考え方をまとめていきたい、と思っております。

それから、利子補給の面で触れられましたが、今、最初に土地を提供されたときに、一応私どもで考えている問題では、お借りする建物ということで、必ずそこには民間からの銀行なり、そうしたところからの融資をして、そして建てられるということであります。それらに対しての利子補給というものも、この政策の推進ということから、ある程度の協議をして、もしできるものならば、そうしたものも補給していきたいというこ

とで、具体的には、これは数字は申し上げませんでしたが、そこまでも私ども考えて、折衝に入ったわけですが、不調に終わったということです。

この件につきましては、今もそうした利子補給については、そうしたものを具体的に協議して、またいきたい、というふうに思っております。

もう一つ、ちょっと触れられましたが、高齢者在宅サービスセンター、これは、きのうも馬場弘融議員さんからも御指摘がありましたように、シルバーピアというのは、共同の住宅でございます。これを借り上げるということですが、その施策の中に、今、この高齢者在宅サービスセンターというものを、その近くに置いて、そしてこれと連動しながら常に行っていくということと、もう一つは、もし新しく建てるならば、このサービスセンターとドッキングしたアパートをつくってもらう、というような構想でございます。

というのは、やはり老人の所帯でございますが、これらの機能回復や、それから入浴だとか、そうしたものを見ていくということになりますと、こうしたサービスセンターというのはそばにある。あるいは、この中核には、今つくっております特養老人ホームから１キロ以内に、そうしたものをつくってもらいたい、というような要望でございます。そうしたものを踏まえて、今後もこれを検討していきたい、と思っております。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　部長の話を聞きまして、よくわかるわけでありますけれども、確かにシルバーピアとセンターというのは、同一の中にこれをつくっていくんだ、というようなことであり、さらに、特養から１キロ以内につくりたい、ということであります。

確かにこれらの問題については、国民年金制度を確実に普及するということになれば、前に厚生委員会で宇土へ行って、あれは軽費老人ホームでありますけれども、見させていただいたときに、１人の高齢者の方が、１カ月、２万4,000円でいられるわけです。本当に、部屋等も全部見せていただいたわけでありますけれども、非常にお年寄りが明るく、部屋等を非常によく整理された中で、お暮らしになっていらっしゃるわけであります。

やはり、昨日も――美しく生きて、美しく老いる、美しく死ぬ――これは病院長が言っておられましたね。私は、宇土の軽費老人ホームを見たときに、その考えが定着して、頭にありましたので、ああ、なるほどなといって、本当にほれぼれして聞いていたわけ

です。やはり生活というものに潤いができてくる。若いときの潤いでは、私は非常に、幾らか、うぬぼれ的なところがあると思いますけれども、やはり高齢者になって「本当に生まれてよかった。ここに住んでいてよかった」というような地域社会、これをつくることが、私は非常に行政に課せられた大きな重大責任じゃないか、と思うわけであります。

また、昨日、市長の答弁によると、民設公営というようなことを、借り上げですね、これは。住宅をつくってもらって借り上げるんだ、というような意向も十分取れましたけれども、そのあたりにつきまして、つくるということはもう、やるんだということは、わかっておりますから、今度は、その方法として、日野市がつくるのか、土地を買って。または、土地を提供する人から土地を借りてというか、さらに、民間につくってもらって、今度はそれを借りるんだ、ということなのか。そのあたりも、市長のお考えも最後にお伺いしたい、と思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　方法は、民営を形にして、そうして借り上げて行う方法と、市が用地を借りるにせよ、持つにせよ、自前で建てて提供する方式をとるにせよ、方法は二様にあると思っています。

それから、先の経営ということをずっと見通して考えますと、やはり軽費老人ホームといいましょうか、いわゆる老人ホームに至るわけでございまして、特に管理やケアのことを考えますと、新しい老人ホーム像をつくって、それを目指す。そういうことになるんではなかろうか、というふうに今、模索をしております。

いずれ、具体的な道筋を明らかにして、なるべく早くそういう事業も始めなければならない、とこのように感じております。

○議長（市川資信君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　確かに、特養、それから養護老人ホームだと、これは措置でありますから、案外、簡単といってもいいくらいスムーズに行くんじゃないか、と思います。

しかし、いわゆる措置以外ですから、非常に難しさがあるということは、私もよく知っております。それだけに、行政のお年寄りに対する思いやりが必要でなければできない事業でありまして、ぜひこの事業が実現するように、万全なる措置をとり、着実に実行をしていただきたいことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（市川資信君）　これをもって10の４、高齢者福祉施策、シルバーピアについて

問う（その２）の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時30分　休憩

午後４時７分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問11の１、都市農政と農地宅地並課税について市長の考え方を問うの通告質問者、川嶋　博君の質問を許します。

〔11番議員登壇〕

○11番（川嶋　博君）　私の、これからの一般質問を行います。

国際的に見ますと、農産物の貿易の問題がございます。国内的に見ますと、８月７日に建設省が宅地の供給、及び住宅の建設を来年度の重点施策として、発表をしております。その中には、長期農地の宅地並み課税を廃止、とこういう問題も内政的にも打ち出しております。

さて、日野市の農業関係を申し上げますと、概況は、日野市の農地耕作面積は361ヘクタールでございます。それから、農家戸数は638戸でございます。農家に従事している方は2,984名でございます。農地の専業農家といたしましては、37戸。あとの601戸は、第１種、第２種の兼業農家でございます。

そして、農地のですね、生産団体といたしましては、東京南農協を中心といたしました九つの団体がございます。果実組合、花木生産組合、酪農組合、そのほかに東光寺蔬菜研究会、平山蔬菜研究会もございます。そのほか、落川農業研究会とか、堀之内農業研究会もございます。最後には、ブドウ研究会。それから、豊田施設園芸研究会も含めまして、９団体が日野市の農産物の生産関係でございます。

去る８月26日に、学校給食の給食展がございまして、長沢教育長も参加をしておりまして、私も参加してまいりました。その中の、私も給食についていろいろ感じたことは、農業の方々が一生懸命働いて作付をし生産したものを、学校の生徒の皆さんにおいしいものを食べさせよう、こういう方々で――行き違いになりましたけれど、その中には日野市の新鮮な農家の生産をしている方々の、西平山では横溝さんとか、平山地区には阿川さんとか、東光寺には福島さんとか、奥住さん、こういう方々も給食展に招かれまし

て、参加された方は300名と、給食展の関係は言っておりました。そして、そういう方々も一生懸命自分たちの農業を守る、こういう気持ちで参加されたに違いない、と私も感じております。

その中で、日野市の農業の方々も、今いろいろ問題になっていることにつきましては、先ほど言いました建設省の問題にありますように、宅地供給のために立派な農業を生産している問題をつぶしてしまうことになる。いろいろな税制の問題もなくしてしまおう。こういう動きがございます。

また、森田市長が提唱しております緑と清流の問題につきまして、日野市の空き地や農地が全部宅地になった結果を考えますと、コンクリートの中で暮らすことになります。やはり日野市の農地を守らなければいけない。先祖代々から受け継いだ農地を孫の代に伝えていく。こういうことが大事じゃないか、と私は思います。

この点について、森田市長は、農地の宅地並み課税についての考え、及び今後の農政についての考えを、どのような考えでいるか、お伺いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　川嶋　博君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市のような、いわゆる、都市化の中の農業問題の位置づけということにつきましては、農家自身が都市化を選択されて、希望したわけではないわけであります。言うなれば、社会情勢に伴って宅地供給を都市周辺の農家が強いられておる。考えようによっては、将来長く、一番安心して家庭の生産業として役立っておりました、いわゆる農家が崩壊をする、とこういう現実問題が、いろんなまた社会問題をつくっておるということも明らかであります。

日野市の農業を、これも今お話もありましたように、いわゆる職業生産の基地として見ることは、少々無理でありまして、特色と言いますならば、今の生鮮食料品の消費者に対する地元供給。もっと都市計画的な役割から考えますと、いわゆる生産緑地として非常に公共性の高い環境の維持のために、管理をしていただいておる。このようにも言えるわけであります。

よく、また一方の宅地供給を求める政策から、つまり都市で農業をしておるのは、もう、土地利用の面で一番生産性の伴わない無益な仕事ではないか、というふうに見られている面もないわけでありませんが、我々はこれまでも敢然として、健全な地域社会を形成していくために、農地の存在、生産緑地の管理の状態、これらの意味を高く評価をして、意欲のある限り農業経営はやっていただきたい。そういう考え方で、なかなか難しい問題ではございますけれど、一定の政策を持って、農家を守る側の行政を行っておるわけでありました。

最近、確かに宅地供給、あるいは土地の高騰を抑制するという意味から、建設省、時々花火を打ち上げて、宅地並み課税を今にも廃止する。不公平税制の最たるもののような指摘の仕方があるわけでありまして、国民の意思がおのずから決めるべき問題ではありましょうが、地元自治体といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、自然環境を保全をし、そうして、青物、生鮮食料品を地元に供給してもらう。

特にまた、急速な宅地化を一定のブレーキの役割を果たして、コントロールの機能もあるというようなことから、宅地並み課税は適応しない。また、適応された時期にも、これをほぼ全額還付する、という政策を行ってまいりました。考え方は、今後ともその考え方を――この考え方が市民に支持されておると思っております。

また、都市の発展、それからあるべき姿について、極めて大切な問題でございますので、安易に宅地並み課税を国の方針に乗せられて推進するというようなことは、むしろやってはいけない。やらない考えである、というふうにお答えをしておきたいと思います。

○議長（市川資信君）　川嶋　博君。

○11番（川嶋　博君）　ただいま市長からの答弁がありましたように、緑を守る。そして、宅地並み課税につきましては、現行を続ける。このように私は解釈をいたします。

日野市の農家の方々は、生活健康会館の前の、土曜日に土曜市を開いて、新鮮な作物を、市民の人と触れ合いながら販売をしていることも事実でございます。

また、災害のときも、やはり緑や空間が命と安全を守る、こういうことにつながると思います。このような政策が長く続くように、私もこの問題につきまして、真剣に取り組み、緑を守る政策を続けていただきたい、と思います。

これをもちまして、第１問の一般質問を終わります。

○議長（市川資信君）　これをもって11の１、都市農政と農地宅地並課税について市長の考え方を問うの質問を終わります。

一般質問11の２、下水道工事に並行して都市ガス管埋設工事についての通告質問者、川嶋　博君の質問を許します。

○11番（川嶋　博君）　一般質問の題にあるように、日野市の中にも文化生活をされている地域もございますし、まだまだ都市ガスも引けていない地域もたくさんあります。

この中で、今、日野市が下水道問題に取り組んでおりますが、地域によっては、都市ガスが引けていない地域に下水管と並行して、そこに本管を入れ、工事のダブりとか、

そういう問題をなくするためにも、また地域のガス管の供給をできるように、ぜひとも進めていただきたい。この問題が、第２問でございます。

まだまだ市民の中にも多くの要望がありますが、せめて下水道工事に都市ガスの配管も同時に行っていただき、ばらばらの行政じゃなくて、同時にやっていただければ、なお効率ではないかと思います。

一方、都市ガスは、これは民間でございますし、これは行政の担当ではない、とこういうことも言えると思います。しかし、市民生活から見た場合には、市民からの要望を取り入れて行政も進めるのが、行政としての立場ではないか、と私は思って、今回、質問をするわけでございます。この点について、答弁をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　川嶋　博君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　私のは、道路占用許可を出す所管として、お答えをいたしたいと思います。

また、下水道関連については、都市整備部長の方から次にお答えがあると思います。

まず、下水道工事に関連して、都市ガス工事を並行して行うことについては、基本的には、下水道管埋設後、その埋設の道路復旧前にガス管埋設工事が完了するように、指導の調整を行っております。道路の本復旧をしてから、市民生活に不便を与えないようにしておりますが、一部の区域で、下水道工事が完了した箇所を、ガス工事をする計画がありますが、これは地元からガス会社に対して要望時期とか、それから工事負担金等の問題がありまして、市民生活上やむを得ず占用許可をおろしている、というようなことがあります。道路占用の許可をおろす方の立場では、今後も御指摘のようなものを、指導調整については努力をしていきたい、と思います。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それでは、御質問の趣旨が、下水道の汚水管の埋設に関係いたしますので、私の方からもお答えをいたします。

ただいま建設部長の方からもお話がございましたように、都市ガスの敷設につきましては、いわゆる供給業者、これは東京ガスでございますが、この事業者と、それから需要家、これは市民になるわけでございますけれども、この両者で負担金、あるいは施工時期につきまして、協議をするわけでございます。協議がととのった段階で、道路管理者である日野市長の許可を取りまして、埋設、復旧をする。そういうことになるわけでございます。

下水道の汚水管の建設につきましては、前年度、施工箇所を定めまして、議会の方にも予算をお願いをいたしまして、前年度、調査、設計を行いまして、翌年度、事業を、工事を行う。そういうスケジュールになっております。

したがって、東京ガスの建設、敷設工事も、前もって決まっておりますと、この下水道の汚水管の建設と調整がつき、表層舗装のダブりもなくなる。そういうことになるわけでございます。極力、下水道の立場からいたしましても、そういうむだのないような、そういう努力はしているつもりでございます。

ちなみに、昭和63年度でございますけれども、東京ガスとの調整をいたしまして、一部の区間ではございますが、東京ガスから負担金をいただきまして、市の下水道の復旧とあわせて復旧工事を行う。そういうことも前年度にもやっております。

現在、本年度する工事箇所もあるわけでございますので、現在、東京ガスと協議をいたしまして、むだのないよう十分注意をいたしたい、というふうに考えております。

○議長（市川資信君）　川嶋　博君。

○11番（川嶋　博君）　ただいまの答弁で、趣旨はわかりました。

やはり市民生活から見ますと、例えば、道路管理、下水道関係の、行政側としてみれば、そういうととのった時点で実際行える。

それで、市民から見ますと、それにかかわる建設部や都市整備部じゃなくて、違う面からも、市民が何を求めているか。こういう問題も、市民の要望を取り入れて、それをまず一緒の計画に持ち込む。このような一歩進んだ行政のあり方が、今後は求められるんじゃないか、と私は思います。

この点について、行政としても、あらゆる市民要望の問題展を取り入れて、自分の担当、こういう問題だけではなくて、市政全般、いろいろな問題点を抱えている地域については、それに対応した行政の施策が大切じゃないか、と私は指摘をいたしまして、この問題を終わりたいと思います。

○議長（市川資信君）　これをもって11の２、下水道工事に並行して都市ガス管埋設工事についての質問を終わります。

一般質問11の３、市内交通渋滞解消に行政は積極的に努力せよの通告質問者、川嶋博君の質問を許します。

○11番（川嶋　博君）　交通渋滞につきましては、皆様の生活の中で、市内至るところにも問題があることは、皆さんも御承知でございます。市内の３・４・１号線、これは甲州街道でございます。日野の本町を中心とした日野橋に通じる道路は、慢性的な渋滞

でございます。

次に、３・４・３号線でございます。これは、落川－平山線。言いかえれば、川崎街道でございます。川崎街道も、高幡付近を中心といたしました南平、平山を通じて、慢性的な渋滞が続いております。

また、３・４・８号線でございますが、これは栄町－平山線で、前の道で言いますと、２・２・11でございます。これは、まだまだ、環状線でございますが、完了はまだしておりませんが、やはり高幡踏切を含めまして、日野本町の昔の２・２・10号線ですか、それにつながる路線も渋滞をしております。

また、３・４・12号線でございますが、これは多摩川－堀之内線と申しまして、立日橋から通ずる、神明を通って堀之内に抜ける、この路線でございます。やはりこの問題も、大きな道路につきましては、ここ何年もふえておりませんが、車の台数は年ごとにふえまして、この渋滞が続いておるわけでございます。

この中には、市民生活、または通学路の問題、それから日常の生産活動の問題もございます。交通安全を含めまして、このいろいろの交通渋滞を、行政としていかに東京都や国、また行政人、日野市といたしましても、この対応について、どのような対応をしているか、お伺いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　川嶋　博君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

まず、１点目の、国道20号線の渋滞の問題でございます。これは、都市計画道路に指定をされておりまして、抜本的な解決が必要なわけでございますけれども、現在で、交通渋滞のネックになっておりますのは、日野橋ロータリーでございます。

この件につきましては、昭和63年８月８日付で、建設省の相武国道事務所長の方に、改善の要望をいたしてございます。この結果を踏まえまして、建設省におきまして「八王子、立川都市圏渋滞対策緊急実行計画」、これは新聞紙上では「アクションプログラム」と称しておりますけれども、こういったものをつくりまして、改善をいたしたい、ということになっております。

具体的には、日野橋ロータリーのいわゆる車線数を増加をさせる、ということでございまして、平成２年度には実施をしたい、ということになっております。

それから、この20号線の抜本的な改善ということになりますと、やはり日野バイパスでありますとか、あるいは八王子南バイパスになるわけでございます。

日野バイパスと称しますのは、万願寺の区域を通りまして、この市役所の南側に通ずる道路でございます。これを第一段階で整備をいたしたいということで、現在、国の方では、平成７年度を目標に、今、準備をしているということでございます。

八王子南バイパスでございますが、これは旧の名前で言いますと１・３・１号線で、堀之内から豊田、西平山を通りまして、八王子市の北野に通ずる道路でございます。

この道路につきましては、一部、豊田南及び西平山の区画整理で、この道路用地を確保し、残る堀之内の部分につきましては、現在、整備手法等について国と検討をしている、ということでございます。

次が、都道関係でございますけれども、東京都は、多摩地域都市計画道路基本計画を策定をいたしました。その中で、日野市内の都市計画道路の整備といたしまして、計画の中にのっているもの、あるいは現在、東京都が事業に――事業といいますのは、調査費等を出向しているものを御紹介を申し上げたいと思います。

まず、３・４・８号線でございます。これは、栄町地区内を通る道路でございます。ＪＲ中央線から東光寺方面の道路でございますが、これは昔の名前では２・２・11号線でございます。これが1,350メートルございます。この件については、既に調査に入っているということでございます。

それから、新井橋から程久保の間、これは約2,900メートルでございます。

それから、同じく高幡橋から高幡交差点、870メートルでございますが、これは御承知のように、多摩都市モノレールのルートにもなっておりまして、事業認可も一部とり、早急に整備をするということで、現在、東京都が取り組んでいる箇所でございます。

それから、一の宮交差点から百草駅の少し東側になりますけれども、この間が約500メートルございますが、これは第二関戸橋関連道路の一環として整備をするということで、計画が進められている、ということでございます。

さらに、立日橋関連、これは３・４・12号線、これは、もとの名称で言いますと２・２・10号線でございますが、これは本年の４月に一部供用開始いたしましたけれども、ただいま御指摘がありましたように、甲州街道の渋滞緩和には、そう現在、大きく貢献をしていないような状況でございます。

この道路につきましては、平成２年度完成をし、平成３年度から全面供用開始という計画になっております。

この道路のネックと申しますのは、甲州街道にＴの字で当たりまして、それから川崎街道にクランク状につながっている、ということが大きな原因でございます。

まず、甲州街道から中央自動車道までの間につきましては、万願寺第二区画整理の中

で道路をつないでいく。さらに、自動車道から川崎街道まで、一部まだ残るわけでございますが、この区間を、現在、どうするかということで、今、東京都と協議をしている、ということでございます。

ただいま申し上げましたのは、国道及び都道でございまして、これは地元市として強力に東京都のバックアップをしていかないと、事業が進捗しないわけでございます。一層の努力をいたしたい、というふうに考えております。

○議長（市川資信君）　川嶋　博君。

○11番（川嶋　博君）　ただいまの部長の答弁の中には、今、都道や国道に対する努力もしている。早く３・４・８号線につきましても、やはり栄町を中心とした本町を通じる道路が完成しなければ、いろいろ生活にかかわる下水道問題についても、解決もできません。

あと、３・２・２号線につきましても、東京－八王子線でございます。これは１・３・１の道路でございますが、やはり西平山を通じた、その地域の道路の渋滞の解決と同時に、下水道の配管もやはりそこにつながるものでございます。やはり道路と関連して、生活のさまざまな問題が、ここに集中するものでございます。行政側といたしましても、一日も早く市民の要望を取り入れて、交通渋滞を含めたあらゆる問題解決について、積極的に取り組んでいただくように要望いたしまして、私の三つ目の質問を終わります。

どうも、協力ありがとうございました。

○議長（市川資信君）　これをもって11の３、市内交通渋滞解消に行政は積極的に努力せよの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本開議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時７分　散会

９月13日　水曜日　（第５日）

平成元年
第３回定例会　日野市議会会議録　（第29号）

９月13日　水曜日　（第５日）

出席議員　（28名）

１番	奥住日出男　君	２番	宮沢清子　君
３番	高橋　徹　君	４番	土方尚功　君
６番	天野輝男　君	７番	福島盛之助　君
８番	福島敏雄　君	９番	中谷好幸　君
10番	小俣昭光　君	11番	川嶋　博　君
12番	馬場繁夫　君	13番	夏井明男　君
14番	小山良悟　君	15番	馬場弘融　君
16番	高橋徳次　君	17番	旗野行雄　君
18番	一ノ瀬　隆　君	19番	板垣正男　君
20番	鈴木美奈子　君	21番	中山基昭　君
22番	秦　正一　君	23番	黒川重憲　君
24番	古賀俊昭　君	25番	谷　長一　君
27番	石坂勝雄　君	28番	名古屋史郎　君
29番	竹ノ上武俊　君	30番	米沢照男　君

欠席議員　（１名）

26番　市川資信　君

欠員

５番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	藤浪竜徳君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	坂本金雄君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	土方留春君
書記	宮岸一馬君	書記	濃沼哲夫君
書記	小林章雄君	書記	斉藤令吉君
書記	橘達雄君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　保木シゲル君

議事日程

平成元年9月13日（水）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時12分　開議

○副議長（一ノ瀬　隆君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員20名であります。

本日、議長所用のため、私、副議長がその任を努めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問12の1、将来を独創的な町並みの日野市とするための通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔29番議員　登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君）　通告に従いまして質問をさせていただきます。

本日は、日野市のまちづくりの将来について、一、二質問をさせていただきたいと思います。

私も市議会議員になりましてから数十の全国の市や町を、いわゆる行政調査ということで見て回ってまいりました。いろいろの市を見てまいりますけれども、日本全国回りまして感じることは、どこの市も最近の町並み、まちづくり、行った感じが同一の印象を受ける。どこの市にも大した特色がない、こういうことが印象の第一となっております。もちもん、どこの市や町におきましても、一つや二つ特徴的な建造物がありましたり、あるいは文化的な特色があったり、さまざまなまちづくりには努力をされているわけでございます。その点で勉強になったところは、もちろんたくさんあったわけでございます。

しかし、町並みというものを見てみますと、日本の戦後の歴史がどこも似ているせいか、なかなか甲乙つけがたい、というような状態のところが多かったわけでございます。

今、日野市はどういう状況にあるか、という点でございます。日野市は、区画整理が大きく今発展を遂げつつあります。そして、また、再開発にも手をつけよう、とこういう時期になってまいっております。区画整理が行われて、その後のまちづくりがどういうふうに進んでいくかという点を見てみますと、印象的な判断でございますけれども、主としてアパートの建設が進み、あるところはワンルームマンションであったり、学生専門のアパートであったりします。中には家族同士で住めるような中型と申しますか、そういうマンションなんかもできております。

しかし、ある意味で日野市の人口状態を示し、あるいは近くに大学などが多い、ということも原因となっていると思いますけれども、学生のアパート風というようなまちづ

くりが進んでいるように感じているわけでございます。

そして、日野市は御承知のように旧日野町地域、七生村の地域が存在を今もしております。そして、今、日野自動車等を中心とする工業地帯があるわけでございます。それに加えまして集合住宅、団地、分譲住宅など新しい住民が住む町並みがあわせてあります。これら三つから日野市のまちづくりは、今進んできているわけでございます。

しかし、既にこの団地、集合住宅等も建造物の年度がたってまいっております。耐用年数が近くなれば、当然、公共的なこういう住宅なども建てかえが進んでいくことになってくるわけでございます。そして、また、今できつつあるアパートやマンション等も恐らく二、三十年後にはつくりかえなければいけないような時代がやってくるに違いございません。

また、日野は革新市政になりましてから数多くの市立、公共的な建設物も建築がなされてまいりました。これらの建設物もあと二、三十年すれば、また建てかえの時期がやってくるに違いございません。鉄筋の建物は40年から70年、耐用年数いろいろと言われておりますけれども、今の住生活、あるいは文化の水準等からいきまして、日野市もいずれそういう時期がやってくるに違いない、と予測されるわけでございます。

東京都全体におきましても、間もなく今までで き上がった鉄筋コンクリートの建物、こういうものが大々的なつくりかえの時代に入っていく、と言われているわけでございます。

そういう点などから考えまして、今後の日野市のまちづくり、町並みをどういうふうにしていくか、ということを考えるにふさわしい時、というのが今ちょうどそのときではないか、というふうに私は思う次第でございます。

日野の革新市政も５期目を迎えまして、助役さん、収入役さんなどもそろい、新しい部長さんも勢ぞろいされまして、行政の形としては安定した状況に今向かいつつあると思います。こういう時期でございますので、日野市百年の計を考えていただきまして今後の日野市のまちづくり、このことについて一つの基準といいますか、理想といいますか、そういうものを企てていただく、という時期ではないかと思いまして本日の一般質問をいたすわけでございます。

今、環境の問題につきましても、国際的な世論を受けまして環境関係の会議も各地で開かれております。市民運動サイドからも日本と国際的な力をあわせまして、先日環境会議が開かれました。また、今は政府国連環境計画というものが主催をいたしまして、地球環境保全に関する東京会議、こういうものを開いておられます。国民の皆さん、あ

るいはマスコミ等も、この国際会議に期待をしているようでございます。

しかし、残念ながら市民運動サイドの環境を守る方々をこの会議からシャットアウトしたり、海部首相の演説等におきましては、日本の大企業などを中心とする国内、国際的な場での公害に対して、いろいろのことをやってきたことに対する反省、こういう点が見られなかったのは残念でございます。やはり、環境をよくしていくというのも国民や市民が主体となって下から運動を興していく、ということが必要だな、ということを感じている次第でございます。

私が個人的に考えている日野市の町並みについて申し上げてみたいと思います。

私は、やはり、よその方々が日野市に入ってきた場合に「おっ」と驚くようなもの、特徴あるまちづくりというものが、数十年先、100年先にはできてしかるべきではないか、というふうに思うわけでございます。現在、日本の政治の状況も変わりまして、国民主権ということが大いに発揚される時代になっております。自分の町、住むところ、郷土、こういうものに対する発想、要望というものも、これから急速に変わっていくに違いありません。そういう中では、現状にあわせて住宅をつくっていくだけではなくて、やはり、個性のある町、独創的な町というのを求める時代がきっとやってくるに違いない、と思うわけでございます。

去る時に、市民の森スポーツ公園にいろいろのものをつくろう、という企てがなされました。そして、モニュメントというのをつくろう、ということになったわけでございます。そのとき、モニュメントの市民、専門家参加の委員会ができました。その中で、ある大学の先生がおっしゃっておりましたが、日野市に入って来たら、ぱっと日野市だな、とわかるような象徴的なものをあそこの公園につくったらどうだ、という――強く主張されたわけではございませんでしたけれども、そういう意見を出された方もいらっしゃるわけでございます。したがって、そういう印象的な建造物、あるいは橋、こういったものをつくる、というのも一つの方法ではあると思います。

しかし、私が望むのは、そういう一つか二つの建造物によって日野市の特徴を知る、というのではなくて、公共的な建物も、あるいは公共住宅も、あるいは民間の建物や住宅も、それぞれ日野市の一定の基準に基づいた個性、こういうものをお互いに検討し合ってつくり上げていく、こういうことが将来、恐らくどこの市や町でも私は話題になってくる点ではないか、と予測するわけでございます。

そういうことから、ぜひ日野市におきましても将来のことを、ひとつ今から考えていただきたい、と強く願っているわけでございます。

二つに分けて具体的な質問をしてまいりたいと思います。

第１番目は、今、私が申し上げましたような形で日野市当局が、現在、将来のまちづくりについても検討をすることを考えているのか、あるいはまた、そういうことをしようという発想、考えなどというものは、現在既にあるのかないのか、こういう点でございます。もし、今後の長期的なまちづくり、あるいは町並み、独創的なまちづくりについて日野市で考えていらっしゃる点があれば、それを申し述べていただきたい、というふうに思います。

もちろん、この建物というものについては民間の建造物もたくさんございます。したがいまして、行政の力で一つの規制を加えて建築をさせていく、ということには、いろいろ問題があるわけでございます。当然、市民参加による民主的な計画のもとに一定の基準をつくっていく、ということがどうしても必要かと思います。

建築法の出発を見ましても、「大宝律令」のころからそういう法令に関するようなものがあったそうでございます。そのころから、既に支配者の家が窓から見えないように建築規制をするなど、ということから始まりまして、建築基準法などというものがだんだんと現代に至って誕生してきております。戦後は主権在民という立場から個人を尊重する、そういう内容が当然建築基準法にも盛り込まれてきております。しかし、これから先は大いに個性を伸ばす、という方向で行政も法律もつくられていくべきではないかと思うわけでございます。そういう点も配慮しながら日野市の将来というものを考えていただきたい、と願っているわけでございます。

第２点目は、日野市の公共建設物についてでございます。近くは、安養村に「青年の家」ができる予定になっております。また住民運動もプラスいたしまして、市が近くは公民館を分館をつくろうか、新設、大きなものをつくろうか、ということも市、民、内外の話題、要望になってきております。このようにして、今後も日野市の公共建設物が次々とできていくことになります。橋なども、まだできていくかもしれません。そういう際に、今までのような公共建設物のつくり方ではなく、公共建設物がリードして個性的な建物をつくっていく、ということも私は今後配慮されていいのではないか、と思うわけでございます。

今、市民会館を中心といたしましてレンガ色といいましょうか、市の建物は大体そういう色で統一されているような感じがいたしております。これも一つの、私は個性であると思います。いい悪いという論議も市役所内外でございました。しかし、そういうことだけにとどまらず、今後いろいろとユニークな作品を日野の市内に公共建設物として

建設をしていく、このことが今後必要ではないか、と思うわけでございます。

その点で考えますのは、入札制度の問題があると思います。先ほどの市民の森スポーツ公園の場合はモニュメント、これはコンペ方式ということが採用されました。モニュメントは3,000万の予算でございましたので、コンペという方式もたやすく導入をできたものと思うわけでございます。コンペティションといいますか、競争によって設計をさせていく、これがいわゆるコンペでございます。これが何億円、何十億円という建造物になりますと、コンペによって設計はさせる、あとの建築はほかの業者がやる、ということになってまいりますので、いろいろ業界の中では、私は複雑な問題が出て来ようかと思います。しかし、現在の入札制度におきましては、大体建造物の中心をつくる企業とつながりのある設計家、設計事務所、こういうものが組んで設計をしていく、ということになるのではないか、というふうに想像をしているわけでございます。

今、日本全国には、さまざまな形で建築家というのが存在をしております。そういう日本全国、あるいは東京、全国の建築家の創意を日野市に集めまして独創的なものを公共建設物に導入をしていく、こういうことをいたしますと、入札制度は民主的に行われている、というふうに信じておりますけれども、入札制度そのものも、より一層民主化されていくのではないか、こういうことも考えるわけでございます。

そういう点で、ひとつ、今後公共建設物につきましてコンペという方式を取り入れていただけないか、こういうふうに考えるわけでございます。先のモニュメントの場合には、市内の芸術家という点に限りましてコンペが行われました。大きな建造物となりますと、市内というわけにもいかないと思いますので、広く公募をしてコンペ方式で設計のことを進めていく。そして、もちろん市民の投票とか、そういうことも含めました設計にも市民が参加をしていく、こういうこともコンペでは機会をつくることができるわけでございます。

そういう点なども配慮したことを今後考えていかれたらどうか、こういうふうに考えるわけでございます。

以上２点、お答えをいただきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　私の方からお答えをしたいと思います。

大変大きな問題でございます。将来的な町並みを日野市にする、ということでございます。

御承知のとおり、当然都市づくりにつきましては、都市のうるおい、あるいは快適な環境というものが現状の中で市民から求められていることが、もう意識の中でも非常に高まっていることは事実でございます。そういう中におきまして、市の市民意識調査の中におきましても、「日野市が住みよい町だと思いますか」というような項目の中におきまして「住みよい」というふうに答えている人が84%いるわけでございます。また、「自然がよいから」というような中では70%台を示しているわけでございます。もちろんこういったことも考えながら生活環境、自然環境、そういったものの実態を、また、今質問の中にもありましたとおり、このような市民の多い要望の中での一層の努力は必要だろう、というふうに考えております。

具体的に１点、２点という中で御質問があるわけでございますが、１点目の中では、これからまちづくりに対しての検討をする考え方があるかどうか、ということでございます。当然、これは現状の都市づくりにつきましても、区画整理等を含めまして検討は進めているわけでございます。

一つ御紹介したい問題としては、土地利用に対する基本計画を策定するための、これは庁内の担当部の中での調整をしているわけでございますが、都市整備部を中心とした、そういった基本計画の策定をするための委員会を庁内に設置しております。その中には、すべてではございませんが、既に発足し、まちづくりの課題等について、ある一定の目標を定めまして現状で討議を進めているところでございます。まだ発足間際でございますが、当然そういうまちづくりの課題について庁内の検討委員会を設置した、ということでございます。

こういった状況の中で、当然、基本計画策定のためにも検討をしている、ということをまず一つ御報告したいと思います。

２点目の関係につきましては、コンペの方式はどうか、ということでございます。いろいろ公共的な施設等をつくる場合の問題はあろうかと思います。既に全国的にコンペの導入、あるいは東京都の庁舎建設に当たってのコンペの導入等も図られてきているわけでございますが、考え方として、例えば市民を対象としてのコンペの導入、あるいは全国的なコンペの導入の手法については幾つかあろうかと思います。一つの市民のアイディアを多くの人たちから導入はできる問題、よって市民が広く関心を持っていただける問題があろうかと思います。

しかし、その中ではコンペということでございますので、当然、応募者に対する多少の必要経費、そういった経費負担の問題も出てくるわけでございます。行政としては、

多くの市民からいろんな施設建設に当たっての考え方を求めて現状来ているわけでございますが、コンペ問題についての施行につきましては今後の課題だろう、というふうに思っております。大規模施設の建設等については、やはり幅広くそういう理解を求める意味も含んで、この導入方法も考えられるんではなかろうか、というふうに思っております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　　ありがとうございました。

市としても将来のまちづくり、このことに思いをいたして検討の手をつけている、ということでございます。

まちづくりにつきましては都市計画法があり、あるいは建築基準法がございます。あるいは国土利用法もあるわけでございます。そういう国家の規制、あるいは東京都の規制、こういうものも日野市の行政に一定の圧力といいますか、そういうものとして迫ってまいるわけでございます。そういう中で日野市独自のまちづくりを進めていく、ということになりますと、当然いろいろの矛盾、あるいは上級官庁との衝突、こういうことなども今後は出てくるに違いないと思います。

しかし、そういうものとの、やはりいろいろの話し合い、あるいは意見具申等もいたしまして、日野市のまちづくりが市民参加、そして民主的な発想、あるいはさまざまな建築家、設計家、そういう方々の意見の入ったまちづくりという方向に進んでいくことを強く期待をいたしております。

そして、またコンペにつきましては、もちろん経費が必要となります。さきのモニュメントの3,000万円の像をつくる、という場合でも少々の経費が作者のもとに試作品用として提供されたわけでございますので、今後、大規模な建築物になりますと、それ相当の試作品用の費用はもちろんかかります。

そういう出費はございますけれども、創意ある設計思想を日野市に取り入れていく、そして、入札制度もあわせて、さらに一層民主的にしていく、こういう効果を考えますと、やはり出費ということには大いに配慮をしてもいいのではないか、こういうふうに考えるわけでございます。

そういう点なども考えていただきまして、今後そのコンペなるものもぜひ私は活用をしていただくようにお願いをしたい、と思うわけでございます。そして都営住宅、それから公社住宅、公団住宅、あるいは大規模マンション、こういうものをつくる際には日野市のそういう理想、今後の基準に基づいて設計段階から口を出して、日野市にふさわ

しいものにしていく、そういうことを関係当局にもお願いをして、例えば建てかえがある場合には、そういうことで協力をしていただく。私は、そういうことを既に考えておいていただくことが必要ではないか、というふうに思うわけでございます。

そして、今、まちづくりの基本計画がございます。これは今後の数年間を想定した計画でございます。こういうものを大切にしながらも今後、今までの議会でもさまざまな方が取り上げておりますように、日野市の緑、清流、これを生かしまして、しかも、ほかの町や市に比べて独創的な町並みだな、甲州街道に入ってくれば一目で日野市が感じられる、川崎街道に入ってきても一目で日野市が感じられる、こういうふうに私は今後のまちづくり、町並みづくりを続けていっていただきたい、というふうに強く望む次第でございます。

今回、助役さんが誕生されました。今回の助役さんの誕生については、この本会議等におきまして、あるいはさきの臨議会におきまして、主として役割分担ということで文化、スポーツ関係の今後の市政の発展のために助役さんが働く、ということでございます。しかし助役さんでございますので、例えば入札等の業者の指名とか、そういうことなどにも携われるのかどうかわかりませんが、携われることもあるかもしれません。

そういうことで、助役さんでも市長でもいいんですけれども、どちらかに、もし私の提起に対しまして御意見なり感想があれば一言お答えをいただきまして、この質問は終わりたいと思います。なければ結構です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　答弁を求めます。助役。

○助役（砂川雄一君）　ただいまお話のございましたまちづくりというのは、いろんな側面がございますけれども、確かに御指摘ございますように100年、200年という大きなスパンで考えていかなければならない、というふうに考えております。

確かに私たちが旅をして、ある町に入ったときにその町の持っていたたたずまいといいますか、そういったものが第一印象として私たちの心に残るわけでございますので、町というのは確かに個々の施設の集積でございまして、それで町全体がつくられていきます。そういう町全体の持っているふんいきとか、たたずまいにその町としての特色というのが出るような、そういうまちづくりをしたいものである、という感想は持っております。

しかし、これは先ほど企画財政部長の方から答弁ありましたように、なかなか難しい問題もございますので簡単にできるわけではございません。それに大都市近郊の都市では、なかなかその町としてのローカリティを出す、ということが難しい面もございます

ので、そういった中で、いかにマフロ的に見て特色を持った町をつくるかという点は、なかなか難しい問題だ、というふうには考えております。

しかし、長い目で見た場合には、やっぱりそういった町はぜひつくっていきたい、というふうには考えているわけでございます。

町の表情をつくるには、やはり行政側が行ういろいろな都市基盤整備の事業が根幹としてございます。やはり中心的には、個々の市民の負う役割というのも大変大きいわけで、そういった市民も含めて、ある地域について、日野なら日野という地域についての市民合意のデザインポリシーというようなものが、市民合意の中で形成をされていくようにしたいものだ、というふうには考えております。そのための手法として、例えばいろいろな審議会だとか委員会だとか、いろんなものをつくっていく、という自由な形もございますし、あるいは、そういった都市デザインの問題に関して一つの文化アセスメントというような形で、そういった地域のコンセンサスをつくっていく、というようなことも、あるいは必要になってくるんではないか、というように考えております。

具体的な、例えば個々の建物の設計についてコンペ方式を、というような御指摘もございますけれども、こういっこ問題については、今後そういった全体的なまちづくりの観点の中から十分検討を進めていきたい、というふうに考えております。

以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

現在の地球規模の環境問題ということが言われているわけでございます。熱帯林の破壊の問題とかフロンガスの問題などがあります。しかし、地球規模といいましても、それぞれの自治体、国々がそれぞれに環境を守りながら生活をしていく、ということがなされない限り地球規模にも発展しないわけでございます。日野市は日野市なりに緑と清流を残しながらのまちづくり、三宅島は三宅島なりに、あるいはアマゾンならアマゾンの流域は、そこの人たちなりに考え、またいろいろの運動をしていく、ということで初めて地球規模の環境も守られていく、というふうに信じております。

そういう大きな気持ちで、ひとつ、今後特色ある日野市のまちづくり、あるいは町並みづくりをしていただくようお願いをいたしまして、この質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって12の１、将来を独創的な町並みの日野市とするための質問を終わります。

一般質問12の２、燃えないゴミの収集回数はふやせないかの通告質問者、竹ノ上武俊

君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　　ごみ収集の問題について質問いたします。

ごみ収集の問題につきましては、今までこの本会議でもいろいろと取り上げられてまいりました。そして、ごみ減量の問題、そして住民意識の問題、また回収方法の問題、処理場の問題、とさまざまな形で発展を遂げては来たわけでございます。

しかし、現在でも皆さん御承知のとおり、ダストボックスからごみがあふれた状況というのが市内に毎日のように見受けられるわけでございます。これには、今申し上げましたさまざまな角度からの検討が当然必要でございます。しかし、何だかんだと言いましても、このごみは収集して自治体である日野市の方が処理をしていく、これが結局はそういう情景をなくする唯一の道、ということも言えるわけでございます。

去年の秋に自治会の団体などが日野市と市長さんを交えまして、いろいろの話し合いをしたことがございました。そのとき各自治会から、ダストボックスの収集回数をふやす以外にないのではないか、という要望が出たわけでございます。市当局の方は本年度から、1989年度から回数をふやす方向で検討をする、という答弁といいますか、回答がなされたことがあったわけでございます。私もその席に参加をいたしておりました。

しかし現実的には、ことしもまだその解決が具体的化はしていないように思います。そこで、この質問をいたしたわけでございます。これも簡潔な答弁で結構でございますけれども、２点質問をいたしますので回答していただきたいと思います。

第１点は、現在の日野市におけるごみ減量についての努力、あるいは結果、こういうことがどういう状況になっているか、という点について、もしあればお話ください。

第２点目は結論部分でございますけれども、燃えないごみというのがやはりどうしてもあふれがちでございます。この収集回数が、燃えるごみに比べると少ないわけでございますので、燃えないごみの収集回数をふやす、という点についてはいかがになっているのか、経過と今後についてお答えをいただきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　　お答えいたします。

ごみ関係の問題でございますけれども、１点目の減量についてどのような方策をとっているか、ということでございますけれども、一番側近の新しいことは、平成元年から資源ごみの回収の種類を、中身の種類をふやしたり、今まで瓶だけに奨励補助をしておりましたけれども、平成元年度から布類、また紙類、それから鉄類、アルミ類にも奨励金をつけて、少しでも減量化を進めていくために始めました。それから単価も引き上げ

まして、８月現在の数値を見ますと、細かい数字はあれですけれども、４月から８月の間で去年の量の半分ぐらいの数字が上がってきております。ですから、この制度は現実的に思ったより効果が上がっている、というふうに私たちはとらえております。それが新しい減量です。また、我々自身もＰＲをしていかなきゃいけないと思っております。

それから、不燃ごみの回数がふやせないか、ということでございます。現在、御承知のように不燃ごみは週１回、週30個数に区分しまして、収集車が大体５台で月曜日から土曜日、６日間かかって収集しております。ちょっと細かくなりますけれど、検討していただくためにちょっとお話しいたします。

１台の収集車が一日に収集するダストボックスの数は75個であります。ですから、６日間で450個を取る、ということに決めております。８月現在のオレンジボックス、フレンドボックスは、2,247個設置しております。これを世帯別に割ってみますと、27世帯に１個の割合で設置していることになっております。

それで、今ごみがあふれている、ということでございますけれども、１世帯当たりの不燃ごみの排出量とボックスの容量から見ますと、ボックス利用可能世帯を算出してみますと、やっぱり20世帯に１個が理想だろう、という数字が、数字的には出てきております。ですから、７世帯分がちょっと不足している、ということで多少あふれている原因になっているだろうと思っております。

御指摘のとおり、私たちも巡回したり何かして、多少そういう地点が見られますし、やっぱり市民サービスの原点の仕事でございますから、何とか少しでも週１回の部分を２回――現実に２回できないかということで、月曜日から水曜日くらいは量が多くなります。木曜日から土曜日当たりが多少、少なくなってきておりますので、前も板垣議員から御質問がありましたので、それを受けて木曜日から土曜日の間に――いつもあふれている地域はわかる。またダストボックスはわかるわけでありまして、業者の人に、ああいった木曜日から土曜日の間に２回、回ってもらっている場所もあるわけです。

ですから、現在、１週間に――設置数は2,247個でございますけれども、現実には2,911個を収集しておりまして、設置数の約30％である664個が週２回収集になっているのが現状でございます。ですから、あと1,580ばかりのボックスをどうするか、ということになりますと、これもいろいろ数字的にあれしますと、収集車がどんなに見積もってもあと３台必要になります。

ですから、以前にもお答えしたことがありますけれども、収集車３台、１台八百何十万かかります。それを三台、最低でも必要な問題、それに伴う人員の問題、それから、

コースの変更を大幅にしなきゃいけません。そういうことをクリアできれば私たち日野市としても、前の御回答があるように３台とそういう人員の問題ができれば週２回に移行できるんではないか、と考えているところでございます。

以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

数量的に計算をされますと、ダストボックスの配置数などから今答弁がありましたような内容になっていくと思います。しかし、最近のごみの形もなかなか改善されなかったり、予測せざる状況といいますか、そういうのがいろいろとあるわけでございます。

そういうことで、私なんかも個人的にはダストボックスに上りまして踏みつけてみたり、いろいろいたしておりますけれども、なかなか、このあふれるという状態をなくすることができないわけでございます。また、市民団体にも回数をふやすという話が一度なされたりしたこともありまして、市民も期待をいたしていたしております。そういうことで、もちろん資源ごみの回収、ごみの減量運動、こういうものも今後強めていただきたいと思います。

しかし、最も短い解決の道であるごみ収集回数をふやす、このことにぜひ積極的な努力をしていただきたい、と願っておきたいと思うわけでございます。

確かに日野市はパトロールもしていただいております。また、資源ごみ回収のために先行的に来て、そういうごみを持っていく方もいらっしゃいます。さまざまな努力はなされているわけですけれども、今後に期待をいたしたいと思います。

そして、労働条件なども当然よく考えていただきまして、労働条件が低下する、というような方向ではなくて、ひとつ全市民の生活に関することでございますので、ぜひ思い切って、この点での町の美化に日野市当局が尽くしてくださいますようお願いいたしまして、この件の質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって12の２、燃えないごみの収集回数はふやせないかの質問を終わります。

一般質問12の３、高齢者のボランティア活動についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　高齢者のボランティア活動ということについて質問をさせていただきます。

寝たきりの御家庭の苦痛、大変な状況というのは深刻な問題でございます。私自身も

もう少し若いときでございましたが、肉親が脳溢血で倒れまして、１年半ほどそういう体験をしたことがございます。

それから、最近でも方々でそういう御世帯を直接訪問をし、あるいは話し合いをし、いろいろの状況を聞かせていただいております。介護する方は、とにかく年間を通じて旅行に行けないとか、あるいは夜は睡眠がとれないとか、あるいは相互の意思が通じなくて大変悲劇的な状態であるとか、これは言葉に尽くせないものがあるわけでございます。また、こういう状況に対しまして、行政の方も非常に日野市は特に力を尽くしていただいております。

私は、本日の質問は、この介護を受ける世帯に対する日野市の努力という点ではございません。今、高齢者の方がどんどん日野市もふえてまいりました。65歳以上が間もなく全人口の８％に届こう、ということで、日野市の老人の存在、高齢者の存在というものも他の市町村並みになって来つつあるわけでございます。そういう中で高齢者の中には、さまざまな知識、経験豊かな方々が多数元気で市民生活をされております。こういう方々の中には、当然やはり介護の経験者が、また、たくさんいらっしゃるわけでございます。私が本日質問するのは、そういう元気な高齢者の方々の力をお借りして、そういう寝たきりの世帯、介護の世帯を少しでも助けてあげる、といいますか、そういう方向を見出していくことができるのではないか、ということで提案も含めまして質問する次第でございます。

あるお年寄りの方が私に提案された点がございます。これが、質問の第１でございます。それは、介護の経験を６年間したが、これは非常に大変なものであった、ということでございます。今、一人暮らしなんだけれども、介護しながら悩んでいる家庭が多いと思うので、私で、もし力になることがあればそういう方々のお役に立ちたい。そういう方々というのは話す相手もなかなかいない。たまたま訪問するヘルパー、あるいは、さまざまな方に相当話したくなるもんである、ということでございます。

そういうことで、そういう経験者を公募いたしまして、元気な高齢者の人が電話のセンターにでもなりまして、いろいろ話し合いもする、手助けできることがあれば手助けもする、あるいは介護の世帯に必要ないろいろな器具が、ベッドから始まって、ございます。そういうものがある家庭は、そういうのを差し上げたり貸したりして助け合う、こういうことなどもできるわけでございます。そういう元気な高齢者の経験者の方々が自分の人生体験を生かして介護家庭等へのボランティア活動をする。そういうことを何らかの形で日野市で計画、検討してみてもらえないか、というのが最初の第１点の質問

でございます。

もちろん、今もいろいろの制度がありますし、民生委員さんもいらっしゃいます。さまざまな制度がございますけれども、そういう制度的なものではなくて自由な形で、予算などもかけないで済むような自主的な、そういうボランティア活動というものが今後できるのではないかと思います。この点について、もし担当の方でお考えがあれば答えていただきたいと思います。

第２点は、そういう高齢者の方々のボランティア活動、ボランティアを受けるんじゃなくて積極的にそういう方々がボランティア活動に出ていく、ということについて既に日野市がやっていらっしゃること、あるいは今後、考えていらょしゃることがあれば、それについても２問目としてお答えをいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　　ボランティアにつきましての方法と、それから御提言になりますが、そうしたお話でございます。

第１点でございますが、今現在、元気な方のそうした経験をお持ちの方を何か公募して、そして、それを行政の中で使ってみたら、という御提言でございます。

御承知のようにボランティア、奉仕ということで、これは今後、高齢化社会を迎えますに当たりまして、これは欠かせない大きな戦力でございます。その組織は行政であれ、あるいはほかの民間団体であれ、地域の福祉を総かかりでこれをやっていかなきゃいけない、ということで、１人でも多くの方々のそうしたボランティア精神に基づく御援助をお願いするわけでございます。

それで、現在、今、日社協におきます友愛訪問とか、あるいは今お話にありました民生委員を通じてのそうした家庭訪問、そうしたものを行っておるわけでございます。そうした中で、それでもなおかつ足りない、ということでございます。友愛訪問、あるいは民生委員さんの活動の状況につきましては、決算の事務報告にも出ておりますので、そうした活動の回数、そうしたものを見ますと非常に多くの方々がそれぞれの活動を各地域において展開されて、また行政の支えとなっておる、ということでございます。

そうした中で、今、提案的なお話でございます。現在の元気な老人さんを経験を生かしてもらって、それをさらに助けを借りて、そしてボランティアの層を厚くする方法を考える、ということでございます。これらにつきましての公募、そうしたものにつきましても、さらに私たちボランティアの人々が必要でありますので、早急にこうしたもの

を詰めていきたい、と思っております。公募するなり、あるいは、また電話なり、そうしたもので御援助できるものがございましたら、１人でも多くこうしたものをお願いしていきたい、というふうに思います。その自主的な方法、あるいは計画につきましては、もう少し時間をかけさせて検討させてもらいます。早急にそうしたものはやっていきたい、と思っています。

それから２番目の件でございますが、それではそうしたもの、積極的な活動の計画は現在持っているか、ということでございますが、現在、ことしの私どもに与えられました新しい事業の中に、これは緊急通報システムで消防署の方の管轄でございます。そうしたものでの一人暮らし老人の安否の確認ということでのお話、これにまつわる事業でございます。それに対しまして、ボランティアの方を３名程度おつけいたしまして、そして、これの実施をお願いするということで、既に10台設置のところ７台ぐらいの設置に踏み切りつつあります。

それから、もう１点は、同じくことしの新規事業ということで予算も認められました一人暮らし老人の見舞い電話ということで、これも老人の安否を確認していく、ということでのこれらのボランティア的な精神に基づく地域の人々の御理解と御協力をお願いしていきたい、ということで、また、これは10月に向かって事業団で委託を受けまして実施していきたい、ということでございます。何せ、これらの対象者、今、一人暮らしの方が133人ということでございますので、これらの方々に対しましてのきめ細かい事業として、これを一時の事業でなく長く続けさせる事業にしていきたい、ということで今計画を持っておりますのが、一つは実施いたしつつあります。

それから、一つは、ここで10月から実施に踏み切る、というような計画を持っております。

以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　　どうもありがとうございました。

介護を受ける側につきましては、看護婦さんによる訪問看護、保健婦さんによる訪問看護、あるいは指導、理学療法士や作業療法士が施設にいて、そういうことを今後増員をしていくこと、あるいは給食、入浴サービスなどの事業、ホームヘルパー、デイケア、ショートステイ、介護用具の発展、介護法の教育とか、今後、ますます一層充実させていかなければならない課題もあるし、既に発展しつつあることもあるわけでございます。そして、もちろんこういう点については過去も取り上げましたし、また、今回も取り上

げる方もいらっしゃると思いますので、多くは触れません。

しかし、諸外国の先進的なところでは、介護している方々や、あるいはお年寄りに対するさまざまな施設、例えば介護している人が１カ月に２日間ぐらい十分に睡眠がとれるように、介護者に有給の休暇で施設を提供して２日間ゆっくり眠ってもらう、そういう設備まである国もある、ということでございます。

さまざまな点で発展をしていくと思いますが、精神的な面で高齢者の方々が助け合うということも、もう一つ加わっていけば、私は、この問題の解決にさらに一層明るい方向が出てくるのではないかと思いまして、本日、提案をしたわけでございます。高齢者の方が希望を持って生きていく、ということが必要ですし、そしてまた、そういうのを見て若い青少年の皆さんも人生に希望を持つことがあるわけでございます。

寝たきりをなくするということも一つの方向でございますけれども、しかし、また、寝たきりが出てくる、というのもこれも必然的な現実の状況でございますので、ぜひ私の提案についても今後市政の中に生かしていただくようにお願いをいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって12の３、高齢者のボランティア活動についての質問を終わります。

一般質問13の１、震災に対する防災対策の確立を！の通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

〔９番議員　登壇〕

○９番（中谷好幸君）　それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

９月１日防災の日、新聞の報道によりますと10都県で1300万人が参加して防災訓練が行われております。日野市でも各小学校で父母が参加して児童の引き取り訓練が行われました。この日の新聞の報道を子細に見てみますと、各地で行われている防災訓練の想定は、三つの場合があるようであります。一つは東海沖地震を想定したもの、一つは南関東地震を想定したもの、もう一つは直下型地震を想定した場合であります。

まず、教育委員会にお聞きいたしますが、日野市内の小学校で行った防災訓練、いわゆる引き取り訓練は、どの地震を想定して行ったものなのか、どういう理由でその地震を想定されたのか、ということについてお聞きします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（坂本金雄君）　教育次長からお答えをいたします。

地震の形は、東海沖、南関東、直下型、この三つに大別できるという御質問でございますけれども、今年、日野市教育委員会が行いました訓練につきましては、東海沖地震を想定した訓練でございます。これは、東京都総合防災訓練実施要綱というものがございまして、この要綱に沿った訓練でございます。この要綱が東海沖地震を想定したものでございますので、必然的に東海沖地震を想定した訓練になったわけでございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　どうして、こういうふうな質問をしたのか、ということについてその理由をお話ししたいと思います。

首都東京を襲い大きな被害を与える可能性のある地震は三つある、と言われております。一つは、今言われました東海沖地震で、これは伊豆半島より西の駿河湾沿いの南海トラフを震源とする地震で、大型地震ではありますけれども、震源地からいえば東京地方にとっては、後で述べます南関東地震や直下型地震ほど大きな被害は、もたらすものではない。しかし、震度５程度でありますから、この前起きました宮城県沖地震程度の揺れが予測される、こういうふうな地震である、というふうに言われております。

この東海沖地震は、100年から150年の周期を持っておりまして、前回起こったのが1854年の安政地震でありますから、それ以後空白になっている。既に現在、135年たっているわけでありますから、近い将来、必ず起こる地震である、こういうふうに言われているわけであります。

もう一つの地震は、南関東地震、これは関東大震災型の地震で、相模湾の相模トラフという谷に沿った大断層で起こる大型地震と言われております。しかし、いろいろな研究の結果、そう切迫したものではない、というふうにも言われているわけであります。

もう一つは、直下型地震といって地震の規模としては中規模でありますけれども、都市の直下に起こるために被害は甚大となる、こういうふうに言われております。この直下型地震は学者によれば、今後いつ起こるかは予測はできないけれども、ほぼ確実に起こる地震だ、というふうに言われているわけであります。

そして、この三つの地震のうち地震のメカニズムがよくわかり、現在、観測体制が整備され、ほぼ地震の予知が可能だ、と言われているのは東海沖地震だけであって、直下型地震については、ほとんど研究も進んでおらず、現状では予知は不可能だ、と言われているわけであります。

今、御答弁にありましたように今度の学校で行われた非難訓練というのは、数時間前に予知される。内閣総理大臣が警戒宣言を出すことを前提にした訓練であります。しかし、実際にはどうなるかといえば予知されずに地震は起こる可能性がある。むしろ、こ

れまでに予知されて地震が起こったことは一度もない、ということであります。後でも触れたいと思いますが、東京都防災会議が区部と多摩地区で震度６、関東大震災並みの地震が起こった場合の被害想定を出しておりますけれども、区部の３分の１の木造家屋は焼失する。三多摩でも立川あたりで40％は焼失する、というような大変な事態も想定しているところであります。

こういう事態で、都心や、あるいは多摩川を越えて勤めに出ている父母は、子供を学校に引き取りに行くことができるのかどうか、毎年、毎年、引き取り訓練を繰り返し行っている。これが果たして効果があるのかどうなのか、父母の中に生まれる意識の状態などから考えると逆の効果も生まれているのではないか、こういうふうなことを考えるわけであります。

現に東京都防災会議の多摩地域における被害想定では、こういうふうなことも言っています。家族の離散の可能性としての帰宅の困難、あるいは総合的な食糧備蓄状況から見て食生活困難などをあわせて考えると、そのいずれにおいても集合的ストレス増大が危惧されるところは５市、すなわち八王子、町田、小金井、小平、日野の５市である。これらの各市に対しては、個人の安否状況を含めたきめ細かい情報の提供と食糧等の救援対策を重点的に配慮しなければならない、こういうふうな指摘もあるところであります。

最初に、学校の非難訓練の問題について問題を提起させてもらいましたけれども、要するに防災計画や防災対策が国の行っているマニュアルに沿って、ややもすると形骸化していく、マンネリ化してしまう、というような危険性を私自身この引き取り訓練にも参加して感じたからであります。絶えず、こうした対策は現実的に機能するものなのかどうなのか、という検討をし練り直していく、ということが非常に重要である、というふうに考えるわけであります。

東京都防災会議の報告書を読みますと、全体として日野市の町が、防災上どういうふうな特徴を持つのか、ということをつかむことができます。例えば、火災について言えば立川が40％、ある仮定のもとでは国立が50％の焼失を招く、というようなショッキングな結果を想定しているわけでありますけれども、これに対して日野市の焼失率は３％台、これは三多摩でも一番低い数字となっております。

日野市では、河川や水田、あるいは緑地などオープンスペースが配置されている、ということがあって、こうした火災の問題などでは極めて、こうした今までの町の状態というのが防災上大きな意義を持っている、こういうふうなこともこの報告書からつかむ

ことができるわけであります。

しかし、一方、乱開発で造成された七生丘陵を初めとする地域の崖や擁壁の崩壊については、三多摩で最も被害の集中する地域である、という指摘もあるわけであります。さらに、先ほども述べましたが、震災後の帰宅の困難などによる家族の離散の可能性なども大きい地域だ、こういう指摘もあります。

こうした指摘も踏まえまして、とりあえず私が普段感じていることで緊急を要すること、まず市民の命を守る、という点で重要だと思われる点について、３点質問したいと思います。

第１に、崖、擁壁への対策でありますけれども、東京都防災会議の報告では、日野市内で94カ所の崖を調査した結果、47カ所が地震の際、崩壊の危険性が大きいと認められる。また、擁壁については219カ所のうち73カ所が危険である、と認められたという報告もなされております。これらの崖、擁壁の崩壊により全壊、半壊は221棟の建物が被害を受ける、というような想定もしております。これは、あくまでも想定でありますけれども、こういうふうな結果も参考にできるところだと思うわけでありますけれども、日野市では、こういうふうな危険な崖、擁壁の実態はどのように把握され、どのように対策をとられているのか、ということについて、１点質問したいと思います。

第２に、ブロック塀などの対策についてであります。

昭和53年、1978年の６月12日に起こった宮城県沖地震では、28名の死者が出ておりますが、そのうちブロック塀、門柱などの倒壊による圧死者が18名、64％ということであります。この地震以後、ブロック塀や石塀、門柱、自動販売機などの震災対策が特に喚起されているわけでありますけれども、日野市内では実態がどういうふうにつかまえられているか、幾つかの市では調査も行われているようですけれども、日野市ではどうか、今後どういうふうな対策を考えられておられるのかについて質問したいと思います。

三つ目には、学校の震災対策について３点聞きたいと思います。

一つは、窓ガラスの飛散対策はどのように進められているか。宮城県沖地震では、比較的古い建物に多い硬化性パテどめのはめごろし窓に被害が集中した、と報告されております。新しいサッシの窓では被害が少なかった、と言われているわけでありますが、小中学校の窓のサッシ化、改修、どの程度進んでいるのか、についてお聞きしたいと思います。

もう一つは、下駄箱だとか実験室の薬品棚等々のものがあるわけでありますけれども、この転倒防止についてはどういうふうな指示をされ、どういうふうにやられているか。

三つ目には、学校のブロック塀などはどの程度残っているのか、今後どのように進められるのか、以上３点について質問をいたします。

お願いいたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　再質問への答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

それでは、第１点の崖、擁壁の崩壊についてでございます。

これは既に御存じのとおり、地震時にこの崖、擁壁を背後に控えておりますそういった住みかなどにおきまして、これらの崩壊によりまして被害を受けやすいこの事例が、大変多いわけでございます。

ところで、日野市でこの実態把握をどのようにしておるか、ということでございますが、現在、私どもにおきましては毎年危険性の高いところ、ということにおきまして、東京都所管といたしましては、多摩西部建築指導事務所開発指導課、及び市の都市計画課、並びに私どもが共同いたしまして実態調査をしておるところでございます。通常、この崖地に建築物や擁壁などを設ける場合、また、新たに宅地造成工事を行う者に対しましての防災上の見地からの指導につきましても、先ほどの基本的な調査のほかに、やはり市の都市計画課が対応しております。また、改築、増改築等によります確認申請に際しましては、東京都と市が指導しておる実態でございます。

一方、既に存在しております先ほど申し上げました危険箇所等、認定された、いわば崖、擁壁の所有者に、あるいは管理者に対しましては、建築基準法あるいは宅地造成等規制法に基づき宅地の保全、あるいはその災害防止のための必要な措置を講じるよう、やはり東京都からの文書によります勧告、あわせて市の都市計画課からは文書による通知をもって積極的な指導を行っている、というのが現状でございます。

第２点目のブロック塀対策についてでございますが、現在、避難道路、あるいは通学路沿い等のブロック塀で危険と思われる箇所につきましては、設置者に必要な補強を行うよう改善指導をしております。既設のブロック塀が安全かどうかの市域全体の実態調査につきましては、主体構造、基礎の状態、あるいは塀の規模、傾斜ぐあい、危険度等、綿密な調査を必要とするところから、ある程度専門的な知識が必要である。そういうところで、取り立てて現在、一斉実態調査というところまでは至っておりません。

倒壊の危険がある、という市民からの通報等があったときには、都や市から、先ほど申し上げたような文書での勧告指導を早速ながら行っておる、ということでございます。

他方、最近、区画整理にあわせましての地震時の安全性という点から、また町並みの

美観という観点からも道路に面します高いブロック塀等を規制し、生け垣による緑化推進を行っている。これは両面を兼ね備えた形での手を打っておる、という実情がございます。

いずれにいたしましても、市民の命に直接かかわりを持つものでございますので、さらなる対策の推進を図っていきたい、と考えておる次第でございます。

以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　教育次長。

○教育次長（坂本金雄君）　３点目の小中学校の震災対策につきまして、教育次長からお答えを申し上げます。

初めが窓ガラスの飛散防止対策でございますけれども、御質問の中にもございましたように、確かに従来のスチールサッシの場合と新しいアルミサッシを比較いたしますと、アルミサッシの方が格段に安全性が高うございます。その理由は、スチールサッシの場合ですとガラスをパテによって固定してしまいますが、アルミサッシですとサッシとガラスの間に一定の空間がございまして、さらにゴムビートで固定しておる、ということがございまして、弾力性が大変高うございます。そのために安全性も高まる、こういうことになるわけでございます。

教育委員会は、そこに着眼いたしまして、年次計画によりまして古いスチールのサッシを順次アルミサッシにかえつつございます。現在、平成２年度に二小の計画がございます。それから、平成三、四年にかけまして三小の計画がございます。そのほかの学校につきましては、ごく一部、スチールサッシの部分が残っておるところもございますけれども、ほとんど新しいものとかえてございます。

さらに、窓ガラスに窓ガラスと同じ大きさのフィルムを貼る、という方法、こういう飛散防止の対策もございます。近隣の市でやっているところをいろいろ見ますと、この方法ですと素通しガラスが、いつまでも素通しできれいなままで保てない、そういう難点もございますので、日野市の場合にはアルミサッシにかえていく、そういう方針でございます。

それから、２点目の下駄箱の転倒につきましては、壁面が木の場合には直接釘をもって、これを固定して打ちつけてしまう、そして転倒防止をしております。それから、図書室の本棚、あるいは薬品、そういったものにつきましては消防署の定期指導を仰ぎまして、それぞれ学校で対策を練っております。

また、訓練の一環として薬品類による火災発生、こういったことも訓練の中に取り入

れております。備品の点検、設備、それから施設の安全確認、こういう面にも十分目を向けております。

３点目のブロック塀でございますけれども、これも逐次、生け垣や金網、フェンスに切りかえていく方針を持っております。ただし、近隣の住民との関係でフェンスでは困る、ブロックかコンクリートの塀のままにしておいてもらいたい、そういう要望もございます。そういうところにつきましては、現在のブロック塀を補強する、そういう方法をもって安全を図ってまいりたいと思います。

訓練につきましては、御質問にございましたように常に現実的に機能していくような訓練、この見直しにつきまして、今後、十分学校側とも検討を加えてまいりたいと思います。この訓練と相まって震災対策のブロック塀とか窓ガラスの飛散防止、あるいは下駄箱の転倒につきましても今後さらに努力を重ねまして、児童、生徒への安全面に十分な配慮をしてまいりたい、このように考えております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　　御答弁に従いまして再質問させていただきます。

崖、擁壁の問題につきましては、この後、米沢議員も質問を予定されております。しっかりした現状把握の上に一つ一つの対策を市としても立てていただきたい。要望しておきたいと思います。

ブロック塀については、市民の方から改善の指摘があった場合だけ調査をして勧告をしている、というふうな御答弁であったと思うんですけれども、そういう目で見ただけでも通学路を初め、かなり危険なものがあるということが、むしろ無数にある、というような状況があるわけであります。市民の皆さんにもそういうふうな危険性を知っていただくためにも幾つか調査をやって、こういう実態にあるんだ、ということを市民に知らせていく、ということが私は必要ではないか、というふうに思います。

そういう点で、積極的に実態調査をやる気がないかどうか。それから、もう一つは、先日、読売新聞に、八王子市が市内の生け垣補助を全域に拡大する、という補助金制度をスタートさせた、ということが出ておりましたけれども、日野市でも区画整理地域など一部でやられているわけでありますけれども、この生け垣化を促進する上でも全市的にこの生け垣補助金を拡大する考えは、ないかどうか、この点について再質問したい、というふうに思います。

それから、学校の防災対策でございますけれども、この学校というのは多数の児童や生徒の保護という点とともに、地域の防災センターの役割も果たす、ということで万全

の対策をとっていただきたい、と強く要望したいと思います。

質問の前に、第八小学校を見せていただきました。教室、廊下などの窓はサッシかサッシの窓へ取りかえが行われておりましたし、下駄箱、本棚、薬品棚などの転倒防止はほぼ完璧に――幾つかのロッカーは、ぐらぐらしているような状況もありましたけれども、ほぼ完璧に行われておりました。廊下なども危険なものをできるだけ置かない、というような配慮も行き届いていたところであります。

ただし、私が気がついたところは廊下や、御答弁にもありましたけれども、教室などにはサッシ化が行われているわけでありますけれども、例えば、玄関の上の窓が古い形の窓で、しかもはめごろし窓、一番割れやすい状態になっておりますし、体育館などの高いところにある窓も古いままである、というふうな点がありました。ここらのところは子供が集まる場所、集中する場所でもありますし、ぜひ、既に整備がやられているところについても再検討をやって、こういうふうな点については御検討をいただきたい。

それから、転倒防止についてもいろいろな指導はあるようですけれども、用務員さんなどが針金で補強をする、というふうな状態であります。改めて――八小の場合は、校長先生の話では非常にそういうふうな点では配慮が行き届いているんだけれども、ほかの学校では同じようにやっておられるかどうか、というようなお話もありましたけれども、ぜひ、再度こういうふうな転倒防止対策についてもチェックをしていただきたい、というふうに思います。

先日の質問の中で、一般の営繕改修計画の中でこうした小さな問題が処理さている、というふうに私受け取ったんですけれども、こういうふうな防災の問題は、危険度第一で優先的に、と言われていましたけれども、予算の面でもむしろ別枠ぐらいのつもりで最重点課題として、こういうふうな修繕、補強をやっていただきたいと思います。

これらの点について、学校の問題、それからブロック塀対策について再質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　　お答えいたします。

第１点目の実態調査につきまして、事実を踏まえまして実態調査の方向で検討に入りたい、というふうに考えます。

それから、第２点目の制度につきましては、この制度そのものを他部所での所管をしておるところでございます。関係部局と協議してまいりたい、というふうに考えます。

以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　教育次長。

○教育次長（坂本金雄君）　　教育次長、お答え申し上げます。

玄関の大きな扉でございますけれども、この大きい扉につきましては、強度の面からは確かにスチールの扉の方が進んでおります。アルミにしますと、どうしても風に弱い、あるいは子供がぶつかった勢いで曲がってしまう、というようなことでスチールサッシのままに残してあるところがあったと思います。

その玄関の大きい扉の上の欄間と申しますか、はめごろしのようなところの窓、これにつきましては子供が直に触れる機会はございません、高い場所ですから。そういうところについてはフィルムを貼って飛散の防止をする方法もできるんではないか、こういうふうに考えておりますけれども、一長一短がございますので検討いたしまして、最も効果が上がる方法で対応してみたいと思います。

それから、各学校の防災対策につきましては再点検をいたすように、なるべく早い時期に再点検をしてチェックをする、こういうことを実行したいと存じます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　　先ほどの第２点の中で、生け垣造成の補助金の交付の要綱を改正することを考えているのかどうか、という御質問でございまして、主管である建設部の方でお答えをしたいと思います。

この問題については、既に主管課で万願寺地区計画区域を対象だけではなくて、対象範囲を全市内に広げる、ということで、この要綱の改正の事務を現在進めております。

以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　　ありがとうございました。

日野市基本計画の中でも施策の柱の一つとして、地域防災計画の見直し、ということも位置づけられているところであります。質疑を踏まえて市長のお考えもお聞きしておきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　　地震災害の予知ということは、なかなか困難でありますし、また日ごろの防災対策、特に行政が受け持つべき領域が非常に広いわけでありまして、なかなか想定し切れない面もあるわけでありますけれども、なるべく配慮を密にして対策をあらかじめ講じておく。

それから市民の皆さんには、ことしの防災の日にも、要するに避難を第一義として、

けがや、それから事故のないように振る舞っていただく、その心構え、あるいは家族との話し合い、また御近所との話し合い、こういうことを努めてやっていただきまして、なるべく本能的な対応ができるぐらいに心がけることと訓練をしていただく、ということをお願いをしてまいっております。

なかなか対応し切れない面も懸念されるわけでございますけれど、一層、全体、広範囲に考えまして防災計画の中でしっかりと位置づけてまいりたい、と考えております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　　地震に対する対策というのは、自治体レベルで対応することには大きな困難もあると思います。国民の生命と財産を守る、という真の安全保障を進めるという観点から国の責任が重要であります。

国の防災関係の予算を見ますと、この10年間、ほぼ二兆円台で横ばいで、この間の予算の伸びから見ると削減という状態であります。軍事関係の予算と比べると、1981年までは防災関係予算の方が軍事費を上回っていたわけですけれども、1981年以降、どんどん差が開きまして、今日では軍事費が防災関係予算の２倍に近づこうとしているわけであります。地震対策費にしぼった予算について見ても、科学技術庁、運輸省、建設省などとあわせて60億円、Ｐ３Ｃ対潜哨戒機半分にも満たないという、そういうふうな状況もあります。

先日、川崎で起こった急傾斜地の被害がありましたけれども、こういうふうな急傾斜地の危険地域の整備も、このままでいけば指定されている部分だけでも終わるのに60年以上かかる、という状況もあるわけであります。まさに軍事費を削って、国民の命と財産を守る方向への政治の転換の大切さを痛感するわけでありますけれども、同時に、あの美濃部革新都政が、これまで国や東京都が本気で震災対策を取り組まなかった中で、革新都政２年目には震災対策本部をつくって、５年目には国に先駆けて震災予防条例、これまで震災が復旧だけに重点をおかれたものですけれども、予防という観点から予防条例をつくった、というこの日本の歴史上、初めての試み、こういうことも思い起こします。

市当局の奮起を期待して、質問を終わりたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　これをもって13の１、震災に対する防災対策の確立を！の質問を終わります。

一般質問13の２、青年に魅力ある町を！――青年活動のセンターとなる宿泊型施設をつくれ！の通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

○9番（中谷好幸君）　1985年の国際青年年を機に青年が社会参加を進めていくためにどうすべきか、というテーマの議論が各界でなされました。日野市でもユースフォーラムと銘打って青年の声懇談会がが施策化され、その後、3年間にわたって日野の地域のさまざまな分野で自主的な活動を進める青年たちの活動が展開され、その結果、日野若者コミュニティユースフォーラム企画委員会報告書が昨年3月提出されているわけであります。

この報告書によりますと、85年度のユースフォーラムは4回、述べ人員154人の参加で開かれ、その中から委嘱されたユースフォーラム企画委員を中心として、86年には7回、71名の会合、87年には10回、100名の会合が持たれた、ということであります。この報告書には、3年間の活動の成果とともに会合に集まってくること自身が困難であった、などの悪戦苦闘ぶりも率直に語られており、それ自身が日野市の青年の置かれている状況をも浮き彫りにする貴重な報告書になっていると思います。

この報告書の最後のページで、長沢さんというコーディネーターを努められた方が、まとめをされているわけでありますが、その中で長沢さんは、「青年期というのは、友人や家族関係、勉学と就職、恋愛と結婚など、これまでの生き方や現在の生き方、これからの生き方をみつめ直して組みかえる中で新しい生き方を選択していく大事な時代である。青年について新人類だとか異星人だとか、いろいろ解釈することは可能だけれども、重要なのは青年自身が主体的に生きる意欲を励ます取り組みをすべきではないか、そういう取り組みが行われれる居場所、たまり場が現代の青年にはどうしても必要である」こういうふうに述べられております。

この報告書では、現在の高校生に対する意識調査を行われておりますけれども、「一番落ち着く場所はどこか」という問いに57.7%の高校生が「自分の部屋」と答え、「一番ほっとするときは」の問いに1位が15.5%で「寝るとき」というふうに答えているわけであります。このような点も踏まえて長沢さんは、「生き方を確立できるような筧を持った空間を生活の中にいかに創造できるか、が問題である。例えば社会教育活動の分野で伝統的に重視されている宿泊活動が、時間決めの活動や話し合いとは違って夜を徹しての話し合いが繰り広げられる中で、青年たちの相互の共感を通して新たな連帯を形成する場として機能してきたこと。このような青年たちの居場所、たまり場をこの日野の中に、どのように構造的に現代的に創造するのか、が求められる」という問題提起が行われているわけであります。

私は、この問題提起は大変重要だと思います。マスコミなどでは、例の宮崎事件について徹に入り細に入り、連日、大きな紙面を使い取り上げているわけでありますけれども、その中心は宮崎の異常な性格を浮き彫りにすること、そして現代社会には、そうした犯罪を生み出す土壌が広範に存在すること、ここまでは報道されているんですけれども、それでは、どうしてそういう土壌が生み出され、どうすれば青年の生き方を確立できるような土壌をつくり出せるのか、大人の社会の責任までは明らかにする議論は非常に少ない、ほとんどない、というのが特徴的であります。

受験競争による圧迫と分断、企業における青年への管理強化と異常な長時間労働、その一方で個室が与えられ車が与えられ、ビデオやテレビが与えられる、というように、一見、物質的に豊かな生活が保障される。そのように見える青年の生活でありますけれども、青年の基本的な要求、さまざまな試行錯誤や人間関係の中で自我を確立し、個性的な生き方を確立していく、そういう環境がつくられているのかどうか、という点から見ると、驚くべき貧困、寒々とした社会になっているのではないか、と私はこう思うわけであります。

こういう点も踏まえて、このユースフォーラムが3年にわたって活動を展開し、報告書も提出されているわけでありますけれども、青年たちの問題提起をどのように受けとめられ、どのように応えられようとしているのか、基本的なお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えしたいと思います。

ユースフォーラム企画委員会の報告書が昨年3月提出されております。かなりの回数とそれに費やした労働に対しては、深く敬意を表するものでございます。内容的にも施設面、あるいは幅広い要望が自治体に求められていることは、全く事実でございます。当然こういった内容を踏まえまして、新しい時代の対応としての生活文化の創造をするための、いわゆる地域社会における市民創造の場をつくる、ということが一番大切ではなかろうか、というふうに考えております。

こういう中におきましては、施設整備の問題、あるいは配置等の進行についても現状考えているわけでございますが、現在の建物の施設面における質的な向上面の問題等の要望も多くあるわけでございます。よって、そういった中規模、小規模等をあわせた中で体系的な計画が必要だろう、というふうに現状では考えております。

よって、これを基本とし、すべての導入でなくして、やはり過去、議会の中でも各議

員さんから多くの質問もあるわけでございます。当然、施設を複合的に建てかえる、というような中での導入の方法、また、最優先で行いたい問題としては、青年の森、安曇村の施設についての実現方を一層進めていきたい、というふうに現在の中では思っております。

多くの要望があるわけでございますので、できる導入の部分を少しずつでも体系的に、計画的に進めていきたい、というふうに基本的には考えております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　中谷好幸君。

○9番（中谷好幸君）　私は、青年にとって魅力ある町を！と題して、特に青年活動のセンターとなる宿泊型の施設をつくったらどうか、というふうにお願いをしているわけでありますけれども、もう少し、このユースフォーラムでどういうことが言われているのか、ということについて触れたいと思います。

ユースフォーラムの中では、日野の青年はどんな居場所、たまり場を持っているのかという現状が、また市内の公共施設についてどのような意見や要求を持っているのか、というようなことが、今、企画財政部長も触れられましたけれども報告されています。この点でも、報告書を興味深くしているところでありますけれども、幾つか挙げてみますと、日野市内でサークルやボランティア活動をしている青年にとって圧倒的に使いやすい公共施設は、中央公民館、中央福祉センター、日野社会教育センターである、というふうなことが言われています。そして、青年たちの中で、例えば「魔の三角地帯」と呼ばれているところがあって、それは公民館と中央福祉センター、児童館が三つ向かい合って建ち並ぶ第一中学校前の駐車場になっている広場をこう言うそうであります。ここほどいろんな人が出入りする場所はなく、だれかしらいる、出会いがあると思って、ふらっと行きたくなるような場所、こんな素敵な活動の場所が市内に幾つもあればどんなに素晴らしいことだろうか、こういうふうなことも言われています。

また、なぜ、この三つの場所がよいのか、という理由として、駅から比較的近くて駐車場があること、三つの館が無料で使える、ということなども挙げています。

それから、サークルのたまり場として活用されるところにファミリーレストランを挙げています。みんなが集まりやすい時間は夜８時、ところが多くの会館は９時半までには追い出される。思う存分話ができるところといえばファミリーレストラン、ということになるわけであります。

それから、もっと具体的なシビアなことで、例えば日野囃子保存会の子供たちが、お囃子の練習を公民館地下にある倉庫の一角にござをを敷いて練習を行っている、という

ような実態だとか、ロックやバンドグループがお金のかかる貸スタジオに行かないと練習ができないような実態、また多くの青年にとって、地区センターなどの多くの公共施設は大人が使うものであって、青年にとっては使いにくい、近寄りがたいという、そういう感じを持つ、こういうふうな報告もしております。

それから、市内の公共施設で行われるさまざまなイベントの情報が不足している、キャッチできない、というようなこと。それから、勤労青年会館は、施設としては素晴らしく、時間は夜10時まで使えるなど歓迎ができる。しかし、名前がちょっと固いんではないか、運営の面で融通がきかない、などの意見が挙げられています。

私は、青年たちは出会いを、たまり場、居場所を求めるためにさまざまな努力を行っている、ということをこの報告書を見てとりました。こうした青年の要求に行政も応えようとされておりますし、今、企画財政部長もおっしゃられた安曇村の青年の家もその一つだと思います。また、勤労青年会館も、そうした要求に応えようとするものでありますけれども、まだまだ私は不十分ではないか、と思うわけであります。

圧倒的な多数の青年にとっては、公共施設は縁遠い状況にあり、ファミリーレストランであったりコンビニエンスストアであったり、あるいは「新選組」であったり、あるいは貸スタジオであったり、総じて出会いの場、たまり場というのは全体として貧しい状況にある、と言わなければならないと思います。

そこで私は、緑と文化の市民都市日野らしい豊かな青年の活動の拠点、センターをつくるべきではないか、ということを提案したいと思います。

青年の活動の拠点、現在も幾つかあるわけでありますけれども、条件として、第１に交通の便がよいこと、ある程度駐車場もあること、二つ目に話し合いや活動が、できる限り時間に制約されることなく思う存分できること、10時、11時まで。できればユースホステルのような宿泊施設もあれば、さらによいと思います。それから使用料金が安いこと、できればサークル活動などには無料で提供できること、四つ目に、管理運営に青年が参加できるようにし青年活動の自主性を尊重する。また、青年が親しみを持てる、というような点について留意する、などが青年の活動の拠点となるセンターの条件ではないかと思います。

以上、挙げたような条件というのは、今、青年の要求だと言いましたけれども、必ずしも青年だけではありません。必ずしも、こうした施設が青年の単独の施設になる必要はないと思います。現在、市民のさまざまな階層から複合文化施設、コミュニティ施設の要求が上がっておりますし、市の方でもこうした要望に応えコミュニティ施設のあり

方についての検討が始まり、基本計画の中にも位置づけられているようでありますけれども、こうしたコミュニティ施設計画の中で、特に青年の活動の拠点となるような施設をぜひ位置づけていただきたい。この点について市当局のお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　再質問への答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　社会の趨勢に伴いまして青年に対します施策、あるいは将来を背負う青年層の方たちの、日常的に集まったり話し合ったり、あるいは生活が短時間でもともにできる、このような施策、あるいは施設は重要な位置づけになってくる、このように受けとめております。

今後、複合的コミュニティセンターの形、あるいは文化センターの形等の中に取り入れて実現をしていきたい、こう考えております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　中谷好幸君。

○9番（中谷好幸君）　ありがとうございます。

若者にとって魅力ある町というと原宿だとか渋谷、というような繁華街、あるいは盛り場を思い起こすことがありますけれども、緑と文化の市民都市日野が目指すべき方向は、そういうことではないと思います。日野の青年もそういうことを望んではおりません。緑が豊かで落ち着いており、そして青年の生き生きとした活動がある町、本当の意味での豊かさが感じられる町を目指すべきではないかと思います。

さきに一般質問で行政の文化化、ということを質問しましたけれども、今度、庁内に文化・スポーツ行政推進本部も設置されました。ぜひ行政の文化化の一つの大きな課題として受けとめていただいて、真剣に青年施設の問題について御検討をしていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって13の２、青年に魅力ある町を！青年活動のセンターとなる宿泊型施設をつくれ！の質問を終わります。

一般質問13の３、落川・百草・三沢地域に市内循環バスを延長せよ！の通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

○9番（中谷好幸君）　私は、一昨年の３月議会で、いつでもどこでも、だれでも市役所や市立病院に行くことができる便利な市内バス交通を、という一般質問を行いました。

この中で私は、市内にバス交通網を整備していく、ということの重要性を第１に、憲

法25条生存権の保障の一部として交通権という立場から重要である、ということ、二つ目には、交通弱者を救済する、という福祉の立場からも、第３に市民自治、住民の自治意識を高めていくという立場からも、第４に真の意味での経済性、長期的な目で見た効率性の追及という立場から見ても、また交通権の保障に振り向けるべき財源の立場から見ても何年間かの日野市の予算を見てみますと、スクラップの方がこの面では多くてビルドが少なくなっているのではないか、というような点も挙げて、今日この問題が極めて重要で、政策的にはかなり優先して取り組まなければならない課題ではないか、という問題提起をいたしました。

こうした経過も踏まえ、今回は、百草・落川・三沢地域のバスの不便を解消するために施策を具体化していただきたい、とお願いするものであります。

既に高幡から西部団地、日本信販住宅、桜ケ丘を通るバス路線について京王との合意ができている、とも聞いているわけでありますが、私が、きょう特にお聞きしたいのはその川崎街道から浅川に挟まれる北側の地域の問題であります。この地域は、京王線に沿って高幡、八王子方向や、あるいは多摩、府中方向、新宿方向など東西方向の交通の便は非常によいわけでありますけれども、この地域から市の中心部、健康・保健センターや市役所、市立病院などへの便が非常に悪い状況にあります。この地域から市中心部への直通便ミニバス、連絡バスは、走らせることができないのかどうなのか。

昨日も道路の問題がネックになっている、という御指摘もあったわけでありますけれども、もう少し小さな規模のタクシーバスの運行なども検討されたことがある、と聞いておりますけれども、こうしたタクシーバスの運行も含めて実現できないかどうか、この点について質問したいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　62年の３月にも一般質問をいただいているわけでございますが、今の場所でございます。今、質問者の中にもありましたとおり、この問題につきましては、大変行政の立場でも苦労しているところでございます。各議員さんからも、おのおのの場所の質問等をいただき、また市民の強い要請があるわけでございますが、交通対策の検討委員会の答申等も踏まえた経緯もあるわけでございます。よって、現状の中では、ただいま議員さんが申し上げました西部信販を通りまして、倉沢、多摩市に抜ける具体的な京王側の自主路線として地域住民の協議に入っているのが実態でございます。

なお、今の落川の問題でございますが、これを通せないかということでございます。いろいろな要件もあるわけでございます。しかし、今の京王の自主路線でやらせる、あるいは財政負担をしてもやらせる、というような問題もありますが、ただ、その中ではタクシー会社との問題、よって、先般、私の方は８月30日に第三セクター、あるいは公社の懇談会というような形の中で市内のタクシー会社３社、京王、あるいはそれに関連する３名の方を呼んで意見を求めたところでございます。この懇談会を８月30日に発足し、各企業の協力も要請したところでございますが、まだ現状の中では、もちろん具体的な問題に至っておりませんが、なお引き続いてこの問題を討議していきたい、というふうに考えております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　今、企画財政部長からも第三セクターによる、というようなお話もあったわけでありますが、市長は、第三セクターによる市内交通網の整備の構想もお持ちですけれども、この点も含めて市長のお考えをお聞きできれば、と思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　市長の答弁を求めます。

○市長（森田喜美男君）　市内の循環バスを市民の利便のため、あるいは市民自治のためと申しましょうか、要するに町の中をお互いがバス交通の利便によって、いろんな市内の情勢を知る、という意味で極めて重要な施策である、というふうに考えております。

しかし、なかなか既存の運行の免許、あるいはタクシー会社、バス会社、利害関係もそれぞれあるわけでありまして、これを市民本位に調整して、そうして実現を図ろう、ということを一歩踏み出しておる、そういう状況であります。いろんな知恵を出して、そしてまた、我々もある程度の資金も承知の上で実現を図りたい、このように考えております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　ありがとうございました。

この地域の交通問題は、この地域では市政に対する最も強い要望の一つであります。地域の皆さんの要望も踏まえて、ぜひ実現の立場で御検討をお願いしたいと思います。

質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって13の３、落川・百草・三沢地域に市内循環バスを延長せよ！の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（一ノ瀬　隆君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時11分　休憩

午後１時24分　再開

○副議長（一ノ瀬　隆君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問14の１、急げガケ崩れ対策の通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔30番議員　登壇〕

○30番（米沢照男君）　通告に従いまして、急げガケ崩れ対策について質問をいたします。

決算委員会を控えての一般質問でありますので、簡潔に行いたいと思います。

台風や集中豪雨によるがけ崩れについては、過去にも梅が丘や第二百草団地、南が丘、南平台、平山苑、さらには甲州街道の日野坂など、主として開発に伴う災害が断続的に繰り返されてきております。そして、がけ崩れが生ずるたびにその対策が議会でも叫ばれてきたところであります。

52年の３月に東京都の防災会議が、三多摩の地震時のがけ、擁壁の崩壊予測に関する調査を発表しております。その調査結果によりますと、日野市内で120カ所の危険箇所が指摘をされておりました。その調査結果に対する当時の市当局の答弁は、「この東京都の防災会議が発表した調査結果については、まだ十分検討しておりません。今後、市長会を初め担当部課長会等で検討したいと思います。今回の調査が調査表に基づいた非常による推定という危険度による判定でございますので、さらにきめ細かい調査を都に対して要望していきたい」こういう答弁が52年の第３回定例会の一般質問の際に行われております。その後、この調査結果に対して市当局として、どういう取り組みがされてきたのか、１点、伺いたいと思います。

それから、２点目の質問でありますけれども、この春、平山六丁目の平山苑でがけ崩れがありました。７月６日の東京新聞でもその状況が報道されたところでありますけれども、この土砂崩れ、数年おきに起きるような土砂崩れの問題でありますけれども、これについては既に市長も現地を見て、打つべき手が打たれた、というふうに聞いておりますけれども、その後、どういう具体的な対策、手が打たれてきたのか、お伺いしたいと思います。

以上、まず２点、お伺いをいたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。生活環境部

長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　　お答えいたします。

先ほど挙げられました120カ所のがけ地につきましてでございますが、その後、都と協力体制を敷きまして調査をしてきておる経過がございます。

それは、先ほど午前中の質問の中でもお答えしました毎年危険性の高いところを調査する、という形で現在に引き継がれてまいっておりまして、現在においては10カ所、今お話の平山苑を含めまして10カ所、という形できております。毎年この調査が終わりますと、その時点におきまして、やはり先ほどお話し申し上げたように文書勧告、あるいは文書指導という形で対応してきておるところでございます。

現在、それではその10カ所はどこか、ということになるわけでございますが、順繰りに申し上げますと、平山六丁目19番地先に１カ所、それから南平二丁目35番地－３、３番目が南平八丁目11番地－４、それから三沢916番地－１、三沢922番地－37及び同番40、それから６番目には、三沢922番地－50、それから落川1,099番地－１、同じく1,099番地－12、同じく1,099番地－13及び同番62、最後に百草401番地－１という10カ所を把握しておるところでございます。

それから、平山苑につきましてでございます。先ほど申し上げました１番目の場所でございますが、これについては、お話のとおり６月24日の大雨によりまして、法面の土砂崩れがありました。その時点での通報を受けまして、防災ということでその立場からロープ等での立ち入り禁止の応急対策をしまして、その土地所有者に対しまして早急に防災措置をとるよう文書通知を発した経過でございます。

これの対策ということにつきましては、主管部長の方からお答え申し上げたいと思います。

以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　　それでは、私の方から宅地造成等規制法にかかる事務につきまして、関係するところをお答えをいたしたいと思います。

その中で特に御指摘の平山六丁目、及び二丁目地域内に存在するがけ地の件でございますけれども、これは延長にいたしまして約240メーターでございます。そのがけの高さが３ないし10メートルでございます。現在、東京都から宅地造成規制法に基づきまして、これは第15条でございますけれども、危険地域ということで指定され、毎年勧告をしているところでございます。この土地は、御承知のように昭和37年６月に平山苑住宅

地を開発した業者と隣接する地主との間で土地の境界が未解決になっており、現在、係争中でございます。

市では、この事態を早急に解決するため当事者間の調整を行ってきましたけれども、立ち入り禁止の仮処分の問題や、あるいは当事者間の感情的なこともございまして、問題の解決には至っていないわけでございます。あの地域を見ていただきますとおわかりになるかと思いますけれども、この当該地の東に当たるところに宗印寺というお寺がございます。この南側には優良な緑地があるわけでございます。この緑地から、京王が開発しました団地の西側、これは平山苑の間になるわけでございますけれども、この間のがけ地に通じておりまして、さらにこの緑地が平山苑の南側に面しております。この面積が約10.6ヘクタールございます。

こういう状況のもとで市といたしまして、今までの局部的な解決ということでは問題解決になりませんので発想をかえまして、この緑地一帯を保存するとともに管理をしたらどうか、ということで、現在、私の方の部と建設部と協議をし検討しているところでございます。

この保全構想を進める上で、この問題のがけ地を市が無償譲渡、いわゆる無償で譲り受けまして緑地として整備したらどうか、ということで、現在、関係方面と協議中でございます。これが話がまとまりますと、ある意味では防災の目的も達成できますし、またこの一帯の緑地が残る形になるわけでございます。今、このことにつきまして鋭意取り組んでいるところでございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　　再質問いたします。

最初の１点目の質問ですけれども、52年３月の東京都の防災会議の調査結果に基づいて、その後、都と協力し合って、その後さらに調査を進めてきたということで、先ほど10カ所の危険箇所の指摘があったわけですけれども、調査その後の実情を詳しく把握する、という点で調査を進めるということも大事でありますけれども、それだけでは、いわゆるがけ崩れ対策にはならないわけで、調査した結果、どういう手立てを講じ、あるいは講じようとしているのか、この点をもうちょっと、その先の答弁がいただけないか、というふうに思います。

それから、平山苑のがけ崩れ対策としては、あの地域全体のいわゆる緑地保全構想に含めて、危険箇所のその場所を無償で譲渡を受けて、その緑地保全の一環として対策を講じていく、という一つの方向といいますか、考え方が示されました。それはそれで、

より積極的な意味があろうかと思います。

そこで、さらに質問したいと思いますが、実は、その係争中だ、ということについては、それこそ耳にたこが寄るほど聞かされてまいりました。これは52年の第３回議会、ちょうど９月議会になろうかと思いますけれども、12年前になるでしょうか、乱開発による災害危険箇所への対策について、ということで私は一般質問を行っております。

そのときに、当時、市当局がどういう答弁をしていたか、ということをちょっと紹介しながら、さらに質問したいわけですけれども、こういう答弁をしております。当時の総務部長ですけれども、「団地と山林との境界が擁壁等による防護柵が講じられていない、という現状は事実でございます。田園都市開発、そして京王電鉄の境界紛争の係争中である。市といたしましては、安全対策上、放置できないという考えから双方に対して危険排除に当たるよう両会社に対しまして強力な申し入れをしていきたい」――これに対して私は「たしか五、六年前、平山苑の一番上部、鳥山のすぐ下ですけれども、ちょうど台風の時期に山崩れがあって、一番上に建っているその家の敷地を一部削る、土砂が庭へ流出する、こういうことがありました。そういう経過からみていち早く防護柵なり擁壁なりの安全対策が、だれの目から見ても必要なわけであります。山崩れがあって被害を出した、それで５年も６年も経過しているけれども、一向に何らの対策もとられずに来ている。これからその対策を講じようとしているということで、打つ手が遅いではないか」ということで、私はここで再三強調したわけです。

さらに、いろいろやりとりされていますけれども「係争中だというのは、もう耳にたこができるほど聞いている。京王と田園都市とを並べておいて、両方へ同じような、早くやれ、対策を講じろ、というふうに言っても実効ある要請というか、現に山が崩れて被害が生じて、６年ぐらい前だったかと思います」ということで、もう一度また６年前の事件のことに触れているわけですが、「なお、何の手も打たれていない。このまま通り一遍の要請をしたくらいで、あそこに住んでいる住民が安心して住めるような状態になるのかどうか、結局は相手の出方待ちじゃないか」ということを私は言ったわけでありますけれども、こういうやりとりの中で、土地の境界線をめぐって係争中だ、ということで12年経過して、また同じような状況ということが現実だろうと思うんです。

この無償譲渡を受けて云々、という答弁がありましたけれども、当時も恐らく文書や口頭によって双方の会社に、早期に対策が講じられるような手立てはとってきたんだろうと思うんですが、一向に解決のめどが立たないまま経過してしまった、こういうことだと思うんです。そこで、同じような経過といいますか、事をやっていても、らちが明

かんじゃないか、というように私は思うんですね。

そこで、もう少し目的意識的な取り組みといいますか、本当に目に見えるような、あそこに住んでいて毎年のように集中豪雨や台風の時期になると、おちおちして眠れない、という状況の住民から見て、目に見えるような形での対策なり解決策が当時から求められているわけですから、それなりの手立てが講じられて当然ではなかったか、というように私は思うんです。

この境界線をめぐってのやりとりについて懸念されることは、当時も私は申し上げました。今もまた同じような答弁がされているので、一向にこれはらちが明かんな、というふうに思うんですけれども、その点について、いや、そうじゃない、こういう手立てを講じているから今度は違うんだぞ、という、もう少し進んだ答弁がされないのか、その点を伺いたいと思います。

以上、再質問いたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　再質問への答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市内の今言われているような、いわゆる地崩れの危険地、これは、すべて民間業者のかつての乱開発による後始末ができていない後遺症である、というふうに言うべきであると思います。

そして、いまだに、まだ所有権を主張したり責任を逃れようとする傾向もあって、結果、紛争の場所には自分の責任に所属するかしないか、という明確な判断をみずからもしない、こういう状況でありますから無責任極まる。

そこで、特に去年あたりも現地を見てまいりましたが、すぐ地主に危険がある、という状況ではないわけでありますが、しかし、集中豪雨などのときには、またどういうことが起きないとも限りません。そこで、今、例えば平山苑の隣地の場合には市が受け取る、そうして、市がきちんとした防護措置を講ずるとともに緑地として将来に保存をする、そういう積極的な解決が一番有効だろう、ということで所有をしておる側にそのことを申し出てある、ということでありますから、もうしばらくたって結論を持ちたい、こう思っております。

それから、その他の今までいろんな形で経験をし学んでまいりました。つまり不在地主といいましょうか、あるいは名目上の権利だけ持っている、というのを相手にして防災工事の交渉をしても、結局逃げられてばかりいて成果が上がらない。ある、これも数年前ですが、梅が丘で一宅地、これは明らかに地崩れがあって、まさに隣の家を犯しかねない、という状況のときに代執行の形で公費でもって矢板を打って土どめをした、と

いうことがあります。

その経験にかんがみまして、代執行でやっていって防災措置をとり、その経費は請求をする形で、とにかく当面の安全措置をとりたい。この法的な可能性につきまして詰めを行っておるところでありまして、条例でも設けて、つまり何々することができる、という性質の条例を設けて、そうして、その代金を請求していく、こういう形が法的に成り立つならば一つの対応になるんではなかろうか、こんなふうにも思っておるわけでありまして、梅が丘の今言いました宅地の場合には、代執行の経費を請求はしますけれども払いませんから、それでは土どめの矢板を撤去する。その対応策をやれ、ということで今指導しております。

そういうことで、とにかく法的に追い詰めなければ安全な成果を確保することが難しい、そういうことをいろいろ経験しておりますので、ほかの草刈条例等にも代執行の形式もあるわけでございます。そういう形をひとつ積極的にとって、一応は公費で対応する。しかし、その責任はまた改めて追及する、こういう形がよろしいんじゃないか、と思っております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　　１点目の質問への再質問の答弁はありませんか。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　　お答えいたします。

今、市長の答弁の中に含まれているか、というふうに思いますが、現在、私どもは手がなかなか進まないのは、今、代執行の点で触れた点でございます。やはり、私有財産に対して公金をつぎ込む形になりますもんですから、なかなかその辺が明快な手を打てない原因であったわけでございます。代執行という方向で研究を進めていきたい、というふうに考えております。

以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　　再質問いたします。

土地所有者が必ずしも良心的な業者、あるいは所有権者ばかりでない、ということから、なかなか市当局が構想している解決策、あるいは手立てに思うように進行しない、という難しさは重々わかって質問しているつもりでありますけれども、今の市長の答弁で、問題の危険箇所については無償で譲渡を受けて全体の緑地保全の計画に含めて、いわゆる安全対策を講じていこう、その考え方、方向については了としたいと思います。

これは積極的にひとつ取り組んで、目に見えるような結果を引き出していただきたいと思います。

それから、最後の答弁の部分で、もう一度お聞きしたい点があります。それは、今の代執行云々についてですけれども、12年前、市長答弁で、市長はこのように言っております。「市でもやはり、そういう今度は防災対策指導要綱というようなことを定めて、要求をするが、直ちにやらない、という場合には代執行でもして、そうして経費は請求をしていく、こういうような、やっぱり緊急の立場としてとらざるを得ないのではないか」ということで、もう一つ積極的な姿勢が答弁として示されていたわけですけれども、今の答弁とも関連するわけですけれども、いわゆる防災対策指導要綱というのは、市長はこのときにそういう意向で答弁されましたけれども、その後、こういった要綱ができていないというのは、つくっても法的に効力がない、なかなか難しい、という判断で実現を見ていないのか、あるいは検討中という理解でいいのか、この点、１点、伺っておきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　その当時の答えで、防災指導要綱という言い方を申し上げておるわけでありますが、現在のまちづくり指導要綱の中に防災対策を含めて指導できる仕組みにいたしておりますので、その中に包含をしておる、というふうに考えたいと思っております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　　それでは、この問題についての今後の積極的な取り組みを強く要望して質問を終わりたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　これをもって14の１、急げガケ崩れ対策の質問を終わります。

一般質問14の２、ダストボックスの配置計画についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　　ダストボックスの配置計画について質問をいたします。

このボックスの問題については、午前中も竹ノ上議員から若干やりとりがなされました。重複を避けて簡潔に質問したいと思います。

１点は、この４年間、ダストボックスの購入予算化が図られて購入をされてきておりますけれども、決算書には、この個数が記載されていない決算書の年度もあります。したがって、改めてこの４年間、ダストボックスの実際の購入数、そして購入したダスト

ボックスをそう詳細でなくとも結構ですけれども、大まかにどの地域に何台配置してきたのか、購入数と地域別の配置台数を１点伺いたいと思います。

それから２点目は、ダストボックスが道路事情によって配置できないところ、それから個数や収集車の配車の体制等々などによって、まだダストボックスが配置できないでいる、いわゆる袋収集の地域、これは全市的に見てどことどこが、いわゆるボックスの未配置地域として残っているのか、この点を伺いたいと思います。

まず、最初２点伺います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　２点についてお答えしたいと思います。

１点目の、この４年間のダストボックスの購入数はどうか、ということでございますけれども、ちょっと数を発表します。

60年度は可燃式１点セットのやつが230個、それから不燃用の１点式が164個、計394個を60年度は購入してございます。それから61年度、１点式が203個、３点式が――ここで初めて３点式を買うようになりました。３点式が240、ですから可燃式が計443個。それから不燃の１点式が200個でございます。61年度は計643個を購入いたしました。それから62年度は、可燃用１点式が260、３点式が230、小計490が可燃式です。それから不燃用の３点式を420個買いました。計910個でございます。63年度は可燃式の１点用が210個、３点式が600個、小計810、それから不燃用の１点式が100個、それから３点式が450個、小計550、63年度は1,360個購入してございます。

そして、どの地域へこれを配置したか、ということでございますけれども、細かいことは私ども、住宅名鑑等にはその位置等を、どこに何個、どこに何個と落としているんですけれども、ちょっと地図でないとわからない面がございますので、２番目のダストボックスを配置できない地域はどの辺だ、ということ以外のをまた新しい地域に配置したいということで、ちょっと配置できない区域の大まかなところを申し上げておきます。

日野地域は旧日野町、甲州街道を両方挟みまして旧市域ですね、大きく見ますと日野本町、それから役所の周りを大体は全部、袋なり容器収集でございます。それから、豊田の三丁目、四丁目地域がやっぱり袋収集でございます。それから平山地域、平山一丁目から四丁目が袋収集でございます。その他、落川の一部とか、それから七生の高幡の駅前の周りですね、道路の狭いところ、この辺がやっぱり袋収集になっております。それから、日野駅のガードをくぐりました新町の一帯が袋収集です。ですから、この辺は今議員さんがおっしゃいましたように主に道路が狭い。道路が狭いために置けない、と

いうことでございます。

ですから、その後の大体地図で落としますと、４分の３地域は数から申しましてもダストボックスを設置している地域だ、と御理解いただけたらと思っております。

以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　再質問いたします。

今、ダストボックスを配置してない地域がそれぞれ答弁されました。この地域、もちろん道路事情で、あるいは交通量等でスペース的にボックスを置けない、という地域、これは、ここ何年かの間で配置を可能にする、ということはちょっと難しいかと思いますけれども、少なくとも道路事情、あるいは交通量等々を検討して計画すれば置ける、といいますか、もちろん収集車の配置計画も含めて計画しなければなりませんけれども、そういう配置可能な地域へのダストボックスの今後の配置計画は、どうなっているのでしょうか。今の時点でお答えできる範囲で結構ですけれども、伺っておきたいと思います。

それから、ついでに伺いますが、平山の一丁目から四丁目が袋収集ということでありますけれども、この四丁目のうち平山都営、南平都営、いわゆる団地は既に配置されていますから、それ以外ということになるかと思いますけれども、平山の一丁目から四丁目全体を見渡して、配置がちょっと難しいかな、と思われるのは、そう地域的にないんじゃないか、例えば四丁目でいえば下耕地区画整理事業が終わりまして、最近、相当アパートが建っております。民家も建ち並んできております。道路ももちろんきちっと整備されていますから、道路事情で置けない、という地域ではないと思いますけれども、今後の配置計画の中にその地域が計画として含まれないのかどうか、この点もあわせて伺っておきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　お答え申し上げます。

今、１点目は、ダストボックスの配置が可能な地域はどの辺だ、ということでございますけれども、基本的には区画整理がきちんと完了した地域は、道路もきちっとされておりますし、そういう地域には十分配置は可能です。ですから現実的に、今も現実には袋収集になっておりますけれども、金田というんですか、あそこも今、袋収集でございますけれども、これはダストボックスを設置することは可能な地域でございます。

それから２点目で、平山の下耕地、あそこも区画整理が完了されて道路網がきちっと

なっていることは承知してございます。ただ、御存じのようにあそこはまだ家が建っている数が狭いもんですから、逆に住みよいまちづくりの指導要綱の、例えばグリーンボックスの場合、15世帯に１個という形になりましょうけれども、その配置数になりますと今の袋収集をやっているよりも、そこに住んでいらっしゃる市民の方は点々とした場所へ配置するようになると思います、戸数にあわせて配置しますから。そうなると、逆にちょっと不便なことが現実に出てきやしないか、と思ったりしています。まだ、少し家がまばらであろうと思います。

現実に袋収集をやっているわけですけれども、袋収集は、家の近くの角々へ出していただければ車が順次拾っていく、という形態で、その点に関しては今のところの状態の中では袋収集の方がよいかと思いますけれども、もちろん自治会の方とか住んでいらっしゃる方がダストボックスにかえてくれ、という申し込みがあれば私の方はそのように対応してまいりたい、と考えているところであります。

以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　最後に１点、当面の配置計画というのは、今この時点では当分できませんか。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　当面の配置計画といいますと、私たち一つ考えていることは、作業員の安全のために１点式のボックスを平成５年度までに３点式に全部切りかえる、ということが一つございます。

それから、車をクレーン車からクレーンパッカー車にかえていく、という事業がございます。そのような中で作業員の安全のためにもそういう事業を、今、当面としてやっていきたい、と思っておるところでございます。

以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　それでは、最後に要望して終わりたいと思います。

今申し上げた下耕地の区画整理地域内の状況ですけれども、危険物のダストボックスが何カ所か置かれております。その周りは、袋詰めのごみが集積といいますか、そこへ捨てられる、という状況で、相当場所によっては散乱をして全く見るに耐えない状況もありますし、それから、ごみ捨て場ということで、ごみ箱をベニヤ板で手づくりで配置している、というところが４カ所あります。

ですから、今、世帯数が少ない、ダストボックスを配置するまでもない、という意味の答弁もありましたけれども、ひとつ、最近、相当民家も含めて戸数がふえてきております。それだけごみの量もふえていますし、散乱している状況もしょっちゅう見受けられるところであります。ぜひ、実情を十分把握した上、そして、地域の自治会の要望等もよく掌握した上できちっとした計画的なひとつ配置をするように、強く要望してこの質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって14の２、ダストボックスの配置計画についての質問を終わります。

一般質問15の１、区画整理事業の現状と関連の諸問題についての通告質問者、簇野行雄君の質問を許します。

〔17番議員　登壇〕

○17番（簇野行雄君）　しばらく、おつき合いのほどをお願いします。

質問に入る前に、今の米沢議員の一般質問の中にありました六丁目のがけ地問題、がけ地対策ですね、これについて私からも一言発言しておきたいと思います。

たまたま、あの問題のがけ地に続いて平山苑に地区センターが今度できました。その用地交渉なり、あの地積の確定について担当部課と一緒にやってきたわけです。非常にいろいろな問題が出てきて、用地問題は非常に難しいんだな、ということをつくづく感ぜられたわけです。市長の発言の中にもありましたけれども、あそこは割合危ないようで岩盤で、今までよく崩れなかったと思いますけれども、今まではさしたる被害もなかったわけですけれども、これから非常に危険な箇所には間違いないわけであります。

聞くところによると、新しい発想でこの解決に取り組む、ある程度、話も進行しているやにも聞いておりますが、ぜひ、がけ地対策もそうでありますし、あの一帯、約１ヘクタールとか1.6ヘクタールとか言われておりますけれども、あれが緑地として整備されれば非常に地域としてもメリットがあるわけでありますので、ぜひ今後とも努力を続けて実現していただきたい。このことをお願いしておきます。

さて、今、参議院選があのような結果に終わって非常に政局が混乱しており、当分こんな状態が続くんではないか、というようなことが言われております。選挙の争点、いわゆる三点セット、リクルートの問題、あるいは消費税の問題、一つは農政の問題があったわけであります。リクルートの問題については、戦後、ある時期を除いて自民党が政権を担当してきた長期政権のデメリットの面が出てきたんではないか。本来議会制民主主義というのは、政権担当能力のある政党の政権交代が本来の姿である。それができな

かったところに大局的に見れば原因があるのではないか、と思います。

ただ消費税の問題、あるいは農政問題にしてもそうですけれども、国際化、高齢化、情報化時代が急激に進行しております。この中でだれが、どの政党が政権を担当しても非常に難しい問題ではないかと思います。

ひとつ、こういうことが言われております。きのう福島議員も一般質問の中で触れられておりましたけれども、日本は今世界の経済大国となった、しかし、その割には生活の豊かさが感じられない、こういうことがあるわけであります。

今、昨年あたり、これは円高の影響もあるわけでありますけれども、国民１人当たりのＧＮＰが２万3,000ドルだ、こういう数字が出ております。これはアメリカを既に抜いておりまして全世界のトップだ、と言えるわけであります。

しかし、農産物を初め生活物資が他の国に比べて割高である。したがって、生活がその経済力の割に豊かでない、こういうことが言われておるわけでありまして、これからが政治の一番の課題ではないか、こういうふうに思っております。

いま一つ、生活の豊かさが感じられない、ということの原因の一つが土地問題にあるわけであります。これは福島議員も言われたはずですけれども、日本は、他の国に比べて割合豊かであり自由であり、平等である。確かに所得については西欧諸国、あるいは米国に比べても平等度においても決してひけはとらないわけでありますけれども、皆さん御案内のとおり、土地の暴騰、あるいは金余り現象から来る株価の暴騰、資料によると、57年、58年の２年にわたって、それぞれ評価が300兆円増加した、こういうことが言われております。大体300兆円というとＧＮＰの90％に当たるわけです。それほど土地及び株式が暴騰した、ということがあります。

結果としてどうなるかというと、株式もそうですけれども、土地もそうです。持つ者と持たざる者との資産格差が多くなってきた、こういうことが言われるわけであります。決していい現象ではないわけであります。土地の騰貴というのは、いわゆる東京の国際都市化、急激な国際都市化、それにビル需要、それと金余り現象があって土地の騰貴、それが都心で発生した。それが代替需要として郊外の土地が上がってきた、こういうことが言われて、これはなにも実需がそうだった、とこういうわけではないわけでして、何もいいことが全然ないわけであります。

一つはそういう関係もありますが、基本的には土地も商品でありまして、需要、供給の関係で価格が一定するわけであります。最近、宅地並み課税の問題が再燃しております。都市近郊の宅地供給を促進することが、これからの一つの課題ではないかと思うし、

あるはずであります。

その意味において良好なる住環境を整備して宅地をふやす、ということについて、区画整理ということがその大きな一翼を担うんではないか、また、一つ、こう地価が上がってくると都市計画事業をするにしても線的な整備が非常に難しくなるわけです。いわば用地買収でそういう土地を確保する、ということは非常に難しいわけであります。区画整理事業の中でそういう都市計画施設の用地を獲得する、こういう必要性は、ますます強くなってくるのではないかと思います。

ところで、日野の区画整理事業の現状はどうなっているのか、ということですが、数字的に見ると他市に比べて今まで区画整理事業に関する限り、さほど面積的にもひけをとらないところまでいっている、というふうに思います。約――今までの区画整理事業の完成した面積が500ヘクタールだそうです。これは豊田、つまり多摩平ですね、それから平山台、神明上、これが約、三つとも130ヘクタール内外、それから四谷下とか、あるいは組合施行の吹上、あるいは個人施行の平山七生台があります。合計すると、これが約500ヘクタールになるわけです。これがほぼ30年代にスタートし、遅れて神明上が事業認可を41年、完成が57年ということですから、やや遅れておりますが、既に全部完成しております。今、施行中のが、これは私から言うまでもないんですが、万願寺、高幡、豊田南を含めて約230ヘクタールだそうです。それに、これから施行しようとする西平山、万願寺第二、あるいは多摩川沿岸ですね、東町といいますか、それが約175ヘクタールということになっております。それに、多摩丘陵地帯で民間でほぼ区画整理並みに開発されたところが約200ヘクタールだそうです。これをあわせると、約1100ヘクタール、市街化区域の面積が2,222ヘクタールですから、ほぼ半数が、この事業が全部完了すれば、区画整理によって、あるいはそのほかの方法によって、ある程度整備される、こういうことだと思います。

ただ、当初の多摩平、平山台、神明上あたりと違って、現に施行している区域、あるいは、これから施行しようとする区域は、宅地化が既に相当進行している地域であります。非常に難しい問題が出てくるかと思います。

日野市の人口が昭和30年に約２万7,000人、今、約16万ですから、約６倍になっているわけです。三多摩の総体が100万から、この30年に350万ということですから、平均よりも相当人口が急激に伸びているわけでありまして、これから施行する区域についても30年代、あるいは40年代と違って宅地化が相当進んでいる面、それだけいろいろ苦労があるはずであります。

それでは、これから質問に入りたいと思います。

まず、今、工事施行中の万願寺、高幡、豊田南、この３カ所の区画整理が、今どうなっているのか、ということです。万願寺については計画決定が40年、認可が56年、と非常にこの間があいているわけですけれども、平成４年といいますと昭和68年、ですから一応、事業終了の予定だそうです。高幡についても平成４年終了を目標としているようです。豊田南については５年、さらに、これから計画決定、あるいは事業認可をとろうとしている西平山、あるいは万願寺第二については平成10年、一応の目標は10年ということのようであります。これが、非常に難しいいろんな問題が出てきているようでありますが、果たして予定どおり今の状況で達成できるのか、この辺をまずお伺いしたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　簇野行雄君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　　それでは、お答えをいたします。

万願寺、高幡、それから豊田南の事業についての事業執行はどうか、ということでございます。

まず、万願寺でございますけれども、これは昭和63年度末の事業費ベースで進捗率を申し上げますと、35％でございます。若干見方をかえて申し上げますと、建物の移転で申し上げますと、これが全体で980戸ございまして46％の進捗率でございます。街路につきましては62％になっております。この事業施行年度が昭和55年から平成４年度で終わるか、ということでございますが、区画整理事業は、御承知のように最後は清算事務が出てまいるわけでございます。現在のところでは、できる限り平成４年ないし若干遅れる形になりますけれども、ハードな事業を終わらせまして、それで清算に入りたい、というふうに考えております。したがって、若干、事業年度としては遅れることになると思います。

次は高幡でございますが、これは事業費ベースで13％でございます。建物の移転が62％、街路の築造につきましては16％を完了をしている、ということでございます。これは事業年度、平成５年度までででございまして、できる限り年度内に事業を完了できるよう現在努力をしている、ということでございます。

豊田南でございますが、これは面積が87.1ヘクタールございまして、昭和61年度から平成５年度の事業の実施期間でございます。現在、豊田南につきましては換地の作業をしているところでございます。換地が関係権利者の了解がつきますれば、さらに家の移

転等に入るわけでございます。これは平成５年でございますが、ただいま申し上げましたように面積も広く、また家の数もかなり多いわけでございますので、まず今の時点で申し上げましても平成５年度の完了は無理でございます。

それから、西平山と万願寺第二でございますが、これは西平山につきましては、現在環境アセスの関係、それから都市計画法に基づくところの都市計画決定の事務、こういったものに入っているわけでございます。順調にまいりますれば都市計画決定を平成元年度の末、平成２年の３月にはいたしたい。事業認可につきましては約１年遅れになるのではないか、というふうに考えております。

万願寺第二につきましては、御承知のように万願寺の土地区画整理事業として既に都市計画決定がなされております。したがって、これから行う事務といいますのはアセスの関係と、それから事業認可をとる事務になるわけでございます。事業認可につきましては本年度末に認可をとりたい、ということで今事務を進めておる状況でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　簇野行雄君。

○17番（簇野行雄君）　　区画整理については、ある程度の組合施行と比べて面積も多い、したがって工事期間もかかる、こういうことはやむを得ないわけですけれども、その区間、ある程度、土地が供用停止になるわけです。できれば、先ほど申し上げたような事情で事業の執行は非常に難しい面もありますけれども、豊田南については多少遅れるんではないか、万願寺については、工事完了というと換地、清算金決定を含めて正式には言うわけですけれども、ほぼ工事は予定どおり完了するんではないか、こういうふうな答弁でしたね。

高幡については平成５年についてどうなのか、その辺、私、聞き漏らしましたけれども、続いて質問に入りますけれども、高幡の区画整理については例の病院、南部地区の病院の問題があるわけであります。これは、最初は市の方針として、ある程度仮換地作業が進んでいるので事業計画を変更しないで、その中で病院の用地を１カ所に仮換地同士、あるいは保留地を集中するなり、先行取得用地を集中するなりして取得する方針から、現段階では事業変更をして、仮換地の変更をして取得するのだ、こういうふうに方針が変わっているはずであります。今の段階として聞くところによると、事業計画の変更を審議会にかける前に一応準備会の形で関係者と折衝をしているんだ、このように聞いておりますけれども、その辺の経過はどうなっているのか、まず、お伺いしたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　再質問への答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　　お答えをいたします。

当初、議会の中で高幡地区の区画整理の中で公共用地を集合させる、ということで当初お話いたしましたのは、既に換地の計画も発表してございますので、関係するところの権利者と話し合いをいたしまして、保留地及び市有地を集合化する、ということをお話をしたわけでございます。

そのお話の論議の中で、一つの方法として事業計画及び換地の計画を変更したらどうか、その方がかえって早いし、また権利者の方もいいんではないか、という、そういう提言等もあったわけでございます。いろいろ、内部、それから新都市建設公社、いわゆる市と新都市建設公社と協議をいたしまして、結論としては換地計画を変更する。それに伴って換地計画が関係権利者の了解がつくことであれば、その次に換地計画の変更を土台にいたしまして事業計画を変更する、そういうことを考えたわけでございます。

それで昨年の10月でございますけれども、公共用地の集合化につきまして審議会の、これは協議会でございますけれども開きまして、審議委員さんの意見を聞いたわけでございます。公共用地の確保については、総論として御賛同をいただいた、ということでございます。

それで、本年でございますけれども、３月の初めでございますけれども、市の案を発表したわけでございます。この内容は、少し具体的に申し上げますと高幡の区画整理の区域内に、これは駅の南側、北側を含めまして市有地、これは公社の土地が若干ありますけれども、これは微々たるもんでございまして、これは市有地として御理解いただきたいと思いますが、幾らあるか、ということを申し上げますと、全部で4,673平方メートルでございます。

それから、保留地でございますが、これも駅の南北を含めまして3,002平方メートルでございます。合計いたしますと7,675平方メートルになるわけでございます。このうち、駅の南側にある土地を北側に公共用地として集合化する、というのは非常に技術的に難しいわけでございます。

それから、あと一つは今申し上げました市有地及び保留地を１カ所に全部まとめる、ということも、また区画整理の、いわゆる換地計画からいきまして、なかなか難しいわけでございます。できる限り１カ所に集合するということで、この３月初めの審議会に出しました案は、市有地3,305平方メートル、それから保留地1,028平方メートル、それで病院用地として、およそ2,000坪ということで考えておりまして、これは数字は若干前後いたしますけれども、計算の上では病院用地6,570平方メートルを確保しよう、そ

ういう計画を立てたわけでございます。

したがって6,570から市有地及び保留地の面積を引きますと、不足する面積が2,237平方メートルになります。要するに2,237平方メートルについては、その区域内にお持ちの地主さんに協力をお願いしたい。要するに一定の割合で市に時価で譲っていただきたい、そういう計画を出したわけでございます。位置につきましては、保健所及び保健所の東側に京王帝都のヤードがございますけれども、そのヤードのおよそ北側でございます。

それで、この３月初めに審議会に提示をいたしまして協力をお願いをした。続きまして３月の中旬でございますけれども、この用地買収に協力していただきたいという方、及びこの集合換地に伴いまして、土地の提供はございませんけれども、従前の計画に比較いたしまして移動する換地が出てくるわけでございまして、これらをあわせますと約二十数名になりまして、この方を含めまして、市長ももちろん出席をいたしまして市の計画を説明をし協力要請をした、ということでございます。

その後３月の下旬でございますけれども、地元の方から協力についてのなかなか難しい、というようなお話とか、そういうものもございました。５月に入りまして私どもの職員が、さっき申し上げました土地を譲っていただきたい、という方を中心にいたしまして、市の計画の説明、協力のお願いをしたわけでございます。

６月に入りまして、市の考え方をさらに詳細に説明をし、また協力を要請するということで、審議会の協議会でございますけれども開催をしていただきまして、お願いをしたところでございます。

さらには９月の初めでございますけれども、審議会をやはり開きまして、市有地及び保留地の集合化、それから土地の提供については、主として現在保有しております市有地、あるいは公社用地の提供、それから万願寺区画整理区域内等の保留地の、いわゆる適正評価での提供、こういったことをお話をいたしまして協力のお願いをしている、という状況でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　簇野行雄君。

○17番（簇野行雄君）　　大体、今までの経過はわかりました。

私、この問題について思うんですけれども、どうも最初から市立病院が南部地区に――市立病院というか総合病院を南部地区につくる、という市民の強い要望はあるわけでありますし、ぜひ実現したい、と私個人も思うわけですけれども、ただ、この取り組み方、対応について検討なり調査が十分でなかったんではないか、このように考えられ

ます。

それは過去のことですから、言っても仕方がないことですけれども、ぜひ、余りこのことが引っかかると区画整理自体の進行も遅れるわけであります。なんとか、できるだけ関係者と折衝をするなり、あるいは知恵を絞って問題の解決に当たってもらいたいと思います。

では、続いて、あとは豊田地区の幾つかの問題に触れてみたいと思います。

私、よく平山橋を渡って、あそこを右折して、市役所へ来るのに豊田の用水路に沿っていつも通っているわけですけれども、既に工事用道路が田んぼの中に、ある程度できているようです。もうかなり前に完成――担当者に聞いてみると全部完成したわけではない、と言うんですけれども、その後、一向に工事がはかどっていない。何かあるのかな、というふうにも聞いてみたわけですけれども、まだ仮換地が済んでいない、したがって工事着工は仮換地決定後になるんだ、とこういうような説明のようであります。

ただ、この豊田南口の区画整理については、せんだっても、これに反対する組織があるようでありまして、私たちにも話を聞いてくれないか、というようなことで呼びかけがありました。たまたま、私は都合が悪くて行けなかったですけれども、この問題は、あの地域の中の第一、あるいは豊田荘の処理の仕方が発端であったんではないか、と私は認識しているわけですけれども、問題は非常に微妙なところだと思いますけども、ある程度あの地域が、今の区画整理の手法からいけば不十分ではあるけれども、道路なりが整備されている。したがって市の方針としては、あのままあの区域には不十分ながら手をつけないでおこう、その場合に減歩はしない、清算金で処理しよう、こういう、たしか方針のはずだったわけであります。

それについて、それでは不公平ではないか、他の地権者との負担のバランスがとれないんではないか、とこういう問題が、事態が紛糾する発端ではなかったか、と理解しているわけですけれども、確かにこういう問題は、他の地域でも宅地化が進行している地域では見られるわけです。この不公平の問題については、ただ、これを全面的に今の企画にあわせて整備すると、工事費なり用地費全体の換地、あるいは減歩率に影響が出てくる、この辺との兼ね合いだ、ということだと思うわけですけれども、その辺のお互いの理解不足があったのではないか。よく住民参加、住民参加ということが言われるわけですけれども、総論賛成で各論反対ということも言われます。非常に利害がふくそうしてですね、100%だれにも納得できるような結論は出ないんではいか、そういうふうに私感ぜられるわけで、市の対応なりも、これももっともだと思うし、あるいは権利者の

反対される方の言い分も、これもある程度理解はできるわけですけれども、その辺のこれからの対応がどうなるか、ということが問題ではないかと思います。これについては答弁は結構です。

それから、豊田地区については駅前の再開発の問題がありますね。これが、ある程度目標が平成何年度には基本計画を策定する、とかいう目標は、たしか日野市の基本計画には入っているはずです。その辺をにらみあわせて進捗状況はどうなっているのか、予定どおり調査なり計画は進行しているのか、こういうことと、関係者のこれに対する対応はどうなっているのか。

いま一つ、私、交通対策特別委員会に所属しているんですけれども、バス路線の問題がありますね。福島委員長を初めこ問題については、いろいろ京王側とも折衝をしたわけですけれども、今の段階では豊田の南口からあの用水路のわきを通って、二小のわきを通り、それから一番橋を抜けて高幡に来た、こういうルートを考えているんだ。いま一つは、高幡駅から百草、こういうルートだそうですけれども、第１のルートについては、二小の北側の道路が非常に狭い、この改善が前提だ、こういうふうな結論だったと思います。

既に区画整理もある程度始まったわけですし、ひとつ先行事業としてあの辺の整備が可能ではないか、なかなか用地買収なり何なり、ということでは難しいでしょうけれども、たまたま区画整理区域内なので、その辺で何とかあの狭い道路の整備ができないのか、そして、バス路線をあそこへ開通できないのか、この辺はどういうふうだろうか。

この２点について答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それでは、豊田南の再開発の件につきましてお答えをいたします。

再開発事業の進め方といたしまして二通りあるわけでございます。

一つは、再開発事業法に基づきまして、いわゆるその法律の網をかけまして事業を進めていく方法でございます。この近在で進めているところは大体その再開発法に基づく事業でございます。要するに、その法律に基づきまして都市施設の整備、それから、いわゆる再開発に基づくところのビル等をつくっていく、ということでございます。

あと一つの方法は、いわゆる都市基盤整備、駅広とか道路、公園等については区画整理法に基づいて行う。換地後、一定の街区の権利者が共同をして再開発に基づくところの共同ビルとか、あるいは法律以外で組合とか、あるいは会社をつくりましてビルをつ

くっていく、そういう方法に二通りに分かれるわけでございます。

理想的には区画整理法で基盤整備をいたしまして、それで一定の街区に再開発等で共同ビル化をする、というのが一番いいわけでございます。どうしてかといいますと、換地作業の中でいわゆる共同ビル化等に参加する人、それからしない人、これを振り分けていけるわけでございます。要するに事前に、換地前に意向調査をいたしまして、それで換地作業に反映をさせていく、ということでございます。

豊田南につきましては、一応その方法で地元に入ったわけでございますけれども、何分にも再開発といいますのは、その将来の予測というものが非常に難しい、ということと、それから豊田南につきましては、他の地区に比べまして比較的、各権利者がお持ちする土地の面積が小さい。ちょっと言葉は悪いんですけれども、いわゆる零細地主といいますか、そういう形になっております。これが、一つの核になる大きな所有地を持った地主さんが入って来ますと、なかなか進めやすいわけでございます。

そんな条件は、いろいろありますけれども、区画整理で、いわゆる外へ飛んでもらったり、あるいはその近くの方から再開発に賛同する人をその区域に入ってもらうとか、そういう話し合いを勉強会を含めてやってまいりましたけれども、現時点では、なかなかそういう形ではまとまらない、ということでございます。

それから、もし無理やりに意向調査をいたしまして権利者の入れかえを行いますと、区画整理事業そのものも、とんざさせるという、そういう危険性もはらんでいるわけでございます。そういう状態になりますと、やはり基盤整備事業を最優先をしなきゃなりませんので、現在のところでは、まず区画整理事業をいたしまして特定の街区に換地される方の権利者に、いわゆる共同ビル化のメリット等を説明したり、あるいは勉強をしていただきまして、そういう方向で進めていきたい、というふうに今考えているところでございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　２点目の区画整理に絡んではいますが、バス路線の関係でございますので、私の方からお答えさせていただきたいと思います。

バス路線につきましては、市内の何点かの要望を京王サイド、あるいは市も経費負担の問題を含めて要請しているところでございます。その中の一つとして、高幡不動から豊田駅までの循環的なバスということで、京王側から自主路線の方法で提示があったことは既に御承知とおりだと思います。

しかし、この提示に対しまして、内容としてはこの路線は非常に、今いわれました豊

田の一部ではございますが、幅員がない、ということの問題が一つの大きなネックの問題でございます。その他、二小までの間の中にはカーブの問題、都に対する要望事項等も踏まえて11点、改良部分があるわけでございます。

その中の大きな問題がこの幅員の問題ということで、既に内部では、都市整備部、建設部とも協議を何回か重ねております。しかし、現状の中においては大きな問題の幅員の部分が残っております。よって、この豊田の区画整理の進行等を見合わせながら今後の対応をしていく以外にない、というような、現状では結論に至っております。

以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　簇野行雄君。

○17番（簇野行雄君）　余り時間も経過しますので、これ以上、この点については再質問をいたしません。

次に、東西平山の区画整理に関係する問題について質問したいと思います。

この問題については、一般質問初日に高橋議員が何点か質問されました。一つ、ＪＲの新駅の問題があるわけです。この点については既に調査書もでき上がっておりますし、これについての追加要請もあって、既にここで提案済みだ、こういう、たしか市長の答弁であったはずであります。

私たち関係議員が昨年だったでしょうか。地域の関係者の皆さんに署名運動を働きかけて、ＪＲの本社へ要請に行ったことがあります。そのときに、やはり新駅についての対応は、国鉄時代と変わらないんですよ、とか、あるいは署名人数なんか多くたって少なくたって同じですよ、とこういうような関係者が対応をされて、非常に失礼な言い方をされて、私、気になったことがあるんですけれども、非常にＪＲのガードも固いようです。

調査書によると、経済的採算面については、これはいろいろ見方があって、いろいろの結論が出るかと思うんですが、技術面については、ある程度あそこはカーブにはなっておりますけれども、現行の基準はクリアしているんではないか。なお、西、あるいは東へいまちょっと入れたらどうか、というような案も今回検討されておるようであります。

ぜひ、地域としても長年の要望でありますし、一つは区画整理の目玉商品でもあるわけであります。地域の開発のためにも、何とかひとつ目標を達成してもらいたいと思います。

ただ、これは区画整理の関連事業でありまして、ある程度、事業認可の時点までには

結論を出さないと、どうも後が、事業計画が進展しない、こういう事情があるはずであります。ひとつ、いつでも先へ延ばしてもいいんだよ、ということではないわけであります。ある時点までにはどうしても結論を出してもらわないと、区画整理自体がおかしくなる、こういう事情もあるわけであります。その辺をひとつ頭に置いていただいて、今後促進に向かって、我々も協力するにやぶさかでないわけですから、ひとつ理事者も積極的に対応していただきたい、このことを要望しておきます。

あと、先ほど申し上げたように、これから事業に入るところは、非常に30年代の区画整理と比べると宅地化が進んでいる地域であります。よく昔は――昔はといいますか、大体区画整理が可能な限度は、１ヘクタール当たり４戸ぐらいの既存宅地が限度だ、こういうふうなことを言われていたわけですけれども、たしか、この地域はとてもそんなところではない。もっと、これは計算してみればすぐわかることですけれども、今、居住者がどのくらいいるのか、それから、１ヘクタール当たりどのくらいになるんだろうか、その数字がわかりましたらで結構ですけれども、ひとつ説明してもらいたいと思います。

それと、区画整理事業をスムースに進めるためには、どうしても市の先行取得が必要なわけです。まして日野市のように減歩緩和規定がある。減歩緩和については、その土地については市の先行取得用地を充てなければならない、という事情もあるわけです。先行取得が現在どの程度進行しているのか、ということ。

それから、あそこに元の、旧国鉄の官舎の跡地があるわけです。これをたしか学校用地として、これでは不足ですけれども用地の一部に充てたい、とＪＲから買収したんだ、こういうことが以前、表明さておりましたけれども、その辺の交渉経過は今どうなっているのか、ということですね。

それから、これも請願が出ておりまして採択された問題ですけれども、地域から、あの辺には見るべき施設が一つもないんだ、ひとつ総合文化センターの設置をお願いしたい、こういう請願が出て採択されております。いろいろ担当に聞くと、これは用地さえ区で取得してやれば、また技術的に進入路なり何なりに問題がなければ、また関係地主の協力が得られれば、当初、事業認可後、直ちに仮換地作業に入るわけですから、その段階で区画整理の終了を待たなくてもやる気になればできるんだ、こうふうなことのようでありますけれども、その辺の対応はどう考えているのか、ということが１点。

それから、あとは用水関係ですけれども、実は、今、私、あそこの用水組合長をしておりまして、建設省から、あそこに川北用水、それから上村用水と二つの取り入れ口があ

るわけですが、何とかひとつ片方を、中央線かけかえ作業との関連もあるので、できたら片方を廃止してもらえないか、こういう要請が以前からあるわけです。新井用水のことを申し上げるんですけれども、あそこは事実上、既に用水組合は機能してないんですけれども、水門閉鎖の問題がある。区画整理事業の中でこれを処理すればよかったんですけれども、事業開始の時点ではまだ水田が相当残る予定、水門が必要だ、ということで閉鎖しないまま現在に至っている。今となっては、これは原因者負担で復旧しろ、こういうことのようで、その復旧に困って解散するにも解散できない、というような事情にあるようであります。

あの地域の用水組合としても、いろいろ問題がある中で、将来、あの中の水路は区画整理ではどんなふうに考えているのか。豊田用水の場合には、あの用水路は、たしかあのままではないにしても将来とも残す、というような形で考えられているようですけれども、西平山、東平山の区画整理の場合は、あの水路は将来区画整理の中でどういうふうに生かすつもりか、その辺、検討されておりましたら答弁を願いたいと思います。

以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　　お答えいたします。

西平山土地区画整理区域内の居住者の数等でございますけれども、まず建物の数でございますが、現在、調査によりますと1,173棟ございます。参考までに申し上げますと、このうち移転をするのが1,038戸でございます。それから世帯数でございますが、約1,500戸、これは人口に直しますと、約4,500人でございます。権利者数が1,146人、これは個人が1,099人、法人その他でございますが、これが47人でございます。

それから先行取得の状況でございますが、これは一番新しい数字で申し上げますと、この区域を区画整理をする上で、いわゆる減歩緩和用地として、まず必要なわけでございます。この面積が約２万1,000平方メートルでございます。現在確保してありますのが１万1,474平方メートルでございます。不足分につきましては、今取得についての努力をしている、ということでございます。

それから、４点目の公共用地を事業が完了しなくても早目に使えるのではないか、ということでございます。これは、御承知のように区画整理につきましては、事業認可が下りますればいわゆる区画街路が固まってまいりますので、田んぼとか、あるいは畑、いわゆる空地については土地の借り上げをいたしまして、道路の築造、それから宅地造成を行っているわけでございます。順次、仮換地の指定をしていきまして、使用収益の

開始をさせるわけでございます。要するに、道路とか排水、宅地造成が済みますれば使用収益の開始をさせますので、その条件が整えば、そこにあるいわゆる個人の土地でありますとか、公共施設の用地がそこにありますれば使える、ということになるわけでございます。

それから、最後の用水の問題でございますが、現在、御指摘のように取入口が２カ所ございます。この取入口につきましては観光水利権の問題、それから建設省の考え方もございますし、また市として、仮に水田等がなくなりましても環境用水としてどう維持保全するか、ということもありますので、十分検討をしていきたい、というふうに思います。

現在のところ、まだこの区域内の農業者に対しまして水田として耕作するか否か、そういった意向調査はまだ済んでおりません。どうしても水田経営を行う、稲作を行う、ということになりますと、しかるべきところに集合化をいたしまして水利を整える、ということになるわけでございます。もし、こういった水稲の栽培がない、いわゆる農業用水として必要ない、ということになりますれば環境用水として、いわゆる区画整理の中に水辺を織り込むような形での配慮になる、そういうことでございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　２点目、３点目について、私の方からお答えしたいと思います。

まず、２点目の関係でございますが、国鉄用地の問題でございます。御承知のとおり市内には、小さく分類しますと４カ所の国鉄用地があるわけでございます。その中身としては、旧日野駅のところでございます。駅長官舎の部分のところでございますが、あそこがちょうど２カ所ということであります。

なお、今、質問の中にありました平山の区画整理の中の鉄道官舎の跡地が１万平米あるわけでございます。これは、目的を小学校用地ということで、そういう払い下げのお願いをしているところでございます。もう１カ所は鉄道寄り、ちょうど車庫の裏側、三角地でございます。その場所ということで４カ所、もちろんこの４カ所すべてについて行政としてはこの土地を買いたい、ということで現在生産事業団に意思表示をしているところでございます。年次につきましても具体的に、日野駅のところが現在具体的に話の進んでいるところでございます。もちろん、これは日野駅のところを目標として駐輪場に使う、というような考え方の中で、この跡地の払い下げを求めているわけでございますが、ただ、この問題というよりは、西平山の区画整理の地域内のこの１万平米を求

めるためには、どうしてもこれは必要である、というような前提の中での前段の部分の協議もしている経過でございます。

４カ所について、今後、年次的な計画、また財政負担もあるわけでございますが、当面、日野駅の払い下げ後、西平山区画整理の官舎跡地の交渉になろう、というふうに思っております。

なお、３点目でございますが、総合文化施設の問題でございます。午前中にも他の議員さんから、いろんな施設計画の問題があったわけでございますが、確かに用地の確保が、まず先行であろう、というふうに我々も考えております。

具体的な問題としては過去の経緯等を踏まえまして、ここには総合文化施設、というふうな具体的な問題でございます。既に庁内では本年の１月、コミュニティ施設ネットワーク調整会議ということで庁内に組織を発足しております。これは、当然、関係部所においてのどういうコミュニティ施設をつくるか、というような検討を重ねているところでございますが、あわせて本年度の事業の中では、コミュニティの施設整備の基本計画を策定するための基礎調査を行う考え方も持っているわけでございます。庁内の調整会議とあわせまして、こういった基本調査の策定を整合性を持たせながら進めていきたい、というふうに思っております。

具体的な問題としては、この西平山区画整理事業、あるいはすべての区画整理のところにも言えるわけでございますが、この施設計画をある程度調整をした中で、やはり用地を求めながら計画的に、体系的な施設計画を進めるべきだろう、というふうに現在考えております。できることであれば、このコミュニティ施設調整会議の中でも議論は進めておりますので、市内全体の整合性を持たせながら考えていきたい、というふうに思っております。

以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　旗野行雄君。

○17番（旗野行雄君）　　都市整備部長の今の説明の中の数字ですね、戸数が1,173戸ということは、あそこの面積が92ヘクタールですから、１ヘクタール当たり13戸弱ということになります。非常に宅地化が進行している。今、あそこの、我々、農地としてあの中を所有している人たちは、いろいろ最近は情勢も変わってきました。後継者もそんなにいるわけではない。高齢化も進んでいる。まして、最近、相続税が非常に高くなってきた、いざというときには持っている土地の半分も処分しなければ相続税が払えない、というようなことも聞いております。ところが、売りについても宅地にできない。道も

ないような農地では、どうにも買い手がない、というようなこともあります。何とか農業は続けながら、いざというときには手放せるような、売れるような状態にしておきたい、こういうような心境になってきております。

したがって農家については、区画整理事業については総論的にはそんなに反対はないわけです。ぜひ早くやってもらいたい、こういうような一般的な空気であります。ただ、中に住んでいられる方、これについては非常に皆さん、将来どうなるんであろうか、という心配は持っております。それは貴重な財産に手をつけるわけですから無理もないと思います。いろいろ、減歩はどうなるんであろうか、あるいは清算金はどうなるんであろうか、移転のときの家の傷みは保証してくれるんだろうか、というような心配をしております。また、減歩とか清算金とか、こういうことは経験した人でないと非常に理解しにくい問題も問題なわけです。ぜひ、手間もかかることではありますが、そういう難しい問題、心配していることについては徹底的にひとつ説明をして、関係者は理解を求めるようにしてもらいたい、ということをお願いしておきます。

あと、きのう石坂議員も触れられたんですが、区画整理区域を、ある程度見通しとしては、都市基盤の整備については見通しはあるわけです。ところが、こういう区画整理の見通しがない地域、これについては全然、将来どうなるんであろうか、という見通しが立てられない。まして道路の拡張にしても、こう地価が高くては手をつけにくい、ということが言えるかと思います。

先日、我々の会派で小松市、あるいは高岡市を視察してきたわけですが、とにかく用地が非常に安く手に入るということ、一つの道路を整備するにしても工事費はそんなに違わないけれども、用地費が段違いに安い、ということが言えると思います。

今の日野市の現状を見ると、これは区画整理は別問題ですけれども、点的、あるいは線的整備によって都市施設を整備するのは、非常に難しい問題があるわけであります。南平の駅周辺約30ヘクタールの整備計画書がここででき上がりました。見てみると、現状分析については非常によくできている。ただし、どうするかとなると、これは区画整理の手法によるんだろうか、あるいは再開発の手法によるんだろうか、あるいは面的、線的整備よりも仕方がないのかな、とこういうような結論は、出ていないようであります。非常に、あの地域を面的に整備するということは、また問題があるわけです。

あそこの差し迫った問題としては、霞堤のあそこをどうするか、という問題もあります。あの辺の問題をどう解決するか、というようなこともあるわけであります。ただ、どうしよう、というような計画だけは、ひとつ、区画整理が予定されない地域についても計画だけは検討していただきたい、ということと、私、不思議に思うんですが、今は道路一つ拡張するといったって用地買収は、これは大変なことは確かなわけです。手っ取り早い手段として側溝がありますね。そこのふたぐらいは、ひとつ、私の地域でも人と車がよけ合いできないような道路がいっぱいあるわけです。そんなに金のかかることではないわけですから、ふたかけぐらいは何とか、要望があったら要望に応えてもらいたい。交通事故の発生のもとにもなるし、そういう狭い道路を放置して、ふたかけをしない、というような状況では……。

その辺だけ一つ要望して、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって15の１、区画整理事業の現状と関連の諸問題についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（一ノ瀬　隆君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時25分　休憩

午後４時３分　再開

○副議長（一ノ瀬　隆君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問16の１、祭囃子の保存と後継者の育成についての通告質問者、福島盛之助君の質問を許します。

〔７番議員　登壇〕

○７番（福島盛之助君）　議長のお許しをいただきましたので、にぎやかなところで祭囃子の保存と後継者の育成について、と題しまして二、三お伺いをいたしたいと思います。

私たちの住むこの日野本郷の鎮守様とも言われる八坂神社の祭礼を明後日に控えまして、町にはちょうちん、締め縄等、張りめぐらされまして、市民も祭りを待つ心に浸っておるようでございます。また、15日の宮みこしの渡御、16日夜の民謡ながし、それに引き続いてのみこしパレード、と祭り気分も最高潮に達するんではないか。今、各町内ともその準備に大わらわのようでございますが、また老若男女を問わず年一度の祭りに参加してこその祭りの味わいもあるんではないか、と思っております。

そして、その祭り気分を盛り上げるのは何といっても鐘、太鼓、軽快なリズム、祭囃子ではないでしょうか。この日野市に古くから伝わる祭囃子は古老の言い伝え等により

ますと、元祖は日野市日野宿東光寺で疲弊した農村をよみがえらせる、と村の有志が図って道具を整え若者たちに娯楽として与え、勤労意欲と愛村の精神を養うために早くから祭囃子に類する囃子があったという。その囃子連中が目黒から弥一という師匠を呼び正調目黒囃子の指導を受け、その囃子が今に受け継がれている、と言われております。と組囃子連、これは東光寺囃子連のことでございますが、現在でも使用されております囃子用具のすりがねには「明治五年４月」と銘が刻まれておるところから、明治初期のものと思われますが、戦後の20年代に日野宿加組、今の日野本町でございますが、それと東町に伝えられまして、各地の祭礼などに使用されております。そして、日野市主催の産業祭り、また各種の行事にも参加をいたしまして花を添えているのが現況でございます。

そして、現在この日野市には東光寺囃子連、加組囃子連、東町囃子連、新石囃子連、四谷囃子連、同志会囃子連、豊田囃子連、一中囃子愛好会と８組がございまして日野市祭囃子連合会が結成をされております。会員数は約160名で、４歳から84歳という幅広い人たちが、この会員として参加をしております。構成は５人囃子と言われるように笛１人、大太鼓１人、しめ太鼓２人、鉦１人、と５人一組みで、それに獅子、狐、ひょっとこ、おかめ、これ等の踊りが加わりまして曲によって変化を持たせております。

そして、そのユーモラスな踊りは見る人の心を和ませてくれております。そして、現在演奏されております曲目は、はや鎌倉、宮鎌倉、しちょうめ、じんば、この５曲をまとめまして一囃子と言われております。天下泰平、五穀豊饒、無病息災、今で言う平和で明るい社会、健康で豊かな生活を求める庶民の願いが込められているんではないか、と思っております。

そこで、３点ばかりお伺いをいたしたいと思いますが、その１点目といたしまして、現在、文化協会がございますが、その文化協会との関係はどうなっているか、ということでございます。文化協会には、既に民謡、舞踊、詩吟というような団体、19団体が加盟をしておりまして、芸能文化の向上に同一歩調でそれぞれ活躍しているようでありますが、囃子連合会に対して当局としては、どのような接し方をしておられるのか、ということでございます。

続きまして、第２点目といたしましては、昭和58年８月８日に市役所、これは教育委員会であろうかと思いますが、日野市祭囃子連合会名をもちまして、日野市無形文化財保存団体届が提出をされておるとのことですが、その取扱はどうなっているのか、現在のところで市では、無形文化財に指定される価値がある、と認められるのかどうか、連

合会に対しどのような回答をしておるのか教えていただきたいと思います。

次に第３点目でございますが、後継者の育成でありますが、どの囃子連も後継者難のようでございます。一人前になるには10年とも20年とも言われ、この囃子を習うには楽譜はないそうでございます。ただ、口移し、手ほどきでの指導でありますので、よほど意志のしっかりしている人でないと途中で落伍してしまうそうでありますが、日野市に残る民族芸能、祭囃子の保存に連合会としては最大の努力を払っておるようでございますが、幸い、この祭囃子に生きがいを感じまして、私の生存中に持っているものをすべて若い人たちに伝授したい、と子供たちを集め指導しておる篤志家がおることを、この席より報告をさせていただきます。

以上３点につきまして、行政側といたしましてはどのように御指導していただけるのか、御見解をひとつお願いをいたしたいと思います。

よろしくお願いします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　福島盛之助君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（坂本金雄君）　ただいまの福島議員さんの祭囃子の御質問にお答えを申し上げます。

１点目の文化協会との関係でございます。

文化協会につきましては、市内の各文化団体が個々の団体の発展と向上、あるいは相互の交流、それから市民文化に寄与する、こういう三つの大きな目的を持って結成されておるものでございます。この加盟団体は市内に根拠をおきます文化的事業を行うことを目的とする団体で、単位団体ではございません。連合体の団体が、同種目の連合体を原則として加入をすることになっております。

したがいまして、御質問の中にございました囃子連でございますので、連合体でございますので、この文化協会への加入はスムーズに行くものと思います。

平成元年度の協会加盟団体は、音楽、絵画、舞踊などの活動を行います文化、芸術団体、それから盆栽ですとか囲碁などを主といたします趣味、教養団体など、あわせまして16団体で構成されております。

祭囃子につきましては、市内各地域で郷土の伝統芸能を保存育成し公開活動を行う、そういう団体として成人、青少年約160名でございますか、今の御質問の中に出てまいりましたけれども、160人を主体とした囃子連８団体がございます。その連合体である日野市祭囃子連合会を組織しているか、組織をしておりますこの連合体は文化協会へは加入をしておりません。

しかしながら、先ほど申し上げたとおり同種の連合体でございますので、文化協会への加入はアクションを起こしさえすれば、それほど支障なく加入はできるものと考えております。

それから、２番目の文化財保存届けでございますが、御質問のように大分古いときに今から六、七年前、58年８月に日野市の無形文化財保存団体届出書というものが提出されました。当時の社会教育課長が確かに受け取ってございます。その届出書につきましては現在も保存をされております。

その届出書の趣旨を大別してみますと、目黒囃子を中心にした囃子を市内六つの囃子連が郷土芸能として育成、継承しつつあるということ、これがまず冒頭にございます。２番目に、これに伴う指導者、後継者、練習所等に支障があって活動が衰退ぎみであるということが２番目に言われております。それから３番目には、これらを克服するために囃子連を組織化し連合会を結成、無形文化財として保存に取り組みたい、こういう決意が書かれております。４番目に後継者の育成、青少年の非行化防止、市内行事への参加に取り組みたい、こういうことも書かれております。

最後に、１から４までを考慮し保存団体としての承認を求めてもらいたい、こういう段取りでございます。

この保存届出書を受け取りまして、社会教育課におきましては、この承認を求めております団体にその活動の状況などをぜひ知らせていただきたい、この要望者側に活動の裏づけとなるものを何か文書で、実績報告書の形で出していただきたい、そういうことを申し上げたわけでございますけれども、それがそのままになりまして、まだ実績の報告書が出ていない、こういうことが現状でございます。

３点目の後継者の育成でございますが、各市の祭囃子保存会、あるいは祭囃子の連合組織、こういうところと教育委員会とのかかわりを見ておりますと団体の自主育成に任せております。日野市といたしましても後継者の育成につきましては、団体内部でもって自主的なお考えで進めていただく、こういう方針を持っておりますけれども、練習場所の確保でございますとか、あるいは補助の問題ですとか、こういったものにつきましては今後積極的に、前向きな形で考えさせていただきたいと思っております。

ただし、２番目のところで申し上げましたように、今まで実績報告書が出ておりませんので、その報告書を子細に調べまして、この団体として認定するかどうか、そういう段取りになるわけでございますけれども、判断の材料が出ておりませんので長引いておるわけでございます。

日野市の文化財保護条例という条例がございますけれども、この条例の中には無形文化財の扱いもございます。この囃子を市条例による無形文化財に指定するためには、文化財専門委員さん方の専門的な御意見なども聴しなければなりません。そういう段取りを経まして無形文化財に指定される、というようなことも出てくるわけでございます。そういうことになりますと教育委員会といたしましては、さらに先ほどの御質問の中に出てまいりました譜面がない、譜面がないということは後世に正しく伝えられない、というような問題点も出てまいります。

したがいまして、現在のお囃子の中から採譜をいたしまして、譜をつくりまして保存をする、というようなことも必要でございますし、あるいはビデオなどに撮影をいたしまして、後に伝える、こういうことも正確を期す上ではぜひとも必要でございます。

そういった方向で御援助を考えております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　実は、本年３月の19日に日野市市民会館におきまして、東京都民族芸能大会が開催されたそうでございます。主催は東京都民族芸能大会実行委員会、後援は日野市教育委員会でございまして、それに出演をいたしました団体をちょっと申し述べさせていただきますと、小河内の鹿島踊り、これは羽村町の方でございます。それと、おしゃらく、これはおしゃれという意味だそうですが、これは江戸川区の方です。それから、笹野の四季３番、桧原村、小河内の車人形、これは奥多摩町でございます。それらとともに、この日野市の祭囃子も出演をいたしまして喝采を博したそうでございますが、その出演者の話によりますと、いま一つ盛り上がりに欠けた大会だった、とのことでございます。

地元日野市の熱意はどうだったのか、せっかくの機会であったので、遠来からのお客様をもてなす意味からも、もう少し盛り上げてやるべきではなかったのかな、というような意見を聞いております。

それと、今回の議会に提案されております都からの補助金、市町村活性化事業交付金3,600万円ですか、当局の説明によりますと、ふるさと創世の意味を含め、ふるさとと呼べるまちづくりのためにその記念行事として記録映画を作成したい、とのことでございますが、その被写体としては埋もれておる伝統の文化芸能を掘り起こし、育成し、古きよき時代を語り、ふるさと意識を高めるのも一つの方法ではないか、と思っております。これらの問題については、後ほど、また御答弁をいただきたいと思います。

なお、来る10月の７日、土曜日でございますが、都立日野台高等学校の開校10周年式

典が盛大に行われるそうでございます。その記念行事として、この祭囃子の出演依頼がありまして、会員一同、今、はりきって練習に打ち込んでおりますが、古きをたずねて新しきを知る、これから巣立つ若人にふるさとのよさを教えるよき企画ではないかと私も関係教師の御努力、御尽力に対して敬意をあらわしているところでございまが、また東光寺小学校の10周年記念にも出演することになっているそうでございます。

そこで、また後ほど市長にお伺いをいたしたいと思いますが、これからの日野市の祭りと伝統ある祭囃子に対し、どんなお考えがあるのか、市長は例年、15日の八坂神社の宮みこし巡行に先立って行われる御霊入れに出席をいたしまして、玉ぐしの奉呈をされておりますが、当然、公人としての御案内であろうかと思われますが、市長は、いや、私人である、と答えるでありましょう。それでは玉ぐし料はどうなるか、とは私は問いませんが、今まで、祭りといえば神社を中心に行われておりましたが、これからはどうなのか、以前は八十八夜から数えて二百十日に当たる９月２日の八坂神社の例大祭、近郷近在を見ましても９月９日の初９日、19日の中の９日、29日のしまい９日、と厄日を選んで祭りが行われておりましたが、最近、多くの市民が参加しやすいように、日曜、祭日を選んで行っているようでございますが、日野市こぞっての祭りは産業祭りぐらいのものですが、先日、立川では昔あった山車の里帰りをさせて市民祭が行われたようでありますが、今後、行政が主体となって全市上げての市民祭など、どうなのか、市長の御意見を後ほど伺わせていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　教育次長。

○教育次長（坂本金雄君）　お答え申し上げます。

早速、企画財政部とも協議をいたしまして検討させていただきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　氏神さんを毎年祭礼の形でお祭りをし、その際に古くから日本民族の伝統的なお祭り形式の中に、みこしでありますとか屋台でありますとか、それからまた、お囃子もある、ということは八坂神社の場合も同様だ、というふうに思います。一つの民族文化財たりうる立場もございますし、いかに宗教行事と別扱いになるか、といいますか、別扱いにするか、そのあたりのことも多少あろうかと思いますが、余り行政に依存しないで本当に地域の方々の努力によって運営をされ、また発展の方途を求めていかれる、というのが本来的な正確ではなかろうかと思います。

ただ、いろんな形で表に出ない、御便宜を図る場所を提供する、そういうことは一つ

の市民運動の姿でもございますし、それから庁舎の周辺にそういったみこしが勢ぞろいをしていただく、というようなことは、これまでも希望としてお話をしたことはありますが、実現には至っておりません。

そのあたり、特に御提案の祭礼行事の中のお囃子を文化財として伝える、ということは有意義だと思っておりますので、教育委員会を通じ文化行政を通じて適切な対応をさせていただきたい、こんなふうに思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　祭囃子という題名での質問でございますが、今の日野市の現状を見たときに、まだまだお祭りどころではないよ、という方もあろうかと思いますが、「衣食足りて礼節を知る」という言葉もございますが、日野市の懸案であります土地区画整理事業、道路交通網の整備、下水道事業の完備を一日も早く達成をいたしまして、阿波踊り、富山の風の盆踊りにも匹敵し、まさるとも劣らないような、全市上げて総踊りのできるような、そんなお祭りの夢を抱きながら、この質問簡単でございますが終わらせていただきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって16の１、祭囃子の保存と後継者の育成についての質問を終わります。

一般質問16の２、四ツ谷前（仮称）区画整理の現状と見通しについての通告質問者、福島盛之助君の質問を許します。

○７番（福島盛之助君）　引き続きまして、仮称四ツ谷前区画整理事業の現況と見通しについて、ということで質問させていただきます。

先ほど、簾野議員より区画整理の問題につきまして、いろいろと質問がございましたので、私は規模をしぼりまして質問をさせていただきます。

前回もお聞きをいたしておりますが、中央線日野駅から歩いて二、三分、これからのまちづくりに重要なポイントを占めているところでございまして、このままでいいんだろうか、土地の高度利用のため何とかしなければ、と農地の所有者三十数名の合意が成立をいたしまして、組合施行による区画整理の事業化に向かって動き出したところでございますが、初めの計画ですと約４ヘクタールぐらいであったのが、将来のまちづくりを考慮、行政指導により７ヘクタールぐらいに拡大をされましたので住宅地にも関係をしてまいりました。再々の説明会を持ち、話し合いを進めていただいてはおりますが、そこにお住まいの方々の心情を察するに一朝一夕に承諾は得られないのではないか、と思いますが、その後の経過、差し障りのない程度で結構でございます。教えていただけ

ればありがたい、と思っております。これが第１点目でございます。

続きまして２点目でございます。

小宅地の方、また安住の地を求めて住宅を建設した方、住まいを建設してまだ間もない方、とそれぞれ立場が違い一律に論じられないとは思いますが、ある程度、区画整理に対する理解はなされそうなのか、日野市の中にある四ツ谷前の位置、都市計画道路の建設、下水道布設と関連している事業、とおわかりになっていただけるのかどうか、心情的なものでございますが、おわかりになりましたら教えていただきたいと思います。

続きまして、第３点目でございます。これは薬王寺との関係でございます。

そもそも、この区画整理事業の始まりは薬王寺の改築計画から進展したものでありまして、同時進行が能率的だ、と事業化が進められてまいりましたが、ただいま申し上げました住宅地も関連してまいった関係上、時間がかかり、寺の方ではこれ以上待てない、というようなことのようでありますが、行政の方ではどのように指導をされておられるのか、今後の見通し等につきまして教えていただきたいと思います。

続きまして、第４点目でございます。

工事着手の時期、これは随分早い話ですが、計画決定、仮承諾の受領、組合の設立、役員の選出、仮換地の決定、工事人の選定、と順序はいろいろあろうかと思いますが、現在のような進捗状況から見た場合、一般的には、工事着手はいつごろになりそうなのか、また工事期間は、完成は、今までの経験からお示しをいただければありがたい、と思っております。

以上、４点でございます。よろしくお願いをいたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　福島盛之助君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

今、お話にも出ておりましたように、四ツ谷前の区画整理につきましては、現在、ゾーニングをいたしました面積が約７ヘクタールでございます。それで、施行の方法といたしましては組合施行で考えております。

現在の状況でございますけれども、この７ヘクタールの区域内の権利者の総数が78名ございます。このうち、およそ83％に相当する65名の方から区画整理の仮同意をいただいております。残る方につきましては、今後、今進めております地元の権利者の幹部の方と同意をとるべく努力をしているところでございます。

２点目の、いわゆる区画整理に異議のある方、反対者ということになっておりますけ

れども、その辺の問題でございますけれども、数名の方から減歩の問題でありますとか、あるいは家の移転等の保障の問題、それから基本的な問題になりますけれども、まちづくりの必要性とか、こういった問題について、いわゆる意見が提起をされております。この点につきましても、地元の幹部の方と今、市の方も一緒になりまして理解をするよう努力をしている、ということでございます。

次は、薬王寺との問題でございますが、一時期、この薬王寺の方から本堂、庫裏、それから墓地の造成をいたしたい、というお話が市の方にございました。いろいろ検討いたしまして、将来のこの四ツ谷前の区画整理に支障がないよう指導をしたわけでございます。これは、周辺の土地を市が先行取得をしまして、道路をよけた形で、ただいま申し上げましたようなお寺の施設をつくる、ということで進めたわけでございますけれども、予定した土地の確保ができませんでその計画は進まなくなったわけでございます。その辺の事情をお寺の方にもよく話をいたしまして、現在のところは、将来行う四ツ谷前の区画整理に支障がないような形で対応する、ということになっております。

これは都市計画道路が、いわゆる東西南北に通っておりますので、この道路にかからないような土地利用を考える、ということでございます。したがって、区画整理事業については、お寺としては全面的に協力をする、そういうことでございます。

それから最後に、この組合施行の区画整理のスケジュールでございますけれども、本年度中に仮同意をまとめまして測量調査等を行いたい、というふうに考えております。でき得れば都知事への、いわゆる組合の設立の認可申請をもいたしたい、というふうに考えております。

工事の着手につきましては、順調に行きましても平成２年の後半になるんではないか、というふうに考えております。事業を着手いたしますと、事業の期間がどのくらいかかるか、ということでございますが、清算事務等を入れまして大体５年前後が必要ではないか、というふうに考えております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　権利者が78名、そのうち83％の65名の方が仮承諾書にサインをしていただいている、ということでございますが、あと残りの13名でございます。

それと、面積的にはどういうことになっているのでしょうか。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　この７ヘクタールのうち、仮同意をいただいている方の面積だと思いますけれども、ちょっと資料を今持ちあわせておりません。大変恐縮で

ございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　はい、結構です。

この残されました13名の方の同意を得る、ということは、なかなかこれは大変なことじゃないかと思いますが、区画整理課の職員の方には大変お骨折りを願うわけでございますが、よろしくお願いをいたしたいと思いますが、この四ツ谷前区画整理の進捗状況によっては、私の住む日野市の西部、栄町、新町地区のまちづくりは大きく影響があるんではないか、と思っております。既に測量に入っておる都市計画道路、旧の2･2･11号路線ですか、それと中央線との立体化の関係、都営住宅建設、それと既に請願採択されております集会施設の建設、と大幅に遅れを来すんではないか、と思いますが、話し合いの進行状況によっては、当初計画まで縮小して実施をする、という、そういうお考えは当局にはないんでしょうか。

それとも、あくまでも、やはり７ヘクタール基本どおりにやりたい、というお考えなんでしょうか。そのあたりを教えていただきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　７ヘクタールの区域の設定でございますけれども、ただいま申し上げました都市計画道路の問題、それから既存の道路から、この区域につなぐ道路のいわゆるアクセスの問題、そういうこともございまして、この７ヘクタールという数字が出てくるわけでございます。

市としては、できる限りこの当初計画でございます７ヘクタールの区域を実施するように努力をいたしたい、というふうに考えております。

ただ、今、福島議員さんも心配していますように、なかなか説得の難しい部分も場合によってはあろうかと思います。その時点では、また再検討をするということもあり得るわけでございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　あがとうございました。

まちづくりの基本は、何と申しましても土地区画整理事業でございます。だが、大変な労力と時間、また、お金がかかることは私も承知をいたしておりますが、私たちのこの手で21世紀中に何とか手がけておかなければならない事業ではないか、と思っておりますので、今後とも行政の一層の御努力をお願いをいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって16の２、四ツ谷前（仮称）区画整理の現状と見通しについての質問を終わります。

本日の日程は、すべて終わりました。

あすの本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後４時40分　散会

9月14日　木曜日　（第6日）

平成元年
第3回定例会　日野市議会会議録　（第30号）

9月14日　木曜日　（第6日）

出席議員　（29名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
6番	天野輝男君	7番	福島盛之助君
8番	福島敏雄君	9番	中谷好幸君
10番	小俣昭光君	11番	川嶋　博君
12番	馬場繁夫君	13番	夏井明男君
14番	小山良悟君	15番	馬場弘融君
16番	高橋徳次君	17番	旗野行雄君
18番	一ノ瀬　隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	中山基昭君
22番	秦　正一君	23番	黒川重憲君
24番	古賀俊昭君	25番	谷　長一君
26番	市川資信君	27番	石坂勝雄君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（なし）

欠員

5番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	藤浪竜徳君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	坂本金雄君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	土方留春君
書記	宮岸一馬君	書記	濃沼哲夫君
書記	小林章雄君	書記	斉藤令吉君
書記	橘達雄君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　川久保友子君

議事日程

平成元年9月14日（木）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時14分　開議

○議長（市川資信君）　おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員23名であります。

一般質問17の1、日野市政10大基本政策について問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔6番議員　登壇〕

○6番（天野輝男君）　議長のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。

日野市政10大基本政策について質問をさせていただきます。

この10大基本政策は森田市長5期目の出馬表明でもありました。その10大基本政策を一つ一つ項目別に検討してみるときに、市長選挙に臨み市民受けをする政策を掲げておるということが明らかであります。革新日野市長も5期目の当選を果たしました。この10大基本政策をすべて実施することは、まず私はできないのではないか、このように考えているわけであります。森田革新市長にもようやく助役が8月の臨時議会で決まり、砂川助役に私たちも期待する面もございます。森田市政長期の運営を担当してまいりますす、日野市の市政は、これでよいのかという問題を私たちは感じているわけであります。市民本位のこの政策が果たして市民本位の政策であるかということが疑問なわけであります。

森田市長は専門家でありますけれど、長い間、同じ土壌に同じものを植えておるならば、よい作物はとれないことは明らかであまりす。そういう面で私は、日野市政10大基本政策の9番目には、自主的行政改革を積極的に進めます、と訴えております。私、この自主的行政改革というこの言葉は、この下にある内容から見るときに、私は国の方に権利や、権利を主張するような行為がここに書いてあるわけですね。そういう面で私は、この自主的行政改革なるものに私は大変不満を感じているわけであります。日野市の事業というものは国や東京都だけに訴えてできるものではないわけであります。やはり財源の確保という面からは、やはり切り詰めるところは切り詰めていかなきゃならないということが一番必要である、このように考えております。

特に学生運動の連中、革新系の活動家というものはこの権利を主張します。そして権利を主張して義務を怠るような面が多々あるわけであります。特に日本の憲法第3章では、国民の権利及び義務を憲法10条から40条に定めております。そして権利と義務を果たすように位置づけているわけであります。私は、このような義務を果たさない限り、この日本国民として大変疑問が残るわけであります。

そういう面で、今申し上げました自主的行政改革、この中の１項目目には市民生活を豊かにするために財源対策は国や地方自治の自主的配分制度を求めますと、このようになるわけであります。私は、森田市長の16年間の財源の位置づけは、国や東京都の方に求めるだけで、このような方法だけで果たして４年間で、16年間残された、そして長期計画に盛られているところの事業を、果たして期待できるかということを疑問に思っているわけであります。やはり行政改革というものを全面的に打ち出していかない限り、私は内部から、要するに16年間の間にはいろいろ先ほど申し上げました培われたものが出てまいります。その培われたものを一つ一つやはり軌道修正するといいましょうか、そういう形で改めて、そして私はこの特に日野職員にも呼びかけて、そして市民の要望にこたえるためには、どういう方法で作業を進めていったらいいかということをやはり考えながら、私は進めていくということが一番必要だろうと思うわけであります。

そういう面でもう21世紀はすぐそこに来ております。そして私たちには私たちの時代の次の世代のために、やはりまちづくりというものは考えなきゃならないわけであります。森田市長がこの16年間、確かにいろいろ事業を進めてまいりました。その事業の中でも、私たちはまだまだ納得できない面がたくさんあるわけです。そして納得できない面といいますのは、やはり、都市計画事業については国や東京都の方に申請すれば当然これは補助金は受けられます。それだけではまちづくりはできないんです。そして、その当たり決まったものだけをもらってくるという形でこの事業を進めておくならば、森田市長が16年間やってきた、いただいたそういう事業しか、幾ら真剣にやってもできないわけです。やはりプラス・アルファーの要するに財源をとってくる、そういう事業を手がけないことには、私は日野市の将来は大変問題を残すことになるなということを感じておるわけであります。

そして、私はそういう面から、このまちづくりというものは、やはり長期計画を定めながら、そしてその中に財源をいかに裏づけしていくかということが一番私は必要である、このように考えておるわけです。そういう面で、ぜひこのようなことを御理解をいただきながら、そしてどうぞこの４年間の任期を果たしていただきたいということを私は感じているわけであります。

特に日野市の中で、行財政改革のときも出ております。そして、市長は聞いておるかどうか知りませんけれども、日野市の職員の窓口の態度は大変横柄だという形で私のところにたびたび電話があるわけです。そして、私も、すぐその場に行って怒りつけるわけにいきませんから、様子を見ておりますと、そういうそぶりは見えないんですね。私

はそのあたりにまだまだ今も職員に対しても大変期待を持たされているわけであります。

今回、市長が６月の定例会で職員の87名の増員の定数条例を出してまいりました。私は、市長選５期目の、組合とのある程度の取り決めがあったんじゃないかなということを感じているわけです。しかし、私は確かに森田市長はこの組合の方にも大変お世話になって選挙を続けてきたと私は思います。しかしながら、私は、この次の選挙で森田市長がまた出てくるということは、まず考えられない、私には。そういう面で、私たちはそう間抜けじゃありませんよ。今度こそは勝つための準備を必ずしてまいります。そういう面で、私はあえてこのようなことを申し上げておかなきゃいけないと思うんですね。今、森田市長の、そしてこうして組合を優遇してまいりました、そういうことは、やはり先ほど職員の件で申しましたように、甘えがどこかにあるのじゃないかなということを感じているわけです。私が行って見ている限りは、そういうものは見えないということは、そういうところに多少なりともやっぱり甘えがあると思うんです。そして私は人間を道具に使っちゃいかんと思うんですね。特にお世話になったらなったなりに、やはりそのお返しをしなきゃならんということが人間の道理だと私は思うんですよ。

そういう面で、私はこの方たちを、職員の方にも、能力のある人がたくさんいるなということを感じているんです。やはりそういう方々を、４年後のために市長は彼らをやはり同じ体制が続くわけじゃありませんから、そういう面でぜひ職員の能力を住民に提供できるような、そして日野市の行政に携わって能力を発揮できるような体制をとっていただきたいなということを私は強くお願いしてまいりたいと思います。

そして陰口であるか本心であるかちょっとわかりませんけれど、森田市長は助役でも職員でも使い捨てにしておるということをよく私たちは陰口の方で聞いているわけです。そのような形の中に真実があるのじゃないかということを私は感じております。

そういう面で、自主的行政改革を訴えるのであるならば、やはり４年後はやはり民間企業並みの、やっぱり厳しさを求めないことには財源が確保できないと私は思うんです。そのために、私はあえてこのようなことを一般質問の中でお願いをしているわけであります。

初めて日野市の基本計画は62年度にできてまいりました。そして、この前期分はことしで終わりますけれども、後期の４年間というものを私は大変難しい面もあると思うんですね。その中で私はあえてこの10大基本政策の中で、私は幾つ事業があるのかと思って調べたんですね。それで私なりに、私なりの分類ですからね、正確でないかもわかりませんけれども、この中には約118の事業があるんですね。118の事業があって、そして

私はこの事業をちょっとわかりづらいものですから科目別に、科目別というか業種別に分類したんですね。そして日野市で既に実施している事業、また建物の建てかえの改修とか条例の改正に当てて、なお一層の充実を図るという事業というものは17件あります。そして、これらの事業を基本構想の中に入ってない事業もございます。そして、基本計画の中で事業認可を受けているものは11件ありますね。そして日野市の基本計画で具体化されてない事業というのが16件あるんですね。そして、10大基本政策の中で、特に選挙民に訴えた事業というのが36あるんです。そして、そのほかに36件あって国に要望する消費税、いろいろありますわね。それから、都や国に、都市計画道路でもあるところまで協力して、そこから先は都が移行するとかいう、そういう事業というものが９件あるんですね。そして国や東京都に補助金の増額を求めていくという事業が４件あります。そのほか日野市の行財政改革を断行して活性化を図るというようなものも５件あるわけです。特に日野市の独自な事業があるんですね。要するに二番橋や、これは人道橋ですね。豊南橋ですか、こういう事業とういものは国や都の方から補助金が受けられないと聞いておりますが、こういう事業を独自にやる、こういう、そのほか、独自で事業するのは14件もあります。

私は、だから、これらを見て、一つ一つを見て分析して大体このくらいかかるだろうと計算したって、４年間には、16年間、森田市長さんがやってきた事業よりもっと大がかりな事業なんです。だから４年間じゃこれはできませんよと、このようにお話をさせていただいているわけであります。

そういう面で、私は今、さきほど申しましたように、やはり基本計画というものは、やはり基本構想というのは昭和45年に自治省で位置づけされました。その中に基本計画、実施計画、要するに図面化して予算の裏づけをしなければ大きい事業はできないわけですよ、だれが見たって。だから、そのために私は今回、我々や先輩議員の要請があって長期計画をつくったわけですから、やはりこの事業というものを、長期計画にのせている事業というものを優先させるということは私は一番ベターであると、このように思うんです。

だから、これらの事業を進めていく場合に、市長さんはもう選挙民にある角度で私たち以外に訴えているわけですから、長期計画を優先するのか、また長期計画以外の部分の事業が先ほど、50近くあるんですね。これを選挙前だったらぱっとまたつくってしまうのか、そのあたりがやはり私は長い間この日野市を見て、日野市のまちづくりというものを考えた場合には、これは重大な意義があると思うわけです。だから、そういう面

で、ぜひ長期計画に基づいた計画から先にやるのか、また市長選に訴えた10大基本政策を優先するのか、このあたりをお答え願いたいと思います。

○議長（市川資信君）　よろしいですか。天野輝男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　自治体の行政は過去から現在へ、また現在から未来へ、市民生活とともに悠久の発展の道を歩む性格の事業であります。今日、どういう仕事が一番重点的に行われるべき時であるかということを総合的に勘案をして政策を立てる、それが今行っておりますところの第２次基本構想、それに伴うやや具体的な政策を年次的に配分をいたしております基本計画があるわけでありまして、今回、市長選挙に当たりまして、私が五つの基本方針あるいは十の大きい政策というふうな言い方で政策発表を行わせていただきました。

この政策は、基本構想そのものに遊離したものは一つもありませんし、むしろ基本構想より正確、綿密に遂行する手段であり、あるいは手続である、手順であるというふうに考えるものでありまして、何か思い違いをして基本計画から逸脱をしているというふうにお考えでありますならば、これは全く意味を異にするわけでありまして、基本構想に伴う基本計画にいずれも整合されて、これから事業として発展をする、これが私の今回の任期の仕事だというふうに考えておるわけであります。

御指摘の点につきまして十分また我々も反省をしながら、過ちのない進路を進めていきたい、そういう意味で御発言は伺ったわけであります。できない、できないとおっしゃっていますが、私は、できるというふうにお答えをしておきたいと思いますし、また議会でいろいろこれまでも御指導いただき、議会の御意見に背くものは私は一つもないんではなかろうか、こう思っております。

特に御指摘の部分の自主的行財政を、行政改革を積極的に進めます、地方自治の本旨、憲法に明記されておるとおりでありますが、地方自治とは、自治体の権能を、権限、能力を定めて、そうして、みずからの権限において絶えず行政改革をしていく本来的な責任も伴うわけでありまして、その行政改革が絶えず脈々と機能性と、それから将来を展望して明確に方向づけができておるというところを行うのが私は行政改革だと思っております。財政補てんの手段として、制度のもと、国の支援、それから都道府県の支援、これをまた積極的に導入するということも当然の財政対応でなければなりません。それらのことを能率的にやっていくのが私は行政改革であると、こんなふうに思っております。

市民受けをするという言葉が最初に用いられましたが、市民受けがするということは市民が要望しておられると、そういうことでありますから、それで何ら矛盾するものはない、このように御理解をお願いしておきたいと思っております。以上です。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　市長は今おっしゃいましたけれども、私はだって調べたんだから、長期計画の中で長期、基本計画の中で要するに一つ一つ項目を調べた、これは。確かにそれに近いような、確かに今市長がおっしゃられたようなことで当てはめれば当てはまるかもわかりません、これは。しかしながら、ないんだからしようがないですよ、事実ないんだから。ないんですよ、市長。だから、そういう面で私は人間の、要するに弱者の立場で物を考えるならば、それはすべて当てはまりますよ。しかしながら、ないものはないんです。だから私はあえてこのようなことを申し上げたんです。ただ、そのようなところを、要するに今後見直しを、長期計画に立って、今のお話だと要するに長期計画の中に全部盛られてあるんだと、だからこういう形で進めるんだという話でありますから、あえて私はそうじゃないと意地を張っても仕方ないですし、ないものですから、しかしながら、ないことはないんですよとお話、質疑をさせていただきたいんです。

そして、その中でやはり私は、この事業というものは特に私はそういう面で第５番目に、要するにまちづくりを住民との合意で進め、都市基盤整備事業を最優先する、このように書かれてあるわけですね。こういう問題ですね、当てはめた場合には、やはり事業というのは、要するに国なり東京都の方に補助金をもらわないでできる日野市独自の事業があるでしょう。しかしながら、森田市長さんの特に仕事の段取り、そういう面から見まして、やはり国や東京都の方に積極的に事業を申請して事業認可を受けて、この事業を完了するということになりますと少なくっても７年か10年ぐらいはざっとかかってしまう、こういう事業なわけですよね。

そういう面で私はこういう事業も、要するに10大政策の中には盛られているわけです。だから、私はあえてこういう質問をしておるわけですけれども、やはりまちづくりの、これは全くそのとおりですね。やっぱり住民との合意がないことには、基盤整備というのは進まないんですよ。やはりこのあたりに私は森田市長も一生懸命やっていらっしゃる反面、問題が解決しない面が持ち合わせているんだなということを私は感じているわけです。そういう面で、私は特にそういう気持ちがここに出ているわけですから、やはりこの日野市の大きい今後をどういう展開で進めなきゃならないかということになりますと、私は、道路の問題であると思うんですね。下水道の問題であると私はこのように

思うわけであります。

そしてたびたび私も質問してまいりました。そして、やはり都道や国道を早期解決ということが、日野市の将来に大きな発展をするか、しないか、この分かれ道にきていると私は思うんですね。私たちもこんな話はできませんけれども、陰になって一生懸命やっているわけですよ。そしてどうにかこの問題を解決しなきゃならないといろいろと話を進めさせていただいているんです。そして、私はそういうもう時期が来たなと見ておるんです。だからあえて私はこういう大きな、ハードな日野市の今後の行方を占っているといっては大げさになるかもわかりませんけれども、占うべきところのこういう大きな事業を手がけるということが残された私は森田市長の役目であるという、このように思うんです。だから、こういう面で必ずや私は道は開けてくると、そして話も必ずいい方向に進んでくると思っているんです。だからあえて私は市長に先頭になってこういう問題を解決してくださいよとお願いしたいわけであります。

今議会で特に浅川の処理場の見直し図面が出てまいりました。私も、この浅川処理場の面も余り記憶は確かでなかったから、この問題については強く追及しなかったわけでありますけれども、浅川処理場というのは要するに御存じのように、806ヘクタールあるわけです。そして、この事業認可、要するに日野市の下水というものも大変遅かったわけですね。51年度に下水道調査会というのを発足して、その答申を受けて下水道事業基本方針というものを策定いたしました。そして昭和54年３月に東京都流域下水道整備総合計画というものを総合して日野市公共下水道基本計画というものを作成いたしました。昭和55年度に日野市においては多摩川、浅川流域下水道整備総合計画というものを策定することによって、日野市の方にすれば南多摩、浅川、今八王子と変わっているようですが、八王子の３処理場に分けられてこの下水道事業は進められてきているわけであります。そして56年と58年に２回にわたって市内全域の都市計画決定がされたわけであります。57年４月には本格的に下水事業に着手したことは皆さんも御存じのとおりであります。南多摩処理場は、処理区は57年７月に着手して53年の８月に全域事業が開始が始まりました。そして浅川処理場、八王子処理場については、浅川処理場については59年４月から、八王子の処理場については60年４月から処理場工事が始まって各処理場が平成４年４月に向かって着手する運びになっているわけであります。

この浅川処理場の件でありますが、この路線を変更するということが私は聞いているわけです。都市計画決定を受けておるのは多分これは本管からつながってくるところの要するに処理場からつながってくるところの本管が多分位置づけしてあるんじゃないか

なと思うんですね、あとは図面も何もないわけですから。そういう面で私は、この管は生かさなきゃならんと思うんですね。決定しているわけですから。そして、この件は私も大変この問題は地域差が出てくるし、私たちのところは10年も30年も使えないんじゃないかなということすら言われているような今日までの状態でありましたものですから、やはりこの問題を解決するということが今後日野市にとって、そして下水道使用できるところとできないところのこの差というのは、やはり不満がますます高まってくるということは明らかであります。

そういう面で、このようなところを解決するということが私たちの役目であるということを考えておりますもので、あえてこのようなものを質問しているわけでありますが、やはり、見直すといっても私は多分本管はいじれないと思うんです、本管ですね。要するに公共下水道の本管、要するに日野市部分の本管は、これはいじれないと思うんです、私は。だから、そういう面で私はやはり現在の図面を生かす方法をやはり考えることが、見直して多分測量したりいろいろ地域道路の高低歩合もあるだろうし、これらを見直して図面化するということになると、やはりあるいは二、三年かかるかなということは私もわかるわけですけれども、やはり私は、要するに日野市部分の使う部分については、要するに都道と要するに国道の中へ入れてくださるわけですから、やはり私はこの道路の促進を通して本管を埋設するならば、これはそんなに問題はないです、難しい問題じゃないです。それが一番いい方法なんです、この図面見たって何見たって、だれが考えたって勾配も大分緩やかだし一番いい方法なんですよ。やはりこれらの面を私は生かしていただきたいなということを感じております。そういう面でこの図面の見直しについても、要するに本管までいじるんじゃないと思いますけれども、そのあたりのところをちょっと教えていただけましたら教えていただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

下水道事業の都市計画決定の変更の件でございます。

これは二つばかり目的がございまして、一つは、全市域の早期完成を早急に図る、それから二つ目は、できる限り経済性に留意をいたしまして投資的な経費を圧縮をするという、そういう二つの側面を持ちまして検討をするということでございます。

まず全市域の早期完成ということからいきますと、今、計画決定してあります浅川中央幹線それから多摩川中央幹線でございますけれども、これが一部国道、一部都道に敷設をしなければいけないということで、この一部の部分でございますが、まだ埋設の日

程が明らかにならないということでございます。したがって、このルートにこだわっていきますと、現在、市が考えております平成13年、全市域完成ができないということで見直しをしようということでございます。

それから経済性の面では、既に浅川右岸につきましては東京都におきまして流域幹線のいわゆる工事に入っております。場所によりましては直接流域幹線に接続できませんで、いわゆる公共下水道の幹線を敷設して、それから流域幹線に接続をする、そういうことになっております。したがって、これらの若干のルートを見直すことによりまして、いわゆる市の公共下水道の幹線の廃止とか、あるいは接続地点の変更することによりまして、経費が減少してくるということで今回の補正予算でも都市計画決定の変更の経費をお願いしている、そういう趣旨でございます。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　だから私はあえてお聞きしているわけであります。要するにじゃあ何ゆえできないんですか。特に国道の用地買収は国に任せりゃいいというような、そういう考え方、都道であったら都の方に任せておけばいいんだというような、そういう市の対応というのが私は聞かないんですね。私は東京都や国なりにちゃんと電話して聞きましたよ、この問題について。そして日野市の怠慢さはすごく指摘したわけであります。そういう面で私はやはりそこに埋設していただく以上、やはり道路をつくるということから始めないことには、この事業が進まないのは当たり前の話じゃないですか。私はそういうところにちょっと甘さがあるんじゃないかなと思うんですね。

先ほどお話しましたように、時期が来てるんですよ。努力することによって必ず道が開けてくる方法になっておるんですよ。だから市長、あなたがみずから出向いていって皆さんとお話をなさるならば、この問題は解決する見通しはできておりますよということを私はあえて申し上げておるわけであります。どうですか、市長、それはできないよりできた方がいいし、そして正規のルートでやるということになると事業はもっと早く私はできると思うんですよ。国道や都道ですね、日野市で協力してこの事業を進めるならば必ず道路はできますよ、これは。だからそういう面で、市長はぜひこのような問題の箇所は本当に反対だからどうでこうでと言っているんじゃなくて、やはり市長みずからがやはりお願いするところはお願いして、市長じゃなきゃだめなんですよ、これは。市長が行ってお話を進めるなら必ずお話が徐々に話がつくような方法になっておるんですよ、私たちが努力しているんですから。

だからそういう面で市長ね、この面については確かにほかの通して接続して日野市の

要するに公共下水道の本管をつないでくるということはわからないまでもないけれども、やはりこの道路はつながらないことには、やはりもっともっといろんな面で指摘を受けるんですよ。だから私はあえてこのような問題は市長みずからが出向いていってお話をつけてくださいよということをお願いしているわけであります。どうですか、市長、この問題についてやっていただけませんか。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今までも努めてやっておりますし、これからももちろん積極的にお願いをしてまいります。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　要するにほかの人が行くよりも、やはり市長が行っていただきたいんですよ。そういう面で、ぜひもうこういう長い間の我々が、周りがやはりしないことには21世紀のまちはできませんから、市長に出向いていってお話をしていただけることを期待して、この下水についての質問は終わります。

そして今度、私は10大基本政策の中の２点目の人道橋について、これは本当に再三この人道橋、二番橋ですね、高幡不動のところにできますね。これについては質問させていただいております。その中で事業費というのは、要するに万願寺の区画整理費の中から捻出するということでありましたもので、私はやむを得ないかなという気持ちにもなってたんです。ということは、あの地域の地主の方々が当然その道路は利用するだろうということを考えましたから、やむを得ないかなという気持ちでいたんです。

それで当初、人道橋というものが総工費は４億円ぐらいだといっておったんですね。４億円でも大変なことだなと思ったんですね。我々が働いて４億円残せるかなと思ったら、当然、だから難しい問題もありますから、これは４億円の事業でもちょっとむだ遣いじゃないかなという気持ちでいたんです。そうしたら、ことしになったら要するに８億円とか10億円近いものが計上しなきゃ橋ができないということであります。そういう面で、私はこの人道橋を今度は要するに豊田南の区画整理事業の中から、豊南橋というんですか、豊田と南平をつなぐところの人道橋をまだ計画をしているわけであります。

やはり私は、またこの事業は、あのあたりは地盤が低いし、やっぱり堤防を１メートル以上上げないと恐らく許可にならないと思うんです、あそこですね。じゃないと増水時に切れてしまうような箇所がありますから。当然そういうものにもずっとお金がかかるでしょうし、また地盤、河川敷の中ですから当然地盤は弱いでしょう、そういうものを考えるならば、また工事費等が上がっているのを考えるならば、やはり人道橋だけを

考えるならば、大変日野市の区画整理の中から編み出すからいいんだといっても、やはりそういう予算をほかのものにもし利用できるならば、要するに豊田南の区画整理事業の中の公共事業に使うならば私は大変地域の方も喜ぶんじゃないかなと、橋をつくっていただいてもそんなに向こうに商店街がたくさんあるわけじゃないし、そんなにメリットは私はないと、このように思うんです。

そういう面で私は、こういう今後こういう橋をつくるという計画はやはり道路も都市計画決定をして、今、都道にならなくても市道になるような考え方を盛り込んで、そしてこの橋げたをつくっちゃえば、あと人道橋をどうやろうとそれはもういいでしょう、そんなものは幾らもかかりませんでしょうから、やはりそういう面で、いかに財政をうまく運用して補助金をとりながら、その橋の１本もかけるかということを市長に期待したいわけです。どうぞそういう面で、もう本当に一つ一つを考えれば頭がちかちか全く痛くなるような、そういう気持ちに私はなるんです。それは私たちは日野市において生まれ育って、そしてこの私たちの子供たちはずっと日野市に住むんですよ、長く。そういう面から考えた場合には、今考えて、そして今この日野市の財源を確保しながら、そして公共事業をいかに進めていくかということが私たちの役目だと、このように考えておりますから、あえてこのような質問をしているわけであります。

そういう面でどうぞ、どうでしょう、市長、ここに人道橋は結構ですけれども、やはり基本的にはやはり車も通して、そこに両側に人道橋をつくれるようなやはり計画を立てた方がよろしいんじゃないかと、このように思うんですけれども、市長からのちょっと見解を聞いておきたいと思います。

１点、要するに中央公民館について質問させていただきたいんです。

それで、要するにこの間、読売新聞に出ておりました。そして私は、当初の予算では5,000万補助、要するに改築に対する予算が計上されておりました。これでできるんだろうなと思っておったんですね。そしたら読売新聞に、内容を見ますと要するに請願者と折り合いがつかなくてできないんだということを聞いているわけであります。そして、その内容というものは何か新聞の内容だと、要するにブレハブの建物がつくれるとか、つくれないという、そういうところで何か話し合いができてないんだという内容でありました。こういう問題を私は中央公民館ができまして、あそこは日野市になってからつくったと思うんですね。そういう面でもう多くの方が利用して、多くの方があそこで利用しながら日野市の市民の行事に参加していただいたと私は思うんです。

そういう面で、確かにもうあそこの建物は老朽化してきている面もあるし、特に手狭

なわけですよね。そういう面で今回の４月に請願が出てきたと私は思うんです。やはり私はこれらの公民館の改築についても、やはり森田市長は先ぼと申し上げましたように、選挙の前になると確かに市民要望と言いながらも、市民の要するに強い要望があったからおつくりになったと、このように言われますけれども、やはり例えば特別養護老人ホート等とってみても、やはりこれは国や東京都の指導というものはあくまでも民間に任せなさいというのが原則なんです。そして50人規模の特別養護老人ホームであるならば３億7,500万が基準であります。それを11億8,000万も出して高幡につくっていらっしゃるわけです。そういう面で私は、この中央公民館の改築、こういう問題に対しても、そういう面で財源を少しずつ確保しておくならば、ここに１億円ぐらい出したってそんなに問題ないじゃないですか。だから、そういう面で私はこのやっぱり詰めるところは詰めながら、そして数千人近いところの署名を受けているわけですから、やはりこういうものについては事業を私は取り入れていただきたいなということを感じているわけであります。

そういう面で、ぜひ先ほど申しました二番橋の人道橋、この件は要するに車道も、車も通るような要するに都市道路として都市計画決定を受けて、そして両側には人道橋、どういうもの、それは構いませんけれども、やはり補助金を受けられるような道路をつくっていただけるかどうか、これを質問、１点ですね。

そして中央公民館のような皆さんが利用して、そして使い道にちょっとお困りになって、そして請願が出てきたこういう問題に対しては、やはり市民の総意ですから、ぜひこの問題についても早急に市民の、請願者の要望を飲んでこの問題も取り上げていただきたい、この問題につて２件ですね、市長にお答え願いたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市内の中央に西から東に浅川が流れている、これはもう日野市の大きな地形上の特色をなしておるわけでありまして、その川が、きのうも論議されましたように、日野市民の共有財産としてのオープンスペースの意味が非常に大きい、そういったすぐれた面と、また市民生活の上におきましては南北を遮断をするという、そういう川のまた特性があるわけでありますので、それに橋を適当にかけて南北の一体感と市民交流を豊かにするということは、これからの日野市のまちづくりに大きな意義を持つものだと思っております。下流から数えまして橋が６本あるわけでありますが、大体１キロ置きという程度ではないかと思います。その間にまた人の交通のできる手段をつくるということは大変利便の上でも、また南北の連帯感、交流、触れ合いの上

でも、あるいは子供たちに与えますまちの印象におきましても非常な意味を持つに違いない、これが橋の意味だと思います。

それで、今仮称二番橋架橋が進みつつあるわけでございますし、もともとの都道とか国道とかというものの位置づけられてあります都市計画道路の橋ではありませんので、これは日野市民の橋、日野市のまちの中の橋と、通過交通の橋というよりもまちの中の生活の橋であるというふうに考えたいわけであります。そして交通安全の面でも、あるいは水辺を楽しむという、そういった面でも、車両との交通を分離をするというところにまた一つの意味がある、このように言えると思っております。

今回は新井橋と高幡橋の間に人道橋としての架橋を進めておるわけでありますが、今後、特に豊田と南平の一番中央線それから京王線を一番近い部分でありますが、これを人の交通のできる形で結ぶということは日野市に大きな、また活力を与える意味があると思っております。それが言うところの豊南橋でありまして、これも都市計画道路の橋ではございませんから人道橋で両岸をつなぐと、こういうことでよろしいんではないかと思っております。

将来、私はクリーンセンターと、それから南方を結ぶ、そういったむしろ清掃車を走らせるような道が、橋がいずれ必要になってくる、こんなふうにも思っております。こういう意味で、橋の意義を日野市のまちづくりに大きく位置づけたいというふうに考えておりますことをお答えをさせていただくわけであります。

それから中央公民館のことにも触れられたわけでありますが、中央公民館は41年でしょうか、福祉センターとともに開設をされた日野市の、市になってからの最初の大きい事業であったと思っております。

ただ、今から考えますと地域的に北に存在しますので、南の方に不便がある。しかし、中央公民館の性格が変わるわけではあまりせんが、将来、川に近い方、つまり南に近い方に公民館の役割を務める公会堂ともいうべき公共施設が必要である、こういうふうに考えるわけでございまして、今その用地を、その用地を確保する、こういうことに一つの手続を進めております。

条例に定められております中央公民館ですから、公民館はむしろいろんな企画をつくるセンターとしての役割を果たす。あの施設をもちろんスペースの範囲で活用するわけでございますけれど、機能は全市を機能化させる、そしてネットワークさせることによって公民館事業を全市の事業とする、こういう発想で臨みたいと考えております。

そのようなことでごく断片的にとらえますと多少問題点があるように思われるかもし

れませんが、将来展望をした中で、つまり今日なすべき仕事ということを確実に推し進める、そういう考え方で進めたいと思っておりますので、どうか御理解をお願いをしたいと考えているところであります。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　今、市長の答弁を聞いておりまして、要するに、確かに人道橋ですね、人道橋を考えた場合には確かに必要であるということはわかるわけであります。私は裏づけとなる財政はもっと有効に使われた方がよろしいんじゃないでかということを言っているわけであります。そういう面で恐らくあそこの南平、特に豊田、この間に対する豊南橋ですか、この位置づけというものはそんなに距離は多分ないかもわかりません。

しかしながら、特にバスが通れるようになると市長の中に、この中に要するに多摩動物園の中の南平の出口をつくるということが書いてありますし、やはりバスが運行できるような道路であるならば私は十分位置づけができるんじゃないかなと、このように思うわけです。

だから、やはり本当に財源があり余って何も苦労しないというなら私はあえてこういう問題に対して触れないわけですよ。やはり私は、この補助金を、また国の財源を、そして東京都の財源を有効に生かして繰り入れたところの事業を進めるということが私は日野市にとって一番必要なことであるということを感じております。そして、それをしなきゃならんと私は思っているわけであります。だから、そういう面でぜひそういうような考え方を取り入れてこのような問題は解決していただきたい、このように思います。

そういう面で、今の公民館の説明であります。これをやはり見ますと、平山と西平山それから栄町、南平にもコミュニティーセンターをつくるということであります。こういう面から見ますと、今の市長の説明ですと確かに公民館が、コミュニティーセンターがこのような形で何年先か何十年先かわかりませんけれど、そういう形でできますと大変この日野市民が有効に活動できる場がふえてくるということは思うわけであります。しかしながら、私は現実問題としてこの既存の建物ですね、やはり有効に生かし、そして、そこのところから市民の声を発展するということであるならば、やはり核となるべきものをとりあえずは中央公民館にして、そのところに置いて、そしてそのような機能の持てる建物につくるということが必要じゃないかということを、このように私は思うわけであります。

そういう面で、ぜひ公民館の問題も、中央公民館の問題もですね、ぜひ前向きな姿勢

で検討していただきたい、このように思います。そして、この10大基本政策についてまだ質問すべきところがございますけれども、そういう面で今回はこの程度にとどめて、この種の質問は終わらせていただきます。

○議長（市川資信君）　これをもって17の１、日野市政10大基本政策について問うの質問を終わります。

一般質問17の２、市民の森スポーツ公園の南側地域の基盤整備の残されておる地域の事業について問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

○６番（天野輝男君）　この第２の質問に移らせていただきます。

私は、この本町北地区基本整備計画書というものが62年度だったですね、出てまいりました。私は、要するに市民の森スポーツ公園の南側部分も全部入っているんだなという形で勘違いしておりました。そしたら、あるとき、あそこをつくっている土地の地主の方に、いやあそこに今道路をつくって家をつくりたいと思うんだけれども、道路がないし、できないんだということを聞いたわけであります。そして調べてみましたら、ないわけですね。やはり私は森町や私たちの住んでいる地盤もそうでありました。当然これらの事業は日野駅周辺、特に周辺の本町三丁目というものは金子橋そして森町、そして一部横町と、この部分が入っておりますけれども、この反対側の私たちが住んでいる部分のこの地盤整備というのはどういうわけか置いていかれてしまったわけであります、できなかったわけであります。

そういう面で、私はこれらの問題を早期に解決するということが日野市のやはり日野市の、私は日野市にある交通機関の窓口はやはり日野駅だなと自負しているわけであります。そういう面で、この日野駅の開発という、再開発、またあの地域の開発ということが日野市の将来に大きな影響を残すということを私自身も感じておりますし、そのように私たちは地域の方々にもお話を進めているわけであります。

そういう面で私はこの位置づけをしていただいたときに、当然その地域が入っておると思いました。そしたら、この地域は除かれておるんです。私は、そういう面でぜひ市長は特に市民要望のことを実際この基本計画、要するに10大基本政策の中にうたっていらっしゃるわけですから、地域のやはり住民の方々の意見が１人であっても２人であってもやっぱり受け入れて、そしてその地域の方々がそのようにするかどうかはともかくとして、やはりちゃんと青写真の中にはのせて、基本構想の中にのせて、やはり検討する準備をしてあげるということが私は日野の市長の役目であろうと、このように思うんです。

そういう面で実際そういう面を取り入れながら、実際あの南側の部分というのは田んぼが随分あるわけです。そしたら当然換地もできるわけですから、もっと欲言ったら、要するに甲州街道の要するに南側の部分も、ずっと高木歯医者あります、あの部分ぐらいまでずっと延ばしてやはり考えてあげるということが私は市民本位の政治だな、このように思うんです。そういう面でぜひこのようなところを市長にお伺いしていただいて、検討していただけるかどうか、この問題についてお答えを願いたいと思います。

○議長（市川資信君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

御指摘の地域の権利者の皆さんの御意向を伺ってみたいというふうに考えております。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　ぜひそのようにして、やはり今後日野市の地盤整備等は、あと残されている部分というものは限られてまいります。やはりこの限られた部分についても基本的な考え方はやはり図面はこういう形で引きます。そしてそれを選択されるのは、これは自由ですから、市民、住んでいる方々の自由意思ですから、これはだめなものはだめでしょうし、やはりそういう基本的な考え方は公平性を持ってやはり特に地盤整備という、こういう大きい事業は市も頑張っていらっしゃるわけですから、要するに地域の方々の協力がなければできないということは十二分にわかっておるわけですから、この意見を尊重して、すべての特に区画整理事業等については意見を十二分に取り入れていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。そして、この種の質問は終わらせていただきます。

○議長（市川資信君）　これをもって17の２、市民の森スポーツ公園の南側地域の基盤整備の残されておる地域の事業について問うの質問を終わります。

一般質問17の３、市内、私道の危険区域の街灯を設置して暗い道路を明るくすることが市民の安全、住民の生命を守ることに関連すると思うがどうかの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

○６番（天野輝男君）　私は、この市議会に出させていただきまして、そして特に森町地域というのは取り残されておりました。そして昨年、１昨年ですね、中国人の女の子があそこで乱暴されたという事件が起こったわけであります。そして日野市の日野警察署の管内の事件だったものですから第八方面本部長が参りまして、そしてあのあたりを巡回して、そして、この地域は大変危険な箇所であるから電気をつけてほしい、という要請が私にありました。そして私もすぐその旨を管理課にお願いしまして、そしてそこ

に街灯をつけていただいた経緯があるわけであります。

そういう面で、日野市においてはこのようなまだまだ、ここばっかじゃないんです、危険箇所というのは。危険区域というのはここばっかりじゃないんですね。ここにつけていただいて大変ありがたく思うんですけれども、隣側の日野駅の西側に向かったところのあのやっぱり田んぼ道ですよね。あのあたりも大変狭いし、そして暗いわけです。そして暗いところで襲われても民家もないわけですから危険な場所があるわけであります。そういうところは、やはりもう少し、道路も狭いし街灯が暗いということであると、やはり人の動きも見えないわけです。だから、そういう面で、ぜひそういう道路の暗いところの民家が少ないところというものに対しては、やはりもっと街灯をつけるなりして、やはり市民の危険からの要するに犯罪者から、犯罪を起こそうとしている者から被害者が出ないように努力するということが私は必要じゃないかということを感じております。

そういう面で、今、市民の森スポーツ公園ができてまいりました。市民の森スポーツ公園に私も夜と朝必ず行って、あそこで少しジョギングさせていただいたりしております。そういう中で、夜行きますと大変暗いところが目立ちます。そして暗い箇所がずっと入って行きますと本当に暗いんですね。（笑声）本当に暗くて、本当に民家が10軒ほど並んでおります。この民家の明かりが玄関なり、またお勝手、こういうところが道路側にありますから、こういうところの電気が、室内灯が消えた場合には本当に何ていうんですか、こういうところで痴漢やそういう者に襲われても本当に不思議はないんですね。そういう逃げ場があるわけですよ、仲田緑地の公園があるし、また一中の方へ逃げちゃえば全然わからないという、そういう袋行路の箇所があるんです。

そして私は、このあたりも特に私道については、今は対応は仕方がないということを管理課の方で聞いておるんです。だから、私はこういう私道についてももっと補助金をふやすなりして、こういうところに公園とか公共の施設があって多くの人が集まる箇所には、やはり特例を設けてもっと明るくするような方法を考えていくことがやはり市民の安全と生命を守ることに私はつながる、このように思うんです。そういう面で、これらの回答がございましたら教えていただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　今の御質問の中で街路灯の設置というようなことで、非常に暗いから設置をお願いしたいというような御質問でございますけれども、今現在、市内を12ブロックに分けまして、特に暗い箇所それから並びに危険と思われる地域のとこ

ろを、現在20ワットが蛍光灯で設置されているものを40ワットに交換の作業をしております。この作業も平成元年の９月いっぱいということで進んでおります。

今御指摘の中でも一部交換をして、もう既に明るくなっているところもございます。そういう中で今後御指摘のように、そういう暗いところの問題がまだ設置不可能のような場所については、一応実施計画を立てまして順次整備をしていきたいというふうに考えております。

それから、私道については原則的には設置は今できません。ただし、その私道のお持ちの方が自費でそういう施設をつくった場合には市が移管をしていただいて、その管理をするというふうなシステムに今なっております。この問題についても今後、私道の設置という問題については検討する余地もございますもので、一応お時間をいただきたいと思います。以上です。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　大変ありがとうございます。そういう面で私道に対しても前向きの姿勢で考えていただけるということをお聞きしたもので、私も大変心を強くしているわけであります。

そういう面で、ぜひこういう今の建設部長の回答の中で、日野市内に12カ所あって、その暗いところを20ワット、40ワットにして12カ所の、そうすると全部かえていただいたわけですか。（「12ブロックに分けて」と呼ぶ者あり）12地区に分けて、ブロックに分けてね。

そういう面で、私はまだまだ日野市内には暗い箇所はあるわけであります。そういう面で９月いっぱいにこういう形でかえていただけるということなものですから、私も気がついたところはこういうところを指摘いたしまして直していただきたい、このように思います。

そして私道につきましては、ぜひ前向きの姿勢で考えていただいて、そして日野市の前向きな対応をお願いいたしまして、この種の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（市川資信君）　これをもって17の３、市内、私道の危険区域の街灯を設置して暗い道路を明るくすることが市民の安全、住民の生命を守ることに関連すると思うがどうかの質問を終わります。

一般質問18の１、安全で安心して暮らせるまちの実現について問うの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔１番議員　登壇〕

○１番（奥住日出男君）　議長のお許しをいただきましたので、安全で安心して暮らせるまちの実現について問うの質問をさせていただきます。

ことしも９月の21日から末まで秋の交通安全運動が行われるわけでございますけれども、９月１日現在、交通事故による死者が7,000人を突破いたしました。これは昨年に比べますと15日間早いという、かなり最悪のペースで進んでおります。このままのペースでいきますと大変な死亡数になるというふうに言われております。

また日野市内を見ても、昨年ゼロであった死者が既に３名、24時間以上経過した方を入れますと昨日現在で６名の方が亡くなっております。市にとっても大変深刻な問題でありますし、亡くなられた方には大変お気の毒な事故でございます。毎日、市内のどっかで事故が発生しているという、こんな数字的なデータが出ているところでございます。

安全で安心して暮らせるまちの実現を目指すために、まず交通事故の発生を着実に減少させていかなければならないことは言うまでもないわけでございますけれども、基本計画の中に、第３章に自然と調和する安全、快適なまち、という項がございます。この中の13節に、安全で安心して暮らせるまち、という節がございます。この中で特に交通安全対策にポイントを絞って一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

この中で現状認識、それに対してどういう課題があるのか、それをどうやっていくのか、ということがるる述べられておるわけでございますけれども、私も日野市がこれまで多くの安全施設の整備さらには市民にいろんなことで交通安全防止、いろんな事故防止の呼びかけを行ってきたことは重々承知をしておるわけでございますけれども、結果として事故の減少が見られないという大変残念な実態にあるわけでございます。原因はどこにあるのか、多角的な視点から検討が必要であるというふうに思うわけでございます。今までの通り一遍のやり方では、まず事故の減少はできないんじゃないかと、こんな思いをしながら今一般質問をさせていただいているわけでございますけれども、私は、全市民を挙げた運動の展開がいまこそ必要ではないか、こんなふうに考えるわけでございます。

例えば、この中で市民の交通モラルを一層向上させたい、というような項があるわけでございますけれども、どうしたら市民の交通モラルを向上させるのか。今、市民が安全で安心して暮らせない、裏を返せば、不安全な状態が至るところにある。したがいまして、市民からそれぞれ意識調査をとって、安全でない箇所を、あるいは安全でない点、こういうことを吸い上げることによって交通モラルが一層上がるんではないかな、こん

な気がいたします。それも歩行者の立場、さらにはドライバーの立場それぞれ両面からの不安全の吸い上げが必要ではないかな、こういう一大キャンペーンを実施することで市民の意識が向上して、人と車のよりよい共存が図られ、結果として事故の減少につながることになれば、安全で安心して暮らせるまちの実現、こういうことになるわけでございます。真剣に取り組んでいただきたいということを冒頭お願いしておきます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。４点について質問をさせていただきたいと思います。

１点は、現在、主管部署としてどんな状況をつかんでおられるのか。それに対してどんな対策を講じられたのか。その結果、どうなったのか。さらには今後の課題、これをどのように考えておられるのか、この４点について、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（市川資信君）　奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　お答えいたします。

まず最初に現状の問題点からお答えをさせていただきたいと思います。

現状の問題点では、先ほどちょっと触れられておりましたけれど、ここ数年の市内の交通事故発生の状況をちょっとお話させていただきますと、今まででは300件を超えまして毎年３人前後の人命が失われております。特に平成元年度の市内の交通事故の状況は非常なハイペースで、８月の31日現在でも対前年度比で32件増の365件の事故が発生しているということでございます。そのうちに３人が死亡しております。この死亡のあれは対前年度に比べますと３人増という形になっております。それから重症者数でございますけれども、対前年度比をあれいたしますと11人増の19人になっております。

これらの事故の原因でございますけれども、これについては、違反別に第一当事者の統計でお話をさせていただきます。まず一つは、運転者側からお話をさせていただきますと、速度オーバー、それから信号無視、それから酒酔いの運転、これらのものが全体の35.5％を占めてるということでございます。それから２点目になりますけれど、歩行者側からはどうかということでいいますと、まず歩行者側の方については、横断禁止場所の横断と、それから信号の無視でございます。これが73.3％になっております。それから道路に飛び出しまして、そういう飛び出しの原因が13.4％を占めております。３点目になりますけれど、年齢別ではどうかということになりますと、今若年層の死傷者が非常に多いということでございます。この若年層というのは16歳から25歳までででございます。これが41.7％を占めているということでございます。それから４点目になりますけれども、昼間と夜を分けてしてみますと、非常に夜間帯の事故が多いということでございまして、64.4％の夜、事故が発生しているということでございます。その夜間帯の中の事故の何が多いかと申しますと、まず若年層の中では二輪車ですね、オートバイの事故が非常に多いということでございます。これは37.1％を占めているわけです。

この事故の要因や問題点について整理をしてみますと、まず１番目に言えることは、道路の構造その他基本的な問題といたしまして、まず１点は、カーブが多くて狭い道路における安全の確保ということでございます。それから２点目には、幹線道路、生活道路の整備と交通体系の充実ということでございます。それから道路の維持管理上の問題といたしましては、まず１点は、専用の調整や補修箇所の発見個数、即それに対しての対応、予防が必要であるということでございます。それから３番目になりますけれど、道路の本来の機能を阻害する問題といたしまして、まず一つは、駅前の放置自転車、それから商品の陳列等でございます。商店で歩道に商品を置いたり車道に置いたりという問題でございます。それから、特に最近の多いのは歩道へ乗り上げブロックと申しまして、歩道から車庫に入るところでございますけれど、構造をその本人がブロックを置いて車道から歩道に乗るということをやっておるわけですけれど、これが無断で設置しているのが多いということでございます。それから違法駐車それから迷惑駐車、これらも多いということでございます。

そして交通安全に関する意識の問題といたしましては、まず一つは、交通ルールの無視、それから若者の無謀運転、それから二輪車等の未熟の運転、それから高齢者層の体力、判断力に対する認識でございます。それから交通法規の無視、これらの中で運転者及び歩行者の安全意識の啓発の必要性をこういう中で問われているというのが問題でございます。

それから大きい２点目になりますけれども、対策の内容についてということでお答えをさせていただきます。

この対策については事業計画に基づきまして、歩道の新設それから改良、それから防護さくの設置、それから曲線改良などのほかに補充的な対応としてでは、外側線それから案内標識の設置、それからカーブミラー、街灯の設置、看板の撤去などを行っております。それから放置自転車対策といたしましては、駐輪場の確保を優先的に努力しております。また専用調整としては、専用時の指導に力を入れております。それから交通安全意識の啓発のために、春と秋です、交通安全運動への参加や各種のキャンペーンなどを行っております。

それから大きな３番になりますけれど、その結果でございます。

それぞれの施設はその目的に沿って成果を上げていると思われますが、事故件数の減少その他定量的な効果としては測定ができるまでにまだ至っておりません。

それから大きな４番になりますけれども、今後の課題でございます。

これについては最も基本となる問題といたしましては、幹線道路の整備を初めとするまちづくりの中で交通安全の立場から対応する必要があると考えております。

具体的な問題といたしましては、まず１は、違法駐車それから迷惑駐車、放置自転車の解消のために駐車場とか駐輪場の整備が必要であるということでございます。それから２番目といたしますと、歩車道の分離と、それから安全設備の設置などと、最も重要な課題としては、安全意識の定着等があると思われます。

４点の質問に対してのお答えは以上でございます。

○議長（市川資信君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　ありがとうございました。今、建設部長から４点についての御答弁をいただいたわけでございますけれども、これはどちらかといいますと現象面と、それから、こうしたいんだという、そこまでなんですね。私としては、こうしてほしいというとこまでひとつお聞きをしていきたいというふうに思います。

今の御答弁の中で、それぞれ現状の問題点が述べられたわけですけれども、私も安全でない状態が今どういう形で存在しているのかということを特性要因図をつくりまして挙げてみましたところ、８項目でもって約70点出たわけでございます。この８項目を申し上げますと、例えば８項目言いますと違法駐車、道路未整備、信号機、街路樹それからマナー、カーブミラー、道路専用、渋滞と、この大きく八つに分けましてそれぞれ市内をずっとチェックしていきましたけれども、一番大きな問題が違法駐車、これ、まず今部長が御答弁いただきまして、駐車場がないという問題が一番大きいですね。あっても、今の社会情勢からいきますと、車はもう足になっています。ですから、できるだけその目的地に近い所にとめたいんですね、心理として。ですから、少し歩けばいいんですけれども、まず歩かない。したがって、駐車場が遠いとか、あるいは、あっても使えないとか料金が高いとか、そういうような問題。

さらには今、停駐車の標識がありますけれども、ない所へとめる、これも違法なんですね。道路にそうい所に勝手にとめることは違法ですから、それも標識ないからとめちゃったとか、こんな問題もあるわけです。

それから交通体系の未整備もあるわけですね、この違法駐車の件で。例えば市民会館でいろいろと催し物がある。車で来てはいけませんよと、駐車場がないからと、ところ

が、バス路線も全然ないわけですね、そういう地域から来る方は。タクシーで来ればいいんでしょうけれども、タクシーもお金がかかると、ついつい承知しながら車で来て適当にどこかとめてきちゃうという、こんな実態も今出ているわけですね。

それから道路の未整備についても今言ったように、歩車道の区別がないという問題。あってもでこぼこだとか、それから街路灯、先ほども天野議員の方から街路灯があったんですけれども、これも球が切れているとか汚れて暗いとか、木が生い茂っちゃってて全然見えないとか、夜間の事故が多いというのはそんなとこにも原因があるんじゃないかという問題。

それから信号機を見ても、場所の問題があるんですね。信号機の間隔が近いとか、あるいは信号機の高さが問題だとか、カーブミラー見ても、実際には私どもカーブミラーをお願いしてつくっていただいているわけですけれども、何か本来人間が最優先されなけりゃいけないんですけれども、車優先のカーブミラーになっちゃっている。ドライバーがカーブミラーだけ見て、自分で確認しないでいって事故に遭うというのがかなりあるんですね。歩行者が完全に死角になっています、今のカーブミラーは。ですからカーブミラーの高さもあれでいいのかなという、そういうところもあるんですね。

いろいろ挙げてきたんですけれども、実は過日、日野本町で、昔の北原ですけれども、事故があったんです。これは立日橋が暫定開通しまして、朝は仲田小のところはスクールゾーンがありますから通れませんけれども、夕方、どうしても向こうに20号に出るときに渋滞しますから立川方面から来て、あそこ過ぎまして仲田小の裏通って北原地区入ったわけです。ところが、ふなれなんですね、そういうドライバーの人は。渋滞しているからっていうんで何とか行けるんじゃないかと来て、それでもって一時ストップの信号を見落として交通事故を起こしたという、こういう事故があったんすよ。中年の男性がひざをかなりひどいけがをしたんですけれども、これとても、そのドライバーに聞くと信号が全然見えなかったと、見えなかったんじゃなくて、ふなれだから見なかったんですね、実際あるんです、我々も行きますとちゃんとわかるんですけれども、結局急いでいる、夕方、それで道を探しながら走っていますから。こういういろんな問題があって本当に市民が安全で安心して暮らせないんです。こういう箇所が非常に多いということですね。

今、まちづくりの中での対策が必要だという御答弁をいただいたんですけれども、私もそうだと思うんですね。駐車場、駐輪場が全然ない、歩車道の整備もできてない、区別もない。それじゃあ、どうしてくれるんですかと、今度、駐車場をきちっとつくって

くれるんですかと、市営の駐車場ですね、じゃあ歩車道をきちっと整備をしてくれるんですか。もう実際に子供たちが車道と歩道の区別のないところでは怖そうに、朝なんか登校するそういう状況を見るんですけれども、何かオートバイとか車が威張って運転しているわけじゃないんですけれども、そこのけ、そこのけじゃないですけれども、そんな感じで走ってくる。いってみれば凶器みたいですから、そんな状況にある。何か人間が忘れられちゃっている、最優先であるべき人間が忘れられちゃっている。こういう実態にあるわけですね。

日野市のいろいろと交通安全対策、これまでも見て安全協会等々もいろんな協力をして、ことしの中でも24日に市民会館でそういう催しがあるようですけれども、いろんな面でお力をいただいて対策も立て、お金もかけていろんなことをやられているのは、もう本当に冒頭申し上げましたように承知しているんですけれども、実態面では私が感じることも建設部長が承知をされていることもしようがないんですね。全くそういう状況なんですね。

ですから、じゃあどうしてくれるんだということになるんですね。私、この不安全状態を整理したときに、どの部署に該当するのかということを調べましたら、4部8課9係が担当するようになるんです、これだけのことをやると。それに教育委員会入れたり安全協会なんか入れますとかなりの組織が協力しないとできないんですね。実際には今建設部が主管部署でございますけれども、これだけの部署がタッチをしているということですね、今申し上げましたいろんなことを整備するには。これ、もうまちぐるみでやらなければどうにもならないということになっております。

それで市長にお聞きしたいんですけれども、この基本計画の中でも柔軟で有機的な機能をする組織づくりをこれからも生きた行政として続けていきますよ、ということを述べられるし、述べられておりますし、また施政方針の中でもるる毎年言われている。私もそのとおりだと思うんです。しからば、じゃあこういう交通安全課とか対策課とか、あるいは昔何か10年ぐらい前に課があったようですけれども、本当にそういう一つの部署を設定して真剣に市内の交通事故撲滅のために、私はもうやってもいいんじゃないかなと、こんな気がするわけでございます。そういうことをぜひこれからもやっていただきたいんですけれども、実際にそういうお考えがあるかどうか。

現状を本当に毎年毎年先ほど建設部長のお話でも365件発生しているという、毎日あるわけですね。きのうもちょうど三小の上でもって女性ドライバーがえらい事故を起こしたんですね。夜9時半です。あそこも木が生い茂ってて非常に見にくいところなんで

すね。出てきたところをばんとぶつかったということで警察の方が来て目撃者というんで捜していましたけれども、目撃者がいたんですけれども、何となく中に巻き込まれたくないというんですっと消えたようですけれども、毎日どこかしらでかなり大きな事故が起きている。底辺はそういうことですから、頂点にいきますと死亡者は3名ということですけれども、実際にはかなりの危険率をはらんだ3名であるわけですね。

したがって、根本的に直すためには交通安全週間も週間じゃなくって、そういう1週間2週間の週間じゃなくって、本当にもう身につく習慣としてやるためには、もう年間を通じて何か一大キャンペーンをやる時期じゃないかなと、こんな気がするわけでございます。その辺について市長の方でもしお考えがあればお聞きをしたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、専門的な分析をお伺いいたしまして、一層この対策の強化ということについて積極的対応を行わなければならない、こんなふうに伺っております。

主管課を中心といたしまして対策本部とも言うべき内部組織の連携をより密にして、そうして神経を鋭敏にして対応するということを責任者も決めて定めたい、こんなふうに思ったところでございます。

○議長（市川資信君）　奥住日出男君。

○1番（奥住日出男君）　ありがとうございます。ぜひ今の市長の発言を実現するように希望するものですけれども、特にこれだけはもう早急にお願いしたいという問題もいろいろありまして、ちょっと申し上げたですけれども、道路専用の問題で、今、歩行者が、いわゆる人間が優先されてないという現象面で、歩道上にダストボックスが置いてあったり、あるいは先ほど言った車が乗り上げてあったり、電柱がどんと据わってあったり、これは市民じゃないんですけれど、日野市民じゃないんですけれども、外から来た方の意見だと、非常に日野市内というのは歩車道の区別があるところでも、そういう物が置いてあるという。歩行者が歩道を歩って来る。そうするとダストボックスがでんと据えてるわけですね。それをよけて下におりると、そこに車が駐車している。車をよけて出ると前から車が来る。非常に危険な状態だというところが随所に見られる。私もそのとおりだと思うんですね。

ですから、きのうあたりもこの一般質問の中でいろいろとダストボックスの問題が出てますけれども、本当にああいう状態でいいのかどうか。まちづくりの中でぜひこの辺はできることは早くやっていただきたい。なかなか道路整備といいますとお金もかかる

し時間もかかりますから、急にこれはできないと思うんですけれども、ぜひ今からできると思ったところはすぐやっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

特にマナーの問題で先ほども二輪車の問題がいろいろ出ておりました。これは原付もありますけれども、特に自転車の場合、横１列に来るとか、歩行者が横１列で話しながら歩ってくるとか、車道を歩くという、こんな状態にもなってますし、本当にあれがもしこうなったらどんな事故になるだろうということを想定しますと、本当に先取りをしていかないと大変なことになると、本当に市にとっても不名誉なことになりますので、日野市というのはえらい交通安全対策に力を入れているようですねと、すばらしいと、一度見にきましょうかと、こんなようなことが将来お褒めの言葉として、当たり前のことなんですけれども、いただけるような、こんなふうにぜひ全市を挙げて力を入れていただきたいというふうに思いますし、もちろん我々も一言言わなければいけませんので、そういう場面を見たら注意はしますけれども、実際には不安全な状態が至るところにあるということを、これだけをひとつ多くの方が認識をしていただきたいと、もちろん皆さん承知をしていると思いますけれども、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

それから１点だけ確認させてもらいます。市長がこれから主管部署を中心にいろいろと今後検討していくということですけれども、そういう専門を今、交通安全係というのが交通係ですね、建設部の管理課にありますけれども、どうも何か仕事が追いかけられているような状態なんですね。ですから、ひとつこの交通安全問題だけを取り上げた専門の課を、先ほどもお願いしましたけれども、つくっていただきたいと、市長はそれを検討します、ということなんですけれども、可能性ですね、実際に我々が市民からこんな状態なんだけれど、どうなんだと言われたときに、今市長が一生懸命になって、そういう専門の部署をこれからつくっていくということで精力的に考えているということを報告したいわけですけれども、その辺までひとつ決意を、いいと、それで何とかやるというようなことを市長、もう一度念を押すようで大変恐縮でございますけれども、お願いしたいんですけれども……。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御趣旨に沿えるような前向きの検討を早速いたしたいと思います。

○議長（市川資信君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　ちょうど12時になりましたので、これ以上言うあれはないんで、ひとつ期待をしまして、この質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（市川資信君）　これをもって18の１、安全で安心して暮らせるまちの実現について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時２分　休憩

午後１時15分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問19の１、地域問題についての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔13番議員　登壇〕

○13番（夏井明男君）　１問目の地域問題ということで、特に大坂上一丁目、二丁目、三丁目付近についてのことでお尋ねをしたいと思います。

第１点は、この地域の大半は都市整備部でまとめました日野市の下水道、昭和63年版ですが、これによりますと、いわゆる下水処理関係の区域としては浅川処理区に入るということでございまして、今回の補正予算の中でも下水道事業の基本計画の見直しの変更があるわけですが、その辺の関係で、この見直しの計画によってこの地域の下水道事業が早まるかどうか、その辺のことについて第１点お尋ねをしたいと思います。

第２点目は、いわゆる浄化槽の管理の問題ですが、以前に件数としては少ないんですけれども、大坂上の方で浄化槽の管理が行き届いてないというふうな苦情を聞いたことがありますけれども、その辺、どのような状況であるのか、その実態を明らかにしていただきたいというふうに思います。

第３点目は、道路関係のことであります。

第１点目は、前前回の一般質問で指摘をさせていただきましたけれども、いわゆる甲州街道の法面、いわゆる大坂上二丁目16番地先の甲州街道の法面のがけ崩れの危険箇所ということで対策はどうかということでお尋ねをいたしました。その後、どういうふうなぐあいで進行しているのか、どういう見通しであるのかお尋ねをしたいと思います。

道路関係の第２点目としましては、大坂上二丁目の３番地先と18番地先の、いわゆる農道に面したところでございますけれども、そこの道路整備の問題であります。担当の

方では既に農道の方に道路の法面が崩れ落ちているということを十分承知して対策を立てられているというふうにお聞きをしておりますけれども、その見通しはどうかということであります。

さらに大坂上二丁目でございますけれども、いわゆる18番地先と21番地先にあります私道の整備の可能性の問題であります。これは有名な場所でして、私も十数年前に初めて参りましたときに、まくら木でその両面をくい打ちをしている場所でありました。特に冬場のときに、私道の整備をされていないところを凍結をした道路の上を自転車で走ってて転倒した場面も私見ているわけですが、市の建設部の方でかなり長年の懸案ですが、御尽力いただいているということで、その辺の見通しをお尋ねをしたいというふうに思います。以上です。

○議長（市川資信君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まず１点目の大坂上一丁目ないし二、三丁目の下水道計画が、日野市全体の下水道計画の見直しによって実現か早まるかどうかということでございますが、この件につきましては、先般来お話をいたしましたが、今回の補正で見直しの作業を開始をいたしまして、都市計画決定の変更それから都市計画法あるいは下水道法に基づくところの事業認可をとるということになっております。ちょっと前後しましたが、いわゆる浅川左岸の未認可の805ヘクタールのことでございます。

現在の日野市の下水道の全体計画は、年次的に申し上げますと、平成13年度までに完了させたいということで進めております。この計画を見直すに当たりまして、事業の実施の方法につきましても今検討し、また事務的な交渉等も進めておりますが、市の直接の工事施行ということだけでは職員増につきましても、これは当然のことながら限界もございますので、その他の方法の拡大をしたいということで考えております。

これは具体的に申し上げますと、新都市建設公社にいわゆる汚水管の埋設の委託をし、またその拡大をいたしたいということでございます。それらをあわせまして全体計画として平成13年をできるだけ前倒しにできるような、そういう努力をしているということでございます。

ただいま御指摘のありました大坂上につきましては、先ほど申し上げました事業認可が平成３年度でございますので、その段階になりますとある程度の、いわゆる施行年次の見込みといいますか、見通しはつくんではないかというふうに考えております。

それから３点目の大坂上二丁目のがけ崩れの件でございます。

これは甲州街道日野坂を上がりまして信号を過ぎました左側のがけ地でございます。この件につきましては、現在、建設会社が土地を所有しております。面積が1,668平方メートル、坪数にいたしまして約504坪でございます。現在、このがけ地の修復の方法として、今申し上げました土地にビルをつくる、要するにビルの建設とあわせて、これは建築物併用様式ということになりますけれども、建物と一体化をした擁壁をつくるということで今指導をしております。これは建物といたしましては一部店舗等が入ると思いますけれども、主には住宅でございまして、54戸入るものでございます。建物として地下３階、地上６階、要するに甲州街道の方から見ますと６階に見えますし、大坂上の段の上から見ますと３階だてになるような、そういう建物でございます。この話が完全に開発業者と詰まりますと建築確認とか、そういった法的な手続を済ませまして順調にいきまして着工が本年の12月ごろというふうに見ております。これをやることによりまして、擁壁が約延長で80メーター新設をされるということになります。

それで大坂上のいわゆるがけの上でございますけれども、この道路は建築基準法42条２項道路と称しておりまして、従来からある６尺、１メーター80道路に中心線から２メーターセットバックする、そういう道路でございます。既に南側の方はセンターからバックをしておりますので、今度この建設会社が擁壁をつくるときにセンターから２メーター、バックいたしますと一応４メーターの道路ができる。これをまだ確定をしているわけじゃありませんが、もちろん排水設備はいたしますけれども、舗装等についても整備させるよう今後も指導をしていきたい、そういう状況でございます。

○議長（市川資信君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

第２点目の浄化槽の管理についてでございます。

浄化槽の管理についての苦情、そしてその実態ということでございます。恐らくこの苦情は悪臭の関係かというふうに思いますが、現在、悪臭の苦情ということでの実情をまず申し上げますと、63年度、昨年度におきましてのこの種の苦情というのは１年間で８件ございました。そのうち現在話題になっておりますこの地域の中から出てまいります苦情、これは１件でございました。本年度につきましては、現在のところ２件にとどまっております。

ところで、そういう苦情につきましては、大体一般家庭のし尿浄化槽は御存じのとおり法に規定してます点検及び必要に応じての汚泥引き抜きがあれば大体悪臭あるいは、それによっての水質の悪化ということは通常ないわけでございます。私ども、苦情を受

けますとまずサービス課の協力を得た上で現場を確認いたします。原因はほとんど全部といっていいほどに大体維持管理上の問題が主でございます。そういう場合におきましては、ともども管理者及び所有者に対しまして定期的な点検を市で指導しておるというのが私どもの対応の実情でございます。

また中には老朽あるいは容量の過不足、何人槽ということで設置してありますが、実際にお使いになっておるのはその人槽というんでしょうか、それよりも下回る、あるいは上回っているという、そういったものにつきましては、やはりこのし尿浄化槽の施設の改良が必要ということになるわけでございますが、そういう場合には本来所管しております東京都の清掃局、環境指導部、浄化施設課の立川分室に指導をお願いしているというのが現状でございます。

以上でお答えを終わらせていただきます。

○議長（市川資信君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　それでは大坂上二丁目の道路問題についてにお答えをさせていただきたいと思います。

ここの道路については昭和63年の３月の29日に請願が出されておりまして、同年の６月25日に本会議でこの問題についての採択がされているという経過でございます。引き続き同年の10月より測量の作業を実施いたしました。そして完了後にこれらについての寄附手続に入ったわけでございます。現在の中で手続上の問題では、寄附手続でございますけれども、70％の土地所有者の寄附の手続がもう完了しております。残りの30％の土地所有者に対しては現在寄附手続のお願いをしているところでございます。なお現段階では平成元年の９月末までにこの手続が完了する予定でございます。

道路整備については今年度に既に予算が計上してありますもので、年度内に工事を完了する予定でございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　それでは、落とした点も含めましてお尋ねいたします。

落としましたのは、大坂上の三丁目の地域にかかわりますが、いわゆる矢頭橋の件であります。一つは、あの矢頭橋を歩いてみますと気がつく点でありますが、非常に歩きにくいということが一つあります。もう一つは、体の不自由な方の道路としては、あのような構造の歩道というものは日野の市内でもないのではないかと思うぐらいの構造になっております。これは前から聞いておりますが、なぜ、あのような歩きにくい構造になっているかということで御説明もいただいているわけですが、一つは、あそこの歩道

の下に水道管とガス管が埋設をされている。矢頭橋ができた後に水道管とガス管を通すために、あの歩道を使っているというお話であります。

私は、この水道管とガス管を歩道の下を通して、橋の歩道の下を通してやるという構造のものは日野の市内の中でも余りないんではないかというふうに思うわけです。きょう、あしたということはないでしょうが、その辺、矢頭橋を抱きかかえるような形で、ほかにルートを設けてやる必要があるのではないかというふうに構造上にも思うわけですが、その辺どういうふうにお考えになっているか、追加的な質問ですが、お尋ねをしたいと思います。

それから都市整備部長から、いわゆる大坂上の二丁目の甲州街道の法面の崩壊危険箇所についての明るい見通しも今お聞きしたわけですが、それによりますと12月ごろ着工していく。その場合に、80メーターほどの擁壁が完成をするというお話なんですが、現地を見る限りでは、80メーターの擁壁の完成だけでは、あそこのいわゆる道路管理の上からいいましても、上に住む居住者の安全性からいっても、これではまだ未完成な部分が相当残るんではないかというふうに思うわけです。特に、いわゆるその80メーターを完成する箇所から、さらに上へ上がるところの法面があるわけですが、ここがいわゆる建設省の道路管理としては非常に不自然に思うほど、擁壁についてもきちっとした整備がなされていないというふうに思いますけれども、その辺どういうふうにお考えになるか、その辺、お考えがあれば伺いたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（市川資信君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　１点目の矢頭橋のガスと水道が埋設されているものについての何か考え方があるかどうかという御質問でございますけれども、確かに現状では歩道がマウントアップしておりまして非常に歩行者に対して御迷惑かけていると思いますけれど、これについては、まず埋設されているガス会社と、それから水道部、この両者と一応協議をしてみて、ほかにルートがあるかどうかというふうな具体的な問題を煮詰めさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

ただいま答弁した内容では、がけ崩れの対策として不完全ではないかということでございますが、現在の計画によりますと、この開発業者の面しているがけ地がおよそ100メーターぐらいあります。そのうち80メートルの擁壁を整えますと一応このがけ地を通しまして安全の確保ができるというふうに理解をしていたわけでございます。

御指摘の点については、再度現地を渡りまして確認をまたいたしたいというふうに考えます。

○議長（市川資信君）　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　それでは、先ほどの問題も含めまして、長年の懸案の事項の問題が今回指摘をさせていただいた点では多いわけであります。それだけ内容についても難しい問題があるということは承知をしておりますが、また担当の方の心労もあるかと思いますけれども、ぜひ御努力をお願いして実現をしていただきたいということを希望しまして、この質問について終わらせていただきます。

○議長（市川資信君）　これをもって19の１、地域問題についての質問を終わります。

一般質問19の２、リサイクル事業について問うの通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○13番（夏井明男君）　リサイクル事業の問題でございますが、ここで私は取り上げたいのは、いわゆるリサイクルセンターの事業ではありませんで、いわゆる資源の再利用のことについてであります。

日野の小学校４年生の社会科の教科書ですが、そこで使われている教科書の中に、やはり２年前にはその教科書ではなかったんですが、現在の教科書では、資源の再利用についての記述が新しくページを割かれて述べられております。細々とした内容で、例えばぼろぎれがどういうものに役立つか、瓶がどういうものに役立っているか、さらに古紙を1,000キロ利用すると立木が約20本ほど伐採をしないで済むとか、具体的な記述でなされているわけであります。その中には地球の有資源、資源は無制限ではないということで、大事に資源を使っていかなければいけないということで述べられているわけであります。

特に今回、具体的にお尋ねしたいのは、この資源の再利用ということで、この議会でも具体的な鉄処分による収益金の問題ですとか、その他の金属の処分とかの雑収入の金額も聞いたことがあるわけですが、具体的に今、日野市で扱っているこのような再資源の収益的な実態を一つは明らかにしていただきたいということが一つあります。

それから第２点は、これは馬場繁夫議員が詳しく質問したとこでもありますが、再資源利用の組織化の問題であります。

日野市の取り組みとしてもリサイクルを軌道に乗せるための組織化に取り組んでいるわけですけれども、それを予算面も含めまして、どういう実態であるのかをお話していただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（市川資信君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　お答えいたします。

リサイクル事業の中の資源の再利用についてのお尋ねでございます。

１点目の私たちの中間処理施設で破砕後、選別し、また分別しました中に、今ありました鉄、アルミだけが現在のところ、資源処理施設で有価物として摘出し、それを売却しているところでございます。昭和63年度の取扱量と、それから売却額でございますけれども、取扱量としましては242万2,430キログラムでございます。それを代金としますと389万5,904円という形になっております。鉄がキログラム１円20銭、アルミが35円で売却しております。そして、この売却代金は雑入という形で市に納めさせていただいているわけでございます。

それから組織化という問題がございます。これは市だけではなかなかすべてができませんから、奨励金を出すことによりまして市民の皆様に協力していただいて資源ごみを回収していきたいということで、今、子供会とか自治会、ＰＴＡが中心になりまして、団体が中心になっていただいて資源ごみの回収を実施しているところでございまして、63年は201団体が登録してございます。そして、その取扱量は、これは古紙もすべて、古紙とか瓶とか布等を入れますと、その取扱量が99万1,730キログラム、その売却額は341万3,906円というのが報告として上がってございます。この売上金は各団体がおのおの活用していらっしゃる金額でございます。

それから、もう一つは、クリーンセンターの施設内で高齢者事業団によりますリサイクル事業というのを61年から行っております。これは主に自転車を修理して売却するもの、それから、まだ使える家電製品ですね、それから家具等を多少修理すれば立派に品物になるというものを修理した上で市民に安くお分けしているという事業を行っております。これも63年度の取扱件数で見ますと、取扱件数が約1,700点ほどございます。月にしますと140点平均が売れているわけです。それで、その売却代金は381万8,000円ばかりでございます。月に直しますと約31万8,000円ほどがリサイクル事業として売れております。

そして、そのリサイクルの中で最も主なものはやっぱり自転車でございまして、63年だけでも443台が売れております。最高8,000円ぐらいで、平均が5,800円という形でなっております。

このような形で資源ごみの再利用という形で市でやっているところでございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　　今、リサイクル事業についての全般的なお尋ねをいたしました。特に現在、地球の緑を守ろうということがマスコミを通じてキャンペーンで張られております。また首都圏におきましても緑の減少率の問題は、建設省の首都圏における緑地環境の整備保全計画調査報告書というものがつくられておりますが、そこでも発表をされております。それによりますと、昭和46年から昭和56年までの間に、東京都全体の緑地の減少率は約10.8％あった。区部では23％の減少率、多摩地区では8．1％というデータであります。先ほど小学４年生の教科書の中の記述の1,000キログラムの古紙を有効に使えば20本の立木が助かるというお話もあったわけであります。

そういう点から考えますと、やはり日野市の中で資源システムの改革に取り組む必要があるというふうに思います。具体的には、例えば地域のリサイクルセンターの設立ということも考えていいのではないか。現在、高齢者事業団の方によって自転車等のリサイクルを初め家具等、家電等の事業が進んでおりますが、このようなものを基礎にしまして再資源化、再利用化の文化センター的なものを組織化していくことが一つは大事ではないかというふうに提案をしたいと思います。

第２の提案でございますが、鉄、アルミの処分等では昭和63年では約390万ほどの収益があり、これは一般会計の雑収入に入れたというお話であります。またリサイクルセンターで行われております収益につきまして、例えば381万の売り上げがあったということですが、これについては使途が若干違うかもしれませんけれども、このようにして貴重な資源の再利用ということで出てきた収益でもあるわけですから、これはぜひ学校の子供の教育の場面に啓蒙的なもので使っていただいてはどうかというふうに思うわけであります。例えば純粋に300、約400万ほど清掃事業部の方の雑収入であるわけですが、この400万を使いまして日野市から地球の緑を守るところへＰＲの意味しかありませんけれども、寄附をさせていただくとか、学校教育の場面で再資源の利用として、これだけのお金でこういうふうに使われておりますということで啓蒙的な部分でこのお金を使われた方が、私はより教育的な効果からいっても大事ではないか。

特にこの問題は、市民の方、国民の意識の変革を求められている問題ですので、単に地球の緑を守ろうというふうなことを掲げましても、市民の一人一人の間の中に意識の定着が図られませんと、やはり継続的なものにはなっていかないというふうな観点からお話をさせていただいたわけであります。この点、市長にお考えがあれば承りたいと思います。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　消費生活と、それから環境あるいは健康の問題、大きなサイクルで経済という範囲の中ではありますが、循環が成り立っておるわけであります。これらのことを確かに意識変革という意味で地域社会で提言をし、また施策として実践を図る、こういうことは今日の時世にきわめて有益だというふうに考えます。

本市の場合、消費者運動、つまり消費者運動を生活文化の範囲でとらえまして、一つの文化行政のまた一環に位置づけていくということが一つの考え方だと思っておりますので、そのような施策あるいは事業化、ＰＲ手段等の検討を実施したい、こう考えます。

なかなか場所を得ることがこの事業をする際にきわめて重要なわけでありますが、その場所が得られないという点で思うようにいってない面がありますけれど、今後より一層工夫をいたしまして、一つの行政の努力目標にいたしたい、こう考えます。

○議長（市川資信君）　　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　　けさほど健康診断を受けたわけですが、その車にも競輪競艇の収益金がこの事業には使われております、というふうな看板がその自動車にありましたけれども、それは一つの例ですが、ぜひこのようなリサイクル事業で上がってきた収益については雑収入等に入れるのではなくて、ぜひこれが具体的にこういう形で還元をされているんだということをＰＲを含めまして使っていただければ、啓蒙運動としては非常に有効ではないかというふうに思いますので、ぜひその実現方を希望して、この質問を終わります。

○議長（市川資信君）　　これをもって19の２、リサイクル事業について問うの質問を終わります。

一般質問19の３、老後の不安の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○13番（夏井明男君）　　高齢化社会におけます問題につきましては、さきに数人の議員の方からもう質問もされ指摘もされているところであります。私も、この問題を取り上げますのは３回目になるわけですが、非常に具体的な問題として絶えずこの手おくれな状態が指摘をされております。

御承知のとおり、世界でも日本のこの高齢化社会に向けてのスピード化は大変なものがあるというお話であります。一つのデータでありますが、例えば総務庁の我が国の人口外観という資料等にもよりますと、65歳以上の人口比率が全人口の７％から14％に上昇する期間ですが、フランスではこの７％から14％、つまり130年かかった、スウェーデンでは85年、アメリカでは70年、イギリス、西ドイツでは45年、それが日本では25年

の短期間のうちにやってくると言われております。市長もこの点については認識がおありだと思います。

また先日のテレビの報道でも、現在、寝たきり老人の方が60万人ほどいる、実はそうじゃなく、寝かされ老人であるというふうな指摘も最近されているところであります。老後への不安ということで一番不安な点は何かという調査を総理府の方でも何回かされております。その中で、定年後の20年間に半数の人が不安を抱いているという状況であります。率直なところ、現在の社会では、老いる、定年後に対してどのように生活をしていくかということが新たな苦しみの始まりだというふうにも指摘をされているわけであります。現在から21世紀にかけまして国民生活の上にのしかかってくる最大の不安というのは、このいわゆる老後の生活に対する不安が一番大きいわけであります。

総理府の老人福祉サービスに関する世論調査、昭和61年の１月実施ですが、この中でも老後の生活に不安を感じると答えている方が全体の約半数だということであります。また、ここで注目されますのは、若い20歳代の方でも約４分の１の方が老後への不安を感じているということであります。

この老後の不安の具体的な内容の第１点は、老後、サラリーマンの場合ですが、この場合は、定年後さらに働けるような仕事があるだろうかという不安であります。第２番目は、生活に必要なだけの年金が果たして受け取ることができるであろうかという不安であります。第３番目が、病気になったときに、一体だれに世話をしてもらうことができるのかという不安であります。この老後への不安の高まりは昭和56年から61年にかけて著しい増強の変化があります。20歳から29歳の方にかけては、それほど変化はありませんが、26.1％から26.9％ということですが、30歳代からは昭和56年では39.2％であったのが約８％ふえまして47.0％、40歳から49歳の方では45.9％であったのが53.3％というふうに、老後への不安を訴える方が年次ごとに多くなっているという推計が出ているわけであります。

この問題は、人生80年という指摘がありますけれども、定年後の約20年間をどういうふうに過ごすかという生きがいの問題とも関係していると言われておりますが、ここで定年後にも働きたい人たちに対して、いかに働く機会を保障していくか、第一義的には国の問題であります。しかし、今般、日野市におきましてもこのシルバー人材センターの条例等を制定しまして取り組むということで、ぜひ知恵を絞ってやっていただきたいところであります。

また総理府の調査ですが、全体の76.3％の人が年金によって老後の生活を支えるんだ

というふうに答えておりますけれども、民間の調査団体であります生命保険文化センターの調査、63年ですが、これによりますと、多少問題がありますけれども、老後の必要資金は月額平均23.3万円という答えであります。したがいまして、年金だけでは生活ができない実態がここで指摘をされているわけであります。しかも、今後ますます高齢化が進みますと年金財政の破綻という状況も指摘をされているわけであります。ここで一番深刻でありますのが老後に対する不安のうちで、病気になったときはどうするかという指摘であります。今回、私の質問もここにあるわけであります。

その中で具体的に、老後の所得、年金の中から、では病気になったときに治療費をどういうふうに捻出するかということを苦慮されている方が具体的に多いわけであります。私も相談を受けて悩んでいる一人であります。

さらに、それ以上に深刻な状況にありますのは、じゃあ病気になったときにだれに世話をしてもらうかということであります。その体制が現在後追い政策になっております。具体的に、これは総務庁の62年の調査でありますが、寝たきりになったとき、だれに介護を頼むかということで、男性の方は71.6％の方は妻に頼るということであります。女性の場合は17.9％の方が夫を頼る、それ以外は嫁、娘、家政婦さんなどに頼むという数字が平均的に出ております。

しかし、こういう方の救えない方といいますか、これで落ちてしまう方が実際に、現実にいるわけであります。施設に入るのか、それとも在宅の制度を確立するか、国の政策としましては、最近では施設に入れるんではなくて、在宅的な福祉制度を確立するんだというお話がありますが、私は、やはり例えば特別養護老人ホームを例にとりますれば、やはりこれすら十分な体制が整えられておりません。したがいまして、この辺の充実をさせることがやはり第一義的には大事であって、本人の希望によって施設なのか在宅かということが選べるような条件整備をした上で、この在宅ケア的なものが有効に機能を発揮するというふうに考えております。

そこで日野市におきましても高幡特別養護老人ホームが50床ということで完成をし、これから始まっていくわけですが、市長が前に、これだけでは足りませんというお話をされております。実際に足りない状況というものを具体的につかんでおると思います。私も聞くところによれば、高幡の特別養護老人ホームは既に予約でいっぱいである的なお話も承っておりますけれども、この辺どういうふうな状況にあるのかをお尋ねをしたいというふうに思います。

高齢化社会に向けての老後の不安に対する現状認識はどういうふうにあるのか、その

対策の中で一番力を注いでいかなければいけない点というのはどういう点なのか、その辺、具体的に担当の方ではつかんでいると思いますので、お尋ねをしたいと思うわけであります。

最近の９月の12日の新聞でありますが、御承知の方が多いと思いますけれども、秋田県で、ある65歳の女性の方が御主人を３年半前に脳卒中で倒れて以来、看病をしていたわけでありますが、御本人自身も消化器系の病状が悪化して病院に入院するやさきであったと、病床にある御主人をだれが看護するかということで失望し命を絶ったというふうな記事もあります。一つの報道だけですべてを判断するわけにいきませんけれども、やはり老後はだれがみとるのかという深刻な面が報道もされているわけですので、この点についてのお話をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（市川資信君）　　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　　今、御指摘の老後の不安ということで御説明るるされました。問題は多岐にわたっております。

その前に、この議会でも老人対策につきましてのボランティアの問題、住居の問題それから介護の問題、各議員さん方から指摘を受けております。御指摘の、今の老後の不安に対しては後追いの政策ではないか、ということでございます。確かにそうした面は否めないと思います。また、この問題は一自治体、そうしたものでの対応の仕方でできるものでなく、さらに都道府県あるいは国の施策の中において大きく展開されていくべきものであり、そして21世紀ということで先ほどお話があります、最大のこれは課題であるということも御指摘、その点いただきました。確かに、それは言われるとおりでございます。いかにして今後の人口老齢化社会に対してのその対応をしていくかということでございます。

そうした点から御指摘になりました現状認識それから課題というような点でございますが、大きく分けまして、まず現状で、今行っております中で、国も、それから都もこの間出しました中期計画の中にも高齢者対策の中でございますが、やはり私どもの日野市と同じように、私ども７年計画の中に出しておりますが、在宅の福祉の充実、これは御指摘されました。それから福祉施設の充実、それから生きがいと社会参加というようなことが日野市ではこれを計画を持ちまして、あと７年のうち３カ年、４カ年をこれらに向けての具体的な案をここで提出していきたいというふうに思っております。

都におきましても、この在宅福祉サービス、名前こそちょっと変わりますが、同じ考えで在宅の福祉のあり方、そうしたものに重点を置くということと、それから社会福祉

施設の増設整備ということをうたっております。これも日野市と同じように福祉施設の充実ということでございます。

３番目が民間社会福祉団体等の事業の振興をして、これらの援助を求めていくというようなお話でございますが、これはやはり私どもの生きがいと社会参加という中での包含の中でも言えることでありまして、同じ傾向ではないか。

そうした高齢者社会に対しましての主眼点でございますが、今申し上げましたように、国もそうでございますが、それから御指摘になりましたように、寝たきり老人がこれからふえるという中で御指摘がありましたけれど、寝かせ老人だと、寝かせていくんだというような方法の、これは言うなれば守りの、守りといいますか、積極性のない老後の対策であります。幾ら施設をつくります、それから何をつくりましても、施設で賄えるものではありません。そうした中で、さらにこれを積極的に展開していくということで、この前も各議員さんから御指摘があったときにお答えしております国の施策の転換ということで在宅地域の福祉の充実ということで、むしろ寝たきり老人を少なくして、今、寝たきりの人を、ある調査では、西洋では90％がこれが治る、治るというか離床できるというような調査もあります。そうした中で、ゼロとは申しませんけれど、この寝たきり老人をゼロの方向の向かっての努力、これがやはり最大の我々に課せられた問題ではないかと思います。

そうしますと、これをじゃあどういうふうに具体化していくのかといいますと、その地域におきますボランティア活動もありましょうし、それからまたホームヘルパーの問題、介護の問題それから住宅の問題等々を含めまして、そうした中での地域一丸となり、大きく、もう少し大きく言いますれば、国民全体がこれに向かっての施策で援助していく、お医者さんもそうです、それから看護婦さんもそうした方で地域のあり方、福祉の充実を図っていくということで、今例を引かれました秋田県の例におきましても、こうした悲惨なことの少しでも解消にして、そうして周りの人が何らかの手だてを加えたならば、そうしたこともできるし、また施設をいたしましてもショートステイということでそうした方を短期間お預かりして措置していく、あるいはミドルステイということで20日間ぐらいの中期の宿泊をして、そして治していくというようなこと、それからまた施設、それは施設に、老後の施設ありますけれど、特養老人ホームをこれから国は幾つもつくるということでございますが、そうした中でのそうした対応の仕方を一時的ではありますが、やっていかなきゃいけないというふうに思っております。現在、私どものショートステイ、ミドルステイ、これは委託してそれぞれの対応の仕方を今やっており

ます。

その中で老後の一番の不安というのが、やはり今言いましたように、病気の問題、介護の問題ということでございます。そこで、これは病気にならない方法でということでの対応の仕方、生きがい、スポーツ、そうしたものを持ってこれを何とかしていかなきゃならない。そこに今日野市の特養老人ホームで行いますデイケアセンター、非常に失礼でございますが、老人政策につきましては西洋から入った感覚かかどうかしりませんが、横文字が多いということで国会でも問題になっておりますが、一応デイケアセンター、これは老人に対しましての訓練、相談それから入浴、給食、そうしたものも含めまして行って何とか回復をお願いしていくというような一つの政策であります。

それで、特養老人ホームができました、その中で今後のむしろ行き方としましては、このデイケアセンターでございます。うちにできますデイケアのこれを生かして、そうして多くの人がそこに通い、そしてまた、そこで訓練をして、寝たきりから、そういうものから解放されていくというような一つ一つの忍耐の強い訓練をしていかなきゃいけないというふうなことで、これがやはり地域の福祉の在宅ケアにおきましては重要な位置を占めてくるのではないかと思います。そうした意味におきまして、私どもは、ここで来年の４月にオープン、５月にオープンいたします、４月に完成しまして５月にオープンいたします特養老人ホームに、この特養とそれから在宅のこの事業を二つ持ちまして、そして対応していきたいということでございます。

それから今後の対応の仕方でございますが、今申し上げた特養の方法の中で、特養へ入る入所待ちということでございますが、この前の厚生委員会にもお話し申し上げましたんですが、現在48名から９名の方が入所待ちということで、この施設もやはり50でありますが、既にもう満杯というような状況の中でございます。そうしますと、やはり今もとに戻りまして対策といたしましては地域ぐるみの在宅福祉の充実、これに向かって、この対策を進めていかなければいけないということでございます。

最後でございますが、それでは現状、日野市の老人福祉課がどのようなことでやっていますかと簡単に申し上げます。老人課におきましては、暮らしと住まいということで、これらの取り組み方を10項目、中には友愛訪問あるいは、これは委託でございます。あるいは電話でのお答えをしていくというようなことでございます。そうしたことをやっております。それから健康ということでございます。健康、これは29項目にわたりまして、リハビリから、それから助成から寝たきり老人の援護から、それから施設の設備というようなことでこれを行っております。それと、さらに生きがいというところから、

先ほど３番目に申し上げましたが、社会の参加の促進ということで、生きがい対策といたしまして老人クラブの活性化といいますか助成あるいはシルバーパス、寿大学関係、かしのき荘あるいは老人農園というようなこと、それからスポーツの方におきましてはゲートボールというような、そうしたものをもちまして行っております。

これが私どもの３本柱で現状行っておりますが、さらに、これらの今後の課題といたしましては、ことしの当初予算におきまして五つばかり新規事業としてもらっております。これを今展開あるいは今後、これからやっていくものが一つありますが、そうしたことをやっております。というのは緊急通報システム、困ったときの、すぐに連絡をしていくというような、これは消防署中心にしたものですが、それとは別に老人見舞い電話ということで、この10月から見舞い電話をかけまして安否の確認をしていくというようなこと、それから４月から発足しました入院、これは健康の方でございますが、入院見舞い共済制度あるいは生き生き体操、既に生き生き体操は500人を超えて、８月の１日現在では500人の参加をもって今実施中であります。それから寝たきり老人の介護といたしましては、寝具の乾燥事業というようなものを今新しい事業としてやっております。

これで決して、課題として、そして今後やるべき仕事としてはまだ非常に多岐にわたりますが、徐々に進んで少しでも老後の不安をなくしていきたいというふうに考えております。

長いあれでしたが、一応お答え申し上げます。

○議長（市川資信君）　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　かなり御丁寧に答弁をいただきましてありがとうございました。

ここで若干提案等も含めましてお話をさせていただきたいと思います。

既に高幡の特養ホームがまだ始まっていない段階で満杯である、既に48人の人が待っているという状況であります。今後ともこのような必要性を帯びる方がふえていくだろうということは統計的にも明らかであります。先ほどの寝たきり老人の話につきましては青梅市の慶友病院が問題提起をしておりまして、西欧と比べて寝たきりにさせている日本の老後のあり方についての鋭い指摘があるわけであります。西欧と比べまして３倍から８倍、日本の国では寝かせるような形の体制をとっているという指摘でありました。今の部長のお話によりますと、十分その点の把握をされた上での施策を打っていきたいというお話でありました。

それにしましても、やはり特別養護老人ホーム、施設的なものが絶対数において足り

ません。この中期計画の中でも高幡のホームの新設ということは指摘をされておりますが、それ以上のものはございません。早急にこの辺についての対策をとっていただきたい。理想的には、これは国とも関係するわけですが、一中学校区一つというふうなことも今後あり得る課題だろうというふうに思っております。

具体的に要望を述べさせていただきますと、日野の市立病院の建てかえとも関係するわけですが、例えば痴呆老人対策ということですが、この痴呆老人の方の中にも入院を必要とする方と必要としない方がいらっしゃいます。特に深刻でありますのは、入院を必要とするような痴呆老人対策の問題であります。医療機関の中に、このような方のための特別病棟を確保する必要性というものをぜひ検討していただきたいというふうに思います。

さらに提案でありますが、これは佐渡で既に行われておりましたけれども、医療施設と特別養護老人ホームの機能をあわせ持ったような、いわゆる中間的な施設、老人保健施設の考え方であります。ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

さらに、この医療施設の量的な不足も指摘をされるわけですが、民間医療施設に入る場合があります。この場合には、安いところで12万、高いところで16万ぐらいの経済的な負担を負いながら両親の老後の保障を支えていることがあるわけですけれども、このような実態も恐らく市の方では十分補助金的なもの、補助具的なものの対応の中で実態も正確に把握をされているところであると思いますけれども、この辺の対策も考えていただきたい。前に私は23区内のある区の、いわゆる医療費外の経済負担がどのぐらいかかるかというふうな実態調査をもとに質問させてもらったこともございますけれども、一世帯の中で12万、13万、16万の医療外支出を出しながら対応しているという家庭も現実にあるわけですが、その辺の実態調査等も含めて政策的な配慮を進めていただきたいというふうに思います。

最後に、市長に、この老後への不安ということで決意等も含めましてお話をしていただければありがたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　高齢化社会というのは、まさにまだ未知の不透明な状況があるわけでありますので、青年期から中年期に入るとだんだんと先を見通して不安が高まる、こういうことではないかと思うわけでありまして、不透明の時代とか不確定の時代とかいうことを言われた時代もございましたが、だんだん間近に近づいて、不安が高まるということで放置してはならないわけであります。まだ政治に問われているものがそ

のあたりに大きく存在をするというふうにも言ってよろしいと思います。

地域社会のまた任務は、より緻密な市民生活に根差した行き届く施策がまた地域の責任でもございますので、不安をなるべく少なくする、何がまた不安の要素になっているかということを十分意識調査等で確かめながら施策の前進に取り組んでいかなければならない、そういうふうな感じでお伺いをしておるところでございます。

これからも一層いろいろな現実を明らかにしながら、積極的にその解消のために、また不安をなくする努力こそ、まさに福祉の仕事である、このように考えるところでございます。

○議長（市川資信君）　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　しつこくなるようですが、現在48人の方が特養待ちの方がいらっしゃるという現実を踏まえまして、ぜひ政策を進めていただきたいと思います。

この件については以上でございます。

○議長（市川資信君）　これをもって19の３、老後の不安の質問を終わります。

一般質問19の４、多摩平団地建替問題のその後の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○13番（夏井明男君）　私は、この問題につきましては３回目か４回目の質問になるわけであります。ある意味では担当の方に言わせれば、しつこいなという形を受けるかもしれませんけれども、特に最近では、公団の方も、いわゆる30年代の建てかえをしました賃貸住宅の中で、何が問題かということは認識をしているようであります。高齢者が多いと言われますこの30年代の団地、例えば私も住んでおります多摩平団地等が当たりますけれども、建てかえは認めるというふうにしましても、では、建てかえ後の家賃が高過ぎて戻りたくても戻れないという声が現実にあるわけであります。これに対してどういうふうに公団ではこたえていくのかということが大きな課題であります。

老後を迎えまして住みなれたところを、家賃が支払えないということで去るほど惨めなものはないわけであります。これは明治以来の制定の借地法、借家法の精神からももとる話で、国がこのようなことを進めるということ自体が私は許されないというふうに認識をしております。

公団もさまざま頭をひねって工夫をしているところでありますけれども、その中で例えば現在制度化されております再開発の住宅制度、これを拡大していこうという話であります。この構想は、例えば多摩平団地の敷地内の一部に公営対象層の住宅をつくるわけであります。そこに入居をしてもらうということであります。この制度は国の補助金

の対象になりますので、本年度、来年度予算の予算概要要求で公団も要求として出しているところでありますけれども、その構想の中で補助金が出ますと、やれ用地費、工事費、これ半分ぐらいで済むというふうに言われておりますけれども、そうしますと、いわゆる一般住宅建てかえ後の一般賃貸住宅よりもかなり安い値段で居住できるという可能性が出てまいります。

公団の説明もあるわけですが、その中では公営の入居者というのは、いわゆる公営住宅に入居できる資格というふうに限定があるわけであります。この限定について私は非常に問題があるというふうに思っております。私も前にこの公団用地内において公益的な対象の住宅が建てられないかどうかということをお話をしたことがございます。この公団の構想が今一歩前進は前進だと思いますが、これをどのように企画として情報としてとらえているか、情報があると思いますので、その辺の最近の動きを教えていただきたい。第１点であります。

第２点は、表題に挙げましたとおり、建てかえが現実に準備をされているという話も聞くわけですけれども、その後、どういうふうな状況にあるのかお尋ねをしたいと思います。それが第２点であります。

第３点目は、私が団地に住んでいるので団地問題をあえて取り上げているということではありませんで、前に、これは一般質問で福島敏雄議員の方からも質問がありまして、かなり消極的な答弁で私もどうなのかなというふうに疑問を持った点があります。日野市の基本計画の39ページのところで、担当の方がお書きになっていますけれども、高齢者向け住宅の確保というところで、借家から立ち退きを迫られた場合などに緊急一時的に利用できる老人アパートを民間から借り上げ確保するという施策がまだ行われていないというふうに思います。答弁によっても消極的であります。担当の方がここまで具体的に指摘をされている以上は、やはり一刻も早く手を打つべき課題だろうと思いますが、なぜか、日野市は私はおくれていると思います。

さらに、非常に温かい政策として私は感激した一つがあったんですが、やはり基本計画の中で、52ページでありますが、母子アパートの提供というものがあります。これは福祉部の方も具体的にこのような方々のための借家探しには苦労されているということを具体的に聞いております。その現場からの吸い上げでこのような提案をされていると思いますが、この基本計画の中では、民間アパートの借り上げによる母子アパートの設置を検討していきます、ということであります。実施をしていきますという話ではないわけであります。ここに私は住宅政策の深刻さが余り感じられていないんではないかというふうにも思っているわけであります。その点も含めて第３点としてお尋ねをしたいというふうに思います。以上です。

○議長（市川資信君）　夏井明男君の質問に質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えしたいと思います。

まず１点目の情報をどの程度つかんでいるかということでございます。

特にこの住宅都市整備公団が国に対して幾つかの要望をしているわけでございます。これは先ほども話がありましたとおり、ちょうど昭和30年代に管理を開始した建てかえ住宅の円滑の推進をするための要望事項でございます。都市整備公団としては国に対する補助金の制度の確立、１点目としては、これは当然、弱者に対する家賃対策の実現のための国の補助金の要求、２点目としては、高齢者社会の対応策としての新しいタイプの賃貸住宅の問題、３点目としては、今質問者の中にもありましたとおり、建てかえによっての用地を浮き出した中での公営住宅の問題、これは用地の半分あるいは賃貸住宅の、より安いものというような補助金の問題があります。そういった情報を都市整備公団としては国に対して今要望しているというようなのが実態の内容でございます。その程度の情報を現在収集している実態でございます。

なお建てかえに伴う問題の２点目の問題でございますが、多摩平団地の建てかえについては、現在、住宅都市整備公団からはまだ協議まで至ってないことは事実でございます。何回か議会の中、議員さんからの御質問の中に30年代の管理を開始した賃貸住宅の17万戸に対しての年１万戸ペースの考え方は、住宅都市整備公団が建てかえの方向として打ち出しているところでございます。本年度、平成元年度につきましては具体的に全国的に16団地の7,296戸を建てかえするという方針が確立されております。これは全国的な問題でございます。よって東京支社関係につきましては、31年から34年にかけて建設された団地3,800程度の計画を持っているようでございます。具体的には多摩地区の中では府中、東村山の久米川団地、この２カ所の説明会が現状開始されております。

そういう中で、現在、当市には当然まだ話はないわけでございますが、多摩平団地の建てかえについては非常に大きな団地であるということでございます。現況の調査、今の事前調査、そういったものを都市整備公団としては考えているようではございます。これは現状の建物の実態、そういったものの調査をしたいというような考え方はあるように聞き及んでおります。

なお３点目の基本計画関係の問題でございます。

老人アパートあるいは母子アパート、民間アパートの関係等でございますが、前からも各議員さんからこの公団の建てかえ、あるいは都営住宅の新築、建てかえに伴って幾つかの要望があるわけでございます。もちろんこの独自の市の政策部分とあわせまして都市整備公団あるいは東京都に対してもこういうものを要望していきたいというふうには思っております。なお、さっき、前にも福祉部長の方から説明がされましたように、東京都のシルバーピアの問題あるいは国のハウジングの問題、この国の政策部分あるいは東京都の方針、高齢化社会あるいは住宅に対する対応の問題、もちろん日野市としての高齢者に対する対策としての一定の方向づけを福祉部と現在協議を進めているところでございますが、東京都のシルバーピアに関連しての、やはり方向づけを当市もしていかなければならないというのが実情でございます。

なお一層の母子、民間等の施策を進めながら担当部とも積極的に対応していきたいというふうにお答えしておきます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　それでは、この問題につきまして要望したいと思います。

公団の方でも老後を、家賃、支払えないような家賃を要求して、結果的には追い出してしまうというふうな形のものはとりたくないというのは人情でありますし、あってはならないというふうに思っております。

公営対象層の建設という構想も公団では打ち出しているようでありますが、これを打ち出す、打ち出さないには関係なく、建てかえの問題におきましては、この問題が浮かび上がってくるわけであります。その辺、日野市の法的なさまざまな規制があるわけですが、知恵を絞っていただいて、建てかえ問題が起きてきたときに、その対応策が組めるようなものをぜひ今の段階から十分検討もし考えておいていただきたい。一人でも惨めな結果に終わらすような方のないようにするのが、やはり私は大事だろうというふうに思います。その辺、市長の御決意を伺いたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　多摩平団地、いわゆる日本住宅都市整備公団の管理する大型団地でございますが、建築後、30年前後になったわけでありますし、それから何のために建てかえをするか、増戸、つまり戸数をふやすためにやるのか、あるいは老朽化したためにやるのか、あるいは生活にマッチできなくなってもう少しゆとりのあるものに建てかえるのか、そのあたりの政策がなかなか我々にもつかみ切れないわけでありまして、単純に老朽したから建てかえるというふうなことではないと思っておりますし、また居

住という人権の重要な一つの権利でもございますから、現在の入居しておられる方が困られると、先がそれこそ不安だと、見通しがないというようなことで明け渡しを求めることは到底できる性質のことでもないと思っております。

なお、それらのところを積極的に情報を求めまして、そして基本的な考え方を聞きもし、また我々も明らかにすることによって、現在入居されている方がかなり不安をお持ちだということに対しましてまず対応しなければならない、こんなふうに思っております。

ああいう大きな機関でございますから、ある程度の見通しがないのにそう情報を少しずつ漏らすということはないかという不安も確かにあるわけでございます。また情報なくして、そんな大きな仕事が地元自治体が認めるはずもないということの態度も示しておかなきゃならない、こんなふうに思います。

○議長（市川資信君）　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　以上で終わります。

○議長（市川資信君）　これをもって19の４、多摩平団地建替問題のその後の質問を終わります。

一般質問20の１、生き生きとした文化社会実現のための通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔12番議員　登壇〕

○12番（馬場繁夫君）　それでは議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

人生80年時代の到来とともに生涯学習社会の建設は、論議の時代から実践への時代に入ってきたことは周知のとおりであります。それが科学技術の進歩、情報化社会にありましては学校教育のみでは生涯を生き抜くことは大変無理があります。中流意識を持つ人々が大半を占め生活水準も向上し、労働時間の短縮化が進み、かつては仕事第一、職場中心の生活でありましたものが、仕事と家庭生活、また遊びが同じ比重で考えられる時代へと変化をしてまいりました。さらに、人生50年時代から人生80年時代への到来の中で、一人一人がそれぞれのライフステージに応じた学習が求められるような条件整備を行うことが行政の緊急課題であります。

この意味におきまして62年の第４回定例会で生涯教育と公民館、コミュニティー施設における現状と課題についての一般質問の中で、生涯学習体系の確立についての推進計画の策定等、数点にわたりまして質問を行ってまいりました。本定例会におきましての

行政報告で、文化、スポーツ行政推進本部の設置要綱についての説明がありましたが、もっと具体的に目的、内容、考え方についてまずお伺いいたします。

○議長（市川資信君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（砂川雄一君）　文化、スポーツ行政推進本部の件につきましては市長の方から行政報告の中で御説明申し上げておりますけれども、御承知のとおり、現在の市民の社会生活とか家庭生活というのは非常に大きな変化をしつつあります。こうした変化に対応して新しい社会がつくられつつあるわけでございますけれども、その新しい社会をあらわす言葉として生涯学習社会という言葉が現在言われているわけです。そうした社会の特徴というのは、やはり市民ニーズに基づくその市民の自主的な活動を基礎にしてそういう学習社会というのは組み立てられる必要があるということだというふうに思うわけでございます。したがいまして、そうした生涯学習を目指す社会、生涯学習の実現を目指す社会というのは、そこで行われる事業というのは幅も奥行きも非常に深いわけですし、対象とする年齢層も非常に幅広くなってくる。

したがいまして、単一の行政部門の中でそれらをすべて実施をするということはなかなか難しい点がございます。そうした中で、やはり総合行政を推進するという観点から、体制を整備するためにこの推進本部というのを設置をしたわけでございます。これについては東京都も既に昭和60年の時点で、名前は生涯教育推進本部という名前でございますけれども、同趣旨の体制を東京都庁の内部につくって、実際に業務に取りかかっているところでございます。

推進本部の役割につきましては、この設置要綱の中に書かれておりますように、一つは、文化、スポーツに関する行政組織のネットワーク化と活性化を図っていきたいということでございます。これは文化、スポーツ行政というのは、単に教育委員会という一つの組織だけではなしに、いろいろな業務の中でも行われておりますので、そういった各行政組織のネットワーク化なり活性化なりを図っていくということでございます。

それから２番目としては、そういう文化、スポーツ行政にかかわる事業の円滑な推進と連絡調整を図っていくということ、そうして、あわせてこれら文化、スポーツ行政全体の振興と推進を図るというのがこの推進本部の役割でございます。

それで、この推進本部としましては、まずここで発足したばかりでございますので、まず日野市で行われております文化、スポーツ関係の行政の実態を本部員がまず認識をして、共通した認識に立って物事を考えられるようにしないといけないということで、まず平成元年度における各部課で予算化をされている関連事業の現状をまず正確に把握

をするということがまず第１、それから、もう一つは、基本計画の中で、前期３年については既に今年度までを含めて実施をされているわけですが、後期４年も含めて予定化をされている事業の全体の把握を正確にしておくという、こうした現状認識の上に立って次のステップへ進むということが非常に大事だということで、当面、この推進本部としては、そういう形で現状認識をして次のステップへ進むような形をとっていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（市川資信君）　馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君）　答弁、ありがとうございました。今の御答弁では当面は現状認識した上で出発していくんだというようなお話であります。

生涯教育に関する行政における事業というものは各部署でそれぞれ実施しているのがやはり今の答弁にありましたように実情であります。行政推進本部を設置し、行政内部の事務事業の推進と連絡調整または行政組織のネットワーク化には一応の、今までから比べますと前進もありますし、一応の評価をするところであります。しかしながら、基本的な考えといたしまして、21世紀に向かって学習社会を実現していく、方向を明らかにして、また日野市におけます生涯教育、スポーツに関する施策の総合的、効果的な推進を鮮明にしてほしかったなという、今実感もするわけでございますが、例えば、すべての世代の人々が学習を可能にして、一人一人の目的に応じて、だれでも、いつでも、どこでも、どこからでも学ぶことができるように学習体系を改めることが必要でありますし、社会教育におきましては昭和58年５月、日野市教育委員会より日野市における社会教育活動推進のための振興策につきまして諮問されておりまして、10月に社会教育委員会より、生涯教育という観点から対象年齢別に分けまして討議し答申されております。この答申を十分踏まえながら具体的な政策をしていく、また生涯学習、スポーツ振興できる指導者の配置なり育成の促進、学校を地域のコミュニティーセンターとするための開かれた学校づくりの推進、また公民館、コミュニティー施設等を学習のための拠点としての体系的、総合的整備、計画の推進、これらの諸条件に対応するための将来的には生涯学習情報センターの設置等、生涯学習社会実現のための方向を少し具体的に明らかにしていくという推進本部の設置であってほしかったなというのが心境であります。

また、この辺につきまして今後、現在の文化、スポーツ行政推進本部設置につきましては、現状の状況を今把握しながら、将来的にじゃあどう21世紀を目指しての生涯学習社会に移行するための対応を今後していくか、それについても何かあるようであれば市長に御答弁をいただきたいと思います。

それから第２点目といたしましては、62年の４月の定例議会で、公民館の分館の建設または中学校区ごとのコミュニティーセンター計画推進等について一般質問をしているところでありますが、平山城址公園駅の平山地区センターの建てかえが今後予定されているということも市長の方から答弁されているところであります。平山地域は住宅が密集化しつつありまして、区画整理等で町並みを整備することが現状では大変難しい地域であることはもう既に承知のとおりであります。また今後、商店の発達などによりまして活性化を望むことがなかなか難しい地域でもあります。平山城址公園の駅前は、平山小学校の跡地でもありましたし、昭和43年６月に大規模の地区センターの２棟目として平山地区センターが建設されたものであり、現在は近くに図書館も建設してあります。唯一平山地域の活性化の場所でも本来はあったわけでございます。

今後の生涯学習の位置づけの中で中途半端な平山の地区センターのただ建てかえということでなく、大規模の総合文化センター的な役割を持った平山地域の、今後、中心的な文化施設の活動の拠点となれるような施設の建設が望まれているところでございますが、その辺につきまして、特に生涯教育という観点を踏まえた中の文化施設もしくはコミュニティー、一つの拠点であるという位置づけを持った中の将来的な建てかえという観点のお考えがもし具体的に何かあるようであれば、その点についても御答弁をお願いいたします。

それから３点目といたしましては、生涯学習を推進するためには市民意識を高めていくということが当然必要になってまいります。これは文化意識の高揚のほかなりません。それは市民の日常生活におけるゆとりであり、仕事から離れた遊び心であります。また生活のゆとりの中からわき出していく文化でもあります。

大平内閣のあたりから文化行政論が論じられるようになりまして、各種の文化施設づくりを初め各所こぞってうるおいのあるまち、特色のあるまち、花と緑のまち等の文化的発想の文化行政がさまざまに動き始め、地方レベルまで広がりを見せてきております。文化とは決して行政の押しつけによって与えられるものではないことは当然でありますし、地域の中からみずからの手で生み出していくものであり、また生活それ自体の中から文化は生まれてくるのであります。行政は、その文化を引き出し啓発し高めていくことであります。

日野市の目指す都市像は、緑と文化の市民都市であります。まず、その手始めが行政側からの文化の発想による行政の運営であります。行政が、また行政の担当者たちが文化的な発想を持ち、意識を変えていくことが文化に対する市民意識の高揚にほかなりま

せん。61年の第４回定例会でも取り上げました行政の文化化であります。この行政の文化化により職員意識を深め、まちづくり計画、都市景観等の考え方を投入し、文化的な視点によります行政、日野市の目指す都市像33緑と文化の市民都市等を考えられますが、行政の文化化についてのその後お考えがどういうような変化をしているか、それについてのお考えをお伺いします。以上、お願いいたします。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　かつての行政に、労働行政という法律制度に基づいた行政課題が存在しているわけでありますが、余暇行政という、つまり人の暇な時間をどのように有効に一人一人が活用される行政サービスが、ということについては比較的新しい課題であります。文化というとらえ方は大変概念的でございまして、施策、政策ということになりますと非常に領域が広いことはもう申すまでもありません。そうして今まで特に自治体行政の組織割りと、組織といいますのは市長部局、これはハードなまちをつくることが主要な仕事というふうに運営をされてまいりました。そして文化に関する、つまり余暇とか、あるいは精神面の行政は、教育行政という範囲で教育委員会に系列をされてある。今日の教育委員会の組織におきましては、とても市民要望にこたえられる文化あるいはスポーツの施策ということには、とても力がないといいましょうか、そういう状況でございますので、今回、文化・スポーツ行政推進本部、つまり市長部局と実際の文化行政に携わります教育委員会とがネットワークの形で具体的な一つ一つの問題を現実の事業として推進をしていく、こういうことが本推進本部を発想させた主要な意味であります。

このことがまた御質問にございますところの行政の文化化ということにだんだんと進む、そういうもとになる。そして行政は、これは市民をリードするというよりも、むしろいろいろな情報発進の基地になって、そうして市民の要望に対します場所でありますとか、あるいはその内容の展開でありますとか、いろんな形で市民サービスで余暇活動、いわゆる生涯学習に値するものをサービスにあわせてまた発展をさせていこう、こういうことでございまして、それがとりもなおさず市民意識にももちろん絶えずこたえていかなければなりませんし、本来あるべき地域社会の文化行政の姿でなければならない、そんなふうに考えまして、まだ未知数な点も多々ございますが、要するに総合性のある、またいろんな組織をネットワークして、そうして、これを活力、活性化していこうということがねらいであるというふうに今のところ御理解をしていただきたいと思います。

今後、具体的にこれもまた施策に予算化等をいたしましていろいろ御指導もお願いし

たい、このように願っておるところでございます。

平山の地区センターの建てかえのことに関しまして、現在の平山城址公園駅前の地区センターは大地区センターという形でつくられた第１号であります。場所も公的な位置でありますし、なお棟を分けて図書館もある。そういう事情にありますので比較的近いうちに建てかえ計画を進めたいという候補の施設であります。十分地元にまた、地元の現代の地元のニードにこたえられるように、規模におきましてもいろんな形で御相談もしたり、御要望をお伺いしたりしながら整えていきたい、こんなふうに考えております。

（「生涯学習については、市長の方で」と呼ぶ者あり）

国においては生涯教育という言い方を用いられておりますが、我々はそれを生涯学習という形で、つまり主体的に、自主的に幼児から老齢まで、いろんな形で自己形成のための、自己を完成するための学習ができる、これが生涯学習の意味だろうと、このように考えております。それに適応できる行政展開がいわゆる文化行政、こういうことになるものであろう、こう考えております。

○議長（市川資信君）　馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君）　答弁ありがとうございました。今の市長の答弁で、まず平山駅の大地区センターの建物を、今後近いうちに地元の意見を踏まえながら建設に向けていきたいという答弁がありましたが、確かに地元の意見も当然十分尊重していきながら、今、公民館とコミュニティーという非常に行政の縦割り組織の中で、使う側から見ますと非常に使いにくいような問題もありますし、また今後、将来的には、ますます生涯学習というのは当然いろんな角度から深まっていくことは間違いないでしょうし、そういう観点から十分文化センターなり、またコミュニティーセンターというような位置づけはどうなるかわかりませんけれども、そういう位置づけを明確にしながら進めていただきたいと思います。それが結果的に、建物がただできたということでは将来的な地域のニーズを把握することはできないだろうし、また今後の大きな時代的な変化のニーズにも当然対応することも難しくなることは間違いありませんから、そういう意識を持った中で建てていただきたいと思います。

特に平山地域というのは先ほど述べさせていただきましたように、住宅地域がどうしても中心的な存在であり、目玉的な部分がなかなかありません地域でありますから、何か新しいそこを一つの拠点として、特に昔は平山小学校に住民の人たちが集まってきて、いつも拠点的な存在があった意義ある場所でありますので、今後、将来的にも何かそういう位置づけがあるような一つの拠点という部分も含んだ施設づくりに積極的に対応していただくように要望をお願いしておきます。

それから、文化ということはなかなか幅も広いし、非常に難しい部分でありますが、少しなかなか市長が言われることもなかなかある面でわかるんですけれど、非常にその辺も理解しにくい面が多いわけなんです。例えば、現在、日野市が目指していく都市像というのは、緑と文化の市民都市なんだということを非常にそれを明確に文化ということを大きく表題として挙げているわけですね。その割には、じゃあ具体的に文化というものをどういうように日野市のある、日野市らしい特徴がある文化を持った日野市なんだという、どうも施策が薄いような感じがするんですね。基本計画を見てきても、具体的には、日野市は他市にない日野市の文化というものをどういうようにあらわしていくんだということが具体的には何ものってない。現在の施設を整備していくとか、そういう部分は触れているんですけれど、じゃあ心となる文化ということは残念ながらいろいろと細かく見ても具体的に表現はされてないわけです。

それと同時に、今回、本議会の中で先ほど言われました本部ですね、文化、スポーツ行政推進本部というのが設置されたわけなんですけれど、その中におきましても非常に消極的というか、将来的に一つの国におきましても東京都におきましても生涯学習なり、生涯教育という大きな位置づけをされておりますし、また東京都においても生涯教育体系というものをつくりまして、各市町村に推進本部の設置ということを要請をしてきているわけでありますが、残念ながら、日野市のその内容的には第２条に、特に行政組織のネットワーク化と活性化に関する事項なんだと、また事務事業の推進等連絡調整に関する事項というところで、将来的にどうしていくんだということが具体的に何もない。どうも今の実態のように気がするんですね。やはり確かに横の連携、ネットワーク化ということは今までにない部分ですから、それは評価できるんですけれど、それと同時にもう少しじゃあ今後どうしていくんだと、じゃあどういうような文化、スポーツ行政を推進していくんだという、少なくともその辺が一つの方向性をもう少し明確にして設置本部を設置していただきたかったという気がするわけです。なぜなら、日野市の目指す都市像は、ということで緑と文化ということを具体的に１番目に掲げている割には、その辺の具体策がないというのは非常に残念な次第であります。

それで、特に今後の考え方としては、やはりいろんなそういう将来の中の文化というか、生涯教育を見ますと、それぞれいろんな手法を用いていますけれど、一般的にはいろんなスポーツ、文化、生涯学習に対するいろんな懇談会等つくられて、それに基づいて生涯学習また生涯教育の推進本部をつくりまして、それによって今度は具体的に生涯

学習に対する推進計画を策定するというような流れを持っている市がかなりあるような気がするんですけれど、日野市はその辺も具体的な、残念ながら推進、将来的な推進計画というのは明示されておりませんので、それにつきましては、もう少し具体的に生涯学習という部分を推進していただきたいと思うんです。

いろんな議員の方からも、コミュニティーとか縦割り組織の施設、箱物についての御指摘がある部分についても積極的に対応していきながらいろんな施設計画を立てていきませんと、それがまたばらばらになってしまう。また、その箱物だけで、そこの建物を使う市民のニーズを高めていくというふうにはどうも、その辺は高まっていかないという結果になるわけですね。

例えば、じゃあ市長が全然そういう認識がないかというと、そうでもないんですね。例えばこれからのまちづくりには、単に住みよいまちというだけではなく、住むことが喜びであり誇りであるまちという質的に高度のものを目指す必要が感じられます、こういうことも市長自身が基本計画策定の中で、冒頭に市長が緑と文化の市民都市像を目指していくという中で具体的に言われているわけですよ。ところが、それが実際何らかみ合って方向性が出てきてないんです。その辺がどうも、ですから市長ひとりよがりで、その辺がなかなかいろんな方向の中に結びついていかないというのが今の実態なような気がするわけです。

また、その生涯教育に関しても、昭和58年の２月に社会教育委員会に諮問いたしまして、10月には社会教育委員会から答申されているんですけれど、これももっともっと58年にこういう答申が出てきているわけですね。これをもっと活用していかないと、どうもその辺が推進計画をつくりながらうまく連携していかないというのが本当によくわかりにくいんですね。

それから、これも60年の３月ですか、住むことが喜びであり誇りのあるまちをということで、日野市の行政調査会の報告書の中にも具体的な一つの日野市の将来に向けての、住むことが喜びであり誇りのあるまちへという、こういうものが出てきてるんですけれど、これもこのままで先ほどと関連して終わってしまっている。それから、あと日野市政の五つの基本方針というのが出されてまして、この中にも同じように、住むことが喜びであり誇りの持てるまちなんだということを進めていきますということを言われているんですけれど、せっかくこういうことをやりながらそれが具体化の方向にやはり見出してない。

初めて今まで行政の文化化というのは今までは市長は、たしか私の記憶の中ではそう

いう文章化なり明確に出てきてませんけれど、新しく日野市の日野市政10大基本政策の中に初めて行政の文化化、情報化を図りますということを初めて、行政の文化化ということをうたわれているわけですけれど、しかし、先ほどの市長の答弁は、なかなかそれに対しては余り積極性を感じられないような答弁であるわけです。ですから、もう少しその辺を整合させながら、じゃあ日野市はどういうような文化をしていくんだという観点をもう少し具体的に表現していただきませんと、やはり日野市の目指す都市像についても不安感なり、果たして本当に日野市の目指す都市像というのがそれに対して行政が推進しているかということも疑うということも出てきてしまうような状況になるんじゃないかと思うんです。

ちょっとこういう言い方をされている方もいるんですね。文化の振興には民主主義、自由、平等、平和など憲法の定める倫理が絶対的に必要であり、文化に対する基本的な姿勢であります。つまり、ともすれば独裁的傾向を帯びたり、思考が硬直して惰性に陥ったりしますと、行政の文化化という発想はなかなか生まれてこない、とも言われているわけです。市長がこれに当てはまるか、当てはまらないかわかりませんけれども、非常に文化というのは結局はその組織が活性化し、やはり市長初め部課長さんもそうですし、また職員の皆さんも本当に市民サービスをしていこうという意欲があった中に文化というものは根づいてくるという形になると思うんです。

将来的にも文化なりスポーツまた生涯学習というものを考えてきた場合、ただ、なかなか市民の側だけではそれが主体的に一つの形になっていく、また市民自身がそれを一つのものをつくり上げるということは現実はなかなか難しいことがあるわけです。そういう中では、まず行政が行政の職員がまず文化に対する、今まではどっちかというと文化という思考もある面では部分的にはありましたけれど、やはりそれぞれの機能的であり、また経済的であり、いろんなそういう部分から往々にしていろんな行政を運営していた。それに文化という発想、それをプラスして、そういう発想の中でこれからいろいろな施策をしていくんだ。そうして、そういうまず職員の側から、行政の側からそういう意識を持ってそういう施策をすることにより市民の多くの人たちの認識を高めていく、そしてそれと並行してそういうその中からいろんな施策が生まれてきたところに本当の文化行政になるだろうし、また日野市が目指す緑と文化ということが具体的になるんじゃないかと思うんですね。

ですから、そういうまた市長は市長なりに考えがあるでしょうから、それを含んだ中で今後もう少し、この文化、スポーツ行政推進本部というのをもう少し具体的に、どう

いう方法で何をするかという位置づけを明確にしていただきたいと思うんです。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　説明が不十分かもしれませんが、目指しているところはほぼ推測をしていただけるんではないかと思っておりました。緑と清流行政は、もう既に相当早い時点からいろんな施策の展開をしておりますので、この点については既に御理解が市民にも日野市の一つの特色として理解をし、また賛同していただき、また活動をしていただいておる、このようにはもう既に定説としてよろしいと思います。

それで、これからの文化、つまり今までのハードが主であった行政を、そのハードの向こうにはソフトの市民生活がある。それが文化だというふうに言ってよろしいと思いますし、それから時代の変化が、いわゆる余暇時代と言われる、労働は機械が行い、人間は土曜、週休２日というふうに言われるような、こういう時期に入りまして、いわゆる余暇行政という形で何が求められるかというと、それは生活の中の文化領域であり、またスポーツである。したがって地域の自治体行政といたしまして、そういう条件設定を市民に積極的に提供する、これが文化行政、スポーツ行政というふうに御理解をしていただいてよろしいと思っております。そのようなことがまた、つまり文化度を高める、こういう趣旨になるわけでございますから、緑と文化の市民都市と、市民自治によってそれが生き生きと運営をされる、こういうことを目指しておるのが日野市のまちづくりの理念であり、また将来像であるというふうに御理解をいただきたいと思っております。

推進本部をつくりました意味は、その理念を具体的な施策として、既にたくさんの仕事は各組織によってやっておりますが、これをより血の通う形にして、つまりネットワーク化して、そして積極性のある状況をつくり出そうと、これが行政サイドの立場でございまして、もう理念づくりは私は既にできていると、もちろん加えるものもあると思っておりますけれど、当面、第２次基本構想でまちづくりの目指す都市像を緑と文化の市民都市と定めておるわけでありますので、それになるべく能率的に行政施策を展開をすると、このように考えておるところでございまして、緑と文化の市民都市、そういう趣旨だというふうに御理解をいただきたいものだと思います。

目指すところはまた既に基本計画にもうちりばめておるわけではございますけれど、これをもう一遍項目を全部整理して、そして目指す都市像に一番能率的に進める形で、それを再編成をして行政展開の中で事業を具体化し市民の日常生活に提供していくと、これが行政の立場でございますので、そのような御理解と、それからまた個々の具体的な課題につきましてはこれからいろんな形で提案をしてまいりたい、このように考えて

おるところでございます。

○議長（市川資信君）　馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君）　どうも御答弁ありがとうございました。ちょっと助役さんにちょっとお尋ねしたいんですけれど、以前は教育次長という立場で生涯学習体系について、62年の４月に私が一般質問したときに、四つの基本的、要するに学習体系の整備の考え方としまして四つの基本的なシステムがあるんではないかというように答弁されているわけです。一つは教育、学習系のシステム、２番目は芸術、文化系のシステム、３番目は健康、スポーツ系のシステム、４番目は情報系のシステム、大体この四つのシステムがあるという御答弁があるんですけれど、助役さんに、行政の文化化という部分について、今後どういうふうに取り組むか、その決意なり、その辺を市長のいろんな考えがありますので難しさもあるかもわかりませんけれど、その決意なりお聞きしたいと思います。

それから今、市長からるる御答弁ありましたけれど、やはり目指す都市像に向かいまして具体的に体系的に明確にしていきませんと、なかなか市民の人もわかりませんし、また具体的にじゃあ職員の人はどういう仕事をしたらいいかという非常にわかりにくいんじゃないかと思うんですね。ですから、もう少し目指す都市像についてはどういうふうに進めるんだと、それを本来だったら基本計画に明確に打ち出していただきたいわけですよ。また、推進本部をつくりましたから、ここに今現在の推進本部を見ますと非常に現状を整理するだけでいっぱいなんだと、将来性ということはうたわれてないんですね。ですから、市長がその思いがあっても、思いが全然出てきてないわけですよ。ですから、その辺をもう少し多くの方にわかるように具体的にしていただきたいと思うんです。そういう意味から、じゃあ行政の文化化について一言、進めていくのかどうなのか、最後一言御答弁いただきたい。

その２点、ひとつお願いします。

○議長（市川資信君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　数年前に馬場議員さんから御質問をいただいて、今御指摘いただいたような内容について答弁をした記憶がございますが、その段階で、先ほどちょっとお話がございましたけれども、教育委員会としては、当然社会教育委員会議が昭和58年に提出していただいた答申で、日野市における社会教育活動推進のための振興策についてという答申の実現方については努力をしていって、さらにそれを一層発展させるということで御質問に答えて、そういった方向性について若干お話を申し上げたわけでございますが、これらの点については教育委員会内部で実はさらに討議を深めていこうと

いう形に進んでおります。

先ほど御指摘いただいた幾つかのシステム、生涯学習を目指すといいますか、文化、スポーツの発展を目指すための文化システムの中身の問題としては、前のときには四つの基本的なシステムということを申し上げておったわけですが、その後いろいろ内部的な検討の段階で、実は現在六つぐらいに考えているわけです。一つは教育学習系のシステム、これは変わりません。それから芸術、文化系のシステム、それから健康、スポーツ系のシステム、それからもう一つはコミュニティー振興系のシステムというのをやっぱり考えていかなければならないんじゃないか。それから、やはり国際社会を目指していく中で、その地域における異文化体験ということも、非常に文化の振興していく上で非常に重要な要素になるだろうということで国際交流系のシステム、それと情報系のシステムというようなものが、その後、そのぐらいの六つぐらい整理はしてみておりますけれども、これはいずれにしろ、まだこれからどういう形で具体化していくという、その前の段階の考え方の整理の段階でございますので、こういったようなことで教育委員会としては討議を具体的な事業と結びつけながら検討していく、そうなりますと単に教育委員会だけの事業ではなしに、市長部局全体としての事業との関連をお互いに情報交換も必要ですし、考え方の整理もしていかなければならんという形になっていくんだろうと思います。

したがいまして、そういった点については、今後も教育委員会は教育委員会サイドとしていろんな事業計画も立てられると思いますけれども、市全体として、やはりそういった方向も当然考えていかなければならないだろうというふうに思っております。

そういう形で討議をして、その辺のところの問題点を整理をしていく過程が、ある意味では行政の文化化につながっていくんではないかというふうにも思っております。行政の文化化というのは非常に何ていいますか、難しい考え方といいますか、要するに、まだ概念的に固まってない部分がいろいろございますので、何をもって行政の文化化というのかということがなかなか難しいわけでございますが、ごく簡単にいうと、文化の視点を持って行政を見る、あるいは組み立て直すという形になるわけでございますけれど、しかし、非常に抽象的な言い方でございますので、じゃあ具体的にどのような形でその行政の文化化をじゃあ進めるのかということは難しいわけでございますが、具体的には、やはり文化、行政のそういう施策を行政組織内部できちっと体系化をして協力しながら進めていくことによって、行政の文化化というのは進んでいくんではないかというふうに考えております。これはまだ考え方の段階でございまして、今後、この辺のところは十分に行政内部で検討して詰めていかなければならない問題であるというふうに考えております。以上です。（「市長、何かありますか」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これからは具体的に実例でお示しをすることだと思っております。

○議長（市川資信君）　馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君）　答弁ありがとうございました。行政の文化化につきましては、総合的な文化の視点、行政施策の検討に当たりまして狭義の環境保全とか、そういうようなチェックじゃなく、総合的な文化の視点を導入していくということでありますし、またあらゆる行政施策に人間性、創造性、美的感覚など、文化重視の基調を導入しようというものであるわけであります。行政の担当者としては、常にこの文化的視点を持ちながら、またその意識を変革していく、こういうまた意思表示が一つの文化行政になるかと思いますけれど、具体的には、じゃあ日野市は行政の文化化とはどういうものだということを今後協議なり、いろんな角度から具体的に明確にして、その部分を一つの土台にしながら、今後目指す都市像に向かって全力的に進めていただくように要望して終わりにいたします。

○議長（市川資信君）　これをもって20の１、生き生きとした文化社会実現のための質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時29分　休憩

午後４時４分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問20の２、公共施設の照明環境整備促進についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔12番議員　登壇〕

○12番（馬場繁夫君）　それでは、続きまして質問させていただきます。

今までもまちづくりや施設の建設等におきましては健常者を中心に考えられてきました。高齢化社会の到来とともにお年寄りや体の不自由な方も安心して利用できるまちづ

くりに変わってきておるところであります。日野市におきましても63年４月より、福祉環境整備要綱が制定されました。

照明環境につきましては、現在は高齢化社会の中で対応し切れてないのが現状であります。年を取れば体の機能が低下するように視力も当然低下してまいります。この視力低下の原因は目の生理的機能の衰えが原因であり、眼球の中でレンズの役割をしております水晶体などが年齢とともに濁ってくるため、光の散乱が多くなり、若い人よりまぶしさを強く感じるようになったり、色の識別能力が低下するために全体的に色が黄ばんで見えるなどの現象になるとされているところであります。施設設置どきはともかく、年数とともに照明機器の能力の低下や天井、壁などの反射率の低下など、照明環境は著しく低下してまいります。

お年寄りは、通常の成人に比べまして1.５倍ないし２倍の明るさが必要とされているところであります。特にお年寄りの利用の多い地区センターなどの施設につきましては、色の識別能力を高める３波長型蛍光灯等の利用などにより照明環境整備の促進を極力図っていただきたいことであります。また小・中学校等の施設におきましても、学校環境衛生基準によりまして定期的にチェックはしていると思われますが、学校施設の照明環境整備につきましても促進を進めていただきたい。これが第１点の質問であります。

第２点目といたしましては、平山四丁目平山中学校近くの都営平山アパートと都営南平住宅を結ぶ京王線下の地下道、地下通路の件でございます。

通学路として利用している地下道でもありますし、照明環境状況も暗く、照明環境整備状況も悪いのが今の状況でありますし、出入り口は階段とスロープから成り立っている構造であり、構造的にも死角がある状況であります。また雨がふりますと排水状況も余りよくなく、水がたまり、利用の小・中学生が踏切を利用するケースとなっているところでもあります。また階段等の踏み面、滑りどめ等の破損状況も著しく目立っているところであります。通学路としての環境条件がかなり悪いところでありますので、この辺の照明環境整備とあわせて通学路環境の早期に解決を図るように２点目の質問といたします。

以上２点の御答弁をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

現在、私どもの市の中には地区センターは54館ございます。そのうち古いと称されるものはおよそ半数あるわけでございますが、古いものに至りましては昭和40年代からの

建設でございます。

御指摘のように、大変建物の老朽によりましての壁面、天井面、そういったもののすすけ、また器具等の機能低下によりまして暗くなっている現象というものはございます。私ども、年間通じまして一応巡回をいたしております。そういう中で見つけ次第、それら機能低下しております器具については交換をしたり措置を講じておるところでございます。

しかし、先ほども申し上げましたとおり、器具の交換だけではどうしても本来の照明、照度を取り戻すということが難しい面もございます。そんなところから、定常の巡回のほかに打つ手といたしましては、昨年から年次計画によりまして本格的な改築に着手したところでございます。現状といたしましてはその両面から施設の改善を図っております。

以上をもちまして回答といたします。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（坂本金雄君）　教育次長から学校の照明設備についてお答えを申し上げます。

学校の照明につきましては学校教育法第３条によりまして、学校の環境衛生の維持改善に関する規定がございます。具体的な基準につきましては文部大臣の諮問機関でございます保健体育審議会から学校環境衛生の基準について答申がなされておりまして、現在のところ、これが参考とすべき最も重要な指針でございます。

昭和63年の４月１日には学校保健法施行規則一部が改正されまして環境衛生検査が義務づけられております。現在、学校の建設あるいは既設の教室の照度につきましては、基準では150から300ルクスとなっておりますけれども、200から300ルクス、こういう明るさでもって設計をし、さらに日常の点検を行っているところでございます。

しかしながら、校舎が建築年数を経過いたしますとだんだん古くなってまいりまして、照明器具それ自体の機能の低下でございますとか、天井、壁面の明るさが落ちてくる、そういうことから常々この照明につきましては検査を必要といたします。定期的な検査を行いまして教室内の塗装それから照明器具自体の取りかえ、こういうことに配慮いたしまして教育環境の整備につきまして今後も努力を重ねてまいりたいと存じております。

それから御質問の２点目でございます日野平山のアパート、都営日野平山アパートと都営南平住宅を結ぶ地下道でございますけれども、この地下道についての管理につきましては、南多摩住宅サービス公社八王子営業所が管理を行っております。それから街路

灯につきましては建設部管理課でございまして、この地下道は通学路といたしまして、平山小学校それから平山中学校児童・生徒が利用をしております。

非行防犯対策といたしましては、それぞれの該当学校によりまする指導を徹底するとともに、青少協の地区委員会、こういった実践機関などを挙げまして地域ぐるみで防犯対策を進めているところでございます。今年８月の夏休み中には、この壁面の落書きをＰＴＡ、地元の方が一体となりまして全部きれいに消しております。

平山小学校それから平山中学校の児童・生徒にそれぞれこの地下道でいやなことはなかったか、そういうようなことを聞きました。平山中学校の生徒につきましては特にない、そういうことでございます。それから小学校の方の児童からの声を聞いてみますと、中学生に冷やかされたとか親から暗いから少し気をつけて帰りなさいとか、こういうことを言われた、そのほか特別のいやな思い出というものはないようでございます。

以上２点についてお答えを申し上げました。

○議長（市川資信君）　馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君）　どうもありがとうございました。ちょっと何点かちょっとお伺いしたいと思います。

最初の第１点の照明環境に関してですけれど、先ほど答弁にありましたように、地区センターが54館ありまして、約半数が古いんだと、特に巡回をしながら悪いところは交換していきたい、また昨年より、年次計画を持ちましてその改築工事を進めていくというような御答弁でありましたが、年次計画の中で改修工事をやるというのは、たしか年１館ほどだと思いますので、このスピードでいきますと二十数年かかってしまうということで、この改修工事は積極的に対応を進めていただきながら、特にお年寄りは先ほど申しましたように、年齢、特に50歳までは眼鏡を使用することによって屈折力を修正すれば20代に近いとこまで視力が回復することができるんだということが言われているわけです。それ以上になりますと、眼鏡等の装具を使いましてももうそういう視力は戻らないと、あとは照明器具を補助的に活用しながら対応せざるを得ないというのが状況であります。ですから確かに改修にはかなりの費用もかかりますから、一遍にするということは難しいことでありますから、少なくとも照明器具につきましては積極的に交換するなり、一つの基準をよく明確にしながら、基準に合わない分につきましては取りかえていただく。

また、ただ従来の蛍光灯をそのまま取りかえるだけではなく、先ほどお話をさせていただきましたように、３波長型というんですか、非常に色彩が見やすいような波長の蛍

光管があるようでありますから、それの活用も考えていただきたいんです。そしてまた最近、インバーター照明という照明器具も、従来は専門的な部分の中で使っていましたけれど、最近、一般家庭用とかいろんな角度にそういう新しい蛍光灯も出てきまして、非常に従来よりも少ない電力で従来の約1.５倍の明るさがあるというインバーターの照明でありますので、それも十分活用しながら多くのお年寄りが利用しています地区センター等の施設におきまして積極的な対応をお願いしたいと思います。この辺については担当部長のお考えをお伺いいたします。

それで、あと２点目、３点目につきましては確かに先ほど答弁がありましたように、学校における照明の基準というのは非常に古い基準に従って設置されている。当時は150ルクスというのが一つの照明の基準であったようですけれど、また昭和54年に日本工業規格では約200ルクスということが一つの規定されておりますけれど、最近の傾向の中で、全体的に明るさを求めている世代だということで、学校教育の中でもルクスについてはもう一度見直していこうという動きもあるように聞いておりますので、今後、特に古い学校につきましては、先ほど次長の方から答弁がありましたように非常に壁とか天井の反射率の低下も含んで、また照明器具そのものの機能の低下等で暗くなっているということがありますので、十分その辺を考慮しながら積極的に対応していただきたいと思います。

それで３点目につきましては、地下道につきましては南多摩住宅サービス公社の方が対応しているということでありますが、実際的に雨が降りますと、雨がかなり降りますと、どうしても下に水がたまってしまう。子供たちはその辺を知ってますので地下道を通らないで、実際は踏切を利用しているんだという事実もあります。また、非常に構造的に非常に死角ができやすいと、ですから非常に怖いというイメージがありまして、特にお母さんたちがそれは非常に実際は心配していると、特にある程度学童クラブで帰りが、特に冬場ですね、学童クラブで５時ごろ帰りますともうかなり薄暗く、暗くなってきていますから、なかなかその辺を通るのは怖い、それで踏切の方を通ってしまったり、そういうケースも出てきているようなところであります。特に女の子はそれについては怖いというような認識をお持ちのお子さんもあるようでありますし、特に校外の方でも通学路点検という中では、常に毎年その地下道がいつも指摘されているということて、実際はなかなかそれが対応し切れてないんだというお話もあるようでございますし、この辺は、どうも市に照明についてはどうも市に移管されて管理課の方で対応しているようでありますが、施設そのものについてはまだ住宅サービス公社の方が対応していると

いうことで、非常にもう建てましてからかなりの日数もたってまして、実際歩ってみますと、踏み面も随分モルタルがはがれたり、また滑りどめが破損して非常に歩きにくいのが今の現状でありますし、壁につきましても確かにかなり古いですから色がかなり黒ずんできている。

先ほどの答弁にもありましたように、ことしは地域の小学生たちが一生懸命掃除をしてきれいにしたというふうなこともありますけれど、やはりもともとかなり古くなっておりますので、やはり掃除しても大体それほど大きな明るさが戻るような、また部分というのはないですから、これを総合的にもう少し通学路として十分活用できるような対策を早急にサービス公社等々でよく連携をとりながら進めていただきたいと思うんです。

また最近、幼児の誘拐とか、いろんな世間を騒がせている。また非常にいろんな多くのいろんな方が住むような時代になりますと、いろんな物の考え方の人がふえてまいりますので、結局そういう死角を持った場所、また、そういう一つの危惧されている場所で万が一何かありますと大変な事態になりますので、その辺に今後問題が起きないような地域の防犯対策だけではなく、行政の通学路という立場の中で、何か対策が立てられる部分については積極的に対応していただきたいと思いますので、その点についても担当の次長の方から、今後の対策も改めてまた御答弁の方ひとつよろしくお願いいたします。

以上お願いいたします。

○議長（市川資信君）　馬場繁夫君の再質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

御趣旨に沿った計画を検討してみたいと思います。以上です。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（坂本金雄君）　お答え申し上げます。

ただいま、地下道の問題でございますけれども、一番問題になるところは都営の南平住宅からこの地下道へ入っていく場合、ここに死角ができるということでございます。平山アパートの方につきましては、ほとんど鈍角で通路が曲がっておりますので死角ができないんですけれども、南平住宅の方につきましては、ほぼ90度で曲がっておりまして、この部分に大きな死角ができてまいります。

通学路として指定している以上、児童生徒の安全をもちろん願うものでございますので、この死角を何とか照明とか、あるいはミラーとか、そういう物によって解決できないか等考えております。

それから雨の日の水たまりの件でございますけれども、早速この住宅サービス公社八王子営業所に連絡をいたしまして、善処方をお願いをしたいと思います。

それから街路灯につきましては、これも建設部と協議をいたしまして改善に努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（市川資信君）　馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君）　どうもありがとうございました。今、次長の方から積極的な御答弁をいただきまして、どうかそういう問題を公社とよく相談をしながら進めていただきいたと思います。

ただ水はけだけではなく、水はけと当然死角のほかに、階段の踏み面ですね、段のところが大分かなり傷んでおりますし、滑りどめのタイル等もかなりはがれて破損していますので、その辺もあわせてお願いしたいと思います。それで中の壁の部分も古いですから、やはりどうしても暗く黒っぽくなってきてますので、その辺も何か吹きつけをするなり、もう少し中を全体的にやはり明るくしていきませんと照明だけでは限界がありますので、その辺もあわせて整備の方を進めていただきたいと思います。

照明器具につきましては、それほど件数は多くないと思うんですけれど、中には傘等で突いて破損するということも聞いておりますので、今後その辺も何か対策があるんであれば対応していただきたいと思います。

それと第１点目の照明環境整備につきましても、やはり具体的に積極的にお年寄りの人が本当に利用しやすいように対応していただきたいと思います。

最後に市長の方から、照明の環境整備という部分とまた南多摩サービス公社に積極的に働きをかけて、通学路にふさわしいような整備をしていただきたいということで何かお考えがあるんであれば、御答弁の方お願いします。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　照明のことで市民生活や、それから学童、小・中学生の子供たちに不安があるという状態が今伺ってあるように承知いたしましたので、点検を行って、そういう不安をなくする努力をしたいと思います。

それから、つけ足しではございますが、ことしの予算で市内の街灯を20ワットでほぼ今までやってまいりましたのを40ワットに取りかえて市内の照明環境を明るくする、こういう施策も行ったところでございますので、それらのこととあわせて、ひとつ点検をしっかりとやっていきたいと思います。

○議長（市川資信君）　馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君）　以上で終わります。

○議長（市川資信君）　これをもって20の２、公共施設の照明環境整備促進についての質問を終わります。

一般質問21の１、市職員の研修について――自治大学のことなど――の通告質問者、名古屋史郎君の質問を許します。

〔28番議員　登壇〕

○28番（名古屋史郎君）　それでは、市職員の研修についてと題して質問させていただきます。

通告をしてから、毎日新聞で町田市職員ブータンに、という新聞記事が大きく報道されました。海外協力隊員として派遣、公務と認定、12月に出発、こういう記事が写真入りで出ました。このことは研修と直接関係ありませんが、海外協力隊員というのは、むしろ研修というよりも、逆に指導してくるのが仕事のようです。この方は市の職員の入庁11年目の中堅職員だそうで、指導職種は下水道の設計と施工管理ということで、むしろ奉仕といいますか、技術を授けるというか、そういう立場ですから、広い意味の研修ということにはなると思いますけれども、町田市は、これを公務と認定して派遣をする。なかなかユニークなことをやるものだなというふうに感じました。

そのことは直接研修ということじゃありませんけれども、日野市の職員の研修はどういう現状になっているかということをお伺いするわけですが、お答えの方は、規定にある、要するに研修規定にあるものが実際にどういうふうな実績というか、運営といいますか、そういうふうにそれがされているかという実績を伺いたいんで、種類だとか内容といいますか、そういったのは研修規定を見ればわかるわけですから、日野市の例えばこの海外研修もありますよとか、それはないとか、そのあたりですね。

それと、これもまた直接は研修とは関係ないんですが、例規集見てますと、日野市にも提案制度それから発明に関する規定ですか、何か特許をどうだとか、いろいろあります。そういったことも広い意味で研修というか事務能率の向上というか、そういったものに関係あると思いますので、その現状もちょっと伺いたいと思います。前に市の職員の発明というんですか、そういった例も聞いたことがありますが、その後の現況はどんなふうになっているか。

それと同時に、これも広い意味の研修とは言えませんが、提案制度というのがありますね。全般的に市の職員がどういうふうな研修の実績を上げているか、どういうふうに事務能率の改善とか、そういった、あるいは発明とか、そういった点で動いているかと

いうことの現状を伺いたいわけです。

我々の議会の方も前議長の英断によりまして、議会も海外の研修をするということが議長の英断、市長の英断で実現をいたします。やっぱり見てくるというか、触れてくるというか、見てこないことには話にならないわけで、今テレビがあるといえばそれっきりですが、そこから生まれる知識というか、そういったもの、私は、研修というものはこの海外視察ではありませんが、あらゆるところ、可能なところへ出ていって勉強をする、させるという姿勢が大事じゃないかというふうに思います。そういう意味で、現状をまず伺ってから、さらに詳しく意見を述べたり、また伺ったりしたいと思います。現状ですね、日野市の、こういった海外派遣といったようなことも可能なのかどうかということも含めて答弁をいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　名古屋史郎君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　それでは市の職員の研修の現状ということでまずお答えをしたいと思います。

職員の研修でございますけれども、公務員としての必要な知識が、それから専門的な知識、資質の向上のために研修は欠くべからざるものだと、こういうふうに認識をしております。

日野市の現状でございますけれども、日野市独自で行う研修それから東京都市町村研修所に派遣をして行う研修と、それから特に専門的な技術の必要な職種の研修、この三つに大別して行っております。

市の独自の研修てすけれども、採用した職員の新任研修から経験年数に応じた研修、いわゆる現任研修それから係長研修、課長研修、部長研修というふうに階層別に研修しております。それから先進都市との交流研修それから自己啓発の通信教育等も行っているところでございます。東京都の市町村研修所への派遣研修は、毎年200名以上の職員を階層別に分けまして、一般研修と実務、それから専門研修に参加させているところです。特に職種に応じましては建設大学校、総務庁統計研修所それから東京都研修所に派遣をして専門的な研修に参加させているところでございます。

それから、ただいまお話ございました町田市の海外派遣の件でございますけれども、現在、資料を取り寄せまして市といたしましても提案をしたい、条例設置に向けて提案をしたい、このように考えているところです。

それから海外研修ですけれども、現在、研修を行うための要綱等の内部的な事務的な詰めを行っているところでございます。以上です。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　私の方から研修の一環の中での提案制度、この問題については担当を私の方でしておりますので概要を申し上げたいと思います。

御承知のとおり昭和62年の10月１日からの施行でございます。日野市職員の提案に関する規定を設けました。一定の目的を設けまして、もちろんこの提案制度につきましては職員からの創意工夫の提案を奨励する、これを業務に反映させるというのが一つの目的でございます。その中では提案の要件が４項目書いてあるわけでございますが、これに合った提案を一定の期間を定めてやっております。よって62年からの実施でございますので、本年度もここでやる予定でございますが、ちょうど３年目になるわけでございます。そんな状況の中で約提案日を１カ月程度のその都度、単年度の通知を出しまして職員の提案制度の内容を各全職員に示しているところでございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　回答ありがとうございました。町田の例を取り寄せて検討して制定をしたいということは大変ユニークなというか、それこそすぐやるという姿勢がうかがえて大変うれしく思います。

大体どういう種類があってということはもうわかっているわけで、私の伺いたいのは、もう十分だと、十分だと、そして町田の分を加えればもうさらにもう十分だということかどうか、どういうふうに考えているかということもあわせてそれを伺いたかったわけです。町田のそれを取り入れるということですから、非常に前向きな姿勢であるということはよくわかるんですが、あらゆる分野でこういう種類のものをこういうふうにやっているということで十分、現行の状況で十分なのかということ、あるいは他市ではこんなことをやって、町田の例をあれして早速取り入れるということですけれども、よその市でどんなことをやっているのかといったようなこともあわせてお答えをいただきたいと思います、さらに。

また職員が、職員の方がどういうふうな研修を望んでいるのかということを、どの場で吸い上げるのかということがひとつあると思うんですね。何かあの規定を見ると、研修の機会を与える、命ずるという形になっているわけですね。所属長にどうこう、あるいは選考をするとかいろいろ書いてあるんですが、例えば、ある中堅職員がこういう研修があるから、という願いでも出せば、それはストレートに何ていうんですか、仕事のそれが許す限りですね、許されるものなのか、それとも職員の方は黙っていると、何も希望は出てこない、スケジュールに従って研修が行われているという状況なのか、どんな希望が、どんな形で上がってきているのか、特別上がってきてはいないんだということなのか、その辺もちょっと伺いたいんです。

サブタイトルに出しときましたように、自治大学というのがあるというふうに聞いております。何か昔は、その自治大学に派遣というんですか、学ばせてきたと、また学んできた部長さんもいらっしゃるようなんですが、自治大学ということに研修に行かれたという例は余り最近聞いていないんですが、それはどうして、いろいろさっきのお答えの中にありましたね、先進市の啓発ということで200名くらいの勉強しているという、これは三多摩段階だろうと思うんですが、規定の方にも国や東京都が行うものなどの研修に参加させるような規定がちゃんとあるわけですね、12条ですか。

そういうことで、自治大学のことに絡んで伺いたいと思うんですが、最近の現状がどういうふうになっているのかということですね。それと先にお答えいただきたいのは、それらの研修の中で十分効果が上がっていると、それから職員の意向というか、希望は全く個人から上がれば、それがストレートに上がって選考の対象になるのか、それともぼちぼち何人か出そうかという計画が主体、示されるものなのか、そのシステムがどうなっているのかというのを伺いたいわけです。

以上、お答え願いたいと思います。

○議長（市川資信君）　名古屋史郎君の再質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　それでは第１点目の現在の研修で十分なのかという御質問でございますけれども、もちろん現研修で十分というふうには考えてございません。現在、研修は東京市町村の研修所が一応の各東京都41市町村が加入しておりますけれども、この中が主体になろうかと思いますけれども、この東京都研修所、市町村の研修所ですけれども、現在、各市町村の中から委員を出しまして、いわゆる年次計画を立てております。日野市からも検討委員会を派遣をしておりますけれども、この中で、いわゆるどういう研修を今後目指すのかということで、この中で各共同で開発に当たっているというところでございます。

それから２点目は、研修を受けた者の後、いかに意見を吸い上げるかどうかということですけれども、これにつきましては研修の終わった後、市の独自の研修それから市町村段階の研修でもその意向を十分意見を吸い上げるような形をとってございます。この中で意向に沿った研修を今後進めるということになってございます。

それから自治大学との関係でございますけれども、自治大学校の研修の基本的な考えといたしましては、いわゆる地方公共団体の管理監督職にある地方公務員に対しての研

修ということでございます。ここで言う地方公共団体というのは、その対象は都道府県それから政令都市、政令指定都市の職員ということで、特別には政令都市、指定都市に準ずる市の職員を一部受け入れているということでございます。

それから自治大学への派遣ですけれども、これは長期間であることと派遣職員の枠が非常に少ないということがございます。全国的な規模でございますので枠が少ない、それから全員の管理監督者が参加できないということで、過去、日野市でも17名の職員が参加しておりますけれども、この人選に苦慮したというふうに聞いております。

といいますのは、40年代につきましては、いわゆる市町村の研修機関がまだ確立をしておりませんでした。40年から立川に職員研修所がございましたけれども、これは東京市町村の任意で設立されておりましたのが立川にあったわけでございますけれども、昭和50年に府中に東京自治会館が建設されまして、この中に東京都市町村職員研修所が設置をされております。ここでは都下41市町村が加入しておりまして、ここで本格的な職員養成の研修所がスタートしたわけでございます。非常に人材の厳しい枠の中で、各市町村、研修については十分配慮していく必要があるということで、50年に市町村職員研修所が府中にできたという経過でございまして、50年以降、日野市初め各市とも自治大学への研修には各市とも参加してないのが現状でございます。以上です。

○議長（市川資信君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　部長のお答えの中で、研修の成果をどう吸い上げるのかというふうに伺ったんじゃなくて、研修の希望ですね、個人というか、一職員が吸い上げてもらえるのかどうかということを伺ったんで、後でまたお答え願いたいと思います。そこの点はちょっと違うわけで……。

それから自治大学というのは、そういう経過があって、もう十分多摩段階でできるから心配なくなったというか、そういうことだということなんですが、私は、さっき海外視察のことを申し上げましたけれども、行ってみたり、触れてみたりしなければ勉強にならないということからすれば、例えば自治大学というのは枠が厳しいということと多摩段階でそういう制度になったからということと兼ね合わせて考えてみても、派遣できないのかということなんですね。やっぱり、そういう国段階というか、都道府県段階の大きな規模のところへ行って勉強をしてくると、そうしたところとの職員とも交流してくるということと多摩段階での勉強で十分なのかという、そこのところはちょっとよくわからないものですから、しかも制度が変わったというか、機関がそういうようにできたということもあるんですけれども、これまで17名も行って勉強してきた成果は、ずっ

とじわじわあらわれてるだろうと思うんですが、いわゆる自治大学はもう10年来行かないんだと、これからも行かないんだということなのか、行かせてもいいんだということなのか。もう制度的に市の職員を派遣することはできないというか、そういう枠はもうないのかということですね。その辺を私はちょっとよくわからないものですから、さらにそれを伺いたいと思います。

もう何回も申し上げるようですが、もう全然国の方というか、いわゆる自治大学というシステムの中では、呼んでもらえないのかと、派遣もできないのかということをはっきりとお答えをいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

ただいまの名古屋史郎君の再質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　職員研修ということは、その能力を高める意味において極めて大切だというふうに考えております。

今、部長がお答えをしておるわけでありますが、この多摩自治総合組合、東京都の40幾つの市町村が事務組合をつくりまして、そうして東京自治会館の運営と、それから東京都市町村研修所の運営を行っております。私は、たまたまその多摩自治総合事務組合の議会議員を務めております。特に自治会館の設立当初からかかわってまいりました。つまり必ずしも多摩地域で確立されていなかった自治体職員の研修機関が確立したということであります。そして事務組合でありますから、それぞれの負担金を持ち寄りまして運営をしておると、そういう実態にございまして、また、そこの研修所職員、東京都派遣職員もおりますが、研修制度に対しまして有能な派遣職員も組織されて、１年間の研修計画をつくっております。その研修計画に基づいて各自治体の、また各市町村の経理をしておる、こういう形でありまして、一面には、つまり割り当て部長クラスあるいは課長クラス、一般職クラス、そういう初任者から始まって各階層の研修が行われております。

日野市といたしましては、その一定の割り当てもございますし、また要望をいたしましてそれぞれの研修、年次年次の研修所の研修計画に応じて職員を派遣をしておる、こういう実情であります。

研修にはいろいろ、その研修所だけが研修の場ではないわけでありますが、海外に何らかの研修のできる仕組みもつくりたい、このように考えております。また過去、有山市長のときには自衛隊に宿泊研修をさせたというようなことはありましたけれど、現在はそういうことは全くやっておりません。それから自治大学校という研修機関は、国のつくっておる研修制度でございまして、先ほど答弁をしておりますとおり、都道府県レベルを第１の対象とし、次いで政令都市をそのまた範囲に加え、したがって一般の市町村の職員を研修をするということは過去にはあったようでございますが、現在では東京都ではどこでも派遣をしていることがないということでありますから、多分閉ざされておるんじゃないかと思っております。

そういう研修制度そのものは制度的にもございますし、またいろいろな工夫をして研修の機会を職員能力の向上のために、自発的に、また職免行為を行いまして研修の機会を与える、こういうことが研修のあるべき姿だと思っております。これからもできるだけ機会をとらえ、もちろん庁内で行う研修もございますし、それから、まちに出て行う実務研修等もあるわけでありまして、ことしというよりも、ここ数年、新任者採用直後にクリーンセンターで廃棄物、ごみの収集作業を経験させるという、一番初歩の、つまり公務員になる心構えを与えるきっかけということで、そういうことも行っております。

先ほど言われました町田で職員が海外の、あれは海外に駐在して、２年間駐在をして、そうして発展途上国の技術指導等を行う、こういう機会も貴重な研修の機会だと思いますので、我が市でも希望者があれば、そういうことが可能なような制度も設けたい、こう考えております。

なお、これからも研修ということにつきましては十分意を払って職員自身の意欲と、それから研修所という制度と、そしてまた研修にいいテキストができております。市町村職員ハンドブックと、中身の非常に整った、私もこれの編集に注文をつけたこともございましたが、かなりいいハンドブックあるいはテキストブックもできておりますので、これらをなるべく新しく採用した職員に全員に持たせるといいますか、買わせることになっておりますが、できるだけそれを手元に持ちなさいというふうな奨励をいたしております。

研修に対しましての基本的な状況は、そのようなことだと思っております。

○議長（市川資信君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　質問の通告の中には市長に答弁ということを求めていたんですが、今までの流れの中で、まだ市長に御登場願う段取りになっていなかったのに積極的に御答弁をいただいたことを大変ありがたく思います。

その中で、有山市長時代に自衛隊に体験入隊ですか、ということがあったけれど、それは今やっていないといったことで、私は、研修について概括的に今市長からお話がありましたけれど、市長の一存というか、市長の権限の中で研修の動向までが全く決められていてはいけないんじゃないかということを申し上げたいわけで、さっきから職員からどう吸い上げるんですかといったことを聞いているのも、そういうところにあるわけで、そこらも市長は察したらしくて、さらにいい研修をさせたいということでお答えになったから結構なんですが、自治大学校のことについても閉ざされているということですね。本当に閉ざされているのかなという感じが私はまだしているものですから、その点がどうもすっきりしないものですから、別に、その自治大学に行かせなければ市政がもうストップするということじゃないんですけれども、より広い勉強をさせるということも含めて、閉ざされるんじゃないんじゃないかというふうに私はまだ思っていますので、それから、三多摩段階でそういうシステムになってきたということは、よく承知はしております。

その上で伺っているわけで、ぜひひとつ市長の長い経験と自信で市政を運営するということの、いわゆるリーダーシップも大変大事ですけれども、学びたい、それから貢献したいという職員の気持ちが吸い上がる機会というのが、ぜひ部長どまりで、何ていうんですか、整理されちゃうのか、市長段階で整理されちゃうのか、いわゆる研修についても職員の意向が十分反映できるように、そして市政に貢献できるような状況に持っていっていただきたいということを心からお願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（市川資信君）　これをもって21の１、市職員の研修について――自治大学のことなど――の質問を終わります。

本日の日程は、すべて終わりました。

次回本会議は、９月18日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後５時３分　散会

9月18日　月曜日　（第７日）

平成元年
第３回定例会　日野市議会会議録　（第31号）

9月18日　月曜日　（第７日）

出席議員　（29名）

1番	奥住日出男　君	2番	宮沢清子　君
3番	高橋　徹　君	4番	土方尚功　君
6番	天野輝男　君	7番	福島盛之助　君
8番	福島敏雄　君	9番	中谷好幸　君
10番	小俣昭光　君	11番	川嶋　博　君
12番	馬場繁夫　君	13番	夏井明男　君
14番	小山良悟　君	15番	馬場弘融　君
16番	高橋徳次　君	17番	簇野行雄　君
18番	一ノ瀬　隆　君	19番	板垣正男　君
20番	鈴木美奈子　君	21番	中山基昭　君
22番	秦　正一　君	23番	黒川重憲　君
24番	古賀俊昭　君	25番	谷　長一　君
26番	市川資信　君	27番	石坂勝雄　君
28番	名古屋史郎　君	29番	竹ノ上武俊　君
30番	米沢照男　君		

欠席議員　（なし）

欠員

5番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	藤浪竜徳君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	坂本金雄君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	土方留春君
書記	宮岸一馬君	書記	濃沼哲夫君
書記	小林章雄君	書記	斉藤令吉君
書記	橘達雄君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　大迫曄子君

議事日程

平成元年9月18日（月）
午前10時開議

日程第　1　一般質問
（請願上程）
日程第　2　請願第1－21号　日野市三沢742番地住宅地北側山林の開発と高層住宅建築反対に関する請願
日程第　3　請願第1－22号　消費税即時廃止を求める請願
日程第　4　請願第1－23号　七生養護学校にプール及びグランドの設置と日野地区に高等部単独の養護学校を新設するよう東京都へ働き掛けて頂く請願
日程第　5　請願第1－24号　義務教育国庫負担制度の意見書の提出を求める陳情

本日の会議に付した事件
日程第1から第5まで

午前10時42分　開議

○議長（市川資信君）　　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

一般質問22の１、防音工事助成区域内の公共施設に冷暖房機を設置せよの通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

〔10番議員　登壇〕

○10番（小俣昭光君）　　おはようございます。防音工事助成区域内の公共施設に冷暖房機を設置せよの質問をさせていただきます。

横田基地周辺住民が米軍と国を相手に「静かな夜を返せ」と裁判を起こして、13年たちました。1987年７月、東京高裁は「国防のみがひとり他の部門よりも優越的公共性を有し、重視されるべきものと解することは、憲法全体の精神に照らして許されない」として、飛行差しとめは果たせませんでしたが、賠償については勝訴しました。

東京平和委員会は２月20日から４月30日までの横田基地を連続監視した結果を発表しました。２月23日には、「空飛ぶ核戦争司令部」と呼ばれるＥ４Ｂも飛来しました。フィリピンの米軍クラーク基地から５部隊の移駐が完了したことも確認されています。

核攻撃などの発着が70日間で500回を数えています。今春予定のＣ130輸送機４機の移駐計画など、部隊の強化が進んでいると訴えられ、伝えられ、核戦争に備えた横田基地の役割が一層鮮明になっていることを発表しています。

昨年の12月「天皇の戦争責任があると思います。」の発言をして、国民に大きな波紋を広げた本島長崎市長は、12日、核積載疑惑ははらされない限り、入港に反対だとして、中山外務大臣と、在福岡アメリカ領事館のエバース・Ｊ・Ｒ・リバー首席領事あてに要望書を送ったと報道されました。要望書ではことし８月の長崎平和宣言で非核３原則を守り、立法化するよう国に求めていることや、今なお多くの被爆者が原爆後遺症に苦しんでおり、死の不安の中で生きていることなどを示し、被爆都市の市長としてとうていこれを受け入れることはできませんと明言しています。その上で、アメリカ側への要望書では、親善のための入港するのであれば、核兵器を積載していないという証明書を提出していただくよう強く要求するとしております。

長崎市民の疑惑が解消されない限り、被爆都市の市長として、長崎港への入港については強く反対いたします、こう述べております。また中山外相への要望では、国是である非核３原則を守る立場から、市民の疑惑が解消されるように敏速かつ適切な処置を強く求めています。

また長崎港の管理者である高田長崎県知事に対して、核兵器を積載していない趣旨の証明書を在日外国公館から提出させる、いわゆる神戸方式をとるよう求めた要望書を出したと報道されております。核兵器のない平和な東京、爆音のない静かな町を求め、空母タイコンデロガの水爆搭載機が日本の領海域で水没したことが明らかになるなど、日本に核兵器が持ち込まれていることや、横田基地に核兵器があることは、だれひとり疑う余地のないことも明らかであります。

横田基地に発着する米軍機が、日野市上空を飛来して、環境基準を大きく超えていることは、市で調査している航空機騒音調査でも明らかであります。63年１月28日から、３月９日までの35日間で、70ホン以上で、785回を数え、90ホン以上が76回も数えられ、うるささ指数でWでは75.4となって、７時から19時までの間で、640回を数えております。また、63年６月14日から、７月18日までの35日間で、70ホン以上が717回、90ホン以上が86回となり、Wで75.2となり、７時から19時までの間で、592回となっております。このように航空機騒音に悩まされているのであります。本来は飛行中止が望ましいわけでありますが、米軍の居座る中で、よりよい環境を求め、最低防音工事指定区域内の公共施設に防音工事を行うとともに、冷暖房機設置ができないのか、お聞かせいただきたいと思います。教育、福祉、生活環境部、各部長からのそれぞれの回答をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（坂本金雄君）　それでは教育関係からお答えをさせていただきます。

現在市内の小学校は、20校中17校、中学校につきましては８校中７校、さらに幼稚園につきましては７園中２園につきまして、防音補助事業として、校舎、園舎を建設してございます。これらの建築に関しましては、暖房につきましては集中暖房方式をとっておりますけれども、冷房につきましては７月21日から８月31日まで40日間の夏休みがあるということもございまして、必要な各室に冷房を設置してございます。

学校や幼稚園につきまして全体を冷房するということにつきましては、先ほど申しました夏休み期間がございまして、30度を越す真夏日というのは、それほど多くない。そしてさらには園児、それから児童、生徒の健康上、あるいは教育的な配慮から冷房についての意見は非常に多様なものがございます。

そういうことから教育委員会といたしましては、これらの意見を整理をいたしまして、今後冷房を設置するかどうかにつきましては、しばらく時間をいただきまして、研究をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　それでは保育園でございますが、防音工事の助成区域内ということで、この該当のところは、御存じのようにひらやま保育園、それからあさひがおか保育園、それにあさひがおか児童館ということでございますが、防音施設ということでは今までありません。これはひらやま保育園につきましては、住宅公団からお借りして、出まして、なっております。41年にできたものでございます。

それからあさひがおかの保育園につきましては49年、それからあさひがおか児童館につきましては63年でございます。そうした中で、このまず保育園二つでございますが、ひらやまとあさひがおかでございますが、こうした古い建物で、その当時は該当もありませんでしたが、御存じのように防音施設の周辺ということでの法律に基づきまして、これが適用になってきているわけでございますが、この２園につきましては、技術的な面で、ダクトの外に出さなければいけないというようなこと、そうしたことを福祉部におきまして申請も行いました、防衛庁に。しかし今言いましたように、建築的なことから非常に無理だろうということで、もしやるとするならば、これらの適用をお願いするということならば、建てかえとか、そういうものでの考え方で、これを設置していきたいということでございます。しかしひらやま保育園におきましては、暖房についてはあります。それから冷房については、御承知のように保育園でございますから、全部が全部冷房ということについては非常に幼児の関係もございますので、一部ある、設置して、１部屋、２部屋というようなところでお願いしておる状態でございます。

あさひがおかにつきましても、同じでございます。あさひがおか児童館につきましては、暖房も冷房も備えてあります。以上でございます。

○議長（市川資信君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　３点目につきまして、お答え申し上げます。

地区センターでございますが、これは平素施設の性質上、毎日使われる一面もございますが、私どもの方としてはよりたくさんの方にお使いいただくということを念頭に、平素、運営管理しておるところでございます。

あわせて大勢の市民の方のお使いいただく施設でございますので、まずその安全というような点につきましてもおろそかにできないものがございます。直火使用によります火災の危険防止、また地域がら騒音等、施設周辺からの騒音防除といったようなことにも配慮しているところでございます。いわば使いやすい、そして安全である、効率のよい施設ということを目指しておりまして、最近特に増改築等に際しましては、そういっ

た点を踏まえた中で、例えば暖房機でございますと、ＦＦガス暖房といった、そういった手立てを講じておるところであります。

冷房につきましても、最近の御家庭、生活水準といいましょうか、大変向上しております。いずれのお宅に行きましても、１機は備えておるという実情の中で、当然地区センターに冷房の設置という声が諸所から寄せられている実情もございます。私どもといたしましても、その必要性ということについては承知しておるところでございまして、現在検討課題ということで、基本的な行動といいましょうか、検討課題として考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君）　再質問をさせていただきます。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の３条の第２項に、「国は地方公共団体、その他のものが自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施、その他、政令で定める行為により生ずる音響で、著しいものを防止し、または軽減するため、次に掲げる施設について、必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部、または一部を補助するものとする」。２項の１として、学校教育法、学校の範囲に規定する学校、２項としては、第１条の２で、診療所または同法、医療法の第１項に規定する助産所などが、医療機関については、助成できることになっております。また、第３では、施設に類する施設で、政令で定めるもの、ということになっております。そしてこの補助率は、補助金総覧、平成元年度というので見ますと、教育施設騒音防止対策事業費の補助金、これは十分の十の補助率でなっております。また適用欄を見ますと、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第３条第２項及び第４条の規定等による航空機の騒音防止または軽減するため、地方公共団体等が行う騒音防止工事等に対する支出する補助である、このように言っております。

また施設周辺整備助成補助金のところでは、補助率が十分の五から十分の十、ここでも適用欄では、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第８条の規定等による防衛施設の設置、または運用により、その周辺地域の住民の生活等が阻害されていると認めて、地方公共団体等が処置する生活環境施設等の整備に対して支出する補助、及び同法第５条３項の規定による地方公共団体等が行う公共施設の整備に対し、支出する補助である、このように公共施設に対する国の補助が出ることが決められております。

また先ほど教育次長がお話しいたしました学校については、30度以上になる日が少ないと言われておりますが、実際には今行われている防音工事、アルミ防音サッシュについては、あけはなされていたんでは、防音効果はありませんので、そういう点では何も夏の暑い時期だけではなく、４月からすでに南側の教室などは、窓を締め切っていれば、それこそ温室に入っているような状況で、窓はあけ放されているわけであります。これでは何のために防音サッシュを行ったのか、その効果があらわれないわけであります。

そういう点でぜひ空調機の設置をお願いしたいと思うんです。特に送風機などは設置されておりますので、冷却機を備えるだけで、十分に利用できるのではないかというように思います。また、電気代などの、先ほど言いましたように、一部補助も、防音施設費用として小学校の防音関連維持費という形や、中学校の防音関連維持費として、国からも補助金が出てきておりますので、そういう点ではやる気になれば、すぐにできるものであります。そういう点でもぜひ夏休みがあるからいいんだということではなく、４月からすでにそういう状況でありますので、その辺を考慮していただきたいと思います。そして施設周辺という形で言われている地区センターについても、そういう点では適用になるわけでありますので、地区センターやそういうところにも設置をお願いしたい、これも全部補助金が出ますので、その点を十分研究していただきながら、実施していただきたいというように思っております。

また保育園については、もう御存じのように保育園は、幼児が昼寝など午眠を行います。そういう点でやはり暑いさなか、冷房のないというところで休んでいるわけですので、そういう点では保育園についても、十分に考慮していただき、そしてできるだけ早く実施していただきたいと思います。その辺について、もう１度お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（坂本金雄君）　お答え申し上げます。

冷房につきましては、集中的な冷房が設計上なされておりません。そのかわりに換気装置につきましては、設備がしてございます。この換気装置を当面十分に活用するということで考えておりますけれども、先ほども申し上げましたとおり、健康面、児童・生徒・園児の健康面にかかわる多様な御意見がございますので、その御意見を整理をいたしまして、研究をさせていただく。さらに一定の補助率がございますけれども、その補助の率を超えた超過負担分も結構な額に達するように聞いております。そういうことから財政当局とも協議を重ねて、結論を出したいと思っております。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　再質問に対しましての、お答えをいたします。

今、御質問いただきましたように、保育園は乳児と幼児、そうしたものがございますので、非常にこれは健康、そうしたことで難しい問題がありますが、早期にそうしたものを実現せよということでございます。先ほど申し上げましたように、私どもの方のあさひがおかと、ひらやまでございますが、これにつきましては前部長時代からすでに防衛庁と接触いたしまして、何らかの方法でということでやりました。先ほどお話ししましたように、建築方も相談ありまして、三つばかり問題点が出ました。それは単一ダクト方式で、これをやった場合にどうなるかということと、廊下の部分にやはり出るというようなことで、成人の人が頭をぶっつけてしまうんじゃないかというようなこと。それからもう一つ、機械室の設置が非常に難しいというような、場所が少ないというようなことから、さらに再三にわたりまして防衛庁とやりましたんですが、一応建てかえのときにということでの結論になりまして、そのかわり先ほど申し上げましたように、ひらやま園におきましては１歳、２歳の児童室、それからあさひがおかにはゼロ歳児の室におきまして、クーラーエアコンでもってこれを対処しておるというような現状でございます。

なおさらに必要とあらば、こうしたことにつきまして、設置についての考え方を進めていきたいと思っております。

○議長（市川資信君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

地区センターは全体で54館ございます。そういう中でやはり財政負担等も考慮しつつ、検討を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（市川資信君）　小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君）　要望して終わりたいと思います。

旭が丘地域、あるいは西平山地域もそうですけど、今、積極的にこの地域の公共施設、空調施設を設置していただきたいというようなことと、あわせてW75指定地域の拡大と、それと見直しをお願いしたいというように思っております。特に指定された期日以後に、ここに越して来られた方、残念ながら防音工事の対象となっておりませんので、その辺でぜひそういうところのうちの人にも防音工事を指定していただくように、市からも働きかけていただきたいということをあわせてお願いいたしまして、この質問、終わらさせていただきます。

○議長（市川資信君）　これをもって22の１、防音工事助成区域内の公共施設に冷暖房機を設置せよの質問を終わります。

一般質問22の２、上田100番地先周辺道路の整備についての通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

○10番（小俣昭光君）　上田100番地先周辺道路の整備について、質問させていただきます。

私は議員になって７年半が過ぎましたが、オリエント周辺の環境整備も議員になる前から、取り組んできた一つであります。以前のオリエント工場の体育館側は雨が降ると、あちこちに水たまりができる。またタクシーに乗って、オリエント裏までと言うと、はるか手前でおろされてしまうのが状態でありました。また大雨になると、オリエント工場から雨水があふれ、道路に流れ出し、ひどいときには周辺の玄関先まで浸水される状況でありました。（「それは排水が悪いんだよ」と呼ぶ者あり）地域住民から請願が出されるなど、行政にも地域の人たちも積極的に働きかけてきました。行政の努力と、オリエントもこのような住民の声に押されて、重い腰をようやく上げ、あかみちや水路のつけかえを行い、改善されてきました。市当局の御苦労だったことが予想されています。引き続き側溝のふたかけと、あるいは未舗装の部分がありますので、これらも大蔵省から移管ができましたら、積極的に舗装など、整備をお願いする次第であります。

上田100番地先道路は、神明から郵便局前の交差点前の多摩オートの西側の道路を南に入ったところであります。ここは川崎街道よりも低地であり、水はけの悪いところであります。100番地先近くの西側からの側溝からの雨水、さらに大雨になると郵便局のところの交差点の川崎街道下を流れる用水からの道路を越えての、多摩オート裏へのこの低地に流れ込んできます。大雨でなくても、少し雨が降ったときでも、道路いっぱいに水がたまるところであります。

上田方面からの第一小学校の通学路にもなっていますこのところであります。学童の通学や、帰宅時には、水たまりに入らなければ通れない状況もあります。このような地域の整備をぜひ早急にお願いしたいと思います。そして第１としては、側溝の設置をお願いいたします。

第２としては用水の対策はどうなっているかをお聞かせいただきたいと思います。以上２点を質問させていただきます。

○議長（市川資信君）　小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　ただいまの御質問に対して、お答えをさせていただきたいと思います。

まず１点目でございますけど、この付近は以前から雨水の排水状況が思わしくないと

ころでございまして、今まで市の方では各種の対策をしてまいりました結果、昨年実施した抜本策でございますけど、ここに排水ポンプを設置をいたしました。最悪の箇所の解消はできましたけど、しかしまだ依然として、一部の箇所で不十分なところは残っております。技術的な検討を重ねまして、隣接の地主の承諾等を受領して、早急に整備をして、歩行者の支障がないように対処したいと思っております。

それから２点目でございますけど、上流部分からの流入についてでございますけど、その原因の一つは、用水の越流が原因だと思います。昨年からこの地区については、実施中の郵便局付近の改良工事も引き続きことしやりますもので、その中で完了いたせば、今の御質問のような溢水は解消できるということになっております、以上でございます。

○議長（市川資信君）　小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君）　私もこの８月の27日だったと思いますけど、台風が来たときに、この地域の人から電話がありまして、ぜひ見に来ていただきたいということで、早速行ってみたら、本当に――まあ舗装されていて、道路は割りとよくなってはいるように見えたわけですけど、その上に水がたまっているという状況で、私もそういう点では長靴履いていったわけですけど、そういう長靴履いていかなければいけないような状況だったわけです。そういう点で、そこでぜひ早急に直していただきますよう要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（市川資信君）　これをもって22の２、上田100番地先周辺道路の整備についての質問を終わります。

一般質問23の１、保留地処分の基本的な考え方を問うの通告質問者、黒川重憲君の質問を許します。

〔23番議員　登壇〕

○23番（黒川重憲君）　保留地処分の問題点につきまして、質問をいたしたいと思います。

区画整理事業を遂行していく上において、保留地の位置づけは非常に重大な意味を持つものと思います。まず、保留地の定義と申しましょうか、目的、保留地とは何か、こういったことについて市側から見解をお聞きしたいと思います。

○議長（市川資信君）　黒川重憲君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

保留地の定義でございますが、区画整理事業は、事業費をどういう形で出しているかということを申し上げますと、国及び都の支出金、それから市の負担金でございます。

それにあわせて保留地の処分金ということになるわけでございます。

この保留地でございますが、これは土地区画整理法の第96条で、土地区画整理事業の施行の費用に充てるためということで、規定がされております。

○議長（市川資信君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　今、部長の方から雑駁に、財源ということについてのみ、答弁がなされたわけでございますが、私はこの保留地の処分というのは、そのほかにも住宅供給という大きな意味があるのではないかと思うわけです。その住宅供給という意味から、若干質問をいたしたいと思います。

第１期の万願寺区画整理事業も、すでに３回の保留地の公売がされました。保留地総面積、６万496平米のうち、71区画、１万3,070平米が処分をされました。その中で使用制限あり、31区画が4,215平米、使用制限なしが27区画、4,752平米であります。残りは公共用、代替用として13区画が公売をされました。

第１回保留地処分は、62年の３月30日に抽選を行いまして、この時点におきまして、土地公売についてのこの説明書によりますと、第８の特記事項の４、建築物についての項が、「建築物を建てる際にはいろいろな条件や手続きがありますので、事前に市役所区画整理課に御相談ください」、こういう文章になっているものであります。

第２回目は昨年の２月17日に行われました。同じく第８項目の第４には、今の項が消えまして、今の文章が消えまして、「土地の使用制限について」とはっきりと明記をされております。すなわち、保留地抽選要領の使用の制限第18条が追加をされているのであります。この18条が追加をされた根拠について、お尋ねをいたします。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

保留地の処分でございますけれども、土地の価額といいますか、経済の動向によりまして、一般住宅の需要というものが変わっているわけでございます。ちなみに申し上げますと、神明上の土地区画整理事業の保留地の処分の時代では、全体的ないわゆる宅地の供給が多いということと、それから経済的にも少し停滞をしていたということで、土地のいわゆる取得希望者が少なかったわけでございます。したがって、神明上当時につきましては、土地利用の規制を極力軽くいたしまして、処分をしたということでございます。

万願寺土地区画整理につきましては、今、お話がございましたように、年度といたしましては、昭和61年から処分をしてまいりました。61年度の当時はまだ地価も比較的安

定をしていたわけでございますけれども、御承知のように62年度に入りまして、地価が高騰し、また宅地の需要もかなり高まったということが言えると思います。そんな意味合いから61年度につきましては、土地の使用制限をつけなかったわけでございますけれども、62年につきましては土地の利用制限をつけたということでございます。

これは面積で言いますと、第１種住居専用地域内の160平方メートル以下の保留地につきましては、自己居住用の住宅として契約をした、分譲をしたということでございます。ただこれを――この解釈は、いわゆる全部をアパートにしてはいけない、資金の調達等の関係もありますし、それからその取得した土地の家族の経済的な問題、将来の生活設計、こういったものもございますので、本人が住んで、一部を貸家として使う分には、これはいいという、そういう形で制限をつけたということでございます。

○議長（市川資信君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　この使用の制限につきまして、再質問をいたしたいと思います。

63年３月に新たにこの使用の制限第18条が保留地抽選要領につけ加えられたわけでございますが、その中の１項目目には、第１種住居専用地域内で、165平米以下の保留地は、自己居住用住宅用地として使用制限をする。括弧して、（アパート等の建築であっても、契約者が居住すれば可）とこういうふうに載っているわけであります。

ここでまず１点目の質問ですが、（アパート等の建築であっても、建築契約者が居住すれば可）という文章は、甚だ現実離れの文章だと思うわけです。すなわち自分の家を持っている方が、自分の家を持って生活をしている方が、保留地にワンルームマンションを建てる。そこの６畳一間に果たして住むことが可能でありましょうか。当然そういうことはしないわけだと、私は思います。したがってこの括弧の、契約者が居住すれば、アパートを建ててもいいんだというこういう使用の制限は、全く私はこの文章はおかしいのではないかと思うわけです。これがまず第１点。

それから第２項目目に、使用制限された保留地で、使用制限以外の使用をする場合には、処分金額の２割に相当する金額の割増金を納付するものとすると、このように書いてあります。この２割の割増金の納付をすれば、何をやってもいいんだ、使用制限はないんだ、こういう文章は、私は市役所のやるようなことではないんではないかと思うわけです。いわゆる民間ベースの金融会社等はいろんなものをくっつけて、庶民にお金を貸したりするときにやるような、こういった感じしかどうしても受けない。

そしてこの第３点目の割増金を納付する場合は、所有権の移転登記をしないんだということも付記されております。御承知のとおり所有権の移転の登記は、換地終了後に上

記の移転登記はするわけでございますが、割増金を納付すれば、あるいは納付しなければ、使用が制限をされるわけでございますので、この割増金を納付しない場合という文章も、全く無理なんではないか、以上、質問いたします。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

保留地の処分の理由の中に、一つは冒頭申し上げましたように、事業費を生み出すということでございますので、そういう面からいきますと、いわゆるできるだけ高く売らなければいけない、まあそういう一つ理由。

それからあと一つは市が公的資金を、いわゆる国と市の資金を使い、また市施行の中で事業を行う、その事業の中で生み出された保留地を処分をするということになるわけですから、あまり高く売ることはもちろんできませんし、またある面ではできる限り妥当な価額をもって処分をしなきゃいけない、そういう側面があるわけでございます。

それでその使用制限の問題でございますが、先ほど申し上げましたように、自分が、いわゆるその住宅の一部に居住をしまして、それで残る一部を賃貸住宅にするという、そういうことについては、この分譲の条件でまあいい。純然たるアパートとして、利用するということになりますと、冒頭申し上げましたいわゆる住宅困窮者といいますか、用地を取得したいという、そういう趣旨からすると、好ましいことじゃございませんので、そういう条件をつけているということでございます。

それから違反した場合の20％ということでございますが、これは分譲価額の算定に当たりましては、いわゆる土地鑑定士に土地評価をしてもらいまして、さらに評価員というものがこの区域内におりますので、評価員に諮り、その価額を決定するという順序で決めるわけでございます。

それでこの保留地については、いわゆる各権利者の土地の中から、一定の割合で土地を集めたものでございますから、土地登記簿等についてもないわけでございます。これは土地の区画整理が事業を終了した時点で、初めて土地登記簿に登載をされるというふうに、担保力について、若干の問題がそこであるわけでございます。

それから住宅供給ということも配慮いたしまして、おおよそ実勢単価から比較すると、20％ぐらい安くなっているわけでございます。要するに契約に違反した場合にはその20％程度は追加払いをしてもらう。そういう形で20％というものが生まれたわけでございます。

それからあと違反した場合には、市から土地の譲渡をしないという、そういう項目が

ございますけれども、これはあくまでも土地分譲の趣旨を履行してもらうということの中で、そこまで厳しく規制をしているということでございます。

○議長（市川資信君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　私の本当に聞きたかったこと、質問したことと、ちょっと答弁が得られなかったようでありますが、この、特に18条につきましては、もう一度よく再考をすることをお願いして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（市川資信君）　これをもって23の１、保留地処分の基本的な考え方を問うの質問を終わります。

一般質問23の２、市内空間の最大限の利用を進めよの通告質問者、黒川重憲君の質問を許します。

○23番（黒川重憲君）　市内空間の最大限の利用を進めよといたしまして、質問させていただきます。

昭和48年から９年にかけて、日本列島改造論時代、狂乱物価という言葉が生まれたインフレ期には、土地の価格は全国一律に山林、商業地、住宅地と用途を問わず高騰をいたしました。ここ数年は地価は全国的に安定基調に推移し、横ばいや、所によっては、やや値下がりの地域があるようであります。まさに地価２極分化時代の到来と言えるのではないでしょうか。その中にあって市民の要望は多種多様、ますます増大の一途をたどり、児童館、図書館、あるいは地区センター等々、施設の建設は特に熱望されておるところでありますが、用地、公共用地の確保はますます困難になっているのが現状であります。

去る９月８日の読売新聞の記事に、「駅前図書館　テナントで、日野市　民間ビルに間借り」と、こういう記事が載っておりました。ちょっと読んでみますと、「地価高騰による公共施設用地の取得難から、日野市百草に民間ビルを間借りしての市立図書館が来年秋に誕生する。多摩地区では昭和59年、多摩市が同市関戸のテナントビルの一角を購入して、市立図書館を開設した例はあるが、賃貸方式は全国でも珍しいと言われ、公共用地確保に悩む他の自治体の参考になりそうだ。」こういった記事が載っておりました。

私は昭和55年の第１回定例会におきまして、高速道路下の空き地を使って、価値的な何か利用ができないかと、こういったことで市側に要望いたしたことがございます。建設省から、昭和48年８月の25日に省令が出されました。高速道路下占用許可基準の趣旨の中に、「高架の道路の路面下の占用については、道路の構造の保全・利用形態等にお

いて、従来の平面道路の場合と著しく異なるものがあることにかんがみ、その占用許可基準に従い、公正・厳格な占用許可を行い、道路管理の適正を期するものとする。」

こういった趣旨のもとに許可基準が寄せられていたわけであります。その中で、高架下の占用物件は、次に掲げるものに限るものとする。そして３点ございまして、一つは駐車場、公園、緑地と都心地内の交通事情、土地利用等から必要と認められるもの。二つ目には、警察、消防、水防等のための公共的施設。３点目には、倉庫、事務所、店舗、その他これらに類するもの。こういったこの３点の条件が寄せられていたんであります。そしてこの趣旨に基づいて、空き地を利用せよと、こういうことを質問したわけでございますが、これに先立ちまして、大変古い話で恐縮でございますが、昭和44年の日野市の広報には、「市政問答」というところがございました。これは１市民からの問いでございますが、「都下のある市では、高速道路の高架の下を遊園地などにして市民に開放しているのを見かけます。日野市では、高架部分が多いのにもかかわらず、まだ利用していないようですが、その計画はありますか」という市民の問いに、当時は企画室から答が出ているんでありますが、「高速道路の高架下の利用については、道路公団と交渉を重ねてきましたが、そのうち姥久保高架下と日野高架下の全部を借りられる見込みがつきました。そこで姥久保高架下に小地区センターと児童遊園地、また日野高架下には駐車場と、児童交通センターなどを建設するよう計画しております」。こういう市政問答という欄に、これが昭和44年の７月の15日の広報。翌８月、１カ月後に日野広報の一面を使いまして、大きく出ています。当時の人口は８万6,000でございまして、ちょうど今の約半分ぐらいになりましょうか、高速道路下を利用、高架分の三分の一を借りてと、大きく載っているわけでございます。

当時の、この私の質問に対しまして、総務部長でありました故赤松さんは、「建設省の通達が昭和48年に出ておる。そして日野市のような都内と比べてまだ用地の取得が多少なりともゆとりがあるというふうなところについては、公団の姿勢というのは、極力高架下の利用を抑制していく、こういうふうな基本的考えのようでございます。それから建物、建築物を高架下に建てるということについては、不可能である。こういうふうな状態のような指導方針でございます。

さらに「市民の施設についての利用というのは、非常に公団と折衝をしていても、極力抑制するという姿勢でございますので、非常に難しいんではないか、こう考えておるわけでございます。」このような答弁がされました。そして私は再質問の中で、先ほど読み上げました建設省の省令からしても、使用目的がはっきりしているものについては、

公団との折衝はできるのではないか、こういう再質問の中で、「建築物等については、全く不可能ということじゃございませんけれども、非常に難しいというふうな交渉過程をとってきておりますので、さっき申し上げましたように私は全く不可能と言っているわけじゃございません。なかなか難しいんではないか、こう考えております。」こういった答弁で質問が終わっているわけでございます。

今回、高速道路下にシルバー人材センターの建設が進んでおりますということは、1歩前進をしたことだろうと思います。現在、道路下の利用は、このシルバーセンター1,186平米を含めて、駐車場、資材置き場、それから5カ所の児童遊園を含めてかなりの利用になっているわけでございますが、まだまだかなりの空間が見られるようであります。市側として今後どのようにこの空間を公団側と利用して、市民要望にこたえていく意思があるかどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（市川資信君）　黒川重憲君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えしたいと思います。

すでに、当然、今御質問の中にありましたとおり、公共用地の土地取得に対しましては、大変地価高騰等の問題で、現下の中では困難な状況でございます。そういう経過もありますし、また議員さんからも、55年の第1回定例会の中にも、今説明がありましたとおり同じ、同種の質問があったわけでございます。私の方としても、当然それを踏まえて、各部署の調整を進めた中で、今回ここに高齢者センターと、文化財センターを建築するに至ったわけでございます。

現状におきましては全体の日野市内の高架下の面積が、2万7,000平方メートルあるわけでございますが、そのうちの1万1,869平方メートルを、いま占用しております。もちろんこの中には、高齢者センターも今建築している部分も含んでおります。よってそれ以外に相武国道が使っている部分が約6,000強あるわけでございます。残地としては、9,000平方メートルの面積があります。もちろんこの目的としては、道路公団、あるいは道路施設協会の3者で一定の計画があるわけでございますが、これは駐車場等の計画で、実際には現在使っていない部分が9,000平方メートルでございます。よって今後庁内の、当然公共施設用地に活用すべき問題として、各部の意見等も調整しながら、積極的に道路公団に要望していく考え方を現在持っております。以上でございます。

○23番（黒川重憲君）　以上で質問終わります。

○議長（市川資信君）　これをもって23の2、市内空間の最大限の利用を進めよの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時38分　休憩

午後1時9分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問24の1、老後を安心しておくるために、老人施策を前進させよの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔20番議員　登壇〕

○20番（鈴木美奈子君）　それでは、ただいまより一般質問を行わせていただきます。老後を安心しておくるために、老人施策を前進させよでございます。

9月15日は「敬老の日」、この日が近づきますと、新聞でもテレビでも、また雑誌でも一斉に老人に関する問題が取り上げられ、高齢者社会をこれから迎える中で、老人の抱えている問題などが、大変多く話題になります。高齢者人口は今、1,400万人を超えたというふうに推定されておりまして、100歳以上の方が全国で、3,078人、昨年よりも400人多い、こういう中で女性が8割を超え、2,440人となってきております。

明治・大正・昭和そして平成と、この四つの時代を生き抜いてこられたお年寄りが、今豊かに老後を送られているでしょうか。そして、そういう時代でしょうか。私は消費税の実施に見られるように、政府は「お年寄りがふえ、働き手が少なくなる、そのとき老後の生活はどうなるのでしょうか」という、もっぱらお年寄りに焦点を当てて、消費税の実施を合理化しようとしております。なぜ軍事費を減らさないのでしょうか。そしてまた、在日米軍への思いやり予算も減らさないのでしょうか。この二つを減らせば、新しい財源がつくり出されるわけでございます。

お年寄りが今抱えている問題は、年金・医療・仕事・住宅・家族関係など、いろいろな問題を本当に解決していかなければならないわけでございますが、政府も本気でこれを解決する道に進んでいただきたいと存じます。自治体だけでは解決できないたくさんの問題を今抱えているわけでございます。

私は朝日新聞が9月15日に発行いたしました雑誌、「ＡＥＲＡ」という、これを持ってまいりました。この臨時増刊が、「老人を棄てるな」というこの表紙、そして「不安なき長寿社会への展望」というこの雑誌を新聞の広告で見たときに、これを私は老人問

題を一般質問をやる中で、これを取り上げていかなければならないし、またこれを読んで、どういうことが書かれているのかを知る必要があると思いまして、これを買ってまいりました。そして、この広告を見たときに、老人問題がここまできたのか、これくらい強烈なイメージを読者に与えなければ、だめなのかというそういう思いと、そしてまた私は同時に、深澤七郎という作者が書かれた小説「楢山節考」を思い出しました。あのときも、あの老人、お年寄りを捨てると、こういうことで随分この本の中身が問題になりました。私はそういう中で、この編集方針ともいうべきこの本の中身について、少し読ませていただきます。

「繁栄の果実をどこに配るか　「効率」という神の導くまま、すぐには実益に結び付かぬことや、声の小さな弱者に対し、傲慢に振る舞うのが、いつごろからか現代の処世術のようになっていた。グローバルには大国主義、軍備拡張、ナショナルには福祉や環境保護政策の「見直し」という名の切り捨てなどが、すぐれた政治の具体例のように扱われてきた。

そうした思考体系の基盤は、世界的にいま揺らぎ始めたかに見える。だが日本では、ますます強者の論理が強まっているのではないか。

歴史に例を見ない高齢者層の爆発的増大を目前にしているにもかかわらず、「老人問題」が最優先政策にされる兆しは全くない。福祉は、不評の新しい税制存続の口実にされるだけかもしれない。

「老いることは、いまだに、長生きする唯一の方法である」とは、フランスの批評家サント・ブーブの至言である。

老人問題はすべての人の問題なのだ。また、国民が営々として築いてきた、世界に誇る繁栄の果実を、何を目指してどこに配るか、という、私たちの国家の意思を問う問題でもある。直視したい。富岡隆夫」

これが編集者のこの本に込められた、この中身でございます。私はこれをつぶさに読みました。内容はとても「老人を棄てるな」というこのタイトルに見られるように、家族ぐるみでぼけのお年寄りをどうやって家族で支えて、それを助けてきたかとか、また荒川区の福祉で、切り捨てられたために自殺をした問題や、あるいはまた老人病院の体験記、そして嫁が看護で倒れるこの国ということで、樋口恵子さんが見て歩いたことなども書いてありますし、外国の例などもつぶさに書かれております。私どもはこういう中でぜひ、この日野市の中でも老人問題を国任せでなくて、私たち自身で、この問題を対処していかなければならないと思います。

幸いにして日野市では革新市政が第５期に向けて打ち立てられ、そして多くの方たちが森田喜美男市長にも１票を投ぜられました。ぜひ私は老後を安心してこの日野市で送るためにも、次の６点について質問をさせていただきます。

一つ目には、痴呆老人対策を、家族も含めて考えよという点でございます。痴呆老人のいる家庭で看護する人は、全国の社会福祉協議会在宅痴呆性老人介護者実態調査、これでももう明らかになっておりますように、女性が80.1％、男性が15.6％、そして介護する人は配偶者が21.6％、娘が15.4％、そして娘も息子も10.1％です。圧倒的に多いのがお嫁さんであり、65.9％となっております。

また介護する年齢も50代が32％、60代が20％、70歳以上が14.4％と、これもお互いに御夫婦の間で看病をしたり、看護をされたりという、こういう状況だというふうに思います。年齢的にも中年の婦人が看護する、こういう例が多く、私の――私事になりますけれども、夫の母も85歳で、今痴呆が進んでいるために、姉が仕事を、ついに定年間近にしてやめまして、今、母の看病をしております。そういう例がたくさん、全国でございます。そして主婦として暮らす毎日の中で、介護の経験もなく、症状、病気のこういうことも理解できず、家庭内でのトラブルや、あるいはまた夫婦の関係も非常に悪化している、こういう状況も今起き、悪戦苦闘の毎日を送っているこういう家庭状況のある今日でございます。

また精神的にも疲れた看護する人や、あるいはまた老夫婦の心中なども、世界でも本当に数の多いのが日本でございます。今、ぼけてきている方でも、人間としての誇りはありますし、また一時全く正常に戻る、そういうときに私も接することもございますけれども、本当にその人の長い生活の歴史、それを引きずりながらも現在も生き、そしてまた過去のことを思い出しながらも、普通の生活に戻れる、これが今までの日本の中でも大変すぐれた特別養護老人ホームとか、あるいはまた老人病院の中でも、事例があるわけでございます。

痴呆老人を病院に入れたから、もうそれで解決したという、こういう問題ではなくて、家族だけで本当に対応できない大変困難な状況もたくさんございます。国と市も一緒になって、考えていかなければならない問題ではないでしょうか。ぜひ、私は大変このことは一地方自治体では難しい問題も含んでいるかと存じますけれども、痴呆老人対策を家族も含めて、どのようにやっていただけるのか、質問をいたします。

次に二つ目にはお年寄りへのホームヘルパーの充実でございます。ひとり暮らし老人が大変多くなっております。ボランティアセンターから出されました資料をもとにいた

しまして調べても、多摩平のひとり暮らし老人の人口がほかの町に比べまして、一番、第１位でございます。体が不自由になって、ホームヘルパーは生活をする上で重要な位置を占めております。そしてひとり暮らしのお年寄りは、婦人の方が圧倒的に多い。核家族が進み、老人、若い人と別れて暮らしている。こういう中で、住宅の問題もあり、一緒に住めない、こういう状況も生まれております。多摩平団地では昭和33年の入居が始まって以来、30年を経過し、そして住んでいる人たちもそれなりにみんなお年を召して、４階に住んでいる人、２階に住んでいる人、さまざまな生き方があるわけでございますけれども、８軒の階段のある家族の方たちが、それぞれお年寄りの面倒を見て、１階の方に声をかけて毎日通るとか、あるいはまた買い物をしてくるけれども、何か必要ですかと、こういうふうに声をかけていくので、全く寂しくありませんと、私に話をしてくれたお年寄りもいらっしゃいますけれども、足を骨折して、うちの中でもやっとはうような思いをしているので、ぜひホームヘルパーをもっとふやしてほしいし、私のうちにも派遣していただきたいという、こういう相談もたくさん寄せられております。

今、日野市には６人のホームヘルパーがいらっしゃいますし、また在宅老人ケア事業も進められておりますけれども、ぜひホームヘルパーをもっとふやしていただきたい、この点でございます。

３点目は、ひとり暮らし老人の住宅を確保せよ、老人アパート制度も含めてでございます。住宅問題は、もっと政府が社会保障の問題として、これはやっていかなければならないことではないでしょうか。兎小屋と言われる住宅や、狭い住宅で、両親と子供が一緒に住めない、こういう状況や、今３世代が住める状況もないわけです。そういう中で今、多摩平団地では、建てかえ問題が起き、毎日お年寄りの皆さんが不安な中で送る、こういう状況もあります。本当に悲しい事件としては府中でも、お年寄りの皆さんがたった一人ですけれども、暮らしていらっしゃる方が、建てかえ問題が起きてくる中でノイローゼにもなり、御自身で命を落とされるという悲しい事件も起きております。

私はこの住宅問題をぜひ解決していくことが、本当にお年寄りの皆さんにとっては、大変な重要な一つの問題だというふうに思います。私は老人アパート制度を取り上げて、もう何年になるか、何としても私はこの問題を、森田革新市政のもとでやっていただきたいというふうに思います。そして今では新しい形で、中野でも田無でも老人アパート制度がありますけれども、そのほかでも三鷹でも、住宅を借り上げる、そういうことや、あるいはまた東京都では家賃を補助する、こういう新しい形態の問題も、今解決への第一歩として起きてきております。

私は日野市の中で、なぜ老人アパートができないのか、一般質問などを通じまして、市の方では幸いにして市営住宅の建てかえの中に、ようやく老人の世帯をつくることができましたし、あるいはまた高幡台の団地の中でも、住宅都市整備公団が老人向けのアパートもそこにつくる、こういうことにもなりましたし、また多摩平団地でも１階には老人向けに、もし入るならば移ってもいいという、こういう状況にもなっておりますけれども、建てかえが話の中に今起きている中では、多摩平団地ではもう入居募集がストップしております。そういう中では、毎日の暮らしの中で、本当に私はこの住宅問題を何としても解決していきたいと思いますので、この老人住宅の問題の御回答をお願いいたしたいと思います。

４番目に特別養護老人ホームの開設に向けての諸準備が今どのように進められているか。来年の４月の開園を目指し、多分５月にオープンされるでしょうということでございますけれども、今この時点でどれくらい工事が進められているか。大分——見に行ってまいりますと、準備も進められておりますけれども、こういうことや、あるいはまた50人の定員で９月15日の広報にも職員の募集が出ておりましたけれども、看護婦さんや栄養士さん、それから医師も必要ですし、いろいろと職員の募集もこれから基準どおりに確保していかなければならないわけでございますが、その準備などがどうなっているか。

あるいはまた高幡養護特別老人ホームに向けての道路の問題もございます。そして中に備えつける備品などもございます。こういうもろもろの問題がどの程度準備がされているか、ぜひ５月の開園に向けて、万端整った上で、ぜひ50人のほとんど近い入所希望者があるという方たち。そしてまた昼間、デイケアに行ける、こういうお年寄りをお迎えできる、こういう態勢を今からつくっていただきたいと思います。

５番目に、老人生活実態調査を行い、要求をぜひ酌み取っていただきたいと思います。今、お年寄りの皆さんが抱えている問題はたくさんございます。行政の側からつかんでいる要求と、また私ども議員がつかんでいる要求、そしてお年寄りの皆さんが一人ひとり持っている要求も、またばらばらでは困るわけでございます。59年の実施以来、もう５年以上経過している。そして今日のような、このような激しい社会の動きの中で、過去の調査も役立った点もあるかと思いますけれども、また新しい立場でこれを解決の方向に向けていかなければならないのではないでしょうか。今消費税が実施されて、この消費税のためにお年寄りや障害者、あるいはまた私たち一般の市民も大変な状況でございますけれども、この消費税だけでも、本当に１項目つけただけでも、どんなにお年寄

りの皆さんが暮らしの中で困っているか。１カ月幾らぐらいかかるのかという、こういうこともわかってくるのではないでしょうか。ぜひ私は、このお年寄りの皆さんが、この日野の中で小さくなって暮らすようなこういう時代を、日野の中では送らせていただきたくないというふうに思います。

国の方では消費税を実施するために、お年寄りのこれからの高齢化社会を迎えるためという、こういう口実でお年寄りの方が小さくなって暮らさなければならないような、こういう悲しい思いをさせたくないわけでございます。第５期の革新市政の誕生のために、たくさんのお年寄りの皆さんが、森田喜美男市長に１票を投じられました。私はぜひ森田革新市政がこのお年寄りの願いにこたえ、そのためには生活実態調査を行って、皆さんの要求を汲み取って、新しい施策へと展開していただきたいと存じます。

最後の６番目でございます。今後の老人施策、新しいものがあれば、ぜひ示していただきたいと思います。63年度の「日野市の福祉という本」、かなり分厚い本でございます。随分日野市は福祉も充実しているなという思いもいたしますし、日野に来れば、障害者もあるいはまたお年寄りも住んでいけるということで、日野に越してきたということは私も前にもこの壇上で申し上げたことがございますが、本当にこれからの施策を前進させていく――きょうはたまたま、朝テレビを見ておりましたところ、松本市では在宅の歯科検診が始まったという、こういう報道が映されておりました。歯科医師や看護婦さんや、こういう方たちが往診してやるわけでございますけれども、歯科の検診だけではだめで、これにホームドクターと連携してやれば、必ず歯科の検診も、また治療もできるという、こういう松本市や、佐久市のこういう報告がテレビのＮＨＫの７時過ぎの放映でございました。

また私は昨日も夜おそくまで、４チャンネルで過疎のお年寄りが１人で暮らしている、社会福祉協議会の職員の方の本当に温かい動きの中で、ひとり暮らしの方が160人その――町だったと思います。町で暮らしていらっしゃる。そしてお弁当を届けながら声をかけて、なかなかテレビを見ていて、大きなおうちなものですから、声をかけても聞こえないというそういう中で、やっと目が覚めて、起きてきて、そして「ああ生きてたね」という話が笑いながらされておりましたけれども、私は老人問題は本当にこれからは、高齢化社会を迎える中で、なおのこと新しい新規施策があれば、これをぜひ革新市政のもとで示し、そして国が福祉を切り捨てる中では、なおのこと施策を前進させていただきたいと存じるわけでございます。以上、６点につきまして、質問をいたしますので、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　十分な御答弁にならないかと思いますが、一生懸命答えさせてもらいます。

この議会におきまして、私はこの議会を老人の議会というふうに位置づけまして、そして今、職員とともに、この今後の政策についての検討をやっていきたいというふうに思っております。というのは、６人の方からほとんどが老人対策ということで、住宅の問題、それから介護の問題、経済的な問題、生きがいの問題、あるいはボランティアの問題、そうしたものを取り上げて、そしてその政策というものを御審議されました、御質問されました。そうした中でやはり今、鈴木議員さんがおっしゃったように、老後ということについて６点につきまして、あるいは過去におきましては、重複するかとも思います質問でございますが、ひとつ１番からお答えしていきたいと思っております。

趣旨、それから考え方、そうしたことはもう申すまでもありません。そうした中で、この１番目の痴呆老人対策と家族を含めて考えよということでございます。

今、寝たきり老人、ひとり暮らし老人ということが叫ばれている反面、この痴呆性老人対策というのが非常にクローズアップされてきたことは、今お話のとおりでございます。こうした中でどのようなことをしていくのかということでございますが、施設の問題、それからそれを介護する問題、これは普通のひとり暮らし、あるいは寝たきり老人よりさらに非常に重い、それからまた看護の仕方も、人手もかかるということで、これが一番最大のものになるんではないかと思います。そうした中で、現在は日野市において、約470人もこれらの関係する人がいるのではないかということでございますが、それは軽度の問題、それから重度の問題、これらがあります。

それで現在の対策といたしましては、重度の方につきましては、民間の山水園とか至誠老人ホームとか、あるいは都のナーシングホームというようなところに、入所してもらいまして、ミドルステイと、短期の治療に当たってもらっておりますが、それ以外におきましては、軽度の老人の扱いについては、非常にこれは幅も広いものでございます。それらにつきましては、今後特養老人ホーム、あるいは在宅サービスセンター、そういったところでの活用に努力していきたいということでございます。家族の老後を考え、そしてそれらについての活用を、通所、あるいはショートステイというようなところでの施策でやって、検討していきたいというふうに思っております。

次は２点目でございますが、お年寄りへのホームヘルパーの充実ということでございます。今、御指摘のありましたように、日野市におきましては、ホームヘルパーとしま

して、老人の方では３名の方が――これは非常にそれらの方が少ないという御指摘でございます、ごもっともでございますが、これらにつきましても国の施策としまして、やはり何か資格を持ったものということの今、要請を急遽今年度から急いで研修や、そうしたことでやっております。しかしそれを見たからといっても非常に限られた人でございます。そこでこれは前にも御質問ございましたけれど、やはり老人の対応といたしましては、地域の総ぐるみの福祉であるということから、地域の方々の御協力を得ながらということで、現在は家事援助というような形での日社協におきましては友愛ホーム、それから福祉事業団におきましては在宅ケアサービスというようなことでの仕方、それからまた婦人の方々の御協力も得ながら、これらをまたまとめてそういうものが希望できるならば、そうしたものにしていきたいということで、やはりこれは一行政、一つの職種でもってこれをやるということは非常に無理であるということでございまして、やはりその地域全体の方々の御理解と御協力を得ながらやっていきたいというふうに思って、その施策につきましては、もう少し時間をかけさせてもらいたいと思っております。

それから３番目でございますが、ひとり暮らし老人の住宅を確保せよということでございます。これはこの間も住宅問題につきましては福島議員さん、それから夏井議員さんからも、それから谷議員さんからも御指摘がありました。その中でやはり、今現在、日野市でこれらの問題について非常に対応がおそいという御指摘、おしかりをいただいております。そうした中で一つの具体的な方法としましては、市営住宅、都営住宅の建てかえのときのこうした専門住宅をお願いしていく。あるいはこしらえていくということでございますが、それとともに、今御指摘のありました老人アパートの件でございます。これは確かにほかの市でも始めました。府中市、そうしたところで始めております。これらは借り上げという方法での対応の仕方でございます。これらについても企画の部長の方と話をしながら、さらに進めていきたい。というのは、企画部とそれから私どもの福祉部と、それから管財課、これは市営住宅を持っております、そうした各３課が寄り集まりまして、今後のそうした対応の仕方を今検討し始めた。おしかりのとおり、遅いということでございますが、これをやっていきたいと思っております、具体的なこと。

それから次が４番目でございますが、特養老人ホーム開設に向けての諸準備でございますが、御指摘のように９月15日広報におきまして、福祉事業団の名のもとに、今、職員の募集、そうしたものをとり行っております。これには寮母、それから看護婦、栄養士、介助員、それから調理員というような方々で、これのほかにはお医者さんとそうした方々、まだほかにはおりますが、こうした特別の人は除きまして、そして一般募集し

ていくということでございますが。

特養老人ホームの準備は抜かりがないかということでございますが、私が赴任しましてから、ことしの４月以降、毎月のように事業団の準備室とそれから私どもの方の老人課との打ち合わせをしながらスケジュールを立てまして、何月までには何をしていくというような形で進んでまいりました。その結果、今ここに職員募集をお願いいたしまして、そしてこれを行っております。それからあとは組織、それからまた中の条文改正といいますか、定款、そうしたものの整備をしながら勤務条件、服務規程、そうしたものを全部こしらえていくというような形で、それに基づく８月の末の人事異動で、職員も配置されましたので、これらに向かって今努力中でございます。

次は５番目の老人生活実態調査でございます。59年の実態調査を踏まえて、これらに対しての今後の検討をということでございますが、この59年の調査、ちょっと私、今手元に持っておりますが、まとめということではないんですが、非常に多岐にわたりましての御意見というものが出ております。その中で、やはり今指摘されておりますような介護の問題、それから住宅の問題、在宅看護の対策、充実、そうしたものが、あるいは寝たきり老人の対策、施設の問題、それから就労の問題というように、非常にこの調査では多岐にわたっております。そしてそれは59年、今から５年前でございますが、ほとんど同じ視点で、同じ考えで指摘をされております。こうしたことを見ますと、それほど行政も進んでいなかったということも言えると思います。こうしたことを踏まえまして、さらにこれらの充実ということをしながら、進めていきたいと思っております。今、指摘しましたようなことをもう一度そしゃくして、そして今後やっていきたいと思っております。

それから次、一番最後でございますが、今後の老人施策の新規があればということでございますが、これはこの前、夏井議員さんのときにもお話ししましたように、すでに新年度におきましては私ども五つの施策を、予算をお願いしましてやっております。今後におきましては、この老人対策に対してどういうふうな手を打っていくべきかということで、今、来年度に向けての考え方、そうしたものをこの議会から御指摘いただきました、あるいは提案され、提言されておりますこうしたものをいかに予算化ができるものかどうかということで、この暮れに新しく取り組んでいきたいと思いますので、今ここで、新規ということにつきましての御答弁が確実でないことを、お許し願いたいと思います。以上でございます。

○議長（市川資信君）　　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　どうもありがとうございました。

今の部長の答弁、最初に老人の議会と位置づけて検討していきたいという、大変前向きの回答で、出だしは大変、私結構だというふうに思いました。ところが聞きますと、なかなか具体的になっていないのが大変残念ですけれども、でも私は問題を提起して、そしてそれに向かって、市も一緒になってやっていくという、そういう前向きの姿勢が大変必要だというふうに思います。特に痴呆老人対策はすぐ解決できる、そういう今の状況でもないわけで、本当にこれは家族も含めて困難な状況です。寝たきりのお年寄りをつくらない、このことが今本当に必要ですし、また寝たきりや、あるいはまた痴呆老人を看護している人の悩みというのは、もう体が疲れるというのが一番統計上多いですし、そして自分の自由になる時間がないとか、睡眠不足になるとか、そしてもう一番最低に悪いのは、自殺や心中を考えたことがあるという、こういう介護者の悩みなども出されております。そして先ほども言いましたけれども、介護をする人は、配偶者やあるいはまたお嫁さん、こういう方が多いし、そして女性の方が圧倒的に多いわけです。この女性の問題を解決しなければ、私は痴呆老人対策も解決できないのではないかというふうにも思います。ぜひ外国の例などは本当に至れり尽くせりというのが、私どもいろいろなところで見るわけですけれども、ぜひ家族の方は、今病気になった、こういう痴呆になったお年寄りをどのように看護していったらいいかという、そのことすらわからない状況の中で、ぜひ家族の方たちのプライバシーとかいろいろあるでしょうし、また一つのところに集まって会合を持つことも困難な状況もあるかもしれませんけれども、痴呆老人を抱えている家族の方が一堂にこう集まれる、少ないところでもいいですから、何カ所か集まって、家族の方たちで情報交換をしたり、あるいはまた苦労話をする中で、御自身たちの、ああこうやればもっといい状況ができるのかなという、そういうことなどもできるというふうに思いますので、そういう家族の方たちの会合、それは保健婦さんなども含めたり、あるいはまた医師の方も含めた、こういう勉強会的なものですけれども、こういうものをやったらどうかというふうに思いますが、その点をできるかどうかお尋ねしたいと思います。

それからホームヘルパーの問題もぜひこれはふやしていただきたいというふうに思います。福祉事業団が今やっておりますけれども、今国の方では、なるべく地域に地域にということで、地域にいろんな問題を、この福祉の問題をおろしてきておりますけれども、その地域で支えていくのは、やはり女性なんです。そして先ほども言いましたように、みんながあり余っている時間でなくて、いろいろなやり繰りをしながら、今地域の

中でもボランティア活動をしたり、あるいはまた学習したり、いろんな地域活動に参加しているわけですけれども、本当に国の方がもっと老人病院をたくさんつくるとか、特別養護老人ホームをつくるとか、あるいはまたデイケアセンターをつくるとかであれば、まだいいんですけれども、何でも地域、地域ということなので、この点ではぜひ前向きにホームヘルパーをふやすようにお願いしたいと思います。

それから３番目の住宅の問題ですけれども、今三つのところで、具体的な検討を始めたということでございます。このことについては、１歩前進かなというふうに思いますけれども、やっぱり住宅事情がお年寄りを寝たきりにするというこういう状況もあるわけです。これは高齢者の方が住みやすい住宅とか、あるいはまた安全のある建て方とか、いろいろあるわけですけど、おうちの中で転んで事故に遭い、そしてそれきり寝たきりになるという、こういう状況が随分多く見られます。

1981年の65歳以上の高齢者の事故は、家庭内事故が交通事故を上回っているという、こういう中で、交通事故死は2,888件ですけれども、家庭内の事故が3,298件というこういう中で、本当に老人アパートも必要ですし、そのほか老人の方が安心して住まれるようなそういう住宅に改善していく、そのことも生活の上では必要だというふうに思います。

昨日も多摩平では団地に住んでいらっしゃるお年寄りの方たちを70歳以上お迎えして、敬老の集いやりましたけれども、楽しみしていた85歳のお年寄りが玄関の階段のところでお荷物を持って上がろうとして転んで、足を打って、腰も打って、そして敬老大会に来られないということで、とっても残念でしたという声を私に寄せられました。本当に住宅はお年寄りの方が安心して住んでいく上では、大変重要な位置を占めますし、また今お年寄りの方がなかなかアパートを探しに行っても、お年寄りには貸せない。母子世帯には貸せないというこういう中では、ぜひ住宅を確保していただきたいというふうに思いますが、企画部長の方から今、どの程度検討を始めたのか、管財課と福祉部と、企画財政と一緒に始めたと言っておりますけれども、この対応も私に言わせれば、大変遅いです。でも始めたわけですから具体的にどの程度まで検討が始められているのか、そのことをお尋ねいたします。

それから４番目の特養老人ホームのことですが、開設に当たってのいろんな準備についてはもう本当に一生懸命やっていらっしゃる、こういう話も今本当に身近に感じました。ぜひこの方向で進めていただきたいと思いますが、道路の問題で御返事がなかったので、道路をどのように――車で多分お年寄りの皆さん送り迎えなさることもあるかと

思いました。どのところから入って、今までどおり市営住宅のところをずっと入っていくのか、前に委員会に報告されたときには新しい道路をつくるというような報告もされましたけれども、この住宅に入る、特別養護老人ホームに入るその道路が今どのようになっているか、お尋ねしたいと思います。

それから５番目の老人実態調査、これをぜひ行っていただいて、お年寄りの皆さんの要求を細かく御調査をぜひお願いしたいと思います。

それから６番目の老人の新しい施策は、まだ第５期の革新市政が誕生して、少ししかたっておりませんけれども、これからのいろんな基本計画なんかもございますし、全体的なものを含めまして、新しい施策も含めて、森田喜美男市長の方から御答弁をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（市川資信君）　鈴木美奈子君の再質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　それでは再質問につきましての答弁をいたしていきます。

１点目の女性問題、家族の介護、これらについて何か一つは機会をつくって一堂に集まって、そうした経験なり、あるいはそのやり方なりそうしたものを勉強会、そうしたものは考えているのかということでございますが、これにつきましては過日寝たきり老人で、夏井議員さんが提案されておりましたそのときの後でございますが、当担当課といたしましては、寝たきり老人は西洋においては90％やり方によっては直っていくというようなデータがございますので、これに向かって寝たきり――これは痴呆性、そうしたものがあるかと思いますが、寝たきり老人をいかに少なくしていくか、まあゼロにするという運動も一つあるかと思いますが、それはちょっと置きまして、そうしたもの、90％に持っていく方法での講習会、そうしたものをやろうではないかということで、今そうした組織の中での話し合いが持たれております。これらについてのまた具体的なことは新しい展開をしていくようになった時点でまたお願いしていきたいと思っております。

それから２点目のホームヘルパーをもっとふやせということですが、確かに現在の地域の女性、そうした者の支えを、このままではとてもやりきれないということでございますので、十分検討して、できるならふやす、あるいは民間の力をかりての対応の仕方、そうしたものを考えていきたいと思っております。

３番目の老人アパートにつきましては、安全な住宅ということで、けがをしたりなんかするようなことのないような、家庭内の事故ということを極力排除したものにしていけというようなお話でございますので、こうした問題につきましても十分今後配慮しな

がら、段差を設けないとか、あるいはもし車いすで入る場合にはそうしたものをスムースに行けるような方法で、対応の仕方というものも考えなきゃいけないというふうにも思っております。

それからこれについてのまた企画サイドのお話は、企画部長の方からお願いいたします。

次が特養老人ホームでございますが、これはすでに開設準備、備品につきましての選定機種のものというものについては、すでにリストアップしているというような段階でございます。来年の５月オープンに向かっての努力を今しております。

それから特養につきましては、道路の進入でございますが、御承知のように今あそこは非常に狭い道路でございます。それで現在は市営住宅の西の方からの入口ということで、工事車進入をしております。これを今度はでき上がった時点ではどうかということでございますが、一応これをメインにしてやっていきたいと思っておりますが、さらに考えられることは、全購連、この潤徳小学校のわきのあすこのあれを拡大しても、あるいはそのままにしても一方通行で入れるのかどうか。それからまた用地買収、それから用水との関係もございます。これらについても検討していきたいと思っております。現状では、工事車が入っておりますので、それのところの道以外はありませんが、それで事足りることはありませんけれど、入所対象、あるいは通所訓練、そうしたものについては、今のところそれでやっていきたいというふうに思っております。

それから、今後の老人施策ということでございますが、これについては、また市長の方からお願いいたします。以上です。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えいたします。

打ち合わせの具体的な状況をどうかということでございます。御承知のとおり、すでに広報等を通しまして老人アパート問題につきましては、「市長室から」というような呼びかけをやっております。そういう中での具体的な問題もあるわけでございますが、まだ具体的にははかばかしく進んでいないというのが実態でございます。

問題としては、今質問の中にあります老人アパートに対する打ち合わせということでございますが、問題は現状の老人の状況、これから将来との問題を、やはり担当部の中で具体的に数字等を見通しまして、日野市内全域を考えた中での一つの計画を立てるべきだというような考え方、一つは東京都のシルバー・ハウジングの問題、これも一つの交渉を持ちませんと、東京都に対する要望、都市整備公団に対する要望等の問題もある

程度できませんので、そういった構想を立てていきたいということで、まだ議会前でございますので、何回かの打ち合わせで終わっております。そういったものを組み立てながら、なお自主的な老人アパートとあわせまして、今後議会がまた終わり次第、具体的に積み上げていきたい。よってこれをできるだけ早い機会に組み立てまして、実現方に努力していきたいというふうに思っております。もちろんこれには、特養の完成等の問題もあるわけでございますので、特養等の活用を踏まえながら３者で協議をこれから進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　高齢化社会、現実の問題として今いろいろな施策が求められているわけであります。この社会保障、社会福祉の面で、高齢化の諸問題を荷物として考えるような考え方があってはいけない。むしろ人間尊重、あるいは本来の人権を守る、そういう福祉を打ち立てるということが我が国の今これからの大きな課題になってくる。これを地方自治体、あるいは地域社会としてどのように問題を克服し、前進をさせるかということをいろいろと求められておる状況にあるわけであります。

質問のその６点につきましては、それぞれ担当からお答えをしたとおりでありますが、要するに長寿の一生を、寝たきりとか、あるいは痴呆化ということにならない、そういう守り方といいましょうか、環境、健康の守り方、あるいはそういう福祉環境をつくっていくということが大切だと思うわけでありまして、つまりこれはすべて日常的な健康を保持するための努力、このことが当人としても、あるいは地域社会、あるいは行政の立場でそういう方策を積極的に開発をし、取り組んでいく、こういうことが問題を解決する手段であると、このように考えますので、なるべくそれを具体的に実施を進める、老人クラブを対象といたします「生き生き体操」などはその施策に該当できる一つの施策ではないかと思っております。

当面するかなり難しい問題は、住宅問題があるわけでありまして、これも指摘されて長らく実現をし得ていない。その背景には制度化がされてない、つまり措置という形で処遇をすることができない。したがってどのように考えたらいいか、なかなかこれ民間依存では困難なことではなかろうか。

そこでこの間の御質問に対しましては、やはり最小限といいましょうか、老人ホーム、まあ軽費、その他いろいろタイプがあるわけでありますが、やはり老人ホームという形を想定しないと、その実現困難である。単純に借り上げられますとか、あるいはシルバーピュアが求められているような、まあ民間活力とはいえ、市民の経営に何かゆだねる形

というのが明快に先が見通せないだけに、実現が困難だという状況を長い間費やしたわけでありますので、ぜひ近い機会にともかく一つの現実を果たしていきたい。また考えようによりましては、今後高幡特別養護老人ホームの近隣にあります市営住宅の、まだ建てかえの残りがあるわけであります。むしろあのあたりを市営の何か老人ホームの形を構想すべきではないかということも、かねて考えておる一つの課題だと思っております。

老人の生活実態調査はなるべく具体的な施策が図れるような内容をもって、実態調査を行ってみたいと、こう考えております。来年度事業あたりに、必要な予算を計上したいと思っております。

今後の老人施策ということで、いろいろ考えてはいるわけでありますが、寝たきりゼロの状態を目標にする、そのことはいろいろな施策を生み出す大きなテーマであるというふうに考えますので、健康あるいは生きがいの創造、それらのこともあわせまして、つまり健康で過ごす老人像を描いて、実現を図る。これが最終的な老人福祉の対策でなければならないと、このように思っております。先進地の例もございますので、それらを十分学んで、取り入れるべきものを積極的に取り入れる、そういう努力をこれからも続けなければならない、こう思っております。その中の一つの手段として、先ほどホームヘルパーの数のことを言っておられますが、既成のホームヘルパー、つまり日野市の場合６名現在あるわけでありますが、これまでは障害者の家庭、あるいは寝たきり等の老人家庭を対象にし得たわけですけど、今日の人口規模、あるいは高齢化時代にはなかなかその程度の数では対応が困難であります。むしろ不可能という意味だと思います。そこで、御承知のとおり日野市では福祉事業団を発足をさせまして、それらの事業として、在宅ケア事業の有料の形で進めておりますが、これにまた無料で行われるべき制度をつくり出していく。こういうことがホームヘルパーのまた新しい方策ではなかろうかと思っております。正規職員で今までは対応しておりますが、やはり地域のいろんな形で婦人の参加をお願いができる、こういうつまり福祉の社会性をもっと広げて、そしていろんな形で参加がいただける、こういう仕組みをつくることがこれからの婦人に期待をする部分でもありますし、また福祉事業団の内容の拡大・充実、そのような方向にいくべき仕事ではなかろうかと思っております。

今後いろいろと各方面の御指摘・御指導をいただきながら、先ほど、最初に申し述べましたとおり、社会保障や社会福祉の面で、この高齢化問題を解決をする、そういう意欲こそ、この時代に求められる一番大きい課題であると、こういう認識のもとに取り組

んでまいりたいと思っております。

○議長（市川資信君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ただいまの市長からの御回答、ありがとうございました。ぜひ私は第５期の革新市政の中で、今市長が言われましたお年寄りの人権を尊重し、また人権を守る、こういう福祉を育てていかなければならないというふうに思います。９月15日たった１日だけの「敬老の日」でなくて、本当に私たちの父親や母親、こういうお年をとった方たちが安心して暮らせるそういう町をここでつくっていかなければならないという思いをするわけでございますけれども、自殺者が世界のトップクラスということや、でもその中で自殺者の年齢は高く、自殺者は減ってきていますけども、その反面、高齢者が多いということ。そしてまた痴呆性老人や寝たきり老人がこれからドンドンふえていく。そして現在寝たきりになっている方でも、もう60万人にも及んでいる。それはやはりもっとリハビリだとか、あるいはまたケアに充実したこの手をかけていけば、これはこういう状況にならなかったわけですから、私はぜひこれからもそういうところにも手をかけていただきたいというふうに思います。

ホームヘルパーの数でも人口比ではノルウェーの四十分の一、スェーデンの三十五分の一、こういう程度であって、厚生省が2000年までの目標としている５万人になっても、まだこれらの国に及ばないのが、この日本の現状です。そして寝たきりになった場合にの防止に欠かせないリハビリの専門家、自宅療法士や、作業療法士も諸外国の十分の一に過ぎないというこういう状況の中では、本当に今家庭の中のこの主婦がこれを支えているというこういう状況です。住宅問題も解決しないし、そしてまた病院もまだ数が少ない。そういう中ではぜひ病院や施設をもっとふやして、そこで働く職員もふやして、病気の早期発見や、早期治療、予防、これも必要だというふうに思います。高齢者の方が安心して今住めない、こういう中では、高齢者自身が本当に今自分たちで、この政治を変えていこうとか、あるいはまた老人問題考えていこうということで、先日も第３回の全国高齢者大会が埼玉で開かれました。九州からも沖縄からも北海道からも参加して、延べ5,000人が行きましたし、東京だけでも650人の方が参加いたしました。この高齢者大会に先駆けて東京でのこういう大会に、日野市の老後保障をすすめる会代表の西山新次郎さん、いつも議会に傍聴にいらっしゃいますけれども、あの西山新次郎さんが日野市の入院見舞金制度のこと、この運動の戦いぶりを発表して、随分日野市の名前が全国に知れたそうです。私は本当にお年寄りの皆さん自身もこうやって自分たちの生活を支える、そしてまた命を長らえる、こういう運動を進めておりますけれども、毎日が「敬

老の日」である、こういうことを目指して、私ども日本共産党も頑張ってまいりたいと思います。これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（市川資信君）　これをもって24の１、老後を安心しておくるために、老人施策を前進させよの質問を終わります。

一般質問25の１、更に婦人（女性）の施策を前進させるために問う（婦人センターの建て替え問題等をはじめ諸問題について）の通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

〔２番議員　登壇〕

○２番（宮沢清子君）　通告に従いまして、更に婦人（女性）の施策を前進させるために問う（婦人センター建て替え問題等をはじめ諸問題について）一般質問をさせていただきます。

1945年、第２次大戦を契機として、新しく発足をした国際連合は、人権の尊重と平等こそ、平和の基盤であるとの認識に立ちまして、国連憲章、世界人権宣言、国際人権規約を採択をし、1946年には国連の主要機関の一つであります経済社会理事会に「婦人の地位委員会」を設置し、婦人参政権を初め、女性に関する諸条約を採択いたしました。そして1967年、国連総会で「婦人に対する差別撤廃宣言」が採択をされ、世界に向かって布告をされました。

このような背景のもと、国連は男女平等の促進、開発計画への婦人の参加、及び平和の強化のために婦人の果たす役割の重要性を認識して、1975年を「国際婦人年」と宣言し、平等・発展・平和をテーマにしたため、メキシコシティで国際婦人年世界会議が開催されました。そのことはもう皆様も御存じのとおりでございます。そこでは世界行動計画が策定され、テーマ達成の努力を継承するために、1976年から1985年までを「国連婦人の10年」と定め、各国それぞれのレベルで婦人活動が展開されてきました。我が国でも総理府に総理を本部長とする婦人問題企画推進本部を置くとともに、総理大臣の私的諮問機関としての「婦人問題企画推進会議」が設置をされ、1977年２月、国内行動計画を策定し、伝統的に役割分業意識の変革、法律・制度の見直しなど、施策の方向が明らかにされました。これを受けて都道府県を初め各地方自治体もそれぞれの行動計画の策定を目指しての動きが始まりました。

1980年には、デンマークで「国連婦人の10年中間年世界会議」が開催され、女性にとっての国際的憲法と呼ばれる「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の署名式が行われ、日本からも首席代表の高橋展子デンマーク大使が署名をいたし、最終年までに批准を目指して、国内法制等の整備を推進することになりました。そして最終

年の1985年７月、その成果を見直し、将来を展望するために、ナイロビで３度目の最終年世界会議が開催され、2000年に向けての将来戦略が採択をされ、女性への社会全般への参加を妨げるあらゆる障害の克服と、男女平等への戦略を明確にいたしました。日本もこの会議を機に、女子差別撤廃条約を批准しました。

こうして婦人問題の新たな幕開けを迎えたわけであります。西洋に、「最高の魂は、男女両性を共有する」ということわざがあります。男性と女性の特質を生かしたバランスのとれた平等社会をつくっていくことが、これからの社会の課題となり、今後婦人の能力をどう生かし、伸ばしていくか、このことが最も心を配る点であろうと思われます。

世界から各国へと、そして地方自治体へと、それぞれ取り組んでまいる中で、日野市におかれましても、1984年11月、婦人の意見・要望を広く施策の中に取り入れていただくために、「婦人問題懇談会」が設置され、1985年12月、日野市における婦人行動計画策定のための提言として答申がされております。この答申を受けられまして、婦人施策の総合的、そして積極的な推進を図っていただくために、「庁内婦人行政連絡会」が設置をされました。

1987年、日野市婦人行動計画が策定をされ、２年８カ月経過いたしました。こうした中で、私も1986年の第３回定例議会におきまして、婦人行動計画の早期実現について、一般質問させていただきました。きょうはそのことも踏まえまして、今議会でも質問をさせていただきます。

質問の第１点目といたしまして、市の機構の中には福祉・保健・労働及び社会、社会教育部門など、婦人行政に関係の深い部課は多数ございますが、今回婦人問題専門所管の設置がなされましたが、今後婦人センターを中心にして、婦人問題解決に向かって、総合的に施策を推進する所管として設置されたものと理解をしておりますが、この点についてお伺いいたします。

第２点目の質問といたしまして、日野市行動計画策定後、市民の皆さんに婦人施策の推進について理解と協力を得るために、計画書を配付し、報告会等開催していただきたいと思いますが、御見解をお伺いいたします。

第３点目の質問といたしまして、今後審議会等における女性委員の促進についてお伺いいたします。ことしの３月、総理府の発表しました婦人白書によりますと、この10年間いろいろな視点から婦人問題が論議なされ、さまざまな分野に女性の参加、参画が進んでまいりましたが、政治や行政、企業などの政策・方針づくりに参加する人が依然として欧米諸国に比べて、少数だと説明しています。確かに国会議員では、1988年３月現

在、3.8％、地方議会議員では2.3％、国の審議会等に参加する女性は6.6％、地方公共団体の主な審議会では12.9％であります。女子公務員の管理職なども、大変低い数値にとどまっています。ことしは東京消防庁に、女性消防司令が誕生し、群馬県には初の女性営林署長が就任しています。さらには女性の助役や、船長も誕生しております。またＪＲの駅長の誕生もマスコミによって大きく報道されましたが、こうしたことがニュースになるほどに、日本にはまだ女性の進出すべき分野が多く残っています。パートで働く主婦の方々や、地域活動に汗を流す女性たちが社会を支える時代になってまいりました。こうした時代の中で、当市におかれましても、市の政策方針決定の場に、市民の半数を占める女性が数多く参加することは、極めて重要であると考えますが、当市の行政委員会の登用には、教育委員会に女性が１名おりますが、審議会等の参加率は低く思われます。

そこで、例えば都市基盤整備への女性の参加等も配慮していただきたいと思います。当市の町づくりのうち、都市基盤のようなハード面の整備には、従来からの男性中心の発想に対して、女性の生活環境から見た新鮮な視点を導入していただきたいと思います。行政委員会、審議会等へ女性を積極的に登用していただき、女性の意見・思いが十分繁栄されるよう、さらなる御努力をお願いしたいと思いますが、そのお考えをお伺いいたします。

第４点目の質問といたしまして、婦人問題、婦人関係施策についての調査・研究の充実についてお伺いいたします。従来から、各所管におかれまして、各種調査が実施されておりますが、婦人問題の視点からの調査は極めて少なく、1984年11月、「日野市婦人に関する意識調査」を行っておりますが、高齢化社会への急速な移行、女性をめぐる労働環境の変化と、今後の社会情勢の変化に伴い、婦人問題は流動しております。そのような動きに柔軟に対応した施策を推進されていくためには、日野市婦人行動計画に基づいて、家庭や地域、職場などの女性に対する意識や意向の実態を調査され、今後の施策の推進と、婦人行動計画の見直しのための基礎資料として、女性・男性と幅広い層から、市民の皆さんの意識調査をお願いしたいと思いますが、そのお考えをお伺いいたします。

第５点目の質問といたしまして、婦人活動の拠点としての市立婦人センターの建てかえ問題等についてお伺いいたします。日野市におかれましては、1982年11月１日に、女性の生活と地位向上を目指し、多くの婦人の方々の運動の成果として、市立婦人センターが開設をされました。また1984年10月には、婦人センター友の会が発足をされ、学習や話し合いを重ねながら、女性の豊かな感性が育っております。そのほか多種多様な女性

グループが会議や学習、文化活動等に集まり、交流と連帯を深めております。ちなみに昨年の事務報告書によりますと、婦人センター利用状況は、会議・学習グループ303件、文化・サークル337件、総利用者数646件、5,648名の方々が利用をされております。私も1987年、第２回定例議会におきましても、市立婦人センターの整備・充実について質問させていただき、その結果図書・資料コーナーの充実を初め、階段に手すりを設置していただき、さらには食器戸棚や収納庫の設置、冷蔵庫の購入等々、市民の皆さんの御要望にこたえていただきましたが、今後さらに婦人の自立と男女共同社会の建設を目指して、社会活動にかかわる学習機会、総合交流の場の確保と、情報の提供や、相談事業、調査・研究などの事業の一層の充実を図れる条件整備が必要かと思います。

そこで現婦人センターを初め、既存の公共施設の整備でありますが、公民館や社会教育センターの建てかえ等も含め、当面する課題の中で、今後の社会状況の変化や、女性の実情に対応できる総合機能を持った婦人センターとしての施設整備を図っていただきたいと思います。婦人センター、公民館、社会教育センター等々、コミュニティー文化施設など、複合的な施設の建設が必要かと思いますが、そのお考えをお伺いいたします。

また、現在婦人センター利用者懇談会で、婦人センターの充実、あるいは建てかえといった意見が出され、そのことをきっかけに、婦人センター建てかえ発起人会がことしの３月、発足をされたと聞き及んでおります。現在、施設の見学等々して、さまざまな要望・意見がまとめられておるようです。市長さんの方にも要望書等も提出されていることと思いますが、どのようにお考えをお持ちでしょうか、お伺いいたします。以上の点につきまして、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

それでは私の方からお答えし得る範囲のことにつきまして申し上げますと、今申されましたとおり、女性の施策につきましては昭和62年に策定しました「日野市婦人行動計画」と、それと昭和63年に策定されました「日野市基本計画」の中の「女性の英知と力を地域社会に」という基本的施策の方針に添いまして、事業の推進に努力しているところでございます。今後さらに女性の能力を生かした意見が市政に反映できるよう、行政委員会、あるいは審議会等へ積極的に登用するよう各部門へ働きかけ、委員の増加に努めてまいります。

ちなみに本年４月１付の数値を申し上げますと、行政委員会付属機関とその中に女性委員数は235名でございます。前年度比較といたしましては、昨年度が23.9％、本年度2

8.2％、漸増している状況ではございます。

また女性活動の拠点となります婦人センターをより活動しやすい施設として充実する方向で進めております。なお日野市婦人行動計画に表示してあります施策のうち、これから新たに課題設定を行って事業化するものと、現状では事業化するのは難しいが、検討を行い、順次事業化するものと表示されている部分がございます。それらの未実施事業の件数がおよそ50件ございます。そのうち37件、パーセントにいたしまして74％が事業化を実施している状況にございます。これからも女性問題解決に向けて、関係施策の実施に積極的に取り組んでまいる所存でございます。

総括的なお答えの仕方で恐縮でございますが、以上をもちましてお答えといたします。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君。

○２番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

御説明をいただいたんですけれども、第１点目の質問といたしましては、婦人問題専門所管、要するに婦人センターに館長制がしかれまして、専管部門として発足をされたというふうに理解をしておるんですが、総合的施策の所管として設置されたものか、そのように御理解をしていいのかどうか、お尋ねをさせていただいております。

それから２点目は、「日野市婦人行動計画」を、この計画書を配付をしていただき、また報告会等開催をしていただき、女性の意識の高揚を図れないものかというお尋ねでございます。

審議会等における女性委員の促進については、今パーセントを言っていただいて、理解はするものなんですけど、今後さらに登用していただけるかどうか、またそういったことをお伺いさせていただいております。

あとは意識調査についてということで、御見解を伺っております。ちょっと私の通告が未熟だったかもしれませんけれども、その辺を御理解をしていただいて、再度御答弁をお願いしたいと思います、よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　大変失礼いたしました。

第１点目でございますが、これはセンター部門といたしまして、婦人行政の総合的な部門をつくっているということでございます。

まず第２点目の報告書の件につきまして、その方向で検討を進めていってみたいと思います。また婦人の登用ということにつきましては、今後におきましても先ほど申し上げましたとおり、増加に努めていくというふうに努力を重ねてまいります。

それと第４点目の調査・研究の関係でございます、意識調査の関係ですが、これにつきましても御趣旨の方向で検討させていただきたいと思います、以上でございます。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　婦人行政について御質問していただいているわけでありますが、このたび生活環境部、生活課、生活文化係と、それから婦人センター、この組織を分離して、わかりよく、また仕事のしいいいようにいたしました。婦人センター館長という形をとりまして、館の運営と、それから運営の中に婦人行政の――やはりセンターにもしたいと、こういう考えであります。庁内に先ほど御指摘の婦人行政連絡チームと、いろいろに組織上別れておる面もございますので、それらの連絡をとるチームを設けておりますが、それらとのまた整合性を図りながら、今後婦人行政についてもっと積極的な施策、並びに婦人の地域社会への大きな参加をつくり出していく役割を果たさせたいと、こう考えております。

確かに現在の婦人センターは、建物としても規模は小さいわけでございますから、婦人センターそのものはいろいろな小さな集会でありますとか、あるいは機関・立案、その他政策づくりの条件に役立つような役割を果たしたいと思っております。そこで組まれた事業を市内の市民会館を初め、あちこちの公共施設が会場となって、あるいは行事を行う場所となって役割を果たせるような、そういう関係にいたしたい、こう考えております。これは公民館の場合も同様でございまして、中央公民館そのものは現状確かに規模として小さいんでありますけど、取り組み方によって、いわゆる公民館事業を全市の施設で展開できる。婦人センターの場合も私は同様だと思っております。

このたび文化・スポーツ行政推進本部の中で、施策のネットワーク化ということに力点を置いて、総合行政の発展を図りたい、こういう考え方でございますから、婦人行政もまたその中で大きく前進できるようにいたしたいと、こう考えております。

センターのまた建てかえも、一機能の建てかえということではなかなか用地等で不可能でございますので、今御指摘のように複合的な機能の果たせる、そういうかなりの規模を持った文化センターという入れ物をつくりたい、こういうことで、今用地の確保並びに将来構想を描いておる、こういうことでございますので、遠からず素案を市民にも、議会はもちろんでございますが、市民にも提示をして意見をいただく、こういう順序で進めることになると思っておりますので、まあ御指摘の点はそれらの総合性の中に、この婦人センターの活躍の場をつくっていこう、こう考えております。

それからその他の政策決定の場に婦人の委員を大きく参加していただく。あるいはもっ

と婦人の――先ほどもちょっとお答えの場に触れたわけでありますが、いわゆる社会事業に婦人が大きく前進をし、また参加をしていただく、こういうことの先鞭をつけていきたいと考えておりますが、まだそのあたりの集約が不十分でございますので、なおことし１年間検討を加え、いろいろな調査を行って、来年は形のある内容をもって、御提案をさせていただきたいと、こう思っております。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君。

○２番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

５点にわたりまして御質問させていただきましたけれど、その中でぜひ専管部門が主体性を持って、きちっと機能が発揮できるような、そういったまた婦人の施策が円滑に前進できるように、ぜひ御配慮のほどをよろしくお願いいたします。

また婦人行動計画と申しましても、知る人ぞ知るということで、女性問題の位置づけにとって、一番大切な行動計画が広く女性の間にもっともっと浸透して、そして女性のための理解を得て、そこから施策が生まれてくるような方向づけをしていただきたいと思いまして、計画書の配付や報告会等の開催をお願いいたしました。

第３点目の審議会における女性委員の促進でございますが、ただいま推進していきますという御答弁もいただきましたので、この審議会設置に当たりまして、メンバーの人選等、いろいろ御苦労もおありかと思いますが、市当局の推薦を初め、公募という形も含めながら、また議会の推薦等多角的な面から、重層的なメンバーを推薦していただき、市民と行政との協力による総合の力で、婦人問題の解決を図っていただけるよう提案したいと思いますので、十分に検討していただければ幸いと思います。

意識調査でございますが、ぜひ婦人問題についての意識と生活実態を調査され、女性の置かれております現状をさらに明らかにしていただき、今後の市政の中で、婦人行政を推進されるためにも、年度によって対象等定めていただいてもよろしいかと思いますので、意識、実態のきめ細かい内容について、実施していただき、女性関連の事業や施策に反映させていただきたいと思います。

またできれば、これは再質問になりますけれども、公募による行政への参加といたしまして、公募が可能なものにつきましては広くＰＲをしていただき、また門戸を開いていただき、まあ例えば日野広報の特派員とか、また教育広報のモニターと、行政への女性の参加がこんなところから促進できるように、モニター制度等も御検討いただきたいと思いますが、この点について再度お伺いいたします。

それから婦人センターの建てかえの問題ですが、今、市長からも前向きな御検討の御

答弁をいただきましたけれども、私も何度か婦人センターを訪れる中で、１階にこう入っていったときに、一瞬暗いなあという感じが受けました。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そして会議室が２階にあって、階段を上がっていくためなのかな、すぐこう応答できる方がいらっしゃらないという、「こんにちは」と言って、「こんにちは」という言葉が返ってこない。そういう中での――施設の関係からだと思いますが、何となく入った感じが一瞬的にこう感じるわけでございます。ある方もおっしゃっておりましたが、「事務室が２階というのは、ちょっとやっぱり入りづらいわね」というようなお話もありますし、また広報を見て婦人センターの企画実行委員会に入ってこられた方の声ですけれども、「自分は今までテレビや本やいろんなものを目から通して理解をし、そして家族の中で会話をし、いろんな知識を深めてきたけれど、なかなかそれではキャッチボールができないため、対話ができないために、自分の意識の高揚を図ることができない。そのために、自分は生命の触発を求めて、婦人施策の何かに接していきたいということで、実行委員会のメンバーに公募をされてきた」というお話を伺いまして、本当にいろいろな方がいろいろな観点から婦人センターを求めているんだなということを感じました。非常に皆さんが工夫をされて、何とか明るい雰囲気にということで、植木とか花の配置等、心細やかな気配りはございますけれども、入った瞬間のそのときがやはり女性の心を開く一瞬ではないかと思いますので、今後の施策の中で、個人もまた子供連れの方たちも、御年配の方も、また障害を持つ方々も、気安く入っていくように、まず玄関ホールを明るく、開放的な雰囲気に工夫するようなことが大事ではないかなということを感じとっておりますので、今の施設の中では十分な配慮はどうかと思いますけれども、何かこう御検討の余地がないか、工夫をしていただきたいと思いますので、この点についていかがかと思い、再質問させていただきます。以上２点御答弁、お願いいたします。

○議長（市川資信君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

今申されました２点につきまして、十分これから積極的な取り組みの中で、改善を施し、御指示の方向で進めていきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君。

○２番（宮沢清子君）　特に、日野市の市政10大基本政策の中にも、市長は「とくに女性の社会活動への参加システムをつくります」と述べられておりますので、こういった点も踏まえまして、今後十分な施策への検討をお願いしたいと思います。以上をもちまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（市川資信君）　これをもって25の１、更に婦人（女性）の施策を前進させるために問う（婦人センターの建て替え問題等をはじめ諸問題について）の質問を終わります。

一般質問25の２、（再々）市民の健康を守るために誕生日月健診について問うの通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○２番（宮沢清子君）　続きまして、（再々）市民の健康を守るために誕生日月健診について質問をさせていただきます。

本当に「再々」でございます。先日、外科医という立場で、みずから多くの手術を手がけてきた方から、がんについてのお話をお伺いいたしました。現代、外科病棟はがん病棟と言われていいるように、がんの患者さんが非常に多くなってきております。その経験を通じて感じることは、同じ病気で、同じような手術をした人であっても、その経過には大変な差があるとのことです。医療スタッフとしては、いかなる患者さんであっても、その時点における最高・最善の方法を尽くされておりますが、患者さん自身に病気になんかに負けるものかとの力強い闘病の姿勢がないと、術後の経過にも大きな影響を与えてしまうそうです。

また知人のＡさんの闘病記を家族の方から伺いました。Ａさんは乳房のしこりに気づきましたが、痛みがないので、会社に通っておりました。ある日会社で突然意識不明となり、近くの病院に運ばれました。検査の結果は、乳がんによる出血と貧血のためということで、直ちに輸血、手術が必要と言われました。乳がんはかなり進行していて、頚部リンパ腺転移、さらに肺の転移も疑われました。しかし術後の経過は大変に良好で、約２週間で退院をいたしました。退院後は、外来病院で制がん剤を服用していましたが、２年後呼吸困難があらわれ、検査の結果、右肺転移による胸水のためとわかり、再入院いたしました。胸腔穿刺して、胸水の吸引を毎日行いました。最初のころは２リットルの胸水が毎日吸引され、家族にはそっと「回復は不可能でしょう。あと、一、二カ月の寿命でしょう」と医者から言われたそうです。制がん剤の胸腔内注入で、胸水は次第に減少して、ついに胸水は全く消えてしまったそうです。

しかしその結果、右肺は全く潰れてしまい、機能不全となってしまいました。その後再び退院をし、会社勤務は不可能と思っていましたが、本人の生来の明るさと、生きようとするその姿勢に通勤が可能となりました。以後、約１年半も元気にすばらしい人生を送られ、最後には左肺転移のため呼吸困難となり、再々入院され、臨終を迎えられました。

短い生命ではありましたが、人々に生きていくことの大切さを身をもって示し、深い感動を両親や周囲の人々に、そして私自身にも教えてくださいました。今、新しい生命で、再びどこかの地で生まれてきていると確信いたします。

本年、日野市におかれましても、乳がん検診、肺がん検診が予算化されましたが、もしＡさんが、自分自身のしこりに気づいたとき、また日野広報を読んでいたならばと、異常を感じたときにすぐ検診を受けていたならばと考えると、とてもいたたまれない気持ちになりました。

憲法第25条では、「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めています。このことは、一般に生存権を宣言したものとされていますが、それと同時に、健康権の保障についても宣言しているものと理解いたします。

また労働安全衛生法は第66条第１項において、「事業者は労働者に対し、労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない」として、定期健康診断を使用者に義務づけております。健康が女性にとって最も問題となるのは、働く中高年婦人においては、家事・育児と仕事の過重労働に追われながらの毎日は、疲労度も大きく、そこからさまざまな健康障害が生じてきていると思います。

また中高年婦人の働く職場のほとんどは30名以下の企業であります。このような企業では、およそ定期的に健康診断を行うところは少ないと思います。そのために働く中高年婦人の中には、自分の健康が阻害していることを知らないで、あるいは知っていても我慢をして働き、結局手おくれになったケースが多いのではないかと推察をいたします。また、家庭の主婦を初め、企業などで組織的に健康診断を受ける機会のない人たちを対象にしまして、自営業者の方々、母子家庭のお母さん、さらには育児や家事など雑用に追われている方々等に、ぜひ誕生日月健診、または節目健診を実施していただきたく、再々質問をさせていただきました。

前回、前々回とお約束をしていただきましたが、そのことを踏まえまして、今回は予算編成の時期でもございますので、確認の意味も込めまして、ぜひ実現に向けてお取り計らいをしていただきたく、質問をさせていただきました。

次に温泉のある保養所の確保についてお伺いいたします。現在、林間施設なる山梨県清里の少年の森、長野県安曇野村の青年の森の建設を進め、リゾート施設としての海の家を計画されておりますが、温泉のわき出る保養所を確保していただきたく、お伺いいたします。西ドイツでは、予防医学に重点を置かれ、温泉療養所が299カ所完備されているとのことです。40歳を境にして、成人病と成人病らしい糖尿病等々を手術をしないで、療養で直します。糖尿病は特に食事療法と休養が大切であることは周知のとおりでございます。保養所で、温泉に入って、鉱泉を飲み、プールに入って体をリフレッシュしたり、温泉のお湯で体に当てたり、病気になる前に心身ともに健康になっていくようです。さらには担当医がいて、健診をした結果の診断書を勤務先の会社へ送付します。例えば１週間の療養が必要となると、その証明したものを添付して、療養給付が受給されるようになっております。１日のカリキュラムが決められており、食堂では成人病を直すためのダイエット食が出されます。午前中は成人病の学習等、午後は自由時間となり、それぞれ森林浴を楽しんだり、観光を楽しんだり等々、自由に過ごし、門限の夜10時を厳守しているようです。門限におくれると、療養給付が取り消され、全額自己負担となるようなエピソードもございます。

予算は州が三分の一、市が三分の一、民間が三分の一ずつ負担されているようです。滞在期間中は保険給付の適用を受けられるので、安心して病気の治癒に専念できますので、成人病が完治できるようです。予防医学の面から、大変着目をされてまいりました。当市におきましても少年の森、青年の森、リゾート施設と並んで、市民健康村として、将来保養所を確保されるようなお考えがありますでしょうか、お伺いいたします。以上、２点について、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

本件に関しましては再三にわたっての示唆をちょうだいしているところでございます。まず、当市の対応状況から申し上げますと、日野市におきます各種健診事業はその時代的背景により、制定されました老人保健法のもとに平成元年度からは従来行ってました基本健康検査、それから胃がん、子宮がん、この３種目に本年肺がん、乳がんの２種目を加える５種目に及んでおります。

「１年に１度は健診を」という合い言葉に、これを合い言葉にいたしまして、種目別通年めぐりの実施態勢を確立しております。種目別通年実施状況を申し上げますと、４月に胃がん、これは11月と２度やっております。そのほかに７月に入りまして肺がん、８月から９月にかけましては基本健診のうちの高齢者健診、９月には35歳から64歳を対象といたしました成人健診、それに10月乳がん、２月から３月にかけまして子宮がん、こういた状況になっております。

これらの実施方法でございますが、大きく二つに分けられます。集団方式と個別方式でございますが、前者の集団方式につきましては、胃がん、肺がん、成人病検診といっ

たものが該当しております。これは受診申し込み者ごとに実施日時を設定しまして、医療検査機関とタイアップして実施しておる実情でございます。

また後者の個別方式でございますが、高齢者健診、乳がん、子宮がんがこれに当たるわけでございます。日野市医師会関係病院並びに医院にて、期間内に個別受診。高齢者健診は65歳以上、全該当者１万2,000人に受診票を送付しております。また乳がん及び子宮がんは、申し込み制によりまして、受診票を交付しておる、こういったようなやり方をしております。

このように老人保健法対象の全種目は、健診実施とその定着化へ一歩を踏み出したということでございまして、今後は受診者増への対応に努めたいと考えておる次第でございます。一手段といたしまして、年齢的に節目、言わば女性は30歳以上、５歳で区分。男性は35歳以上、５年齢区分といったような節目に相当する方々に受診勧奨通知を手がけるべく新年度に向けて、現在検討中でございます。したがいまして、子宮がん検診の誕生日月の健診化の御提案につきましてでございますが、市内の関係者にお話ししている経過もございますが、何分先ほど申し上げましたとおり、毎月誕生日月でございますので、毎月という態勢になりますと、先ほど申し上げました他の検診と状況を踏まえてみますと、なかなか医師側の受け入れ対応力といいましょうか、それいかんという面がございます。すぐさまの移行には大変困難な状況にございますが、引き続き関係者間で連絡調整を行うなど、積極的に取り組みを図っていきたいというふうに考えておる次第でございます。以上でございます。（「前回と答弁違うよ」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　宮沢清子君。

○２番（宮沢清子君）　確認をさせていただきますが、誕生日月健診については、積極的な検討というふうに理解をするということですか。それと節目健診に関しては、次年度から実施をしていただけるということなんでしょうか、その点、お伺いいたします。

○議長（市川資信君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

節目につきましては、来年度実施という方向で検討中でございます。それから誕生日月健診につきましては、先ほど申し上げましたとおり、困難な面がございます。ただし今後とも積極的に取り組んでいきたい、こういうふうに考えておるところでございます。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君。

○２番（宮沢清子君）　今回の質問は、予算編成に当たってという時期を迎えた中での確認を込めての御質問でございます。お約束を２回していただきましたし、また福島議員さんのときにもお約束をされております。私だけの質問じゃございません。本当に市民の皆さんの熱望というか、もう願望というか、健診制度、また健康ということに関しての本当に願望を込めた御相談をたくさんいただきますし、ただいまも事例を挙げて、Ａさんのお話をさせていただきながら、また一歩深めた御理解を賜りたいという思いで、今Ａさんの例を引いて、質問させていただいております。

そういった中で確かに誕生日月健診となりますと、事務的な煩雑化の問題とか、当面する各種の問題があると思いますので、その点については私も理解をするわけでありますが、ぜひ段階的でも結構ですので、節目健診からまず実施をしていただくということで、きょうはお願いをしたいと思います。その辺につきまして、市長さんの御見解はいかがでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民の健康を守る健康行政の主要なる事業の展開ということで、健診事業が重要であることはよくわかるわけでありまして、そうして健診の手段を漏れなく、１年に少なくも１回は市民の方々に積極的に機会を設け、参加をしていただくというところに、また行政のいろいろ工夫すべき点があろうと思います。

今御提案を何回もいただいております節目健診、あるいは誕生日月健診、その補完手段といいましょうか、どちらが秀でておるか。まあ２度、３度することは一般には必要ないことはないかもしれませんが、少なくも１回という、つまり漏れなくということをぜひ工夫をして促進すべきだと、こう考えておりまして、それぞれ有意義であり、また有効だと思っておりますので、とりわけ節目――節目というのはこれは毎年がいいわけですが、それでもなお何年に１回かは重ねてやるというところに、つまり知らないで病気の発生を漏らさないというところに意味があるはずでございますので、努めてそのことが完成できるような方途を考えていく、これが行政の基本姿勢でなければならないと思っております。御提案につきましてはまた再度十分ひとつ私も参加して、詰めてみたいと思います。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君。

○２番（宮沢清子君）　ありがとうございました。本当に前向きな御答弁いただきまして、またさらに乳がんと子宮がんに関しては、同一医療機関等でもできるようになりますので、人員の確保等の部分でも御検討の余地があると思いますが、またセットでできるような方向で、前向きにお願いしたいと思います。

最後に保養所の件につきまして、将来計画というか、検討の中ではいかがでしょうか。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　温泉つき保養所ということの御提言をいただきました。実現のできる方法をひとつ契約等の手段で考えたいと、お伺いしたところであります。

○議長（市川資信君）　　宮沢清子君。

○２番（宮沢清子君）　　はい、ありがとうございました。どうぞ今後とも十分な施策を生かしていただきまして、御検討のほどよろしくお願いいたします。以上をもちまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（市川資信君）　　これをもって25の２、（再々）市民の健康を守るために誕生日月健診について問うの質問を終わります。

一般質問25の３、日野第三中学校をはじめ小中学校の給食についての通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○２番（宮沢清子君）　　引き続きまして、日野第三中学校をはじめ小中学校の給食について質問をさせていただきます。

戦後の貧困にあえぐ昭和21年12月、学校給食は再開をされました。物のない時代にスタートした学校給食は、どんなにか児童・生徒たちに喜ばれて受け入れられたことでしょう。それから数えて四十数年、その間日本は奇跡とも言える復興を遂げ、豊かになってまいりました。学校給食もそのときどきの児童を見つめてきました。欠食児童から、飽食、肥満の時代へ、さまざまな内容の改善がなされ、今日に至っております。

日野市における学校給食も昭和32年３月、第一小学校が開始されて以来、昭和59年４月の仲田小学校に至るまで、小学校20校、全校に完全給食が実施されました。また中学校８校につきましても、待望久しかった日野第三中学校の建設が決まり、来年度には開始されるようになりました。明るい見通しの中で当市におかれましては、学校給食法の趣旨を尊重され、単独校、自校炊飯方式を取り入れ、各校に栄養士・調理員を配置され、子供たちのために安全できめ細かい、手づくり給食を志しており、児童・生徒も喜ばれておりますが、給食器については現在アルマイト食器を使用されていますが、アルマイト食器は熱を伝えやすく、料理によっては器を持って食べることはできないため、前かがみの姿勢で食べる「犬食い」の原因になっていると指摘されていますことは、周知の事実でございます。

また私どもの夏井議員もこのことを指摘をされて、質問をされております。現在使われております食器に、もっと温かい雰囲気を出すために、食器らしい食器に切りかえるところがふえてきております。

第１点目の質問といたしまして、当市におかれましては、平成元年度一部モデル校を用意し、高強度磁器食器の給食導入費といたしまして、予算が計上されてまいりましたが、実施校の現在の状況についてお伺いをいたします。また実施校名も教えていただきたいと思います。さらにどちらの食器を導入されていらっしゃるのか。ついで児童・生徒、教職員の方々、及び学校給食従事者であります調理員の皆さんの反響についても教えていただきたいと思います。

第２点目の質問といたしまして、高度磁器食器を導入された場合の問題点について、数点あるのじゃないかと思い、お伺いをいたします。１点目は、食器類の破損の問題、二つ目、食器類を保管する保管庫のスペースの問題、３番目に洗浄機等の問題、４番目に食器類を実際に扱う給食調理員の労務上の問題等があると思われますが、どのように対応されていらっしゃるのか。また現在の状況を教えていただきたいと思います。

第３点目の質問といたしまして、市の第三中学校給食室、食堂の新設に伴い、第１点目、第２点目で質問をさせていただいておりますとおり、食器類を初め、設備については、１点、２点目のことを配慮していただけないものでしょうか。お考えをお伺いいたします。

また小中学校の給食器について、全校が完備する場合、年次計画等を立てられて、実施をされる方向なのかどうか、御見解をお伺いいたします。

第４点目の質問といたしまして、余裕教室活用費として、平成元年度予算が500万円計上されておりますが、どのように活用されていらっしゃるのか、具体的にわかりましたら、教えていただきたいと思います。

第５点目の質問といたしまして、ランチルーム整備費といたしましても、今年度、予算が計上されております。小学校20校中、現在何校実施されていますか。実施校名を教えていただきたいと思います。以上の点について、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　私の方から回答させていただきます。

まず第１点目の食器の改善の現状はどうか、どこの学校で実施しているのかというような御質問でございますけれど、現在、学校給食会の中に「食器検討委員会というものが設置されまして、食器についての強度、それから耐熱、あるいは軽量、それから安全性、そういう内容について点検をしながら、今使っておりますアルマイト食器を今検討している過程の中では、強度磁器のセラミック食器に切りかえていくのが一番妥当では

ないかと、そういう方向で検討が続けられているという状況でございます。

なお、モデル校といたしまして、小学校２校、中学校１校を選定して、今年度モデルとして実施したいという方向で対応しておりますけれど、現在まだモデル校としてどこの学校に一応実験校としてやっていただくかというところまでは、検討委員会の中で至っておりません。

それから第２点目の御質問であります、このセラミック食器を使用した場合の、いろいろな問題点、これらの問題も、確かに先ほどの検討委員会の中で、時間がかかっているという内容の中で起きている問題でございますけれど、いずれにいたしましても、アルマイトの食器に比べまして、食器の容積、これが２倍ないし３倍近い容積をとるようになるということになりますと、保管庫の場合、熱風保管庫、こういうものが当然増設していかなくてはならない。あるいは許容電力量の増改修、こういうものも手がけていかなくてはならない。あるいは食器洗浄機ですね、これも今のアルマイト食器を使っている場合と、異なる状況が生まれてくるということで、給食用の調理器具、こういうものも逐次改善していかなくてはならないというような条件も出てまいります。

それから先ほど宮沢議員さんの方から指摘されておりますように、調理員の労働条件、これに伴う対応、こういうものも当然考えていかなくてはならない、こんなような現状で、それらの問題を一つ一つクリアしながら検討委員会の中で、内容を詰めている。11月の末までには、これに対しての検討委員会の報告書が提出されて、３学期にモデル校で一応新しい食器を使っても、実験といいますか、実際の使用を検討してみたい、こんなような状況でございます。

それから日野の三中の状況でございますけれど、日野の三中につきましても、先だっての議会で、一応建設予算の承認を受けまして、この夏から工期に入っております。来年の７月の31日には竣工するということで、夏休み中に、準備を進め、２学期から三中の給食を始めるようにしていきたい。この三中の給食を始めるのに対しまして、今の新しい食器の改善の問題、これもあわせてその中に取り入れていくのかどうかという御質問でございますけれど、一応三中の給食備品関係の予算につきましては、平成２年度の予算要求の中で、対応していくという形をとっておりますので、今回実験してみた状況等も十分勘案しながら、三中の食器についての取り扱い、そういうものに対応してまいりたい、こんなように考えております。

それから余裕教室の活動費、これについて500万円ほど計上されているけれど、どういう方向に利用するのか。またはランチルームの設置校、これらについてはどうかとい

う御質問でございますけれど、この余裕教室の活動費として500万計上されている内容につきましては、現在の学校の余裕教室を地域開放のために施設利用した場合、どういう問題があるかという問題を中心にしながら、例えば独立した昇降口を設けるとか、その他の問題等含めながら、地域に施設を開放するという方向での余裕教室の500万でございまして、直接、給食のランチルームとは内容を異にしております。ただランチルームにつきましても、現在小学校では６校、一応余裕教室を利用しながら自主的にランチルームを設置しております。校名をということでございますけれど、一小、六小、それから八小、百草台、南平、程久保、この６校がランチルームを余裕教室を利用しながら実施している。

なお、今年度の予算の中で、小学校２校という形で、ランチルームの整備費を計上してございますけれど、これはこの６校とは別に、新しくランチルームをつくって、その中で給食を実施したいという学校を２校ほど選定して、できれば教室の間の間仕切り等を外してあげて、広いスペースの中で、縦割り給食、いわゆる上級制と下級制が一緒に食事ができるような対応とか、そういうもの等を考えております。きょう、現在の状況、今申し上げたような状態でございます。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君。

○２番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

これからモデル校をつくって実施ということで、３学期に期待を持っているわけなんですけれども、ぜひ十分な検討をしていただいて、食器の導入については、すべての学校が同じ方向で、まあ年次計画でも結構でございますので、実施の方向で御検討お願いしたいと思います。

また、いろいろな問題点等もございますが、三中については、来年度、平成２年度の予算の中で、食器については導入していただけますが、１点確認でございますが、設備の部分についてはいかがなものなんでしょうか、その点お伺いいたします。

○議長（市川資信君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　第三中学の給食等の工事設備関係の予算は、全部今年度の予算の中に計上されておりまして、特にセラミックの食器を使うための施設という形で予定されてはおりませんので、ほかの学校と同様の形の施設にならざるを得ない。ただその中で、セラミックの食器を利用して、給食を実施した際、どういうところに難点があるか等について、ことしそのモデル校を中心に検討してみる。その中で、例えば中学校の食堂を使っての部分はセラミック食器で対応できるとか、あるいは全学年通して、セ

ラミックの食器が採用できるとか、そういう面につきまして、今のモデル校を中心とした実験の中で、対応を考えていきたい。今の時点の三中の工事関係の内容につきましては、特にそのセラミック食器を使うという前提に立っての工事予算になっておりませんので、その辺は一応これから検討した上で、どの範囲で取り入れていくことができるか等、しっかりまとめてから対応していくようにしたいと、こう考えております。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君。

○２番（宮沢清子君）　御答弁の趣旨は大変理解できるわけなんですけれども、せっかく新設をされ、出発をされていくわけなんですから、できましたら、食器類を導入するとなると、やはり保管庫のスペースの問題とか、洗浄機の問題とか、いろいろとそういった問題も常に追っかけながら検討していくということになっていくと思いますので、ぜひ同時並行で、むしろ第三中学校の新設校をモデルにしていくぐらいのお気持ちで、ぜひ前向きに御検討していただいて、設備の充実を図ると同時に、御検討お願いしたいと思いますが、この点について、市長さんはいかがお考えなものでしょうか。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　問題点を今解明をしようということで、教育委員会の方で取り組んでいただいておりますので、その結論が出次第、せっかく新しく開く学校から始めるというのは、まことに時宜を得た方法だろうと、こんなふうにも思っております。適切に進めていただくように、また教育委員会とも相談してまいります。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君。

○２番（宮沢清子君）　いろいろとお伺いいたしまして、失礼な点もあったかと思いますが、本当に私たち母親の気持ちというのは、食べさせる給食から、食文化を味わって、またマナー等もその中で役立てていきたいという思いを持っておりますし、新しい新設されるところに関しては、十分な御検討お願いしたいと思います。児童・生徒、またお父さん・お母さん、皆さん希望しております、食器で、食べやすい食器、またアルマイト食器よりも美しく感ずるというか、おいしく感じて、楽しく味わえるという、そんな声も多数寄せられておりますので、ぜひ実現に向けて御検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（市川資信君）　これをもって25の３、日野第三中学校をはじめ小中学校の給食についての質問を終わります。

これより請願第１－21号、日野市三沢742番地住宅地北側山林の開発と高層住宅建築

反対に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第１－21号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において、建設委員会に付託いたします。

これより請願第１－22号、消費税即時廃止を求める請願、請願第１－23号、七生養護学校にプール及びグランドの設置と日野地区に高等部単独の養護学校を新設するよう東京都へ働き掛けて頂く請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第１－22号、請願第１－23号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において、総務委員会に付託いたします。

これより請願第１－24号、義務教育国庫負担制度の意見書の提出を求める陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第１－24号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において、文教委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

明日から始まります常任・特別委員会は、お手元に配付しました日程表のとおりです。委員の皆様には日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は９月29日、金曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後３時26分　散会

9月29日　金曜日　（第８日）

平成元年
第３回定例会　日野市議会会議録　（第32号）

9月29日　金曜日　（第８日）

出席議員　（29名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
6番	天野輝男君	7番	福島盛之助君
8番	福島敏雄君	9番	中谷好幸君
10番	小俣昭光君	11番	川嶋　博君
12番	馬場繁夫君	13番	夏井明男君
14番	小山良悟君	15番	馬場弘融君
16番	高橋徳次君	17番	旗野行雄君
18番	一ノ瀬　隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	中山基昭君
22番	秦　正一君	23番	黒川重憲君
24番	古賀俊昭君	25番	谷　長一君
26番	市川資信君	27番	石坂勝雄君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（なし）

欠員

5番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	藤浪竜徳君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	坂本金雄君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	土方留春君
書記	宮岸一馬君	書記	濃沼哲夫君
書記	小林章雄君	書記	斉藤令吉君
書記	橘達雄君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成元年9月29日（金）
午前10時開議

（議案審査報告）　（総務委員会）

日程第1　議案　第41号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
（総務・文教・厚生・建設）

日程第2　議案　第84号　平成元年度日野市一般会計補正予算について（第2号）
（厚生委員会）

日程第3　議案　第79号　日野市東部会館条例の制定について

日程第4　議案　第80号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5　議案　第81号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6　議案　第82号　日野市立シルバー人材センター条例の制定について

日程第7　議案　第83号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8　議案　第87号　平成元年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第1号）
（建設委員会）

日程第9　議案　第85号　平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第1号）

日程第10　議案　第86号　平成元年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第1号）

日程第11　議案　第88号　市道路線の廃止について

日程第12　議案　第89号　市道路線の認定について
（一般会計決算特別委員会）

日程第13　議案　第71号　昭和63年度日野市一般会計決算の認定について
（特別会計決算特別委員会）

日程第14　議案　第72号　昭和63年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第15　議案　第73号　昭和63年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について

日程第16　議案　第74号　昭和63年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について

日程第17　議案　第75号　昭和63年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について

日程第18　議案　第76号　昭和63年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について

日程第　19	議 案　第 77 号	昭和63年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について
日程第　20	議 案　第 78 号	昭和63年度日野市老人保健特別会計決算の認定について
（請願審査報告）		（総務委員会）
日程第　21	請願 第 1－23 号	七生養護学校にプール及びグランドの設置と日野地区に高等部単独の養護学校を新設するよう東京都へ働き掛けて頂く請願
		（文教委員会）
日程第　22	請願 第 63－14 号	再び万願寺一里塚現状保存を訴える陳情
日程第　23	請願 第 1－16 号	日野第二小学校校庭拡張に関する請願
		（厚生委員会）
日程第　24	請願 第 1－20 号	原爆被害者援護法即時制定の促進決議と国への意見書採択に関する請願
（継続審査）		（総務委員会）
日程第　25	請願 第 63－16 号	都営住宅家賃値上げ中止の意見書提出を求める請願
日程第　26	請願 第 1－19 号	日野駅ビル建設促進についての請願
日程第　27	請願 第 1－22 号	消費税即時廃止を求める請願
		（文教委員会）
日程第　28	請願 第 63－11 号	日野市立第二中学校音楽室に机を設置させるべく日野市教育委員会に勧告に関する請願
日程第　29	請願 第 1－8 号	日野市における私立幼稚園の諸問題に関する請願
日程第　30	請願 第 1－14 号	日野市教委、長沢三郎教育長に辞職勧告を求める事に関する陳情
日程第　31	請願 第 1－17 号	「義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持」に関する陳情
日程第　32	請願 第 1－18 号	市内に四季を通じて利用できる常設のキャンプ場の建設に関する請願
日程第　33	請願 第 1－24 号	義務教育国庫負担制度の意見書の提出を求める陳情

		（厚生委員会）
日程第　34	請願 第 62－19 号	東町地区公害に関する請願
日程第　35	請願 第 62－24 号	犬の不妊・去勢手術に関する市と市内病院（獣医師）との委託契約の改善と猫に対しての不妊・去勢手術に対する補助に関する請願
日程第　36	請願 第 63－23 号	沢川広場に便所および水道設備設置並びに広場拡張に関する請願
日程第　37	請願 第 63－24 号	放射能測定器設置の請願
		（建設委員会）
日程第　38	請願 第 62－42 号	山王下公園周辺の市営駐輪場設置反対に関する陳情
日程第　39	請願 第 63－ 9 号	日野市東平山地区における緑地を守るとともに、私有地の買い上げを求める請願
日程第　40	請願 第 1－1 号	下程久保地区内に於ける京王帝都線路敷下トンネル拡幅工事についての請願
日程第　41	請願 第 1－6 号	宮公園設置を要望する陳情
日程第　42	請願 第 1－7 号	町名の変更および制定については住民の意志を尊重することを要望する陳情
日程第　43	請願 第 1－11 号	南平松風自治会内道路の市移管並びに自治会内官有地の現居住者への名義変更に関する請願
日程第　44	請願 第 1－13 号	園児等、歩行者の交通安全確保の為の対策に関する請願
日程第　45	請願 第 1－15 号	「日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例」の改正等についての請願
日程第　46	請願 第 1－21 号	日野市三沢742番地住宅地北側山林の開発と高層住宅建築反対に関する請願
（継続審査議決）		
日程第　47		下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第　48		スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第　49		交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　50　　市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（請願上程）

日程第　51　請願 第 1－25 号　　日野市体育施設の拡充及び総合体育館建設に関する請願

日程第　52　請願 第 1－26 号　　「在日韓国人の法的地位協定」再協議に関する陳情

日程第　53　請願 第 1－27 号　　難治性肝炎に関する請願

（議案上程）

日程第　54　議員提出議案第７号　　鉄道共済年金の安定的財政確立に関する意見書

日程第　55　議員提出議案第８号　　年金制度改正に関する意見書

日程第　56　議員提出議案第９号　　消費税廃止に関する意見書

日程第　57　議員提出議案第10号　　米の輸入自由化に反対する意見書

日程第　58　議員提出議案第11号　　金権腐敗政治の一掃を求める意見書

日程第　59　議員提出議案第12号　　「消費税の廃止等に関する法律案」および「税制改革法案」の成立を求める決議

日程第　60　議員提出議案第13号　　衆議院解散・総選挙実施を求める意見書

日程第　61　議員提出議案第14号　　「原発被害者援護法」法制化の意見書

本日の会議に付した事件

日程第１から第53まで

午後４時４分　開議

○議長（市川資信君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

これより議案第41号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（夏井明男君）　それでは、議案41号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定につきまして、総務委員会の御報告を申し上げます。

６月26日に総務委員会が、第１回、開かれたわけでございますが、職員課より資料の配付を受け、総務部長より議案の説明を受け、さらに配付資料の細部にわたりまして、職員課長よりも御説明を受けました。

その後、質疑に移りまして、今回出されている定数条例と職員の採用の時期の問題が問われたわけであります。さらに、資料が、委員会が始まって出された資料も多く、検討の時間がもらえないかという要望も、そのときになされたわけであります。

その中で、さらに、個々に具体的に質疑に入っているわけですが、小中学校の統廃合の問題、さらには中学校、小学校の学校区の問題が出ておりますが、この調整との関係はどうか、という御質問がありました。

さらに基本的な問題としまして、パーキンソンの法則を地方自治体においてどのようにとらえているか、というお話も、御質疑がありました。

再度、資料要求、内容についても現在提出されているものでは十分ではない、という御意見が委員の方よりあり、26日の総務委員会は継続となった次第であります。

さらに７月28日、閉会中の総務委員会を開いたわけでございますが、提出された資料に基づいて、説明を受けたわけであります。

その主な内容を御紹介しますと、市民部の61年度の事務量の急増と職員定数の問題。財務会計システムと増員の関係の問題。さらには、幼稚園長の職務と、増員職員と臨時職員との関係の問題。図書館の貸し出しの実態。三中給食調理員の全員正規職員の中身。将来、５年間にわたる業務量の推移について。さらに、５年間の、平成５年度までの職員数の推計。臨時職員等、定数増の人数ダブりに関する人員削減の予測。さらに、今回の定数増の要求を、現場の声を具体的に整合性を持たせて出されているけれども、それを体系的に説明してほしいという問題。さらに、自治体病院の経営内容について、質疑

が行われたわけであります。

さらに、この委員会におきまして、資料請求が出まして、今後、どのように職員数が推移していくのか、５年間を財政の裏づけを持った計画を出してほしい、という１点。

さらに、過去の退職金の問題、ラスパイレスの今後の問題、通し号俸制の問題等の資料要求もございました。

資料要求等を踏まえまして、継続の結論に達したわけであります。

さらに、９月19日、本定例会でございますが、総務委員会が開かれまして、その中で、平成５年までの各部局からの増員要求を、職員課長の方で具体的な把握をしているかどうか。

さらに、職員増の中身の優先順位を職員課でつかんでいるかどうか。

さらに、機械導入に当たって、庁内の体制はどうか。

さらに、時間外について、増員による影響、人員調整の問題はどうか。

多摩平支所廃止に伴う人員減の将来計画はどうか。

今回の定数増と、病院の２・８体制の問題。

さらには、病院経営の収益についての特別の方策の問題、等の質疑がなされたわけであります。

意見に移りまして、各委員より、具体的な意見が述べられたわけであります。

意見を終わりまして、修正案がそこで提出されたわけであります。修正案についての提案理由、内容について、具体的な説明を受け、さらに質疑応答を踏まえまして採決に移りましたが、採決に至らず、本29日に再度総務委員会を開くという形になったわけであります。

本29日の総務委員会におきまして、修正案の出された経緯、その後の精力的な各委員の方の調査、具体的な答弁不十分に対する補足説明、補足資料等、精力的になされたわけであります。

その中で、本29日、新たな修正案が提出をされたわけであります。修正案の中身につきましては、お手元に配付されているとおりの内容でございます。この修正案を総務委員会として採決に移り、賛成多数で総務委員会として決した次第でございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　原案賛成、修正案反対の立場ですけれども、修正案について質問したいと思うんです。

修正案の定員増の数がここに書かれてあるんですけれども、この細目といいますか、原案では、提案時に増員の計画の内容について、各部ごとに数字が出されているんですけれども、修正案では、どういうふうな内容になっているのかということについて、説明をお願いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　総務委員長。

○総務委員長（夏井明男君）　既にお手元の修正案の中に具体的に記述があるわけですけれども、修正案の内容につきまして、質疑応答の中で具体的な説明がございました。

ただ、原則として、行政の各部についての細部についての検討は、十分加えた段階だけれども、その内容について、行政の裁量の中で運営をしていただく、というふうな点も、前提として踏まえなければいけないということを考えると、その辺の説明については差し控えたい、という原則で御答弁がなされた次第であります。

○議長（市川資信君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　そうすると、修正案提案者の中では一致した考えがある、ということですか。提案説明はできないけれども、内容的にはある、ということですか。

○議長（市川資信君）　総務委員長。

○総務委員長（夏井明男君）　これは、修正案を責任を持って出された方の立場から、十分に申し上げますが、具体的な説明も、従来の市の資料に基づく説明から、かなり質疑応答の中で浮かび上がりました問題について、それを前提にし、さらに独自の調査により、何点か、具体的な説明がなされて、説明をしないということではありませんで、十分、その背後における説明を踏まえて、提案理由の説明がなされているというふうに、委員長としては判断しております。

○議長（市川資信君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　ちょっとよくわからないので、もう少し具体的にお聞きしたいと思いますが、各部門ごとに、原案より削減数が、一律半分というようなことではなくて、でこぼこがあるわけですけれども、ここら辺の具体的な内容、どうしてそうなっているのかということについて、修正案の提案者から説明があったのかどうか。

○議長（市川資信君）　総務委員長。

○総務委員長（夏井明男君）　修正案、今、お手元の方に届いておると思いますが、修正案の内容は、市長の補助職員の中の行政部門の職員については、819という数字であります。病院部門については、214。それで、計、市長の補助職員として1,096名。　教育委員会の職員の数が375。計1,494というふうな形が、具体的に記載されておりますの

で、ここから判断をしていただきたい、と思います。

○議長（市川資信君）　　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　　お答えになっていないんですけれども……。

それぞれ、原案の提案説明を見ますと、新規事業の問題だとか、それから事業の拡大だとか、それぞれ理由があって原案が提案されているわけです。しかし、例えば、この修正案を見ますと、教育委員会は原案29に対して11名しか認められない。市長の補助職員について、行政部門については、原案24に対して19名。病院職員については34に対して20名。削り方から言うと、教育委員会の部門が一番大きいわけです。それぞれ理由があると思うんですけれども、その理由について、説明があったのか、なかったのか、ということです。

○議長（市川資信君）　　総務委員長。

○総務委員長（夏井明男君）　　お答えをしていると思うんですが……。そこの質疑では、総務委員の方から、こういうふうになされております。

細部についての、修正の中身についての説明を願いたい、ということであります。

それから、それと重複しますが、削減理由を出してもらいたい。例えば、教育委員会、図書館、幼稚園、給食調理員、栄養士さん、それから病院、薬剤師、看護婦、行政部門について、説明がなされております。

さらに、病院の数についての体制の問題、２・８体制がそれでできるかどうか、の質疑。さらに、３・８体制は完全にとれるかどうか。修正案の中身を踏まえまして、なされております。

それから、学校のパート化というのは、将来的にはどの辺で程度として考えればよろしいのかどうか。修正案の立場とすれば、パートという臨時職員の基本的な考え方はどうか、というところまで踏み込んでなされております。

さらに、今お話しいただいております新規事業の職員増との兼ね合い、原案と修正案との関係でどうか。それで、新規事業が実際に進むかどうかという点についても、質疑がなされております。

最終的には、先ほど基本的にお話ししたとおり、行政の裁量も踏まえた中で対応していただくという、基本的な修正案の立場からすれば、その辺の答弁と、議案が出されまして、理事者よりも資料、説明等を踏まえた質疑の中で問題点も浮かび上がっているので、そこで十分御理解いただけると思う、というふうな形の基本的な態度からの説明でなされた、というふうに思います。

○議長（市川資信君）　　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　　その修正案に対して質疑がなされたという報告があったが、どういうふうな説明がなされたのか、ということを聞いているわけです。どうしてこういう数字になるのか、という質問があったときに、どういうふうに答えられたのか。修正案提案者は。それを教えてほしい。全然報告されていないと思うんです。質疑があった、というだけで。その点について、答えてほしい。

○議長（市川資信君）　　総務委員長。

○総務委員長（夏井明男君）　　これは、全部について、かなり細部についての説明はあったわけですが、全部、網羅的にすべてをなされたわけではないわけです。代表的な例を何点か取り上げまして、説明がなされるというふうに思います。

例えば、病院の関係ですと、定数増の必要度の一番高いところから考える、というふうなことになれば、薬剤師の方の薬の配付と医事法との関係からすれば、これは絶対必要であろうとか、それから、給食調理員の問題につきましては、総務委員会でも、過去に教育長の答弁、さらには本会議における理事者の答弁を踏まえて、臨時職員の対応から、人数的には修正案の内容で十分対応できるんではないか、ということも言われております。

さらに、病院関係では、看護婦さんの２・８体制、３・８体制の内容に踏み込んだ質疑がなされているわけですが、定数外の対応の暫定的といいますか、そういう形のものもあり得る、というふうな話も踏み込んでなされております。

○議長（市川資信君）　　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　　非常にあいまいもことして、よくわからない。無責任ではないか、というふうに思うんです。

例えば、消費税廃止法案に対して、財源措置を明らかにしろ、なんていうような議論が国会で行われているわけですけれども、定数の問題について言うと、市民要求に対してどういうふうに答えていくのかという、きっちりした裏づけを持った数字が出されてしかるべきだと思うんです。そういうふうな点で、全く説明がないという点では、非常に無責任だということを思う、ということを述べて、質問を終わります。

○議長（市川資信君）　　ほかに御質疑はありませんか。福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　　１点、お聞きをしたいんですけれども、今年度といいますか、採用する人員です。今回、修正案で50、全体でふえるという修正案なんですけれども、来年の４月までに採用を予定している人数は、御審議されましたでしょうか。教えてい

ただければと思います。

○議長（市川資信君）　総務委員長。

○総務委員長（夏井明男君）　その辺につきましては、議案が出された段階で、職員採用との時期の絡みの中で、若干、説明がありましたけれども、具体的な形の思惑としては明確に説明は聞いていない、というふうに記憶しております。大事な点でもございますので、総務部長から、正確を期するために御報告をいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　職員の採用につきましては、若干名ということで、今年度につきましては、10月１日を採用日に既に決めております。

ここで、修正案でお認めをいただいて、まだ、どうかわかりませんけれども、もしお認めいただければ、若干名という退職者の補充ということで募集しておりますけれども、この必要の人員の中で採用人員を決めてまいりたい。まだ、具体的には数字は詰めておりませんけれども、事業の進行等に合わせまして、これから詰めていきたい。こういうふうに考えております。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　ただいま総務委員長が審査報告を行いました議案の第41号、日野市職員条例の一部を改正する条例の制定について、原案賛成、修正案反対の立場で、意見を申し上げておきたいと思います。

きょうの総務委員会の開会冒頭でありましたけれど、議長から、議長と総務委員長あてに職員組合からの要請書が届けられた、という御報告がありました。

組合総数が1,270名中、1,118名の署名をもって要請がされているわけでありますけれど、この中でも述べられておりますように、今後の日野市の行政を円滑に進めていく上で、最低限必要であると双方が認識した人員だ、ということであります。これが、原案であります87名の人員増ということの人員を指しているものであります。より充実した市政で、市民ニーズにさらに対応できるように、ぜひとも今回の定数条例改正案を、原案どおり可決されるように要請する、とこういうふうになっているわけであります。

これは、議案の提案の際にも、市側の説明にありましたように、労使の合意を行ったもとで提案された、必要な定員増の議案である、ということになっていたわけであります。従来からも我々の立場は、労使の合意を尊重する、とこういう立場で審議に臨んできたことは、改めて言うまでもないことでございます。

そういう点で、市側、あるいは職員組合側、双方から、今回の議案の原案可決を要請される、ということになっていたわけでございます。このことは、私は、とりも直さず、今後の日野の市政の推進の上で、新たな職員の補強などによる体制を強化して、市政の推進にあわせて市民サービスの向上を図る、ということの必要性が、今、求められている事態ではないか、と思うわけでございます。

我々共産党市議団は、従来からも、ただ人員をふやせばいい、という立場では、もちろんなかったわけであります。必要なところには、全部、適正な配置を行う。あるいは、効率のある行政運営を図る、とこういう立場を明らかにしてまいってきたわけでございます。

従来からも、特にこの15年間の市政のもとにおける、人員の適正配置というものがどういうものであったかということも、再三、市側からも説明があったわけでありますけれど、例えば、財政面から一つ見ていきたいと思うわけでありますが、類似団体における人件費の歳出全体に占める割合ということで、資料でも示されておりますように、昭和58年度は、立川市が27.2％を占めておりました。武蔵野市は29.1％。三鷹市が23.7％。小平市が20.9％。日野市は22.3％。これも低い割合であったわけでありますけれど、一昨年の62年度になりますと、立川市が22.7％。武蔵野市が22.6％。三鷹市が22.0％。小平市が21.6％。日野市が21.3％と、この類似団体五つの市の比較でも、最も低い割合を占めているということをとっただけでも、明らかではないかと思うわけであります。

この15年間の人員増の主な要因となった点を、幾つか挙げてみますと、例えば、保育園でありますけれど、昭和48年５月１日は、８園で117人。昭和63年度５月１日で12園、211人とふえてまいりました。全体の人員の増の傾向は、市民サービスに直結する施設の増加に伴う人員増というのが、大きな特徴になっていたわけであります。

そのもとで、では、すべての分野で人員増が図られたかというと、決してそうではないということも、これは資料によって明らかにされているわけでありますけれど、例えば総務部では、この15年間で３人の人員が減っております。選管では、１名もプラスマイナスがない。監査委員会は、１名減っております。農業委員会も２名減っております。総務部、選管、監査、農業委員会合わせましてマイナス６名という減員を行いつつ、最少の人員で市政の運営に当たってきた、ということが言えるんではないかと思います。このように、人員の抑制を行うところは行って、必要な施設の新しい建設なりに伴う人員増は、それなりに配置する、とこういうことが行われてきたと思います。

その中で、今回の人員増のもたらす、例えば財政面の影響などについても、資料が提出されておりますけれど、この１に当たってみますと、例えば、こういう数字もあるわけであります。

退職者と新規職員の補充は同じ数だ、というふうに仮定いたしまして、計算いたしますと、財政負担の緩和という点では、平成２年度で6,500万円余り。３年度では8,500万円余り。４年度では１億4,100万円。５年度では１億800万。６年度では１億2,500万余り。この５年間の累計では、５億2,544万3,000円の財政負担の緩和が図られる、とこういう試算も出ておるわけでございます。ですから、今回の原案に示されたような人員増を行ったとしても、大きな財政負担がない、ということの一つの試算ではあるかと思うわけでございます。

こういうもとで、職員の皆さん方も頑張ってきたわけでありますけれど、しかし、人口の増加、あるいは市政が一層発展するというもとで、ぎりぎりの人員のもとでも、いろんなところでしわ寄せが来るというところも、数多く出てきているというわけであります。一つ一つ、部課にわたっては申し上げませんけれど、例えば、超過時間の各課の総計を見てみますと、63年度では、１万2,934時間の超過勤務を行っている。これは12月の時期でありますけれど、こういう数値が出ているわけでございます。

さらに、10月の月では、8,651時間というような、超過勤務となっているわけでございます。これは、もう明らかに相当のしわ寄せが職員にかかっている、ということをあらわす超過時間ではないか、と思うわけであります。

こういうことなどを踏まえ、新規の新しい事業を展開する上で、どうしても必要な人員増として提案されたのが、今回の87名の職員増の提案ではなかったか、と思うわけでございます。

特に、ことし４月、市長選挙が行われました。森田市長、５選の支持を得たわけでありますけれど、そのもとで公約いたしました諸施策等を進めるという点でも、これは必要な体制も組んでいかなければならない、ということに当然なるわけでございます。

例えば、教育委員会一つとっただけでも、新しい図書館の開設であるとか、ふるさと博物館の開設、三中の給食室、給食の実施等々、数多くの新規施策が並んでいるわけでございます。新規施策の一層の充実、発展、そして市民サービスの低下をもたらさない。さらに向上させる。そういうために今後の体制をつくっていかなければならない、と思うわけでございます。

総務委員会の審査でも、人員不足、あるいはそれをカバーするという点で、例えば業

務の委託であるとか、臨時職員の採用などによっても、十分賄えるんではないか、という修正案提案者側の意見などもあったわけでありますけれど、例えば、業務委託を一つとっても、昭和53年、300件でありました。それが63年になりますと、757件と、2.5倍。こういう数字に膨れ上がってくるわけでございます。

職員をきちっと配置する。そして必要な体制も最小限、そして最大の効果を上げるような配置を行う、ということのために、今回、新たな条例の制定を提案されたわけであります。

私は、共産党市議団を代表いたしまして、以上、議案第41号、原案賛成の立場での意見を申し上げました。（拍手）

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　私は、個人的な見解を簡単明瞭に、この場をおかりして、本件に対する意見としたいと思います。

自治省の調べによりますと、昭和60年度から昭和63年度までの４年間に、地方公務員の定数は１万524人の減少を見ております。つまり、全国規模で見ますと、各自治体で定数削減の努力がなされている、ということであります。全都道府県、市町村の98.2％が、行政改革大綱を策定いたしまして、この計画に沿った地道な努力を行っている、ということであります。

ところが、今回の森田市長の提案を見てみますと、全く逆の定数増の提案をしてきているわけであります。現定数1,444名を1,531名、87名もふやすという、正気とは思えない定数増の提案であります。

内訳を見てみますと、行政部門で24名、病院部門34名、そして教育委員会が29名増ということになっております。もとより、事務量の拡大や新規事業を始めることによって、職員増ということもあるわけでありますが、しかし、もっと根本的な問題は、革新自治体特有の、市職員組合と市長との癒着、ということであります。せっかく多額の税金を使って、ＯＡ機器を導入して、事務能率の向上を図っても、これらが定数の１名の削減にもつながっていないというのが、日野の革新市政の実態であります。

事務改善のために電算化事業が進められて、市提出の資料によりますと、４年間で私たちの税金が５億4,320万円も使われております。しかし、定数の面においては、これらの電算化が進められたにもかかわらず、１名すら定数を削減されていない、することができていない、というのが現状であるわけであります。今回の定数増の提案に当たっては、総務委員の皆さんの中で、我が会派の委員の皆さん、または友好会派の皆さんの

努力によりまして、87名の定数増を50名の定数増、つまり37名をカットするということで、かなりの御苦労と御努力があったことは、認めるわけであります。

特に、区画整理事業、下水道事業、高齢化社会に対応するさまざまな施策を推進していく上で、定数を――確かに職員を配置をしなければならない、定数の見直しが必要な部門もあるでしょう。しかしながら、全体を見れば、やはり総定数はふやさない、小さな政府を実現を目指していくという、そうした一般的な方向は、ぜひ堅持されなければならないと思います。

私は、先ほど申しましたように、総務委員の皆さんで修正案をおつくりいただいた方々には、大変感謝を申し上げるわけでありますが、何としても50名の定数増については、やはり私の立場からいたしますと、多過ぎるという気が、多少は残るわけであります。

よって、私は、少数の意見になるかもわかりませんが、採決に当たりましては、採決に加わらないという姿勢で、この議案の対応を図りたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は修正可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市川資信君）　挙手多数であります。よって議案第41号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件は、修正可決されました。

これより議案第84号、平成元年度日野市一般会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

本件については４常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次、審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（夏井明男君）　それでは、総務委員会に付託をされました議案84号の平成元年度日野市一般会計補正予算（第２号）のうち歳入全般、歳出のうちの総務費、予備費につきまして、委員会における審査の経過及び報告をいたします。

主な質疑としましては、いわわる市町村活性化事業について、質疑がございました。採用された２件のほかに、ほかの提案もあったわけですが、その内容の紹介について、ありました。

さらに、今回、新しくパトロール車の購入があったわけですが、その役割等についての質疑が行われました。これらの審査を経まして、全会一致、原案どおり可決と決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に、文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（高橋徳次君）　それでは、御指名によりまして、日程第２、議案第84号、平成元年度日野市一般会計補正予算について。歳出のうち教育費につきまして、文教委員会の審査報告並びにその結果を御報告申し上げます。

本委員会は、９月19日に開催いたしまして、理事者側から、本件に対する提案の理由、並びに議案の内容につき、詳細説明を行った次第であります。

補正額は3,065万1,000円を補正して、65億2,098万4,000円とするものであります。

本件に対する質疑の主なものを申し上げます。学校管理費、営繕工事で、四小の屋上工事との説明がありましたが、当初予算ではなかった理由は何か。教育振興費、帰国子女講師料の単価が、当初予算では2,230円になっていたのを、今回の補正では2,300円になっている。差額分の補正はないのか。文化財保護センターの備品購入費、957万8,000円の内容を。また、百草図書館の職員の配置は何名を考えているか、等でございます。

また、今回の補正には出ていませんでしたけれど、中央公民館の改修について、補正するものは補正して、きちんとするべきではないか、等の質疑が出されました。

これに対する理事者側の答弁は、次のようになっております。

営繕費については、屋上の修理のほかに非常階段のさびがひどく、修理を要する。

東光寺小学校手洗い場、幼稚園の浄化設備の修理費にかかり、当初より不足が生じた。

講師料については、補正額内で間に合うと考えていた。

文化財保護センターについては、今まで場所がなく、当初できなかったものの整備をここでする。

図書館については、職員を４名予定している。

中央公民館については、当初の5,400万の中で、利用者団体とよく話し合い、設計を見直し、改修を進めていく。

以上のような答弁がございました。

また、主な意見といたしましては、中央公民館を改修するに当たっては、補正をしっかり組み、対応する必要があるのではないか、という意見と、利用者の立場からすると要望があるかもしれないが、理解してもらうことも必要、という意見も出されました。

採決に入り、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に、厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（米沢照男君）　歳出のうち、民生費、衛生費、消防費についての厚生委員会の御報告を申し上げます。

民生費は、4,346万8,000円の増額。衛生費が326万3,000円、消防費が94万6,000円、それぞれ増額であります。質疑応答によって補足された説明を含めて、御報告を申し上げます。

まず、民生費でありますけれども、社会福祉費の関係で、老人福祉費、備品購入費として、ゲートボール場用のトイレ２棟、46万円が計上されております。このトイレの管理については、特定の人の使用ということで、使用者に管理をしていただく、という考えであります。

次に、コミュニティー費の中の地区広場のトイレの設置、111万3,000円でありますけれども、これは６万円掛ける６カ月、そして３カ所分の設置費であります。この管理については、不特定多数の人の使用ということで、管理を委託する考えであります。週１回の委託清掃ということになりますけれども、そのほかは、必要に応じて近隣の自治会にも管理を要請したい、という事務当局の考えが、報告、説明されております。

次に、児童福祉費、児童福祉総務費の関係で、ひとり親家庭医療費助成制度準備として、39万4,000円が計上されました。これは、準備のための臨時職員の雇い上げの賃金であります。

来年４月からの実施によって、ひとり親家庭の子供が18歳になるまで医療費が無料に

なる、という点が１点であります。

２点目は、対象は、約650世帯。母子手当を受けている家庭が対象となるということで、十分、対象については把握できる、という説明がされております。

３点目としては、他市では約半数が実施をする予定だ、という説明もされております。

次に、児童措置費、扶助費の194万4,000円の計上でありますけれども、これは民間保育所の延長保育事業に対する扶助費であります。当面、日野保育園と栄光保育園の２カ所。朝７時から夕方７時までの保育に対する扶助が、予定されております。

要望意見がありました。トイレの設置に関連しまして、既に地域住民の自主的にトイレが設置をされ、管理をされているという状況から、今後、こうした住民の自主的な設置によるトイレの修理、修繕について検討してほしい。こういう意見が出されておりましたので、つけ加えておきます。

次の衛生費でありますけれど、し尿処理費の工事請負費326万3,000円でありますけれども、これは処理場のポンプ室の石綿の撤去、改修工事費であります。

次に、消防費の非常備消防費、負担金補助及び交付金の94万6,000円でありますけれども、事務組合消防関係負担金として計上されております。ちなみに、現状の消防団は490名という報告がされております。

本件は、厚生委員会、全員異議なく原案可決と決しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

次に、建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（川嶋　博君）　平成元年度日野市一般会計補正予算の第２号、建設委員会に付託された結果を御報告申し上げます。

補正額は、２億1,289万8,000円で、トータルにいたしまして72億8,795万円となりま

した。

審議の主な内容につきまして、御報告を申し上げます。

土木総務費につきましては、公共測量作業規程をつくるための印刷製本費が入っております。

また、道路新設改良費につきましては、側溝の新設、道路改良に伴う測量費が計上されております。

また、公有財産購入費につきましては、新井71号道路用地の買収費として、当初予算に対する不足額が計上されております。

また、交通安全対策といたしましては、平山橋からＮＢＣに向かうＳ型道路の曲線道路の安全施設の改良と、高幡台１号線の歩道設置の予算が計上されております。

続きまして、河川費になりますと、河川費の維持費につきましては、ふるさと水辺活用事業費として、アンケートの調査・解析、ビデオシナリオ等の委託料が計上されております。

続きまして、同じように備品購入費としましても、スチールビデオ、ムービー一式としての備品購入費が計上されております。

また、都市計画費につきましては、街路事業費、都市計画道路の３・４・14号線、前の呼び名でいきますと２・２・５号線でございますが、それの用地の、工事にかかわるための用地の借り上げ料として計上されております。

また、公園管理費といたしましては、委託料として、公園緑地法面等の草刈業、南平の丘陵公園の管理費として予算が計上されております。

その他につきましては、緑化費として、松くい虫の駆除だとか花卉の栽培等に対する予算としても、計上されております。

最後に、土木費のうちの住宅費でございますが、住宅管理費のうちの工事請負費、川原付住宅のふろ場の修理、及び高幡市営住宅の浴室の改修等の予算が計上されております。

委員会としまして、十分、審議を行いまして、全会一致、原案を可決したことを御報告申し上げます。

以上で、御審議をお願いいたしたいと思います。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって建設委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長報告について、御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第84号、平成元年度日野市一般会計補正予算（第２号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第79号、日野市東部会館条例の制定、議案第80号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第81号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第82号、日野市立シルバー人材センター条例の制定、議案第83号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（米沢照男君）　議案第79号、日野市東部会館条例の制定について、厚生委員会の御報告を申し上げます。

本議案は、万願寺土地区画整理地内へ会館建設をすることに伴って制定される条例であります。

議案審議を通じて出された質疑、意見の主なものを御紹介いたしますと、主な質疑は５点ありました。

１点は、あれこれ禁止条項が設けられてあるけれども、会館の運営については、市民本位に柔軟に対応すべきではないか。

２点目として、バザーなど物品販売は認められるのかどうか。

３点目、プールは、障害者の使用について配慮されているのかどうか。

４点目、駐車場は何台駐車できるのか。

５点として、支所的な役割が果たせるよう検討すべきではないか。

こういう５点の、主な質疑がされました。

１点目の、柔軟な対応については、市民のための施設なので、安全第一に考え、柔軟に対応していきたい。こういう答弁であります。

２点目の、物品販売の件については、営利でなければ物品販売は認めていきたい。

３点目は、プールは、障害者の使用について配慮されているのかどうか。こういう質疑に対して、今回のこの会館については配慮されていない、という答弁でありました。

駐車場は何台か、という問い対して、12台が駐車できる。

５点目の、支所的な役割が果たせるよう検討されたい。つまり、市民サービス向上の立場から、単なる会館ではなくて、支所的な役割も果たせるようにしてはどうか、という積極的な意見を含めた質疑でありましたけれども、これは「検討したい」こういう答弁がされております。

そのほか要望意見として、障害者や老人のプール使用に対する配慮、会議室等の使用時間の延長、支所的窓口設置等々について、要望意見が出されました。

委員会として慎重審議の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しております。よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第80号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、委員会の御報告をいたします。

本議案は、都条例の改正に伴う単価アップによって、条例の一部を改正するものであります。別表１の項中、１万1,500円を１万2,000円に改める、というのが１点であります。

次に、別表４の項、支給対象に、好酸球増多症候群、原発性胆汁性肝硬変、この二つを対象に加える、とこういう内容であります。

本議案は、全員異議なく原案可決と決しました。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第81号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定についての、委員会の御報告を申し上げます。

本議案も、都条例の改正による単価アップに伴う市条例の一部改正であります。

第３条の手当の額が、70歳以上の者に支給する手当３万9,000円が４万1,000円に、70歳未満の者に支給する手当３万3,000円が３万4,500円に、それぞれ単価アップされます。

さらに、規則で定められる額を超える場合、２万2,000円が２万3,000円に、それぞれアップをされます。

質疑としては、手当の支給漏れはないのかどうか。

２点目として、支給対象の内訳はどうか、という質疑であります。

１点目は、民生委員の活動を通じて把握しているので支給漏れはない、という答えであります。

２点目は、受給対象者の内訳は、６カ月以上寝たきりの人と、65歳以上の人という答弁でありました。

審議の結果、委員会、全員異議なく原案どおり可決を見ております。よろしく御審議をお願いいたします。

議案第82号、日野市立シルバー人材センター条例の制定について、委員会の御報告を申し上げます。

本議案は、高齢者の社会参加と生きがいを促進し、福祉の増進を図る目的をもって設立をされるシルバー人材センターの管理運営について、必要な事項を定めるための条例の制定であります。

センターの事業として、第３条に明記をされております。

第１に、高齢者の社会参加と就労手段の開発。

第２に、高齢者の生きがいとなる就労相談。

第３に、高齢者事業団の一部業務に場所を提供する。

主な事業としては、この３点でありますけれども、この３条の、センターの事業に関連して、若干の質疑がなされました。

１点目は、就労手段の開発については、現状、公共的な仕事が44％、民間が66％。今度のシルバー人材センター条例の制定に伴う事業として、さらに民間企業への働きかけを強めていく必要がある、という点が、質疑応答の中で確認をされております。

２点目は、就労相談については、現状では高齢者事業団の約半分、400人の就労にとどまっている。この生きがい就労の拡大、充実を目指す積極的な相談活動をやっていくということが当面の課題であるということも、質疑応答を通じて確認されたところであります。

本議案は、全員異議なく原案可決と決しております。よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第83号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について、委員会の報告を申し上げます。

本議案は、都条例の改正に伴う市条例の改正であります。

第５条第１項の、支給要件児童１人当たり月額育成手当、9,500円を１万円に、障害手当１万1,500円を１万2,000円にアップするものであります。

本議案は、全員異議なく原案可決と決しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　１点だけ、質問をいたします。

今、委員長の報告の中で、議案第81号、老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について、委員会で質問があったということで、２点、その紹介がありました。その中の一つ、70歳以上の方、それから65歳から69歳までの方で、２種類、二通りの受給される方がいらっしゃるということで、その内訳について、受給者の内訳の質問があったということだったんですが、それに対する回答はなかったんですけれど、その点は、どのようになっていますでしょうか。

○議長（市川資信君）　　厚生委員長。

○厚生委員長（米沢照男君）　　お答えをいたします。

質疑の２点目、受給対象の内訳はという質疑に対して、答弁として、６カ月以上寝たきりの人と、65歳以上の人、そういう答弁がされております。

○議長（市川資信君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　この手当は、東京都の福祉手当なんですが、65歳以上で６カ月以上寝たきりの方に支給をされている。その中で、70歳以上の方は、今回、４万1,000円に月額改正されたということで、この方が何人いらっしゃるかというのが、内訳だと思うんです。

さらに続けて、65歳から69歳までの方が二通りの受給内容になっているということで、それぞれが何人いらっしゃるかというのが、内訳ということになるのではないかと思うんですが、そういうことではないんでしょうか。

○議長（市川資信君）　　厚生委員長。

○厚生委員長（米沢照男君）　　では、その部分については、福祉部長から答弁をしていただきます。

○議長（市川資信君）　　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　　お答え申し上げます。

今申し上げましたように、65歳の老人と、それから６カ月以上ということが、基本的に支給の条件で、第２条でございますが、その内訳はどうなのかという御質問でございます。

65歳で寝たきりは、入院している人と、それから在宅がありまして、これは369人でございます。そういう数字を持っております。65歳の老人と、それから６カ月以上の、これに該当する人々でございますが、もう少し詳しく申し上げますと、在宅で193人、

それから入院で166人ということで、369人が、今現在、該当しております。

以上です。

○議長（市川資信君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　わかりました。

65歳以上で、６カ月以上寝たきりの方というのが対象になるわけですね。条件が二つあるわけですね。65歳以上であるということが、まず一つ。それから、６カ月以上、寝たきりでなければならない、ということがもう一つの条件。二つあるわけです。

さらに、それらの条件を満たす方の中で、70歳以上の方は支給月額が一番高いわけですね。ですから内訳ということになると、70歳以上の方は、では何人かということになると思うんですけれど、それを私はお聞きしたんですけれど。私がお聞きしたというよりも、委員長が、そういう内訳についての質問があった、とおっしゃったから、答弁はどうだったのかなと思いまして、お聞きをしているんです。

○議長（市川資信君）　　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　　70歳以上は、ちょっと今、手元に資料を持っておりませんです。後ほどで、お願いいたします。

○議長（市川資信君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本５件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本５件について採決いたします。本５件に対する委員長報告は原案可決であります。本５件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第79号、日野市東部会館条例の制定、議案第80号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第81号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第82号、日野市立シルバー人材センター条例の制定、議案第83号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第87号、平成元年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（米沢照男君）　議案第87号、平成元年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について、第１号です、厚生委員会の御報告を申し上げます。

補正額は、歳入歳出とも506万8,000円であります。

歳入は、都の支出金が506万8,000円、増額補正されたものであります。

歳出では、水道管理費、業務費、共済費として、506万8,000円が計上されております。これは、行革特例法による公的負担の減額分として、ここに計上されたものであります。

慎重審議の結果、全員異議なく原案を可決いたしております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第87号、平成元年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第85号、平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）、議案第86号、平成元年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（川嶋　博君）　議案第85号、平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第１号の建設委員会の御報告を申し上げます。

歳入歳出1,089万2,000円を追加いたしまして、トータルで45億5,929万1,000円となるものでございます。

内訳といたしまして、この財源といたしましては、前年度繰越金より補正されたものでございます。

歳出につきましては、新町地区まちづくり調査の委託料でございます。四谷前、東光寺上の26ヘクタールの調査でございます。

全会一致、原案可決を御報告申し上げます。

以上でございます。

続きまして、議案第86号、平成元年度日野市下水道事業特別会計補正予算第１号でございます。

歳入歳出とも7,526万5,000円を追加いたしまして、トータルで53億5,936万3,000円とするものでございます。

この歳入といたしましては、前年度の繰越金を充当するものでございます。

歳出につきましては、下水道管理費、日野市公共下水道基本計画の見直し、及び都市計画変更図作成の費用の委託料でございます。

また、都市下水路費といたしましては、下水道管等の移設補償、補塡及び賠償金でございます。

それから、委託料といたしましては、神明上都市下水路の実施設計の委託料が含まれております。

以上、全会一致、原案可決と決したことを御報告申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第85号、平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）、議案第86号、平成元年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第88号、市道路線の廃止、議案第89号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（川嶋　博君）　議案第88号、市道路線の廃止について、建設委員会の御

報告を申し上げます。

この路線は、新井48号線、新井551番地先から非常に小さな12メートルの道路の廃止についてでございます。現況は廃滅して、公共の用に供されていないための廃止でございます。

この88号については、全会一致、可決したことを御報告申し上げます。

続きまして、89号、市道路線の認定でございます。この４路線がございまして、南平41号線の、南平五丁目の28番26地先から、28番50地先まで107.35メートル、幅員が５メートルでございます。

あと１点につきましては、南平42号線、57.03メートルの延長でございます。

また、南平43号線につきましては、45.28メートルでございます。

最後の１点につきましては、平山55号線、平山三丁目４番３地先でございます。長さといたしましては、22メートルの道路でございます。

いずれも新設道路の用地の寄付の受領による道路でございます。

また、あとの平山につきましては、開発行為の完了に伴う帰属によるものでございます。

以上、４点につきまして、現場を建設委員会といたしまして視察をいたしまして、十分、審査を行い、全会一致、可決したことを御報告申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第88号、市道路線の廃止、議案第89号、市道路線の認定の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後５時28分　休憩

午後６時52分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第71号、昭和63年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。

一般会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔一般会計決算特別委員長登壇〕

○一般会計決算特別委員長（福島敏雄君）　それでは、昭和63年度一般会計決算特別委員会に付託をされました議案第71号、昭和63年度日野市一般会計決算の認定について、特別委員会での審議の経過と結果について、報告をいたします。

昭和63年度一般会計歳入歳出決算額の状況は、歳入総額361億5,153万5,000円。歳出総額354億6,344万4,000円。歳入歳出差引残高は、６億8,809万1,000円。翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額がゼロでございますので、実質収支額は６億8,809万1,000円の黒字でございます。

ただ、前年度実績収支額が６億6,017万円ございましたので、単年度の収支額といたしましては、2,792万1,000円の黒字ということが、決算の概況でございます。

委員会の審議は、９月21日、22日、25日の３日間行われ、延べ43人から150件の質問が出されました。

まず、歳入全般では、８人の委員から40件の質問が出されました。

質疑の主な内容を御紹介をいたしますと、一つは、消費税に関する質疑でございます。市長として、消費税をどう考えるか。さらには、消費税導入による影響額が８億円ということが市から言われているわけでありますが、税制改革全体から考えれば、特に利子割交付金、こういうものも含めて考えれば違うのではないか、というような指摘がございました。

これに対して市長からは、消費税は政治問題になってきている。日野市の影響額は約８億円のマイナス影響であり、議会の意見書もあるし、選挙に対する国民の意思も明らかなように、ぜひ廃止をしてほしいものだ、とこういう回答でございます。

消費税による影響額は約８億円である、との答弁がなされまして、利子割交付金を消費税と直接結びつける考え方につきましては、執行部の方から答弁はなされておりません。

次に、市税収入の予測についてでございます。

当初予算に対しまして、個人市民税が９億5,700万円の増、法人市民税が14億6,300万円の増。合計24億2,000万円の増であるが、市税の予測はどうやっているのか。こうい

う質問であります。

これに対しまして、個人市民税の伸びは、土地分離課税の大幅な伸びによるものであり、大変予測は難しいものであります。法人市民税は、大手20社の聞き取り調査などしておりますけれども、決算時期と納税時期のずれなどありまして、結果として大幅に外れた。しかしながら、平成元年度はそう狂いはないという分析をしている、という答弁でございます。

次に、固定資産税の評価額の考え方につきましての質問がありました。次の評価がえに対する方針を聞きたい。土地価格の上昇が固定資産税にどう影響するのか、ということでございます。

答弁といたしましては、次の評価がえは平成元年７月１日の価格が基準になるが、この３年間で平均2.11倍に公示価格はなっている。23区では、前回の見直しで2.8倍になったものを1.5倍程度にした、とこういう経過があるようでございます。日野市としては、三多摩各市と、現在、連携して検討をしておりますが、前回並みの上昇率をめどに考えていきたい。

さらに市長からは、物価を10％以上上げるのは不当であり、極力抑えたい、との表明がなされております。

次に、公共・公益施設費についてでございます。

27件で３億6,000万円の寄付金の歳入があるが、監査報告でも指摘されているとおり、日野市は負担が高過ぎるのではないか。また、このことが、寄付金から逃れようとするために、細切れの開発促進につながっていないか。こういう指摘であります。

市長からは、この制度により緑が保てたと思う。２番目といたしましては、今後の考え方として、市外からの人のものは厳しく、市内の、特に農家の人の場合は理解のある対応を考えたい。

そして担当部局からは、現在、検討中であり、今年じゅうに改正を考えたい。こういうような回答がございました。

次には、都並びに国の補助金、負担金の関係についてでございます。

質問の１点は、昭和60年から63年の国庫負担減の累積額の資料を示してほしい。こういうことでありますが、お手元に資料が行っていると思いますけれども、累計では16億4,417万7,000円の影響額が出ている、ということになっております。

二つ目といたしましては、高幡特別養護老人ホームの都の補助金との関係におきまして、公立の場合、用地費、運営費の補助がないと聞いておりますけれども、23区は、ずばり補助金という名称かどうかはともかくとして、実質補助金が出ている。三多摩格差解消に努力すべきでないか。こういう指摘であります。

市長からは、大変大きな課題だと思う。日野市の取り組みは評価されており、運営費も検討中と理解している、こういうような答弁でございました。

その他、市営住宅の収入オーバーの状況、土地建物財産貸付収入の実態、徴税率と徴税コスト等の質疑が行われておりますけれども、詳細は省略をさせていただきます。

次に、歳出について、質疑の経過を御報告をいたします。

延べ28人から92件の質疑が行われております。まず、議会費、総務費では、市長交際費について質問がされました。市長交際費の資料要求に対して、市側からは、資料が提出されたわけでありますが、この資料公開は評価をいたしますが、内容を見ると妥当かどうか疑問の支出がある、こういう指摘でございます。

市長からは、無原則な支出はないと思っている。公費なので、それにふさわしい支出をしてきたが、これからもそういう考え方を貫いていきたい、こういう趣旨の答弁がありました。

２番目には、事務改善についての質問でございますが、電算化、特に収納オンラインシステムの開発に当たっては、人の面などで効果を明らかにしていくべきではないか。

さらには、２番目といたしまして、昭和63年度の事務改善の提案件数、内容、採用状況がどうなっているか、とこういうことでございます。

まず、答弁といたしましては、人の面は、はっきり言えませんけれども、市民サービスの向上、経費の節減、事務作業の軽減につながっている、こういう考え方であります。

２点目の、提案は４件ございましたけれども、即採用された提案はなかった、ということでございます。

さらに、ラスパイレス指数は幾らになったか、とこういう質問でありますが、昭和61年、111.5、62年、110.7、63年、110.5ということで、若干ずつ下がってきております。ただ、元年度の予測は110.6ぐらいに予想されます。これは、職務給を導入したことによる増だ、とこういう見解が示されております。

その他の要望を含めた質疑の内容といたしましては、自衛官の募集事務をもっと積極的にするべきではないか。

社教センターの再建に関係者はもっと努力をせよ。

市内連絡バスの運行に努力し、交通不便地域の解消を図れ。

さらには、日野市の表彰に当たって、庁内から推薦する者に漏れのないようにしてほ

しい、こういう指摘でございました。

次に、民生費、衛生費、労働費の質疑内容を報告をいたします。

まず１点目は、生活・保健センターの利用の仕方について、多くの市民から不評を買っているという指摘が、数多くの議員から述べられました。その項目は、栄養保健指導室（料理室）が市民団体が使えないのはおかしいではないか。駐車場の標識設置場所が悪く不親切である。夜間の利用時間は、実質９時30分までできるようにすべきだ。さらには、申し込み方法は３日前となっているが、空いていれば前日でも受け付けるべきだ。さらには、小さな部屋にも暗幕を設置すべきだ。このような、市民要望を踏まえた指摘がなされました。

これについては、各項目とも市側より、今より前進する方向で努力する旨の答弁がなされております。次には、勤労青年会館、児童館、地区センターに対しての質疑であります。

まず、児童館の日曜日の夜間の地域開放を進めてほしい。さらには、勤労青年会館は電機コンロなのでお湯が沸かない。地区センターのメンテナンスはきめ細かく実施してほしい。――というような指摘がございまして、これもそれぞれ前向きの答弁がなされております。

次は、老人福祉事業についてであります。

一つは、在宅福祉重点の視点から、奉仕員の確保と、介護する人への援助の必要性についてどう考えるか。

こういう質問でありますが、答弁といたしましては、現在の制度に加えて、婦人に参加してもらう仕組みを考えていきたい、さらに、老人看護手当は増額をしていきたい、こういう答弁がありました。

次に、老人ホームの入所待ちの人数は何人か。高幡特養ホームの入所は日野市民に限るのか、とこういう質問でありますが、特養ホームの入所待ちは47人である。50人の定員のうち45人程度を日野市民と考えております、こういう答弁でございました。

さらには、かしの木荘の使用料収入は経費の１割にも満たない。利用者増に向けてバーベキューセットを購入したが、利用されているか。こういう質問でございますが、63年度は対前年比13％の利用者増となっている。バーベキューセットは残念ながら１回も利用されていない、とこういう答弁でございました。

次に、老人給食事業についてでありますが、各家庭に届けるだけでなく、利用者が一緒に食事する機会をつくれないか。また、この事業を障害者にも広げられないか。こう

いう指摘であります。

答弁といたしましては、利用者の交流の場は考えてみたい。ただ、対象は老人に限っております、という答弁でございます。

さらに、この項におきます要望に近い質問といたしましては、ゲートボール場に道具を入れる小屋の設置をすべきでないか。さらには、理美容券の利用者に、できるだけ土曜、日曜を外してもらう指導をすべきではないか。こういう要望が出されております。

さらに、川原付市営住宅の修繕料400万円について、補正予算を組んで議会に図るべきではなかったか、こういう指摘であります。

これに対しましては、高幡特養老人ホームの建設に際しまして、２人の身障者から騒音にたえられないと訴えがあり、時間的な余裕がなく、人道上のこともあり、予備費を流用させてもらいました。こういう答弁でございました。

さらに、学童クラブの父母負担3,160円は上げる考えはないか。こういう質問に対しましては、食べ物は自己負担の原則で考えていきたい、とこういう答弁でございます。

次に、農業費、商工費、土木費、消防費につきましての質疑の内容でございますが、まず１点目は、道路改良工事で、市道４メートル未満の改良工事は、何メートルの予定に対し、どの程度実現したか。

こういう質問でありますけれども、答えは、当初、390メートルの予定に対し、600メートルの工事が完了した。こういう答弁でございます。

さらには、放置自転車に関してでありますけれども、質問の１点目は、１万1,000台撤去したというが、対策の基本を聞きたい。さらには、南平駅北の駐輪場は利用率が低く、マイカー置き場等になっている。市内駐輪場の点検が必要ではないか。

こういう指摘でありますが、まず１点目は、駐輪場の確保に努力をしております。撤去は望ましくはないが、他の迷惑になるときはやむを得ない、というふうに考えております。規制よりも誘導ということで考えてまいりたい、とこういう答弁であります。

南平駅北の利用率は８％であるそうであります。早速、市内駐輪場の点検をしたい。こういう答弁であります。

さらに、近くに信号機が設置され、存在価値の少なくなった歩道橋の撤去についての考え方をただす質問がありました。

これに対しましては、設置された歩道橋は、これまで１件も撤去された事例はない。今後、撤去できる可能性を探っていきたい。こういう答弁でございます。

さらには、生け垣補助を全市域に広げるべきではないか。

こういう質問に対しましては、答えといたしましては、早期に要綱を改正して全地域を対象としたいと考えております。こういうことでございます。

次の教育費、公債費、諸支出金、予備費についての質疑の内容を、報告をいたします。

まず、１点目は、安曇村の林間施設の土地面積が２区画。議会は３区画要望したわけでありますが、このことが１区画になったことについて、複数の委員から、市側の対応のまずさを指摘する質問がありました。

１点目は、安曇村との契約の内容が知りたい。１区画増の要求は文書でしたのか。

２番目は、予算の中から半分不用額が出ているのは大変問題だ。この問題について議会に対する反省を聞きたい。というような内容でございます。

答弁といたしましては、契約書のコピーは提出をいたしますということで、１区画増の要求の文書のやりとりはありません。村側の事情で変更になりましたが、８月７日、市長が安曇野に出向いて、村と市の信頼関係を深めております。元どおりの契約に直したい。こういう答弁がございました。

さらには、対応といたしましては、６月議会に説明すべきであったと思います、とこういう答弁もございます。

さらには、学区域検討委員会の審議はどこまで進んでいるか。

こういう指摘がありましたが、現在、詰めの段階であり、12月議会には答申を示せると思う、という答弁でございます。

さらには、外国人英語教師の成果と今後の方向について。

こういうことでございますが、答えといたしましては、昭和63年に１校、元年度は２校にふやしております。教師、生徒ともによい影響が出ております。来年は全校で実施をしたい。こういう答弁でございます。

さらには、図書館に対する質疑について、御報告をいたします。

一つは、読みたい本がないという声があるが、どういう基準で購入しているのか。

二つ目は、中央図書館の駐車場は狭いので、何とかすべきではないか。

三つ目は、高幡図書館の脇に二、三台置ける駐車場ができないか。

また、七生支所の駐車場も使えるよう標識を出すべきでないか。

さらには、百草図書館の駐車場は確保できないか。

こういうような内容でありますが、まず答弁の方といたしましては、毎週１回、職員の会議で決めております。もし、そのようなときは、要するに読みたい本がないというようなときには、職員に声をかけてもらいたいし、リクエストカードもぜひ利用してほ

しい、という答弁であります。

中央図書館につきましては、区画整理にお願いをしている、とこういう答弁でありますが、区画整理の方からは、何とか保留地を充てる努力をしたい、という答弁がなされております。

高幡図書館につきましては、七生農協の借地でありますけれども、可能性があるので努力をしたい、ということでございます。

百草図書館の駐車場は、大変、期待に沿えない、ということでございます。

さらに、市民の森スポーツ公園、グランドの利用について、指摘がございました。フェンスを設置をいたしまして、100円の使用料を取ることはおかしいのではないか。せめてグランドの外側のスロープには、自由に入れるようにすべきではないか。こういう趣旨の御指摘でございます。

答弁は、利用者負担が筋ということでフェンスを設置し、使用料を取ることにした。ただ、市内高校生は、小中学生並みに無料としている。陸連の要望で公認グランドを目指して建設した経過があり、多少専門的になっていて、広場とは違います。しかし、自由に使えることも大事なので、もう少し検討させてほしい。こういう趣旨の答弁がありました。

そのほかといたしましては、奨学資金の対象人員、臨時職員の人数と期間、さらには、給食調理員の研修内容などについて、質疑がありましたが、ここでは省略をさせていただきたいと思います。

大綱、以上のような質疑の後、慣例にならいまして、意見、討論は本会議場で行うことを確認をいたしまして、直ちに採決に入りました。採決の結果は、賛成多数で、議案第71号、昭和63年度日野市一般会計決算を認定すべきものと決した次第でございます。

なお、賛成は８名で、自由市民会議の５名の委員を除いた全員であります。

以上、昭和63年度一般会計決算特別委員会の審議の内容と結果について、報告をいたしました。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　１点、伺います。

今、ページをめくっておりまして、まだ見つかりませんから、細かい関係を省略しますけれども、川原付の団地の、要するに修繕関係、400万円の流用ということで、予備費から流用した、というようなことでおっしゃっておりまして、それに間違いがないかどうか、１点確認――要するに、福祉の予算の中から、ほかの項目から流用しているな

らともかく、予備費から流用したということになりますと、ちょっと視点が変わってくると思います。

あわせて、そのときに、こういった、要するに通常であれば、市営住宅を管理する担当課の方の予算、総務費関係ですか、通常、とられるべき予算であろう、というふうに私は考えるところですが、先ほどの説明の中で、緊急の措置というようなことも言ってありました。そこら辺については、どういった回答があったか。要するに、予算をとる項目の関係です。そのことが質疑をされたかどうか。

そして、今後、また福祉センター、これは今後に向けてですけれども、この施設ができ上がりますと、今入っている施設からもとへ戻るというようなことが予測されますけれども、現在、手を入れた２カ所の問題。その後に、また修繕、要するに、もとへ復元するというようなことであれば、予算が何がしか、かかる。こういったことが予測をされますけれども、そんな点について質問があったかどうか、確認をさせていただきます。

以上です。

○議長（市川資信君）　特別会計決算特別委員長。

○特別会計決算特別委員長（福島敏雄君）　私のメモで、予備費の流用をさせてもらった、というようなことの答弁が書いてありましたので、そういう答弁になったわけですけれども、今の土方尚功議員の質問につきましては、ぜひ、全部引っくるめて担当の方からお答えをいただいた方がよろしいかと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　お答えいたします。

それは、ページでは、125ページでございます。そして、これはその前の123ページのところにございますが、３．１．６．15から流用ということで、予備費ではありません。そういうことが１点です。

それから、これらについて、担当の方は福祉部でございます。しかし、川原付住宅ということで御質問で、予算的には総務部の管財課の予算で執行すべきではないか、というお話でございますが、これにつきましては、決算でもお話しいたしましたけれども、３課――管財と私どもと財政と、３課で協議いたしまして、緊急的なものであるというようなことから、予算を民生費の老人福祉課の方から出すということで決定しまして、ここに私どもの方から執行した、ということでございます。

もう１点、改良しました。修繕しました。そして、それを今度はもとに戻すということで、来年になりますけれど、２戸でございますが、これについて、どのような後の処

置になるか、ということでございますが、これにつきましては、決算委員会でも御質疑がありました。質問がありました。そして、それには、最小必要限度の修繕を行って、そしてまたもとに戻す、ということでなっております。

それは、どんなことをしたかといいますと、今ここに項目的には少しありますが、玄関のスロープをした。それから、段差を改良したとかいうことで、改良ではないか、という御質問もございましたんですが、そうした場合には、これをもとどおりにすぐに直せるような状況においての、最小必要限度の修繕にとどめるということで、実施いたしました。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。板垣正男君。

〔19番議員登壇〕

○19番（板垣正男君）　日本共産党市議団を代表いたしまして、昭和63年度日野市一般会計決算認定の立場で、意見を申し上げたいと思います。

昨年度は、森田市長、行政の基本テーマに「伸びゆく日野」を掲げました。行政の施策の五つの柱を立てまして、それぞれの目標を明らかにして、執行に当たってまいってきたわけでございます。これらの五つの目標に沿いまして、おおむね当初の目標を達成した昭和63年度ではなかったか、と思います。

私は、この中で、特に歳入の面に関しまして、次の点を指摘しておきたいと思います。

一つは、国庫補助１割カットの問題であります。これは、御承知のように、昭和60年度から始まりました、国の地方自治体に対する補助金の一律カットの問題であります。中曽根内閣から始まりまして、竹下内閣まで引き継がれてまいってきたわけでありますが、この補助金の１割カットは、当初、60年度１年限りということであったわけであります。それが、３年間、延長されるということになってまいりまして、地方自治体に対する莫大な財政マイナス影響を与えてまいってきたわけでございます。

国庫補助金の負担率の引き下げは、60年度で5,800億円の削減でありました。そして、その後、61年度には、60年度の２倍以上、１兆1,700億円の補助金カットを強行したわけでございます。その際、政府が、「この措置は今後３年間の暫定措置とする」ということと、「暫定措置の期間内においては、国、地方間の財政関係を基本的に変更するような措置は講じないとする」こういうふうに言明しておったわけであります。

しかし、62年度の影響額は、これも約束を破って、新たに補助金カット額が加算された、ということでありました。

そして63年度の影響額は、１兆6,569億円というふうになってまいりまして、４年間の合計が、何と４兆9,039億円という膨大な金額になってきたわけでございます。

日野市の場合を見てまいりますと、60年度で１億8,000万。そして61年度が４億200万。62年度に至りましては、５億1,400万。63年度は、５億4,700万円余りとなったわけであります。

この４年間の累計で16億4,417万7,000円という莫大な政府の補助金カットのマイナス影響があらわれてまいってきたわけでございます。こうした財政的な国の地方自治体に対する締めつけの中で、63年度の諸施策が展開された、ということでございます。

もう一つ、強調しておきたいことは、いわゆるマル優廃止が実施されまして、昨年の４月１日から執行をされたわけでございます。これは、利子割り交付金という形で、歳入面に計上されているわけでありますけれど、このマル優の廃止によって、20％一律課税が行われたということは、まだ記憶に新しいところであります。

この20％課税のうち、15％を国がごっそり持っていく、ということを行ったわけでありますし、わずか５％を都道府県に配分する、とこういうやり方であったわけでございます。この５％のうちの５分の３を市町村に配分する、ということになるわけでございます。利子を支払う金融期間の所在する都道府県が５％。これは全国的に見ますと、2,306億円になったわけでありますが、この分離課税、このうち５分の３を都道府県民税の割合に応じて市町村に交付する、というものであります。

一見、財政的な歳入増というふうに見られがちでありますけれど、マル優廃止によって、国民全体が大きな増税にされたということは、明白なことでございます。このことを強調しておかなければならない、と思うわけでございます。

なお、歳入の面で、森田市長、土地の高騰などを配慮いたしまして、都市計画税を引き下げを行った、という年でもあったわけでございます。

こうした財政面の厳しい中での、53年度の歳出の中における諸施策を見てまいりたい、と思います。

一つは、平和事業の推進でありますけれど、１億円の平和基金の設置がございます。安定的な地方自治体の平和事業を推進させるために、全国的にも数少ない施策の一つとして、平和基金の創設が行われました。多くの市民の皆さん方の平和への施策の強い要望にこたえて、今後の一層の平和事業の推進が期待されるわけでございます。

二つ目は、高幡特養老人ホームの新築であります。これは、森田市長が提案された際、いろいろと野党の皆さんから、質疑等々がございました。結局は、この高幡老人特養ホームも、完成間近いというところまで、今日、来ているわけでございますが、総額11億円余りの経費をかけまして、建設されているわけでございます。

１階には福祉センター、２階には高齢者在宅センター、サービスセンターを併設いたしまして、三多摩では初めての公立の特養老人ホームの建設が行われているわけであります。多くの市民の方々の御要望にこたえるものとして、高い期待が寄せられておりますし、三多摩の老人福祉の施策を進める上で、大きな一歩を踏み出すことができたものと、他の市町村に与える影響も大きいもの、と言わざるを得ないわけであります。

ここで私は、決算委員会でも指摘しておきましたように、東京都の23区と三多摩市町村への補助金の支出に大変問題がある、ということを言わざるを得ないわけであります。東京都は、公立の特養ホームの建設の場合、23区には、事実上、用地費の３分の２の割合で補助金を、財調基金の中に含めて支出しているわけであります。そして運営費にも特例加算を設けまして、これもまた補助金を支出している、というのが実態でございます。

しかるに、三多摩市町村には、これらの補助制度を適用しないという、全く我々三多摩住民には理解しがたい措置が、未だに改善されていないという実態でございます。これは、森田市長にも、強く、行政ベースにおける都側への働きかけを、要望してきているわけでありますけれど、我々日本共産党市議団も、今後、東京都などへの働きかけを強めて、改善のために全力を尽くしてまいりたい、と思います。

３点目に、市制25周年を記念いたしまして、女性の交流集会が持たれました。女性の社会参加の機会を拡大するために、さまざまな試みと施策の展開などが行われているわけでありますけれど、市制25周年を記念した、こうした女性の交流集会をきっかけといたしまして、女性のより社会進出、社会参加の機会が広まることが、大いに期待されたわけでございます。

４点目は、南平丘陵公園の築造であります。人と森を基本テーマといたしました、この丘陵の一角に、すばらしい丘陵公園が築造されたわけであります。緑と清流を取り戻すという革新市政の、このテーマにふさわしい公園が、今後、より一層、市民や付近地域住民の皆さん方の本当に楽しい場とされることを、期待申し上げる次第でございます。

教育関係では、福祉教育副読本がつくられました。小学校４年生、中学校１年生を対象にして、福祉の問題を学校教育の中に取り入れて、福祉が本当に全市民的な関心のも

とで、より温かい目で、この問題を取り上げられるべく、小学生や中学生にも副読本をつくって、教材として与えられたわけでございます。今後の教育活動に大いに生かされるよう、お願いを申し上げる次第でございます。

さらに、「青年の森・安曇荘」建設用地が確保をされたわけでございます。この「青年の森・安曇荘」でありますけれど、いろいろと議会でも論議されているようでありますけれど、昨年、森田市長、市民のリゾート施設の一つといたしまして、「青年の森・安曇荘」の建設構想が発表いたしました。とりあえず用地の確保ということで、安曇村当局との交渉が行われたわけであります。用地の確保に続きまして、今後、なお安曇当局との信頼関係を保ちつつ、当初の目標が達成されるように、努力を行っていただきたい、と思うわけでございます。

あわせまして、ふるさと博物館の建設も行われてまいりました。今後、このふるさと博物館の利用が、今、高まっているわけでありますけれど、教育の面における博物館の利用というものが、非常に期待されているところでございます。人員の適正配置なども考えあわせまして、今後の充実を望んでまいりたい、と思います。

いろいろと実績の紹介などは、たくさんあるわけでありますけれど、逐一、ここで全部申し上げるわけには参りません。特徴的なことを御紹介したわけでありますが、次に、一、二点、御指摘をしておきたい、と思います。

一つは、先ほど決算委員長が報告した中でもあったのでありますけれど、生活・保健センターの利用の件であります。いわゆる調理室の開放ということが、いろいろと意見としてもあったわけであります。

例えば、最近、公民館の建てかえが行われようとしております。料理教室というのもあるわけでありますが、工事期間中、料理教室は開かれない。その間、生活・保健センターの調理室の開放を要望した、というようなことなどもあります。

さらには、婦人センターを利用している婦人団体からも、生活・保健センターの調理室の使用などの希望意見が出ておるわけであります。まず、こうしたことなどに対応できないでいるというのは、これはいかにもおかしいではないか、というわけであります。

もともと、設立の事業目的というものもあるわけでありますけれど、その事業に支障のない範囲内で、他の施設からの要望、あるいは関連する事業のために、こうした施設を開放するというのは当然なことではないか、と思うわけでございます。これは、早急に検討して、それぞれの御要望にこたえていただきたい、と思うわけでございます。

さらに、生活・保健センターには限りませんけれど、市の施設の開放という点では、

例えば、児童館の休日や夜間の開放なども可能ではないか、ということであります。議会で一般質問で取り上げられるとか、等々、論議が行われたものであります。市の施設の有効利用という点でも、今後の検討をお願い申し上げたいと思います。

生活・保健センターに関しまして、駐車場の件でも、もっともっと利用しやすい方向で検討が行われる必要があろうか、とも思います。

さらに、３点目といたしまして利用の申し込みのことであるとか、利用時間のことでございます。利用の３日前まで、ということに申し込みはなっているわけでございますが、これは前日でも、あるいは当日でも、部屋があいているならば貸す、とこういう基本的な立場に立っていただきたい、と思うわけでございます。

さらには、会議室、練習室等々、必要な備品の完備を、あわせてお願いを申し上げておきたいと思います。

また、利用時間につきましても、夜間の、午後10時までの時間延長なども、強い要望意見として、出ているわけでございます。これらもあわせて検討をいただきたい、と思います。

最後に、申し上げておきたいことが一つございます。今議会、市長交際費の提出要求がございましたが、それにこたえて森田市長、交際費の使途、明細を明らかにいたしました。私は、この際、教育委員会の交際費、議長交際費も、あわせて率先して明らかにすべきではないか、と思います。情報公開制度に基づく諸資料の公開等々が、行われているわけでございます。市長にならって、交際費の公開を行うべきではないか、ということを申し上げまして、昭和63年度日野市一般会計決算認定の意見といたします。（拍手）

○議長（市川資信君）　宮沢清子君。

〔２番議員登壇〕

○２番（宮沢清子君）　公明党を代表いたしまして、昭和63年度一般会計決算に対しまして、認定の立場から意見を申し上げたいと思います。

歳入決算額は、361億5,153万5,304円で、収入から見ますと、予算額357億9,404万6,000円に対しまして、101％となっております。前年度決算額と比較いたしますと、29億9,710万4,019円の増加であります。特に、国庫支出金19億1,271万5,767円、市税28億3,714万8,000円等の増加によるものであります。

市税の増加の主なものは、市民税24億2,311万9,000円、固定資産税４億4,877万7,000円によるものであります。市税の収入は、前年度に比べまして28億3,714万8,000円の増

加でありますが、その伸び率は13.1％となっております。これは、市内企業の良好な業績に支えられ、法人税割りが14億6,309万1,000円の増収となったことと、個人所得割りにつきましても、地価高騰によります譲渡所得の伸びとなっておるところであります。市税の徴収率は、96.8％となりますが、前年度に比較しますと、28億3,714万8,000円の増加をしております。

市税のうちで、個人市民税における収入未済額は、５億5,949万8,056円で、現年課税分が11億5,192万8,000円であります。前年度に比較しますと、９億5,130万5,000円ふえておるところであります。担当部局では、種々の対策を行っていらっしゃることは、十分承知をいたしておるところでございますが、今後の対応もさらに力を注いで、努力をしていただきたいところであります。

歳計現金の運用につきましては、有利で確実な方法で保管をされ、支払い準備金に支障がなく、効果的な運用を行う等、制限枠内の中で、金融情報も早く把握され、預金利子１億9,435万1,000円を生み出され、効率的な運用を進められておられますことは、評価するものであります。

歳出決算額におきましては、354億6,344万4,472円で、執行率は99.1％。前年度と比較しますと、29億6,918万3,602円の増加となっております。市債の発行額は、12億700万円で、前年度と比較しますと10億7,970万円の減少となっております。公債費比率は10.6％であります。昭和62年度市債残高といたしまして、242億9,789万7,000円で、将来の財政事情の中で、市債に対する依存度の見直しも、長期的展望に立たれまして、計画的な財政運営を図られますよう、希望するところであります。

都市基盤整備の中で、下水道事業を重点的に推進される中で、南多摩処理区が今年度で、ほぼ全域供用開始となりました。浅川処理区では、一部地域が汚水管埋設工事を実施され、秋川処理区におかれましても汚水管工事が完了をされ、旭が丘処理区では、一部地域で実施されてまいりました。

（仮称）「高幡特養老人ホーム」の建設にも着手をされ、その完成が待たれるところでありますなど、諸施設の整備も順調に進められております。

昭和63年度新規事業を見ましても、（仮称）「高齢者センター」の新築、「障害者雇用促進助成事業」の発足、１歳６カ月児歯科検診を実施されています。

教育施設では、第五小建てかえ工事の改築を初め、中学校給食施設整備の最終年であります第三中学校の基本設計、実施設計を行っております。

市民生活におきましては、「財団法人、日野市環境緑化協会」が設立をされました。

また、条例によります平和事業基金も創設をされました。さらに、向川原市営住宅の建てかえ工事も、計画どおり進捗をしております。（仮称）「東部会館」の建設も進められてまいりました。

女性の施策といたしましては、女性問題カウンセラーによる「婦人相談窓口」が新設をされております。市民の健康を守るためには、休日準夜診療所も全面改築をされ、診療所体制の整備も図られており、市立病院におきましては、多軌道断層撮影や超音波診断装置を導入され、高度医療の充実が図られてまいりました。

以上のことにつきましては、賛同いたすところでございますが、１点、申し述べますと、「日野市基本計画」によりますところの大成荘の改築工事が、平成２年から５年にかけて、事業計画をされていたところでありましたが、昭和63年９月、突然にして、長野県安曇村の村有地を確保して、「青年の森・安曇荘」の建設を計画されました。このことに関しましては、昭和63年第４回定例議会に、林間施設「青年の森」として安曇村の村有地に、２区画7,202平方メートルを、土地契約負担金として2,880万8,000円の補正予算を計上されましたことは、御承知おきのとおりでございます。

文教委員会におかれましても、現地を視察、調査の結果、２区画の用地面積に固執することなく、２区画用地に接する未利用地の３区画目の用地も確保されることを考慮していただくなど、施設利用の拡大を検討されるように、との付帯意見をつけまして、賛成多数で可決をいたし、本会議におきましては、全会一致で採択をいたしましたことは、周知のとおりでございます。

平成元年７月５日に施行されました、「日野市林間施設建設懇談会設置要綱」が設置され、第１回目の懇談会が、７月10日、開催されました。この席上では、１区画購入としての内容で、趣旨説明がなされました。議会では、２区画で補正予算が計上され、承認されておる中で、平成元年３月30日、１区画3,554.3平方メートルで、土地賃貸借契約を行いました。

このような経過の中で、ことしの３月と６月の定例議会には、一切の報告がなされないまま、７月の臨時議会の全員協議会での質疑となりました。さまざまな経過があり、御苦労もおありかとお察しいたすところでございますが、議会を軽視されたと思われるような行為は、今後、慎んでいただきたい旨を切に要望させていただきます。

今、高齢化社会への移行の中で、時代の波は急速に動いております。高齢化、国際化、情報化、ハイテク社会の中におかれまして、何が最も必要かと思われますことは、発想の転換と新鮮さの魅力だ、といわれております。今後、住民サービスを初めとします福

祉施策等経済社会システムをつくり、新しい夢と希望を持ちつつ、おくれております都市基盤整備の充実、向上をするための努力と工夫を強いられております。

財政的にも、市民税、特に法人市民税の依存度の高い当市におかれましては、市の財政の充実と財政源確保に、なお一層の御努力をお願いしたい、と思います。

また、組織機構の簡素化、行政需要の多様化、事務量の増大に伴う人員増を極力抑えながら、ＯＡ化、電算化、新しい事務機器の導入を図られるなど、新しい企画、ビジョンを持ちながら、すばらしい価値を生み出していただきたいと思います。

必要に応じては、パートの活用、さらには民間活力の導入など、職員定数に関しましては、必要最小限にとどめられますように、検討をなされますようにお願いをいたします。

理事者並びに関係部局におかれましては、なお一層の御努力を重ねていただきますことをお願いいたしまして、公明党を代表いたしまして意見とさせていただきます。

以上です。（拍手）

○議長（市川資信君）　高橋　徹君。

〔３番議員登壇〕

○３番（高橋　徹君）　それでは、昭和63年度一般会計決算につきまして、自由市民会議を代表して、反対の立場から、意見を一言申し述べたいと思います。

歳入歳出につきましては、既に御承知のように、361億5,153万5,304円、並びに354億6,344万4,472円でございます。この中で、62年以降の我が国の景気回復と内需拡大策が功を奏しまして、自主財源の大幅な確保と、法人市民税の増収によって、６億8,809万832円余りの繰越額を見るまでになっておりますが、その予算の執行に当たり、市に改善を求め、また、改めてもらわなければならない幾つかの点について、指摘をしていきたいと思います。

まず、１点目であります。社会教育センターの運営状況につきましては、総務費の中から217万7,146円の支出をしているわけでございます。これは、既に維持管理費等については、社会教育センターの条例で、「補助金が交付されること」としてあるわけでございますけれども、事務費につきましては、条例に基づかない補助金として、昨年の62年度に引き続き、違法に支出をしているところが認められるわけであります。

２点目としまして、市長交際費についてであります。月額30万、年間360万円についてでありますが、今年度の決算委員会で、初めてその資料が議会に提出されたわけでございます。その内容を見てみますと、特定の、大変に政党色の濃い団体等に対する祝い

金、その他名目の支出が多く、本来ならば市長交際費としては切り離して、これに充てるべきではないか、というふうに理解をできるところであります。

しかしながら、この市長交際費というものは、今後とも公開を継続し、また、議会の要求がある場合には、いつでも公開をしていただきたい、と思います。

３点目は、安養野の土地、林間施設土地契約についてであります。これは、昭和63年度の３月30日に4,000平米を契約をいたしたわけでございます。この契約につきましては、自由市民会議は、常に日野市の長期計画にのせ、検討されたものが、すなわち実施計画に移され、当初予算にのせるのが筋だと思うわけでありますが、毎年毎年、新たな新規事業として補正を組むような形の中で事業化をし、それを議会に出してくるということは、大変に議会の中での審議の混乱を招き、このような形のことが、今後は起こらないように、そしてまたさらに、２区画、３区画というような目標がある中で、その一番小さい１区画の現状の中で63年度は考えられた、ということは非常に残念なことと思います。

また、来年以降は、この補正予算等を組まずに新規事業を考えるならば、ぜひ日野市の基本計画にのっとって予算執行をしていただきたい、と思うわけであります。

４点目としまして、川原付住宅についてであります。これは、修繕費の中の373万8,000円、並びに引っ越し代41万円、計414万8,000円でございますが、これは予算の流用を指摘するものであります。本来、この補正予算を組み、決算でなくし、その事前に議会の承認を得ておく必要があったと思います。

５点目としまして、職員の給与制度についてであります。その中で、職務給が昭和63年度においては50％。しかし、まだ完全実施までにはほど遠い現状を指摘しておきます。

６点目としまして、63年度、日野市では助役が不在であったわけであります。恐らくその助役が議会で、市長が承認を得られているならば、市長は対外的にも外へ多く出ていくことができ、また、関係省庁等に折衝を重ねることにより、日野市の、まだまだこれから大きな課題とされておる都市基盤整備、また、道路交通網等の促進において、翌年度に向けての積み重ねができたもの、と思うわけでございます。

７点目に、これは本年の１月でございますけれども、昭和天皇が崩御されまして、大変に多くの国民は、その弔意をあらわしたわけであります。そのような中におきまして、市長は、新年会を例年のごとく挙行をしたわけであります。このようなことにつきまして、私どもは、１国の象徴とする天皇が亡くなられたときに、それを余りにも無神経にやられたということで、私ども自由市民会議は、この新年会には全員出席をいたさなかっ

たわけでございます。

このような、以上、７点を踏まえまして、自由市民会議を代表して、一言、意見とさせていただきます。（拍手）

○議長（市川資信君）　奥住日出男君。

〔１番議員登壇〕

○１番（奥住日出男君）　市民クラブを代表しまして、63年度一般会計決算を認定する立場から、一言、意見を述べさせていただきたいと思います。

執行者側からの主要な施策の成果についての報告、さらには、監査委員の意見書等で、予算の執行が、基本計画、実施計画等と関連して、ほぼ計画的に、かつ適正に行われていることを確認をいたしております。市長以下、職員の努力には、敬意を表したいと思います。

しかしながら、市民要望に対し、どの程度こたえたか。いわゆる満足度はどうなっているか、という面から決算を見ますと、必ずしも十分ではない。このように受けとめております。限られた財源を市民生活の改善、向上のために、いかに効率的に、経済的に使用するか。さらに一層の御努力をお願いしながら、来年度の予算編成にぜひ反映させていただきたい。こういう点も含めまして、以下、５項目について意見を述べさせていただきたい、と思います。

まず、１点目でございます。高齢者施策の推進につきまして。高齢化社会への移行が急速に進む中で、高齢者が安心して生活できる施策の推進、これは市政にとって大変重要なテーマでございます。63年度も施設の建設、あるいは就労の機会確保のためのセンターの新設等々、主要事業に着手されましたけれども、長期的な視点から、財源確保という点では、一考を要するんではないか、とこんなふうに受けとめております。さらにきめ細かな行政の推進をお願いしたい、と思います。

２点目は、青少年の健全育成と社会教育の充実についてでございます。

家庭、学校、地域、さらには、行政が連携しながら努力しているにもかかわらず、青少年の問題行動や非行化は後を断ちません。青少年の健全育成は、地域における先輩、後輩の関係も、大事な要素の一つです。年代を超えた交流や学習の場の整備、拡充にも力を入れていただきたい、このように考えます。

青少年の健全育成と体験学習の場として、先ほど来、言われていますように、長野県の安曇村に若干の用地は確保されましたけれども、余りにも遠過ぎます。契約施設でも結構ですから、もっと身近なところに触れ合いの場を設けていただきたい。強く要望しておきます。

３点目は、勤労者施策の充実と産業経済の振興についてでございます。

御案内のように、今日、産業はまさに活気がございます。しかしながら、勤労者施策には余り活気がない、というのが実情であると感じております。そこで、現実を直視しながら、考え方を述べ、施策の充実に一層の努力をお願いしておきたい、と思います。

日本人は働き過ぎという国際的な世論の中で、今、労働時間の短縮が国民的課題となっていることは、御承知のとおりでございます。国が率先してやらなければ、労働時間の短縮は進まないという、こんな言い方もされております。そういった声に、公務員の隔週週休２日制も実現を見たところでございます。今後、多くの分野で進んでいくと思うわけでございます。

したがいまして、余暇時間の活用の場としての施設整備が重要になってきます。今議会の行政報告の中で、森田市長から「文化・スポーツ行政推進本部設置」の件が報告されました。勤労者施策の充実のためにも、精力的な取り組みをお願いしたいと思います。

一方、今、勤労者にとって、これは市民もそうですけれども、悩みの一つとして、手ごろな集会施設が不足している、とこういう声が数多く出されております。

具体的に申し上げますと、300人から500人ぐらいの規模の施設が、今、必要になってきております。市内の産業経済を全国にＰＲすることも包含した「産業会館」のような施設の建設を検討し、住むことが喜びであり、誇りであると同時に、働くことが喜びであるまちである、といえるような施策も推進していただきたい、このように思います。

４点目は、都市基盤の整備でございます。継続事業である下水道事業、並びに土地区画整理事業は、確実に進捗しておりますけれども、下水道事業は、健康で文化的な生活を営む上で、住民要望のトップランクになっております。計画を早めるぐらいの意気込みで、なお一層の御努力をお願いしたいと思います。

一方、おくれがちの都市計画道路の整備について、一定の進捗は見られておるわけでございますけれども、結果として、交通渋滞の緩和は図られておらない、というのが現実でございます。

このような折、９月21日、東京都は、多摩地域の都道整備スピードアップのために、地元市町村が東京都にかわって先行整備を申し出れば、事業費を特別交付金として提供する、いわゆる道路整備資金制度を創設する方針を固めた、と報道されております。これは、御承知のとおり、鈴木都知事が一般質問に答える形で約束された内容でございますけれども、今後、制度の活用を検討しながら、道路整備の促進を図っていただきたい、

というふうに思います。

最後の、５番目でございます。行財政の効率的な運営について。

自治体が、市民サービスの質的向上を目指すためには、絶え間ない工夫と努力が必要であることは、今さら申すまでもございませんけれども、組織機構が壁になっていたり、特定の部門が繁忙であったりしていては、総合的な成果は期待できません。変動する社会情勢や経済情勢に的確に対応していくためにも、機能性、機敏性を兼ね備えた組織機構が望ましい、というふうに考えます。

また、行政効果を高めていくためにも、マンネリ打破が大事であります。日ごろの努力は認めますけれども、職員の英知を結集し、なお一層の御努力をお願いしておきます。

以上、市民クラブの意見とさせていただきます。（拍手）

○議長（市川資信君）　一ノ瀬　隆君。

〔18番議員登壇〕

○18番（一ノ瀬　隆君）　社会クラブを代表して、1988年度一般会計決算を認定することを表明いたしまして、若干、発言いたします。

88年度１年間も、また、日野市発展のための、日野市民のための数々の施策が実行されています。配付されました「主要な施策の成果・基金の運用状況」を見ますと、主要な施策の成果として、一般会計112の施策が掲載されています。112の施策それぞれについて、よかった、立派だった、と申し上げる必要はないと思いますが、その一つだけ、イの一番、最初に挙げられているものについてだけ、付言しておきたいと思います。

1988年度主要な施策として、トップに挙げられたものは、平和推進事業であり、平和事業基金の設置であります。日本社会党及び社会クラブの提案によるものであり、この実現は、高く評価したいと思います。この施策は、海外交流を平和施策の一環として加えた、議会の修正によって一段と重みを増しました。日野市民と外国の市民が大いに交流する。これが日本じゅう、世界じゅうで頻繁になれば、戦争なんか起きない。海外交流が強力な平和施策であるといえる、ゆえんであります。姉妹都市の提携強化が重要であり、この意味で、このたび、市川議長を含めた日野市議団が、姉妹都市レッドランズを訪問し、交流することになったことは、非常に有意義なことだと思います。

施策の成果として掲げられた112の施策の中で、決算の認定に当たってクローズアップされたのが、この92ページにある「青年の森・安曇荘」の建設であります。「建設用地負担金」という事業名はあり得ないので、これはミスプリントだと思います。

２区画が約束され、議会から「３区画へ努力せよ」といわれた。にもかかわらず１区

画になってしまったということで、88年度決算を承認できない、という会派もいるようです。

私は、この問題について、こう考えます。日野市と安曇村との２区画を借りるとの約束で、補正予算を組んだ。ところが、安曇村の事情で、詳しくは安曇村議会の意向で、１区画に減ってしまった。この事態の発生がことしの３月だったので、決算でその分、不用額としてあらわされた。「決算承認せず」に当たらない、仕方のないことだと思います。

しかし、ここで大きな問題として指摘したいのは、この事情を、３区画を要望した議会に何ら説明しない。長いこと説明しなかった、ということであります。これについて、決算委員会で市長は、「６月議会で私が報告すべきであった。申しわけなかった」といっています。

私は、このことが、日野市の思惑から外れて怪しくなった時点、１月か２月ごろのようですが、この時点で、議長にだけでも相談すれば問題にならなかったし、安曇村での議会が絡んだ問題だっただけに、日野市の望む方向に行ったかもしれない、と思うところです。

「施策の成果」として挙げられたものについて、照準を合わせてきましたが、ここで気がついたことがあります。私の今まで所属してきた労働組合や政党では、過去１年間の総括ないし反省の場合、「成果」のみでは決してなく、「成果と欠陥」を明らかにして、以降の活動の貴重な糧にしていくことにしていました。

ところが、決算で提出されたものには「成果」だけで、欠陥の指摘も反省もないのであります。「いい施策だった」「立派だった」といっているだけで、「この点はまずかった」「来年はこのようにしよう」との反省は、どこにもありません。安曇村の事情で１区画になったのは遺憾だった、などという記載はないのです。今後、この点を考えた決算資料の提出を考えていただきたいと思います。

ここで、「成果」として示されたものの中から、欠陥といえるものを指摘しておきたいと思います。

成果として掲げた施策の中の最も大きな事業費を要したものに、東部会館建設と並んで、高幡特養老人ホーム建設があります。他に例の少ない、市としてのこの施策、特養老人ホーム建設には、高い価値を見出すところです。これに関連した、決算委員会で指摘された、移転料、修繕料の予算の流用は、私も問題であると思います。

私は、かねてより、その年度の早い時期の予算の流用、予備費からの充当を問題にし

てきました。これは、補正のできる機会にただすべきであり、それができなければ行政報告の一環として報告すべきだ、と思います。安曇村の不用額についても、これが早い時期なら、当然、補正ないし報告をすべきだった、と考えています。

次に、決算書にはあらわれていない欠陥、反省すべき点を、一つだけ指摘しておきます。

表彰に際しての関係所管の推薦行為の怠慢であります。地方自治功労だけでなく、市のしかるべき所管の部課が推薦するのが至当である表彰は、数多くあります。そこに、幾つかのミスを見ました。怠慢を見ました。表彰されるその人にとっては、１年伸ばされることは大きなことだと考えるべきです。これについて、大して反省も感ぜられず、来年にすればいい、と軽く考えているようです。後で気がついた場合でも、表彰審査委員会を再度開いてでも、できる限りその年の表彰を実現してほしい、と思います。

以上、申し上げましたが、１年間の成果と欠陥を明らかにし、その反省の上に立って、さらなる努力をしていただきたいことを、申し上げておきたいと思います。

最後に、この決算、そして半年前の予算の、このような各会派の代表の賛成、反対の意見表明について、一言、申し上げておきます。

議長から同じように意見を求められながら、他のときとは全く違って、自席でなく、ここに登壇して発言がなされています。今から15年前の大下　博議長の「これより討論を行います」という声を記憶しています。それから登壇して、会派代表が賛成、反対を論じたのでした。聞くところによると、他の市もそうしているようですが、意見は自席で、討論は登壇と決めた方が、すっきりすると思いました。

一般会計での予算、決算について、登壇により発言があり、会派の代表によって、堂々と市政について、その見解、見識が発表されています。ところが、今、市政の重要な分野である下水道、区画整理などは、一般会計には入っていません。特別会計も含めて、一括して市政全般で論陣が張れる機会をつくりたい、と考えたところです。

以上、申し上げ、決算認定の意見といたします。（拍手）

○議長（市川資信君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市川資信君）　挙手多数であります。よって議案第71号、昭和63年度日野市一

般会計決算の認定の件は認定されました。

これより議案第72号、昭和63年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第73号、昭和63年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第74号、昭和63年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第75号、昭和63年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第76号、昭和63年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第77号、昭和63年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定、議案第78号、昭和63年度日野市老人保健特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

特別会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計決算特別委員長登壇〕

○特別会計決算特別委員長（土方尚功君）　63年度特別会計決算特別委員会における審査の経過並びにその結果について、報告いたします。

本委員会は、９月26日に開催され、初めに、議長より私が委員長に指名され、副委員長に小俣昭光委員を選出し、直ちに審査に入りました。各委員の御協力のもとに、３時55分閉会という、大変スムーズに審査を終了することができましたことを、まず報告を申し上げます。

それでは、本委員会に付託された７議案について、順次、報告をさせていただきます。

予算額に対する決算額、あるいは実質収支額につきましては、既に配付してあります決算書のとおりであります。よって、数字的なものは省略をさせていただきます。

初めに、議案第72号、昭和63年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について、主な質疑を申し上げます。

保険税の徴収率が低いが、その理由は何か。法定減免制度を受けたい人もいると思うが、取り扱いはどうか。事業の安定的見合いから、どのような考えがあるか。国保の加入者は高齢者が多いと思うが、加入状況はどうか。事務報告で見ると、助産費、葬祭費給付が低いと思うがどうか。最高限度額を上げてきたが、状況では、国の財政処置がないと困難と思うが、見解はどうか。滞納等による保険証の取り上げはあったか。

以上のような質疑を終えまして、採決に入りましたが、全員異議なく全会一致、認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第73号、昭和63年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について、

報告いたします。

主な質疑を申し上げますと、補正を行った上に不用額が出ているのはどうしてか。補助金、下河内2,000万が2,400万、南平1,000万が500万となっているが、予算見積もりが悪かったのかどうか。南平区画整理の居住者説明に不明瞭な部分はなかったか。豊田南区画整理に反対している人がいると聞くが、現在はどうか。万願寺の保留地処分価格が上がった分は、どのように使うのか。過小宅地は減歩をしないようできないか。第一、第二豊田荘の減歩の清算はどのようになるか。保留地に公民館とか病院をつくるというが、計画にないものを突発的に決められるのか。第一、第二豊田荘の隅切りは何カ所予定しているか。西平山区画整理の対策協議会への市側の説明状況はどうか。高幡踏切の進捗状況は。

以上のような内容の質疑のほか、意見として、豊田南口の区画整理について、今後、問題が起きないよう、基本説明を十分行う配慮をしてもらいたい。このような意見が出ました。

以上のような質疑、意見を終わって採決の結果、全員異議なく全会一致、認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第74号、昭和63年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について、御報告いたします。

主な質疑を申し上げますと、供用開始区域内で管が入っていないところがあるが、対策は。第二関戸橋の関係で多摩市に流すといっていたが、検討したかどうか。公共マスは１宅地一つか。または、道路から１メートル以内でなければだめか。資金繰りの面で、地方債の依存度が六十七、八％と高い比率になっている状況を聞きたい。

以上のような内容の質疑を経て採決に入りましたが、本件についても全員異議なく、全会一致、認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第75号、昭和63年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について、御報告いたします。

ここでの主な質疑を申し上げますと、入院が減少した理由は何か。患者さんの声を聞く投書箱があるが、どのような意見が投書されていたか。助産婦がいれば占床率が上がるか。病診連携というが、活用されているか。職員特例条例の活用はどうか。医業前受金が増加しているが、この性格を知りたい。ゼロ歳児でも医療費を払っている方がいる。無料であることを窓口で教えられないか。

以上のような質疑を経て採決した結果、全員異議なく全会一致、認定すべきものと決

した次第であります。

次に、議案第76号、昭和63年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について、報告いたします。

ここでの質疑を申し上げますと、消費税導入で、標準世帯で2,320円であったものが2,290円と安くなった。これで間違いはないか、という１件の質疑がありましたが、採決の結果、本件も全員異議なく、全会一致、認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第77号、昭和63年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について、御報告いたします。

本件については、農業災害補償法の制定により昭和23年に発足し、農業災害の損失を補てんし、農業経営の安定に資する目的をもって事業を実施してきたものでありますが、その後の農業経営基盤の縮小、共済資源の減少などにより、平成元年４月１日から、多摩市を除く南多摩４市が合併し、南多摩農業共済事務組合が設立され、共済事業の安定化と円滑な運営を図ることになったものであります。

したがいまして、本年、単独での本事業会計は、63年度最後となるものであります。

ここでの主な質疑を申し上げますと、行政として、農業の振興策をどのように考えているか。農協あるいは共済が一つにまとめられたことによって、問題が起きた事例があるかどうか。また、この中で、緑を守る上からも、よいまちづくりにつながる農業には、行政として、ぜひ支援をしてもらい、予算に反映してもらいたい、という要望も出されておりました。

以上のような質疑を終わって採決に入りましたが、本件についても全員異議なく、全会一致、認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第78号、昭和63年度日野市老人保健特別会計決算の認定について、御報告いたします。

本件については、特段に質疑、意見はなされませんでした。採決の結果、本件についても全員異議なく、認定すべきものと決した次第であります。

以上、本委員会に付託されました７議案について、報告させていただきました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本７件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本７件について採決いたします。本７件に対する委員長報告は認定であります。本７件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第72号、昭和63年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第73号、昭和63年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第74号、昭和63年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第75号、昭和63年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第76号、昭和63年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第77号、昭和63年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定、議案第78号、昭和63年度日野市老人保健特別会計決算の認定の件は認定されました。

これより請願第１－23号、七生養護学校にプール及びグランドの設置と日野地区に高等部単独の養護学校を新設するよう東京都へ働き掛けて頂く請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（夏井明男君）　それでは、総務委員会に付託をされました請願第１－23号につきまして、報告をさせていただきます。

本請願につきましては、同様の趣旨の要望書が既に市側に提出をされております。

また、その内容としましても、市長、教育長名で要請書は東京都に提出されたわけであります。

本委員会としましても資料の提出を求め、審査した結果、趣旨採択として、議長名をもって東京都に要請書を提出することで、全会一致、採択と決した次第でございます。よろしく審査のほどお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　今、委員長報告の中で、趣旨採択という内容の報告であったと思うんですが、趣旨採択というのは、今までどういう場合に議会で使われてきたかという、採用されてきたかということ、私はちょっとはっきりしないんですが、何か特別な結論の出し方であったのかどうか。その意味合いをお尋ねしたいと思います。

○議長（市川資信君）　総務委員長。

○総務委員長（夏井明男君）　今のお話、趣旨採択につきましては、議会でも議論のあるところでして、軽い意味で使わせていただきました。

特に、この案文の中で「日野市議会におかれましては趣旨採択の上」というふうな文言を使ってありましたので、その程度の表現で使わせていただきました。

特に内容について、個々の問題について、多少ほかの点では問題があるけれども、全体的には請願者の趣旨を踏まえて、というふうな形のものでの趣旨採択の意味ではありませんでしたので、その点、御了承願いたいと思います。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって請願第１－23号、七生養護学校にプール及びグランドの設置と日野地区に高等部単独の養護学校を新設するよう東京都へ働き掛けて頂く請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第63－14号、再び万願寺一里塚現状保存を訴える陳情、請願第１－16号、日野第二小学校校庭拡張に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（高橋徳次君）　それでは、文教委員会の審査報告を申し上げます。

まず、請願第63－14号、再び万願寺一里塚現状保存を訴える陳情についての請願の審査の結果を御報告申し上げます。

この陳情は、昭和63年第２回の定例会において付託されたものでございます。陳情者は、田中紀子さんです。万願寺の一里塚の現状保存を要望するものでございます。

委員会としては、現地調査を行い、今回までに８回の審議をいたしてまいりました。問題となっていた点は、区画整理の道路予定地に一里塚の一部がかかる、ということでございます。区画整理の方では、今なお検討中でありますが、保存することが望ましく、歴史的な意味もあるし、また、まちづくりの調和も考え、採決の結果、全員異議なく採択と決した次第でございます。

次に、請願第１－16号、日野第二小学校校庭拡張に関する請願についての審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は、９月８日の定例会におきまして、文教委員会に付託されたものでございます。小久保正明さん外7,754名の方からのもので、第二小学校の校庭の拡張を望む内容の請願でございます。

この件につきましては、教育委員会としても市長に既に要請していることであり、区画整理の調書や現地調査の考えもありましたが、できるだけ早く決めた方がよいとの意見が多く、審査の結果、お手元の報告書のとおり、全員異議なく採択と決定した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は採択であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって請願第63－14号、再び万願寺一里塚現状保存を訴える陳情、請願第１－16号、日野第二小学校校庭拡張に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第１－20号、原爆被害者援護法即時制定の促進決議と国への意見書採択に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（米沢照男君）　請願第１－20号、原爆被害者援護法即時制定の促進決議と国への意見書採択に関する請願についての厚生委員会の御報告を申し上げます。

この請願は、御承知のように、日野市原爆被害者の会から提出をされたものであります。被害者ゆえの苦しみ、悩み、不安は、44年を経た今日、なお、薄れるどころか、高齢化、病弱化と相まって、一層深刻になっております。被爆者の平均年齢60歳を超え、生きているうちに援護法をという私どもの願いを、ぜひ意見書として国に提出してほしい、というのが請願の要旨であります。

委員会として慎重審査の結果、全会一致で採択と決しております。

なお、請願採択に基づいて、後刻、原爆被害者援護法法制化の意見書案を提出する予定になっております。こぞって御賛同くださいますようお願いをして、委員会の報告といたします。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって請願第１－20号、原爆被害者援護法即時制定の促進決議と国への意見書採択に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第63－16号、都営住宅家賃値上げ中止の意見書提出を求める請願、請願第１－19号、日野駅ビル建設促進についての請願、請願第１－22号、消費税即時廃止を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本３件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第63－11号、日野市立第二中学校音楽室に机を設置させるべく日野市教育委員会に勧告に関する請願、請願第１－８号、日野市における私立幼稚園の諸問題に関する請願、請願第１－14号、日野市教委、長沢三郎教育長に辞職勧告を求める事に関する陳情、請願第１－17号、「義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫

負担制度の維持」に関する陳情、請願第１－18号、市内に四季を通じて利用できる常設のキャンプ場の建設に関する請願、請願第１－24号、義務教育国庫負担制度の意見書の提出を求める陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本６件については、文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第62－19号、東町地区公害に関する請願、請願第62－24号、犬の不妊・去勢手術に関する市と市内病院（獣医師）との委託契約の改善と猫に対しての不妊・去勢手術に対する補助に関する請願、請願第63－23号、沢川広場に便所および水道設備設置並びに広場拡張に関する請願、請願第63－24号、放射能測定器設置の請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本４件については、厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第62－42号、山王下公園周辺の市営駐輪場設置反対に関する陳情、請願第63－９号、日野市東平山地区における緑地を守るとともに、私有地の買い上げを求める請願、請願第１－１号、下程久保地区内に於ける京王帝都線路敷下トンネル拡幅工事についての請願、請願第１－６号、宮公園設置を要望する陳情、請願第１－７号、町名の変更及び制定については住民の意志を尊重することを要望する陳情、請願第１－11号、南平松風自治会内道路の市移管並びに自治会内官有地の現居住者への名義変更に関する請願、請願第１－13号、園児等、歩行者の交通安全確保の為の対策に関する請願、請願第１－15号、「日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例」の改正等についての請願、請願第１－21号、日野市三沢742番地住宅地北側山林の開発と高層住宅建築反対に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本９件については、建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第47、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉

会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第48、スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・公園対策特別委員長より、スポーツ・公園に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第49、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より、交通に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第50、市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等対策特別委員長より、市立病院等に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第１－25号、日野市体育施設の拡充及び総合体育館建設に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第１－25号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において文教委員会に付託いたし

ます。

お諮りいたします。請願第１－25号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第１－26号、「在日韓国人の法的地位協定」再協議に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第１－26号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第１－26号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第１－27号、難治性肝炎に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第１－27号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第１－27号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後８時54分　休憩

後、再開に至らず閉会

地方自治法第123条第２項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長　　市　川　資　信

署名議員　　秦　正　一

署名議員　　黒　川　重　憲